

資料編

目 次

資 料 編

第 1 防災組織に関する資料

1-1	秋田市防災会議条例	1
1-2	秋田市防災会議運営規程	3
1-3	秋田市防災会議委員	4
1-4	秋田市災害対策本部条例	6
1-5	秋田市災害対策本部運営規程	7
1-6	秋田市災害対策基本条例	21
1-7	秋田市災害対策基本条例施行規則	26

第 2 市の概況に関する資料

2-1	位置図	27

第 3 過去における災害に関する資料

3-1	秋田県に被害をおよぼした主な地震	28
3-2	秋田市災害年表	31

第 4 自主防災組織等の育成計画に関する資料

4-1	自主防災組織結成届出書	45

第 5 消防関係機関との業務協定等関係資料

5-1	消防関係機関との業務協定等関係資料	51
5-2	秋田海上保安部と秋田市消防本部との消防等に関する業務協定	52
5-3	秋田県広域消防相互応援協定書	54
5-4	秋田県広域消防相互応援協定書の解釈・運用に係る確認書	59
5-5	秋田外環状道路消防相互応援協定	61
5-6	秋田外環状道路消防相互応援協定に基づく覚書	63
5-7	秋田空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定	66
5-8	秋田自動車道消防相互応援協定	68
5-9	秋田自動車道消防相互応援協定書の覚書	71
5-10	秋田県消防防災ヘリコプター応援協定	73
5-11	日本海東北自動車道消防相互応援協定書	76
5-12	鉄道災害発生時における消防活動に関する協定書	79
5-13	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	83
5-14	日本海東北自動車道消防相互応援協定	90

5-15	防災資機材の管理運営の委託に関する協定	94

第6 国との協定に関する資料

6-1	国との協定に関する資料	97
6-2	災害時の情報交換に関する協定	98
6-3	大規模災害時における秋田市と秋田刑務所との相互協力に関する協定	100
6-4	雄物川下流における防災情報提供・放送及びテレビ会議システムの運用に関する協定	104
6-5	災害時における相互協力に関する協定書	110

第7 自治体間の協定に関する資料

7-1	自治体間の協定に関する資料	114
7-2	災害時における相互援助に関する協定書	115
7-3	東北地区六都市災害時相互応援に関する協定	121
7-4	東北地区六都市災害時相互応援に関する協定実施細目	124
7-5	中核市災害相互応援協定	128
7-6	中核市災害相互応援協定実施細目	132
7-7	大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定..	135
7-8	大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定細則	139
7-9	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	142
7-10	災害時における廃棄物の仮置場に関する協定	145
7-11	災害時における相互応援に関する協定	147
7-12	災害時における相互応援に関する協定	149
7-13	災害時における病院間の相互支援に関する協定	153
7-14	災害時における秋田県および市町村相互の応援に関する協定	155
7-15	水の相互融通に関する協定書	165
7-16	全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定	168

第8 民間団体等との協定に関する資料

8-1	民間団体等との協定に関する資料	174
8-2	災害時における生活物資の供給協力等に関する協定 (秋田市民消費生活協同組合)	177
8-3	災害時における生活物資の供給協力等に関する協定実施細目 (秋田市民消費生活協同組合)	179
8-4	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書 (イオンモール東北株式会社、イオンモール株式会社)	184
8-5	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書 (協同組合秋田卸センター)	188

8-6	災害時における物資の供給に関する協定書 (王子コンテナ株式会社青森工場秋田事業所)	194
8-7	災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書 (株式会社レンタルのニッケン秋田営業所)	197
8-8	災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書 (企業組合秋田北部清掃興業)	201
8-9	災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書 (日野興業株式会社)	205
8-10	災害等におけるし尿および浄化槽汚泥の収集運搬業務に関する 協定書(企業組合秋田北部清掃興業、五大産業株式会社、 有限会社秋田衛生社、秋田環境システム株式会社、 有限会社千秋産業、株式会社河辺清掃社)	209
8-11	災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書 (株式会社アクティオ)	214
8-12	災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター)	221
8-13	災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書 (株式会社サンデー)	226
8-14	災害時(非常時)における応援に関する協定書 (仙北西部漁業協同組合)	231
8-15	災害非常通信の協力に関する協定書 (秋田市役所アマチュア無線クラブ)	233
8-16	非常災害時における協力に関する協定書 (高尾山アマチュア無線中継局管理団体)	235
8-17	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書 (社会福祉法人秋田福祉協会)	236
8-18	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定締結先一覧.....	240
8-19	災害時における応急対策活動に関する協定書 (社団法人秋田県造園協会秋田支部)	243
8-20	災害時における応急対策活動に関する協定書 (社団法人秋田市建設業協会)	249
8-21	災害時における応急対策活動に関する協定書 (秋田市測量建設コンサルタント協会)	255
8-22	災害時における応急対策活動に関する協定書 (秋田電気工事協同組合)	261
8-23	災害時における応急対策活動に関する協定書 (協同組合あきた安心リフォーム協議会)	266
8-24	災害時における応急対策活動に関する協定書 (秋田市地質調査業協会)	271
8-25	災害時応援協定書(秋田管工事業協同組合)	277

8-26	災害時応援協定書（株式会社PUC）	279
8-27	災害時における下水道管路施設等の復旧支援協力に関する協定 （日本下水道管路管理業協会）	281
8-28	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書 （秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部）	286
8-29	災害時におけるボランティア活動に関する協定書 （特定非営利活動法人秋田パドラーズ）	292
8-30	災害等における軽自動車輸送の協力に関する協定書 （赤帽秋田県軽自動車運送協同組合）	296
8-31	災害時における救援物資提供に関する協定書（株式会社伊藤園）	300
8-32	災害時における救援物資の供給に関する協定書 （みちのくコカ・コーラボトリング株式会社）	304
8-33	災害等の発生時における上水道用資材の調達に関する協定書 （コスモ工機株式会社）	307
8-34	災害等の発生時における上水道用資材の調達に関する協定書 （株式会社イトー鋳造）	309
8-35	災害時等の電力供給に関する協定書 （秋田国見山風力発電株式会社）	311
8-36	災害時における家庭廃棄物の収集運搬に関する協定書 （一般社団法人秋田市廃棄物処理協会）	313
8-37	災害時における応急対策への協力に関する協定書 （一般社団法人秋田県建造物解体業協会）	316
8-38	秋田市の避難所等情報提供に関する協定書 （ファーストメディア株式会社）	321
8-39	災害時における支援協力に関する協定書（秋田県行政書士会）	323
8-40	災害時における支援協力に関する協定書 （秋田県遊技業協同組合、秋田中央遊技業協同組合）	326
8-41	災害時等における無人航空機による協力に関する協定書 （秋田ドローンコミュニティ）	330
8-42	災害時における仮設鋼材の供給に関する協定書 （ヒロセホールディングス株式会社）	335
8-43	災害時における軽油の供給に関する協定書（秋印株式会社）	338
8-44	災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社）	342
8-45	災害時における電動車両等の貸与に関する協定書 （秋田三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社）	344
8-46	災害時における炊き出しの実施に関する協定書 （秋田県キッチンカー協会）	350
8-47	災害時等における宿泊施設の提供に関する協定書 （株式会社グリーンズ）	355

8-48	災害時における物資の供給協力に関する協定書 (株式会社たけや製パン)	357
8-49	災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定書 (株式会社ナガワ)	361
8-50	災害時における物資の供給協力に関する協定書 (株式会社横浜ファーマシー)	367

第9 指定公共機関等との協力に関する資料

9-1	指定公共機関等との協力に関する資料	372
9-2	秋田市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定 (日本郵便株式会社)	373
9-3	秋田駅での輸送混乱時における秋田市民交流プラザ使用に関する 覚書(東日本旅客鉄道株式会社)	381
9-4	秋田駅での輸送混乱時のプラザ使用に関する実施要領	383
9-5	災害時の協力に関する協定(東北電力株式会社秋田営業所)	384
9-6	災害時の協力に関する協定(東日本電信電話株式会社秋田支店)	386
9-7	非常災害時における協力に関する協定 (秋田椿台エフエム放送株式会社)	388
9-8	災害時における緊急輸送等に関する協定 (社団法人秋田県トラック協会)	389
9-9	災害時における放送に関する協定 (秋田県警察本部、株式会社エフエム秋田)	394
9-10	災害時における放送に関する協定 (秋田県警察本部、株式会社秋田放送)	396
9-11	地域防災パートナーシップ協定書(株式会社秋田放送)	398
9-12	災害に係る情報発信等に関する協定書 (株式会社秋田ケーブルテレビ)	401
9-13	秋田市における災害協力に関する協定(株式会社秋田銀行)	403
9-14	秋田市における災害協力に関する協定(株式会社北都銀行)	405
9-15	災害時における石油製品等の供給に関する協定 (秋田県石油商業組合秋田支部)	407
9-16	災害時における液化石油ガスおよび応急対策用資機材の調達に 関する協定(一般社団法人秋田県LPガス協会)	412
9-17	災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する 協定(ヤマト運輸株式会社秋田主管支店)	414
9-18	災害時における支援活動に関する協定書 (赤十字飛行隊秋田支隊)	419

第 10 公共機関その他事業者間との協定に関する資料

- 10－1 公共機関その他事業者間との協定に関する資料..... 423
- 10－2 日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定..... 424

第 11 医療機関との協定に関する資料

- 11－1 医療機関との協定に関する資料..... 428
- 11－2 災害時における応急医療救護活動に関する協定..... 429
- 11－3 災害時における歯科医療救護活動に関する協定..... 435

第 12 通信に関する資料

- 12－1 防災行政無線の概要..... 441
- 12－2 災害時発信用優先電話設置場所一覧表..... 442

第 13 水防に関する資料

- 13－1 秋田管内河川図..... 444
- 13－2 重要水防区域一覧表（国土交通省，秋田県重要水防区域箇所）.... 445
- 13－3 洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位等..... 451

第 14 災害危険箇所に関する資料

- 14－1 地すべり危険地区..... 452
- 14－2 地すべり防止区域..... 452
- 14－3 急傾斜地崩壊危険区域..... 453
- 14－4 土砂災害警戒区域指定箇所表..... 455
- 14－5 砂防指定地..... 476
- 14－6 崩壊土砂流出危険箇所表..... 478
- 14－7 山腹崩壊危険箇所表..... 485
- 14－8 なだれ危険箇所等..... 491
- 14－9 火災危険区域表、火災危険区域図..... 496
- 14－10 防災重点ため池箇所表..... 497

第 15 災害危険地域の災害予防に関する資料

- 15－1 秋田市災害危険区域に関する条例..... 500

第 16 雪害予防に関する資料

- 16－1 雪害対策要領..... 502
- 16－2 雪害対策本部..... 503

第 17 危険物関係等に関する資料

17-1	石油類	504
17-2	高圧ガス	505
17-3	都市ガス	507
17-4	L P ガス	507
17-5	毒物・劇物	509
17-6	火薬類	510

第 18 文化財に関する資料

18-1	国、県、市指定文化財一覧表	511
18-2	被災した貴重な資料に関する保全（注意事項）	521

第 19 派遣、応援に関する資料

19-1	秋田県緊急消防援助隊受援計画	522
19-2	職員派遣要請手続き等（職員の派遣要請事項）	531
19-3	自衛隊の災害派遣要請に関する様式	532
19-4	自衛隊の撤収要請に関する様式	533

第 20 秋田県消防防災ヘリコプターの要請に関する資料

20-1	秋田県消防防災航空隊出動要請書	534
20-2	緊急活動速報	535
20-3	災害状況報告書	536

第 21 情報の伝達に関する資料

21-1	サイレン信号等	537

第 22 情報の収集および報告に関する資料

22-1	被害の認定基準	538
22-2	被害状況報告の様式	541

第 23 救急医療に関する資料

23-1	救急告示医療機関一覧表	546
23-2	病院一覧表	547
23-3	医薬衛生材料調達先一覧表	548

第 24 交通輸送に関する資料

24-1	通行の禁止又は制限についての標示	549
24-2	緊急輸送車両に関する様式	550

24-3	緊急輸送道路ネットワーク図	557
24-4	臨時ヘリポート設定基準	564
24-5	臨時ヘリポート設定場所	566
24-6	広域避難場所	567

第25 避難に関する資料

25-1	指定緊急避難場所一覧表	568
25-2	指定避難所一覧表	583

第26 衛生および清掃に関する資料

26-1	ごみ処理施設一覧表	587
26-2	し尿処理施設一覧表	587
26-3	ごみ収集車（環境部）保有状況一覧表	587
26-4	ごみ収集車（委託）保有状況一覧表	588
26-5	し尿収集運搬許可業者名および保有状況一覧表	588
26-6	ごみ収集運搬許可業者名および保有状況一覧表	589

第27 福祉施設に関する資料

27-1	福祉施設一覧	590

第28 給水に関する資料

28-1	給水区域および主要施設配置図	627
28-2	浄水場・主要配水場一覧表	628
28-3	小規模水道一覧表	628
28-4	応急給水施設一覧表	629
28-5	給水資機（器）材一覧表	632

第29 備蓄に関する資料

29-1	県と市町村の共同備蓄品目と数量	633
29-2	秋田市備蓄一覧表（共同備蓄品含む）	636

第30 災害救助に関する資料

30-1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の 基準	640

第31 公用負担に関する資料

31-1	市長等の応急公用負担一覧表	645

第 3 2 災害援護に関する資料

32-1	災害援護資金等の貸付け	646
32-2	経営資金	648
32-3	税の減免	649
32-4	災害り災者に対する見舞金給付要綱（秋田県）	651
32-5	秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例	653
32-6	秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	659
32-7	秋田市災害見舞金給付要綱	664
32-8	秋田市災害見舞金給付要領	666
32-9	罹災証明書の様式	667

第 3 3 孤立集落に関する資料

33-1	孤立想定集落一覧表	678

第 3 4 農用地等湛水危険箇所に関する資料

34-1	農用地等湛水危険箇所表	679

第 3 5 要配慮者利用施設に関する資料

35-1	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設	681
35-2	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	696
35-3	津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設	698

第 3 6 地区防災計画

36-1	地区防災計画の指定	701

第 1 防災組織に関する資料

資料 1－1 秋田市防災会議条例

	昭和38年3月15日	条例第8号
改正	昭和50年10月3日	条例第15号
〃	昭和53年3月29日	条例第12号
〃	平成5年6月28日	条例第25号
〃	平成8年3月25日	条例第14号
〃	平成9年12月18日	条例第42号
〃	平成12年3月27日	条例第6号
〃	平成16年3月23日	条例第9号
〃	平成16年12月24日	条例第125号
〃	平成24年10月3日	条例第48号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第5項の規定に基づき秋田市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織および所掌事務を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 秋田市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 全号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長および委員)

第3条 防災会議は、会長および委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから当該機関の長の承認を得て市長が任命する者
 - (2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長が指名する自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 秋田県知事の部内の職員のうちから知事の承認を得て市長が任命する者
 - (4) 秋田県警察官のうちから、警察本部長の承認を得て市長が任命する者

(5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(6) 秋田市教育長

(7) 秋田市消防長および消防団長

(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから当該機関の長の承認を得て市長が任命する者

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項に規定する委員の定数は、60人以内とする。

7 第5項第8号および第9号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項に規定する委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1－2 秋田市防災会議運営規程

（趣 旨）

第 1 条 この規程は、秋田市防災会議条例（昭和 38 年秋田市条例第 8 号以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、秋田市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長の職務代理）

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規定により、会長の職務を代理する委員は、副市長をもって充てる。

（防災会議の召集）

第 3 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（関係職員の出席）

第 4 条 防災会議は、必要により関係職員の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

（書 記）

第 5 条 防災会議に書記若干人を置く。

2 書記は、市の職員の中から会長が任命する。

3 書記は、会長の命を受け、庶務に従事する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

資料 1－3 秋田市防災会議委員

令和 7 年 2 月末現在 委員数 53 名

区分	機関名	職名
会長	秋田市	市長
1 号委員	東北森林管理局秋田森林管理署	署長
〃	東北農政局秋田県拠点	総括農政推進官
〃	東北地方整備局秋田港湾事務所	所長
〃	秋田地方気象台	次長
〃	秋田海上保安部	次長
〃	東北地方整備局秋田河川国道事務所	所長
2 号委員	陸上自衛隊第 2 1 普通科連隊	第 1 中隊長
〃	陸上自衛隊第 2 1 普通科連隊本部管理中隊	衛生補給陸曹
3 号委員	秋田地域振興局	局長
〃	秋田地域振興局農林部	部長
〃	秋田地域振興局建設部	部長
4 号委員	秋田中央警察署	署長
〃	秋田臨港警察署	署長
〃	秋田東警察署	署長
5 号委員	秋田市	副市長
〃	秋田市	副市長
〃	秋田市	総務部長
〃	秋田市	危機管理監
〃	秋田市	企画財政部長
〃	秋田市	観光文化スポーツ部長
〃	秋田市	市民生活部長
〃	秋田市	福祉保健部長
〃	秋田市	保健所長
〃	秋田市	子ども未来部長
〃	秋田市	環境部長
〃	秋田市	産業振興部長
〃	秋田市	建設部長
〃	秋田市	都市整備部長
〃	秋田市	会計管理者
〃	秋田市	上下水道事業管理者
〃	秋田市	保健総務課

区分	機関名	職名
6号委員	秋田市教育委員会	教育長
7号委員	秋田市消防本部	消防長
〃	秋田市消防団	消防団長
8号委員	日本郵便株式会社 秋田中央郵便局	局長
〃	東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社	安全企画ユニットリーダー
〃	東日本電信電話株式会社 秋田支店	秋田災害対策室長
〃	日本赤十字社 秋田県支部	事務局長
〃	日本放送協会 秋田放送局	コンテンツセンター長
〃	東北電力ネットワーク株式会社 秋田電力センター	所長
〃	株式会社秋田放送	専務取締役
〃	秋田テレビ株式会社	総務部長
〃	秋田朝日放送株式会社	総務局長
〃	株式会社エフエム秋田	取締役
〃	一般社団法人秋田市医師会	会長
〃	東部瓦斯株式会社 秋田支社	取締役支社長
〃	一般社団法人秋田県L P ガス協会 秋田中央協議会	会長
〃	株式会社N T T ドコモ東北支社 秋田支店	支店長
9号委員	秋田市自主防災組織連絡協議会	会長
〃	特定非営利活動法人子育て応援S e e d	理事長
〃	秋田大学地域防災減災総合研究センター	教授
〃	秋田市消防団	団本部部長

資料 1－4 秋田市災害対策本部条例

昭和59年 9 月 20 日 条例第23号
改正 平成 8 年 3 月 25 日 条例第14号
〃 平成24年10月 3 日 条例第47号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、秋田市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。

4 部長は部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長および現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1－5 秋田市災害対策本部運営規程

昭和60年4月12日

改正 昭和61年4月15日

改正 平成8年11月28日

改正 平成16年3月1日

改正 平成19年12月10日

改正 平成21年3月9日

改正 平成24年3月16日

改正 平成26年4月1日

改正 平成29年6月30日

改正 平成30年10月30日

改正 令和4年3月31日

改正 令和7年3月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市災害対策本部条例（昭和59年条例第23号）第5条の規定に基づき秋田市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第2条 本部は、秋田市役所本庁舎に置く。

(副本部長および本部員)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部員である危機管理監は、本部長および副本部長を補佐し、第6条第1項の部が行う事務および第7条第1項の本部事務局が行う事務の総合調整に当たる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長および本部員をもって構成する。

2 本部会議は、災害応急対策について協議する。

3 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

4 本部長は、本部会議の議長となる。

5 本部長は、必要に応じて本部員以外の職員を本部会議に出席させることができる。

(本部連絡員)

第5条 本部連絡員（以下「連絡員」という。）は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 連絡員は、各部の災害に関する情報および応急対策の活動状況を本部長に報告するとともに、本部長からの連絡事項を各部の部長に伝達する。

(部および班)

第6条 本部に、別表第3に掲げる部および班を置くことができ、それぞれの分掌事務を行う。ただし、本部長が必要と認めるときは、部および班を指定して事務を行わせることができる。

2 本部長は必要に応じ、前項に規定する部および班以外の部、もしくは班を設け、または、これらの一部を置かないことができる。

3 班長は、部長の命を受け、班員は、班長の命を受け、その任に当たる。

(本部事務局)

第7条 本部が設置されたときは、直ちに本部事務局（以下「事務局」という。）を開設する。

2 総務部長は、事務局の事務を掌理する。

3 事務局に、別表第4に掲げる事務局長、副事務局長および各班を置く。

4 事務局長は総務部次長を、副事務局長は防災安全対策課長を、事務局の班員は別表第3に掲げる各部の部長等があらかじめ指名した職員をもって充てる。

5 事務局は、本部会議の庶務および別表第4に掲げる分掌事務を行う。ただし、事務局長が必要と認めるときは、事務局内の班を指定して事務を行わせることができる。

6 本部長は必要に応じ、第3項に規定する班以外の班を設けることができる。

7 班長は、事務局長の命を受け、班員は、班長の命を受け、その任に当たる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項はそのつど本部長が定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和60年4月12日から施行する。

この規程は、昭和61年4月15日から施行する。

この規程は、平成8年11月28日から施行する。

この規程は、平成16年3月1日から施行する。

この規程は、平成19年12月10日から施行する。

この規程は、平成21年3月9日から施行する。

この規程は、平成24年3月16日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月30日から施行する。

この規程は、平成30年10月30日から施行する。

この規程は、令和４年３月３１日から施行する。

この規程は、令和７年３月１７日から施行する。

別表第 1 災害対策本部員（第 3 条関係）

危機管理監	福祉保健部長	都市整備部長
デジタル化推進本部長	秋田市保健所長	会計管理者
総務部長	子ども未来部長	上下水道事業管理者
企画財政部長	環境部長	教育長
観光文化スポーツ部長	産業振興部長	消防長
市民生活部長	建設部長	

備考

- 1 災害対策本部員に不在又は異動が生じた場合、表記によらず、業務を引き継いだ者が災害対策本部員の任に就く。
- 2 推進本部等の新設にともない所属長の職に就いた者は、表記によらず、災害対策本部員の任に就く。

別表第 2 災害対策本部連絡員（第 5 条関係）

デジタル化推進本部 参事	秋田市保健所 保健総務課長	会計課長
総務部 総務課長	子ども未来部 子ども総務課長	上下水道局 総務課長
企画財政部 企画調整課長	環境部 環境総務課長	教育委員会事務局 総務課長
観光文化スポーツ部 観光振興課長	産業振興部 産業企画課長	消防本部 総務課長
市民生活部 生活総務課長	建設部 建設総務課長	
福祉保健部 福祉総務課長	都市整備部 都市総務課長	

備考

- 1 災害対策本部連絡員に不在又は異動が生じた場合、表記によらず、業務を引き継いだ者が災害対策本部連絡員の任に就く。
- 2 推進本部等の新設にともない課長級の職に就いた者は、表記によらず、災害対策本部連絡員の任に就く。

別表第3 各部の分掌事務（第6条、第7条関係）

部	班	業 務 内 容
総務部 総務部長	総務班 ※総務課長 総務課	1 本部長および副本部長との連絡に関する事。 2 市議会との連絡に関する事。 3 各部ならびに協力関係機関との連絡調整に関する事。 4 輸送車両の確保および配車に関する事。 5 輸送協力機関への協力要請に関する事。 6 避難者および負傷者の輸送に関する事。 7 その他輸送全般に関する事。 8 殉職者に対する慰霊措置に関する事。 9 災害見舞者の応接に関する事。 10 その他他の部に属しない事項に関する事。
	動員連絡班 ※人事課長 人事課	1 職員の動員に関する事。 2 職員等の派遣要請およびあっせんに関する事。 3 職員の被害調査に関する事。 4 災害応急対策活動従事者（職員等）の公務災害補償に関する事。
	防災対策班 ※防災安全対策課長 防災安全対策課	1 災害対策本部会議に関する事。 2 気象予警報の受理、伝達に関する事。 3 災害情報の収集総括に関する事。 4 防災会議に関する事。 5 災害の公示および災害報告に関する事。 6 災害記録に関する事。 7 応援協定締結都市等への応援要請に関する事。 8 自衛隊の派遣要請に関する事。 9 防災行政無線の確保に関する事。 10 備蓄物資の供給に関する事。 11 生活必需品の調達に関する事。 12 他班に属さない罹災証明に関する事。 13 電気関係機関ならびに業者への協力要請に関する事。
	契約班 ※契約課長 契約課	1 応急物資の購入、保管ならびに出納に関する事。
	財産管理活用班 ※財産管理活用課長 財産管理活用課	1 市庁舎等の被害調査および応急対策に関する事。 2 市有物件の損害調査および応急対策に関する事。 3 車両の確保および配車に関する事。
企画財政部 企画財政部長	企画班 ※企画調整課長 企画調整課	1 国会議員、各省庁関係者の応接に関する事。 2 要望陳情に関する事。 3 外国人被災者相談窓口の開設に関する事。 4 海外からの見舞い等に関する事。

部	班	業 務 内 容
	広報班 ※広報広聴課長 広報広聴課 情報統計課	1 避難および避難所等の広報に関すること。 2 災害状況の広報資料等の収集作成に関すること。 3 災害記録の撮影に関すること。 4 報道関係機関への連絡等に関すること。 5 災害情報の提供に関すること。 6 その他防災上必要な広報に関すること。
	財政班 ※財政課長 財政課 市民税課 資産税課 納税課 特別滞納整理課 人口減少・移住定住対策課 まちづくり戦略室	1 災害関係の予算に関すること。 2 救援物資の受付け、保管に関すること。 3 義援金の受納に関すること。 4 その他財政全般に関すること。 5 税の減免措置に関すること。 6 家屋の損壊等に係る罹災証明に関すること。 7 税の徴収猶予に関すること。
観光文化 スポーツ 部 観光文化 スポーツ 部長	観光振興班 ※観光振興課長 観光振興課	1 観光振興課所管施設の被害調査および応急対策に関すること。 2 その他観光振興関係全般に関すること。
	拠点センター班 ※秋田市民交流プラザ 管理室長 秋田市民交流プラザ管理室	1 鉄道利用者の待機場所に関すること。 2 秋田拠点センターアルヴェ・秋田駅東西連絡自由通路の被害調査および応急対策に関すること。
	文化振興班 ※文化振興課長 文化振興課 秋田城跡歴史資料館 千秋美術館 赤れんが郷土館 民族芸能伝承館 佐竹史料館	1 文化財等の被害調査および保全対策に関すること。 2 文化施設に係る被害調査および応急対策に関すること。
	スポーツ振興班 ※スポーツ振興課長 スポーツ振興課	1 スポーツ施設に係る被害調査および応急対策に関すること。 2 その他スポーツ全般に関すること。
	動物園班 ※大森山動物園事務長 大森山動物園	1 大森山動物園所管施設の被害調査および応急対策に関すること。 2 飼育動物に関すること。 3 入園者の避難誘導および救護に関すること。

部	班	業 務 内 容
市民生活部 市民生活部長	市民生活班 ※生活総務課長 生活総務課 市民課 国保年金課 特定健診課 後期高齢医療課 西部市民サービスセンター 新屋ガラス工房 北部市民サービスセンター 河辺市民サービスセンター 雄和市民サービスセンター 南部市民サービスセンター 東部市民サービスセンター 中央市民サービスセンター 市民相談センター 駅東サービスセンター	1 市民生活部所管施設の被害調査および応急対策に関すること。 2 死体の収容および埋火葬ならびに慰霊に関すること。 3 避難所の管理運営に関すること（施設所管部局に加え、必要に応じて全庁で対応）。 4 避難者名簿の作成に関すること。 5 市民からの問合せに関すること。 6 罹災相談所の開設に関すること。 7 防犯に関すること。 8 町内会等との連絡に関すること。
福祉部 福祉保健部長	福祉班 ※福祉総務課長 福祉総務課 障がい福祉課 長寿福祉課 保護第一課 保護第二課 介護保険課 監査指導室 地域福祉推進室	1 福祉保健部所管施設の被害調査および応急対策に関すること。 2 福祉施設（主に入所施設）に係る被害調査に関すること。 3 見舞金の給付に関すること。 4 奉仕団体の派遣に関すること。 5 炊き出しに関すること。 6 生活必需品の供給に関すること。 7 災害ボランティアの受け入れに関すること。 8 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 9 要配慮者の避難所生活に関すること。 10 要配慮者世帯の罹災援護に関すること。 11 義援金等の配分に関すること。 12 災害ケースマネジメントに関すること 13 その他福祉全般に関すること。
	食肉衛生検査班 ※食肉衛生検査所長 食肉衛生検査所	1 食肉衛生検査所所管施設の被害調査および応急対策に関すること。 2 と畜場における食肉衛生に関すること。
保健部 ※保健所 災害医療 対策本部 保健所長	医療調整班 ※保健総務課長 保健総務課	1 保健所所管施設の被害調査および応急対策に関すること。 2 医療救護の応援要請に関すること。 3 救護所の設置に関すること。 4 秋田市医師会等との連絡調整に関すること。 5 その他保健衛生に関すること。

部	班	業 務 内 容
	健康支援班 ※保健予防課長 保健予防課 健康管理課	1 避難者(避難所外避難者含む)の身体およびこころのケアに関すること(必要に応じて他部局の保健師・栄養士も対応)。
	健康危機管理班 ※健康管理課長 健康管理課 衛生検査課	1 防疫、消毒に関すること。 2 防疫資機材ならびに薬品の調達に関すること。
子ども未来部 子ども未来部長	子ども班 ※子ども総務課長 子ども総務課 子ども育成課 子ども福祉課 子ども家庭センター 子ども健康課 子育て相談支援課	1 子ども未来部所管施設の被害調査および応急対策に関すること。 2 児童福祉施設(民間施設)の被害調査に関すること。 3 子ども未来部所管施設内における乳幼児・児童生徒の避難および救護に関すること。
環境部 環境部長	環境班 ※環境総務課長 環境総務課 環境都市推進課 環境保全課 廃棄物対策課 総合環境センター	1 環境部所管施設の被害調査および応急対策に関すること。 2 トイレ利用の確保に関すること。 3 ごみ、し尿の処理処分に関すること。 4 清掃用車両および作業員の確保に関すること。 5 その他清掃全般に関すること。
産業振興部 産業振興部長	産業企画班 ※産業企画課長 産業企画課	1 産業企画課所管施設の被害調査および応急対策に関すること。 2 農・漁業に係る被害調査に関すること。 3 農水産業に係る被害証明に関すること。
	商工貿易班 ※商工貿易振興課長 商工貿易振興課 新エネルギー産業推進室	1 商工貿易振興課所管施設の被害調査および応急対策に関すること。 2 秋田港本港地区周辺施設の被害調査に関すること。 3 商業に係る被害調査に関すること。 4 被災中小企業者に対する金融措置に関すること。 5 その他商業全般に関すること。 6 工業に係る被害調査に関すること。 7 その他工業全般に関すること。
	企業立地雇用班 ※企業立地雇用課長 企業立地雇用課	1 出稼ぎ者からの留守家族安否情報等の問合せに関すること。 2 被災失業者の相談に関すること。

部	班	業 務 内 容
	農業農村振興班 ※農業農村振興課長 農業農村振興課	1 農作物の被害防止ならびに病虫害の防除に関する こと。 2 家畜伝染病の予防に関すること。 3 農薬、肥料、家畜飼料等の調達に関すること。 4 死亡獣畜処理の相談に関すること。 5 農・漁業関係者に対する資金融資等に関すること。 6 その他農・漁業全般に関すること。
	農地森林整備班 ※農地森林整備課長 農地森林整備課	1 農地・農業用施設の被害調査ならびに応急対策に関 すること。 2 林業に係る被害調査に関すること。 3 林業施設等の被害調査ならびに応急対策に関す ること。 4 その他農地・農業用施設・林業全般に関すること。
	園芸振興班 ※園芸振興センター所 長 園芸振興センター	1 園芸作物の被害防止ならびに病虫害の防除に関す ること。 2 園芸作物の農薬、肥料の調達に関すること。 3 園芸作物に係る被害調査に関すること。 4 園芸振興センターの被害調査および応急対策に関 すること。
	市場班 ※市場管理室長 市場管理室	1 卸売市場の被害調査および応急対策に関すること。 2 食料品等の調達全般に関すること。 3 救援物資(食料)の受け、保管に関すること。
建設部 建設部長	道路班 ※建設総務課長 建設総務課 道路建設課 道路維持課	1 市が管理する道路および河川の被害調査ならびに 応急対策に関すること。 2 道路交通の確保・制限に関すること。 3 河川情報の収集に関すること。 4 国又は県等、他の道路管理者および河川管理者との 連絡調整に関すること。
	建築班 ※建築課長 建築課	1 市有建築物ならびに施設および設備の応急対策に 関すること。 2 応急仮設住宅の建設工事に関すること。 3 被災住宅の応急修理工事に関すること。
	公園班 ※公園課長 公園課	1 公園施設に係る被害調査および応急対策に関する こと。
都市整備 部 都市整備 部長	都市総務班 ※都市総務課長 都市総務課	1 部内の被害調査の集計および報告に関すること。 2 都市総務課の所管する事業に係る被害調査および 応急対策に関すること。
	都市計画班 ※都市計画課長 都市計画課	1 都市計画課の事業に係る被害調査に関すること。 2 宅地等の応急危険度判定に関すること。

部	班	業 務 内 容
	交通班 ※交通政策課長 交通政策課	1 都市交通に係る被害調査および応急対策に関する こと。 2 交通安全対策の連絡調整に関すること。
	建築指導班 ※建築指導課長 建築指導課	1 建築物等の応急危険度判定に関すること。 2 その他建築相談に関すること。
	住宅政策班 ※住宅政策課長 住宅政策課	1 応急仮設住宅の建設計画に関すること。 2 建設資金のあっせん等による被災住宅の復旧対策 に関すること。 3 市営住宅等の被害調査および応急対策に関するこ と。
	駅東区画整理班 ※駅東事務所長 駅東事務所	1 駅東事務所の所管する事業に係る被害調査および 応急対策に関すること。
	調査修理班 ※都市総務課長 都市総務課 都市計画課 交通政策課 建築指導課 住宅政策課 駅東事務所	1 一般建物被害の概況調査に関すること。 2 被災住宅の応急修理に関すること。
上下水道 部 上下水道 事業管理 者	上下水道総務班 ※総務課長 総務課	1 上下水道災害対策本部の設置および運営に関する こと。 2 情報の収集、記録、報告および広報に関すること。 3 秋田市災害対策本部との連絡に関すること。 4 関係機関への応援要請および受入に関すること。 5 車両および無線の配備と統括に関すること。 6 各課との連絡調整に関すること。
	給水班 ※お客様センター所長 お客様センター 給排水課	1 断水の巡回広報に関すること。 2 応急給水に関すること。 3 災害による問合せに関すること。

部	班	業 務 内 容
	復旧班 ※水道維持課長 水道維持課 水道建設課 下水道整備課 浄水課 下水道施設課 仁井田浄水場建設室	1 上水道施設の被害調査および復旧工事に関するこ と。 2 水圧、流量等の配水調整に関すること。 3 応急給水の水質検査および衛生管理に関すること。 4 下水道施設の被害調査および復旧工事に関するこ と。 5 処理場の排水機能の確保に関すること。 6 農業集落排水施設の被害調査および復旧工事に関 すること。 7 個別排水施設の被害調査および復旧工事に関する こと。
教育部 教育長	学校教育班 ※総務課長 総務課 学事課 学校教育課 学校適正配置推進室	1 学校施設に係る被害調査および応急対策に関する こと。 2 児童生徒の避難および救護に関すること。 3 臨時校舎の開設に関すること。 4 学校施設に対する集団避難の受入対策の支援に関 すること。 5 被災児童、生徒の教科書、学用品の調達に関するこ と。 6 保健衛生および学校給食の保全措置に関すること。 7 児童生徒のこころのケアに関すること。 8 その他学校教育全般に関すること。
	生涯学習班 ※生涯学習室長 生涯学習室	1 社会教育施設に係る被害調査および応急対策に関 すること。 2 その他社会教育全般に関すること。
消防部 消防長 消防団長	消防総務・調査班 ※総務課長 総務課 予防課	1 部内の被害調査の集計および報告に関すること。 2 火災原因ならびに損害調査に関すること。 3 消防協力者の災害補償に関すること。 4 火災り災証明に関すること。 5 消防職員、団員の配食に関すること。 6 その他警防調査全般に関すること。
	指揮班 ※警防課長 警防課 救急課	1 消防職員の動員に関すること。 2 消防部隊の指揮運用に関すること。 3 災害現場の連絡調整に関すること。 4 警防資機材の調達に関すること。 5 消防応援要請に関すること。 6 その他警防指揮全般に関すること。

部	班	業 務 内 容
	防ぎょ班 ※秋田消防署長 秋田消防署 土崎消防署 城東消防署 秋田南消防署	1 災害の防除ならびに警戒に関すること。 2 避難者の誘導に関すること。 3 人命救助ならびに行方不明者の捜索に関すること。 4 警戒区域の設定に関すること。 5 災害現場における被害調査および報告に関するこ と。 6 その他警防活動全般に関すること。
	情報収集班 ※指令課長 指令課	1 消防通信および指令全般に関すること。 2 災害情報および気象予・警報の収集、伝達に関する こと。 3 市民からの情報収集に関すること。 4 関係機関との連絡に関すること。 5 災害現場との連絡に関すること。 6 災害活動状況の収集および報告に関すること。
	協力班 ※会計課長 会計課 デジタル化推進本部 議会・選挙管理・農業 ・監査各委員会事務局	1 人員不足等各班への協力に関すること。 2 物資、機材調達等会計処理に関すること。 3 議員、各委員への報告等に関すること。 4 その他

備考

- ※は班長を表す。
- 部又は班に不在又は異動が生じた場合、表記によらず、業務を引き継いだ者が部
又は班の任に就く。

別表第4 本部事務局の編成および分掌事務（第7条関係）

班区分	人数	長	班員	分掌事務
事務局長	1人	総務部次長		1 事務局の総括
副事務局長	1人	防災安全対策課長		1 事務局長の補佐
情報・対策班	15人	防災安全対策課長（兼）	防災安全対策課 6人 デジタル化推進本部 1人 総務部 2人 都市整備部 2人 産業振興部 2人 環境部 2人	1 避難情報に関する事項 2 情報の分析および応急対処方針の案出 3 応急対処図の作成、応急対策の進行管理 4 災害本部会議資料の整理 5 災害対策本部の活動記録 6 災害救助法に関する事務 7 災害対策室のシステムの運用・維持 8 自衛隊の派遣要請に関する事項 9 被害情報等の収集・整理、共有（家屋・交通・ライフライン等） 10 被害状況図の作成・整理 11 被害報告の作成 12 避難所への食糧・物資の輸送等に関する調整 13 避難者の移動に関する調整 14 備蓄品の管理等 15 クロノロジーの入力・整理 16 各部・各関係機関との調整
道路・河川・上下水道班	6人	建設部	建設部 3人 上下水道局 2人	1 被害状況等の収集・整理、共有（道路・河川・上下水道等） 2 道路・河川等の被害状況図の作成整理 3 被害報告の作成 4 クロノロジーの入力
避難所運営班	4人	市民生活部	市民生活部 3人	1 避難所の開設・運営に関する事項 2 避難所情報（人数、ニーズ等含む）の収集・整理 3 避難所の備蓄品の要請・供給の調整 4 クロノロジーの入力

班区分	人数	長	班員	分掌事務
市民対応班	6 人	観光文化スポーツ部	観光文化スポーツ部 1 人 福祉保健部 2 人 子ども未来部 2 人	1 市民からの電話等対応（情報と要望の切り分け） 2 情報については情報・対策班に引き継ぎ 3 クロノロジーの入力
報道班	4 人	企画財政部	企画財政部 3 人	1 記者会見・記者発表の統制 2 報道発表資料の整理 3 報道からの問合せ対応 4 災害対策活動の記録（写真・映像等） 5 避難情報を除く情報発信の統制に関する事項 6 クロノロジーの入力

資料 1－6 秋田市災害対策基本条例

平成 24 年 3 月 26 日 条例第 3 号
改正 平成 24 年 10 月 3 日 条例第 47 号
改正 令和 4 年 12 月 21 日 条例第 32 号抄

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条―第 4 条)

第 2 章 自助(第 5 条・第 6 条)

第 3 章 共助(第 7 条―第 9 条)

第 4 章 公助

第 1 節 基本方針(第 10 条―第 12 条)

第 2 節 協働による災害対策の推進(第 13 条―第 17 条)

第 3 節 災害に強いまちづくりの推進(第 18 条―第 25 条)

第 5 章 雑則(第 26 条)

附則

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、多くの生命と財産を一瞬にして奪い、人々の暮らし、地域社会や都市機能に甚大な被害をもたらしました。この未曾有の大災害は、私たちに、自然の持つ力の大きさ、恐ろしさをまざまざと知らしめました。

人は、自然災害の発生を完全に抑えることはできません。だからこそ、私たちは、災害による被害を最小限に食い止めるため、力を尽くさなければなりません。

災害から市民の生命と暮らしを守るためには、市が安全なまちづくりを目指した施策を講じ、地域ぐるみの防災に関する施策を推進するとともに、市に関わる全ての者の責務と役割を明らかにし、相互に連携し、協力しあっていくことが必要不可欠です。

ここに、市と市民との適切な役割分担の下、自助・共助・公助がバランス良く融合された、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民、事業者、市その他市に関わるものの災害対策における責務および役割を明らかにするとともに、災害の予防、災害が発生した際の応急対策および災害の復旧に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策の確立を図り、もって市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 法第 2 条第 2 号に規定する防災をいう。

(3) 災害時要援護者 高齢者、障がい者その他の災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとることに関し支援を要する者をいう。

(4) 自主防災組織 法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。

(基本理念)

第3条 災害対策への取組は、次に掲げる理念を基本として、市民、事業者および市それぞれが連携を図りながら行われなければならない。

(1) 市民および事業者(以下「市民等」という。)が、自己の責任により自らを災害から守るという自助の理念

(2) 市民等が、地域において相互に助け合い、互いを災害から守るという共助の理念

(3) 市が、市民等を守るための施策を推進するという公助の理念

(地域防災計画への反映)

第4条 秋田市防災会議(法第16条第1項の規定により設置した防災会議をいう。)は、秋田市地域防災計画を作成するに当たっては、前条に規定する基本理念を反映させなければならない。

第2章 自助

(市民の自助)

第5条 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければならない。

(1) 自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。

(2) 家具の転倒および物品の落下の防止のための措置を講ずること。

(3) 出火の防止のための措置を講ずること。

(4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備を行うこと。

(5) 災害時に必要な飲料水、食料等の災害時に自らが必要とする物資の備蓄又は確保を図ること。

(6) 避難場所および避難方法を確認すること。

(7) 災害時の連絡先および連絡方法を確認すること。

(8) 防災に関する情報を取得すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項

(事業者の自助)

第6条 事業者は、従業員および顧客(以下「従業員等」という。)の安全の確保のため、次に掲げる事項について、災害に備えるよう努めなければならない。

(1) 事業活動で使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。

(2) 事業活動で使用する物品等の転倒、落下等の防止のための措置を講ずること。

(3) 出火の防止のための措置を講ずること。

(4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備を行うこと。

(5) 災害時に必要な飲料水、食料等の災害時に従業員等が必要とする物資の備蓄又は確保を図ること。

(6) 避難経路、避難場所および避難方法についての確認および従業員等への周知を行うこと。

- (7) 災害対策に関する知識および技術の従業員等への周知を行い、防災訓練を実施すること。
 - (8) 災害時における情報の取得および伝達の手段の確認および確保ならびに従業員等への周知を行うこと。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項
- 2 事業者は、災害時に事業を中断しないよう、又は中断した場合においてはできるだけ早期に事業を再開できるよう、体制の整備に努めなければならない。

第3章 共助

(市民の共助)

第7条 市民は、市が実施する災害対策に関する事業(以下「災害対策事業」という。)に協力しなければならない。

- 2 市民は、互いの生命、身体および財産を災害から守るため、自主防災組織を結成するよう努めなければならない。
- 3 市民は、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

(自主防災組織の責務)

第8条 自主防災組織は、地域住民、消防団、事業者等と協力し、地域における防災活動を実施するとともに、地域住民の安全確保に努めなければならない。

- 2 自主防災組織は、市が実施する災害対策事業に協力しなければならない。

(事業者の共助)

第9条 事業者は、市が実施する災害対策事業に協力しなければならない。

- 2 事業者は、自主防災組織が行う災害対策のための活動に協力するよう努めなければならない。

第4章 公助

第1節 基本方針

(市の責務)

第10条 市は、法第5条の規定に基づき、災害の予防、災害が発生した際の応急対策および災害の復旧に関する必要な対策を推進することにより、市民の生命、身体および財産を災害から守るとともに、安全を確保しなければならない。

(市の職員の責務)

第11条 市の職員は、市民の安全な生活を確保するため、防災に関する知識および技術を習得するとともに、地域における安全なまちづくりのための活動に積極的に参加しなければならない。

(基本方針)

第12条 市は、次に掲げる事項を基本として、災害対策を推進するものとする。

- (1) 市民等との協働により、災害対策を推進すること。
- (2) 災害時の備えを中心とした災害に強いまちづくりを推進すること。

第2節 協働による災害対策の推進

(自主防災組織の育成および支援)

第13条 市は、自主防災組織の育成のため、必要な助成および研修の実施ならびに自主的な防災に係る意識の啓発に努めなければならない。

- 2 市は、自主防災組織の活動の促進を図るため、自主防災組織の行う災害対策のための活動において指導的役割を担う人材の育成その他必要な支援に努めなければならない。

(災害時要援護者への支援)

第 14 条 市は、災害時要援護者への情報の提供および避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めなければならない。

- 2 市は、前項に規定する体制の整備を行うため、災害時要援護者に係る個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 1 項に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)のうち規則で定めるものについて、自主防災組織、民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号)に規定する民生委員および地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体に対し提供し、必要な個人情報を共有させることができる。

- 3 前項に規定する個人情報の提供を受けたものは、当該情報を適正に管理しなければならない。

(令 4 条例 32・一部改正)

(知識の普及等)

第 15 条 市は、防災に関する知識の普及を積極的に推進するとともに、防災教育の充実を図り、市民の防災知識の向上および防災意識の高揚に努めなければならない。

- 2 市は、関係機関と連携を図り、防災訓練を積極的に実施するよう努めなければならない。
(情報の提供)

第 16 条 市は、危険箇所、避難場所、避難所その他災害対策に係る施設等を表示した地図を作成し、災害対策に関する情報を市民に提供しなければならない。

- 2 市は、災害時における地震情報、気象情報等を早急かつ正確に把握し、市民が、市民サービスセンターその他の市の施設において情報を入手できる体制を整備しなければならない。

(ボランティア活動への支援等)

第 17 条 市は、災害が発生した場合におけるボランティアによる被災者への支援活動の円滑な実施を確保するため、平常時から幅広い組織づくりを推進するとともに、活動拠点および物資の提供その他必要な支援ならびに連絡調整を行う体制の確立に努めなければならない。

第 3 節 災害に強いまちづくりの推進

(応急医療体制の整備)

第 18 条 市は、あらかじめ災害時における応急医療体制を整備するとともに、災害時には、市民等および医療機関と連携協力し、傷病者の救護に当たらなければならない。

(備蓄物資の整備)

第 19 条 市は、災害時に必要な備蓄物資の計画的な整備を行わなければならない。

(応急対策を行うための体制の確立)

第 20 条 市は、災害時には、直ちに法第 23 条の 2 第 1 項の規定により設置する災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を中心とする応急対策を行うための体制を確立しなければならない。

(平 24 条例 47・一部改正)

(避難所の開設等)

第 21 条 市は、災害時において被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設し、運営しなければならない。

(施設又は設備の復旧)

第 22 条 市は、災害により電気、ガス、通信、交通その他の市民の生命又は社会生活の維持に必要な施設又は設備が被災したときは、各事業者に対し、速やかな復旧を要請するとともに、的確な情報提供を行うよう求めるものとする。

(復旧の推進)

第 23 条 市は、災害により市の区域内に甚大な被害が発生したときは、国、他の地方公共団体および関係機関と連携協力し、早期の復旧に努めなければならない。

2 市は、前項に規定する場合には、市民生活の円滑な再建を図り、都市機能の速やかな回復に資するため、早期に災害対策本部を中心とする復旧体制を確立しなければならない。

(防災に係る協定)

第 24 条 市は、災害時に他の地方公共団体、公共的団体および事業者に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ防災に係る協定を締結するものとする。

(他の地方公共団体への支援)

第 25 条 市は、前条の協定の有無にかかわらず、大規模な災害が発生した地方公共団体に対し、応急対策に関する必要な支援を行うものとする。

第 5 章 雑則

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 3 日条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 21 日条例第 32 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

資料 1－7 秋田市災害対策基本条例施行規則

平成 24 年 3 月 26 日 条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秋田市災害対策基本条例（平成 24 年秋田市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 26 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害時要援護者に係る個人情報)

第 2 条 条例第 14 条第 2 項に規定する規則で定めるものは、市内に居住する災害時要援護者（原則として 1 年以上の期間継続して医療機関に入院している者および福祉施設に入所している者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものに係る氏名、住所、年齢および性別とする。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する要介護状態区分が要介護 3 から要介護 5 までのいずれかに該当する旨の認定を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）に規定する視覚障害の障害の程度が 1 級であるもの又は聴覚障害もしくは肢体不自由の下肢もしくは体幹の機能障害の障害の程度が 1 級もしくは 2 級であるもの

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

第2 市の概況に関する資料

資料2－1 位置図



第3 過去における災害に関する資料

資料3-1 秋田県に被害をおよぼした主な地震

番号	発生年月日	震央		地震の規模 (M)	被害
		経度	緯度		
1	830年2月3日	140.1	39.8	7.0～7.5	天長地震 秋田城内家屋倒れる、圧死15、肢体折損100余名、地割れ多し
2	850年	139.7	39.0	7.0	出羽の国府の城柵傾斜し、圧死者多数
3	857年4月4日	140.6	40.3	7.0	大館地方の松峰山伝寿院の堂舎倒壊
4	1423年11月23日	140.5	39.5	6.7	羽後国、人畜死傷し、建物倒壊
5	1644年10月18日	140.0	39.4	6.5	久保田大地震 本荘城郭大破、死者あり、石沢村に被害、院内で地裂け、水湧く
6	1678年10月2日	142.5	39.0	7.5	秋田で地震被害あり
7	1694年6月19日	140.1	40.2	7.0	富根、駒形、桧山等能代以南地方を中心として死者394、倒潰・焼失家屋2,132、能代のみにて死者300あり
8	1704年5月27日	140.0	40.4	7.0	能代を中心として以北の地方に大地震、能代のみにて死者58、焼失家屋759、潰家435
9	1766年3月8日	140.5	40.7	7.25	弘前・青森方面大被害、秋田県の被害不明
10	1772年6月3日	141.9	39.35	6.75	沢内で山崩れ
11	1793年2月8日	139.95	40.85	6.9～7.1	鰯ヶ沢・深浦で被害大
12	1804年7月10日	139.95	39.05	7.0	象潟地震 象潟湖隆起 由利郡内のみにて死者183、潰家2,000、象潟のみにて潰家423、死者65
13	1810年9月25日	139.9	39.9	6.5	男鹿大地震 南秋田郡で死者59、潰家1,078、山本郡で潰家51
14	1833年12月7日	139.25	38.9	7.5	佐渡・羽前地震で象潟～鼠ヶ関の海岸に被害 全体で死者124、全半潰約1,050、秋田県の被害少ない
15	1856年8月23日	142.5	41.0	7.5	八戸・青森で被害大
16	1894年10月22日	139.9	38.9	7.0	庄内地震 庄内平野を中心に被害 秋田県では本荘以南に被害
17	1896年8月31日	140.7	39.5	7.2	陸羽地震 県内にて死者205、負傷者736、潰住家4,738、仙北郡のみにて死者184、負傷者603、全壊家屋4,444

番号	発生年月日	震央		地震の規模 (M)	被害
		経度	緯度		
18	1901 年 8 月 9 日	142.5	40.5	7.2	小坂・毛馬内・花輪などに被害、小坂鉱山の煉瓦煙突折れる
19	1906 年 10 月 12 日	140.5	40.0	5.6	阿仁合村で小被害
20	1914 年 3 月 15 日	140.4	39.5	7.1	強首地震 強首村を中心に、死者 94 名、負傷者 324 名、住家の全壊 640 戸
21	1914 年 3 月 28 日	140.4	39.2	6.1	強首地震の余震 金沢西根村、藤木村で小被害
22	1939 年 5 月 1 日	139.8	39.9	6.8	男鹿地震 男鹿半島を中心に、死者 28 名、負傷者 127 名、住家の全壊 565 棟、半壊 1,089 棟、焼失 9 棟
23	1955 年 10 月 19 日	140.2	40.3	5.9	ニツ井地震 ニツ井町、響村を中心に負傷者 4 名、住家の半壊 3 棟、非住家の全壊 1 棟、半壊 310 棟などの被害
24	1957 年 3 月 1 日	140.32	40.21	4.3	ニツ井付近で軽微な被害
25	1964 年 5 月 7 日	138.7	40.4	6.9	男鹿市、琴浜村、八竜村、能代市などで、住家の全壊 3 棟、半壊 2 棟、一部被損 49 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 26 棟
26	1964 年 6 月 16 日	139.2	38.4	7.5	新潟地震 秋田市、男鹿市、本荘市などの沿岸部で死者 5 名、負傷者 30 名、住家の全壊 13 棟、半壊 147 棟、一部破損 4,196 棟
27	1964 年 12 月 11 日	139.0	40.43	6.3	男鹿半島沖を震源、八郎潟干拓地の堤防 20cm 沈下、秋田市、能代市を中心に停電、電話不通などの被害
28	1968 年 5 月 16 日	143.6	40.7	7.9	十勝沖地震 秋田県内は、負傷者 2 名、住家の半壊 1 棟、一部破損 3 棟などの被害
29	1970 年 10 月 16 日	140.8	39.2	6.2	東成瀬村や山内村を中心に、負傷者 4 名、住家の全壊 19 棟、半壊 48 棟、一部破壊 216 棟、沈下 3 棟などの被害
30	1978 年 2 月 20 日	142.2	38.75	6.7	宮城県を中心に小被害
31	1978 年 6 月 12 日	142.2	38.2	7.4	宮城県沖地震 秋田県内では、水道施設 2 箇所、農地農業用施設 19 箇所、土木関係 3 箇所などの被害
32	1983 年 5 月 26 日	139.1	40.4	7.7	日本海中部地震 死者 83 名、負傷者 265 名、住家全壊 1,132 棟、半壊 2,632 棟、一部損壊 2,875 棟などの被害

番号	発生年月日	震央		地震の規模 (M)	被害
		経度	緯度		
33	1994 年 12 月 28 日	143.7	40.4	7.6	三陸はるか沖地震 鹿角市で 1 名軽傷、大館市で非住家 2 棟などの被害
34	1996 年 8 月 11 日	140.63	38.91	6.1	雄勝町で住家の一部破損 9 棟、農地 及び農業用施設 3 箇所、国道の法面 崩落・路肩陥没 29 箇所などの被害
35	1999 年 2 月 26 日	139.84	39.16	5.3	秋田県南部沿岸沖を震源 象潟町で住家の一部破損 126 棟など の被害
36	2003 年 5 月 26 日	141.7	38.8	7.1	宮城県沖を震源 重傷 4 名、軽傷 4 名、住家一部損 壊 2 棟、ブロック塀等 2 箇所倒壊、 農地被害など
37	2008 年 6 月 14 日	140.9	39.0	7.2	岩手・宮城内陸地震 秋田市では 1 名重傷、2 名軽傷、非 住家 2 棟、公共施設 2 棟などの被害
38	2008 年 7 月 24 日	141.6	39.7	6.8	岩手県沿岸北部を震源 負傷者 4 名、林産 22 箇所などの被害
39	2011 年 3 月 11 日	142.9	38.1	9.0	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） 秋田市では全域が停電、1 名重傷、 4 名軽傷、建物被害 10 件、地盤沈 下 5 箇所、水道断水および漏水被害 13 箇所などの被害
40	2011 年 4 月 1 日	140.4	40.3	5.0	秋田県内陸北部を震源 負傷者 1 名、建物一部破損 2 棟
41	2011 年 4 月 7 日	141.9	38.2	7.2	宮城県沖を震源 地震直後に秋田市全域で停電など の被害
42	2011 年 4 月 19 日	140.4	39.6	4.9	秋田県内陸南部を震源 大仙市での工場の天井板とシャッ ターの一部破損、高校の支柱破損、 温泉施設の貯水槽破損
43	2017 年 9 月 8 日	140.6	39.5	5.2	秋田県内陸南部を震源 住家一部破損 6 棟（6 世帯）
44	2019 年 6 月 18 日	139.5	38.6	6.7	山形県沖を震源 負傷者 2 名、住家一部破損 1 棟（1 世帯）、非住家全・半壊 1 棟

参考：秋田県地震対策基礎調査報告書（昭和 56 年度）、秋田県災害年表（平成 3 年度～）
発生年月日、震央、マグニチュードは、理科年表、気象庁震度データベースによる

資料 3 - 2 秋田市災害年表

西 暦	年 号	種 別	記 事
1927	昭和 2 年	火 災	4 月 3 日土崎港下酒田町西裏俗称八軒町から出火、東風にあおられ永覚町・古川町・上酒田町のほか第 1 波止場、第 2 波止場に燃え広がり、住家 83 戸 79 棟、非住家 46 棟を全焼。被害額は 33 万円。
〃	〃	〃	6 月 24 日土崎港町愛宕町から出火、新城町・川反町・上酒田町・下酒田町に燃え広がり、住家 203 戸 194 棟、非住家 45 棟を全焼し、被害額は 49 万円。出火当時秋田では、7.5m の風が吹いており、湿度 50%、晴天が 7 日も続いていたので、火災の発生しやすい状態となっていた。
〃	〃	〃	12 月 7 日土崎肴町より出火、住家 49 戸、非住家 9 棟全焼。
1928	昭和 3 年	異常 乾 燥 火 災	7 月 18 日から 8 月 20 日まで雨が全くなく、無降水継続日数が 34 日となり、観測開始以来の記録となった。18 日秋田市常盤町飲食店喜楽から出火した火は、常盤町の遊郭のほか銃砲町・立花町の住家 180 戸 164 棟全焼、破損 15 戸、死者 1 名、傷者 10 名を出す大火となり、また 18 日から 21 日まで県内に 6 件の山林火災が発生した。
1930	昭和 5 年	異常 乾 燥 火 災	4 月 12 日から 18 日まで雨がなく 17 日日中は湿度が 42% まで下がり、10m の西風が吹き大火の発生しやすい状況であった。 18 日、牛島町で大火が発生し、住家 97 戸、非住家 10 棟焼失。
1931	昭和 6 年	火 災	5 月 15 日秋田市牛島橋通りから出火、追廻・下浜・川口・川尻に燃え移り、住家 311 戸、345 世帯、非住家 87 棟、半焼住家 4 戸、非住家 3 棟、破壊住家 2 戸をだし、翌 16 日ようやく刑務所付近で消し止められた。秋田市は 11 日以降 5 日間雨がなく、湿度は 14 日 29%、15 日 38% まで下がり、出火当時は 61% で異常乾燥の状態であった。
1937	昭和 12 年	洪 水	8 月 30 日浸水家屋 3,000 戸。
1939	昭和 14 年	(地 震)	5 月 1 日 14 時 58 分、男鹿半島を中心とする強い地震が発生した。震源の深さは約 10 km で土崎では 27cm の小津波も観測された。また有感の余震は 1 日 28 回、2 日 11 回もあった。(男鹿地震)
1945	昭和 20 年	火 災	(1 回目) 4 月 16 日秋田市保戸野本町で住家 14 棟を全焼。 (2 回目) 常盤町で住家 96 棟全焼、死者 2 名。
〃	〃	空 襲	8 月 14 日土崎港日石株式会社秋田製油所、B29 延 130 機により空襲され、同製油所および社宅 104 棟全焼、半焼社宅 6 棟、全壊 12 棟、半壊 13 棟、死者 70 名、傷者 80 名。

西 暦	年 号	種 別	記 事
1945	昭和 20 年	火 災	8 月 17 日高清水国民学校全焼。
"	"	"	12 月 5 日県立秋田中学校全焼。
1946	昭和 21 年	火 災	2 月 24 日秋田国民学校全焼。
"	"	"	3 月 25 日土崎第二国民学校焼失。
"	"	"	12 月 25 日中通小学校焼失。
1947	昭和 22 年	火 災	4 月 27 日県立秋田女子医学専門学校焼失。
"	"	"	11 月 12 日秋田刑務所で工場、舎房 11 棟焼失。
1950	昭和 25 年	火 災	3 月 29 日秋田市保戸野八丁より出火、82 棟 86 世帯を全焼。 損害 5,633 万円。
"	"	"	5 月 15 日外旭川小学校焼失。
1954	昭和 29 年	台 風	9 月 26 日早朝、台風 15 号は 14 時から 15 時にかけて秋田県の西方 200km の海上を通過。12 時ごろ 15m 以上の風が吹き始め、15 時から 20m 以上の暴風となり、16 時 57 分最大瞬間風速 30.7m（観測開始 以来第 2 位の記録）、17 時最大瞬間風速 42.7m（観測開始以来第 1 位の記録）を記録した。その後も 20m 以上の暴風が 21 時まで続 いた。函館港に仮泊していた洞爺丸を含む青函連絡船 5 隻が遭難し、 多数の人命が失われた。秋田市では、被害死者 1 名、重傷 3 名、 軽傷 2 名、住家全壊 8 棟、半壊 11 棟、非住家全壊 31 棟、半壊 55 棟 （洞爺丸台風）
1955	昭和 30 年	洪水	6 月 25 日から 26 日にかけて、総雨量 300mm に達する豪雨があり 旭川、太平川が増水した。家屋全壊 1 棟、床上浸水 1,139 棟、床下 浸水 1,355 棟のほか、農作物、公共施設に大きな被害を受けた。（災 害救助法適用）
1956	昭和 31 年	火 災	1 月 25 日敬愛高校男子部校舎全焼。
"	"	"	2 月 12 日日新中学校から出火、同校舎 3 棟 1,396 m ² を全焼。
"	"	"	4 月 28 日川反二丁目焼失家屋 8 棟 1,239 万円。
"	"	"	5 月 2 日田中字田中焼失家屋 11 棟 1,156 万円。
"	"	洪水	8 月 5 日から 8 日にかけて長雨があり、総雨量は 186mm となった。 死傷者 4 名、床上浸水 183 棟、床下浸水 592 棟のほか、田畑に被害 を受けた。
"	"	火 災	9 月 10 日近火より土崎中学校類焼。（強風下）
"	"	放射能雨	9 月 17 日夜降った雨の中から、16.500cpm/t の観測開始以来最大の 放射能雨となった。（秋田市）
1957	昭和 32 年	連続放火	5 月 25 日 13 件の放火事件。長野下新町南丁倉庫、事務室等 462 m ² 全焼。翌 26 日 12 件の放火事件あり、犯人逮捕、6 月 2 日犯行自供。

西 暦	年 号	種 別	記 事
1957	昭和32年	干天	6月上旬より降雨がなく、6月の月間雨量は39.2mm。 これにより上水道の給水を制限し、また、500世帯にトラック給水を実施した。
〃	〃	火災	8月12日秋田県庁舎全焼。損害1億6,710万円
1958	昭和33年	暴風雪	1月22日秋田市で瞬間最大風速31.7mの暴風雪となり各所で停電した。
〃	〃	火災	5月23日樽山愛宕下住家8棟、半焼2棟（火災警報発令中）
1959	昭和34年	大雨	7月10日県下全域に豪雨があり、市内で堤防決壊、橋の流出が29箇所、家屋半壊1棟、床上浸水116棟、床下浸水322棟の被害を受けたほか、農地にも多数の被害を受けた。
〃	〃	竜巻	9月12日秋田市に発生、築山小学較屋根2箇所吹き飛ばされた。
〃	〃	台風	9月27日の台風で秋田市は全市停電し、列車・貨車の運休は20本に上った。（伊勢湾台風）
1961	昭和36年	大雪	2月3日夕方から4日早朝にかけ秋田市を中心とする海岸部に大雪が降り、交通機関が大混乱し、列車は24本680両が運休した。
〃	〃	火災 (爆発)	12月14日川尻川口境、東部ガス秋田事業所のガス機械室のガス圧入器が爆発し、ガスに引火したため、同社のガス供給は、約3日全面的にストップした。
1963	昭和38年	竜巻	1月31日2時半ごろ秋田市に発生。2戸が屋根を吹き飛ばされたうえ、建物の一部が壊された。
〃	〃	火災	3月20日浜田滝ノ下から出火、住家8棟、非住家6等が全焼、8世帯42人が焼け出された。
1964	昭和39年	(地震)	6月16日13時2分7秒、新潟沖を震源とする強い地震があった。県内各地の損害は、死者5名、負傷者30名のほか、住家の全壊13戸、半壊147戸、一部破損4,196戸、床上浸水8戸、床下浸水129戸、非住家1,862棟等生活基盤施設をはじめ、各部門にわたり11億7,549万円余りの被害が出た。（新潟地震）
〃	〃	集中豪雨	8月12日午後から、13日にかけて、県中央部と県北の一部に集中豪雨があり、秋田市で1時間雨量72.4mmを観測し、このため傷者2名、住家全壊13戸、半壊14戸、床上浸水456戸、床下浸水2,998戸、非住家19棟のほか、水道、農業、林業、土地改良、土木など合わせて11億8,436万円余りの被害がでた。 (災害救助法適用)
1965	昭和40年	雪害	1月9日秋田市大町の貸しガレージが倒壊、14台の乗用車が被害にあった。
〃	〃	山林火災	5月2日秋田市上北手猿田字寺ノ沢で山林火災が発生。約30haを焼いて消し止めた。この火事で死者1名を出した。

西 暦	年 号	種 別	記 事
1965	昭和40年	火災	6月11日秋田市外旭川沖神田から出火、住家17棟17世帯、非住家12棟全焼した。
1966	昭和41年	火災	1月11日山王中学校校舎1棟を残し7棟を焼失（6,528㎡）被害9,108万円。
〃	〃	梅雨前線 大雨	7月15日早朝から18日にかけて県中央部と県北の一部を襲った。豪雨は、16日正午現在、藤琴186mm、太平山181mm、秋田市中央部115mmを記録した。このため旭川、岩見川等県中央部の中小河川が氾濫し、特に秋田市手形からみでん、泉地区では床上浸水184戸、床下浸水371戸。
〃	〃	台風	9月10日秋田市で最大瞬間風速27.5mを記録。そのため、7,000戸が停電した。
1967	昭和42年	火災	3月18日秋田市立高校教員室付近から出火し、同校舎4,801㎡を全焼した。損害は5,868万円。
〃	〃	〃	4月19日秋田市旭南三丁目日本山商事菓子工場全焼、損害額1,259万円
〃	〃	〃	10月28日秋田市太平山谷から出火。空気が乾燥していたのと折からの12～13mの強風にあおられ部落中心部の住家8棟、非住家15棟が全焼。また、太平農協山谷支所が全焼、保管中の米5,000俵が焼失した。
1968	昭和43年	火災	9月10日秋田東中学校で1棟8教室1,257㎡焼失。損害は、1,600万円
1969	昭和44年	水害	7月28日より8月5日まで大雨が続き、床上浸水15棟、床下浸水408棟、田畑冠水241ha。
〃	〃	〃	8月23日から27日にかけて台風9号の影響による大雨が続き、床上浸水2棟、床下浸水329棟。
〃	〃	〃	9月6日、この年3回目の大雨となり、家屋半壊1棟、床上浸水9棟、床下浸水456棟。
1970	昭和45年	暴風雨	台風なみに発達した低気圧により1月30日から風を伴う雨が降り、2月1日午前9時までの降水量は44mm、最大瞬間風速は33.8mを記録した。家屋一部破損6棟、床上浸水6棟、床下浸水55棟。
〃	〃	火災	3月5日秋田駅前市場協同組合全焼。傷者3名。損害1億4,926万円。
〃	〃	〃	3月10日秋田母子寮と同保育所が全焼。死者2名、29世帯被災。損害1,007万円。
〃	〃	〃	5月12日秋田市南中学校校舎北側から出火。校舎2棟、住家7棟10世帯を焼失。損害3,503万円。
1971	昭和46年	火災	8月29日秋田市旭南三丁目から出火、アパート1棟を含む住家など15棟を全半焼し、19世帯被災。損害1,728万円。
〃	〃	〃	9月11日中通二丁目小野時計店から出火。焼損面積766㎡、損害9,344万円。
1972	昭和47年	火災	4月13日千秋久保田町パチンコ店等火災。全焼2棟。損害6,075万円。
1973	昭和48年	火災	1月30日秋田市茨島六丁目の住家から出火、住家1棟を半焼し、この火災で母子3名が一酸化炭素中毒により死亡。

西 暦	年 号	種 別	記 事
1974	昭和 49 年	豪 雪	断続的に短期間集中的に降った里雪型の豪雪であったため、除・排雪に難渋し、屋根の降雪作業等による人身事故が数多く発生し、死者 13 名、傷者 29 名、家屋の倒壊、浸水等 503 棟のほか果樹を中心とした農業、造林木、造山施設の林業、土木公共施設など合わせて 158 億 5,161 万円という甚大な被害となった。
〃	〃	〃	1 月 25 日豪雪。市内交通マヒ、奥羽本線不通、国道 7 号線寸断。
〃	〃	〃	2 月 9 日積雪新記録、秋田市で 117cm。（過去 30 年間の最高記録）
〃	〃	〃	2 月 12 日太平中学校の体育館、倒壊。
1975	昭和 50 年	火 災	4 月 23 日南通亀の町日活映画劇場 1,053 m ² 焼失、死者 1 名。
1976	昭和 51 年	火 災	1 月 21 日秋田市土崎南二丁目、東北製鋼株式会社工場より出火。工場 3,016 m ² 全焼。
〃	〃	〃	2 月 5 日秋田市茨島一丁目、株式会社秋田林産製材工場 1 棟 2,180 m ² 全焼。
〃	〃	(火災)	(10 月 29 日酒田市大火)
1977	昭和 52 年	火 災	2 月 25 日秋田市泉字道田の住家から出火、住家 1 棟を全焼。この火事により家族 3 名が一酸化炭素中毒により死亡した。原因は電気こたつ。
〃	〃	連続放火 (内訳)	11 月 23 日連続放火犯逮捕される。 4 月 10 日 住家 46 m ² 、作業場 23 m ² 全焼 (明田) 6 月 22 日 秋大サークル棟 1,448 m ² 全焼 (手形) 7 月 9 日 勝平神社 27 m ² (新屋・砂奴寄) 8 月 31 日 住家 100 m ² (太平・八田) 9 月 30 日 稻荷神社 49.5 m ² (新藤田) 10 月 4 日 原木 400 本 (新屋・砂奴寄) 10 月 5 日 熊野神社 83 m ² (泉) 11 月 8 日 墓石鞘堂 3.3 m ² (手形)
1979	昭和 54 年	大 雨	6 月 18 日から 19 日にかけてオホーツク海低気圧から南西にのびる前線の活動により、県中央部を中心に大雨となり、18 日秋田市における日降水量は 88.0mm となり、秋田地方気象台観測以来第 4 位の記録となった。このため秋田市で住家の全壊 1 戸、床下浸水 58 戸のほか、水稻、農業用施設および土木関係等合わせて 7 億 3,040 万円の被害が出た。
〃	〃	〃	6 月 26 日から 28 日にかけて、北上した梅雨前線の活動と、日本海を北東進した低気圧の影響により全県的に大雨となり、大雨洪水警報が発表された。26 日の降水量は県内各地とも 50mm 以上となり、秋田市立下新城小学校では浸水等のため、27 日から 29 日の間、臨時休校となった。

西 暦	年 号	種 別	記 事
1979	昭和54年	大雨	7月8日樺太から日本海北部にのびる寒冷前線と日本海に発生した低気圧により大気が不安定となり、大雨洪水警報が発表され、山沿い地方で大雨となった。
〃	〃	〃	7月23日梅雨前線が東北地方に停滞し、また、日本海低気圧が東進して活動したため、県中央部と北部で大雨となり、8日の日降水量は太平山で141mm、秋田市でも120mm以上を記録し、市の中心部を流れる太平川は増水し、警戒水位を超えた。このため、秋田市を中心に住家の床上浸水55棟、床下浸水672棟のほか、農業用施設、林業、土木関係等を合わせて3億7,267万円余りの被害が出た。
1983	昭和58年	地震	5月26日午後0時頃、能代沖を震源とするM7.7の地震が発生し、秋田市で震度5を記録した。 沿岸部には津波が押し寄せた。死者3名、重軽傷者53名、住家全壊35棟、半壊270棟、一部破損691棟のほか、公共施設等に大きな被害を与えた。（日本海中部地震）（災害救助法適用）
1984	昭和59年	雪害	3月1日秋田駅前繁華街、緑屋デパートのアーケードが積雪の重みで倒壊する。下敷者1名救助。
1985	昭和60年	火災 (放火)	8月20日秋田市旭南三丁目、田原木材株式会社から出火、住家6棟、非住家9棟が被災し、1,824㎡を焼失した。この火災により9世帯20人が被災し、1億561万円余りの被害がでた。
〃	〃	大雨	9月10日夜半から明方にかけて、総雨量が所により150mmを超えるおそれがあるため、大雨洪水警報が発令された。降雨量は、秋田市で117mmを記録。住家床上浸水139棟、床下浸水289棟、ほかに田畑等にも被害がおよんだ。
1987	昭和62年	大雨	8月16日夜半から明方にかけて、降雨量が150mmを超えるおそれがあるため、大雨洪水警報が発令された。夜明け前から床上浸水等の被害が出始め、被害が甚大となってきたため、17日12時秋田市中心豪雨災害対策本部を設置した。住家床上浸水186棟、床下浸水402棟、他に農林業、土木関係等合わせて18億5,944万円余りの被害が出た。 8月16・17日降り始めからの総雨量（ピーク時） 市街地 128mm（8月17日 4:00～5:00 52mm） 仁 別 166mm（8月16日 21:00～22:00 48mm）
1988	昭和63年	火災	8月23日秋田市大町六丁目（横町商店街）から出火、密集した飲食店、店舗併用住宅等4棟全焼のほか3棟を一部焼損。 焼失面積1,214㎡、損害7,407万円余り。
1990	平成2年	火災	7月9日午前3時15分ころ、時限発火装置を使用した放火により秋田県護国神社から出火し社殿など3棟、434㎡を焼失した。損害額4,317万円

西 暦	年 号	種 別	記 事
1991	平成3年	台風	9月28日早朝、台風19号は4時頃秋田市の西約240kmの海上を通過。27日夜半過ぎから南よりの強風が吹き始め、28日午前5時頃から8時前にかけて県内の所々で20m以上の強風が吹き荒れ、秋田市では、最大風速25.6m、28日5時59分最大瞬間風速51.4m（観測開始以来第1位の記録）を記録、秋の収穫前の果樹等農作物や農業畑地設に大きな被害をもたらした。 また、台風の接近に伴い27日夜半過ぎから28日朝にかけてフェーン現象となり、秋田市での気温は31.5℃となった。 秋田市の被害は、死者1名、重傷者4名、軽傷者5名、住家全壊1棟、半壊3棟、一部破損1,309棟、非住家全焼40棟、半壊21棟、一部破損1,351棟、農業関係約5億円、林産関係約5.8億円、被害総額約22億円。
1993	平成5年	火災	1月22日秋田市飯島鼠田三丁目の住家から出火し、住家1棟を全焼した。この火災により家族3名が一酸化炭素中毒等により死亡した。
1994	平成6年	火災	12月18日から19日にかけての未明、秋田市川元小川町、富士製粉産業株式会社から出火、作業場兼倉庫1棟を全焼。 焼失面積1,078㎡、損害額2億3,725万円。
1996	平成8年	火災	12月22日秋田港内を航行中の油タンカー（第2金洋丸2,998t）が落雷により爆発炎上し、行方不明者1名が発生した。損害額は8,232万円。
1998	平成10年	大雨	6月26日夜半から明け方にかけて、総雨量が所により150mmを超えるおそれがあるため大雨洪水警報が発令された。降雨量は、秋田市で188mmを記録。住家床上浸水4棟、床下浸水72棟、ほかに農林業、土木関係等合わせて2億5,441万円余りの被害がでた。
2001	平成13年	大雨	7月31日未明からの雨が昼頃にかけて強まり、総雨量が所により150mmを超えるおそれがあるため大雨洪水警報が発令された。住家床上浸水5棟、床下浸水19棟、ほかに農林業、土木関係等合わせて2億3,676万円余りの被害がでた。太平八田地区4世帯に避難勧告。 降り始めからの総雨量（ピーク時） 市街地 38mm（7月31日 4:00～5:00 12mm） 仁 別 131mm（7月31日 9:00～10:00 48mm）
2002	平成14年	薬品漏出	6月28日午後6時過ぎ秋田製錬飯島製錬所より発煙硫酸が漏出。秋田市では午後8時50分秋田市災害警戒対策部を設置して対応。

西 暦	年 号	種 別	記 事
2002	平成 14 年	大雨	8 月 11 日未明から 12 日にかけて、東北北部に停滞する前線が活発となり、総雨量が所により 150 mm を超えるおそれがあるため大雨洪水警報が発令された。朝方から床上浸水等の被害が出始め被害が甚大となってきたため、12 日午後 7 時 30 分に秋田市災害警戒対策部を設置した。住家床上浸水 62 棟、床下浸水 397 棟、ほかに農林業、土木関係等合わせて 3 億 894 万円余りの被害がでた。広面地区、檜山地区約 120 世帯に避難勧告。
〃	〃	火 災	9 月 9 日秋田市土崎港中央一丁目の寺院から出火し、同寺院を半焼したほか 2 棟を一部焼損した。 焼失面積 1,062 m ² 、損害額 5,655 万円。
2003	平成 15 年	薬品漏出	8 月 5 日午後 2 時過ぎ日本メッキ(株)の塩酸タンクが破裂し、塩酸が漏出。秋田市では午後 3 時に秋田市災害警戒対策部を設置して対応。
2004	平成 16 年	タンク爆発	6 月 8 日午前 11 時過ぎ(株)ジェムコのフッ素入りタンク(直径 95 cm × 高さ 100 cm)が爆発し、1 名死亡、3 名負傷。有機フッ素化合物製造施設の配管から希水フッ素が漏れ、改修作業中に爆発したもの。同日午後 2 時 23 分に消防本部より安全宣言。
〃	〃	台風	8 月 19 日夜半から 20 日にかけて、台風 15 号の接近と前線が東北地方に停滞したため、暴風・波浪警報、高潮警報が発表され、秋田市では最大風速 23.2m、最大瞬間風速 41.1m を記録。20 日午後 5 時 30 分に秋田市災害警戒対策室を設置した。秋田市の被害は、軽傷者 5 名、住家一部破損 89 戸、非住家半壊以上 10 件、塀の倒壊 7 箇所、文教施設被害 3 箇所、病院施設被害 1 箇所、道路冠水 2 箇所、倒木等 90 箇所、電線スパーク 18 箇所、パイプハウス被害 70 棟、船舶被害 2 隻、市内全戸のうち半数近くが停電した。
〃	〃	〃	8 月 30 日夜半から 31 日にかけて大型台風 16 号が接近し、接近とともに風雨が強まり、暴風・波浪警報、大雨・洪水警報が発表され、秋田市では最大風速 21.3m、最大瞬間風速 37.2m を記録。31 日午前 8 時 55 分に秋田市災害警戒対策室を設置した。秋田市の被害は、軽傷者 1 名、住家一部破損 16 戸、塀の倒壊 5 箇所、文教施設被害 8 箇所、道路冠水 7 箇所、倒木等 17 箇所、電線スパーク 6 箇所、パイプハウス被害 2 棟、看板落下・破損 10 箇所、市内で約 26,900 戸が停電した。
〃	〃	〃	9 月 8 日早朝にかけて秋田県沖を通過する台風 18 号に伴い、暴風、波浪警報が発表され、秋田市では最大風速 19.9m、最大瞬間風速 33.8m を記録。7 日午後 11 時 00 分に秋田市災害警戒対策室を設置した。秋田市の被害は、住家一部破損 8 戸、塀の倒壊 2 箇所、文教施設被害 1 箇所、倒木等 5 箇所、パイプハウス被害 10 棟。新屋地区で約 2,260 戸が停電した。

西 暦	年 号	種 別	記 事
2004	平成 16 年	台 風	9 月 29 日昼頃から雨が降り始め、30 日にかけて台風 21 号の接近にともない風雨が強まり、大雨・洪水・暴風警報が発表され、秋田市では最大風速 15.0m、最大瞬間風速 28.0m を記録。秋田市の被害は、住家一部破損 2 棟、非住家一部破損 1 棟、道路冠水 12 箇所、土砂崩落 1 箇所、倒木等 4 箇所、看板落下・破損 2 箇所。
2005	平成 17 年	火 災	3 月 14 日午後 1 時 5 分頃に日本大昭和板紙東北(株)敷地内で、カットタイヤの貯蔵庫から出火、3 月 25 日午後 2 時 00 分に鎮火するまで、カットタイヤ約 180 t が焼損、消防職員延べ 1,221 名、消防車両延べ 342 台が出動した。
〃	〃	雪 害	平成 18 年豪雪 12 月上旬から 1 月上旬にかけて日本各地で低温となり、日本海側を中心に暴風を伴った大雪となった。秋田市では交通網の麻痺や除排雪に難渋し、降雪作業等による人身事故が数多く発生し、死亡 5 名、重軽傷 55 名、家屋等の損壊、倒木、農産関係被害等の被害は甚大であった。市職員による独居老人雪寄せ等（延べ 1,409 人） 平成17年12月24日 秋田市雪害対策本部設置(10:00) 平成18年 1 月 5 日 秋田市災害対策本部設置 (09:30) 1 月 9 ～11 日 自衛隊災害派遣 (除雪数111件) 1 月31日 秋田市災害対策本部廃止 (12:00) 秋田市雪害警戒対策部に切り替え 2 月28日 秋田市雪害警戒対策部廃止 (12:00)
2006	平成 18 年	大 雨	7 月 2 日朝方から断続的に強い雨が降り、総雨量が所により 150mm を超えるおそれがあるため大雨洪水警報が発表された。3 日朝方から床下浸水等の被害が発生したことから、3 日午前 11 時秋田市災害警戒対策室を設置した。住家床上浸水 1 棟、床下浸水 38 棟、道路冠水 38 箇所、水田埋没・冠水 357.4ha、畑冠水 42ha の被害が出た。仁別では 3 日の降水量が観測開始以来最大の 216mm を記録した。
〃	〃	火 災	5 月 19 日秋田市仁井田地内の住家から出火、住家 1 棟を全焼、家族 4 名が死亡した。また、11 月 28 日秋田市雄和椿川地内の住家から出火した火災では家族 2 名が死亡した。秋田市における火災発生件数は過去最少の 79 件であったが、火災による死者数は過去最多の 11 人を記録した。

西 暦	年 号	種 別	記 事
2007	平成 19 年	大雨	9月17日未明、台風11号から変わった温帯低気圧から、暖かく湿った空気が東北北部に停滞する前線に流れ込み、広い範囲で大雨となり午前4時30分大雨洪水警報が発表された。朝方から床下浸水等の被害が発生したことから、午前7時50分に秋田市災害警戒対策室を設置した。さらに、床上浸水、崖崩れ等被害が甚大となってきたため、午後4時10分には秋田市災害警戒対策部に切り替えた。17日は秋田市で月最大24時間降水量135.5mmを観測し全年を通じて1位（統計開始：1971年）住家床上浸水21棟、床下浸水132棟、道路冠水78箇所、土砂崩れ26箇所、ほかに、農林業、土木関係等合わせて2億1500万円余りの被害が出た。下新城地区、雄和女米木地区約300世帯に避難勧告。
〃	〃	火災	12月22日秋田市八橋地内の住宅から出火、住家1棟を全焼、住居者4名が死亡した。
2009	平成 21 年	飛翔体	3月12日国際海事機関（IMO）から、日本を含むIMO加盟国に対し、北朝鮮当局からIMOに対する「試験通信衛星」の打ち上げのための事前通告があった旨の連絡があった。北朝鮮は、4月4日から8日までの毎日11時から16時まで（日本時間）、日本海（秋田県沖）および太平洋の一部に危険区域を設定した。このため3月16日に秋田市飛翔体情報連絡室を設置し、3月31日には秋田市災害警戒対策部へと移行し警戒にあたった。4月5日に北朝鮮が発射した飛翔体が本県上空を通過し、被害が確認されなかったことから翌日に警戒態勢を解いた。
〃	〃	大雨	10日午前6時20分秋田市災害警戒対策部を設置した。下新城地区165世帯に避難勧告を発令した。
〃	〃	〃	7月18日朝から降り続いた大雨により市内各河川が増水し、18日午後8時55分に秋田市災害警戒対策部を設置した。この大雨により、住家床上浸水4棟、床下浸水32棟、道路冠水21箇所等の被害が発生した。下新城地区165世帯、金足片田字待入・深田地区62世帯に避難勧告を発令した。
〃	〃	台風	大型の台風18号が強い勢力を維持しながら10月8日深夜から9日朝にかけて秋田県に最も接近するため、暴風・波浪警報が発表され、秋田市では8日午前10時30分秋田市災害警戒対策部を設置した。この台風により、市内の小中学校は一斉休校、美術短大附属高等学院と御所野学院高校は一時終了後下校、商業高校は三校時終了後下校の対応をとった。

西 暦	年 号	種 別	記 事
2009	平成 21 年	大雨	11 月 4 日夜から降り続いた大雨により、秋田市では 5 日午前 10 時 30 分秋田市災害警戒対策部を設置した。秋田市全域に土砂災害警戒情報が発表され、住家床上浸水 1 棟、床下浸水 3 棟、道路冠水 13 箇所、道路法面崩れ 2 箇所、土砂崩れ 3 箇所の被害が発生した。太平地区の目長崎・中関・黒沢・寺庭の一部、下北手地区の寒川・宝川・通沢の一部、上北手大山田の一部、河辺地区の北野田高屋・和田・高岡・諸井の一部 298 世帯に避難勧告を発令した。
2010	平成 22 年	大雨	7 月 29 日から降り続いた雨により 7 月 30 日、午後 12 時 40 分に気象庁が秋田市河辺雄和地域に土砂災害警戒情報を発表。同時刻に秋田市災害警戒対策部を設置した。更に 13 時 20 分に秋田市全域に土砂災害警戒情報を発表した。 この大雨により床下浸水 3 棟、道路被害 22 箇所、土砂崩れ 4 箇所等の被害が発生した。
〃	〃	〃	8 月 14 日から 15 日にかけて秋田市全域に大雨が発生。8 月 14 日、14 時に秋田市災害警戒対策部を設置。同日、15 時 25 分に下新城 5 地区 169 世帯に対し、避難勧告を発令したほか、20 時 30 分に雄和碓田地区 47 世帯に対し避難勧告を発令した。この大雨により床上浸水 6 棟、床下浸水 56 棟、道路被害 92 箇所、土砂崩れ 49 箇所、農業用施設 99 箇所等の被害が発生した。
2011	平成 23 年	地震	3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖(北緯 38 度、東経 142.9 度) 震源の深さ 24 km、地震の規模マグニチュード 9.0 (東日本大震災) 秋田市の震度は、雄和妙法で震度 5 強、山王および河辺において震度 5 弱を観測。同時刻に市長を本部長とする秋田市災害対策本部を設置した。被害状況は、地震直後に秋田市全域が停電、けが人 5 人(重傷 1 人、軽傷 4 人)、学校等の建物被害 10 件、その他、地盤沈下 5 箇所、水道断水および漏水被害が 13 箇所など。また、各避難所 33 箇所を開設し、最大時の避難者は 15 施設、約 720 人にのぼった。秋田県緊急消防援助隊として、秋田市消防本部は延べ 47 隊 158 人を岩手県宮古市に、延べ 15 隊 42 人を宮城県本吉郡南三陸町に派遣し活動にあたった。
〃	〃	〃	4 月 7 日 23 時 32 分、宮城県沖(北緯 38.2 度、東経 142.0 度) 震源の深さ 40km、地震の規模マグニチュード 7.4 秋田市の震度は、雄和妙法で震度 5 強、山王および河辺において震度 4 を観測。同時刻に市長を本部長とする秋田市災害対策本部を設置、被害状況は、地震直後に秋田市全域で停電した。

西 暦	年 号	種 別	記 事
2011	平成 23 年	大雨	6 月 23 日から 24 日にかけての大雨により、6 月 24 日 5 時 30 分に秋田市災害警戒対策部を設置。同日 5 時 40 分、下新城地区 164 世帯に避難勧告を発令した。また、7 時 36 分気象庁が河辺・雄和地域の全域に土砂災害警戒情報を発表。同日 7 時 40 分、雄和碓田地区 46 世帯に避難勧告を発令したほか、17 時 30 分に下浜檜田上野地区 33 世帯、雄和地区女米木、下黒瀬、平沢の一部、石田、妙法の全部 324 世帯にも避難勧告を発令した。この大雨により床上浸水 2 棟、床下浸水 13 棟、土砂崩れ 15 箇所、農業用施設 11 箇所等の被害が出た。
2012	平成 24 年	火 災	1 月 20 日 日本大昭和板紙株式会社秋田工場から出火、建物等を焼損した。損害額 14,423 千円
〃	〃	暴 風	4 月 3 日、低気圧が急速に発達しながら日本海を進み、4 日未明には東北地方北部を通過した。秋田市では 3 日から 4 日にかけて暴風が続き、けが人 5 人(重傷 2 人、軽傷 3 人)、屋根剥離等の住家一部損壊 40 2 件、半壊以上の非住家 32 件、道路への倒木等 70 箇所、ビニールハウス倒壊など農業関係で約 2 億 1,200 万円余りの被害がでたほか、市内各所で最大 35,491 戸が停電した。また避難所 1 箇所を開設し最大 4 世帯 4 人が避難した。
〃	〃	火 災	飯島地区において放火の疑いのある火災が連続して発生した。 5 月 28 日農業用機械を覆っていた樹脂製シートを焼損 6 月 1 日工作物内に置かれた農業用機械を焼損 6 月 9 日農業資材を収納した納屋を焼損(4 m ²)
〃	〃	〃	8 月 2 日東北電力(株)秋田火力発電所の 3 号機ボイラー建屋から出火、ボイラー等を焼損した。被害額 35,121 千円
〃	〃	ガ ス 中 毒	7 月 10 日午後 4 時半頃、秋田市総合環境センター内で溶融炉を点検作業中に一酸化炭素が発生し、作業員 9 人が中毒症状を発症し、救急車で搬送された。これに伴い 17 時 40 分、秋田市危機管理現地対策本部が設置された。
2013	平成 25 年	火 災	3 月 16 日 19 時 15 分頃、秋田市向浜一丁目の県有雑種地に上架された船舶 37 艘のうち 17 艘が焼損した火災が発生した。被害額は 8,532 千円
〃	〃	竜 巻	11 月 7 日午後 5 時頃、泉地区で竜巻が発生し、住家 16 箇所、非住家 1 箇所、事業所 3 箇所、工作物 2 箇所に物的被害が生じた。 平成 25 年度は災害対策部、本部設置なし 平成 26 年度は災害対策部、本部設置なし

西 暦	年 号	種 別	記 事
2015	平成 27 年	火 災	1 月 13 日 17 時 30 分覚知、秋田市向浜二丁目秋田船川港秋田区向浜岸壁に停泊していた、カンボジア王国船籍貨物船（総重量 4,999 t）船そう内の積荷 2,800 梱包のうち、過半を超える単板が焼損した火災が発生した。
〃	〃	〃	1 月 22 日 17 時 00 分鎮火、被害総額 104,297 千円 5 月 23 日 19 時 07 分覚知、秋田市外旭川字中谷地 32 番地 1 MQリゾート外旭川店で火災が発生した。同日 22 時 30 分鎮火被害総額 253,525 千円
2016	平成 28 年	火 災	4 月 6 日 18 時 33 分覚知、秋田市向浜一丁目の秋田プライウッド株式会社から出火、建物等を焼損した。
〃	〃	竜 巻	4 月 8 日 7 時 40 分鎮火被害総額 1,328,799 千円 10 月 31 日午後 0 時 30 分頃、八橋、泉中央地区および向浜地区において竜巻による被害が発生した。車両破損 7 台、建物被害は 11 棟、秋田市は災害警戒対策室を設置した。
〃	〃	〃	11 月 8 日 13 時 30 分頃、金足地区において竜巻による被害が発生した。建物被害は 10 棟、秋田市は災害警戒対策室を設置した。
2017	平成 29 年	大 雨	7 月 22 日から 23 日にかけて降り続いた記録的な大雨を受け、22 日 15 時 25 分に秋田市災害警戒対策部が設置された。 秋田市には土砂災害警戒情報が発表され、床上浸水 154 棟、床下浸水 357 棟、道路冠水 128 箇所、土砂崩れ 213 箇所の被害が発生し、農林関係の被害は 20 億円以上となった。 市長は下浜、浜田地区全域、豊岩地区の一部、雄和地区全域、河辺地区の一部、下新城地区の一部、大住、仁井田、牛島地区の一部、太平地区の一部、柳田地区全域、広面、檜山地区の一部合計 17,412 世帯 39,304 人に対して、避難勧告を発令した。
2018	平成 30 年	大 雨	5 月 18 日から 19 日にかけて降り続いた記録的な大雨を受け、18 日 16 時 30 分に秋田市災害警戒対策部が設置された。秋田市には土砂災害警戒情報が発表され、床上浸水 146 棟、床下浸水 232 棟の被害が発生した。市長は下新城地区の一部、太平地区の一部、柳田地区全域、広面地区の一部、檜山地区の一部、横森地区の一部、金足地区の一部、仁井田地区の一部、御野場地区の一部、大住地区の一部、牛島地区の一部合計 13082 世帯 28,941 人に対して、避難勧告を発令した。

西 暦	年 号	種 別	記 事
2020	令和 2 年	大雨	8月8日から9日にかけて降り続いた大雨を受け、9日17時00分に秋田市災害警戒対策部が設置された。岩見川右岸の堤防が50m洗掘され、決壊のおそれがあることから、市長は河辺諸井地区の後野中島、上諸井、下川原、下諸井、大部、中道、福神、前田表、河辺和田地区の坂本北合計204世帯485人に対して、避難勧告を発令した。
2021	令和 3 年	火災	7月7日6時40分覚知、秋田市向浜二丁目日本製紙株式会社秋田工場の木材チップ用ベルトコンベアから出火し、チップ貯蔵用サイロ4基やチップ735.8t等を焼損した。 7月18日14時15分鎮火 損害額72,070千円
2022	令和 4 年	火災	10月27日14時05分覚知、秋田市向浜一丁目新秋木工業株式会社合板工場の木材を乾燥させるドライヤーから出火し、工場22,272㎡を焼損した。
2023	令和 5 年	大雨	7月14日から16日にかけて降り続いた豪雨を受け、15日6時に秋田市災害警戒対策部、同日12時30分に秋田市災害対策本部が設置された。15日の24時間降水量は仁別で観測史上最大の330mmを記録した。主な被害状況は、人的被害重傷者2名、軽傷者4名、建物全壊11棟を含む6,109棟が被害を受け、車両等被害は2,136台、市道崩落等177箇所、農地冠水1,886ha等の被害が発生した。 市長は延べ100,050世帯、197,987名に対して避難情報を発令した。市内に81箇所の避難所を開設し、2,416名が避難した。
〃	〃	〃	9月19日、上空の寒気や暖かく湿った空気の影響により、大気の状態が非常に不安定となり、記録的短時間大雨情報が発表されるなど、一部で記録的な大雨となった。（秋田市災害対策本部は、7月15日から継続設置）主な被害状況は、建物半壊32棟を含む267棟が被害を受け、車両等被害は58台、市道崩落等72箇所等の被害が発生した。

第4 自主防災組織等の育成計画に関する資料

資料4－1 自主防災組織結成届出書

自主防災組織結成届出書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

町内会名 _____

住 所 _____

代表者

氏 名 _____

電話番号 _____

下記のとおり、自主防災組織を結成したので届け出ます。

記

1 自主防災組織の概要

自主防災組織名	
組織結成世帯数	世帯
結成年月日	年 月 日
学 区	小学校区
備 考	

2 添付資料

- (1) 組織規約（町内会会則）
- (2) 年間活動計画（総会資料等）
- (3) 組織図（総会資料等）

自主防災組織規約

(名称)

第1条 この組織は、_____（以下「本組織」という。）と称する。

(活動の拠点)

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は_____とする。
- (2) 災害時は_____とする。

(目的)

第3条 本組織は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するため、地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達および出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本組織は、_____町内会にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職にあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再

任することができる。

(役員の責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会および幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約改正に関すること。

(2) 防災計画の作成および改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算および決算に関すること。

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員および班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべきこと。

(2) 総会により委任されたこと。

(3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本組織は、地震等による被害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における防災組織の編成および任務分担に関するこ

と。

- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達および出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営および他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第 12 条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第 13 条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 14 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 15 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

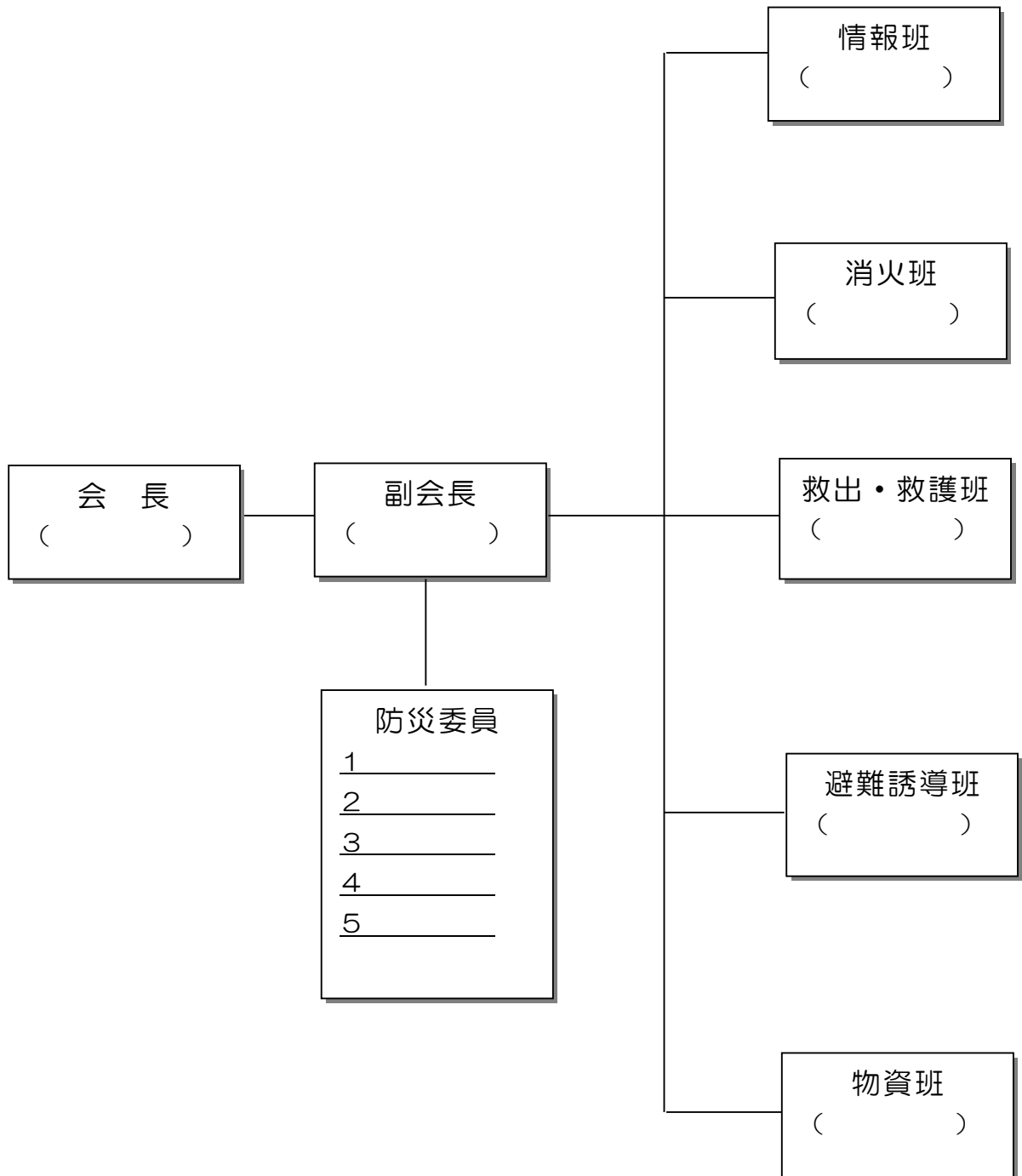
年度活動計画書

(自主防災組織の名称)

(代表者氏名)

月 別	事 業 内 容
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	

自主防災組織図



第5 消防関係機関との業務協定等関係資料

資料5－1 消防関係機関との業務協定等関係資料

名 称	締結年月日	締 結 先
秋田海上保安部と秋田市消防本部との消防等に関する業務協定	令和5年2月2日	秋田海上保安部
秋田県広域消防相互応援協定書	平成29年3月27日	県内市町 消防の一部事務組合 消防を含む一部事務組合
秋田外環状道路消防相互応援協定	平成9年11月5日	湖東地区行政一部事務組合
秋田空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定	平成18年12月20日	秋田県
秋田自動車道消防相互応援協定	令和元年8月4日	大曲仙北広域市町村圏組合 横手市
秋田県消防防災ヘリコプター応援協定	平成11年4月1日	秋田県・県内市町 消防の一部事務組合 消防を含む一部事務組合
日本海東北自動車道消防相互応援協定書	平成14年10月24日	本荘地区消防事務組合 河辺雄和地区消防一部事務組合
鉄道災害発生時における消防活動に関する協定書	平成20年9月17日	秋田県内消防本部 J R 東日本秋田支社 J R 東日本盛岡支社
石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	平成23年7月12日	石油基地自治体協議会
日本海東北自動車道消防相互応援協定	平成13年6月22日	大曲仙北広域市町村圏組合 河辺雄和地区消防一部事務組合
防災資機材の管理運営の委託に関する協定	平成22年2月17日	秋田県

資料５－２ 秋田海上保安部と秋田市消防本部との消防等に関する業務協定

（目的）

第１条 本協定は、秋田海上保安部（以下「甲」という。）及び秋田市消防本部（以下「乙」という。）が行う、消火、捜索、救助及び救急の活動等（以下「消防活動」という。）に係る相互の協力について必要な事項を定め、各種事案への対応を協力して迅速かつ円滑に行うことにより事案における被害の発生を最小限にとどめることを目的とする。

（協定区域）

第２条 この協定の対象となる区域は、秋田市の地先沿岸域（以下「協定区域」という。）とする。

（消火活動）

第３条 次に掲げる船舶の消火活動は、主として乙が担任するものとし、甲はこれに協力するものとする。

- （１） ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
- （２） 河川、湖沼における船舶

２ 前項以外の船舶の消火活動は主として甲が担任し、乙はこれに協力するものとする。

（火災原因等の調査）

第４条 船舶の火災原因ならびに火災および消火により受けた損害の調査は、甲と乙とが協議して行うものとする。

（通報及び情報交換）

第５条 甲又は乙が船舶の火災を知った場合は、相互にただちにその旨を通報するものとする。

２ 甲又は乙が単独で船舶火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

３ 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況、器材、器具の状況等消火活動上あらかじめ掌おくことが必要と認められる資料及び情報については相互に交換するものとする。

（協力要請）

第６条 協定区域内で捜索、救助及び救急の活動が必要とされる事態が発生し、特に必要があると認めるときは、甲及び乙はそれぞれに対して協力を要請することができる。この場合、甲の活動範囲は巡視船艇の行動可能な範囲とし、乙の出動範囲は消防隊、救急隊及び救助隊の活動可能な水域とする。

(経費の負担)

第7条 甲及び乙が消防活動に要した費用は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度、両者が協議の上定めるものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

第8条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、甲及び乙は、地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

(訓練研修等)

第9条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、合同訓練及び研修等（以下「訓練等」という。）を実施するものとする。

- 2 訓練等の実施にあたり、安全管理、規律等の遵守すべき事項については、甲及び乙それぞれが定めたところによるものとする。

(その他)

第10条 この協定の遂行に万全を期すため、他の協力団体等については相互に連絡調整を行うものとする。

- 2 本協定の一部又は全部を改定しようとするときは、両者協議の上これを行うものとする。

附則

- 1 この協定は、令和5年2月2日から実施する。
- 2 「船舶火災の消火に関する秋田海上保安部と秋田市消防本部との業務協定」（平成31年1月22日）は廃止する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和5年2月2日

秋田海上保安部長
地村 智明

秋田市消防本部消防長
工藤 琢磨

資料５－３ 秋田県広域消防相互応援協定書

（目的等）

第１条 この協定書は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。） 第 39 条第 2 項の規定に基づき、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立し、大規模災害等に対処することを目的とする。

（大規模災害等）

第２条 この協定において「大規模災害等」とは、次の各号に掲げるもののうち応援活動が必要とするものをいう。

- (1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
- (2) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (3) 航空機事故、列車事故のうち、大規模又は特殊な事故
- (4) 毒性物質、生物剤又は放射性物質に係る事故による災害
- (5) 前各号に掲げるもの以外の大規模若しくは特殊な災害又は事故

（地域ブロック区分）

第３条 秋田県内を次の地域に区分するものとする。

- (1) 県北地域ブロック

能代山本広域市町村圏組合消防本部管内、大館市消防本部管内、鹿角広域行政組合消防本部管内及び北秋田市消防本部管内

- (2) 中央地域ブロック

秋田市消防本部管内、男鹿地区消防一部事務組合消防本部管内、五城目町消防本部管内及び湖東地区消防本部管内

- (3) 県南地域ブロック

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部管内、横手市消防本部管内、由利本荘市消防本部管内、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部管内及びにかほ市消防本部管内

（代表消防機関の設置）

第４条 この協定による相互の応援活動を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関（以下「代表消防機関等」という。）を設置する。

- 2 前項の代表消防機関及び代表消防機関代行は、緊急消防援助隊秋田県隊応援等実施計画第 2 によるものとし、代表消防機関等を次のとおり定める。この場合において、代表消防機関代行は、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できないときは、当該任務を代行するものとする。

- (1) 代表消防機関

秋田市消防本部

(2) 代表消防機関代行

- ア 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部
- イ 能代山本広域市町村圏組合消防本部

(3) 地域ブロック代表消防機関

次のアからウまでに掲げる地域ブロックの区分に応じ、当該アからウまでに定める消防本部

- ア 県北地域ブロック 能代山本広域市町村圏組合消防本部
- イ 中央地域ブロック 秋田市消防本部
- ウ 県南地域ブロック 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部

(応援隊の登録)

第5条 市町等は、応援出動が可能な指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。

(代表消防機関等の任務)

第6条 代表消防機関の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 秋田県との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域ブロック代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 秋田県内の応援可能な応援隊の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における秋田県内の応援可能な応援隊の調整に関すること。

2 地域ブロック代表消防機関の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な応援隊の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な応援隊の調整に関すること。

(応援要請)

第7条 応援要請は、大規模災害等が発生した市町等（以下「要請側」という。）の長又は消防長が、次に掲げる区分により、他の市町等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、代表消防機関等を通じて行うものとする。ただし、代表消防機関等を通じて要請するいとまがない場合は、直接応援側へ要請できるものとする。この場合、当該要請後に代表消防機関等へ報告するものとする。

(1) 第1要請

同一地域ブロック内の市町等に対する応援要請

(2) 第2要請

他地域ブロックの市町等に対する応援要請

(3) 第3要請

県内全域の市町等に対する応援要請

2 前項の応援要請は、電話等により迅速に行うものとし、当該応援要請後においては、遅滞なくその内容を書面にするものとする。

3 応援要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
 - (2) 必要とする車両、人員及び資機材
 - (3) 集結場所及び活動内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- 4 代表消防機関等は、第1項に規定する応援要請があった場合には、秋田県に対して必要な事項を報告するとともに、要請側の長又は消防長と応援隊編成等の調整を行うものとする。

(応援出動準備体制)

第8条 各市町等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認し、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動準備を行うものとする。

(応援隊の派遣等)

- 第9条 第7条第1項の規定により応援要請を受けた応援側の長又は消防長は、応援側の市町等の消防力に支障が生じる等特別な理由がある場合を除き、応援隊を派遣するものとする。
- 2 応援側の長又は消防長は、応援隊を派遣する場合は、属する地域ブロック代表消防機関を通じ、代表消防機関に対して出動隊数、出動隊員数、無線の呼称その他の必要な事項について報告するものとする。
 - 3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに要請側の長又は消防長に対してその旨を連絡し、併せて秋田県に報告するものとする。
 - 4 応援側の長又は消防長は、応援隊を派遣することができない場合は、速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊は、法第47条第1項の規定に基づき、要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(指揮支援体制)

第11条 応援隊の指揮は、代表消防機関等の職員が行うものとし、原則として被災地消防本部において、要請側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。

(応援の中断)

第12条 応援側の都合により応援隊を帰還させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議の上、応援活動を中断することができるものとする。

(経費の負担)

第13条 応援に要する経費の負担は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応援側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 旅費及び出動手当等の人件費
- イ 公務災害補償に要する経費
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料に係る経費を除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 要請側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償費等

(2) 要請側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食糧費
- ウ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償費を除く。）
- エ 化学消火薬剤等の資機材費

(3) 前2号に掲げる費用以外の費用については、当該大規模災害等に関する市町等相互がその都度協議して定めるものとする。

（協議）

第14条 この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等相互が協議の上、決定するものとする。

（委任）

第15条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して別に定めるものとする。

（効力の発生等）

第16条 この協定は、平成29年4月1日から効力を発生するものとし、秋田県広域消防相互応援協定（平成22年12月22日締結）は、平成29年4月1日をもって廃止する。

本協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、市町等において各1通を保有するものとする。

平成29年3月27日

秋 田 市
市 長 穂 積 志

横 手 市
市 長 高 橋 大

大 館 市
市 長 福 原 淳 嗣

由 利 本 莊 市
市 長 長谷部 誠

北 秋 田 市
市 長 津 谷 永 光

に か ほ 市
市 長 横 山 忠 長

五 城 目 町
町 長 渡 邊 彦兵衛

湯沢雄勝広域市町村圏組合
管 理 者 齊 藤 光 喜

能代山本広域市町村圏組合
理事会代表理事 齊 藤 滋 宣

大曲仙北広域市町村圏組合
管 理 者 門 脇 光 浩

鹿角広域行政組合
管 理 者 児 玉 一

男鹿地区消防一部事務組合
管 理 者 渡 部 幸 男

湖東地区行政一部事務組合
管 理 者 畠 山 菊 夫

資料５－４ 秋田県広域消防相互応援協定書の解釈・運用に係る確認書

この確認書は、秋田県広域消防相互応援協定（平成 29 年 3 月 27 日締結。以下「協定」という。）第 15 条の規定に基づき、消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

- 1 協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 43 条及び同法第 44 条に規定する「非常事態」においても適用する。
- 2 協定第 5 条に定める登録は、要請側が必要とする応援隊をあらかじめ把握することを目的としており、協定第 7 条に定める応援要請において、登録されていない応援隊の要請を妨げるものではない。
- 3 協定第 13 条に定める応援側の負担する経費のうち、要請側が特別地方交付税として交付を受けた額については、要請側の負担とする。
- 4 協定第 13 条(1)エに定める修理費は、破損の程度にかかわらず応援側の負担とする。
- 5 協定第 13 条(1)オに定める「移動中」とは、要請を受けて要請側指揮下に入るまで、又応援活動を終了して要請側指揮下を離れてからをいう。
- 6 協定第 13 条(2)ア及びウに定める「応援活動中」とは、要請側指揮下において応援活動を実施している間をいい、要請側指揮下内の移動も含むものとする。
- 7 協定第 13 条(2)ウに定める「賠償費等」のうち、交通事故に関する賠償費等については、その都度協議して定めるものとする。
- 8 この確認書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。
- 9 秋田県広域消防相互応援協定書の解釈・運用に係る確認書（平成 22 年 12 月 22 日締結）は、廃止する。

この確認書の成立を証するため、確認書 13 通を作成し、消防本部において各 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 3 月 27 日

秋 田 市
消 防 長 佐 藤 好 幸

横 手 市
消 防 長 大 石 義 孝

大 館 市
消 防 長 佐 藤 久 仁

由利本荘市
消 防 長 畠 山 操

北 秋 田 市
消 防 長 中 嶋 誠

に か ほ 市
消 防 長 伊 藤 伸 司

五 城 目 町
消 防 長 伊 藤 豊

湯沢雄勝広域市町村圏組合
消 防 長 高 橋 禎 悦

能代山本広域市町村圏組合
消 防 長 泉 篤

大曲仙北広域市町村圏組合
消 防 長 森 川 正 明

鹿角広域行政組合
消 防 長 秋 元 英 俊

男鹿地区消防一部事務組合
消 防 長 浅 井 学

湖東地区行政一部事務組合
消 防 長 高 橋 敏 明

資料５－５ 秋田外環状道路消防相互応援協定

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条の規定に基づき、秋田市および湖東地区行政一部事務組合（以下「協定市等」という。）は、秋田外環状道路秋田北インターチェンジから昭和男鹿半島インターチェンジまでの区間（以下「相互応援区間」という。）における消防および救急業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条 この協定は、相互応援区間において、火災、救急その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市等が相互に災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第２条 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があった場合は、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（出動消防隊等）

第３条 この協定により出動する消防隊等は、常備消防機関の消防隊等とする。

（担当区間）

第４条 協定市等の担当区間は、別表のとおりとする。

（応援に要した経費等の負担）

第５条 応援に要した経費等は、次のとおりとする。

- （１） 応援のために要した経費および事故により生じた経費は、応援側の負担とする。ただし、前記以外の経費は、被応援側の負担とする。
- （２） 応援隊員が受けた損害の補償は、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）によるものとする。
- （３） 応援隊員が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償責任保険によるものとし、その範囲を超えるものおよびその他の損害については、被応援側と協議の上決定するものとする。

（委任）

第６条 この協定の業務実施に関し必要な事項は、協定市等の消防長が協議の上定める。

（施行期日）

第７条 この協定は、相互応援区間供用開始の日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 9 年 1 1 月 5 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市

秋田市長 石 川 錬 治 郎

南秋田郡井川町喜兵衛堰 1 0 の 1

湖東地区行政一部事務組合

管理者 北 嶋 義 則

資料５－６ 秋田外環状道路消防相互応援協定に基づく覚書

平成９年１１月５日付けをもって秋田市および湖東地区行政一部事務組合との間に締結した秋田外環状道路内の秋田北インターチェンジから昭和男鹿半島インターチェンジ間における秋田外環状道路消防相互応援協定に関する協定書（以下「協定書」という。）第６条に基づき、この覚書を交換する。

（消防および救急業務の適用範囲）

第１条 相互応援区間の次の部分において発生した災害に適用する。

- （１）車両通行路
- （２）インターチェンジ
- （３）車両通行路の築堤部分

（担当区域）

第２条 前条第１号および第２号に係る災害の担当区域は、協定書別表のとおりとする。

２ 前条第３号に係る災害については、当該災害等発生地を管轄する消防長が担当するものとする。

（災害出動）

第３条 相互応援区間における災害の出動は、原則として次の各号による。

- （１）災害の通報を受けた協定市等の消防長は、直ちに所要の消防隊等を出動させるとともに、関係消防長に通報するものとする。
- （２）協定市等の消防長は、当該災害を自己の消防機関のみでは対処できない場合は、関係消防長に対し応援を要請するものとする。
- （３）前号の要請を受けた消防長は、遅滞なく通報又は内容に応じ所要の消防隊等を出動させるものとする。

（指揮）

第４条 応援のため出動した消防隊等は、被応援側の現場にある最高指揮者の指揮に従うものとする。

（現場活動の原則）

第５条 消防隊等の現場活動は、相互応援区間上の消防隊等が主体となって活動し、他の消防隊等は相互応援区間側道等を利用し、それを支援するものとする。

２ 被救護者を搬送する場合は、原則として進行方向の直近インターチェンジ付近の救急告示医療機関およびその他の医療機関（以下「救急病院等」という。）に搬送するものとする。

(消防隊等の留意事項)

第6条 消防隊等は、現場活動に際しては次の事項に留意しなければならない。

- (1) 警察官の行う交通規制状況の確認
- (2) 隊員の危険防止
- (3) 警察官および日本道路公団職員との緊密な連絡

(救急病院等の状況)

第7条 協定市等の消防長は、消防隊等が出動した場合救急病院等の受入れ状況を確認し連絡するものとする。

(災害の事務処理)

第8条 災害の事務処理は、災害発生行政区域の協定市等の消防長が行うものとする。

- 2 前項の事務処理を行う場合において、協定市等の消防長は行政区域外の災害事務処理について調査協力するものとする。
- 3 火災以外の災害については、その災害を取り扱った協定市等が行うものとする。

(無線の運用)

第9条 無線の運用については、県内共通波とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、そのつど消防長が協議して定める。

(施行期日)

第11条 この覚書は、相互応援区間供用開始の日から実施する。

この覚書の成立を証するため、本覚書2通を作成し記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年11月5日

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市消防長 高 橋 弘

南秋田郡井川町喜兵衛堰10の1
湖東地区行政一部事務組合
消防長 菅 原 靖 朗

別表（第2条関係）

インターチェンジ 所在市、組合	担 当 区 間
秋 田 市	秋田北インターチェンジから昭和男鹿半島 インターチェンジまでの下り線
湖東地区行政（組）	昭和男鹿半島インターチェンジから秋田北 インターチェンジまでの上り線

資料５－７ 秋田空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定

秋田県知事及び秋田市長は、秋田空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生の恐れのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、秋田空港管理事務所（以下「甲」という。）と秋田市消防機関（以下「乙」という。）は緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分）

第２条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第一次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

２ 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第一次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第３条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

２ 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行うものとする。

（１）緊急事態の種類

（２）航空機の種類及び搭乗人員

（３）緊急事態発生場所及び時刻

（４）消防隊及び救急隊の到着すべき場所

（５）その他必要な事項

３ 通報に応じて出動した甲または乙は、現場に到着したときは速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第４条 消防救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（事故等の調査に対する協力）

第５条 甲及び乙は、消防救難業務を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(通報)

第6条 甲又は乙が単独で消防救難活動に従事したときは、速やかにその顛末を相互に通報するものとする。

(訓練)

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的を実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、空港に到着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

平成18年12月20日

秋 田 県 知 事 寺 田 典 城

秋 田 市 長 佐 竹 敬 久

資料５－８ 秋田自動車道消防相互応援協定

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づき、秋田市、大曲仙北広域市町村圏組合及び横手市（以下「協定市等」という。）は、秋田自動車道秋田南インターチェンジから横手インターチェンジまでの区間（以下「相互応援区間」という。）における消防及び救急業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目 的）

第１条 この協定は、相互応援区間において、火災、救急その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市等が相互に災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応 援）

第２条 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があった場合は、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（出動消防隊等）

第３条 この協定により出動する消防隊等は、常備消防機関の消防隊等とする。

（担当区間）

第４条 協定市等の担当区間は、別表のとおりとする。

（応援に要した経費等の負担）

第５条 応援に要した経費等は、次のとおりとする。

- (1) 応援のために要した経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。ただし、前記以外の経費は、被応援側の負担とする。
- (2) 応援隊員が受けた損害の補償は、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）によるものとする。
- (3) 応援隊員が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償責任保険によるものとし、その範囲を越えるもの及びその他の損害については、被応援側と協議のうえ決定するものとする。

（委 任）

第６条 この協定の業務実施に関し必要な事項は、協定市等の消防長が協議のうえ定める。

（効力の発生）

第７条 この協定は、令和元年８月４日から効力を発生するものとし、秋田自動車道消防相互応援協定書（平成３年７月１５日締結）は、令和元年８月３日をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書 3 通を作成し、記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和元年 8 月 4 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋 田 市

秋 田 市 長 穂 積 志

大仙市大曲栄町 1 3 番 4 7 号

大曲仙北広域市町村圏組合

管 理 者 老 松 博 行

横手市中央町 8 番 2 号

横 手 市

横 手 市 長 高 橋 大

別 表

インターチェンジ 所在市町（組合）	担当区間
秋田市	秋田南インターチェンジから協和インターチェンジまでの上り線
大曲仙北広域市町村圏組合	協和インターチェンジから横手北スマートインターチェンジまでの上り線
	大曲インターチェンジから秋田南インターチェンジまでの下り線
横手市	横手インターチェンジから大曲インターチェンジまでの下り線
	横手北スマートインターチェンジから横手インターチェンジまでの上り線

資料５－９ 秋田自動車道消防相互応援協定書の覚書

令和元年８月４日付けをもって秋田市、大曲仙北広域市町村圏組合、横手市との間に締結した秋田自動車道路内の秋田南インターチェンジから横手インターチェンジ間における秋田自動車道消防相互応援協定に関する協定書（以下「協定書」という。）第６条に基づき、この覚書を交換する。

（消防及び救急業務の適用範囲）

第１条 相互応援区間の次の部分において発生した災害に適用する。

- （１） 車両通行路
- （２） インターチェンジ、パーキングエリア及びサービスエリアの各地内
- （３） 車両通行路の築堤部分

（担当区域）

第２条 前条第一号及び第二号に係る災害の担当区域は、協定書別表のとおりとする。

２ 前条第三号に係る災害については、当該災害等発生地を管轄する消防長が担当するものとする。

（災害出動）

第３条 相互応援区間における災害の出動は、原則として次の各号による。

- （１） 災害の通報を受けた協定市等の消防長は、直ちに所要の消防隊等を出動させるとともに、関係消防長に通報するものとする。
- （２） 協定市等の消防長は、当該災害を自己の消防機関のみでは対処できない場合は、関係消防長に対し応援を要請するものとする。
- （３） 前号の要請を受けた消防長は、遅滞なく通報または内容に応じ所要の消防隊等

（指 揮）

第４条 応援のため出動した消防隊等は、被応援側の現場にある最高指揮者の指揮に従うものとする。

（現場活動の原則）

第５条 消防隊等の現場活動は、相互応援区間上の消防隊等が主体となって活動し、他の消防隊等は相互応援区間の側道等を利用し、それを支援するものとする。

２ 被救護者を搬送する場合は、原則として進行方向の直近インターチェンジ付近の救急告示医療機関、その他の医療機関（以下「救急病院等」という。）に搬送するものとする。

（消防隊等の留意事項）

第６条 消防隊等は、現場活動に際しては次の事項に留意しなければならない。

- (1) 警察官の行う交通規制状況の確認
- (2) 隊員の危険防止
- (3) 警察官及び東日本高速道路株式会社との緊密な連絡

(救急病院等の状況)

第7条 協定市等の消防長は、消防隊等が出動した場合、救急病院等の受入れ状況を確認し連絡するものとする。

(災害の事務処理)

第8条 災害の事務処理は、災害発生行政区域の協定市等の消防長が行うものとする。

2 前項の事務処理を行う場合において、協定市等の消防長は行政区域外の災害事務処理について調査協力するものとする。

3 火災以外の災害については、その災害を取り扱った協定市等が行うものとする。

(無線の運用)

第9条 無線の運用については主運用波とする。

(協 議)

第10条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、そのつど消防長が協議して定める。

(効力の発生)

第11条 この覚書は、令和元年8月4日から効力を発生するものとし、覚書(平成3年7月15日締結)は、令和元年8月3日をもって廃止する。

この覚書の成立を証するため、本覚書3通を作成し記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年8月4日

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市消防長 伊 藤 弥 真 彦

大曲市栄町13番47号

大曲仙北広域市町村圏組合

消防長 鈴 木 良 則

横手市条理一丁目1番1号

横手市消防長 菅 谷 和 明

資料５－１０ 秋田県消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条 この協定は、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、秋田県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第４条 この協定による応援要請は、災害発生の市町等の長が、消防防災ヘリの特性を十分に発揮することができるかと認められる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に秋田県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- （１）公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- （２）緊急性 差し迫った必要性があること。
- （３）非代替性 消防防災ヘリによる活動が最も有効であること。

第５条 応援要請は、秋田県消防防災航空隊（以下「消防防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- （１）災害の種類
- （２）災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- （３）災害発生現場の気象状況
- （４）災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- （５）飛行現場離着陸場の所在地及び地上支援体制
- （６）応援に要する資機材の品目及び数量
- （７）その他必要な事項

（消防防災航空隊の派遣）

第６条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

２ 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により消防防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき消防防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生の市町等の長から消防防災航空隊の隊員を派遣している市町等の長に対し、秋田県消防相互応援協定書(平成6年12月1日締結。以下「相互応援協定」という。)第5条の規定に基づき応援要請があったものとみなす。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、秋田県及び市町等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本18通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成11年4月1日から施行する。

平成11年4月1日

秋田県

知 事

寺 田 典 城

秋田市

市 長

石 川 錬治郎

五城目町

町 長

佐 藤 邦 夫

鹿角広域行政組合

管理者

杉 江 宗 祐

大館周辺広域市町村圏組合

管理者

小 畑 元

鷹巣阿仁広域市町村圏組合

管理者

松 橋 久太郎

二ツ井町藤里町消防一部事務組合

管理者

丸 岡 一 直

能代地区消防一部事務組合
管理者 宮 腰 洋 逸

山本郡南部地区消防一部事務組合
管理者 石 井 洋 佑

湖東地区行政一部事務組合
管理者 北 嶋 義 則

男鹿地区消防一部事務組合
管理者 佐 藤 一 誠

河辺雄和地区消防一部事務組合
管理者 大 山 博 美

本荘地区消防事務組合
管理者 柳 田 弘

仁賀保地区消防組合
管理者 巴 徳 雄

矢島地区消防組合
管理者 佐 藤 清 圓

大曲仙北広域市町村圏組合
管理者 高 橋 司

横手平鹿広域市町村圏組合
理事会代表理事
横手市長 五十嵐 忠 悦

湯沢雄勝広域市町村圏組合
理事会代表理事 二 坂 信 邦

資料５－１１ 日本海東北自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条の規定に基づき、秋田市、本荘地区消防事務組合および河辺雄和地区消防一部事務組合（以下「協定市等」という。）は、日本海東北自動車道秋田空港インターチェンジから岩城インターチェンジまでの区間（以下「相互応援区間」という。）における消防および救急業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目 的）

第１条 この協定は、相互応援区間において、火災、救急その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市等が相互に災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応 援）

第２条 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があった場合は、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（出動消防隊等）

第３条 この協定により出動する消防隊等は、常備消防機関の消防隊等とする。

（担当区間）

第４条 協定市等の担当区間は、別表のとおりとする。

（応援に要した経費等の負担）

第５条 応援に要した経費等は、次のとおりとする。

（１）応援のために要した経費および事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

ただし、前記以外の経費は、被応援側の負担とする。

（２）応援隊員が受けた損害の補償は、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）によるものとする。

（３）応援隊員が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償責任保険によるものとし、その範囲を超えるものおよびその他の損害については、被応援側と協議のうえ決定するものとする。

（委 任）

第６条 この協定の業務実施に関し必要な事項は、協定市等の消防長が協議のうえ定める。

（施行期日）

第７条 この協定は、相互応援区間供用開始の日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書 3 通を作成し、記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 1 4 年 1 0 月 2 4 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋 田 市

秋 田 市 長

佐 竹 敬 久

本荘市出戸町字尾崎 1 7 番地

本荘地区消防事務組合

管 理 者

柳 田 弘

河辺郡河辺町北野田高屋字黒沼下堤下 2 0 番地の 1 4

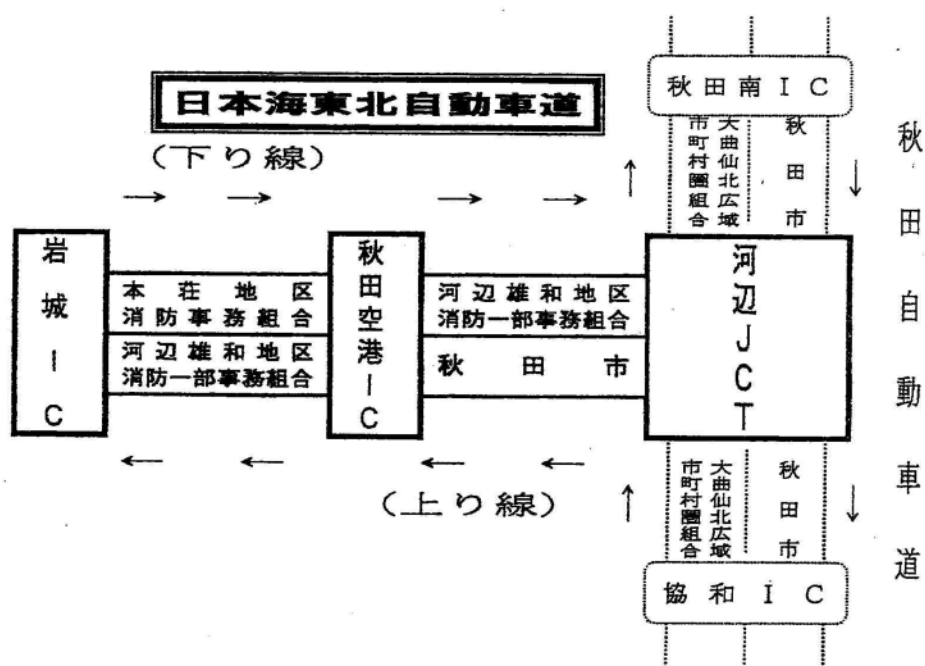
河辺雄和地区消防一部事務組合

管 理 者

大 山 博 美

別 表

実 施 機 関	担 当 区 間 等
本 荘 地 区 消 防 事 務 組 合	岩城インターチェンジから秋田空港インターチェンジまでの 下り線
河 辺 雄 和 地 区 消 防 一 部 事 務 組 合	秋田空港インターチェンジから岩城インターチェンジまでの 上り線



資料５－１２ 鉄道災害発生時における消防活動に関する協定書

秋田県内の消防機関（以下「甲」という。）および鉄道事業者（以下「乙」という。）は、秋田県内を運行する鉄道の駅構内および軌道敷内における災害ならびに鉄道沿線における火災（以下「鉄道災害」という。）への対応について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条 この協定は、秋田県内において発生した鉄道災害に際し、甲と乙が、緊密な協力のもとに一貫した活動を実施し、安全かつ迅速な災害対応および公共交通機関の早期運転再開を図ることを目的とする。

（災害発生の特報）

第２条 甲および乙は、鉄道災害が発生し、または鉄道災害が発生するおそれがあると認める情報を覚知したときは、速やかに相互の緊急連絡先に通報するものとする。

２ 乙は、前項の特報に際して、甲が消防活動を行うために必要な次の事項について、可能な限り甲に伝達するものとする。甲が災害発生場所に到着するまでの間に新たに判明した情報についても同様とする。

- （１）災害の種別および発生状況
- （２）発生場所および進入経路
- （３）乗客数、死傷者数および避難状況
- （４）列車の運行状況
- （５）活動危険および活動障害に関する情報
- （６）積載物の名称、性状および数量
- （７）現地責任者の氏名および連絡先
- （８）乙が実施済みの事項

３ 甲は、鉄道災害の発生を覚知した場合に、当該災害の発生場所が管轄区域外におけるものであるときは、速やかに発生場所を管轄する消防機関に連絡するものとする。

４ 甲および乙の緊急連絡先は、別に定める。

（情報の共有）

第３条 甲および乙は、現地責任者を明確にし、共通の認識のもとで災害対応を行うものとする。

２ 甲および乙の現地責任者は、災害発生現場に到着した際、相互に把握している情報を伝達するものとする。

- 3 甲の現地責任者は、消防活動を実施するにあたり、活動方針を乙の現地責任者に説明し、必要に応じて消防活動に対する協力を要請するものとする。
- 4 乙の現地責任者は、必要に応じてアナウンス等により乗客に災害の状況を説明し、動揺を押さえるとともに、甲と協力して円滑な避難誘導に努めるものとする。
- 5 甲の現地責任者は、消防活動が終了した場合、速やかに乙の現地責任者に連絡するものとする。

(現場誘導)

第4条 甲が消防活動を実施するために駅構内および軌道敷内に立ち入る際、乙は安全確保のため必要な社員を同行させて甲を誘導するとともに、必要に応じて監視員を配置して列車の監視にあたるものとする。

- 2 高架、鉄橋、トンネル等、徒歩で進入することが危険かつ困難を伴う場所で鉄道災害が発生した場合、甲はこれらの場所への進入方法について乙と協議し、乙は安全が確保される範囲内において、可能な限り消防隊および必要な資機材を発生場所または発生場所付近まで搬送するための措置を講じるものとする。

(二次災害の防止)

第5条 乙は、災害の発生を覚知した場合、災害発生場所に社員を派遣し、必要に応じて、災害発生区間の列車の運行停止、電源遮断、監視員の配置、退避場所の確保等の安全措置を講じ、駅構内および軌道敷内における消防隊の安全確保について協力するものとする。

- 2 甲は、災害現場において消防活動を開始する前に、乙の現地責任者に列車の運行状況および乙が実施した安全措置の状況を確認し、活動隊員の安全を確保してから軌道敷内に進入するものとする。
- 3 乙は、甲の消防活動が終了した後、甲と協議し、活動隊員全員が軌道敷外に退避し、安全確認を行った後、運行を再開するものとする。

(消防活動に対する支援)

第6条 乙は、消防活動を安全かつ効率的に実施するため、乙の保有する資機材および技術者に関する情報を甲に提供するものとし、甲から資機材の提供および技術者の派遣について要請があった場合は、可能な限りこれに協力するものとする。

- 2 消防活動に際して、鉄道車両の破壊や挙上を行う場合、乙は甲に対して鉄道車両に関する技術的助言を行い、甲は乙の助言のもとに活動するものとする。

(応援要請)

第7条 甲は、出動した消防隊のみでは対応が困難と判断した場合には、速やかに応援要請等の措置を図るものとする。

2 前項の応援要請を行った場合、甲は乙に対して情報提供するとともに、応援部隊の受け入れについて協力を要請するものとする。

(訓練の実施)

第8条 甲および乙は、相互に定期的な合同訓練の実施に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲および乙は、路線の状況、鉄道車両の構造、救助方法、資機材の整備状況等、鉄道災害発生時の対応に必要と認める事項について、平素から相互に情報交換を行うよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議のうえ定める。

(附 則)

この協定の締結を証するため、協定書15通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成20年 9月17日

消防機関(甲)

秋田市山王1丁目1番1号
秋田市消防本部 消防長 石川 勝直

横手市前郷字下三枚橋269番地
横手市消防本部 消防長 川村 東吉

大館市根下戸新町1番1号
大館市消防本部 消防長 菅原 博昭

由利本荘市字尾崎17番地
由利本荘市消防本部 消防長 中村 晴二

北秋田市鷹巣字北中家下85
北秋田市消防本部 消防長 近藤 文廣

にかほ市金浦町金浦字館ヶ森152
にかほ市消防本部 消防長 中津 博行

南秋田郡五城目町字石田六ヶ村堰添 1 1 3 - 6
五城目町消防本部 消防長 佐藤 眞悦

湯沢市材木町 2 丁目 1 番 3 号
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部 消防長 佐藤 博志

能代市緑町 2 番 2 2 号
能代山本広域市町村圏組合消防本部 消防長 日沼 一之

大仙市大曲栄町 1 3 番 4 7 号
大曲仙北広域市町村圏組合消防本部 消防長 佐藤 富男

鹿角市花輪字高井田 6 4 番地 2
鹿角広域行政組合消防本部 消防長 田中 孝夫

男鹿市船川港船川字海岸通り 2 - 1 2 - 7
男鹿地区消防一部事務組合消防本部 消防長 近藤 利蔵

南秋田郡井川町浜井川字喜兵衛堰 1 0 番地 1
湖東地区行政一部事務組合消防本部 消防長 土橋 次男

鉄道事業者（乙）

秋田市中通 7 丁目 1 番 1 号
東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社 支社長 吉田 幸一

盛岡市盛岡駅前通 1 - 4 1
東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社 支社長 早瀬 藤二

資料５－１３ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

（目的）

第１条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

（応援の種類）

第２条 応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 災害への対応に必要な物資の提供
- (2) 災害への対応に必要な人員の派遣
- (3) 負傷者等の医療機関への受入れ
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援の単位）

第３条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり５つのブロックに分ける。

（応援の要請）

第４条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第９条第１項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1) 被災の状況
- (2) 第２条第１号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
- (3) 第２条第２号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
- (4) 第２条第３号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
- (5) 第２条第４号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

２ 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

３ ブロック幹事団体は、第１項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。

４ 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第９条第１項に定める代表幹事に応援を要請する。

- 5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。
- 6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。
- 7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。

- 2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

- 2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。
- 3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

- (1) 第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知

- (2)被災団体から要請のあった事項に係る調整
- (3)ブロック幹事が行う活動の支援
- (4)第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ
- (5)新たに加入する団体及び離脱する団体の受付

2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。

3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

- (1)第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知
- (2)第4条第4項に定める応援の要請
- (3)第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているものの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

指定ブロック

別表（第3条関係）

ブロック	都 道 府 県	市 町
①	北海道、青森県、 秋田県、岩手県、 山形県、宮城県	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、 北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、 久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市
②	茨城県、千葉県、 神奈川県	北茨木市、千葉市、市川市、船橋市、市原市、 袖ヶ浦市、横浜市、横須賀市
③	新潟県、富山県、 石川県、愛知県、 三重県	新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、 東海市、知多市、四日市市
④	大阪府、和歌山県、 岡山県、香川県、 愛媛県	堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、 有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市
⑤	広島県、山口県、 福岡県、佐賀県、 大分県、熊本県、 鹿児島県、沖縄県	大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、岩 国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、 中間市、唐津市、大分市、八代市、鹿児島市、 うるま市

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。
この協定は、平成 23 年 7 月 12 日から効力を生ずる。

平成 23 年 7 月 12 日

室 蘭 市 長
青 山 剛

釧 路 市 長
蝦 名 大 也

苫 小 牧 市 長
岩 倉 博 文

伊 達 市 長
菊 谷 秀 吉

石 狩 市 長
田 岡 克 介

北 斗 市 長
高 谷 寿 峰

青 森 市 長
鹿 内 博

八 戸 市 長
小 林 真

秋 田 市 長
穂 積 志

男 鹿 市 長
渡 部 幸 男

久 慈 市 長
山 内 隆 文

酒 田 市 長
阿 部 寿 一

仙 台 市 長
奥 山 恵美子

塩 竈 市 長
佐 藤 昭

多 賀 城 市 長
菊 地 健次郎

北 茨 城 市
長 豊 田 稔

千 葉 市 長
熊 谷 俊 人

市 川 市 長
大 久 保 博

船 橋 市 長
藤 代 孝 七

市 原 市 長
佐 久 間 隆 義

袖 ャ 浦 市 長
出 口 清

横 浜 市 長
林 文 子

横 須 賀 市 長
吉 田 雄 人

新 潟 市 長
篠 田 昭

富山市長
森 雅 志

半田市長
榊原純夫

東海市長
鈴木淳雄

四日市市長
田中俊行

泉大津市長
神谷 昇

高石市長
阪口伸六

有田市長
望月良男

玉野市長
黒田 晋

松山市長
野志克仁

下関市長
中尾友昭

周南市長
木村健一郎

岩国市長
福田良彦

和木町長
古木哲夫

金沢市長
山野之義

碧南市長
禰宜田政信

知多市長
加藤 功

堺市長
竹山修身

松原市長
澤井宏文

海南市長
神出政巳

倉敷市長
伊東香織

坂出市長
綾 宏

大竹市長
入山欣郎

宇部市長
久保田后子

防府市長
松浦正人

山陽小野田市長
白井博文

北九州市長
北橋健治

中 間 市 長
松 下 俊 男

唐 津 市 長
坂 井 俊 之

大 分 市 長
釘 宮 磐

八 代 市 長
福 島 和 敏

鹿 児 島 市 長
森 博 幸

う る ま 市 長
島 袋 俊 夫

資料５－１４ 日本海東北自動車道消防相互応援協定

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条の規定に基づき、秋田市、大曲仙北広域市町村圏組合および河辺雄和地区消防一部事務組合（以下「協定市等」という。）は、日本海東北自動車道河辺ジャンクション（以下「ＪＣＴ」という。）から秋田空港インターチェンジ（以下「ＩＣ」という。）までの区間（以下「相互応援区間」という。）における消防および救急業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条 この協定は、相互応援区間において、火災、救急、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市等が相互に災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第２条 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があった場合は、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（出動消防隊等）

第３条 この協定により出動する消防隊等は、常備消防機関の消防隊等とする。

（担当区間）

第４条 協定市等の担当区間は、別表のとおりとする。

（応援に要した経費等の負担）

第５条 応援に要した経費等は、次のとおりとする。

- (1) 応援のために要した経費および事故により生じた経費は、応援側の負担とする。
ただし、前記以外の経費は、被応援側の負担とする。
- (2) 応援隊員が受けた損害の補償は、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）によるものとする。
- (3) 応援隊員が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償責任保険によるものとし、その範囲を超えるものおよびその他の損害については、被応援側と協議のうえ決定するものとする。

（委任）

第６条 この協定の業務実施に関し必要な事項は、協定市等の消防長が協議のうえ定める。

（施行期日）

第７条 この協定は、相互応援区間供用開始の日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書 3 通を作成し、記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 1 3 年 6 月 2 2 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋 田 市

秋田市長職務代理人

秋田市助役 相 場 道 也

大曲市花園町 1 番 1 号

大曲仙北広域市町村圏組合

管 理 者 高 橋 司

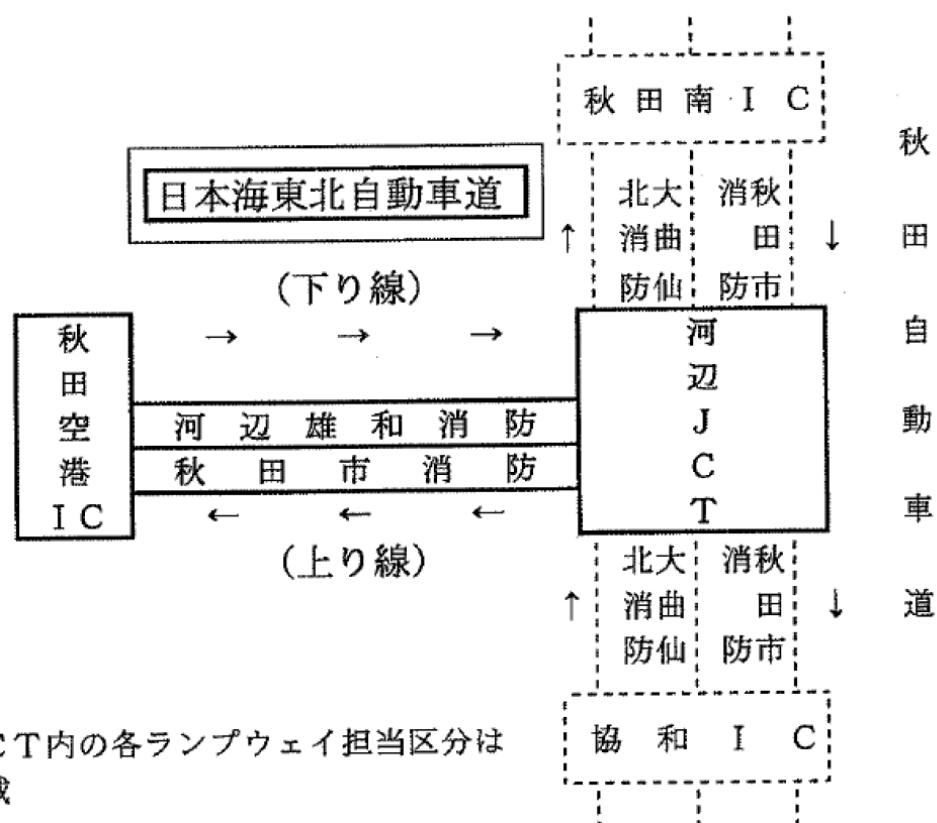
河辺郡河辺町北野田高屋字黒沼下堤下 2 0 番地の 1 4

河辺雄和地区消防一部事務組合

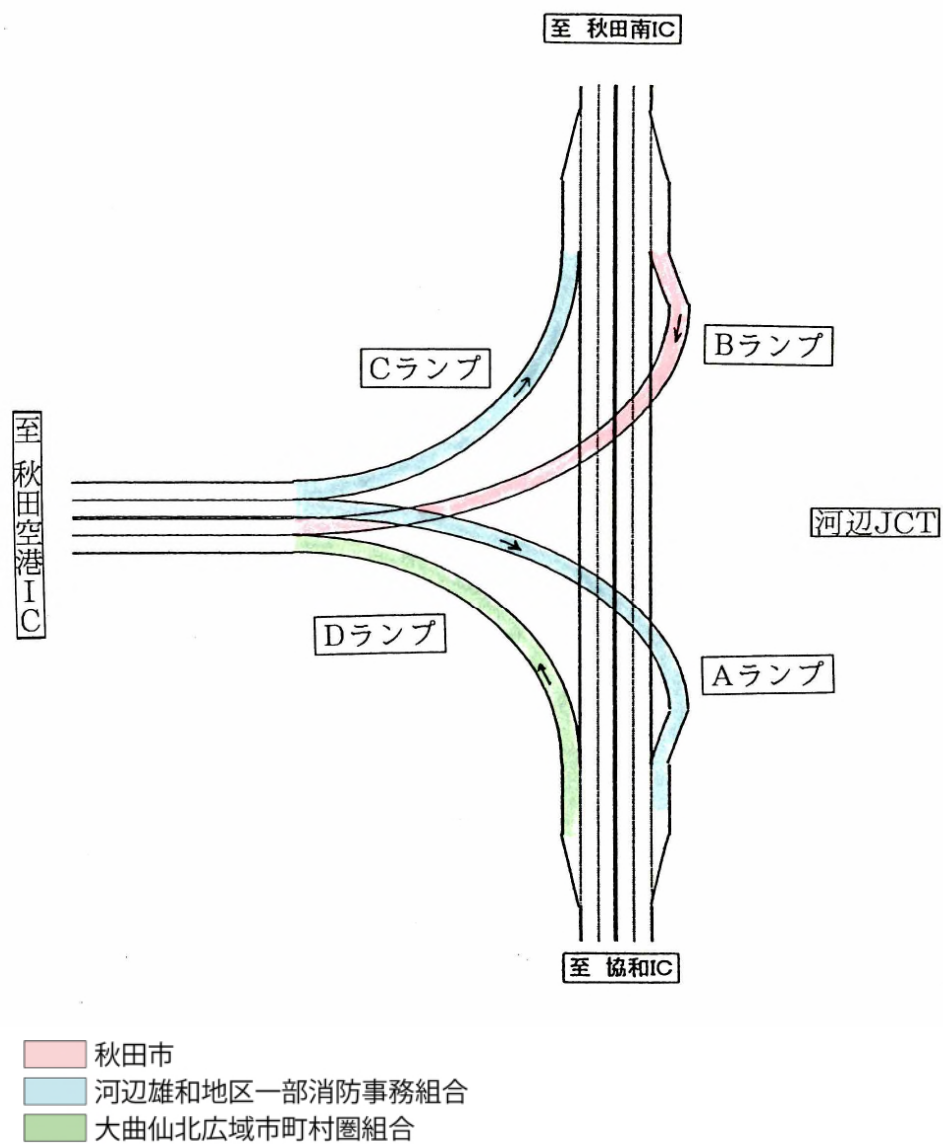
管 理 者 大 山 博 美

別表

実施期間	担当区間等
秋田市	日本海東北自動車道河辺 J C T のうち B ランプウェイ部分 および同線上り線のうち河辺 J C T から秋田空港 I C までの 区間
大曲仙北 広域市町村圏組合	日本海東北自動車道河辺 J C T のうち D ランプウェイ部分 (B ランプウェイとの合流点まで)
河辺雄和地区 消防一部事務組合	日本海東北自動車道上り線のうち秋田空港 I C から河辺 J C T までの区間並びに同道河辺 J C T のうち A ランプウェイ (秋田自動車道との合流点まで) および C ランプウェイ部分 (秋田自動車道との合流点まで)



別図



資料５－１５ 防災資機材の管理運営の委託に関する協定

石油コンビナート等特別防災区域における防災対策の充実を図るため、秋田県が整備した泡原液貯蔵設備、泡放射砲（以下「資機材」という。）の管理運営の委託について、秋田県（以下「甲」という。）と秋田市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（資機材の管理運営の委託）

第１条 甲は、次に掲げる資機材の管理運営を乙に委託するものとする。

（１）泡原液貯蔵設備２基

横置円筒型、容量４０キロリットル入れ高架タンク

横置円筒型、容量３０キロリットル入れ高架タンク

（２）泡放射砲２基

（委託期間）

第２条 委託期間は、昭和６１年１月１日から昭和６１年１２月３１日までとする。

ただし、期間満了の日１月前までに甲、乙いずれか一方から解約の申し出のないときは、この協定は１年間更新されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（配置場所及び管理責任者）

第３条 資機材の配置場所及び管理責任者は、次のとおりとする。

配置場所	資機材の種類	数量	管理責任者
秋田市飯島字古道下川端 ２１７の３ 県有地	泡原液貯蔵設備(40k1)	１基	秋田市消防庁
秋田市土崎港穀保町 １３０番地の１ 県有地	泡原液貯蔵設備(30k1)	１基	秋田市消防庁
土崎消防署	泡放射砲	２基	秋田市消防庁

（管理の義務）

第４条 乙は、資機材の機能を永く維持するために、常に善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(資機材の検査)

第5条 甲は、委託した資機材の管理運営の状況を必要に応じ検査することができる。

(帳票の備付)

第6条 乙は、機関日誌を備え付け、その使用状況を記録しておくものとする。

(運営方法)

第7条 乙は、資機材の運営に当たっては、別に甲が定める秋田県石油コンビナート等特別防災区域災害対策用資機材管理要綱により取り扱うものとする。

2 乙は、資機材の使用状況を毎年度末に甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 委託機関における資機材の維持管理に要する費用は、次の区分により負担するものとする。

(1) 甲は、泡原液貯蔵設備修繕に要する費用を負担するものとする。

(2) 乙は、前号以外の維持管理に要する費用を負担するものとする。

(事前承認)

第9条 乙は、資機材の形状及び機能を変更しようとするときは、事前に文書をもって甲の承認を受けるものとする。

(損害の賠償)

第10条 資機材の使用により第三者に損害を及ぼすおそれのある場合は、乙の責任において損害の発生を防止しなければならない。

2 乙は、前項に違反してその義務を怠ったために第三者に損害を及ぼしたときは、乙において賠償しなければならない。

(資機材の返還)

第11条 乙は、委託機関が満了したときは、乙の負担で資機材を甲の指定する期日までに原状に復して甲に返還しなければならない。

ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(賠償の請求)

第 12 条 乙は、善良なる管理者の注意を怠り、若しくは不当に使用し、又は甲が不可抗力と認める以外の理由で資機材を滅失し、若しくは損傷したときは、乙は原状の回復又は損害の賠償の責に任じ、これによって生じた費用はいかなる名目をもってするも甲に請求しないものとする。

2 委託期間が満了した後に、乙に損害が生じた場合においても乙は甲にその賠償を請求しないものとする。

(協議事項)

第 13 条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附則 昭和 60 年 4 月 1 日付けで、秋田県知事と秋田市長との間に締結された本協定は、昭和 60 年 12 月 31 日廃止する。

附則 この改定は、平成 18 年 3 月 29 日から効力を生ずるものとする。

附則 この改定は、平成 21 年 12 月 17 日から効力を生ずるものとする。

附則 この改定は、平成 22 年 2 月 17 日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 2 月 17 日

甲 秋田市山王四丁目 1 番 1 号
秋田県知事 佐 竹 敬 久

乙 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市長 穂 積 志

第6 国との協定に関する資料

資料6－1 国との協定に関する資料

名 称	締結年月日	締 結 先
災害時の情報交換に関する協定	平成 23 年 7 月 8 日	国土交通省東北地方整備局
大規模災害時における秋田市と秋田刑務所との相互協力に関する協定	平成 29 年 2 月 20 日	秋田刑務所
雄物川下流における防災情報提供・放送及びテレビ会議システムの運用に関する協定	平成 30 年 3 月 30 日	秋田河川国道事務所
災害時における相互協力に関する協定書	令和 3 年 2 月 8 日	秋田少年鑑別所

資料6－2 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局（以下「甲」という。）と、秋田市（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内において重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換等」という。）について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換等の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換等の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 秋田市内において重大な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 秋田市災害対策本部が設置されたとき。
- (3) その他甲及び乙が必要と認めたとき。

（情報交換等の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること。
- (2) 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- (3) その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し、情報交換等を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にし、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ、情報交換等に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 23 年 7 月 8 日

仙台市青葉区二日町 9 番 1 5 号
甲 国土交通省東北地方整備局
局 長 徳 山 日出男

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
乙 秋田市
秋田市長 穂 積 志

資料 6－3 大規模災害時における秋田市と秋田刑務所との相互協力に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と秋田刑務所（以下「乙」という。）は、災害時における乙の施設および敷地（以下「施設等」という。）の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市内で地震その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における、甲の申請に基づく乙の施設等の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（範囲）

第 2 条 乙が使用を許可することのできる施設等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 鍛錬場
- (2) 鍛錬場・作業倉庫間駐車場
- (3) その他甲及び乙が必要と認めたとき。

（使用の申請）

第 3 条 甲は、秋田市内で大規模災害が発生した場合において、秋田市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所および支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として使用するため、乙に対し前条に掲げる施設等の使用を申請することができる。

2 甲の前項の申請は、国有財産使用許可申請書（別記第 1 号様式）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合であって、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該申請書を提出するものとする。

（使用許可）

第 4 条 乙は、甲からの前条第 2 項の使用申請に基づき、施設等の使用が必要と認めるときは、国有財産使用許可書（別記第 2 号様式）を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第 19 条において準用する同法第 22 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、前条の申請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（使用期間）

第 5 条 施設等の使用期間は、甲の被害状況等を考慮した上で、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（損壊の報告）

第 6 条 甲は、施設等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合には、乙に対し速やかに届け出るものとする。

（返還）

第7条 甲は、乙から使用を許可された施設等の使用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設等の使用を終了するときは、使用した施設等を現状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の現状に復した費用は、甲が負担するものとする。

(費用負担および物資の調達)

第8条 避難所等の運営経費は、その全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(管理者責任)

第9条 乙は、施設等に地域住民等が避難した際に発生した事故等に関する責任は一切負わないものとする。

2 余震、津波その他の二次的被害により、第2条に定める範囲の施設等に損壊等が生じ、受入れ地域住民等の生命および財産等に損害が生じた場合についても、前項と同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から協定解除又は変更する旨の文書による通知がないときは、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成29年2月20日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市川尻新川町1番1号
乙 秋田刑務所
所 長 平 岡 聡

別記 第1号様式

年 月 日

秋田刑務所長 殿

秋田市長

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

1 使用しようとする財産

(1) 所在 秋田市川尻新川町1番1号

(2) 区分 建物および土地

(3) 数量 鍛錬場 573 平方メートル

鍛錬場・作業倉庫間駐車場 966 平方メートル

2 使用しようとする理由

避難所、物資集積場所および支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 その他参考となるべき事項

年 月 日

(宛先) 秋田市長 殿

秋田刑務所長

国有財産使用許可書

年 月 日付けで依頼のありました避難所、物資集積場所および支援車両等の駐車場として、当所所管の国有財産を使用することについて、下記のとおり許可します。

1 使用場所

- (1) 所在 秋田市川尻新川町1番1号
- (2) 区分 建物および土地
- (3) 数量 鍛錬場 573 平方メートル
鍛錬場・作業倉庫間駐車場 966 平方メートル

2 使用内容

避難所、物資集積場所および支援車両等の駐車場

3 使用期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 その他

- (1) 施設等の使用については、既設物を破損、損壊させないように注意して使用すること
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること

資料 6－4 雄物川下流における防災情報提供・放送及びテレビ会議システムの運用に関する協定

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所長（以下「甲」という）秋田市長（以下「乙」という）は甲が保有する防災情報の提供・放送及びテレビ会議システムの運用に関し、次のとおり協定する。

第 1 条 目的

この協定の目的は次のとおりとする。

（１）防災情報の提供・放送

雄物川下流の流況・水位等の画像情報を甲が乙に提供し、乙が秋田市防災施設で放送することにより、雄物川下流の沿川住民に対する洪水被害等の予防、迅速な避難及び被害軽減対策に役立てるとともに、河川環境等に対する意識の高揚等を図ることを目的とする。

（２）テレビ会議システム

災害発生時又は災害が予期されるとき、甲と乙の間で、必要に応じて迅速にテレビ会議を行い、地域住民に対する災害の予防及び迅速な避難等に役立てるとともに、テレビ会議システム（テレビ会議装置及び接続ケーブルをいう。以下同じ。）の維持管理に関し、必要な費用分担等を定める。

第 2 条 防災情報の提供

防災情報の提供地点については、別紙 1 のとおりとする。

なお、災害時等に伴い緊急的に設営した画像情報等の提供については、甲乙調整するものとする。

- 2 協定締結後、新たにカメラの増設等により配信地点が増えた場合、又は地点を廃止する場合は、その旨を甲から乙に通知することとする。

また、提供する画像情報等を変更する場合は、甲乙協議するものとする。

- 3 防災情報の提供先は次のとおりとするが、本協定書の目的の範囲内において、乙は各行政施設及び避難所等に配信することができるものとする。

1）秋田市山王一丁目 1－1 秋田市役所

第 3 条 防災情報に対する責任等

乙は防災情報の受信にあたり、次の事項に掲げる場合は、その責任を問わないものとする。

- （１）天災、その他不可抗力に基づく機器の故障による情報送信停止
- （２）機器等の保守、点検等による情報送信停止
- （３）その他、甲がやむを得ないと判断した場合の情報送信停止

なお、災害時において第 2 号に該当することが判明した場合には、甲は乙に対して遅滞なく通知するものとする。

第4条 情報提供と画像の操作

防災情報は常時提供とし、防災情報の提供のうち受信する画像の切替は乙が行うものとするが、カメラの方向、倍率等の変更については、乙からの要請により甲が行うものとする。

ただし、災害時の緊急時においては、乙からの要請に応えられない場合がある。

第5条 提供された画像の放送等

乙は甲から画像情報の提供を受けたときは、当該情報及び乙が得た情報とあわせ、必要に応じて放送を行うことができるものとし、放送の内容については、視聴者に対して十分理解させるよう配慮するものとする。

- 2 乙は放送に際して、プライバシー等に十分配慮するほか、適宜「国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所」からの画像提供である旨を表示するものとする。

第6条 画像情報の利用と利用の制限

乙は、提供された画像情報について録画による使用や、自ら利用すること以外に他の者へ提供してはならない。

第7条 費用負担

画像制御装置等、機器の維持管理に要する費用負担については、各々の設置者が行うものとし、別紙2のとおりとする。

- 2 乙の敷地内に設置する機器に重大な故障、更新及び改変の必要が生じた場合、甲乙協議の上、費用負担を定めるものとする。

第8条 連絡窓口

業務を円滑に実施するために、国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所 防災課長と秋田市 総務部 防災安全対策課長を責任者とし、目的に資するための調整等を実施する。

- 2 分掌系統表（担当者名簿）は別紙3のとおりとし、変更がある場合にはその都度双方が通知するものとする。

第9条 操作訓練等

災害発生時等における緊急操作に資するため、テレビ会議システムの操作訓練を行うものとする。

- 2 甲乙各々は、常日頃から画像情報の伝達が確実に行われているか受信状態を確認し、異常等を発見した場合は、第8条第2項に示す責任者又は担当者に連絡し、復旧するものとする。

第10条 その他

この協定書に記載無き事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

第 11 条 有効期限

この協定書の有効期限は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

ただし、甲乙いずれからこの協定書の改廃について申し出が無いときには、更に 1 年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

また、この協定の有効期限内に組織の改編や名称変更等があった場合でも、本協定は有効とする。

附則

本協定締結をもって、平成 19 年 3 月 19 日付け「雄物川における画像情報提供及び放送に関する協定は廃止する。

この協定の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 30 年 3 月 30 日

甲 秋田市山王一丁目 10-29

国土交通省 東北地方整備局

秋田河川国道事務所

今野 敬二

乙 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市長

穂積 志

秋田河川国道事務所からの画像情報提供地点等一覧

1. 河川監視カメラ

平成30年3月現在

水系名	地点名	所在地	番号
雄物川	河口	秋田市新屋町字三ツ小屋	1
	雄物大橋	秋田市新屋南浜町	2
	割山	秋田市新屋勝平町	3
	新屋水門	秋田市茨島五丁目	4
	茨島河川公園	秋田市茨島七丁目	5
	古川浄化施設	秋田市仁井田字新中島	6
	古川排水樋門	秋田市仁井田字柳林	7
	岩見川合流点	秋田市四ツ小屋字御野場	8
	下袋樋管	秋田市雄和芝野新田字下袋	9
	椿川	秋田市雄和椿川字方福	10
	安養寺排水樋門	秋田市雄和椿川	11
	平沢排水樋門	秋田市雄和平沢字舟津田	12
	平尾島	秋田市雄和平尾島字西野	13
	左手子	秋田市雄和左手子	14
	新波水位観測所	秋田市雄和新波	15
	協雄大橋	秋田市雄和新波字清水木	16



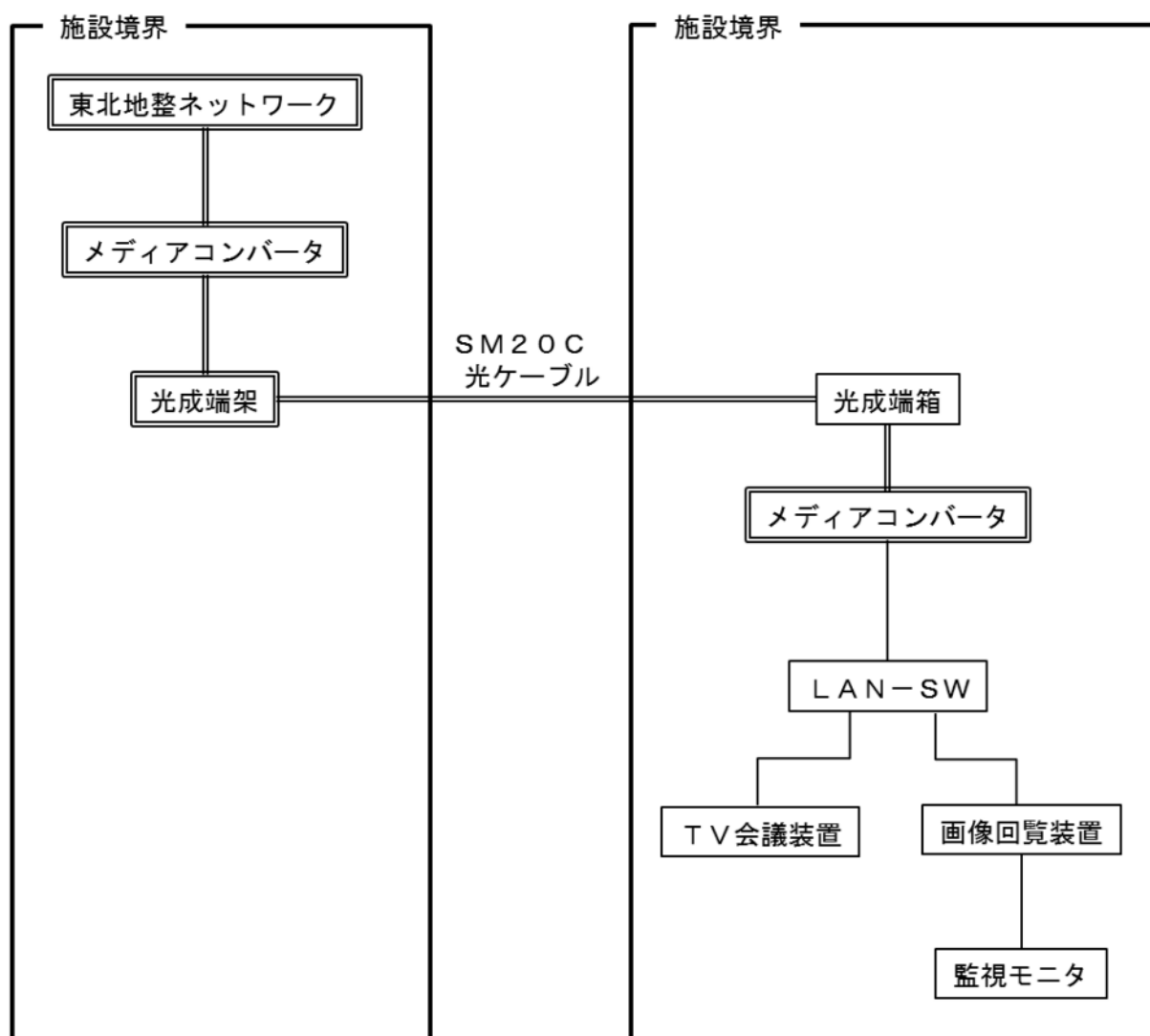
2. 国土交通省東北地方整備局が所有するヘリコプターによる災害等に関する映像

国土交通省 東北地方整備局の管内の秋田県内で自然災害等が発生し、若しくは発生する恐れがあるとき、又は秋田市の要請により東北地方整備局が必要と認めたときに映像情報を提供する。

秋田市との防災情報伝達システム構成図

秋田河川国道事務所

秋田市役所



凡例

- 国管理 :
- 市管理 :

分掌系統表

所属	担当業務	役職	連絡先	備考
秋田河川国道 事務所 (甲)	総括責任者	所長	018-823-4167	代表 電話
	画像提供責任者	副所長 (河川)		
	連絡責任者	調査第一課長	018-864-2288	直通 電話
	連絡担当者	調査第一課水防企画係長		
	障害対応責任者	防災課長	018-864-2294	直通 電話
	障害対応担当者	防災課防災情報係長		
秋田市 (乙)	総括責任者	市長	018-888-5434	直通 電話
	連絡責任者	防災安全対策課長		
	障害対応責任者	防災安全対策課		

資料6－5 災害時における相互協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田少年鑑別所（以下「乙」という。）は、災害時における乙の協力（又は相互協力）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における、甲の申請に基づく乙の施設の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用できる施設）

第2条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲が使用できる施設は、秋田少年鑑別所1階会議室（41.38㎡）（以下「当該施設」という。）とする。

（使用の申請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、秋田市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、当該施設を避難場所として使用するため、乙に対し当該施設の使用を申請することができる。

2 甲の前項の申請は、国有財産使用許可申請書（別記第1号様式）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合であって、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該申請書を提出するものとする。

（申請に基づく措置等）

第4条 乙は、甲からの前条第2項の使用申請に基づき、当該施設の使用が必要と認めるときは、国有財産使用許可書（別記第2号様式）を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、前条の申請が行われた場合、乙の運営に支障のない範囲で、甲に協力するものとする。

（許可の取消し又は変更）

第5条 乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取消し、又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償は行わないものとする。

(1) 乙が、本来の目的に供するため必要が生じたとき。

(2) 甲に、協定に違反する行為が認められたとき。

（使用期間）

第6条 当該施設の使用期間は、甲の被害状況等を考慮した上で、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（損壊の報告）

第7条 甲は、当該施設の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合には、乙に対し速やかに届け出るものとする。

(返還)

第8条 甲は、乙から使用を許可された当該施設の使用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、当該施設の使用を終了するときは、使用した当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負担するものとする。

(費用負担および物資の調達)

第9条 避難場所の運営経費は、その全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(管理者責任)

第10条 乙は、当該施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に関する責任は一切負わないものとする。

2 余震、津波その他の二次的被害により、当該施設に損壊等が生じ、受入れ地域住民等の生命および財産等に損害が生じた場合についても、前項と同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から協定解除又は変更する旨の文書による通知がないときは、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年2月8日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市
秋田市長

秋田市八橋本町六丁目3番5号

乙 秋田少年鑑別所
所長

年 月 日

法務省所管国有財産部局長
秋田少年鑑別所長 殿

秋田市長 印

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

- 1 使用しようとする財産
 - (1) 所在 秋田市八橋本町六丁目三番五号
 - (2) 区分 建物
 - (3) 数量 会議室 41.38平方メートル
- 2 使用しようとしている理由
避難場所
- 3 使用しようとする期間
年 月 日 () から 年 月 日 () まで
- 4 その他参考となるべき事項

年 月 日

秋田市長 殿

法務省所管国有財産部局長
秋田少年鑑別所長 印

国有財産使用許可書

年 月 日付で依頼のありました避難場所として、当所所管の国有財産を使用することについて、下記のとおり許可します。

1 使用場所

- (1) 所在 秋田市八橋本町六丁目三番五号
- (2) 区分 建物
- (3) 数量 会議室41.38平方メートル

2 使用内容

避難場所

3 使用期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 その他

- (1) 施設等の使用について、既設物を破損、損壊させないように注意して使用すること。
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。
- (3) 避難場所での事故及びトラブル等に関しては、秋田市長が一切の責任を負うこと。

第7 自治体間の協定に関する資料

資料7-1 自治体間の協定に関する資料

名 称	締結年月日	締 結 先
災害時における相互援助に関する協定書	平成 18 年 4 月 26 日	秋田県内 12 都市
東北地区六都市災害時相互応援に関する協定	平成 8 年 5 月 17 日	東北県庁所在都市 5 市
中核市災害相互応援協定	令和 3 年 4 月 1 日	中核市（全国）
大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定	平成 22 年 5 月 23 日	潟上市 大仙市 仙北市 雫石町 滝沢村 盛岡市 宮古市
全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	平成 20 年 9 月 1 日	全国中央卸売市場協会に加盟する 中央卸売市場を開設する都市
災害時における廃棄物の仮置場に関する協定	平成 20 年 10 月 1 日	秋田県
災害時における相互応援に関する協定	平成 23 年 7 月 13 日	徳島市
	平成 24 年 9 月 8 日	茨城県常陸太田市 仙北市
災害時における病院間の相互支援に関する協定	平成 23 年 12 月 19 日	仙台市（仙台市立病院） 山形市（山形市立病院済生館）
災害時における秋田県および市町村相互の応援に関する協定	平成 24 年 1 月 20 日	秋田県、県内市町村 （12 市、9 町、3 村）
水の相互融通に関する協定書	平成 25 年 7 月 11 日	潟上市
全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定	平成 29 年 9 月 1 日	全国公設地方卸売市場協議会

資料 7-2 災害時における相互援助に関する協定書

（趣旨）

第 1 条 この協定書は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）の規定の趣旨にのっとり、秋田県市長会を構成する各市（以下「各都市」という。）の市長の協議により、各都市の全部又は一部において大規模な災害が発生し、これにより被災した都市（以下「被災都市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合に、都市間の相互援助又は協力（以下「援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（援助の種類）

第 2 条 援助の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧および生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材および物資の提供
- （2）救援および救助に必要な車両等の提供
- （3）被災者の救出、医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- （4）被災者を一時入所させるための施設の提供
- （5）救助および応急復旧に必要な職員の派遣
- （6）前各号に定めるもののほか、被災都市が特に必要があると認めるもの

（援助要請の手続）

第 3 条 援助を受けようとする被災都市は、次の各号に掲げる事項を明らかにした電話等による要請を行い、後日速やかに別記様式第 1 号による文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）援助を受ける場所およびその経路
- （3）援助を受ける期間
- （4）前条第 1 号から第 4 号までに掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等
- （5）前条第 5 号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、事務職、技術職、技能職の職種別および人員
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急援助活動の実施）

第 4 条 各都市のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、当該被災都市のほかの市は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

（調整都市）

第 5 条 災害時における援助に係る事務を迅速かつ円滑に実施するため、第 2 条に規定する援助又は前条に規定する緊急援助活動（以下「援助業務」という。）を行う都市（以下「援助都市」という。）と被災都市との総合的な調整を行うための都市（以下

「調整都市」という。)を置く。

2 前項の調整都市は、各被災都市に応じて、別紙に定めるとおりとする。

(経費の負担)

第6条 援助業務に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、これにより難い場合は、関係都市が協議して決めるものとする。

(賠償責任)

第7条 援助業務に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは重度障害者となった場合においては、本人又はその家族が被った損害は、援助都市がその賠償の責めを負うものとする。

2 援助都市の職員が援助業務を実施している際に、第三者に傷害を与えた場合(その損害が被災都市と援助都市との往復途上に生じた場合を除く。)は、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制)

第8条 各都市は、別記様式第2号のとおり、この協定書に係る連絡担当課(室)を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取り合うものとする。

2 各都市は、この協定の実効性を高めるため、秋田県都市間災害時相互援助協定連絡会議(以下「会議」という。)を設置する。

3 会議は、必要に応じて大規模災害時における相互援助に関する対策を研究し、又は協議するものとする。

(効力の発生日)

第9条 この協定書は、平成18年4月26日から効力を発するものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書13通を作成し、各都市記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成18年4月26日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市
秋田市長 佐 竹 敬 久

能代市上町 1 番 3 号
能代市
能代市長 斉 藤 滋 宣

横手市前郷字下三枚橋 2 6 9 番地
横手市
横手市長 五十嵐 忠 悦

大館市字中城 2 0 番地
大館市
大館市長 小 畑 元

由利本荘市尾崎 1 7 番地
由利本荘市
由利本荘市長 柳 田 弘

男鹿市船川港船川字泉台 6 6 番地 1
男鹿市
男鹿市長 佐 藤 一 誠

湯沢市佐竹町 1 番 1 号
湯沢市
湯沢市長 鈴 木 俊 夫

大仙市大曲花園町 1 番 1 号
大仙市
大仙市長 栗 林 次 美

鹿角市花輪字荒田 4 番地 1
鹿角市
鹿角市長 児 玉 一

潟上市天王字上江川 4 7 番地 1 0 0
潟上市
潟上市長 石 川 光 男

北秋田市花園町 1 9 番 1 号
北秋田市
北秋田市長 岸 部 陸

仙北市田沢湖生保内字宮の後 3 0 番地
仙北市
仙北市長 石 黒 直 次

にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地
にかほ市
にかほ市長 横 山 忠 長

様式第 1 号

号

年 月 日

様

住所

氏名

災害発生による援助要請について

災害時における相互援助協定書第 3 条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
被害状況	
援助内容の種類	
援助を要する職種 別人員	
援助場所到達経路	
援助を受ける期間	
その他援助に必要な事項	

災害時の連絡担当部課室

(市)

連絡部課室			
連絡担当者	責任者	課・室長	
	補助者		
連 絡 先	勤務時間内	責任者	
		TEL	
		FAX	
		補助者	
		TEL	
		FAX	
	勤務時間外	責任者	
		TEL	
		FAX	
		補助者	
		TEL	
		FAX	
備 考			

連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

援助調整都市

被災した都市	援助調整都市名	
	正	副
秋 田 市	湯 沢 市	大 仙 市
能 代 市	北 秋 田 市	仙 北 市
横 手 市	秋 田 市	男 鹿 市
大 館 市	大 仙 市	横 手 市
由利本荘市	鹿 角 市	大 館 市
男 鹿 市	大 館 市	鹿 角 市
湯 沢 市	能 代 市	に か ほ 市
大 仙 市	男 鹿 市	秋 田 市
鹿 角 市	由利本荘市	潟 上 市
北 秋 田 市	に か ほ 市	由利本荘市
潟 上 市	仙 北 市	湯 沢 市
仙 北 市	潟 上 市	能 代 市
に か ほ 市	横 手 市	北 秋 田 市

資料 7－3 東北地区六都市災害時相互応援に関する協定

県庁所在都市は、県の重要施設等が集中し、また、県における中枢的役割を有していることから、被災によってその都市機能が長期的にまひすることは、社会的かつ経済的に極めて多大な影響を与える。そこで、東北各県の県庁所在都市である青森市、秋田市、盛岡市、山形市、仙台市および福島市（以下「六都市」という。）は、大規模な災害に備え、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、六都市のいずれかにおいて災害が発生し、被災した都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定のに基づき、被災都市の要請にこたえ、災害を受けてない都市が行う応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水および日用品など生活必需物資の提供
- （2）応急対策および復旧に必要な物資、資機材等の提供
- （3）応急対策および復旧に必要な職員の派遣および航空機、車両等の提供
- （4）前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（連絡担当部局の指定）

第3条 六都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、すみやかに情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 被災都市は、次の事項を明らかにし、連絡担当部局を通じて、応援を要請するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）提供を要請する物資、資機材等の品名、数量等
- （3）派遣を要請する職員の職種別および人員並びに提供を要請する車両等の種別、台数等
- （4）応援の場所および経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主応援）

第5条 被災都市以外の都市は、被災都市の被害が極めて甚大で、連絡が取れない場合

又は被災都市が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。この場合においては、前条の要請があったものとみなす。

（応援調整都市の指定）

第6条 六都市は、応援事務を迅速かつ円滑に遂行するため、被災都市と応援を行う都市（以下「応援都市」という。）との間の総合調整等を行う応援調整都市をあらかじめ定めておくものとする。

2 応援調整都市は、必要があると認めるときは、被災都市の災害対策本部に連絡員を派遣することができる。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。

2 被災都市が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合は、応援都市は、当該経費の一時繰替支弁をするものとする。

（情報の交換等）

第8条 六都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画および防災に関する各都市の情報等について相互に交換するとともに、必要に応じ連絡会議を開催するものとする。

（その他）

第9条 応援に関しこの協定で定める事項について、この協定発効の際現に存する応援協定又は別途成立している応援に関する協議等に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定の実施に関し必要な事項は、六都市が協議して定めるものとする。

第11条 この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、六各都市がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成8年5月17日から効力を生ずる。

平成8年5月17日

青森市		
青森市長	佐々木	誠造
秋田市		
秋田市長	石川	鍊治郎
盛岡市		
盛岡市長	桑島	博
山形市		
山形市長	佐藤	幸次郎
仙台市		
仙台市長	藤井	黎
福島市		
福島市長	吉田	修一

資料 7-4 東北地区六都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、東北地区六都市災害時相互応援に関する協定（平成 8 年 5 月 17 日締結。以下「協定」という。）第 10 条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局の指定)

第 2 条 協定第 3 条に規定する連絡担当部局は、別表 1 のとおりとする。

(応援要請の方法)

第 3 条 協定第 4 条に規定する応援要請は、原則として文書をもって行うものとする。

ただし、文書により難しい場合は、電話、電信、又は連絡員等を通じて行うものとし、後に文書を応援都市に提出するものとする。

(応援調整都市の指定)

第 4 条 協定第 4 条に規定する応援調整都市は、別表 2 のとおりとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第 5 条 協定第 7 条に規定する経費のうち被災都市への応援職員および協定第 6 条第 2 項に規定する連絡員（以下「応援職員等」という。）の派遣に要する経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災都市が負担する経費の額は、応援都市が定める規定により算出した当該応援職員等の旅費の額および諸手当の額の範囲とする。
- (2) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたときは被災都市が、被災都市への往復の途中において生じたときは応援都市が賠償するものとする。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災都市および応援都市が協議して定める。

(救援物資等の経費の支払方法)

第 6 条 応援都市は、協定第 7 条第 2 項の規定により応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次の各号により算出した額について被災都市に請求する。

- (1) 応援職員等の派遣に要する経費については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資および調達物資については、当該物資の購入費および輸送費
- (3) 車両、舟艇、航空機、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費および破損し、又は故障した場合の修理費
- (4) 施設の提供については、借上料
- (5) 前各号の定めにより難しい場合は、被災都市および応援都市が協議して定める。

2 前号の規定による請求は、応援都市の市長が連絡担当部局を経由して被災都市の市長に対して行う。

(応援都市の留意事項)

第7条 応援都市は、応援職員等に応援都市名を表示する腕章等の標識をつけさせ、その身分を明らかにするものとする。

2 応援都市は、災害の状況に応じて、応援職員等に必要な被服、当座の食糧等を携行させるものとする。

(被災都市の留意事項)

第8条 被災都市は、災害の状況に応じて、応援職員等に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(防災訓練等)

第9条 六都市は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な訓練を適宜実施するものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年5月17日から効力を生ずる。

平成8年5月17日

青森市 青森市長	佐々木 誠造
秋田市 秋田市長	石川 鍊治郎
盛岡市 盛岡市長	桑島 博
山形市 山形市長	佐藤 幸次郎
仙台市 仙台市長	藤井 黎
福島市 福島市長	吉田 修一

別表 1（「東北地区六都市災害時相互応援に関する協定実施細目」第 2 条関係）

連 絡 担 当 部 局

都市名	担当部局課名	電 話 番 号
		F A X 番 号
青森市	自治体経営局 総務部総務課危機管理室	T E L 017-734-5059
		F A X 017-734-5061
秋田市	総務部防災対策課	T E L 018-866-2021
		F A X 018-823-5099
盛岡市	総務部消防防災課	T E L 019-626-7404
		F A X 019-626-7404
山形市	総務部防災安全課	T E L 023-625-1177
		F A X 023-625-1177
仙台市	消防局防災安全部 防災安全課	T E L 022-234-1111 内線 2331～2333
		F A X 022-234-1119
	仙台市政策調整局 危機管理室	T E L 022-214-8519 内線 3020～3023
		F A X 022-214-8096
福島市	市民部防災室	T E L 024-525-3793
		F A X 024-536-4370

別表 2（第 4 条関係）

応 援 調 整 都 市

被災都市	応 援 調 整 都 市 名	
	正	副
青森市	盛岡市	秋田市
秋田市	青森市	盛岡市
盛岡市	秋田市	青森市
山形市	仙台市	福島市
仙台市	福島市	山形市
福島市	山形市	仙台市

資料 7-5 中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

令和3年4月1日

松本市	松本市長	臥雲 義尚
一宮市	一宮市長	中野 正康
函館市	函館市長	工藤 壽樹
旭川市	旭川市長	西川 将人
青森市	青森市長	小野寺 晃彦
八戸市	八戸市長	小林 眞
秋田市	秋田市長	穂積 志
山形市	山形市長	佐藤 孝弘
福島市	福島市長	木幡 浩
郡山市	郡山市長	品川 萬里
いわき市	いわき市長	清水 敏男
盛岡市	盛岡市長	谷藤 裕明

宇都宮市
 越谷市
 川口市
 川橋市
 船橋市
 横須賀市
 水戸市
 柏市
 前橋市
 高崎市
 八王子市
 富山市
 金沢市
 福井市
 甲府市
 長野市
 岐阜市
 豊橋市
 岡崎市
 高槻市
 枚方市
 八尾市
 寝屋川市
 吹田市
 東大阪市
 姫路市
 和歌山市
 大津市
 豊中市
 明石市
 西宮市
 奈良市
 尼崎市
 鳥取市
 松江市
 倉敷市
 呉市
 福山市
 下関市

宇都宮市長
 越谷市長
 川口市市長
 船橋市長
 横須賀市長
 水戸市長
 柏市長
 前橋市長
 高崎市長
 八王子市長
 富山市市長
 金沢市長
 福井市長
 甲府市長
 長野市長
 岐阜市長
 豊橋市長
 岡崎市長
 高槻市長
 枚方市長
 八尾市長
 寝屋川市長
 吹田市長
 東大阪市長
 姫路市長
 和歌山市市長
 大津市長
 豊中市市長
 明石市長
 西宮市長
 奈良市長
 尼崎市長
 鳥取市長
 松江市市長
 倉敷市長
 呉市長
 福山市市長
 下関市長

佐藤 栄一
 高橋 努
 川合 義明
 奥ノ木 信夫
 松戸 徹
 上地 克明
 高橋 靖
 秋山 浩保
 山本 龍
 富岡 賢治
 石森 孝志
 森 雅志
 山野 義
 東村 新一
 樋口 雄一
 加藤 久雄
 柴橋 正直
 浅井 崇
 中根 浩
 濱田 史
 伏見 隆
 大松 右
 広瀬 輔
 後藤 圭二
 野田 義和
 清元 秀泰
 尾花 正啓
 佐藤 健司
 長内 繁樹
 泉 房穂
 石井 登志郎
 仲川 げん
 稲村 和美
 深澤 彦
 松浦 敬
 伊東 織
 新原 明
 枝広 直幹
 前田 晋太郎

高 松 市
松 山 市
高 知 市
長 崎 市
佐 世 保 市
大 分 市
宮 崎 市
鹿 児 島 市
久 留 米 市
那 覇 市

高 松 市 長
松 山 市 長
高 知 市 長
長 崎 市 長
佐 世 保 市 長
大 分 市 長
宮 崎 市 長
鹿 児 島 市 長
久 留 米 市 長
那 覇 市 長

大 西 秀 人
野 志 克 仁
岡 崎 誠 也
田 上 富 久
朝 長 則 男
佐 藤 樹 一 郎
戸 敷 正
下 鶴 隆 央
大 久 保 勉
城 間 幹 子

協定締結権者

豊 田 市

豊 田 市 長

太 田 稔 彦

資料 7－6 中核市災害相互応援協定実施細目

(趣旨)

第 1 条 中核市災害相互応援協定第 11 条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第 2 条 協定第 1 条第 1 号から第 3 号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

(1) 協定第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費

(2) 協定第 1 条第 3 号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第 1 条第 4 号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第 3 条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第 4 条 協定第 5 条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目により難しい事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第6条 この実施細目は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

令和3年4月1日

松本市	松本市長	臥雲 義尚
一宮市	一宮市長	中野 正康
函館市	函館市長	工藤 壽樹
旭川市	旭川市長	西川 将人
青森市	青森市長	小野寺 晃彦
八戸市	八戸市長	小林 眞
秋田市	秋田市長	穂積 志
山形市	山形市長	佐藤 孝弘
福島市	福島市長	木幡 浩
郡山市	郡山市長	品川 萬里
いわき市	いわき市長	清水 敏男
盛岡市	盛岡市長	谷藤 裕明
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤 栄一
越谷市	越谷市長	高橋 努
川越市	川越市長	川合 義明
川口市	川口市長	奥ノ木 信夫
船橋市	船橋市長	松戸 徹
横須賀市	横須賀市長	上地 克明
水戸市	水戸市長	高橋 靖
柏市	柏市長	秋山 浩保
前橋市	前橋市長	山本 龍
高崎市	高崎市長	富岡 賢治
八王子市	八王子市長	石森 孝志
富山市	富山市長	森 雅志
金沢市	金沢市長	山野 之義
福井市	福井市長	東村 新一
甲府市	甲府市長	樋口 雄一
長野市	長野市長	加藤 久雄
岐阜市	岐阜市長	柴橋 正直
豊橋市	豊橋市長	浅井 由崇
岡崎市	岡崎市長	中根 康浩
高槻市	高槻市長	濱田 剛史

枚方市 八尾市 市
寝屋川市 吹田大市
東大阪市 姫路市
和歌山市 大津市
豊明市 西宮市
奈良市 鳥取市
松倉敷市 呉山
福下市 高松市
高知市 佐世保市
大宮市 鹿兒島市
久留米市 那覇市

枚方市長 八尾市長 市
寝屋川市長 吹田市長 市
東大阪市長 姫路市長 市
和歌山市長 大津市長 市
豊明市長 西宮市長 市
奈良市長 鳥取市長 市
松倉敷市長 呉市長 市
福下市長 高松市長 市
高知市長 佐世保市長 市
大宮市長 鹿兒島市長 市
久留米市長 那覇市長 市

伏見 隆 桂右
大松 慶圭 二
広瀬 藤田 義和
後藤 元秀 泰
野村 花正 啓
清藤 健司
尾内 繁樹
佐長 房穂
泉井登 志郎
石川 げん
仲村 和美
稲澤 義彦
深浦 正敬
松東 香織
伊原 芳明
新広 直幹
枝田晋 太郎
前西 秀人
大志 克仁
野崎 誠也
岡上 富久
田長 則男
朝藤樹 一郎
佐敷 正
戸鶴 隆央
下久 保勉
大久 保勉
城間 幹子

協定締結権者

豊田市

豊田市長

太田 稔彦

資料 7-7 大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条の 2 及び第 6 条第 1 項の規定に基づき、秋田・岩手地域連携軸推進協議会の構成自治体（以下「構成自治体」という。）の区域内に大規模災害が発生し、被災自治体のみでは十分な応急措置が実施できない場合において、その応急措置及び復旧に必要な自治体間の相互援助協力について必要な事項を定めるものとする。

(相互援助自治体)

第 2 条 相互援助を行う自治体は、この協定の趣旨に賛同した別表に掲げる構成自治体とする。

(援助の種類)

第 3 条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時入所させるための施設の提供
- (5) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災自治体が特に必要があると認めるもの

(援助要請の手続)

第 4 条 援助を要請しようとする自治体は、次に掲げる事項を明らかにした電話等により援助の要請をするものとする。この場合において、被災自治体は必要事項を記入した文書を後日、速やかに相互援助自治体に送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を受ける場所及びその経路
- (3) 援助を受ける期間
- (4) 前条第 1 号から第 4 号までに掲げる援助を要請する場合は、品名、規格、数量等
- (5) 前条第 5 号に掲げる職員の派遣要請をする場合は事務職、技術職及び技能職の種別並びに人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急援助活動の実施)

第 5 条 被災自治体以外の相互援助自治体は、被災自治体の被害が極めて甚大であることが明らかであり、かつ通信途絶等により被災自治体と連絡が取れない場合には、速やかに被害状況について自主的に情報収集を行い、被災自治体以外の構成自治体相互

が連絡調整し、自主援助活動を実施するものとする。

- 2 緊急援助活動中に、被災自治体から第4条の規定に基づく援助申請を受けたときは、申請に基づく援助を実施するものとする。

(援助経費の負担)

第6条 援助に要した経費は、原則として援助を受けた自治体が負担する。ただし、被災状況等を勘案し、特別な事情が認められる場合は、相互援助自治体による協議において定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 援助活動に従事した職員がその活動により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したと認められる場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、援助自治体が負うものとする。

- 2 援助自治体の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、被災自治体はその賠償の責めを負うものとする。ただし、被災自治体の指揮下に入る前又は解散命令を受けた後に与えた損害については、援助自治体が賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制等)

第8条 構成自治体は、相互援助に関する連絡担当部課等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

- 2 構成自治体は、この協定に基づく相互援助が迅速かつ円滑に実施されるよう、必要に応じ相互援助に関する対策を研究し、協議し、及び情報等を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

- 2 この協定は、秋田・岩手地域連携軸推進協議会における協議により、必要に応じて改定することができるものとする。

附則

この協定は、平成22年5月23日から施行する。

この協定の成立を証するため、各自治体記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成 22 年 5 月 23 日

潟 上 市
潟 上 市 長

秋 田 市
秋 田 市 長

大 仙 市
大 仙 市 長

仙 北 市
仙 北 市 長

雫 石 町
雫 石 町 長

滝 沢 村
滝 沢 村 長

盛 岡 市
盛 岡 市 長

宮 古 市
宮 古 市 長

別表

大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互 援助に関する協定(案) に賛同する自治体

平成 20 年 5 月 23 日

秋 田 県	潟 上 市
	秋 田 市
	大 仙 市
	仙 北 市
岩 手 県	雫 石 町
	滝 沢 村
	盛 岡 市
	宮 古 市

資料 7－8 大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定細則

（目的）

第 1 条 この細則は、秋田・岩手地域連携軸推進協議会の構成自治体（以下「構成自治体」という。）間で締結した大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定（以下「協定」という。）第 9 条の規定に基づき、協定を締結した構成自治体（以下「相互援助自治体」という。）の区域において大規模災害が発生した際の援助に係る事務を迅速かつ円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（災害発生時の対応）

第 2 条 協定第 4 条の規定に基づき、被災自治体が相互援助自治体に対し援助を要請する場合は、被災自治体は、秋田・岩手地域軸 連携推進協議会規約（以下「規約」という。）第 5 条に規定する協議会の事務局（以下「事務局」という。）に対し、別紙様式第 1 号により要請するものとする。

2 当該要請を受理した事務局は、速やかに被災自治体以外の相互援助自治体に対しその旨を報告するとともに、援助要請に対する具体的な対応について相互援助自治体と協議する等総合的な調整を行うこととする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、事務局の所在自治体が被災した場合は、規約第 6 条に規定する副会長の所在自治体がこの職務を代理するものとする。

（連絡調整）

第 3 条 相互援助自治体は、連絡担当部課所及び連絡担当者を定め、事務局に対し毎年度 4 月 1 0 日までに別紙様式第 2 号により連絡するものとする。また、連絡担当者に変更が生じた場合においても、同様式により速やかに事務局に対し連絡するものとする。

2 事務局は、前項に規定する連絡を受けた場合は、とりまとめの上、各相互援助自治体に対しその結果を報告するものとする。

（協議）

第 4 条 この細則に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

様

【援助要請自治体】

住 所

名 称

災害発生による援助要請について

秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり援助の要請をします。

項 目	内 容
被 害 の 状 況	
援 助 を 受 け る 場 所 及 び そ の 経 路	
援 助 を 受 け る 期 間	
援 助 内 容 の 種 類 (品名、規格、数量等)	
援 助 を 要 す る 種 類 別 人 員 (事務職、技能職等)	
そ の 他 援 助 に 必 要 な 事 項	

災害時の連絡担当部課所

協定自治体名称				
連絡担当部課所名				
連絡先担当者	責任者	課・室長		
	補助者			
連絡先電話番号等	勤務時間内	責任者	T E L	
			F A X	
		補助者	T E L	
			F A X	
	勤務時間外	責任者	T E L	
			F A X	
		補助者	T E L	
			F A X	
備 考				

※毎年度 4 / 1 0 まで事務局に対しご連絡願います。

また、年度内において事務担当者に変更が生じた場合も連絡願います。

資料 7－9 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定

（目的）

第 1 条 この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市で次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）の中央卸売市場開設者（以下「甲」という。）独自では生鮮食料品を被災都市の住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食料品の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（１）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害

（２）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害

（応援の種類）

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

（１）被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供

（２）被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送

（３）被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に関し特に要請のあったもの

（応援要請の手続）

第 3 条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第 6 条に定める連絡担当部局を通じ、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）前条第 1 号に掲げる応援を要請する場合においては、その品名及び数量

（２）前条第 2 号に掲げる応援を要請する場合においては、被害の状況に応じた有効な搬送手段

（３）被災都市に開設されている中央卸売市場が複数にわたる場合、応援を要する中央卸売市場の特定及び当該市場への経路

（４）応援の期間

（５）人的応援を要請する場合においては、宿泊施設の確保

（６）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（協定の遵守）

第 4 条 乙は、信義誠実の原則に則り、速やかに要請に応じ、その応援の実現に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第 5 条 応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙の自主的な応援に伴う経費は無償とする。

(連絡担当部局)

第6条 この協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局を別に定め、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、この協定を締結する中央卸売市場の開設者が協議して決定する。

上記協定締結の証として本協定書 47 通を作成し、各中央卸売市場の開設者が記名押印の上、各々 1 通を保有する。

附 則

この協定は、平成 20 年 9 月 1 日から効力を生ずる。

平成 20 年 9 月 1 日

札幌市長	上 田 文 雄
青森市長	佐々木 誠造
八戸市長	小 林 眞
盛岡市長	谷 藤 裕 明
仙台市長	梅 原 克 彦
秋田市長	佐 竹 敬 久
山形市長	市 川 昭 男
福島市長	瀬 戸 孝 則
いわき市長	櫛 田 一 男
宇都宮市長	佐 藤 栄 一
さいたま市長	相 川 宗 一
千葉市長	鶴 岡 啓 一
船橋市長	藤 代 孝 七
東京都知事	石原 慎太郎
横浜市長	中 田 宏
川崎市長	阿 部 孝 夫
甲府市長	宮 島 雅 展
静岡市長	小 嶋 善 吉
浜松市長	鈴 木 康 友
新潟市長	篠 田 昭
富山市長	森 雅 志

金沢市長	山 出 保
福井市長	東 村 新 一
岐阜市長	細 江 茂 光
名古屋市長	松 原 武 久
京都市長	門 川 大 作
大阪府知事	橋 下 徹
大阪市長	平 松 邦 夫
神戸市長	矢 田 立 郎
姫路市長	石 見 利 勝
奈良県知事	荒 井 正 吾
和歌山市長	大 橋 建 一
岡山市長	高 谷 茂 男
広島市長	秋 葉 忠 利
宇部市長	藤 田 忠 夫
徳島市長	原 秀 樹
高松市長	大 西 秀 人
松山市長	中 村 時 広
高知市長	岡 崎 誠 也
北九州市長	北 橋 健 治
福岡市長	吉 田 宏
久留米市長	江 藤 守 國
長崎市長	田 上 富 久
佐世保市長	朝 長 則 男
宮崎市長	津 村 重 光
鹿児島市長	森 博 幸
沖縄県知事	仲井眞 弘多

資料 7-10 災害時における廃棄物の仮置場に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と秋田市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市域で地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における廃棄物の仮置場の確保等に係る協力に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 乙は、災害が発生し、廃棄物を処理するために廃棄物の仮置場が必要となったときは、甲が所有する次の土地の使用について、協力を要請することができるものとする。この要請があった場合、甲は、可能な限り乙に協力するものとする。

- （1）秋田市新屋町字割山（旧空港跡地）
- （2）秋田市飯島字古道下川端（秋田湾産業新拠点）
- （3）秋田市御所野湯本六丁目（秋田新都市産業団地（湯本地区））
- （4）秋田市仁井田字小中島（旧農業試験場跡地）

（使用範囲）

第3条 前条に掲げる各土地の使用範囲については、甲の指示を受けるものとする。

（協力要請の手続き）

第4条 第2条の規定に基づく協力の要請は、文書により行うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、緊急を要するときは、口頭又は電話等により行うことができるものとする。この場合においては、速やかに文書を提出するものとする。

（原状回復）

第5条 乙は、第3条の土地の使用を終了したときは、乙の負担により速やかに原状に回復し、甲に引き渡すものとする。

（双方の協議等）

第6条 甲は、第2条に掲げる土地について、売り払いによる所有権の移転等の事由が発生したときは、乙に報告するものとする。

- 2 甲および乙は、災害時の円滑な協力体制を維持するため、必要に応じて、担当者名簿や連絡体制の確認などの情報交換を行うものとする。
- 3 この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 0 年 1 0 月 1 日

甲 秋田市山王四丁目 1 番 1 号
秋田県
秋田県知事 寺田 典城

乙 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市
秋田市長 佐竹 敬久

資料 7-1-1 災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項および同項第 12 号の規定に基づき、秋田市および徳島市のいずれかの市域において大規模な災害が発生し、被災市のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、被災市の要請に応じ、応急対策および復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水および生活必需品ならびにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救助および救援活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救助、医療、防疫および施設の応急対策等に必要な資機材および物資の提供
- (4) 被災者を一時入所させるための施設の提供
- (5) 救助、救援、医療および応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要があると認めるもの

(応援要請の手続)

第 3 条 応援を要請しようとする市は、次に掲げる事項を明らかにして電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する場所およびその経路
- (3) 応援を要請する期間
- (4) 前条第 1 号から第 4 号までに掲げる応援を要請する場合は、品名、規格、数量等
- (5) 前条第 5 号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、要請する職員の職種および人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(緊急応援活動の実施)

第 4 条 前条の要請を受けた市は、可能な限りこれに応ずるよう取り組むものとする。

2 前条の規定にかかわらず、同条の要請がないときであっても、一方の市において大規模な災害が発生したことが明らかな場合であって、応援を必要とするものと認められるときは、当該市から前条の要請があったものとみなして、他方の市の自主判断により緊急応援活動を実施することができる。

(応援経費の負担)

第 5 条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第2条第5号に規定する応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合における本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援活動を実施した市の負担とする。

2 応援を要請された市の職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市との往復途上に生じたものを除き、応援を要請した市がその賠償責任を負うものとする。

(連絡責任者)

第7条 第3条の規定による応援要請の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、両市に連絡責任者を置くものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項およびこの協定の実施に関し必要な事項は、両市がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成23年7月13日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年7月13日

秋田県秋田市山王一丁目1番1号
秋田市
秋田市長 穂 積 志

徳島県徳島市幸町2丁目5番地
徳島市
徳島市長 原 秀 樹

資料 7-12 災害時における相互応援に関する協定

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定の趣旨にのっとり、常陸太田市、秋田市及び仙北市のいずれかの市域において大規模な災害が発生し、被災市のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）救助及び救援活動に必要な車両等の提供
- （3）被災者の救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （4）被災者を一時入所させるための施設の提供
- （5）救助、救援、医療、防疫及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （6）前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要があると認めるもの

（応援要請の手続）

第 3 条 応援を要請しようとする市は、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等による要請を行い、後日速やかに文書（別記様式第 1 号）を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援を要請する場所及びその経路
- （3）応援を要請する期間
- （4）前条第 1 号から第 4 号までに掲げるものを要請する場合は、品名、規格及び数量等
- （5）前条第 5 号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、職員の職種及び人員
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急応援活動の実施）

第 4 条 応援を要請された市は、極力これに応ずるよう取り組むものとする。

2 前条の規定にかかわらず、いずれかの市において大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、各市が自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。この場合においては、同条の要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第 5 条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は各市が協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第 6 条 第 2 条第 5 号に定める応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負

傷し、若しくは疫病にかかった場合における本人又はその遺族に対する損害賠償は、
応援活動を実施した市の負担とする。

- 2 応援を要請された市の職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市との往復途上に生じたものを除き、応援を要請した市がその賠償責任を負うものとする。

(連絡体制等)

第7条 第3条の規定による応援要請の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、別記様式第2号に基づき、各市に連絡責任者を置くものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、各市がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成24年9月8日から適用する。

- 2 秋田市と常陸太田市の間で締結した、災害時における相互応援に関する協定書（平成9年7月20日締結）は、これを廃止する。

この協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、当事者記名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年9月8日

茨城県常陸太田市金井町3690番地
常陸太田市
常陸太田市長 (大久保 太一)

秋田県秋田市山王一丁目1番1号
秋田市
秋田市長 (穂積 志)

秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地
仙北市
仙北市長 (門脇 光浩)

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

第 年 月 日 号

様

住 所
氏 名

災害発生による応援要請について

災害時における相互応援に関する協定書第 3 条に基づき、次のとおり応援の要請をいたします。

項 目		内 容
被害の状況		
応援要請内容	場 所 及 び そ の 経 路	
	期 間	
	品名、規格 及 び 数 量	
	職種別人員	
その他必要な事項		

別記様式第 2 号（第 7 条関係）

（市）

災害時の連絡担当部課について

連絡部課名				
連絡担当者		責任者		
		補助者		
連 絡 先	勤務時間内	責任者	TEL	
			FAX	
		補助者	TEL	
			FAX	
	勤務時間外	責任者	TEL	
			FAX	
	補助者	TEL		
		FAX		

備考 連絡担当者等に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

資料 7-13 災害時における病院間の相互支援に関する協定

仙台市立病院（以下「甲」という。）、市立秋田総合病院（以下「乙」という。）及び山形市立病院済生館（以下「丙」という。）は、災害時における病院間の相互支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的及び趣旨）

第1条 本協定は、地震・台風等による災害が発生し、本協定を締結した被災病院（以下「協定被災病院」という。）のみでは、協定被災病院に係る患者の身体・生命の安全等の応急措置に十分に対応できない場合において、本協定を締結した他病院（以下「協定他病院」という。）から協定被災病院に対する支援を行うため、必要な事項について定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 協定他病院が行う支援（以下「支援」という。）の内容は、災害の発生直後の初期対応を中心に次のとおりとする。

- （1）医療機器、薬品類、食料その他応急物資の援助措置
- （2）医師、看護師、コメディカルその他の人員の派遣措置
- （3）前2号に定めるもののほか、患者の移送等も含め協定被災病院から特に要請があった事項

（支援要請の手続）

第3条 協定被災病院は、協定他病院に対し、次の事項を明らかにして、電話等により支援の要請を行うものとし、事後において速やかにその内容を文書により協定他病院に通知するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条各号に掲げるものの品名、数量、職種別人員
- （3）支援の場所及び支援の場所への経路
- （4）支援の期間
- （5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（支援に要する経費の負担）

第4条 支援に要する経費の負担は、甲乙丙別途協議のうえ決定するものとする。

（相互連絡窓口）

第5条 甲乙丙は、あらかじめ相互支援に関するそれぞれの連絡担当部署を定め、災害が発生した場合には、速やかに相互に連絡するものとする。

(連絡会議の開催)

第6条 甲乙丙は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、定期的に連絡会議を開催するものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

2 本協定の実施に関し必要な事項は、第5条に定める甲乙丙の連絡担当部署が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、甲乙丙は記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年12月19日

甲 仙台市立病院

病院事業管理者 玉 井 信
院 長 亀 山 元 信

乙 市立秋田総合病院

開設者 秋田市長 穂 積 志
院 長 小 松 眞 史

丙 山形市立病院済生館

開設者 山形市長 市 川 昭 男
館 長 平 川 秀 紀

資料 7-14 災害時における秋田県および市町村相互の応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、秋田県内において大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、秋田県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供
- (2) 避難所の開設及び避難者の受け入れ
- (3) 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供
- (4) 応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの

(応援の要請)

第3条 被災市町村は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合等において、応急活動等を実施するため必要があるときは、県に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請をしようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
 - ア 前条第1号に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等
 - イ 前条第2号に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等
 - ウ 前条第3号に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等
 - エ 前条第4号に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の規定にかかわらず、応援要請市町村は、県に要請するいとまがないときは、他の市町村に直接要請できるものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

(要請を受けた県及び市町村の役割)

第4条 県は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに他の市町村に応援の要請を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、応援が可能な場合には、その内容を速やかに県に報告するものとする。

3 前項の規定による報告を受けた県は、速やかに応援内容を調整し、その結果を前項の規定により報告した市町村及び応援要請市町村に通知するものとする。

- 4 前条第3項の規定による要請又は前項の規定による調整により応援を行う市町村は、直ちに応援を実施するものとする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、県は、前条第2項の規定による要請の内容を踏まえ、県自ら実施することが適当と判断した場合には、直ちに応援を実施するものとし、その内容を応援要請市町村に通知するものとする。

(自主応援)

- 第5条 県及び市町村は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災市町村が第3条第2項の規定による要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同項の規定による要請があったものとみなす。
- 2 前項の規定による応援を実施した市町村は、その内容を事後速やかに県に報告するものとする。

(要請等の手段)

- 第6条 第3条から前条までの規定による要請等は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに、次表に定める区分に従い、当該各号に規定する様式による文書を送付するものとする。

区 分	様 式
第3条第2項及び第3項に規定する応援要請	第1号
第3条第3項に規定する直接応援要請の報告	第2号
第4条第1項に規定する応援要請の通知	第3号
第4条第2項に規定する応援内容の報告	第4号
第4条第3項及び第5項に規定する応援実施の通知	第5号
第5条第2項に規定する自主応援の報告	第6号

(経費の負担)

- 第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援要請市町村の負担とする。

(その他)

- 第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書26通を作成し、県及び各市町村が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年 1月20日

秋田市山王四丁目 1 番 1 号

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市長 穂 積 志

能代市上町 1 番 3 号

能代市長 齊 藤 滋 宣

横手市条里一丁目 1 番 1 号

横手市長 五十嵐 忠 悦

大館市字中城 2 0 番地

大館市長 小 畑 元

男鹿市船川港船川字泉台 6 6 番地 1

男鹿市長 渡 部 幸 男

湯沢市佐竹町 1 番 1 号

湯沢市長 齊 藤 光 喜

鹿角市花輪字荒田 4 番地 1

鹿角市長 児 玉 一

由利本荘市尾崎 1 7 番地

由利本荘市長 長谷部 誠

潟上市天王字上江川 4 7 番地 1 0 0

潟上市長 石 川 光 男

大仙市大曲花園町 1 番 1 号

大仙市長 栗 林 次 美

北秋田市花園町 1 9 番 1 号

北秋田市長 津 谷 永 光

にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地

にかほ市長 横 山 忠 長

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 3 0 番地
仙北市長 門 脇 光 浩

小坂町小坂鉦山字尾樽部 3 7 番地 2
小坂町長 細 越 満

上小阿仁村小沢田字向川原 1 1 8 番地
上小阿仁村長 中 田 吉 穂

藤里町藤琴字藤琴 8 番地
藤里町長 佐々木 文 明

三種町鶴川字岩谷子 8 番地
三種町長 三 浦 正 隆

八峰町峰浜目名潟字目長田 1 1 8 番地
八峰町長 加 藤 和 夫

五城目町西磯ノ目 1 丁目 1 番地 1
五城目町長 渡 邊 彦兵衛

八郎潟町字大道 8 0 番地
八郎潟町長 畠 山 菊 夫

井川町北川尻字海老沢樋ノ口 7 8 番地 1
井川町長 齋 藤 正 寧

大潟村字中央 1 番地 1
大潟村長 高 橋 浩 人

美郷町土崎字上野乙 1 7 0 番地 1 0
美郷町長 松 田 知 己

羽後町西馬音内字中野 1 7 7 番地
羽後町長 大 江 尚 征

東成瀬村田子内字仙人下 3 0 番地 1
東成瀬村長 佐々木 哲 男

(様式第 1 号)

○ ○ ー ○ ○ ○ ○
○ ○ 年 月 日

秋田県知事 ○○ ○○
(又は市町村長)

(市町村長) ○○ ○○ 印

災害応急活動等の応援要請書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり応援を要請します。

1 被害状況

2 要請内容

3 その他参考となる事項

(様式第 2 号)

○ ○ ー ○○○○
○○ 年 月 日

秋田県知事 ○○ ○○

(市町村長) ○○ ○○ 印

災害応急活動等の直接応援要請報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり直接応援要請したので報告します。

1 被害状況

2 要請先市町村

3 要請内容
別紙のとおり

4 その他参考となる事項

(様式第 3 号)

○ ○ ー ○ ○ ○ ○
○ ○ 年 月 日

(市町村長) ○ ○ ○ ○ 様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○ 印

災害応急活動等の応援要請通知書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり応援要請があったので通知します。

ついては、応援が可能な場合には、その内容を速やかに報告してください。

1 要請市町村

2 要請内容

別紙のとおり

3 その他参考となる事項

(様式第 4 号)

○ ○ ー ○ ○ ○ ○
○ ○ 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

(市町村長) ○ ○ ○ ○ 印

災害応急活動等の応援内容報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づく応援要請について、本市（町村）が可能な応援内容を次のとおり報告します。

1 要請市町村

2 本市（町村）が可能な応援内容

3 その他参考となる事項

(様式第 5 号)

○ ○ ー ○○○○
○○ 年 月 日

(市町村長) ○○ ○○ 様

秋田県知事 ○○ ○○ 印

災害応急活動等の応援（調整）通知書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり応援することとした（調整した）ので通知します。

1 応援自治体

2 応援内容

3 その他参考となる事項

(様式第 6 号)

○ ○ ー ○ ○ ○ ○
○ ○ 年 月 日

秋田県知事 ○○ ○○

(市町村長) ○○ ○○ 印

災害応急活動等の自主応援報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり自主応援したので報告します。

1 応援先市町村

2 応援内容

3 その他参考となる事項

資料 7-15 水の相互融通に関する協定書

秋田市上下水道事業管理者（以下「甲」という。）と潟上市水道事業管理者（以下「乙」という。）とは、連絡管による非常時の水の相互融通に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、震災時や大規模な水源水質事故等の非常時に、水を相互に融通し、給水の安定性の確保を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）非常時震災、水源水質事故又は施設事故により甲又は乙の安定給水が図られなくなるおそれがあるときをいう。
- （2）連絡管甲および乙の配水管を連絡する管およびその付帯施設をいう。
- （3）補修連絡管の現状維持のための取替えおよび修繕をいう。
- （4）改良連絡管の機能又は価値を向上させる施設の増設および新設をいう。
- （5）給水原価水道事業ガイドライン（公益社団法人日本水道協会発行）の業務指標（3015）をいう。

（連絡管の名称等）

第 3 条 連絡管の名称、設置箇所、口径ならびに所有および維持管理の区分は、次のとおりとする。

名称	設置箇所	口径	所有・維持管理区分
岩瀬連絡管	秋田市金足岩瀬字後田地内から潟上市昭和八丁目字家ノ後地内まで	150 ミリメートル	甲乙の行政区域境（別図 1）
牛坂連絡管	秋田市金足追分字海老穴地内から潟上市天王字追分地内まで	75 ミリメートル	甲の配水管から分岐した第一バルブまでが甲、それ以外が乙（別図 2）
追分連絡管	潟上市天王字追分地内	100 ミリメートル	甲の配水管から分岐した第一バルブまでが甲、それ以外が乙（別図 3）

（融通の要請）

第 4 条 甲および乙は、非常時に水の融通を要請する場合は、文書で行うものとする。

ただし、やむを得ない事由により文書で行うことができない場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(融通費用)

第5条 水の相互融通を行った場合の費用は、次に掲げる額の合算額とし、融通を受ける側が全額を負担することを基本とする。ただし、融通した側が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 水を融通した側の、融通を行った年度における1立方メートル当たりの給水原価に融通した水量を乗じて得た額
- (2) 水の融通に伴う出動および準備に要する費用その他必要と認められる費用
- (3) 前2号に掲げる額の合算額に対する消費税および地方消費税

(運用および運用訓練)

第6条 連絡管の運用および運用訓練については、必要に応じて甲乙協議する。

(補修又は改良)

第7条 連絡管を補修し、又は改良する必要がある場合は、甲乙協議のうえ行うものとする。

(別件工事による取扱い)

第8条 甲および乙は、水の相互融通以外の事由による工事等により、連絡管による水の相互融通が不能となるおそれがある場合は、相手方に対し、工事期間、断水期間等を速やかに通知するものとする。

- 2 前項の事由による断水期間においては、水の相互融通は行わないものとし、これにより生じる損害等に対し、原因者は責任を負わないものとする。

(損害賠償等)

第9条 甲および乙は、連絡管の維持管理の瑕疵等により、甲もしくは乙又は第三者に損害を与えた場合における損害賠償等については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 25 年 7 月 11 日

秋田市川尻みよし町 14 番 8 号

甲 秋田市上下水道事業管理者

中 野 鋼 一

潟上市天王字上江川 47 番地 100

乙 潟上市水道事業管理者

潟上市長 石 川 光 男

資料 7－16 全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定

全国公設地方卸売市場協議会各会員は、別紙 1「全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書」に基づき、協定を締結する。

なお、この協定は、別紙 2「災害時相互応援に関する協定同意市場・開設者一覧」に記載された会員間で実施するものとする。

この協定は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

平成 29 年 9 月 1 日

全国公設地方卸売市場協議会会長

豊田市公設地方卸売市場

開設者 豊田市長 太 田 稔 彦

全国公設地方卸売市場協議会 災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 全国公設地方卸売市場協議会各会員（以下「会員」という。）は、いずれかの開設市の区域において、地震等による大規模な災害が発生し、被災した開設市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な生鮮食料品の確保ができない場合において、災害を受けていない会員開設市が友愛的精神に基づき、救援協力し、緊急・応援措置として、被災市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図ることを目的に、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に供給する生鮮食料品の提供
- (2) 被災者に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- (3) 被災市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等の斡旋又は提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

(応援要請の手続)

第3条 被災市は、応援の要請をしようとする場合、次に掲げる事項を明らかにして、全国公設地方卸売市場協議会会長（以下「会長」という。）に電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請するときは、その品名、数量
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請するときは、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4) 前条第3号に掲げる応援を要請するときは、資機材、物資等の品名、数量等
- (5) 連絡窓口
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第4条 会長は、被災市から応援の要請を受けたときは、速やかに会員による応援体制を整えるものとする。

2 会長が、被災市となったときは、全国公設地方卸売市場協議会副会長が、代理を務める。

(応援の実施)

第5条 会長から要請された会員は、速やかにこれに応じ、可能な限り応援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、被災市と応援を実施した会員間の協議によっては、この限りでない。

2 応援の要請をした被災市が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災市からの要請があった場合は、応援を実施した会員は、一時、立替支弁するものとする。

3 応援を実施した会員が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(連絡担当部局)

第7条 会員は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、会員が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

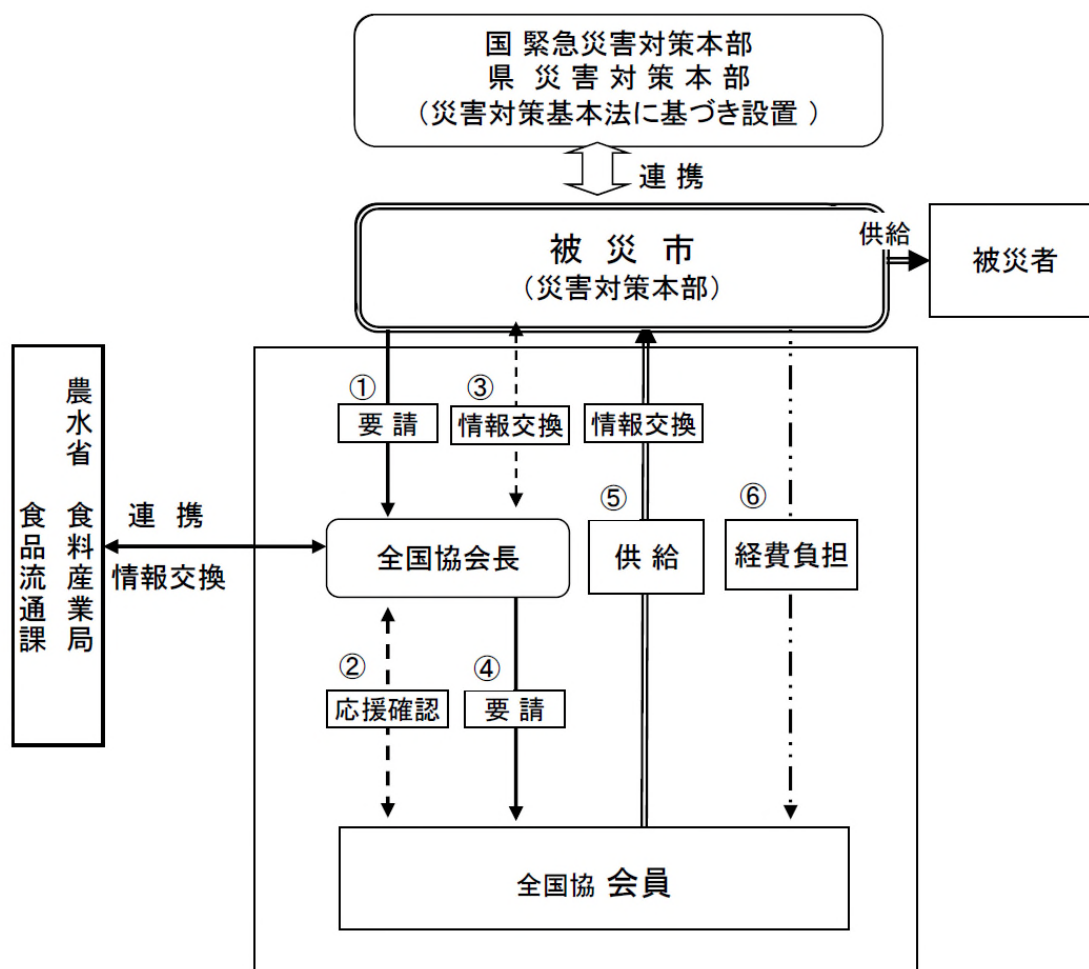
第9条 この協定は、全国公設地方卸売市場協議会に加盟する会員を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

附則

1 この協定の締結は、会長への同意書の提出をもって成立したものとみなす。

2 この協定は、平成29年9月1日から施行する。

大規模災害時における生鮮食料品の供給に係る市場間の応援系統図



【応援手順の概要】

要 請	①食料供給について、種類及び数量を明示して全国協会長に要請 被害の状況、搬送手段及び経路、供給場所、連絡窓口等の情報を提供
↓	
全国協会長	②被災市からの要請に応じて、全国協会員に対し応援の可否を確認 ③全国協会員の応援状況を収集し、被災市と要請する全国協会員及び供給方法等について調整
要 請	④被災市との調整後、正式に全国協会員へ要請
↓	
供 給	⑤要請を受けた全国協会員は、速やかに生鮮食料品を確保し、被災市へ供給
↓	
経費負担	⑥要請した被災市は、全国協会員の応援に要した経費を負担

災害時相互応援に関する協定同意市場・開設者一覧

平成 29 年 9 月 1 日

【東日本ブロック】

N0	市場名	開設者名	部類
1	千歳市公設地方卸売市場	千歳市長 山口 幸太郎	青果・水産
2	苫小牧市公設地方卸売市場	苫小牧市長 岩倉 博文	青果・水産・花き
3	函館市水産物地方卸売市場	函館市長 工藤 壽樹	水産
	函館市青果物地方卸売市場		青果
4	地方卸売市場八戸市第一魚市場	八戸市長 小林 眞	水産
	地方卸売市場八戸市第二魚市場		
	地方卸売市場八戸市第三魚市場		
5	秋田市公設地方卸売市場	秋田市長 穂積 志	青果・水産
6	公設庄内青果物地方卸売市場	庄内広域行政組合理事長 榎本 政規	青果
7	米沢市青果物地方卸売市場	米沢市長 中川 勝	青果
8	山形市公設地方卸売市場	山形市長 佐藤 孝弘	青果・水産
9	郡山市総合地方卸売市場	郡山市長 品川 萬里	青果・水産・花き
10	福島市公設地方卸売市場	福島市長 小林 香	青果・水産・花き
11	水戸市公設地方卸売市場	水戸市長 高橋 靖	青果・水産・花き
12	公設鹿島地方卸売市場	鹿島地方事務組合管理者 保立 一男	青果
13	黒磯那須公設地方卸売市場	黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 組合長 君島 寛	青果・水産
14	鹿沼市公設地方卸売市場	鹿沼市長 佐藤 信	青果・水産
15	秩父市公設地方卸売市場	秩父市長 久喜 邦康	青果・水産
16	柏市公設総合地方卸売市場	柏市長 秋山 浩保	青果・水産・花き
17	成田市公設地方卸売市場	成田市長 小泉 一成	青果・水産
18	千葉市地方卸売市場	千葉市長 熊谷 俊人	青果・水産
19	船橋市地方卸売市場	船橋市長 松戸 徹	青果・水産
20	三浦市三崎水産物公設地方卸売市場	三浦市長 吉田 英男	水産
21	小田原市公設青果地方卸売市場	小田原市長 加藤 憲一	青果
	小田原市公設水産地方卸売市場		水産
22	川崎市地方卸売市場南部市場	川崎市長 福田 紀彦	青果・水産・花き
23	松本市公設地方卸売市場	松本市長 菅谷 昭	青果・水産 食肉・花き
24	諏訪市公設地方卸売市場	諏訪市長 金子 ゆかり	青果・水産
25	飯田市公設地方卸売市場	飯田市長 牧野 光朗	青果・水産
26	甲府市地方卸売市場	甲府市長 樋口 雄一	青果・水産

災害時相互応援に関する協定同意市場・開設者一覧

平成 29 年 9 月 1 日

【西日本ブロック】

N0	市場名	開設者名	部類
1	南加賀公設地方卸売市場	南加賀広域圏事務組合 管理者 和田 慎司	青果・水産
2	七尾市公設地方卸売市場	七尾市長 不嶋 豊和	青果・水産
3	高山市公設地方卸売市場	高山市長 國島 芳明	青果・水産
4	中濃公設地方卸売市場	関市長 尾関 健治	青果
5	豊田市公設地方卸売市場	豊田市長 太田 稔彦	青果・水産
6	富山市公設地方卸売市場	富山市長 森 雅志	青果・水産・花き
7	東近江市八日市公設地方卸売市場	東近江市長 小椋 正清	青果・水産・花き
8	大津市公設地方卸売市場	大津市長 越 直美	青果・水産
9	福知山市公設地方卸売市場	福知山市長 大橋 一夫	青果
10	新宮広域圏公設地方卸売市場	新宮周辺広域市町村圏事務組合 管理者 田岡 実千年	青果・水産
11	明石市公設地方卸売市場	明石市長 泉 房穂	青果・水産
12	尼崎市公設地方卸売市場	尼崎市長 稲村 和美	青果・水産
13	鳥取市公設地方卸売市場	鳥取市長 深澤 義彦	青果・水産・花き
14	岩国市公設地方卸売市場	岩国市長 福田 良彦	青果・水産
15	宇部市公設地方卸売市場	宇部市長 久保田 后子	水産
16	下関市地方卸売市場唐戸市場	下関市長 前田 晋太郎	水産
	下関市地方卸売市場南風泊市場		
	下関市地方卸売市場特牛市場		
	下関市地方卸売市場新下関市場		青果
17	北九州市公設地方卸売市場	北九州市長 北橋 健治	水産
18	飯塚市公設地方卸売市場	飯塚市長 片峯 誠	青果・水産・花き
19	大分市公設地方卸売市場	大分市長 佐藤 樹一郎	青果・水産
20	別府市公設地方卸売市場	別府市長 長野 恭紘	青果・水産・花き
21	佐伯市公設水産地方卸売市場	佐伯市長 田中 利明	水産
	佐伯市公設水産地方卸売市場		
22	都城市公設地方卸売市場	都城市長 池田 宜永	青果・水産・花き

第8 民間団体等との協定に関する資料

資料8－1 民間団体等との協定に関する資料

名 称	締結年月日	締 結 先
災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	平成9年6月6日	秋田市民消費生活協同組合
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	平成18年5月24日	イオンモール東北株式会社 イオンモール株式会社
	平成22年10月13日	協同組合秋田卸センター
災害時における物資の供給に関する協定書	平成28年2月19日	王子コンテナ株式会社 青森工場 秋田事業所
災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書	平成20年7月15日	株式会社 レンタルのニッケン秋田営業所
	平成20年7月15日	企業組合秋田北部清掃興業
	平成20年7月15日	日野興業株式会社
災害等におけるし尿および浄化槽汚泥の収集運搬業務に関する協定書	平成30年3月5日	企業組合秋田北部清掃興業
		五大産業株式会社
		有限会社秋田衛生社
		秋田環境システム株式会社
		有限会社千秋産業
		有限会社河辺清掃社
災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書	平成21年1月14日	株式会社アクティオ
	平成21年1月14日	NPO 法人コメリ災害対策センター
	平成21年1月14日	株式会社サンデー
災害時（非常時）における応援に関する協定書	平成10年6月8日	仙北西部漁業協同組合
災害非常通信の協力に関する協定書	昭和59年3月17日	秋田市役所アマチュア無線クラブ
非常災害時における協力に関する協定書	平成8年12月17日	高尾山アマチュア無線中継局管理団体
災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	令和2年8月3日	社会福祉法人秋田福祉協会

名 称	締結年月日	締 結 先
災害時における応急対策活動に関する協定書	平成 21 年 7 月 3 日	社団法人秋田県造園協会秋田支部
	平成 21 年 1 月 14 日	社団法人秋田市建設業協会
	平成 24 年 12 月 28 日	秋田市測量建設コンサルタント協会
	平成 21 年 11 月 25 日	秋田電気工事協同組合
	平成 22 年 3 月 19 日	協同組合あきた安心リフォーム協議会
	令和元年 6 月 4 日	秋田市地質調査業協会
災害時応援協定書	平成 26 年 3 月 31 日	秋田管工事業協同組合
	平成 26 年 3 月 31 日	株式会社 PUC
災害時における下水道管路施設等の復旧支援協力に関する協定	平成 29 年 3 月 16 日	日本下水道管路管理業協会
災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	平成 25 年 12 月 19 日	秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合 秋田支部
災害時等におけるボランティア活動に関する協定書	平成 23 年 2 月 7 日	特定非営利活動法人秋田パドラーズ
災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書	平成 25 年 10 月 28 日	赤帽秋田県軽自動車運送協同組合
災害時における救援物資提供に関する協定書	平成 26 年 2 月 7 日	株式会社伊藤園
災害時における救援物資の供給に関する協定書	平成 26 年 9 月 17 日	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
	平成 26 年 2 月 5 日	株式会社イトー Casting
災害等の発生時における上水道用資材の調達に関する協定書	平成 26 年 2 月 5 日	コスモ工機株式会社
	平成 26 年 2 月 5 日	株式会社イトー Casting
災害時等の電力供給に関する協定書	平成 27 年 2 月 25 日	秋田国見山風力発電株式会社
災害時における家庭廃棄物の収集運搬に関する協定書	平成 27 年 10 月 26 日	一般社団法人秋田市廃棄物処理協会
災害時における応急対策への協力に関する協定書	平成 30 年 3 月 29 日	一般社団法人秋田県建造物解体業協会
秋田市の避難所等情報提供に関する協定書	平成 28 年 1 月 21 日	ファーストメディア株式会社
災害時における支援協力に関する協定書	平成 28 年 10 月 27 日	秋田県行政書士会
	令和元年 10 月 8 日	秋田県遊技業協同組合 秋田中央遊技業協同組合

名 称	締結年月日	締 結 先
災害時等における無人航空機 による協力に関する協定書	平成 29 年 3 月 13 日	秋田ドローンコミュニティ
災害時における仮設鋼材の供 給に関する協定書	平成 30 年 10 月 3 日	ヒロセホールディングス株式会社
災害時における軽油の供給に 関する協定書	令和元年 5 月 29 日	秋印株式会社
災害に係る情報発信等に関す る協定書	令和元年 6 月 7 日	ヤフー株式会社
災害時における電動車両等の 貸与に関する協定書	令和 2 年 2 月 25 日	秋田三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社
災害時における炊き出しの実 施に関する協定書	令和 6 年 3 月 18 日	秋田県キッチンカー協会
災害時等における宿泊施設の 提供に関する協定書	令和 6 年 8 月 2 日	株式会社グリーンズ
災害時における物資の供給協 力に関する協定書	令和 6 年 11 月 20 日	株式会社たけや製パン
災害時におけるレンタル機材 の供給協力に関する協定書	令和 6 年 12 月 3 日	株式会社ナガワ
災害時における物資の供給協 力に関する協定書	令和 6 年 12 月 16 日	株式会社横浜ファーマシー

資料 8－2 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と、秋田市民消費生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時（地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合を言う。）に、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力等に関する事項について定めるものとする。

（生活物資供給の協力要請）

第 2 条 災害時において甲が生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができるものとする。

（生活物資供給の協力実施）

第 3 条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給および運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（生活物資供給の協力手続き）

第 4 条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（生活物資の運搬）

第 5 条 生活物資の運搬は、乙の指定するものが行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（費用）

第 6 条 乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

（ボランティア活動）

第 7 条 乙は、乙の組合員のボランティア活動を推進し、甲はこれに協力するものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定める事項を円滑に推進するために、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な細目は、別に定めるものとする。

(定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証とするため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年6月6日

甲 秋田市山王1丁目1番1号
秋 田 市
市 長 石 川 錬 治 郎

乙 秋田市土崎港北六丁目1番30号
秋田市民消費生活協同組合
代 表 小 松 宇 右 衛 門

資料 8－3 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定実施細目

（趣旨）

第 1 条 この実施細目は、災害時における、生活物資の供給協力等に関する協定（以下「協定」という。）第 9 条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（要請手続き）

第 2 条 協定第 4 条に定める甲の乙に対する要請文書は、生活物資供給要請書（様式 1）による。

2 甲および乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

3 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、すみやかに相手方に通知するものとする。

（生活物資の確保）

第 3 条 乙は災害時に必要な生活物資として、おおむね別表 1 の物資を中心に確保に努めるものとする。

（生活物資の納入、引取り）

第 4 条 乙は甲指定の場所に生活物資を納入する場合、生活物資の種類、数量等を記載した納品書を、納入場所を管理する秋田市職員、又は甲の指定する引き取り人に送付するものとする。

2 前項の納入書を受けた職員又は引き取り人は、生活物資の種類、数量等を確認し、適当と思われるときは受領書を発行するものとする。

（費用弁償）

第 5 条 協定第 6 条に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準とし、商品の供給および運搬終了後、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

2 費用の請求および支払いは遅滞なく行うものとし、その時期および方法は、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第 6 条 協定第 8 条に定める協議は、最低年 1 回行うものとする。

2 協議は、別表 1 に示す災害時に必要な生活物資の品目等の見直しを中心に行うとともに、その他必要事項についても協議を行うものとする。

平成 9 年 6 月 6 日

甲 秋田市山王 1 丁目 1 番 1 号

秋 田 市

市 長 石 川 鍊 治 郎

乙 秋田市民消費生活協同組合

理 事 長 小 松 宇 右 衛 門

別表 1

災害時に必要な生活物資

品 目	品 名
食 料 品	水、飲料、パン、バター、ジャム、レトルト食品、粉ミルク、缶詰、インスタント食品、お茶、小麦粉、醤油、砂糖、食用油、ハム、米、肉、魚、野菜、果物、弁当類
炊 事 用 具	ナベ、ヤカン、カセットコンロ、カセットガスボンベ、ナイフ
食 器 類	ほ乳ビン、はし、紙コップ、紙皿、茶碗
衣 料 品	下着、靴下、セーター
光 熱 材 料	ろうそく、マッチ、ライター、灯油
寝 具 類	毛布、タオルケット
日 用 雑 貨	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙おむつ、洗剤、石鹸、生理用品、洗面用具、マスク、医薬品
そ の 他	懐中電灯、乾電池、バケツ、軍手、ガムテープ、タオル、靴、ビニール袋、飲料用ポリタンク、ノート、ラップ、使い捨てカイロ、蚊取り線香

様式 1

第 号
平成 年 月 日

秋田市民消費生活協同組合

○ ○ ○ ○ 様

秋田市長 ○ ○ ○ ○ 印

生活物資供給要請書

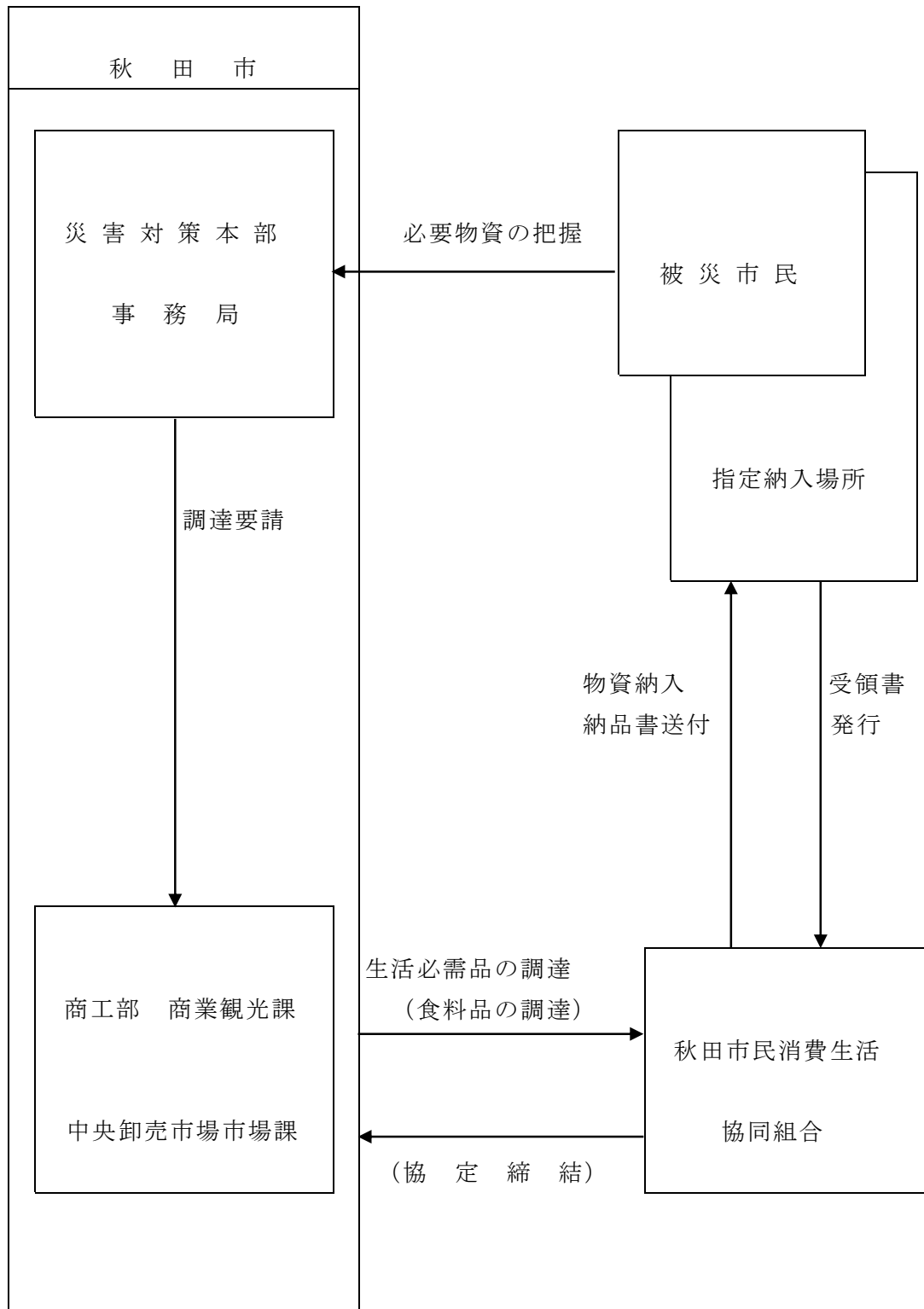
災害時における生活物資の供給協力等に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり生活物資の供給を要請します。

納入場所

品 名	数 量	備 考

《資 料》

協定実施に関する要請フロー



資料 8－4 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）、イオンモール株式会社イオン秋田ショッピングセンター（以下「乙」という。）およびイオン株式会社ジャスコ御所野店（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、秋田市域で地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙および丙との被災者に対する応急生活物資（以下「応急生活物資」という。）の供給その他災害応急活動（以下「災害応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力を要請できる事項）

第 2 条 甲は、乙および丙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙および丙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙および丙の職員を派遣し、甲が行う災害応急活動に従事させること。
- (2) 乙および丙の所有する災害応急活動用資機材を提供すること。
- (3) 乙および丙の店舗その他関係機関において保有する応急生活物資を供給すること。
- (4) 乙および丙の店舗（駐車場施設を含む。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を提供するとともに、テレビ、ラジオ等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

2 甲、乙および丙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（応急生活物資）

第 3 条 前条第 1 項第 3 号の規定に基づき供給する応急生活物資は、別表に掲げる主な品目のうちから、被害の状況に応じて、甲と乙および丙との協議等により決定するものとする。

（協力要請の手続）

第 4 条 第 2 条の規定に基づく甲、乙および丙相互における協力の要請（以下「協力要請」という。）は、文書をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができる。この場合においては、協力要請をした者は、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲、乙および丙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては秋田市総務部防災対策課長、乙にあってはイオンモール株式会社イオン秋田ショッピングセンター管理課長、丙にあってはイオン株式会社ジャスコ御所野店店長とする。

3 甲、乙および丙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条第1項および第2項の規定による要請に応じ実施した災害応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲、乙および丙が協議して決定するものとする。

（負傷等の補償）

第7条 第2条第1項および第2項の規定による要請に応じ、災害応急活動に従事した者が災害応急活動に起因する事故等により死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の補償については、甲と乙および丙とは、誠意をもって協議するものとする。

（情報の交換等）

第8条 甲、乙および丙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、平成18年5月24日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙および丙が協議し異議のないときは、この協定書の有効期間は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（疑義等の決定）

第10条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙および丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 18 年 5 月 24 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番 1 号

乙 イオンモール株式会社イオン秋田ショッピングセンター
ゼネラルマネージャー 佐 々 木 真 人

秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番 1 号

丙 イオン株式会社ジャスコ御所野店
店 長 平 光 一

別 表

災害時における応急生活物資（供給想定品目）一覧

1 優先供給品目（災害直後優先して調達・供給することが想定される物資）

品 名
・ 容器入り水、飲料 ・ パン（菓子パン、調理パン、食パン） ・ 牛乳 ・ 果物（バナナ等） ・ レトルト食品 ・ 粉ミルク

2 状況に応じて供給する品目（状況により必要性が生じると想定される物資）

品 名	品 名
缶詰（イージーオープン） ハム、ソーセージ インスタントラーメン バター、ジャム 緑茶、コーヒー、紅茶 米穀類（米飯含む） 麺類 調味料 電池 懐中電灯 ローソク マッチ、簡易ライター 軍手	タオル類 ポリバケツ カセット式ガスコンロ及びボンベ 紙コップ、紙皿 トイレットペーパー 洗剤、石けん 紙おむつ 生理用品 濡れティッシュ ゴミ袋 かとり線香（夏） 使い捨てカイロ（冬） ラップ、ホイル、ビニール袋

3 上記以外の物資（甲が特に必要と認め、甲乙協議のうえ定めた物資）

資料 8－5 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と協同組合秋田卸センター（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、秋田市内において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との被災者に対する応急生活物資の供給その他の災害応急活動（以下「災害応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第 2 条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 1 項の災害対策本部を設置し、乙に対し乙の組合員が所有する応急対策に要する生活物資および資機材（以下「生活物資等」という。）の確保および供給の協力を要請したときをもって発動するものとする。

（協力を要請できる事項）

第 3 条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 生活物資等を提供すること。
- (2) 生活物資等を甲の指定する納入場所に搬送すること。
- (3) 乙の組合員が所有する施設（駐車場を含む。）を避難時における地域住民の一時集合場所として乙の組合員の業務に支障のない範囲において使用させ、報道等で知り得た災害に関する情報を提供すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第 1 項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（生活物資等の種類）

第 4 条 災害時において、甲が乙に対し協力を要請する際の生活物資等の種類については、別表に掲げる品目のうちから、被害の状況に応じ、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

（協力要請の手続）

第 5 条 第 3 条の規定による甲と乙との協力の要請は、生活物資等供給要請書（別記第 1 号様式）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力の要請は、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。この場合において、協力の要請をしたときは、事後速やかに文書を提出するものとする。

(報告)

第6条 乙は、甲からの要請に応じて生活物資等の供給を行ったときは、速やかに生活物資等供給報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に定める連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長、乙にあっては協同組合秋田卸センター事務局常務理事とする。

2 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(経費の負担)

第8条 第5条各項の規定による要請に応じて実施した災害応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲および乙が協議して決定するものとする。

(負傷等の補償)

第9条 第5条各項の規定による要請に応じて災害応急活動に従事した者が、当該災害応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の補償については、甲および乙が誠意をもって協議するものとする。

(協議)

第10条 この協定の履行に当たり疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲および乙が誠意をもって協議し、円満にその解決に当たるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成22年10月13日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また、同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 22 年 10 月 13 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市卸町三丁目 6 番 3 号
乙 協同組合秋田卸センター
理 事 長 桑 原 功

(別記 第1号様式)

第 号
年 月 日

協同組合秋田卸センター
理事長 様

秋田市長

生活物資等供給要請書

「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書」第5条の規定に基づき、次のとおり生活物資等の供給を要請します。

記

1 搬入場所

2 搬入日時 年 月 日 午前・午後 時

3 要請物資 下記のとおり

No.	生活物資等名称	規 格	数 量	納入場所(搬送先)	備考(納入希望日時等)

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災安全対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

(別記 第2号様式)

年 月 日

秋田市災害対策本部長
秋田市長 様

協同組合 秋田卸センター
理事長 印

生活物資等供給報告書

平成 年 月 日付け 第 号により協力要請のあった「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書」第6条の規定に基づく生活物資等供給活動が完了したので報告します。

記

生活物資等供給内容

No.	生活物資等名称	規 格	要請数量	供給数量	納入場所（搬送先）	備考（納入日時等）

連絡責任者 協同組合秋田卸センター
常務理事
電 話 018-863-1902
F A X 018-862-5398

別 表

生活物資の種類

(1) 生活必需品

区 分	支 給 物 資
外 衣	洋服、作業衣、子供服等
肌 着	シャツ、パンツ等
寝 具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘、テーブル等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食 器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート、雨除け用フィルム、トイレクイッポン等
光熱材料	マッチ、ローソク、保温シート等（※灯油およびプロパンガスを除く。）

(2) 食料品

区 分	供 給 食 料
主食用	弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等（※米穀を除く。）
副食用	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ等 （※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものに限る。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
飲 料	容器入り水、牛乳、緑茶、コーヒー、紅茶その他の飲料
菓子類	菓子および珍味

(3) 機材・役務

区 分	供 給 機 材 ・ 役 務
機 材	非常用トイレ、災害用品一式、鉄パイプ、土のう袋、車輛運搬具等
役 務	交通誘導員の配置、労力、保管機能としての倉庫、広報等のチラシ作成等
その他	ぬいぐるみ系、絵本、ペットフード、飼料等

資料 8－6 災害時における物資の供給に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と、王子コンテナ株式会社青森工場秋田事業所（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市域で地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、物資の供給に関し必要な事項について定めることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時において物資の供給が必要であると認めるときは、乙に対して、その調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 3 条 甲は、乙に対し、次に掲げる物資の調達について協力を要請できるものとし、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

（1）段ボールシート

（2）その他乙が取扱う商品

（協力実施）

第 4 条 乙は、第 2 条の規定により甲からの要請を受けたときは、特別な理由がない限り、優先して物資の供給および運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前項の要請により物資の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（要請手続き）

第 5 条 甲が乙に対して行う前条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬）

第 6 条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、原則乙又は乙の指定する者が行うものとする。

2 乙が供給する物資は、当該場所において、甲の職員又は甲の指定する引取人が種類、数量等を確認の上、引取るものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した物資の代金および運搬に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格等を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第8条 乙は、物資の納入が完了したときは、前条の費用について納品書および別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲および乙は、平常時から相互の連絡体制および物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては秋田市総務部防災安全対策課長、乙にあつては事業所長とする。

3 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成 28 年 2 月 1 9 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市御所野湯本六丁目 2 番 34 号

乙 王子コンテナ株式会社 青森工場 秋田事業所
事業所長 山 下 秀 寿

資料 8－7 災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン秋田営業所（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が秋田市域において発生した際に、避難場所に設置を必要とする仮設トイレの確保等を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定書において「仮設トイレの確保等」とは、秋田市域において災害が発生し、当該協定書に基づき甲が乙に対して協力要請を行った場合に、乙が保有する仮設トイレを避難場所へ搬入し、設置しおよび搬出することをいう。

（協力要請）

第 3 条 甲は、災害が発生し仮設トイレが必要となった場合、乙に対し仮設トイレ確保要請書（様式第 1 号）により仮設トイレの確保等を要請する。ただし、甲は、急を要すると判断したときは、口頭、電話又はインターネットメール等により乙に対し仮設トイレの確保等を要請し、事後において速やかに仮設トイレ確保要請書を乙に対し送付する。

2 乙は、前項の要請に対し可能な限り協力する。

（報告）

第 4 条 乙は、前条の要請を受けて仮設トイレを確保し避難場所に設置したときは、仮設トイレ確保報告書（様式第 2 号）を作成し甲に提出する。

（経費負担）

第 5 条 本協定書に基づき甲の協力要請に応じて乙が行った仮設トイレの確保等に要する経費は、甲の負担とする。ただし、車両の移動中に発生した事故又は第三者に与えた損害に係る賠償等については、この限りでない。

2 前項に規定する経費の負担の額は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として算出する。

（情報の交換）

第 6 条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定書は、締結の日から有効とし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第8条 この協定書を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年7月15日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市川尻町字大川反170番67号

乙 株式会社レンタルのニッケン秋田営業所

所長 釜 谷 万 寿 夫

様式第 1 号（第 3 条関係）

仮設トイレ確保要請書 平成 年 月 日 様 秋田市環境部 向浜事業所 発信者 電話 865－1107 FAX 865－3138 災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき、次のとおり仮設トイレの確保等について協力を要請します。	
仮設トイレの設置を 必要とする避難場所 の住所	秋田市
避難場所の施設等の 名称	
必要とする仮設トイレ の基数	
設置場所の地図	
向浜事業所確認欄（秋田市担当者が記入） 協力要請 ☐ 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 （要請方法： 要請書手渡し ・ 口頭 ・ 電話 ・ メール ・ その他（ ）） 確保(設置)報告 ☐ 平成 年 月 日 午前・午後 時 分	

様式第 2 号（第 4 条関係）

仮設トイレ確保報告書 平成 年 月 日 （あて先） 秋 田 市 長 会社名 （担当者氏名および電話番号） 災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき平成 年 月 日 付けで秋田市から協力要請を受けた仮設トイレの確保等について、次のとおり報告 します。	
避難場所への仮設ト イレ設置完了日時	平成 年 月 日 （ ） 午前・午後 時 分頃
避難場所の施設等の 名称	
設置した仮設トイレ の基数・設置場所の詳細	※ 設置場所の詳細については、略図を添付。
備 考	

設置状況の確認（秋田市担当者が記入）	
1	設置場所の区分 ☐ 学校グラウンド ☐ 公園 ☐ 球場・競技場 ☐ その他（ ）
2	設置の状況 ☐ 良好 ☐ 不良 ☐ 設置数量の不足 ☐ その他（ ）
特記事項	

所 長	参 事	副 参 事	担 当

資料 8－8 災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と企業組合秋田北部清掃興業（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が秋田市域において発生した際に、避難場所に設置を必要とする仮設トイレの確保等を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定書において「仮設トイレの確保等」とは、秋田市域において災害が発生し、当該協定書に基づき甲が乙に対して協力要請を行った場合に、乙が保有する仮設トイレを避難場所へ搬入し、設置しおよび搬出することをいう。

（協力要請）

第 3 条 甲は、災害が発生し仮設トイレが必要となった場合、乙に対し仮設トイレ確保要請書（様式第 1 号）により仮設トイレの確保等を要請する。ただし、甲は、急を要すると判断したときは、口頭、電話又はインターネットメール等により乙に対し仮設トイレの確保等を要請し、事後において速やかに仮設トイレ確保要請書を乙に対し送付する。

2 乙は、前項の要請に対し可能な限り協力する。

（報告）

第 4 条 乙は、前条の要請を受けて仮設トイレを確保し避難場所に設置したときは、仮設トイレ確保報告書（様式第 2 号）を作成し甲に提出する。

（経費負担）

第 5 条 本協定書に基づき甲の協力要請に応じて乙が行った仮設トイレの確保等に要する経費は、甲の負担とする。ただし、車両の移動中に発生した事故又は第三者に与えた損害に係る賠償等については、この限りでない。

2 前項に規定する経費の負担の額は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として算出する。

（情報の交換）

第 6 条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定書は、締結の日から有効とし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第8条 この協定書を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年7月15日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市土崎港西二丁目10番20号

乙 企業組合秋田北部清掃興業

理事長 長 崎 雄 二

様式第1号（第3条関係）

仮設トイレ確保要請書	
平成 年 月 日	
様	
秋田市環境部 向浜事業所	
発信者	
電話 865－1107	
FAX 865－3138	
災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき、次のとおり仮設トイレの確保等について協力を要請します。	
仮設トイレの設置を必要とする避難場所の住所	秋田市
避難場所の施設等の名称	
必要とする仮設トイレの基数	
設置場所の地図	
向浜事業所確認欄（秋田市担当者が記入）	
協力要請 ☐ 平成 年 月 日 午前・午後 時 分	
（要請方法： 要請書手渡し ・ 口頭 ・ 電話 ・ メール ・ その他（ ））	
確保（設置）報告 ☐ 平成 年 月 日 午前・午後 時 分	

様式第 2 号（第 4 条関係）

仮設トイレ確保報告書 平成 年 月 日 （あて先） 秋 田 市 長 会社名 （担当者氏名および電話番号） 災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき平成 年 月 日 付けで秋田市から協力要請を受けた仮設トイレの確保等について、次のとおり報告 します。	
避難場所への仮設ト イレ設置完了日時	平成 年 月 日 （ ） 午前・午後 時 分頃
避難場所の施設等の 名称	
設置した仮設トイレ の基数・設置場所の詳 細	※ 設置場所の詳細については、略図を添付。
備 考	

設置状況の確認（秋田市担当者が記入）	
1	設置場所の区分 ☐ 学校グラウンド ☐ 公園 ☐ 球場・競技場 ☐ その他（ ）
2	設置の状況 ☐ 良好 ☐ 不良 ☐ 設置数量の不足 ☐ その他（ ）
特記事項	

所 長	参 事	副 参 事	担 当

資料 8－9 災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と日野興業株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が秋田市域において発生した際に、避難場所に設置を必要とする仮設トイレの確保等を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定書において「仮設トイレの確保等」とは、秋田市域において災害が発生し、当該協定書に基づき甲が乙に対して協力要請を行った場合に、乙が保有する仮設トイレを避難場所へ搬入し、設置しおよび搬出することをいう。

（協力要請）

第 3 条 甲は、災害が発生し仮設トイレが必要となった場合、乙に対し仮設トイレ確保要請書（様式第 1 号）により仮設トイレの確保等を要請する。ただし、甲は、急を要すると判断したときは、口頭、電話又はインターネットメール等により乙に対し仮設トイレの確保等を要請し、事後において速やかに仮設トイレ確保要請書を乙に対し送付する。

2 乙は、前項の要請に対し可能な限り協力する。

（報告）

第 4 条 乙は、前条の要請を受けて仮設トイレを確保し避難場所に設置したときは、仮設トイレ確保報告書（様式第 2 号）を作成し甲に提出する。

（経費負担）

第 5 条 本協定書に基づき甲の協力要請に応じて乙が行った仮設トイレの確保等に要する経費は、甲の負担とする。ただし、車両の移動中に発生した事故又は第三者に与えた損害に係る賠償等については、この限りでない。

2 前項に規定する経費の負担の額は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として算出する。

（情報の交換）

第 6 条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定書は、締結の日から有効とし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第8条 この協定書を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年7月15日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 佐 竹 敬 久

千葉県市川市原木2498番

乙 日野興業株式会社

取締役社長 積 田 喜 一

様式第1号（第3条関係）

仮設トイレ確保要請書	
平成 年 月 日	
様	
秋田市環境部 向浜事業所	
発信者	
電話 865－1107	
FAX 865－3138	
災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき、次のとおり仮設トイレの確保等について協力を要請します。	
仮設トイレの設置を必要とする避難場所の住所	秋田市
避難場所の施設等の名称	
必要とする仮設トイレの基数	
設置場所の地図	
向浜事業所確認欄（秋田市担当者が記入）	
協力要請 ☐ 平成 年 月 日 午前・午後 時 分	
（要請方法： 要請書手渡し ・ 口頭 ・ 電話 ・ メール ・ その他（ ））	
確保（設置）報告 ☐ 平成 年 月 日 午前・午後 時 分	

様式第 2 号（第 4 条関係）

仮設トイレ確保報告書 平成 年 月 日 （あて先） 秋 田 市 長 会社名 （担当者氏名および電話番号） 災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき平成 年 月 日 付けで秋田市から協力要請を受けた仮設トイレの確保等について、次のとおり報告 します。	
避難場所への仮設ト イレ設置完了日時	平成 年 月 日 （ ） 午前・午後 時 分頃
避難場所の施設等の 名称	
設置した仮設トイレ の基数・設置場所の詳細	※ 設置場所の詳細については、略図を添付。
備 考	

設置状況の確認（秋田市担当者が記入）	
1	設置場所の区分 ☐ 学校グラウンド ☐ 公園 ☐ 球場・競技場 ☐ その他（ ）
2	設置の状況 ☐ 良好 ☐ 不良 ☐ 設置数量の不足 ☐ その他（ ）
特記事項	

所 長	参 事	副 参 事	担 当

資料 8－10 災害等におけるし尿および浄化槽汚泥の収集運搬業務に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と、企業組合秋田北部清掃興業（以下「乙 1」という。）、五大産業株式会社（以下「乙 2」という。）、有限会社秋田衛生社（以下「乙 3」という。）、秋田環境システム株式会社（以下「乙 4」という。）、有限会社千秋産業（以下「乙 5」という。）および株式会社河辺清掃社（以下「乙 6」といい、乙 1、乙 2、乙 3、乙 4、乙 5 および乙 6 を総称して「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害およびこれに類する緊急の事態（以下「災害等」という。）が秋田市域において発生した場合のし尿および浄化槽汚泥の収集および運搬に関する協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において「収集運搬業務」とは、秋田市域において災害等が発生し、当該協定に基づき甲が乙に対して協力要請を行った場合に、甲が指定する日時および場所において、乙が自ら保有する車両を用いて行うし尿および浄化槽汚泥の収集および運搬の業務をいう。

（協力要請）

第 3 条 甲は、災害等が発生し、収集運搬業務が必要となった場合、乙に対し、収集運搬業務要請書（様式第 1 号）により収集運搬業務を要請する。ただし、甲は、急を要すると判断したときは、口頭、電話、電子メール等により要請し、事後において速やかに収集運搬業務要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請に対し、可能な限り協力するものとする。

（報告）

第 4 条 乙は、前条の要請を受けて収集運搬業務を行ったときは、収集運搬業務報告書（様式第 2 号）を作成し、甲に提出するものとする。

（経費負担）

第 5 条 乙の収集運搬業務に要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、車両の移動中に発生した事故又は第三者に与えた損害に係る賠償等については、この限りでない。

2 乙は、前項に規定する経費の負担の額を、当該収集運搬業務の内容に応じ、秋田市し尿くみ取りに関する指導要綱（平成 16 年 12 月 20 日市長決裁）で定める基準に従い算出して甲に請求し、甲は、請求のあった日から 30 日以内に当該金額を乙に支

払うものとする。

(情報の交換)

第6条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(解約)

第8条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(旧協定の廃止)

第9条 甲および乙が平成24年8月6日付けで締結した災害等におけるし尿および浄化槽汚泥の収集運搬業務に関する協定は、平成30年3月31日をもって廃止する。

(補則)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月5日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂積 志

秋田市土崎港西二丁目10番20号
乙1 企業組合秋田北部清掃興業
代表理事 本多 秀文

秋田市茨島一丁目 2 番 6 号

乙 2 五大産業株式会社
代表取締役 笹 令

秋田市檜山川口境 18 番 11 号

乙 3 有限会社秋田衛生社
代表取締役 篠田 和夫

秋田市御所野湯本二丁目 1 番 5 号

乙 4 秋田環境システム株式会社
代表取締役 鎌田 茂

秋田市牛島東二丁目 1 番 10 号

乙 5 有限会社千秋産業
代表取締役 鎌田 義弘

秋田市河辺岩見字萱森留見瀬 43 番地

乙 6 株式会社河辺清掃社
代表取締役 戸井田 喜美雄

様式第 1 号（第 3 条関係）

収 集 運 搬 業 務 要 請 書 年 月 日 様 秋 田 市 発 信 者 電 話 888-5709 F A X 888-5707	
災害等におけるし尿および浄化槽汚泥の収集運搬業務に関する協定書に基づき、次のとおり収集運搬業務について協力を要請します。	
収集運搬業務を 行う場所の住所	秋 田 市
その場所の施設等の 名 称	
収集運搬業務を行う場所の地図	
確認欄（秋田市担当者が記入） 協力要請 ☐ 年 月 日 午前・午後 時 分 要請方法： 要請書手渡し ・ 口頭 ・ 電話 ・ 電子メール ・ その他（ ） 業務報告 ☐ 年 月 日 午前・午後 時 分	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（あて先） 秋 田 市 長

会社名
（担当者名および電話番号）

収集運搬業務報告書

くみ取り日時	くみ取り施設等の名称	くみ取り量 (KL)	備 考
年 月 日 午前・午後 年 月 日			
合 計	—		—

業務の確認（秋田市担当者が記入）		
1 くみ取り施設等の区分		
☐ 学校グラウンド ☐ 公園 ☐ 球場・競技場 ☐ その他（ ）		
2 くみ取り業務の状況		
☐ 良 好 ☐ 不 良 ☐ そ の 他（ ）		
特記事項		

資料 8－11 災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の事業所および乙の関係事業所において保有する応急活動に要するレンタル機材を供給すること。
- (2) 乙の事業所および乙の関係事業所において保有する応急活動に要するレンタル機材を甲の指定する納入場所に搬送すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、機材供給要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 前項ただし書により協力要請をしたときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（品目等の決定および引取等）

第4条 第2条第1項第1号および第2号の規定により供給される機材の品目、数量等は別表に掲げるものから被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

2 前項により決定した機材の引取りは、第2条第1項第1号の規定により供給される場合にあつては、甲が機材の引取りのため派遣する甲の職員又は甲の指定する者が品目、数量等を確認のうえ行うものとし、同項第2号の規定により乙が搬送する場合にあつては、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ引き取るものとする。

- 3 レンタル期間が終了した機材の返却については、前項に準じて甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条の規定による協力要請に応じて応急活動に要する機材のレンタルを開始したときは機材納入報告書（別記様式第2号）、機材のレンタルが終了したときは機材レンタル終了報告書（別記第3号様式）を速やかに甲に提出しなければならない。

- 2 機材納入報告書および機材レンタル終了報告書の提出にあたっては、前条第2項および第3項に定める者が機材の引取又は返却を確認した旨の署名又は押印した書類もしくはその写し（以下「確認書類等」という。）を添付するものとし、確認書類等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める各報告書の機材供給内容の記載を省略することができるものとする。

(経費等の負担)

第6条 第2条の規定による要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正なレンタル価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあつては総務部防災対策課長、乙にあつては東北支店秋田ブロック長とする。
- 3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(損害の補償)

第8条 この協定に基づき実施した応急活動により、乙が、第三者に損害を生じさせた場合は、甲乙協議し処理、解決にあたるものとする。

(負傷等の補償)

第9条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲と乙とが誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第 10 条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとし、訓練に要する費用の負担は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定書の有効期間は、平成 21 年 1 月 14 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から 1 年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 21 年 1 月 14 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋 田 市

秋 田 市 長 佐 竹 敬 久

東京都中央区日本橋三丁目 12 番 2 号

乙 朝日ビルディング 7 F

株式会社 アクティオ

代表取締役社長 小 沼 光 雄

別記 第1号様式

平成 年 月 日
時 分

株式会社アクティオ
東北支店秋田ブロック長

様

秋田市災害対策本部長

秋田市長

印

機材供給要請書

「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第3条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

1 要 請 事 項：機材のレンタル

2 レンタル期間：納入日より 日間

3 機材供給要請内容

No.	機材名称	規格	数量	搬送先	備考（納入希望日時等）

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災対策課
課 長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

別記 第2号様式

平成 年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長

宛

株式会社アクティオ

東北支店秋田ブロック長

印

機材納入報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第2条の規定に基づく機材の供給が完了したので、同第5条により報告します。

記

機材供給内容

No.	機材名称	規格	要請数量	供給数量	搬送先	備考(納入日時等)

連絡責任者 株式会社アクティオ
東北支店秋田ブロック長

電 話

F A X

別記 第3号様式

平成 年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長 宛

株式会社アクティオ

東北支店秋田ブロック長

印

機材レンタル終了報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が終了したので、同第5条により報告します。

記

機材供給内容

No.	機材名称	規格	供給数量	搬送先	レンタル期間
					年 月 日～ 年 月 日

連絡責任者 株式会社アクティオ
東北支店秋田ブロック長

電話

F A X

別 表

災害時における供給レンタル機材（供給想定品目）一覧

1 優先供給品目（災害直後優先して調達・供給することが想定される機材）

品 名
・ 投光機、エンジン搭載式投光器 ・ 発電機（小型、中型、大型） ・ 投光車 ・ 電源車 ・ ストーブ類 ・ 移動式トイレ

2 状況に応じて供給が想定される機材

品 名	品 名
シャワーユニット	道路機械（道路カッター等）
空調機	道路メンテナンス（バリケード等）
クーラー	レンタカー
無線機	荷役機械（フォークリフト等）
衛星携帯電話	掃除機
掘削機械（バックホー等）	工具類（草刈機等）
運搬機械（ホイールローダ等）	水中ポンプ類
整地機械（ブルドーザ等）	

3 上記以外の機材（甲が特に必要と認め、甲乙協議のうえ決定する機材）

資料 8－12 災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- （1）乙の所有する応急対策に要する資機材および生活物資（以下「資機材等」という。）を供給すること。
- （2）乙の所有する資機材等を甲の指定する納入場所に搬送すること。
- （3）乙および乙の関係事業所に付随する空地等を避難時における地域住民の一時集合同場所等として乙の業務に支障のない範囲において使用させ、報道等で知り得た災害に関する情報を提供すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、資機材等供給要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 前項ただし書により協力要請をしたときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（品目等の決定および引取）

第4条 第2条第1項第1号および第2号の規定により供給される資機材等の品目、数量、もしくは納入場所等に関しては、被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

2 前項により決定した資機材等の引取りは、第2条第1項第1号の規定により供給される場合にあつては、引取りのために甲が派遣する甲の職員又は甲が指定する者が品目、数量等を確認のうえ行うものとし、同項第2号の規定により乙が搬送する場合に

あつては、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ引き取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定による要請に応じ応急活動を実施したときは、速やかに資機材等供給報告書（別記第2号様式）に前条第2項に定める者が資機材等を引き取った旨の署名又は押印した書類もしくはその写し等（以下「受領書等」という。）を添付し、甲に報告しなければならない。

2 受領書等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める報告書の資機材等供給内容の記載を省略することができるものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、同条第1項第3号の規定による応急活動に要した経費については乙の負担とする。

（連絡責任者）

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては総務部防災対策課長、乙にあつては事務局責任者とする。

3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（負傷等の補償）

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

（情報の交換等）

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定書の有効期間は、平成21年1月14日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しな

い旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年1月14日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋 田 市 長 佐 竹 敬 久

新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人コメリ災害対策センター

理 事 長 捧 賢 一

(別記 第 1 号様式)

防 対 第
平成 年 月 日
時 分

N P O 法人 コ メ リ 災害対策センター
理事長 様

秋田市災害対策本部長
秋田市長 印

資機材等供給要請書

「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第 3 条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

資機材等供給要請内容

No.	資機材等名称	規格	数量	納入場所(搬送先)	備考(納入希望日時等)

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

(別記 第2号様式)

平成 年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長

宛

NPO法人コメリ災害対策センター

理事長

印

資機材等供給報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が完了したので、同第5条に基づき報告します。

記

資機材等供給内容

No.	資機材等名称	規格	要請数量	供給数量	納入場所(搬送先)	備考(納入日時等)

連絡責任者 NPO法人コメリ災害対策センター

事務局責任者

電 話 025-371-4112

F A X 025-371-4151

資料 8－13 災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社サンデー（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- （1）乙の所有する応急対策に要する資機材および生活物資（以下「資機材等」という。）を供給すること。
 - （2）乙の所有する資機材等を甲の指定する納入場所に搬送すること。
 - （3）乙の管理する事業所に付随する空地等を避難時における地域住民の一時集合場所等として乙の業務に支障のない範囲において使用させるとともに、報道等で知り得た災害に関する情報を提供すること。
 - （4）前3号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。
- 3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、資機材等供給要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

- 2 前項ただし書により協力要請をしたときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（品目等の決定および引取）

第4条 第2条第1項第1号および第2号の規定により供給される資機材等の品目、数量、もしくは納入場所等に関しては、被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

- 2 前項により決定した資機材等の引取りは、第2条第1項第1号の規定により供給される場合にあっては、甲が引取りのために派遣する甲の職員又は甲が指定する者が品目、数量等を確認のうえ行うものとし、同項第2号の規定により乙が搬送する場合に

あつては、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ引き取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定による要請に応じ応急活動を実施したときは、速やかに資機材等供給報告書（別記第2号様式）に前条第2項に定める者が資機材等を引き取った旨の署名又は押印した書類もしくはその写し（以下「受領書等」という。）を添付し、甲に提出しなければならない。

2 受領書等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める報告書の資機材等供給内容の記載を省略することができるものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、同条第1項第3号の規定による応急活動に要した経費については乙の負担とする。

（連絡責任者）

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては総務部防災対策課長、乙にあつては人事総務部長とする。

3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（負傷等の補償）

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

（情報の交換等）

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定書の有効期間は、平成21年1月14日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しな

い旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年1月14日

秋田県秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋 田 市 長 佐 竹 敬 久

青森県八戸市根城六丁目22番10号
乙 株式会社サンデー
代表取締役社長 和 田 正 徳

別記 第1号様式

防 対 第 号
平成 年 月 日
時 分

株式会社サンデー
役職名

様

秋田市災害対策本部長
秋田市長

印

資機材等供給要請書

「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第2条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

資機材等供給要請内容

No.	資機材等名称	規格	数量	納入場所(搬送先)	備考(納入希望日時等)

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災対策課
課 長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

別記 第2号様式

平成 年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長

宛

株式会社サンデー

役職名

印

資機材等供給報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が完了したので、同第5条に基づき報告します。

記

資機材等供給内容

No.	資機材等名称	規格	要請数量	供給数量	納入場所(搬送先)	備考(納入日時等)

連絡責任者 株式会社サンデー

人事総務部長

電 話 0178-47-8511

F A X 0178-47-8521

資料 8－14 災害時(非常時)における応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 雄和町(以下「甲」という。)と、仙北西部漁業協同組合(以下「乙」という。)
は、雄和町及びその周辺で大規模災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、
「甲」の要請により、「乙」は協力・応援を行い、もって人命救助、物資運搬等を緊急に実施できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡窓口)

第2条 「甲」と「乙」は、あらかじめ応援協定に関する連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互連絡するものとする。

(応援手続)

第3条 応援を要請する「甲」は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当者を通じて電話、ファクシミリ又は電信により応援を要請し、後日速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 災害の概要と応援要請の事由
- (2) 応援を必要とする時間(期間)
- (3) 応援の場所及び活動内容
- (4) その他、応援活動上の参考事項

(応援の種類)

第4条 「乙」の救援活動の内容は、通常次のとおりとする。

- (1) 人員及び物資の緊急輸送
- (2) 人員及び物資の搜索
- (3) その他、特に要請のあった事項

(経費負担)

第5条 応援に要した経費は、「甲」の負担とする。

2 応援を要請した「甲」が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ「甲」から依頼があった場合には「乙」が当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(協定終了)

第6条 この協定を終了しようとするときは、その意志を通告することができ、この場合には通告のあった当該年度で協定は終了するものとする。ただし、いずれかに負担義務等がある場合は、その精算後に協定は終了するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、両者が、協議して決定す

るものとする。

附 則

この協定は、平成 10 年 6 月 8 日から効力を生ずる。

平成 10 年 6 月 8 日

甲 雄 和 町 長
乙 仙北西部漁業協同組合代表理事組合長

資料 8－15 災害非常通信の協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田市役所アマチュア無線クラブ会長千田明（以下「乙」という。）とは、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 5 2 条第 4 号による非常通信の協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

- 第 1 条 甲は、秋田市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害情報の収集および伝達について、防災担当課を通じて乙に協力を要請することができる。
- 2 乙は、前項の要請を受けた場合、電波法および関係法令の範囲内において、災害情報の収集および伝達について甲に協力するものとする。

（無線機械の貸与等）

- 第 2 条 前条の通信業務を行うため、甲は、甲が市庁舎内に設置する無線機械を基地局として、乙に無償で貸与するものとする。
- 2 前項の無線機械の保守管理は、乙が行うものとする。
- 3 甲は、甲が必要と認める範囲内で、乙が第 1 項の無線機械を通信業務の訓練等に使用することを認めるものとする。

（経費負担等）

- 第 3 条 第 1 条の通信業務の実施に要した経費のなかで、甲が必要と認めた経費については、甲の負担とする。
- 2 第 1 条の通信業務の実施の際に、乙に所属する市職員およびその所有する無線機械、車両、その他物件に生じた乙の責めによらない損害については、甲が補償するものとする。

（名簿の提出）

- 第 4 条 第 1 条の通信業務を円滑に行うために、乙は、毎年 4 月 1 日現在に乙に所属する市職員の名簿を甲に提出することとする。
- また、乙に所属する市職員の住所、電話番号等の記載事項に変更があった場合、乙は、甲に遅滞なく報告することとする。

（協定に定めない事項）

- 第 5 条 この協定に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その一通を保有するものとする。

昭和 5 9 年 3 月 1 7 日

秋田県秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋 田 市 長 高 田 景 次

青森県八戸市根城六丁目 22 番 10 号

乙 秋田市役所アマチュア無線クラブ

会 長 千 田 明

資料 8－16 非常災害時における協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 雄和町（以下「甲」という。）と、高尾山アマチュア無線中継局管理団体（以下「乙」という。）は、雄和町及びその周辺で非常災害が発生し、又は災害発生のおそれのある場合、災害情報等を正確迅速に情報及び伝達するため、この協力協定を締結する。

(協力要請)

第2条 「甲」は非常災害時等、電話などによる通信連額が困難な場合、「乙」に協力を要請することができるものとする。

(協力体制)

第3条 「乙」は、電波法第52条第4号による「非常通信業務の範囲」において協力するものとする。

(守秘義務)

第4条 「乙」は、情報収集時において知り得た個人のプライバシー及び「甲」の業務上の事項については、「甲」の指示を受けるなど守秘義務を負い、遵守するものとする。

(経費負担)

第5条 この協定による通信業務に係る協力は、経費を伴わない範囲で実施されるものとする。

(付則)

第6条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて協議するものとする。

(協定の終了)

第7条 この協定を終了しようとするときは、その意志を通告することができ、その場合には通告のあった当該年度で協定は終了するものとする。

平成8年12月17日

甲 雄和町妙法字上大部48－1
雄 和 町 長

乙 雄和町相川字銅屋232－1
高尾山アマチュア無線中継局管理団体

資料 8－17 災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人秋田福祉協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）の発生時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙が管理する社会福祉施設等をあらかじめ福祉避難所（身体等の状況が社会福祉施設等への入所又は医療機関への入院に至らない程度の者であって、避難所（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 4 条第 1 項第 1 号の避難所をいう。以下同じ。）での生活において特別な配慮を要する者（以下「特別な配慮を要する者」という。）のために特別な配慮がなされた避難所をいう。以下同じ。）として指定するとともに、その開設に関し基本的な事項を定めることにより、災害等の発生時における福祉避難所の迅速な開設および円滑な運営を図ることを目的とする。

（福祉避難所に指定する社会福祉施設等）

第 2 条 甲が災害等の発生時において開設する福祉避難所として乙が指定を受けることを承諾する乙の社会福祉施設等の名称および所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
特別養護老人ホーム共生の里	秋田市新屋町字関町後 1 8 7 番地 4

（対象者）

第 3 条 福祉避難所における受入れの対象となる者（以下「対象者」という。）は、特別な配慮を要する者およびその介護者とする。

（受入れの要請および受諾）

第 4 条 甲は、必要と認めるときは、災害等により自宅に居住することが困難となった特別な配慮を要する者およびその介護者について、第 2 条に掲げる社会福祉施設等における受入れを乙に要請するものとする。

2 乙は、前項の要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（要請手続）

第 5 条 前条第 1 項の要請は、事前に福祉避難所における受入要請書を乙に送付して行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により行うことができる。

2 甲は、前条第 1 項の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 当該要請に係る対象者の住所、氏名、心身の状況および連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名および連絡先

(福祉避難所の開設)

第6条 甲は、乙が第4条第1項の要請を受諾したときは、当該要請に係る福祉避難所を開設するものとする。

2 甲は、前項の規定により福祉避難所を開設しようとするときは、その旨を乙に通知するものとする。

(移送)

第7条 対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等が行うものとする。ただし、対象者の家族等による移送が困難な場合は、甲は、乙に当該対象者の移送を要請することができるものとする。

(物資の調達および介護支援者の確保)

第8条 甲は、対象者に係る日常生活用品、食料、医薬品等の必要物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護することができるよう、看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第9条 第6条の規定により開設した福祉避難所の管理運営に係る費用については、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第10条 甲が福祉避難所を開設する期間は、7日以内とする。ただし、乙が承諾した場合は、これを延長することができる。

(受入可能人員等)

第11条 甲および乙は、この協定の締結後、受入可能人員、介護支援者数および必要物資等について、別途協議するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 乙は、福祉避難所において受け入れた対象者の個人情報の取扱いについては、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の規定に従い、当該対象者の権利利益を侵害することがないように適切に取り扱わなければならない。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、令和2年8月3日から令和3年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1か月前までに相手方に対し書面による別段の意思表示がなされない場合は、期間満了の日の翌日から1年間更新されたものとし、更新後についても、同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 8 月 3 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市上新城小又字落合 8 5 番地

乙 社会福祉法人 秋田福祉協会

理事長 瀬田川 榮一

(様式第 1 号)

福 推 室 第 号
令和 年 月 日

(法人・団体代表者あて) 様

秋田市長 穂 積 志

福祉避難所における受入要請書

「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」第 4 条第 1 項に基づき、貴法人（団体）が管理する下記の福祉避難所における対象者の受入れを要請いたします。

記

- 1 福祉避難所の名称 ○○
福祉避難所の所在地 (秋田市○○)
- 2 開設予定期間 令和 年 月 日まで
※開設期間の延長について協議させていただく場合があります。
- 3 開設準備および対象者の受入れに関する連絡調整窓口

秋 田 市 災 害 対 策 本 部 福 祉 班
(秋 田 市 福 祉 総 務 課)
福 祉 避 難 所 連 絡 員 ○ ○ 又 は ○ ○
TEL 018-888-5661 FAX 018-888-5658

担 当 秋田市災害対策本部福祉班
(秋田市福祉総務課内)
○○
TEL 018(888)5661
FAX 018(888)5658

資料 8 - 1 8 災害時における福祉避難所の開設等に関する協定締結先一覧

(すべて平成 24 年 3 月 30 日締結、令和 7 年 1 月 9 日現在)

【社会福祉法人】

No.	協定書（前文）	協定書（第 2 条）		種別	地区
	法人名	名称	所在地		
1	社会福祉法人秋田聖徳会	秋田聖徳会養護老人ホーム	秋田市旭南一丁目 5 番 6 号	老	中央
		秋田聖徳会障がい福祉サポートセンター聖和	秋田市川元小川町 1 番 8 号	障	中央
2	社会福祉法人秋田県厚生協会	特別養護老人ホーム高清水寿光園	秋田市寺内後城 6 番 41 号	老	北
		特別養護老人ホーム南寿園	秋田市上北手猿田字後谷地 108 番地 3	老	南
		障害者支援施設雄高園	秋田市四ツ小屋末戸松本字地藏田 268 番地	障	南
3	社会福祉法人えびす会	特別養護老人ホーム海松園	秋田市下新城中野字街道端西 233 番地 47	老	北
4	社会福祉法人晃和会	特別養護老人ホーム大平荘	秋田市太平八田字藤の崎 231 番地の 3	老	東
		大平荘ショートステイセンター	秋田市太平八田字藤の崎 231 番地の 3	老	東
		ひだまりデイサービスセンター	秋田市東通仲町 4 番 1 号	老	東
		障害者支援施設ひだまり	秋田市東通仲町 4 番 1 号	障	東
		本道の街ショートステイセンター	秋田市柳田字川崎 138 番地	老	東
		本道の街デイサービスセンター	秋田市柳田字川崎 138 番地	老	東
5	社会福祉法人松寿会	松寿会特別養護老人ホーム松涛園	秋田市浜田字陳ケ原 35 番地 31	老	西
		養護老人ホーム松寿園	秋田市浜田字陳ケ原 15 番地 5	老	西
		軽費老人ホーム（A 型）だいせん	秋田市新屋大川町 17 番 3 号	老	西
6	社会福祉法人ともしび会	特別養護老人ホーム光峰苑	秋田市添川字鶴木台 65 番地 3	老	東
		光峰苑デイサービスセンター	秋田市添川字鶴木台 65 番地 3	老	東
		光峰苑ショートステイクアホテル鶴木台	秋田市添川字鶴木台 65 番地 3	老	東
		特別養護老人ホームほどの	秋田市保戸野すわ町 8 番 24 号	老	中央
7	社会福祉法人幸楽会	特別養護老人ホーム幸楽園	秋田市上新城中字片野 4 番地	老	北
		ショートステイ幸楽園	秋田市上新城中字片野 4 番地	老	北
		秋田市外旭川老人デイサービスセンター	秋田市外旭川字鳥谷場 136 番地	老	北
8	社会福祉法人秋田中央福祉会	特別養護老人ホーム金寿園	秋田市下新城笠岡字川向 28 番地	老	北
		ケアプラザあきた中央	秋田市外旭川字三千刈 114 番地 1	老	北
9	社会福祉法人秋田けやき会	特別養護老人ホームやすらぎホームけやき	秋田市御所野下堤五丁目 1 番 5 号	老	南
10	社会福祉法人新成会	特別養護老人ホーム新成園	秋田市浜田字元中村 280 番地の 9	老	西
		通所介護施設新成園	秋田市浜田字元中村 280 番地の 9	老	西
		ケアハウス大地	秋田市浜田字元中村 280 番地の 9	老	西
11	社会福祉法人旭川やすらぎ会	特別養護老人ホーム魁聖園	秋田市新藤田字治郎沢 52 番地 6	老	東
		魁聖園短期入所生活介護事業所	秋田市新藤田字治郎沢 52 番地 6	老	東
		魁聖園デイサービスセンター	秋田市新藤田字治郎沢 52 番地 6	老	東
		魁聖園ケアハウス	秋田市新藤田字治郎沢 52 番地 6	老	東
12	社会福祉法人いづみ会	特別養護老人ホームリンデンバウムいづみ	秋田市泉菅野二丁目 17 番 11 号	老	中央
		リンデンバウムいづみショートステイ	秋田市泉菅野二丁目 17 番 11 号	老	中央
		リンデンバウムいづみデイサービスセンター	秋田市泉菅野二丁目 17 番 11 号	老	中央
		ケアハウススプリングヒル	秋田市泉菅野二丁目 17 番 11 号	老	中央
		ウェルビューいづみ障害福祉サービスセンター	秋田市泉菅野二丁目 17 番 27 号	障	中央
13	社会福祉法人河辺ふくし会	特別養護老人ホーム河辺荘	秋田市河辺大張野字水口沢 216 番地	老	東
14	社会福祉法人雄和福祉会	特別養護老人ホーム花の家	秋田市雄和石田字苗代沢 18 番地	老	南
		デイサービスセンター緑水苑	秋田市雄和石田字苗代沢 25 番地 1	老	南
15	社会福祉法人愛染会	介護老人保健施設あいぜん苑	秋田市上新城道川字愛染 58 番地	老	北
		デイサービスセンターあいらんど	秋田市飯島新町一丁目 3 番 15 号	老	北
		特別養護老人ホーム一つ森	秋田市上北手荒巻字鳥越 229 番地 1	老	南

No.	協定書（前文）	協定書（第2条）		種別	地区
	法人名	名称	所在地		
16	社会福祉法人桜丘会	介護老人保健施設桜の園	秋田市下北手梨平字登館8番地	老	東
		小規模多機能型居宅介護幸の家	秋田市南通亀の町12番22号	老	中央
		特別養護老人ホーム八橋	秋田市八橋イサノ一丁目2番4号	老	中央
17	社会福祉法人新秋会	特別養護老人ホームひなた	秋田市土崎港西三丁目11番5号	老	北
		ショートステイひなた	秋田市土崎港中央三丁目4番39号	老	北
		デイサービスセンターひなた	秋田市土崎港中央三丁目4番39号	老	北
18	社会福祉法人北杜	障害者支援施設ほくと	秋田市下新城中野字街道端西11番地の1	障	北
		リフレッシュコア中通	秋田市中通四丁目3番23号	老	中央
19	社会福祉法人はまなす会	ケアハウス土崎	秋田市土崎港中央三丁目4番40号	老	北
		特別養護老人ホームぬくもり山王	秋田市川尻町字大川反233番地の59	老	中央
20	社会福祉法人秋田市社会福祉協議会	秋田市河辺老人デイサービスセンター	秋田市河辺三内字外川原34番地2	老	東
		秋田市八橋老人デイサービスセンター	秋田市八橋南一丁目8番2号	老	中央
		秋田市老人福祉センター	秋田市八橋南一丁目8番2号	老	中央
21	社会福祉法人みその	みそのホームデイサービスセンター	秋田市寺内蛭根二丁目6番34号	老	北
		小規模多機能型居宅介護マリアの家	秋田市寺内蛭根二丁目6番34号	老	北
		みそのホームグループホーム	秋田市寺内蛭根二丁目6番34号	老	北
22	社会福祉法人蹊仁会	ケアハウスファミリー園	秋田市桜一丁目4番21号	老	東
		社会福祉法人蹊仁会ファミリー園デイサービスセンター	秋田市桜一丁目4番21号	老	東
23	社会福祉法人秋田県社会福祉事業団	高清水園	秋田市上北手猿田字苗代沢14番地の1	障	南
		障害者支援センター御所野	秋田市御所野下堤五丁目1番4号	障	南
24	社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会	秋田ワークセンター	秋田市下北手柳館字前田面134番地	障	東
25	社会福祉法人秋田育明会	ほっとばんぶー	秋田市柳田字竹生168番地1	障	東
		竹生寮	秋田市柳田字竹生168番地	障	東
		柳田新生寮	秋田市柳田字竹生197番地	障	東
26	社会福祉法人秋田福祉協会	特別養護老人ホーム共生の里	秋田市新屋町字関町後187番地4	老	西

【医療法人】

No.	協定書（前文）	協定書（第2条）		種別	地区
	法人名	名称	所在地		
27	医療法人久幸会	介護老人保健施設ニコニコ苑	秋田市下新城中野字琵琶沼138番地1	老	北
		げんきハウス金足	秋田市金足追分字海老穴222番地	障	北
		げんきハウス下新城	秋田市金足追分字海老穴222番地	障	北
28	医療法人久盛会	指定相談支援事業所クローバー	秋田市飯島道東二丁目13番20号	障	北
29	医療法人杏仁会	御所野ひかりクリニック	秋田市仁井田字横山260番地1	医	南
		ショートステイ杏	秋田市桜二丁目17番23号	老	東

【株式会社】

No.	協定書（前文）	協定書（第2条）		種別	地区
	法人名	名称	所在地		
30	株式会社きららホールディングス	きららアーバンパレス	秋田市大町二丁目5番1号	老	中央
		ケアセンターきらら	秋田市太平山谷字中山谷371番地1	老	東

【秋田県立特別支援学校】

No.	協定書（前文）	協定書（第2条）		種別	地区
	学校名	名称	所在地		
31	秋田県立視覚支援学校	秋田県立視覚支援学校	秋田市南ヶ丘一丁目1番1号	学	南
32	秋田県立聴覚支援学校	秋田県立聴覚支援学校	秋田市南ヶ丘一丁目1番1号	学	南
33	秋田県立秋田さきり支援学校	秋田県立秋田さきり支援学校	秋田市南ヶ丘一丁目1番1号	学	南
34	秋田県立栗田支援学校	秋田県立栗田支援学校	秋田市新屋栗田町10番10号	学	西

資料 8－19 災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と社団法人秋田県造園協会秋田支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- （1）乙の会員を構成員とする工作隊（以下「工作隊」という。）を組織し、車道および歩道上の倒木又は通行の障害となる樹木の撤去、その他の応急措置の業務に従事すること。
- （2）工作隊を組織し、消防等が行う救助、搜索、その他の人的被害の拡大を防止する活動の支障となる障害物除去等の業務に従事すること。
- （3）乙の会員を構成員とする工作隊を組織し、倒木や倒壊建物又はがれき等により閉じこめられた者の救助に関する業務に従事させること。
- （4）乙の会員の所有する応急活動に必要な重機械および資機材を提供すること。
- （5）被害状況の調査に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（別記大号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、事態が急迫して前項の協力要請をするいとまがないと判断する場合は、直接乙の会員に対して口頭、電話等により協力要請をすることができるものとする。

3 甲は、第1項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第4条 前条の規定に基づく要請を受けて組織された工作隊又は乙の会員（次項におい

て「工作隊」という。)は、応急活動の実施に当たっては、現地における甲の職員又は甲が指定する者の指示に従うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第2項の規定により警察官又は海上保安官が市長の職権を行う場合ならびに同条第3項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、工作隊等は、これらの者の指示に従うものとする。

(報告)

- 第5条 乙は、第3条の規定による要請に応じ応急活動を実施するときは、速やかに応急活動出動報告書(別記第2号様式)により甲に報告するものとし、当該応急活動が終了したときは、応急活動終了報告書(別記第3号様式)により甲に報告しなければならない。ただし、各報告書様式の必要事項を全て充たす内容である場合は、乙が独自に作成したものであっても差し支えないものとする。

(経費の負担)

- 第6条 第3条の規定による要請に応じ実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、第2条第1項第4号の被害状況の調査に関しては甲から特別の指示があった場合を除き乙の負担とする。

(連絡責任者)

- 第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれに置くものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあつては総務部防災対策課長とし、乙にあつては総務運営委員長とする。ただし、甲が災害の発生状況により業務を所管する部局等から直接乙に対して協力要請する必要があると認めるときは、次に定める者が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

(1) 第2条第1項第1号に規定する業務のうち車道および歩道上の倒木ならびに通行の障害となる樹木の撤去に関しては、建設部道路維持課長

(2) 第2条第1項第2号に規定する業務のうち救助等の消防が行う業務に関しては、消防本部警防課長

(3) 第2条第1項第1号に規定する業務のうちその他の応急措置の業務および同項第2号に規定する業務のうち消防が行うものを除く業務から第5号に規定する業務に関しては、当該業務を所管する部局等の連絡調整課長

- 3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(損害の補償)

- 第8条 この協定に基づき実施した応急活動により第三者に損害を生じさせた場合の補

償については、甲乙協議し処理および解決に当たるものとする。

（負傷等の補償）

第9条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に従い補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲と乙とが誠意をもって協議するものとする。

（情報の交換等）

第10条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定書の有効期間は、平成21年7月3日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年7月3日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市山王五丁目7番6号

乙 社団法人 秋田県造園協会秋田支部

支部長 佐々木 吉 広

(別記 第1号様式)

〇〇 第 号
年 月 日

社団法人 秋田県造園協会秋田支部
支部長 〇 〇 〇 〇 様

秋田市長 〇 〇 〇 〇 印

応 急 活 動 要 請 書

「災害時における応急対策活動に関する協定」第3条の規定に基づき協力を下記のとおりに要請します。

記

1 日 時 平成 年 月 日 時 分 から

2 場 所

3 業務内容

4 人 員

5 資 機 材

6 そ の 他

連絡責任者	秋田市災害対策本部 〇〇班 〇〇部〇〇課 課 長 電 話 018-000-0000 F A X 018-000-0000

(別記 第2号様式)

年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長 ○ ○ ○ ○ 宛

社団法人 秋田県造園協会秋田支部

支部長 ○ ○ ○ ○ 印

応急活動出動報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動を実施するため下記のとおり出動したので、同第5条に基づき報告します。

記

1 出動時刻 平成 年 月 日 時 分

2 場 所

3 業務内容

4 人 員

5 資 機 材

6 そ の 他

連絡責任者	社団法人 秋田県造園協会 秋田支部 総務運営委員長 () 電 話 018-866-8656 F A X 018-866-8657

(別記 第3号様式)

年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長 ○ ○ ○ ○ 宛

社団法人 秋田県造園協会秋田支部

支部長 ○ ○ ○ ○ 印

応急活動終了報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が終了したので、同第5条に基づき報告します。

記

1 応急活動期間 平成 年 月 日 時 分 から
平成 年 月 日 時 分 迄

2 場 所

3 応急活動内容

4 現場責任者

5 人 員

6 そ の 他

連絡責任者	社団法人 秋田県造園協会
	秋田支部
	総務運営委員長 ()
電 話	018-866-8656
F A X	018-866-8657

資料 8－20 災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と社団法人秋田市建設業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- （1）乙の会員を構成員とする工作隊（以下「工作隊」という。）を組織し、道路上の障害物の除去、道路の破損箇所、その他の応急措置の業務に従事すること。
- （2）工作隊を組織し、消防等が行う救助、搜索、その他の人的被害の拡大を防止する活動の支障となる障害物除去等の業務に従事すること。
- （3）乙の会員の所有する応急活動に必要な重機械および資機材を提供すること。
- （4）被害状況の調査に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができる。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、事態が急迫して乙により工作隊を組織するいとまがないと判断する場合は、乙の会員に対して口頭、電話等により直接協力要請をすることができる。

3 甲は、第1項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第4条 前条の規定に基づく要請を受けて組織された工作隊又は乙の会員（次項において「工作隊等」という。）は、応急活動の実施に当たっては、現地における甲の職員もしくは消防職員又は甲が指定する者の指示に従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法

律第 223 号) 第 63 条第 2 項および第 3 項ならびに同法第 64 条第 7 項および第 8 項の規定により警察官もしくは海上保安官又は自衛官が市長の職権を行う場合は、工作隊等は、これらの者の指示に従うものとする。

(報告)

第 5 条 乙は、第 2 条の規定による要請に応じ応急活動を実施するときは、速やかに応急活動出動報告書(別記第 2 号様式)により甲に報告するものとし、当該応急活動が終了したときは、応急活動終了報告書(別記第 3 号様式)により甲に報告しなければならない。

(経費の負担)

第 6 条 第 2 条の規定による要請に応じ実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、第 2 条第 1 項第 4 号の被害状況の調査業務に関しては甲から特に要請又は指示がある場合を除き乙の負担による協力業務とする。

(連絡責任者)

第 7 条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては総務部防災対策課長とし、乙にあつては事務局長とする。ただし、甲が災害の発生状況により業務を所管する部局等から直接乙に対して協力要請する必要があると認めるときは、次に定める者が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

(1) 第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路上の障害物の除去および道路の破損箇所の応急措置に関しては、建設部道路維持課長。

(2) 前号に規定する業務を除く第 2 条第 1 項第 1 号に規定するその他の応急措置の業務および同項第 3 号から第 5 号に規定する業務のうち建設部の所管に属するものに関しては建設総務課長、都市整備部の所管に属するものに関しては都市総務課長および農林部の所管に属するものに関しては農林総務課長。

(3) 第 2 条第 1 項第 2 号に規定する業務に関しては、消防本部警防課長。

3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(損害の補償)

第 8 条 この協定に基づき実施した応急活動により第三者に損害を生じさせた場合の補償については、甲乙協議し処理および解決に当たるものとする。

(負傷等の補償)

第 9 条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したこ

とにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲と乙とが誠意をもって協議するものとする。

（情報の交換等）

第 10 条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

（有効期間）

第 11 条 この協定書の有効期間は、平成 21 年 1 月 14 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から 1 年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

（協議）

第 12 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 21 年 1 月 14 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市山王二丁目 10 番 4 号

乙 社団法人 秋田市建設業協会

会 長 三 浦 伸一郎

(別記 第 1 号様式)

〇〇 第 号
年 月 日

社団法人 秋田市建設業協会
会 長 〇 〇 〇 〇 様

秋田市長 〇 〇 〇 〇 印

応 急 活 動 要 請 書

「災害時における応急対策活動に関する協定」第 3 条の規定に基づき協力を下記のとおりに要請します。

記

1 日 時 平成 年 月 日 時 分 から

2 場 所

3 業務内容

4 人 員

5 資 機 材

6 そ の 他

連絡責任者	秋田市災害対策本部 〇〇班 〇〇部〇〇課 課 長 () 電 話 018-000-0000 F A X 018-000-0000

(別記 第2号様式)

年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長 ○ ○ ○ ○ 宛

社団法人 秋田市建設業協会

会 長 ○ ○ ○ ○ 印

応急活動出動報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動を実施するため下記のとおり出動したので、同第5条に基づき報告します。

記

1 出動時刻 平成 年 月 日 時 分

2 場 所

3 応急活動内容

4 現場責任者

5 人 員

6 その他

連絡責任者	社団法人 秋田市建設業協会
	事務局長 ()
電 話	018-864-0220
F A X	018-864-0316

(別記 第3号様式)

年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長 ○ ○ ○ ○ 宛

社団法人 秋田市建設業協会

会 長 ○ ○ ○ ○ 印

応急活動終了報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が終了したので、同第5条に基づき報告します。

記

1 応急活動期間 平成 年 月 日 時 分 から
平成 年 月 日 時 分 迄

2 場 所

3 応急活動内容

4 現場責任者

5 人 員

6 そ の 他

連絡責任者	社団法人 秋田市建設業協会
	事務局長 ()
電 話	018-864-0220
F A X	018-864-0316

資料 8－2 1 災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田市測量建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請事項）

第 2 条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- （1）被災状況の測量調査に関すること。
- （2）復旧工事のための設計に関すること。
- （3）被災情報の収集および連絡に関すること。
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認める事項

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、乙の会員からなる作業班（以下「作業班」という。）を組織し、応急活動に協力するものとする。

3 甲および乙は、第 1 項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第 3 条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（別記第 1 号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して当該要請書によることができないときは、口頭、電話等により行うことができるものとする。

2 甲は、事態が急迫して前項の規定による協力要請をするいとまがないときは、直接、乙の会員に対して口頭、電話等により協力要請をすることができるものとする。

3 甲は、第 1 項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において、速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第 4 条 協力要請を受けて組織された作業班又は乙の会員（次項において「作業班等」という。）は、応急活動の実施に当たっては、甲の当該業務を所管する部局等の課長又は現地における甲の職員もしくは甲が指定する者の指示に従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第 2 項の規定により警察官もしくは海上保安官が市長の職権を行う場合又は同条第 3 項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、作業班等は、

これらの者の指示に従うものとする。

（応急活動の報告）

第5条 乙は、協力要請に応じ応急活動を実施するため出動したときは応急活動出動報告書（別記第2号様式）により、当該応急活動が終了したときは応急活動終了報告書（別記第3号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、乙は、これらの報告書により報告すべき事項を記載した書面を作成した場合は、これらの報告書に代えて、当該書面により報告することができるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が協力要請に応じ実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、第2条第1項第3号に規定する応急活動に要した経費については、甲から特に指示がある場合を除き、乙の負担とするものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては総務部防災安全対策課長とし、乙にあつては事務局長とする。ただし、甲が災害の発生状況により当該応急活動に係る業務を所管する部局等から直接、乙に対して協力要請をする必要があると認めるときは、当該業務を所管する部局等の課長が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

3 甲および乙は、連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項についてあらかじめ協議し、これを定めておくものとする。

（負傷等の補償）

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（情報の交換等）

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成24年12月28日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その

後もまた同様とする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 24 年 12 月 28 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市山王中島町 4 番 1 号
乙 秋田市測量建設コンサルタント協会
会 長 石 川 武 清

別記第 1 号様式

第 号
年 月 日

秋田市測量建設コンサルタント協会
会長 様

秋田市長

応急活動要請書

災害時における応急対策活動に関する協定書第 3 条の規定に基づき、応急活動に係る協力を下記のとおり要請します。

記

1 日 時 年 月 日 時 分から

2 場 所

3 業務内容

4 そ の 他

連絡責任者 秋田市災害対策本部 班
部 課
課 長
電 話
F A X

別記第2号様式

年 月 日

(宛先) 秋田市災害対策本部長
秋田市長

秋田市測量建設コンサルタント協会
会長

応急活動出動報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった応急活動を実施するため、下記のとおり出動したので、災害時における応急対策活動に関する協定書第5条の規定により報告します。

記

1 日 時 年 月 日 時 分

2 場 所

3 応急活動内容

4 現場責任者

5 人 員

6 そ の 他

連絡責任者 秋田市測量建設コンサルタント協会
事務局長

() 内

電 話

F A X

別記第3号様式

年 月 日

(宛先) 秋田市災害対策本部長
秋田市長

秋田市測量建設コンサルタント協会
会長

応急活動終了報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった応急活動が下記のとおり終了したので、災害時における応急対策活動に関する協定書第5条の規定により報告します。

記

1 応急活動期間 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

2 場 所

3 応急活動内容

4 現場責任者

5 人 員

6 そ の 他

連絡責任者 秋田市測量建設コンサルタント協会
事務局長
() 内
電 話
F A X

資料 8－22 災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田電気工事協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合に災害対策上重要な施設等（以下「施設等」という。）における電気設備および電気機器等（以下「電気設備等」という。）に関して緊急の対応が必要であると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- （1）施設等の電気設備等に関する被害状況の調査
- （2）施設等における漏電による火災等および感電による人的被害の防止等のための応急措置
- （3）施設等における通電経路の確保のための応急措置
- （4）被災情報の収集および連絡
- （5）前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、乙の会員により構成された作業班（以下「作業班」という。）を組織し、応急活動に協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができる。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、事態が急迫して乙により作業班を組織するいとまがないと判断する場合は、乙の会員に対して口頭、電話等により直接協力要請をすることができる。

3 甲は、第1項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第4条 前条の規定に基づく要請を受けた作業班又は乙の会員（次項において「作業班等」という。）は、応急活動の実施に当たっては、施設等を所管する部局等の課長又

は、現地における甲の職員もしくは甲が指定する者の指示に従うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第 2 項の規定により警察官又は海上保安官が市長の職権を行う場合ならびに同条第 3 項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、作業班等は、これらの者の指示に従うものとする。

（報告）

- 第 5 条 乙は、第 3 条の規定による要請に応じて実施した応急活動が終了したときは、応急活動報告書（別記第 2 号様式）により甲に報告しなければならない。ただし、乙が独自に作成した書面が、報告書の各必要事項を充たす場合は、報告書に代えて提出することは差し支えない。

（経費の負担）

- 第 6 条 第 3 条の規定による要請に応じ実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、第 2 条第 1 項第 4 号の業務に関しては、甲から特別に指示がある場合を除き乙の負担とする。

（連絡責任者）

- 第 7 条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。
- 2 連絡責任者は、甲にあつては総務部防災対策課長とし、乙にあつては事務局長とする。ただし、甲が災害の発生状況により施設等を所管する部局等から直接乙に対して協力要請をする必要があると認めるときは、当該施設等を所管する部局等の課長が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。
- 3 甲および乙は、連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（負傷等の補償）

- 第 8 条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（情報の交換等）

- 第 9 条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

（有効期間）

- 第 10 条 この協定書の有効期間は、平成 21 年 11 月 25 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年11月25日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市外旭川字三千刈144番地1

乙 秋田電気工事協同組合

理事長 千 葉 三四郎

(別記 第 1 号様式)

〇〇 第 号
年 月 日

秋田電気工事協同組合
理事長 千 葉 三 四 郎 様

秋田市長 穂 積 志 印

応 急 活 動 要 請 書

「災害時における応急対策活動に関する協定」第 2 条に規程する応急活動について、同第 3 条に基づき下記のとおり協力を要請します。

記

1 日 時 令和 年 月 日 時 分 から

2 場 所

3 業務内容

4 そ の 他

連絡責任者	秋田市災害対策本部
	秋田市災害警戒対策部 〇〇班
	〇〇部〇〇課
	課 長 ()
	電 話 018-000-0000
	F A X 018-000-0000

(別記 第2号様式)

年 月 日

秋田市長 穂 積 志 宛

秋田電気工事協同組合
理事長 千 葉 三 四 郎 印

応 急 活 動 報 告 書

令和 年 月 日付け〇〇第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が終了したので、同第5条により報告します。

記

1 応急活動期間 令和 年 月 日 時 分 から
令和 年 月 日 時 分 迄

2 場 所

3 応急活動内容

4 現場責任者

5 人 員

6 そ の 他

連絡責任者	秋田電気工事協同組合
	事務局長 ()
電 話	018-862-0350
F A X	018-862-0792

資料 8－23 災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と協同組合あきた安心リフォーム協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請（以下「協力要請」という。）することができるものとする。

（1）応急活動および住民避難の支障となる道路上の障害物の除去および道路の破損等への応急措置に係る業務に従事すること。

（2）消防等が行う救助、搜索、その他の人的被害の拡大を防止する活動の支障となる障害物の除去等の業務に従事すること。

（3）乙の会員の所有する応急活動に必要な資材および機材を提供すること。

（4）前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から協力要請をうけたときは、可能な範囲において、乙の会員により構成された作業班（以下「作業班」という。）を組織し、応急活動に協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（地域活動への協力）

第3条 乙は、地域の住民団体等が主体的に行う安全な住民避難のための活動を支援するよう努めるものとし、甲は乙と当該団体等との連携が図られるよう協力するものとする。

（協力要請の手続）

第4条 第2条の規定による協力要請は、協力の内容その他必要な事項を明らかにし、応急活動要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、前項ただし書きの規定により協力要請をした場合は、事後において速やかに乙に対して応急活動要請書を提出するものとする。

(応急活動の指示)

第5条 前条の規定に基づく協力要請を受けて組織された作業班は、応急活動の実施に当たっては、当該業務を所管する部局等の課長又は、現地における甲の職員もしくは甲が指定する者の指示に従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第2項の規定により警察官又は海上保安官が市長の職権を行う場合ならびに同条第3項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、作業班は、これらの者の指示に従うものとする。

(報告)

第6条 乙は、第4条の規定による協力要請に応じて実施した応急活動が終了したときは、応急活動報告書（別記第2号様式）により甲に報告しなければならない。

(経費の負担)

第7条 乙が、第4条の規定による協力要請に応じて実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては防災対策課長とし、乙にあつては理事長とする。ただし甲が災害の発生状況により応急措置の業務を所管する部局等から直接乙に対して協力要請をする必要があると認めるときは、当該業務を所管する部局等の課長が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(損害の補償)

第9条 この協定に基づき実施した応急活動により第三者に損害を生じさせた場合は、甲乙協議し処理、解決に当たるものとする。

(負傷等の補償)

第10条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換等)

第11条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を

行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

（有効期間）

第 12 条 この協定の有効期間は、平成 22 年 3 月 19 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から 1 年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

（協議）

第 13 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 22 年 3 月 19 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋 田 市

秋田市長 穂 積 志

秋田市大町二丁目 6 番 29 号

乙 協同組合 あきた安心リフォーム協議会

理 事 長 中 村 瑞 樹

(別記 第 1 号様式)

第 号
年 月 日

協同組合 あきた安心リフォーム協議会
理事長 中 村 瑞 樹 様

秋田市長 穂 積 志 印
(秋田市災害対策本部本部長)

応 急 活 動 要 請 書

災害時における応急対策活動に関する協定第 2 条に規定する業務について
第 4 条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

1 日 時 令和 年 月 日 時 分 から

2 場 所

3 業務内容

4 人 員

5 資 機 材

6 そ の 他

連絡責任者	秋田市災害対策本部 ○○班 ○○部○○課 課 長 () 電 話 018-000-0000 F A X 018-000-0000

(別記 第2号様式)

年 月 日

秋田市長 穂 積 志 宛
(秋田市災害対策本部本部長)

協同組合 あきた安心リフォーム協議会
理事長 中 村 瑞 樹 印

応 急 活 動 報 告 書

令和 年 月 日付け〇〇第〇〇〇号により協力要請のあった、災害時における応急対策活動に関する協定第2条に規定する応急活動が終了したので、同第6条に基づき報告します。

記

1 応急活動期間 令和 年 月 日 時 分 から
令和 年 月 日 時 分 迄

2 場 所

3 応急活動内容

4 現 場 責 任 者

5 人 員

6 そ の 他

連絡責任者	協同組合あきた安心リフォーム協議会
	理事長 ()
電 話	000-000-0000
F A X	000-000-0000

資料 8－24 災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田市地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- （1）被災箇所の地質調査に関すること。
- （2）復旧工事のための地質調査に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認める事項

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して当該要請書によることができないときは、口頭、電話等により行うことができるものとする。

2 甲は、事態が急迫して前項の規定による協力要請をするいとまがないときは、直接、乙の会員に対して口頭、電話等により協力要請をすることができるものとする。

3 甲は、第1項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において、速やかに乙に対し応急活動要請書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第4条 協力要請を受けて組織された作業班又は乙の会員（次項において「作業班等」という。）は、応急活動の実施に当たっては、甲の当該業務を所管する部局等の課長又は現地における甲の職員もしくは甲が指定する者の指示に従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第2項の規定により警察官もしくは海上保安官が市長の職権を行う場合又は同条第3項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、作業班等は、これらの者の指示に従うものとする。

(応急活動の報告)

第5条 乙は、協力要請に応じ応急活動を実施するため出動したときは応急活動出動報告書(第2号様式)により、当該応急活動が終了したときは応急活動終了報告書(第3号様式)により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、乙は、これらの報告書により報告すべき事項を記載した書面を作成した場合は、これらの報告書に代えて、当該書面により報告することができるものとする。

(費用負担)

第6条 乙が協力要請に応じ実施した応急活動に要した費用は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては総務部防災安全対策課長とし、乙にあつては事務局長とする。ただし、甲が災害の発生状況により当該応急活動に係る業務を所管する部局等から直接、乙に対して協力要請をする必要があると認めるときは、当該業務を所管する部局等の課長が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項についてあらかじめ協議し、これを定めておくものとする。

(負傷等の補償)

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が、当該応急活動に従事したことにより負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換等)

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和元年６月４日

秋田市山王一丁目１番１号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市茨島二丁目１番２７号
乙 秋田市地質調査業協会
会長 福 岡 健

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

秋田市地質調査業協会
会長 様

秋田市長

応急活動要請書

災害時における応急対策活動に関する協定書第 3 条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 日時 年 月 日 時 分から

2 場所

3 業務内容

4 その他

連絡責任者 秋田市 部 課
課長
電話
F A X

第 2 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）秋田市長

秋田市地質調査業協会
会長

応急活動出動報告書

年 月 日付け第号により協力要請のあった応急活動を実施するため、下記のとおり出動したので、災害時における応急対策活動に関する協定書第 5 条の規定により報告します。

記

1 日時 年 月 日 時 分

2 場所

3 応急活動内容

4 現場責任者

5 人員

6 その他

連絡責任者 秋田市地質調査業協会
事務局長
電 話
F A X

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）秋田市長

秋田市地質調査業協会
会長

応急活動終了報告書

年 月 日付け第 号により協力要請のあった応急活動が下記のとおり終了したので、災害時における応急対策活動に関する協定書第5条の規定により報告します。

記

- 1 応急活動期間 年 月 日 時 分まで
 年 月 日 時 分まで
- 2 場所
- 3 応急活動内容
- 4 現場責任者
- 5 人員
- 6 その他

連絡責任者 秋田市地質調査業協会
事務局長
電 話
F A X

資料 8－25 災害時応援協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害および大規模な事故等（以下「災害等」という。）が発生し、水道施設が被害を受けた場合における応急復旧および応急給水活動等（以下「応急復旧活動等」という。）の応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、市民のライフラインである水道に関し、その事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち、災害等の発生により、甲が乙の協力を得て行う応急復旧活動等を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において実施する応急復旧活動等に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧活動等への応援を要請することができる。

2 甲は、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧活動等に際し、乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧活動等への応援を要請することができる。ただし、実施細目については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（要請手続）

第3条 前条に規定する要請は、災害の状況、応援場所、活動内容、必要とする人員、資機材その他の必要な事項を明示した文書により行うものとする。ただし、文書によることが困難なときには、口頭、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（応援活動及び指揮）

第4条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧活動等を行うための体制を確立の上、必要な人員、資機材等を出動させ、甲が行う応急復旧活動等に可能な限り協力するものとする。

2 前項の規定による応急復旧活動等への応援に係る現場指揮および連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（活動報告）

第5条 乙は、応援活動が終了したときは、その措置内容を口頭、電話等により甲に報告した後、速やかに文書で提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が応援活動を実施した場合に要する経費は、甲の定める基準により、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、乙が応援活動に参加した乙の組合員を集約の上、一括して請求事務を執り行うものとする。

(労災及び損害補償)

第7条 甲の要請に基づき乙が実施する応援活動において、乙の組合員およびその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

2 甲の要請に基づき乙が実施する応援活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

(訓練)

第8条 甲および乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、両者はこれに積極的に参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月以前に甲又は乙から変更又は解除の申入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月31日

(甲) 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市長 穂 積 志

(乙) 秋田市山王臨海町3番18号
秋田管工事業協同組合
理事長 高 橋 正 男

資料 8－26 災害時応援協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社 P U C（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害および大規模な事故等（以下「災害等」という。）が発生し、上下水道施設が被害を受けた場合における応急給水、電話等による市民からの問合せ対応および現場広報等（以下「応急給水等」という。）の応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、市民のライフラインである上下水道に関し、その事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち、災害等の発生により、甲が乙の協力を得て行う応急給水等を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害等の発生時において実施する応急給水等の活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急給水等の活動への応援を要請することができる。

（要請手続）

第 3 条 前条に規定する要請は、災害の状況、応援場所、活動内容、必要とする人員、物資その他の必要な事項を明示した文書により行うものとする。ただし、文書によることが困難なときには、口頭、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（応援活動および指揮）

第 4 条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、速やかに応急給水等の活動を行うための体制を確立の上、必要な人員、物資等を提供し、甲が行う応急給水等の活動に可能な限り協力するものとする。

2 前項の規定による応急給水等の活動への応援に係る現場指揮および連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（活動報告）

第 5 条 乙は、応援活動が終了したときは、その措置内容を口頭、電話等により甲に報告した後、速やかに文書で提出するものとする。

（費用負担）

第 6 条 甲の要請に基づき、乙が応援活動を実施した場合に要する経費は、甲の定める基準により、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、乙が応援活動に参加した乙の業務従事者を集約の上、一括して請求事務を執り行うものとする。

(労災および損害補償)

第7条 甲の要請に基づき乙が実施する応援活動において、乙の業務従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の業務従事者の労災保険により補償するものとする。

2 甲の要請に基づき乙が実施する応援活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

(訓練)

第8条 甲および乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、両者はこれに積極的に参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月以前に甲又は乙から変更又は解除の申入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月31日

(甲) 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市長 穂 積 志

(乙) 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
株式会社PUC
代表取締役社長 小 山 隆

資料 8－27 災害時における下水道管路施設等の復旧支援協力に関する協定

秋田県（以下「甲 1」という。）、秋田市（以下「甲 2」という。）、能代市（以下「甲 3」という。）、横手市（以下「甲 4」という。）、大館市（以下「甲 5」という。）、男鹿市（以下「甲 6」という。）、湯沢市（以下「甲 7」という。）、鹿角市（以下「甲 8」という。）、由利本荘市（以下「甲 9」という。）、潟上市（以下「甲 10」という。）、大仙市（以下「甲 11」という。）、北秋田市（以下「甲 12」という。）、にかほ市（以下「甲 13」という。）、仙北市（以下「甲 14」という。）、小坂町（以下「甲 15」という。）、上小阿仁村（以下「甲 16」という。）、藤里町（以下「甲 17」という。）、三種町（以下「甲 18」という。）、八峰町（以下「甲 19」という。）、五城目町（以下「甲 20」という。）、八郎潟町（以下「甲 21」という。）、井川町（以下「甲 22」という。）、大潟村（以下「甲 23」という。）、美郷町（以下「甲 24」という。）及び羽後町（以下「甲 25」という。）（以下甲 1 から甲 25 までを総称して「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに行う乙の復旧支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定めることにより、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、災害とは、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、津波、豪雨、洪水、その他の異常な自然現象による災害
- (2) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援の内容）

第 3 条 乙が行う復旧支援は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急復旧のために必要な業務
- (3) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援の要請）

第 4 条 甲の乙に対する復旧支援の要請は、甲が自ら又は第 10 条に規定する甲の事務局を介して次条に定める方法により第 10 条に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。

(要請の方法)

第5条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧支援を要請するときは、支援内容等を記した文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができないときは、口頭又は電話によることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、事後において、速やかに同項本文に規定する文書を提出するものとする。

(復旧支援の実施)

第6条 乙は、第4条の規定による復旧支援の要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、復旧支援を行うものとする。

(個人情報等の保護)

第7条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(復旧支援の終了報告)

第8条 乙は、甲の要請により行った復旧支援の業務が終了したときは、速やかに甲及び第10条に規定する甲の事務局に対し文書をもって報告を行うものとする。

(広域被災)

第9条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合には、乙は、下水道対策本部による活動を優先する。

(事務局)

第10条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、秋田県建設部下水道課とする。

(2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部秋田県部会とする。

(復旧支援に要する費用)

第11条 第3条に規定する復旧支援に係る費用は、被災した甲1から甲25までの個々による負担とし、それぞれが個別に乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の1ヶ月前までに甲乙双方から変更又は解除の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 乙はこの協定の期間が更新された場合は、4月1日現在における協力会社、提供可

能な車両等の機器及び人員等について、4月30日までに甲の事務局に文書で報告するものとし、甲の事務局は、甲1から甲25までに対し、文書で通知するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも、また同様とする。

2 甲又は乙がこの協定に違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への文書による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、本協定書26通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月16日

甲1 秋田県秋田市山王4-1-1

秋田県知事 佐竹敬久

甲2 秋田県秋田市川尻みよし町1-4-8

秋田市上下水道事業管理者
高橋洋樹

甲3 秋田県能代市上町1-3

能代市下水道事業
能代市長 齊藤滋宣

甲4 秋田県横手市中央町8-2

横手市長 高橋大

甲5 秋田県大館市字中城20

大館市長 福原淳嗣

甲6 秋田県男鹿市船川港船川字泉台6-6-1

男鹿市長 渡部幸男

甲7 秋田県湯沢市佐竹町1-1

湯沢市長 齊藤光喜

- 甲 8 秋田県鹿角市花輪字荒田 4 - 1
鹿角市長 児 玉 一
- 甲 9 秋田県由利本荘市尾崎 1 7
由利本荘市長 長 谷 部 誠
- 甲 10 秋田県潟上市天王字棒沼台 2 2 6 - 1
潟上市長 石 川 光 男
- 甲 11 秋田県大仙市大曲花園町 1 - 1
大仙市長職務代理者
大仙市副市長 久 米 正 雄
- 甲 12 秋田県北秋田市花園町 1 9 - 1
北秋田市長 津 谷 永 光
- 甲 13 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田 1
にかほ市長 横 山 忠 長
- 甲 14 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 3 0
仙北市長 門 脇 光 浩
- 甲 15 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地 4 1 - 1
小坂町長 細 越 満
- 甲 16 秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原 1 1 8
上小阿仁村長 小 林 悦 次
- 甲 17 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴 8
藤里町長 佐々木 文 明
- 甲 18 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子 8
三種町長 三 浦 正 隆
- 甲 19 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田 1 1 8
八峰町長 加 藤 和 夫
- 甲 20 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目 1 - 1 - 1
五城目町長 渡 邊 彦兵衛

- 甲 21 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道 8 0
八郎潟町長 畠 山 菊 夫
- 甲 22 秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口 7 8 - 1
井川町長 齋 藤 多 聞
- 甲 23 秋田県南秋田郡大潟村字中央 1 - 1
大潟村長 高 橋 浩 人
- 甲 24 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙 1 7 0 - 1 0
美郷町長 松 田 知 己
- 甲 25 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野 1 7 7
羽後町長 安 藤 豊
- 乙 東京都千代田区岩本町 2 - 5 - 1 1
公益社団法人
日本下水道管路管理業協会
会 長 長谷川 健 司

資料 8－28 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部（以下「乙」という。）とは、乙の組合員が所有する旅館・ホテル等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受ける大規模災害時において本市へ避難した被災者、又は避難所での避難生活が困難な者（以下「被災者等」という。）の一時的な避難場所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

（要請および協力）

第 1 条 甲は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し乙の組合員が所有する宿泊施設等の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で宿泊施設等の提供について協力するものとする。

（被災者等の範囲）

第 2 条 この協定において、被災者等とは、次に掲げる者とする。

（1）被災地等から本市へ避難した被災者

（2）秋田市災害時要援護者の避難支援プランに定める災害時要援護者のうち避難所での避難生活が困難な者

（3）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 乙の組合員が所有する宿泊施設は、一般の宿泊施設であり、専門のスタッフ等が常駐していないことから、原則として専門的な介護・医療が必要な者については対象としないものとする。

（提供されるサービス）

第 3 条 乙の組合員が宿泊施設の提供に伴い提供するサービスは、宿泊、入浴および食事とする。

（要請の方法等）

第 4 条 甲が乙に対して第 1 条に規定する要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害支援要請書（第 1 号様式）により行うものとする。

（1）受入れ要請の人数

（2）給食要請数

（3）前 2 号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。

3 甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第 1 項の要請書（第 1 号様式）を提出するものとする。

4 乙は、甲から協力要請があった項目について、その時点で供給可能な数量を甲に伝えるものとする。

（受入対象期間）

第5条 宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入れ可能となった日から仮設住宅が整備され、入居が完了する等宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまで等、甲の指示する期間とする。

(報告)

第6条 乙は、第1条第2項の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に災害支援報告書(第2号様式)により、次の事項を報告するものとする。

(1) 受入れ人数

(2) 給食提供数

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 乙は、緊急を要すると認める場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。

3 乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第1項の報告書(第2号様式)を提出するものとする。

(経費の支払)

第7条 乙の組合員が所有する宿泊施設の提供に要した経費(サービスの提供料金を含む。以下同じ。)は、乙からの適法な支払請求に基づき、甲が支払うものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲および乙が協議して決定するものとする。

(取消料)

第8条 乙は、甲が申込後に当該申込の取消を行った場合であっても、甲に対して取消料は請求しないものとする。

(負傷等の補償)

第9条 この協定に基づき実施した宿泊施設等の提供に従事した者が当該宿泊施設の提供に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任)

第10条 甲および乙は、宿泊施設等の提供に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成25年12月19日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定の実施について協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲および乙が協議のうえ定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 25 年 12 月 19 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市大町一丁目 3 番 8 号

乙 三井生命ビル 4 階

秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部

秋田支部長 松 村 譲 裕

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定の一部を変更する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部（以下「乙」という。）とは、平成 25 年 12 月 19 日に締結した災害時における宿泊施設等の提供に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第 2 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 秋田市災害時要援護者の避難支援プランに定める災害時要援護者（高齢者、障がい者、乳幼児および妊産婦等）のうち避難所での避難生活が困難な者

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 31 年 4 月 17 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市大町一丁目 3 番 8 号
乙 秋田ディライトビル 4 階
秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部
秋田支部長 松 村 讓 裕

(第 1 号様式)

第 号
年 月 日

秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部
秋田支部長 様

秋田市長

災害支援要請書

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書に基づき、次のとおり応援を要請します。

1 受入れ要請の人数

2 給食要請数

3 その他

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部 防災対策班

〇〇部 〇〇 課長

電 話 018-000-0000

F A X 018-000-0000

(第2号様式)

第 号
年 月 日

(宛先) 秋田市長

秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部
秋田支部長

災害支援報告書

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書に基づき、次のとおり宿泊施設等を提供しましたので報告します。

- 1 受入れ人数（宿泊施設ごとの被災者等の内訳は、別紙のとおり）
- 2 給食提供数
- 3 その他

【連絡責任者】

秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部
秋田支部長
電 話 018-823-7775
F A X 018-823-7776

資料 8－29 災害時におけるボランティア活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人秋田パドラーズ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、雄物川水系において水害および水難事故等（以下「災害等」という。）が発生した場合の甲と乙との情報収集その他ボランティア活動（以下「活動」という。）に係る協力体制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（活動区域）

第2条 この協定が適用される活動区域は、本市域内における雄物川水系の河川とする。

（協力を要請できる事項）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請できるものとし、乙は、この要請に対し自らの安全が確保されと判断した場合において協力するものとする。

- (1) 情報収集に関すること。
- (2) 人員および物資等の輸送に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ボランティア活動として必要と認めること。

（協力要請の手続）

第4条 前条の規定による協力の要請は、活動等協力要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲による協力の要請は、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。この場合において、協力の要請をしたときは、甲は、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲からの要請に応じて活動を行ったときは、速やかに活動等報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、乙は、電話等により報告し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（防災訓練等への参加）

第6条 災害時における活動を迅速かつ的確に実施するため、甲は、乙に対し、甲が主催する防災訓練等へ参加させることができるものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

- 2 この協定に定める連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長、乙にあっては特定非営利活動法人秋田パドラーズ理事長とする。
- 3 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(報酬)

第8条 第3条に定める活動は無報酬とする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づき実施した活動に要した経費ならびに乙および乙の会員が所有する資機材等の破損により生じた経費は乙の負担とする。

(負傷等の補償)

第10条 この協定に基づき実施した活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がい者となったときは、乙または乙の会員が加入する保険により補償するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は平成23年2月7日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間について、同様とする。

(協議)

第12条 この協定の履行に当たり疑義が生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が誠意をもって協議し、円満にその解決に当たるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年2月7日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市大町一丁目2番7号

乙 特定非営利活動法人秋田パドラーズ

理 事 長 船 山 仁

(別記 第1号様式)

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人秋田パドラーズ
理 事 長 様

秋田市長

活 動 等 協 力 要 請 書

「災害時等におけるボランティア活動に関する協定書」第4条の規定に基づき、次のとおり協力活動を要請します。

記

- 1 活動内容
- 2 活動場所 雄物川水系 ○○川
- 3 活動日時 年 月 日 午前・午後 時
- 4 そ の 他

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災安全対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

(別記 第2号様式)

年 月 日

秋田市災害対策本部長
秋田市長 様

特定非営利活動法人秋田パドラーズ
理 事 長 印

活 動 等 報 告 書

令和 年 月 日付け 第 号により協力要請のあった「災害時等におけるボランティア活動に関する協定書」第3条の規定に基づく協力活動が完了したので報告します。

記

1 活動内容

2 活動場所 雄物川水系 ○○川

3 活動日時 年 月 日

4 活動人員 人

5 その他

連絡責任者 特定非営利活動法人秋田パドラーズ
理事長
電 話 018-863-1166
F A X 018-863-1166

資料 8－30 災害等における軽自動車輸送の協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と赤帽秋田県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における輸送活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内において地震その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、秋田市（以下「甲」という。）が赤帽秋田県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）に軽自動車による輸送や、輸送業務に関連した災害情報の提供および収集に係る協力に関し必要な手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、秋田市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲は乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、緊急・救援物資等輸送要請書（第1号様式）により行うものとする。

- (1) 災害の状況および応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする車両数および人員
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間および活動内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他必要となる事項

2 甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。

3 甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第1項の要請書（第1号様式）を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に緊急・救援物資等輸送実施報告書（第2号様式）により、次の事項を報告するものとする。

- (1) 応援に従事した車両数および従事者名簿
- (2) 応援先、期間および走行距離
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他必要となる事項

2 乙は、緊急を要すると認める場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。

3 乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第1項の報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 軽自動車輸送の協力に要した経費は、甲が負担する。

2 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲および乙が協議して決定するものとする。

(負傷等の補償)

第6条 この協定に基づき実施した輸送活動に従事した者が当該輸送活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任)

第7条 甲および乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(災害時の情報提供等)

第8条 乙は、輸送活動中に発見又は知り得た災害情報を甲に提供するとともに、情報収集に協力するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成25年10月28日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施について協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲および乙が協議のうえ定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年10月28日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市寺内字三千刈24番地4

乙 赤帽秋田県軽自動車運送協同組合

代表理事 佐 藤 敬 一

(第 1 号様式)

第 号
年 月 日

赤帽秋田県軽自動車運送協同組合 代表理事 様

秋田市長

緊急・救援物資等輸送要請書

災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書に基づき、次のとおり応援を要請します。

1 災害の状況および応援を必要とする理由

2 応援を必要とする車両・輸送内容

- (1) 車両数 ()
- (2) 乗務員数 ()
- (3) 輸送期間 ()
- (4) 積込場所 ()
- (5) 輸送場所 ()
- (6) 活動内容 ()
- (7) その他必要な事項 ()

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災安全対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

(第 2 号様式)

第 号
年 月 日

(宛先) 秋田市長

赤帽秋田県軽自動車運送協同組合
代表理事

緊急・救援物資等輸送報告書

災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書に基づき、次のとおり緊急・救援物資等を輸送しましたので報告します。

1 緊急・救援物資等の輸送内容

- (1) 車両数 ()
- (2) 従事者数 ()
- (3) 応援先 ()
- (4) 輸送期間 ()
- (5) 走行距離 ()
- (6) その他必要な事項 ()

【連絡責任者】

赤帽秋田県軽自動車運送協同組合
理事長

電 話 018-863-8077

F A X 018-863-8470

資料 8－3 1 災害時における救援物資提供に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市内において地震その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、必要な飲料の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙の設置した地域貢献型自販機（災害救援型）の機内在庫品の無償提供
- (2) 乙の営業拠点在庫飲料を甲の指定する納入場所への搬送
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項

2 乙は、前項の規定による協力の要請があった場合において、乙が可能と認める範囲内で対応するものとする。

（協力要請の手続）

第 3 条 前条の規定による協力の要請（以下「要請」という。）は、重要事項を記載した飲料提供要請書（第 1 号様式）をもって行うものとする。

2 甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。

3 甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第 1 項の要請書を提出するものとする。

（飲料の引渡し）

第 4 条 飲料の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が飲料を確認の上、乙から飲料の引渡しを受けるものとする。

2 飲料の引渡し場所までの運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。

3 甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

（報告）

第 5 条 乙は、要請に応じて飲料の提供を行ったときは、甲に対し、速やかに飲料提供実施報告書（第 2 号様式）を提出するものとする。

2 乙は、緊急を要すると認める場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。

3 乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第 1 項の報告書を提出するものとする。

（連絡責任）

第 6 条 甲および乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が第2条第1項第2号および第3号に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、甲の負担とし、災害の発生または災害の発生する恐れのある直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前項の規定により発生した費用を算出し、甲に請求するものとする。

3 甲は、乙からの請求があったときは、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(負傷等の補償)

第8条 この協定に基づく支援活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成26年2月7日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年2月7日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

東京都渋谷区本町三丁目47番10号

乙 株式会社伊藤園

総務部長 川 本 正 人

(第 1 号様式)

第 号
年 月 日

株式会社伊藤園 総務部長 様

秋田市長

飲料提供要請書

災害時における救援物資提供に関する協定に基づき、次のとおり飲料の提供を要請します。

1 災害の状況等

2 提供を要請する飲料

要請期日	飲料の種類	数量	運搬先

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災安全対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

(第 2 号様式)

第 号
年 月 日

(宛先) 秋田市長

株式会社伊藤園 総務部長

飲料提供実施報告書

災害時における救援物資提供に関する協定に基づき、次のとおり飲料を提供しましたので報告します。

1 提供内容

引渡日時	引渡場所	飲料の種類	数量	備考

【連絡責任者】

株式会社伊藤園

秋田支店長

電 話 018-828-9411

F A X 018-888-8989

資料 8－3 2 災害時における救援物資の供給に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、秋田市内における地震、風水害等の災害発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し必要な飲料の供給について必要な事項を定めることを目的とする。

（飲料の確保）

第 2 条 甲は災害時等における応急対策のため、緊急に飲料を調達する必要があると認めたときは、乙に対し、飲料の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料の供給について速やかに対応する。

（要請方法）

第 3 条 甲は、前条第 1 項の要請をしようとする場合は、救援物資供給要請書（様式第 1 号）により、飲料の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後において救援物資供給要請書を提出するものとする。

（飲料の運搬および引渡し）

第 4 条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所において、乙の提出する飲料受領書（様式第 2 号）により数量等を確認の上、飲料を引き取るものとする。

（経費の負担）

第 5 条 乙が甲に供給した飲料代金については、甲が負担するものとする。

2 飲料代金は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求および支払）

第 6 条 乙は、飲料の納入が完了したときは、前条の価格による代金について、納品書および別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

(負傷等の補償)

第7条 第4条に規定する業務に従事した者について、その者の責めに帰することができない理由により、死亡、負傷もしくは疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報交換および提供)

第8条 甲および乙とともに、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、秋田市の災害発生時における諸活動中に覚知した災害に関する情報についても、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者等)

第9条 甲および乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(調査票の提出)

第10条 乙は、この協定締結の後、毎年4月1日現在の緊急連絡先および物資の保有数量等について調査票(様式第3号)を提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 26 年 9 月 1 7 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋田市長

穂 積 志

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 1 地割 279 番地

乙 みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

谷 村 広 和

資料 8－33 災害等の発生時における上水道用資材の調達に関する協定書

秋田市上下水道局（以下「甲」という。）とコスモ工機株式会社（以下「乙」という。）とは、災害等における上水道用資材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市の給水区域内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）の発生により被害を受けた水道施設の迅速な復旧工事を行うため、上水道用資材を円滑に調達することを目的とする。

（上水道用資材の調達依頼と手配）

- 第2条 甲は、必要な上水道用資材の調達を依頼書（様式第1号）により乙に依頼するものとする。ただし、災害等の状況により依頼書をもって依頼することが困難な場合は、口頭、電話その他の情報手段により依頼し、後日、書面の送付を行うものとする。
- 2 乙は、前項の規定による依頼を受けたときは、直ちに調達請書（様式第2号）を提出するとともに、上水道用資材を手配し、甲が指定する場所へ運搬する。
- 3 甲が調達を要請する上水道用資材は、乙の製品全般とする。

（上水道用資材等の費用）

第3条 前条第1項の規定による依頼に基づいて調達した上水道用資材およびその運搬に係る費用のうち、甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲および乙は、災害等の発生時に上水道用資材を迅速に調達するため、連絡責任者を定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとし、期間の満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によってこの協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 26 年 2 月 5 日

秋田市川尻みよし町 1 4 番 8 号

甲 秋田市上下水道局

秋田市上下水道事業管理者

中 野 鋼 一

東京都港区西新橋三丁目 9 番 5 号

乙 コスモ工機株式会社

代表取締役 加 藤 正 明

資料 8－3 4 災害等の発生時における上水道用資材の調達に関する協定書

秋田市上下水道局（以下「甲」という。）と株式会社イトー鋳造（以下「乙」という。）とは、災害等における上水道用資材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市の給水区域内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）の発生により被害を受けた水道施設の迅速な復旧工事を行うため、上水道用資材を円滑に調達することを目的とする。

（上水道用資材の調達依頼と手配）

- 第 2 条 甲は、必要な上水道用資材の調達を依頼書（様式第 1 号）により乙に依頼するものとする。ただし、災害等の状況により依頼書をもって依頼することが困難な場合は、口頭、電話その他の情報手段により依頼し、後日、書面の送付を行うものとする。
- 2 乙は、前項の規定による依頼を受けたときは、直ちに調達請書（様式第 2 号）を提出するとともに、上水道用資材を手配し、甲が指定する場所へ運搬する。
- 3 甲が調達を要請する上水道用資材は、乙の製品全般とする。

（上水道用資材等の費用）

第 3 条 前条第 1 項の規定による依頼に基づいて調達した上水道用資材およびその運搬に係る費用のうち、甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第 4 条 甲および乙は、災害等の発生時に上水道用資材を迅速に調達するため、連絡責任者を定めるものとする。

（有効期間）

第 5 条 この協定の有効期間は、締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとし、期間の満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によってこの協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、この協定は 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 26 年 2 月 5 日

秋田市川尻みよし町 1 4 番 8 号

甲 秋田市上下水道局

秋田市上下水道事業管理者

中 野 鋼 一

秋田市川尻町字大川反 1 7 0 番地の 7 3

乙 株式会社イトー鑄造

代表取締役社長 伊 藤 和 宏

資料 8－35 災害時等の電力供給に関する協定書

秋田市上下水道局（以下「甲」という。）と秋田国見山風力発電株式会社（以下「乙」という。）は、次により災害時等の電力の供給に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、平成24年11月13日付けで締結した「秋田国見山風力発電株式会社株主間協定書」第14条に規定する運用基準として、地震その他の災害等により甲の管理する豊岩浄水場への電力の供給が停止した場合における、乙の管理する秋田国見山第二風力発電設備およびその蓄電設備（以下「風力発電所」という。）から豊岩浄水場への電力の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、地震その他の災害等により東北電力株式会社（以下「電力会社」という。）から電力の供給を受けられない場合で、風力発電所の電力の受給が必要と判断したときは、乙に対し風力発電所の電力の供給を要請することができる。

（風力発電所の電力の供給）

第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合は、電力供給上の支障のある場合を除き、甲に風力発電所の電力を供給するものとする。ただし、乙にその供給義務は生じないものとする。

（供給の方法）

第4条 風力発電所の電力の供給は、次のとおり行うものとする。

- (1) 甲は、風力発電所から、直接電力の供給を受ける。
- (2) 供給時間および供給方法は、状況に応じて甲乙協議して決定する。
- (3) 甲は、電力の受給前に、豊岩浄水場の設備の安全性および健全性を甲の責任において確認する。
- (4) 乙は、電力の供給前に、風力発電所の安全性および健全性を乙の責任において確認する。
- (5) 前2号に掲げる手続により異常が認められた場合は、その原因が取り除かれるまで、乙は電力の供給を行わない。
- (6) 電力の供給は、双方の電気主任技術者が共同で行う。ただし、緊急事態又は乙の電気主任技術者が参加できない場合は、甲の責任において、甲単独で電力を受給することができる。
- (7) 電力を豊岩浄水場に受給するための設備の操作方法、運用方法等は、別途協議して決定する。

(費用負担)

第5条 甲は、風力発電所の電力の供給を無償で受けるものとする。

(設備の維持管理)

第6条 風力発電所の電力を受給するために必要となる甲の設備の維持管理は、甲の責任の下で行うものとする。

(免責事項)

第7条 乙は、第3条の規定による風力発電所の電力の供給ができなかった場合若しくはこれを供給した場合に生じた甲の損害等について、その責を負わないものとする。

(供給期間)

第8条 供給期間は、地震その他の災害時等に、電力会社から電力の供給が受けられない期間とし、電力会社からの電力の供給が再開された場合は、速やかに電力会社からの受給へ切り替えるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、第6条の設備による風力発電所の電力の受給が可能となった日から、風力発電所を廃止する日までとする。

(疑義等の調整)

第10条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年2月25日

(甲) 秋田県秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局
秋田市上下水道事業管理者 佐藤 佐太幸

(乙) 秋田県秋田市茨島六丁目12番1号
秋田国見山風力発電株式会社
代表取締役 前川 聡

資料 8－36 災害時における家庭廃棄物の収集運搬に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田市廃棄物処理協会（以下「乙」という。）とは、災害家庭廃棄物の収集運搬について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）に際し、甲および乙が協力し、迅速かつ的確に対応することにより、災害家庭廃棄物の円滑な収集運搬を遂行するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）家庭廃棄物 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第2条第2項に規定する家庭廃棄物をいう。
- （2）災害家庭廃棄物 家庭廃棄物のうち、災害の発生に伴い指定避難所、臨時に設置するごみ集積所その他特に必要と認められる場所（以下「収集場所」という。）から緊急に収集運搬する必要があるものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し、災害廃棄物の収集運搬に係る協力（以下「協力」という。）を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から協力の要請があった場合は、地域貢献を基本的な精神とし、他の業務に優先して甲に協力する。

3 甲は、協力を要請するに当たり、乙が協力するために必要な情報を提供するものとする。

（協力の要請の手続）

第4条 甲は、乙に協力を要請するに当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した災害家庭廃棄物収集運搬協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行う。ただし、この要請書によりがたい場合は、口頭により要請することができるものとし、後に速やかに要請書を提出するものとする。

- （1）廃棄物の収集場所および搬入先
- （2）その他必要な事項

（緊急対応活動）

第5条 乙は、甲から要請書の提出があったときは、当該要請書に基づく活動（以下「緊急対応活動」という。）を実施する。

- 2 甲は、緊急対応活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 緊急対応活動は、秋田市地域防災計画に基づき、秋田市環境部災害廃棄物対策本部の指示に従うものとする。

(緊急対応活動時の留意事項)

第6条 乙は、緊急対応活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 第三者に損害を与えないよう十分に注意を払うこと。
- (2) 関係法令を遵守するとともに、ごみの分別および資源化に努めること。
- (3) 周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。

(緊急対応活動の連絡等)

第7条 乙は、緊急対応活動を実施したときは、速やかに災害家庭廃棄物収集運搬協力報告書(様式第2号)により甲に報告しなければならない。

(費用負担)

第8条 乙の緊急対応活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 乙の緊急対応活動に要した費用は、当該緊急対応活動の内容に応じ、甲が定める積算基準等に従い算出した額を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

(事故の報告)

第9条 乙は、緊急対応活動中に事故が発生したときは、甲に対し、速やかに事故報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、緊急対応活動中の車両の運行(ごみの収集作業を含む。)に際し、乙の責めに帰する事由により、当該車両で従事する者および第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- 2 甲は、その責めに帰する事由により、緊急対応活動中に乙の車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対し、その損害を賠償するものとする。

(情報の交換および提供)

第11条 甲および乙は、この協定に基づく緊急対応活動を円滑に行うことができるよう、平常時から相互に情報交換を行うものとする。

- 2 甲および乙は、緊急対応活動中に災害に関する情報を覚知したときは、必要に応じ、相互に提供するものとする。

(連絡責任者等)

第 12 条 甲および乙は、緊急対応活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じたときは、相手方に対し、速やかに報告するものとする。

(協定の有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の書面による通知がないときは、当該有効期間は更に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 27 年 10 月 26 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市旭北錦町 1 番 14 号

乙 一般社団法人秋田市廃棄物処理協会

会長 内 村 和 人

資料 8－37 災害時における応急対策への協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県建造物解体業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策への協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（応急対策の内容）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力の要請（以下「協力要請」という。）をすることができるものとする。

- （1）人命救助および被害の拡大防止のため、支障となる被災した建築物等の撤去に必要な建設機械等の提供
- （2）建設機械等の操作および応急活動に必要な技術員の派遣
- （3）前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認める事項

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力要請は、災害時応急対策協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができるものとし、その後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（応急対策の指示）

第4条 乙は、甲の協力要請により応急活動を実施する場所に出動したときは、現地における甲の職員もしくは消防職員又は甲が指定する者の指示に従い協力するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第2項および第3項ならびに同法第64条第7項および第8項の規定により警察官もしくは海上保安官又は自衛官が市長の職権を行う場合は、乙はこれらの者の指示に従うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定による協力要請に応じ応急活動を実施したときは、速やか

に災害時応急対策協力報告書（様式第2号）により甲に報告しなければならない。

（経費の負担）

第6条 乙が協力要請に応じ実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（負傷等の補償）

第7条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が、当該応急活動に従事したことにより負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（情報の交換等）

第8条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、相互に情報交換を行うとともに、必要な連絡調整に努めるものとする。

（名簿等の提出）

第9条 甲は、この協定に基づく応急対策が円滑に行われるよう、乙に対し、会員名簿等について報告を求めることができる。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の有効期限満了の日の1か月前までに、甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 30 年 3 月 29 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田県秋田市旭北栄町 1 番 4 9 号
松岡ビル 3 4 階 C 号
乙 一般社団法人秋田県建造物解体業協会
理 事 長 田 村 典 美

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

一般社団法人秋田県建造物解体業協会
理事長 様

秋田市長

災害時応急対策協力要請書

「災害時における応急対策への協力に関する協定」第 3 条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 実施日時 月 日 時 分から

2 実施場所

3 協力要請事項

- ☐ 人命救助および被害の拡大防止のため、支障となる被災した建築物等の撤去に必要な建設機械等の提供
- ☐ 建設機械等の操作および応急対策に必要な技術員の派遣
- ☐ その他（ ）

4 現場担当者

5 その他参考となるべき事項

年 月 日

秋 田 市 長 様

一般社団法人秋田県建造物解体業協会
理事長

災害時応急対策協力要請書

「災害時における応急対策への協力に関する協定」第5条の規定に基づき、協力応急対策を実施したので下記のとおり報告します。

記

1 活動日時 月 日 時 分から

2 活動場所

3 実施した事項

- ☐ 人命救助および被害の拡大防止のため、支障となる被災した建築物等の撤去に必要な建設機械等の提供
- ☐ 建設機械等の操作および応急対策に必要な技術員の派遣
- ☐ その他（ ）

4 応急対策に従事した会員名

5 その他参考となるべき事項

資料 8－38 秋田市の避難所等情報提供に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とファーストメディア株式会社（以下「乙」という。）とは、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内において発生する災害に備え、秋田市民および秋田市に滞在する秋田市民以外の者に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、甲は、その保有する秋田市内の避難所等の情報を乙に提供し、乙は、当該情報を自社サービス上に掲載するものとする。

（費用の負担）

第3条 前条の規定により甲乙それぞれが実施する作業については、原則として無償で行われるものとし、その作業に係る一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、自社サービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第6条 この協定について疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成 28 年 1 月 21 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋 田 市 長 穂 積 志

東京都千代田区神田神保町一丁目 42 番 4 号

乙 ファーストメディア株式会社

代表取締役社長 山 崎 佳 一

資料 8－39 災害時における支援協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内において地震、津波その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲が、災害時に秋田市災害対策本部を設置し、かつ秋田市内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙が実施する行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2および第1条の3に規定する業務とする。

（要請の手続等）

第4条 第2条の要請は、災害時支援協力要請書（別記様式）により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請することができるものとする。

2 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請後速やかに災害時支援協力要請書を乙に提出しなければならない。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、平時から連絡調整に努めるものとする。

（相談者の負担）

第5条 第3条の行政書士業務について必要となる人件費は無償とする。ただし、印紙代、諸証明交付手数料等の実費は、相談者の負担とする。

（報告）

第6条 乙は、実施した行政書士業務の件数、対象者、相談内容について、随時、甲に書面により報告するものとする。ただし、その具体的範囲は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲の責めに帰すべき事由に

よらないものについては、甲は負担を負わない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成28年10月27日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市山王四丁目4番14号

乙 秋田県行政書士会

会 長 千 葉 一 明

別記（第４条関係）

防 安 第 号
令和 年 月 日

秋田県行政書士会会長 様

住 所

〇〇〇長 氏 名

災害時応急対策協力要請書

災害時における支援協力に関する協定書第２条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

要請担当者氏名・電話	職氏名 電話番号
要 請 日 時	
要 請 内 容	
場 所	
期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日
備 考	

資料 8－40 災害時における支援協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田県遊技業協同組合（以下「乙」という。）および秋田中央遊技業協同組合（以下「丙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲の災害対策に必要な支援活動に関し、乙および丙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 乙および丙は、丙の組合員が所有する施設等の特性、災害時の被災状況等を考慮した上で、次に掲げる内容について協力するものとする。

- （1）災害応急対策用車両の待機場所および一般車両の一時避難場所として使用することができる丙の組合員が所有する施設の使用
- （2）丙の組合員が所有する施設において、営業時間内におけるトイレの貸出し、飲料水および災害情報の提供等の支援の実施
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める支援業務

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、災害応急対策のため必要があると判断したときは、乙に対して協力要請をすることができるものとし、乙は、丙と協議の上、可能な限り甲に協力するものとする。

2 前項の協力要請は、支援協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 乙および丙は、甲の協力要請を待たずに必要な支援を行うことができるものとする。

（活動報告）

第4条 乙は、支援協力の実施を完了したときは、支援協力報告書（第2号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（施設等の使用方法等）

第5条 甲が第2条の規定により丙の組合員が所有する施設等を使用する場合においては、その使用方法等は、甲、乙および丙が別途協議の上、定めるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の規定による協力に要した費用は、乙ならびに丙および丙の組合員が負担するものとする。

（情報交換）

第7条 甲、乙および丙は、平常時から相互の連絡体制等必要な情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙もしくは丙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙が署名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年10月8日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市手形字西谷地175番地2

乙 秋田県遊技業協同組合

理事長 松 岡 信 吉

秋田市手形字西谷地175番地2

丙 秋田中央遊技業協同組合

理事長 新 井 弘 泰

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

秋田市長

支援活動要請書

災害時における支援活動に関する協定書第 3 条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 日時 年 月 日（ ）から

2 場所

3 業務内容

4 その他

年 月 日

（宛先）秋田市長

支援協力報告書

年 月 日付け第 号により協力要請のあった支援協力が下記の通り終了したので、災害時の支援協力に関する協定書第 4 条の規定により報告します。

記

1 活動期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

2 場所

3 協力内容

4 その他

資料 8－4 1 災害時等における無人航空機による協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田ドローンコミュニティ（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機による協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市内において自然災害や大規模事故、武力攻撃事態等の他、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、無人航空機（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 22 項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力の要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請の内容）

第 2 条 協力要請の内容は、無人航空機を活用して、被災状況等の情報収集を行うこと（以下「協力活動」という。）とする。

（協力の要請手続）

- 第 3 条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請をするものとし、乙は、協力が可能な範囲で協力要請に応じるものとする。
- 2 甲の前項の協力要請は、協力要請書（別記様式第 1 号）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合であって、当該要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。
- 3 甲は、協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動の現場協議）

第 4 条 甲乙両者は、現場にて協議した上で、協力活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第 5 条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（活動報告等）

- 第 6 条 乙は、災害時等における活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。
- 2 災害時等における乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

（著作権の譲渡）

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（費用の負担）

第8条 協力要請に要した経費は、記録媒体のみ甲の負担とし、交通費等のその他費用については乙の負担とする。

（損害補償）

第9条 協力要請に伴い乙の構成員および無人航空機に生じた損害（第三者に対する損害を含む。）の補償の取扱は、次のとおりとする。

(1) 乙の構成員が協力活動中に死亡もしくは負傷し、又は協力活動に起因した疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合は、甲が必要と認める範囲でその損害を補償する。ただし、乙の構成員が協力活動中に明らかに乙又は乙の構成員の責任に帰する原因により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

(2) 乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

(3) 乙は、協力活動にあたり、必要な保険（損害賠償等）に加入している無人航空機を使用するものとする。

(4) 乙の保有する無人航空機が協力活動中に破損、紛失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。ただし、当該無人航空機について機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、損害の生じた原因が甲の故意又は重大な過失によるものであることが明らかである場合は、この限りでない。

(5) 甲乙両者は、損害補償すべき事案が発生したときは速やかに相手方に連絡するとともに、必要な書類等を提出するものとする。

（平常時の準備）

第10条 乙が協力活動を円滑に行うための平常時行う準備の内容は、次のとおりとする。

(1) 乙は、災害応援に関する調査票（別記様式第2号）を毎年度初めおよび変更がある場合に甲へ提出すること。

(2) 乙の構成員に対する本協定の周知に努めること。

(3) 災害時等に使用する無人航空機の準備および習熟に努めること。

(訓練の参加)

第 11 条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。甲又は乙の構成員でなくなった後も、同様とする。

(有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の 1 か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に 1 年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 13 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

鳥取県西伯郡大山町加茂 2037 番地 3
乙 秋田ドローンコミュニティ
代 表 宇佐美 孝 太

別記様式第 1 号

年 月 日

秋田ドローンコミュニティ
代表 様

秋 田 市 長

協力要請書

下記のとおり、無人航空機による協力を要請します。

記

1 協力要請の理由

2 協力要請をする場所

3 協力要請をする期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 現場責任者の所属、職・氏名および連絡先

所属

職・氏名

連絡先

5 その他参考となるべき事項

年 月 日

災害応援に関する調査票

■ 基本情報

商号又は名称			
住 所	〒		
代 表 者 氏 名		F A X 番 号	
電 話 番 号		e - m a i l	

■ 緊急連絡先

連絡責任者氏名		役 職	
昼 間 連 絡 先		夜 間 連 絡 先	

■ 事業所（活動拠点の所在地）

事 業 所 名	
所 在 地	
位 置 図	
住宅地図その他、事業所の位置が明確に確認できるものを添付してください。	

資料 8－4 2 災害時における仮設鋼材の供給に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とヒロセホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における仮設橋等の仮設鋼材（以下「仮設鋼材という」）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市内で災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、落橋、道路の陥没および流出等（以下「落橋等」という。）により、救援活動、市民生活等に支障が生じた場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、当該落橋等の応急対策に必要な仮設鋼材の供給を要請することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙又は乙の子会社もしくは関連会社（以下「乙等」という。）に対し、仮設鋼材の供給を要請することができる。
2 乙等は、前項の規定により甲から要請があったときは、できる限り協力するものとする。

（要請手続）

第 3 条 前条第 1 項の規定による要請は、仮設鋼材供給要請書（第 1 号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出しなければならない。

（報告）

第 4 条 乙等は、甲の要請により仮設鋼材の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（物資の運搬）

第 5 条 仮設鋼材の供給場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙等又は乙等の指定する者が行うものとする。

（使用期間）

第 6 条 仮設鋼材の使用期間は、災害による落橋等の復旧が完了するまでの期間とする。この場合において、前段の使用期間は、災害の状況を考慮し、その都度甲乙等協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第 7 条 乙等が仮設鋼材の供給の実施に要した費用（乙等が設置および撤去を行う場合

にあつては、その費用を含む。)は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害の発生前において適正な方法により算出した金額とし、甲乙等協議の上、決定するものとする。

(情報交換)

第8条 甲および乙は、平常時から相互の連絡体制等必要な情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、連絡責任者をそれぞれ置くものとする。

- 2 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年10月3日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

東京都江東区東陽四丁目1番13号
乙 ヒロセホールディングス株式会社
代表取締役会長 廣 瀬 太 一

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

様

秋 田 市 長

仮設鋼材供給要請書

災害時における仮設鋼材の供給に関する協定書第 3 条の規定に基づき、下記のとおり仮設鋼材の供給を要請します。

記

- 1 日時
年 月 日
- 2 要請する仮設鋼材
- 3 要請する理由
- 4 供給場所
- 5 その他参考となるべき事項

資料 8－43 災害時における軽油の供給に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋印株式会社（以下「乙」という。）とは、市内において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における軽油の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、当該要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

（1） 乙が秋田市公設地方卸売市場内の自家給油所に保有する軽油を供給すること。

（2） 前号に掲げるもののほか、軽油の供給のため必要と認める事項

2 甲および乙は、前項各号に定めのない事項については別に協議し、必要があるときは相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、軽油の供給が必要と認めるときは、供給要請書（第1号様式）により乙に要請するものとする。ただし、事態が急迫し、文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、前項ただし書の規定により、協力の要請をしたときは、事後において速やかに文書を乙に提出するものとする。

（報告）

第3条 乙は、甲からの要請に応じて軽油の供給を行ったときは、速やかに供給報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第1条の規定による協力の要請に応じて実施した供給活動に係る費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害の発生直前における適正な価格を基準とし、甲および乙が協議して決定するものとする。

（負傷等の補償）

第5条 第1条の規定による協力の要請に応じ供給活動に従事した者が、当該供給活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がい者となった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定を適用するものとする。この場合において、同法の適用がないときは、甲および乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長、乙にあっては本社管理グループ総務部長とする。

3 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、令和元年5月29日から令和2年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、同様とする。

(協議)

第8条 この協定の履行に当たり疑義を生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議し、円満にその解決に当たるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月29日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市外旭川字一本木80番地4
乙 秋印株式会社
代表取締役 三 浦 征 善

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

秋印株式会社 代表取締役 様

秋田市長

軽 油 供 給 要 請 書

災害時における軽油の供給に関する協定書第 1 条の規定に基づき、次のとおり軽油の供給を要請します。

記

- 1 供給場所 秋田市外旭川字待合 2 8 番地
- 2 供給日時 年 月 日 午前・午後 時
- 3 供給量 L

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災安全対策課長
電 話 018-888-5434
F A X 018-888-5435

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

秋田市長 様

秋印株式会社
代表取締役

軽 油 供 給 報 告 書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった災害時における軽油の供給に関する協定書第 1 条の規定に基づく軽油供給活動が完了したので報告します。

記

- 1 供給場所 秋田市外旭川字待合 2 8 番地
- 2 供給日時 年 月 日 午前・午後 時
- 3 供給量 L

連絡責任者 秋印株式会社
本社管理グループ総務部長
電 話 018-869-7890
F A X 018-869-7310

資料 8－4 4 災害に係る情報発信等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市内で災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が住民に対して必要な情報を迅速に提供するため、甲と乙との取組について必要な事項を定めることを目的とする。

（取組の内容）

第 2 条 この協定における取組の内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲が、秋田市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲が、秋田市内の避難勧告、避難指示（緊急）等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 甲が、災害発生時の秋田市内の被害状況、ライフラインに関する情報等を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（費用の負担）

第 3 条 前条の規定により甲乙それぞれが実施する取組については、原則として無償で行われるものとし、その取組に係る一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第 4 条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（公表）

第 5 条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（連絡体制）

第 6 条 甲および乙は、第 2 条に規定する取組が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第8条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年6月7日

甲 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市
秋田市長 穂 積 志

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

資料 8－45 災害時における電動車両等の貸与に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）および三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電動車両等の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内における災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時に、電動車両等の貸与について必要な事項を定めることを目的とする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与の要請をするものとし、乙は、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

2 前項の要請は、要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 丙は、前項の規定により甲が要請する電動車両等の種類および数量等に関し、乙が保有する電動車両等の貸与が困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により電動車両等を貸与したときは、報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期および返却場所については、甲および乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙および丙が協議の上、決定するものとする。

(損害補償および保険)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故等により、第三者に与えた物的又は人的被害については、その損害の帰責理由のある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、丙、および乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 乙は、電動車両の提供に当たり、乙の負担により自賠責保険および任意保険に加入するものとし、前号の場合において、甲が補償責任を負う場合については、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。ただし、保険の自己負担額および保険対象外の経費については、甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲、乙および丙は、この協定に基づく正当な費用についての支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第10条 甲は、貸与を受けた電動車両等を使用する際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、秋田市内で使用する。

(3) 電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策に問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡する。

(連絡責任者)

第11条 甲、乙および丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（第3号様式）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(訓練への参加)

第12条 乙および丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練に参加するものとする。

2 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(情報交換)

第13条 甲、乙および丙は、平常時から相互の連絡体制等必要な情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲、乙又は丙からこの協

定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれが署名の上、各自その1通を所持する。

令和2年2月25日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長

穂 積 志

秋田市川元開和町4番17号

乙 秋田三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長

佐 藤 功

東京都港区芝浦三丁目1番21号

丙 三菱自動車工業株式会社

取締役 代表執行役CEO 加 藤 隆 雄

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

秋田三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 様

秋田市長

災害時における電動車両等の貸与要請書

災害時における電動車両等の貸与に関する協定書第 3 条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 要請する理由
- 2 要請する電動車両等の種類、企画および数量
種類
規格
数量
- 3 要請する期間
年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
- 4 要請する場所
- 5 その他必要な事項

第 2 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）秋田市長

秋田三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長

災害時における電動車両等の貸与報告書

年 月 日付け第 号により協力要請のあった電動車両等の貸与が下記の通り終了したので、災害時における電動車両等の貸与に関する協定書第 4 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 貸与した電動車両等の種類、企画および数量

種類

規格

数量

2 貸与した期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

3 貸与した場所

4 その他必要な事項

年 月 日

連絡責任者報告書

（宛先）

会社・団体名

災害時における電動車両等の貸与に関する協定書第 11 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（ 年 月 日現在）

第一順位	役職 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第二順位	役職 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	
第三順位	役職 氏名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス	

資料 8－46 災害時における炊き出しの実施に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田県キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害その他の災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲と乙が相互に協力して行う市民生活の安定を図るための炊き出しの実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が開設した避難所又は甲が指定する被災場所（以下「避難所等」という。）において炊き出しを必要とするときは、乙に対し、キッチンカーによる当該避難所等における炊き出しの実施について協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条の規定による要請は、災害時における炊き出しの実施に関する協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、乙に加盟するキッチンカーにより、避難所等において優先的に炊き出しを実施するよう努めるものとする。

2 乙が炊き出しを実施する場合の品目は、原則として別表に定める品目のうちから災害に応じて甲が指定するものとする。

3 乙が炊き出しを実施する場合に要する物資は、乙が輸送するものとする。

（物資の提供）

第5条 甲は、乙が第2条の規定による要請に応じて炊き出しを実施する場合において、必要な物資が不足するときは、甲が締結している応援協定等により調達した物資を乙に提供することができる。

（報告）

第6条 乙は、第2条の規定による要請に応じて炊き出しを実施したときは、甲に対し、速やかに災害時における炊き出しの実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が第2条の規定による要請に応じて実施した炊き出しに要した費用は、全額を甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準とし、炊き出しの終了後、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲については秋田市総務部防災安全対策課長、乙については秋田県キッチンカー協会会長とする。

3 甲および乙は、連絡責任者の氏名、連絡先その他必要な事項をあらかじめ相手方に通知するものとする。

4 甲および乙は、前項の規定により通知した事項に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がないときは、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年3月18日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市
秋田市長

秋田市大町五丁目4番20号

乙 秋田県キッチンカー協会
会 長

別表（第４条関係）

炊き出し品目

分類	品目名
米飯類	カレーライス、牛丼、おにぎりその他これらに類するもの
麺類	そば、うどん、ラーメン、焼きそばその他これらに類するもの
汁物	豚汁、みそ汁、コンソメスープ、コーンスープその他これらに類するもの
軽食	クレープ、たこ焼きその他これらに類するもの

様式第 1 号（第 3 条関係）

防安第 号
年 月 日

秋田県キッチンカー協会
会長 様

秋田市長

災害時における炊き出しの実施に関する協力要請書

災害時における炊き出しの実施に関する協定第 2 条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

日時	年 月 日 時 分から 時 分
納品場所	
現場担当者 (市職員)	氏 名 電話番号
要請担当者	氏 名 電話番号

品目	数量	備考

様式 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長

秋田県キッチンカー協会
会長

災害時における炊き出しの実施報告書

年 月 日付け防安第 号で要請のあった災害時における炊き出しの実施
に関する協定第 4 条の規定に基づく炊き出しが完了したので報告します。

提供品目	数量	備考

資料 8－47 災害時等における宿泊施設の提供に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社グリーンズ（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙が運営するコンフォートホテル秋田の宿泊施設を、避難所での避難生活が困難な者、本市へ避難した被災者等の避難所等として活用するため、次のとおり協定を締結する。

（被災者等の範囲）

第1条 この協定において、被災者等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号で定める要配慮者のうち避難所での避難生活が困難な者
 - (2) 被災地等から本市へ避難した避難者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
- 2 乙の運営する宿泊施設は、一般の宿泊施設であり、専門のスタッフ等が常駐していないことから、原則として専門的な介護・医療が必要な者については対象としないものとする。

（要請および協力）

第2条 甲は、災害時等において、避難所等として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し宿泊施設の提供を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で宿泊施設の提供について協力するものとする。

（要請する業務の範囲）

第3条 前条第1項の規定による要請に基づき乙が実施する業務の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者等への宿泊施設の提供
- (2) 被災者等への食事の提供
- (3) 被災者等へのシャワールームの提供
- (4) その他甲が必要と認める事項

（要請の方法）

第4条 甲が乙に対して第2条に規定する要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害支援要請書（第1号様式）により行うものとする。

- (1) 要請内容
 - (2) 受入れ要請の人数
 - (3) 給食要請数
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる事項
- 2 甲は緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。
- 3 甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第1項の要請書（第1号様式）を提出するものとする。
- 4 乙は、甲から協力要請があった項目について、その時点で供給可能な数量を甲に伝えるものとする。

（協力対象期間）

第5条 宿泊施設への受入等協力の対象期間は、乙が受入可能となった日から仮設住宅が整備され、入居が完了する等宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまで等、甲の指示する期間とする。

(報告)

第6条 乙は、第2条第2項の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に災害支援報告書(第2号様式)により、次の事項を報告するものとする。

- (1) 協力内容
- (2) 受入れ人数
- (3) 給食提供数
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 乙は、緊急を要すると認められる場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知する事により報告を行うことができる。

3 乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第1項の報告書(第2号様式)を提出するものとする。

(経費の支出)

第7条 乙の運営する宿泊施設の提供に要した経費(サービスの提供料金を含む。以下同じ。)は、甲乙協議のうえ金額を決定し、乙からの適法な支払請求に基づき、甲が支払うものとする。

(取消料)

第8条 乙は、甲が要請後に当該要請の取消を行った場合であっても、甲に対して取消料は請求しないものとする。

(連絡責任)

第9条 甲および乙は、宿泊施設の提供に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和6年8月2日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定の実施について協定の定めがない事項又は疑義が生じた事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年8月2日

秋田県秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長
三重県四日市市浜田町5番3号
乙 株式会社グリーنز
代表取締役社長

資料 8－48 災害時における物資の供給協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社たけや製パン（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙との物資の供給に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（要請および協力）

第2条 甲は、災害時において、被災者等へ供給する物資を確保する必要があるときに、乙に対し協力を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときに、可能な範囲で協力するものとする。

（業務の範囲）

第3条 前条第1項の規定による協力要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 乙が保有又は製造する物資を甲に供給すること。
- (2) 乙の関連会社が保有又は製造する物資を甲に供給すること。
- (3) 前各号に掲げる物資を、乙が甲の指定する場所まで運搬すること。

（品目・数量の決定）

第4条 供給する物資の品目（パン、おにぎり、弁当等）および数量は、甲の希望に基づき、乙の供給体制や被害の状況等に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しに係る日時や場所は、甲の希望に基づき、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項に基づき乙が運搬した物資は、納入場所を管理する甲が品目、数量等を確認の上、引取るものとする。

（協力要請の方法）

第6条 甲は、第2条第1項の規定に基づく協力要請を行う場合、災害支援要請書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができるものとする。この場合、事後において、速やかに災害支援要請書（第1号様式）を提出するものとする。

(実施報告の方法)

第7条 乙は、第2条第2項の規定に基づき協力した場合、速やかに甲に災害支援報告書(第2号様式)により、報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施報告は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができるものとする。この場合、事後において、速やかに災害支援報告書(第2号様式)を提出するものとする。

(経費の負担)

第8条 第2条第1項の規定による協力要請に基づき、乙が要した経費は、運搬に係る経費を除き、甲が負担する。

2 費用は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡体制)

第9条 甲および乙は、情報の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書で更新しない旨の通知がない場合は、この協定書の有効期間は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年11月20日

甲 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市
秋田市長 穂 積 志

乙 秋田市川尻町字大川反233番60号
株式会社たけや製パン
代表取締役社長 武 藤 真 人

(第 1 号様式)

年 月 日

株式会社たけや製パン
代表取締役社長 様

秋田市長

災害支援要請書

災害時における物資の供給協力に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

協力要請内容

No	品目	数量	納入日時	納入場所	備考
1					1人あたりの金額等
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

連絡責任者

秋田市総務部防災安全対策課

電 話 018-888-5434

F A X 018-888-5435

(第2号様式係)

年 月 日

(宛先) 秋田市長

株式会社たけや製パン
代表取締役社長

災害支援報告書

災害時における物資の供給協力に関する協定書に基づき、次のとおり報告します。

実施報告内容

No	品目	数量	納入日時	納入場所	備考
1					1人あたりの金額等
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

連絡責任者

株式会社たけや製パン

電 話 018-864-3117

F A X 018-865-7242

資料 8－49 災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社ナガワ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙との機材の供給に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（要請および協力）

第2条 甲は、災害時において、応急活動等に使用する機材を確保する必要があるときに、乙に対し協力を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときに、可能な範囲で協力するものとする。

（業務の範囲）

第3条 前条第1項の規定による協力要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 乙が保有又は調達可能な機材を甲に優先供給すること。
- (2) 乙が保有又は調達可能な機材を甲の指定する場所まで運搬すること。
- (3) 乙が保有又は調達可能な機材を甲の指定する場所に設置すること。

（機材の品目）

第4条 甲が要請する品目は、別表のとおり、仮設ハウス、業務用設備、冷暖房機器、仮設トイレ等、乙が保有又は調達できるものとし、乙の供給体制や被害の状況等に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

ただし、秋田県がプレハブ建築協会から斡旋を受けた会員へ発注する応急仮設住宅を除く。

2 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、平時から甲に情報提供を行う。

（機材の貸借）

第5条 機材の引渡しに係る日時、場所および貸出期間は、甲の希望に基づき、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項に基づき乙が運搬および設置した機材は、納入場所を管理する甲が品目、数量等を確認の上、引取るものとする。

(協力要請の方法)

第6条 甲は、第2条第1項の規定に基づく協力要請を行う場合、災害支援要請書(第1号様式)により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができるものとする。この場合、事後において、速やかに災害支援要請書(第1号様式)を提出するものとする。

(実施報告の方法)

第7条 乙は、第2条第2項の規定に基づき協力した場合、速やかに甲に災害支援報告書(第2号様式)により、報告するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施報告は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができるものとする。この場合、事後において、速やかに災害支援報告書(第2号様式)を提出するものとする。

(経費の負担)

第8条 第2条第1項の規定による協力要請に基づき、乙が、機材の供給および運搬ならびに設置に要した経費は、甲が負担する。

- 2 費用は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

(善管義務)

第9条 機材の所有権は乙に帰属するものとし、甲は善良な管理者の注意をもって機材を使用・管理するものとする。

- 2 機材の賃貸借の期間中および賃貸借終了後、乙に返還されるまでの期間において、破損および毀損・滅失についての責は甲に帰属するものとし、修理および補償ならびに損失の補てんに関する費用は全て甲の負担とする。

(善管義務追加条項)

第10条 前条の善管義務は、地震、風水害等の災害を起因とする場合も同様とし、乙は甲の責に帰することができない破損および毀損・滅失に関しても、修理および補償ならびに損失の補てんに関しての費用を甲へ請求できることとし、甲はその支払義務を負うこととする。

(連絡体制)

第11条 甲および乙は、情報の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

- 2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書で更新しない旨の通知がない場合は、この協定書の有効期間は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(協議事項)

第13条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和6年12月3日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市
秋田市長

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

乙 株式会社ナガワ
代表取締役社長

(別表)

保有・調達可能なレンタル機材リスト

種類	仕様・品目
仮設ハウス	カタログを参照
業務用設備	デスク、テーブル、イス、プリンター、キャビネット、棚、ホワイトボード、ロッカー、シューズボックス、レターケース、空気清浄機、分煙機、テレビ、掃除機、電気ポット、電子レンジ、冷蔵庫、洗濯機、コンロ、ベッド、ワイヤレスマイク、パーテーション
冷暖房機器	壁掛型エアコン、床置型エアコン、スポットクーラー、扇風機、ブルーヒーター、石油ファンヒーター、石油ストーブ、電気ストーブ、加湿器
仮設トイレ	ペダル式軽水洗トイレ、水洗式トイレ、汲取式トイレ、ユニバーサルトイレ、フェンス、手洗用シンク
その他	入浴設備付仮設ハウス、仮設シャワールーム、資材用テント、仮設ゴミ置き場、フェンス、バリケード

※詳細は商品カタログ参照

(第 1 号様式)

年 月 日

株式会社ナガワ
秋田営業所所長 様

秋田市長

災害支援要請書

災害時におけるレンタル用機材の供給協力に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

協力要請内容

No.	品目・数量	納入日時・場所	期 間	備 考
1				
2				
3				
4				
5				

連絡責任者
秋田市総務部防災安全対策課
電 話 018-888-5434
F A X 018-888-5435

(第2号様式)

年 月 日

(宛先) 秋田市長

株式会社ナガワ
秋田営業所所長

災害支援報告書

災害時におけるレンタル用機材の供給協力に関する協定書に基づき、次のとおり報告します。

実施報告内容

No.	品目・数量	納入日時・場所	期 間	備 考
1				
2				
3				
4				
5				

連絡責任者
株式会社ナガワ秋田営業所
電 話 018-829-4110

資料 8－50 災害時における物資の供給協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社横浜ファーマシー（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙との物資の供給に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（要請および協力）

第2条 甲は、災害時において、被災者等へ供給する物資を確保する必要があるときに、乙に対し協力を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときに、可能な範囲で協力するものとする。

（業務の範囲）

第3条 前条第1項の規定による協力要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 乙が保有する物資を甲に供給すること。

(2) 前号に掲げる物資を、乙が甲の指定する場所まで運搬すること。

（品目・数量の決定）

第4条 供給する物資の品目（食料品、飲料水、日用品、その他乙の取扱商品）および数量は、甲の希望に基づき、乙の供給体制や被害の状況等に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しに係る日時や場所は、甲の希望に基づき、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項に基づき乙が運搬した物資は、納入場所を管理する甲が品目、数量等を確認の上、引き取るものとする。

（協力要請の方法）

第6条 甲は、第2条第1項の規定に基づく協力要請を行う場合、災害支援要請書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができるものとする。この場合、事後において、速やかに災害支援要請書（第1号様式）を提出するものとする。

(実施報告の方法)

第7条 乙は、第2条第2項の規定に基づき協力した場合、速やかに甲に災害支援報告書（第2号様式）により、報告するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施報告は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができるものとする。この場合、事後において、速やかに災害支援報告書（第2号様式）を提出するものとする。

(経費の負担)

第8条 第2条第1項の規定による協力要請に基づき、乙が要した経費は、甲が負担する。

- 2 費用は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡体制)

第9条 甲および乙は、情報の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

- 2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書で更新しない旨の通知がない場合は、この協定書の有効期間は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和6年12月16日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

青森県弘前市大字末広二丁目 2 番地 1 0
乙 株式会社横浜ファーマシー
代表取締役社長 大久保 勝 之

(第 1 号様式)

年 月 日

株式会社横浜ファーマシー
代表取締役社長 様

秋田市長

災害支援要請書

災害時における物資の供給協力に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

協力要請内容

No.	品 目	数 量	納入日時	納入場所	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

連絡責任者
秋田市総務部防災安全対策課
電 話 018-888-5434
F A X 018-888-5435

(第2号様式)

年 月 日

(宛先) 秋田市長

株式会社横浜ファーマシー
代表取締役社長

災害支援報告書

災害時における物資の供給協力に関する協定書に基づき、次のとおり報告します。

実施報告内容

No.	品 目	数 量	納入日時	納入場所	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

連絡責任者
株式会社横浜ファーマシー
電 話 0172-55-8220
F A X 0172-55-5451

第9 指定公共機関等との協力に関する資料

資料9－1 指定公共機関等との協力に関する資料

名 称	締結年月日	締 結 先
秋田市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定	令和3年1月28日	日本郵便株式会社
秋田駅での輸送混乱時における秋田市民交流プラザ使用に関する覚書	平成18年12月22日	東日本旅客鉄道株式会社
災害時の協力に関する協定	平成21年11月18日	東北電力株式会社秋田営業所
	平成21年11月18日	東日本電信電話株式会社秋田支店
非常災害時における協力に関する協定	平成14年7月1日	秋田椿台エフエム放送株式会社
災害時における緊急輸送等に関する協定	平成23年2月7日	社団法人秋田県トラック協会
災害時における放送に関する協定	平成23年4月27日	株式会社エフエム秋田 (秋田県警察本部)
	平成23年4月27日	株式会社秋田放送 (秋田県警察本部)
地域防災パートナーシップ協定書	令和5年11月22日	株式会社秋田放送
災害に係る情報発信等に関する協定書	令和2年7月10日	株式会社秋田ケーブルテレビ
秋田市における災害協力に関する協定	平成25年5月7日	株式会社秋田銀行
	平成25年5月7日	株式会社北都銀行
災害時における石油製品等の供給に関する協定	平成23年6月24日	秋田県石油商業組合秋田支部
災害時における液化石油ガスおよび応急対策用資機材の調達に関する協定	平成28年2月8日	一般社団法人秋田県LPGガス協会
災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定	平成25年7月18日	ヤマト運輸株式会社秋田主管支店
災害時における支援活動に関する協定書	令和元年6月6日	赤十字飛行隊秋田支隊

資料 9－2 秋田市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定

秋田市(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。なお、本協定の対象となる郵便局は「別紙 1」のとおり。)は、以下のとおり協定を締結する。

(活動地域)

第 1 条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

(連携事項)

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項(詳細は「別紙 2」に定める。)について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) 女性の活躍推進に関すること
- (5) その他、地方創生又は住民の利便性向上等に関すること

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。
また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

(協定内容の変更)

第 3 条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(免責)

第 4 条 乙は、連携事項等について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第 5 条 甲及び乙は、連携事項等の具体化の検討及び第 2 条第 2 項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第 6 条 本協定の有効期間は、締結日から 2021 年 3 月 31 日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の 1 か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から 1 年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

2021年1月28日

甲 秋田市山王一丁目1-1
秋田市長 穂 積 志

乙 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目1番34号
日本郵便株式会社
東北支社長 古 屋 正昭

「別紙 1」

秋田市内郵便局

	局名	住所	電話番号
1	秋田中央郵便局	秋田県秋田市保戸野鉄砲町 5 - 1	018-823-0911 (総務部)
2	土崎郵便局	秋田県秋田市土崎港中央 3 - 6 - 1 0	018-845-1202 (窓口営業部)
3	秋田牛島東郵便局	秋田県秋田市牛島東 6 丁目 5 - 4	018-832-7836
4	秋田通町郵便局	秋田県秋田市大町 1 丁目 3 - 2 3	018-823-9620
5	秋田牛島郵便局	秋田県秋田市檜山本町 1 1 - 7	018-832-8903
6	秋田駅トピコ郵便局	秋田県秋田市中通 7 丁目 1 - 2	018-832-8904
7	秋田旭南郵便局	秋田県秋田市旭南 2 丁目 9 - 1 3	018-823-9627
8	秋田檜山郵便局	秋田県秋田市南通みその町 6 - 3 2	018-832-8905
9	秋田保戸野郵便局	秋田県秋田市保戸野原の町 3 - 2	018-823-9631
10	秋田大町郵便局	秋田県秋田市大町 3 丁目 4 - 1 1	018-823-9632
11	秋田川尻郵便局	秋田県秋田市川尻みよし町 5 - 2 7	018-823-9633
12	秋田中通六郵便局	秋田県秋田市中通 6 丁目 3 - 2 5	018-833-1818
13	秋田駅前郵便局	秋田県秋田市中通 4 丁目 1 1 - 1 4	018-832-3939
14	秋田県庁構内郵便局	秋田県秋田市山王 4 丁目 1 - 1	018-823-9705
15	秋田明田郵便局	秋田県秋田市広面野添 1 3 0 - 4	018-832-8906
16	新屋郵便局	秋田県秋田市新屋元町 2 2 - 3 8	018-828-4324
17	秋田手形郵便	秋田県秋田市手形新栄町 2 - 2 9	018-832-8900
18	秋田泉郵便	秋田県秋田市泉馬場 6 - 1 4	018-868-3300
19	八橋郵便	秋田県秋田市八橋本町 6 丁目 8 - 8	018-823-9625
20	豊岩郵便	秋田県秋田市豊岩豊巻内縄尻 7 7	018-828-4100
21	秋田茨島郵便	秋田県秋田市茨島 2 丁目 3 - 4 1	018-823-9621
22	秋田割山郵便	秋田県秋田市新屋松美町 6 - 5	018-823-9525
23	新屋駅前郵便	秋田県秋田市新屋扇町 1 3 - 3 1	018-828-4200
24	秋田広面郵便	秋田県秋田市広面釣瓶町 1 4 7 - 1	018-832-9840
25	秋田新藤田郵便	秋田県秋田市旭川新藤田東町 1 8 - 4	018-833-5851
26	秋田屋敷田郵便	秋田県秋田市広面屋敷田 1 0 - 2	018-836-0600
27	追分郵便	秋田県秋田市金足追分海老穴 2 7 3	018-873-5070
28	土崎港郵便	秋田県秋田市土崎港中央 2 丁目 5 - 1 3	018-857-0280
29	秋田寺内郵便	秋田県秋田市寺内堂ノ沢 1 丁目 1 5 - 7	018-846-7248
30	上新城郵便	秋田県秋田市上新城中稻荷田 5 3 - 2	018-870-2100
31	秋田将軍野郵便	秋田県秋田市将軍野南 4 丁目 8 - 2 0	018-857-0380
32	飯島郵便	秋田県秋田市土崎港北 7 丁目 5 - 8 6	018-857-0480
33	土崎東郵便	秋田県秋田市将軍野東 1 丁目 8 - 2 8	018-857-0580
34	秋田新国道郵便	秋田県秋田市八橋鯨沼町 1 - 5 7	018-823-9685

「別紙 2」

「秋田市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」
具体的連携項目

秋田市(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、「秋田市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」(以下「協定」という。)に基づき、相互に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域活性化及び住民サービスの向上等に資するため、様々な取組を進めるものとする。

なお、本別紙に定めのない連携項目(取組)等は、甲乙による定期的な協議を通じて、当該年度の具体的な取組として、下記に定める具体的連携項目も含め「年間計画書」を策定し、取り組むものとする。

第 1 協定第 2 条第 1 項第 1 号関係

1 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること

平常時から防災態勢の強化に取り組むとともに、秋田市内において災害が発生した場合は、相互に緊密に連携し、一日も早い復旧を目指して取り組むものとする。

(連携内容)

(1) 平常時においては、主に次に掲げる項目について、甲乙が連携して取り組むものとする。

ア 相互の防災計画の状況等について情報交換を行うとともに、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議を行い、連携強化を図る。

イ 防災会議や防災訓練等への参加等により、災害発生時の体制について、相互理解を深める。

(2) 秋田市内において災害(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に定める被害をいう。以下同じ。)が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができるものとする。

ア 緊急車両等としての車両の提供(所持する車両に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

イ 甲又は乙が収集した被災地の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

ウ 郵便局ネットワークを活用した広報活動

エ 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策

(ア) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(ウ) 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

(エ) 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

オ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届(郵便局様式)の配布・回収を含むものとする。)

カ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払（被災地支援のための日本赤十字社等の振替口座宛ての災害義援金の無料送金など）及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い（保険料払込猶予期間の延伸など）について、各社から要請があった場合の取扱い

キ その他、要請のあったもののうち協力できる事項

（経費の負担）

上記に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

なお、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 高齢者、障がい者、子ども等の見守り活動に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、秋田市内の高齢者、障がい者、子ども等の安全の確保を図るものとする。

（連携内容）

乙が、秋田市内で業務を行う際に、高齢者や障がい者、子ども等の登下校等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、甲へ情報提供を行うものとする。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報するものとする。

3 道路損傷等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、秋田市内の道路における交通の安心・安全の確保及び住民の快適で安心な生活環境の保持を図るものとする。

（連携内容）

乙が、秋田市内で業務を行う際に、次に該当する事象を発見した場合は、甲へ情報提供を行うものとする。

- （1）秋田市が管理する道路の損傷、カーブミラーの損傷、道路上の倒木その他道路の安全に影響を及ぼすおそれのある事象
- （2）秋田市が管理する道路上の動物の死体
- （3）不法投棄が疑われる廃棄物
- （4）水道の漏水

4 地域・暮らしの安心・安全に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、秋田市内において、秋田市内の住民が安心して生活できる地域づくりを推進するものとする。

（連携内容）

乙が、秋田市内で業務を行う際に、住民の何らかの異変に気付いた場合、甲へ情報

提供を行うものとする。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報するものとする。

また、住民が保護を求めて乙の事業所へ避難してきた場合には、当該住民を一時保護する等、地域社会の安心・安全に貢献するものとする。

第2 協定第2条第1項第2号関係

1 地域経済活性化に関すること

甲及び乙の保有するネットワークを活用した他地域との交流を図ることで、連携体制を強化し、秋田市内の経済活性化を支援するものとする。

(主な連携内容)

甲は、交流人口、関係人口、移住者の増加等を目的としたプロモーション活動その他の広報活動等の実施に当たり、乙が所有する施設等の利用に関し協力を求めることができるものとする。

第3 協定第2条第1項第3号関係

1 未来を担う子どもの育成に関すること

乙が保有する施設等を活用し、秋田市の未来を担う子どもの育成に向けた支援を推進するものとする。

(主な連携内容)

甲は、乙があらかじめ示す手続等にしがって、郵便局における児童・生徒の職場見学、職場体験の受入れに関し協力を求めることができるものとする。

第4 協定第2条第1項第4号関係

1 女性の活躍の推進等に関すること

甲及び乙は、女性の活躍の推進、男女共生の推進に関し、相互に協力するものとする。

(主な連携内容)

甲が実施する女性活躍推進事業及び男女共生推進事業に係る広報活動等に関し、甲は、乙が所有する施設等への掲示等の協力を求めることができるものとする。

第5 協定第2条第1項第5号関係

1 その他住民の利便性の向上等に関すること

甲及び乙は、その他住民の利便性の向上等に関し、相互に協力するものとする。

(主な連携内容)

甲が国から委託を受けて実施する各種調査に係る広報活動等に関し、甲は、乙が所有する施設等への掲示等の協力を求めることができるものとする。

《様式》 別添「避難者情報確認シート（避難先届）」及び「協定連絡票」

No.

別添

避難者情報確認シート(避難先届)

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、「秋田市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」に基づき、その目的を達成するために必要な業務のみに使用することとし、厳正に管理します。

なお、下記の承諾に基づき必要に応じて行政機関内及び郵便局双方に開示します。

- ☐ 本紙に記載された情報の行政機関内及び郵便局への開示を承諾します。
(※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。)

【お問合せ先】 秋田市役所（防災安全対策課） 電話：０１８－８８８－５４３４
秋田中央郵便局（総務部） 電話：０１８－８２３－０９１１

届出者氏名	

- ◇ これまでのご住所(アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください。)

〒	—

- ◎ 郵便物の配達について(いずれかを○でお囲みください。)

- ・ ご自宅への配達
- ・ 現在避難している場所への配達

〒	—

- ・ その他への配達⇒郵便局へ転居届を提出してください。

- ◇ ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

協 定 連 絡 票

通 報 日		年 月 日		
異 変 発 見 日 時		年 月 日 (時 分)		
通 報 者	郵便局名	郵便局 (担当 :)		
	電 話	— —		
	F A X	— —		
いずれかに ○ ⇒		地域見守り (高齢者・子ども等)	道路損傷	不法投棄
通 報 内 容		※ 地域見守り (高齢者・子ども等) の場合は、可能な範囲で氏名・住所等を記入。 道路損傷・不法投棄の場合、位置図 (略図) 等を記入又は添付。		

資料 9－3 秋田駅での輸送混乱時における秋田市民交流プラザ使用に関する覚書

秋田駅における輸送混乱時の秋田市民交流プラザ（以下「プラザ」という。）の使用について、秋田市民交流プラザ管理室（以下「甲」という）と東日本旅客鉄道株式会社秋田駅（以下「乙」という）は次のとおり覚書を締結する。

（目 的）

第 1 条 この覚書は、秋田駅において輸送混乱等が発生した場合、駅施設を正常に機能させ、鉄道利用者および公衆等の安全を確保するため、プラザを鉄道利用者の待機場所として使用することを目的とする。

（使用事由）

第 2 条 乙は、輸送混乱時等で乙の施設内に鉄道利用者が溢れた場合、および乙が鉄道利用者の救済措置としてバス代行を実施する場合の待機場所としてプラザを使用できるものとする。

（使用時の連絡）

第 3 条 乙は、プラザを鉄道利用者の待機場所として使用する時は、事前に甲に連絡して承認を得るものとする。

（使用時の条件）

第 4 条 乙は、前条の規定により承認を得た場合であっても、プラザの運営に支障を及ぼさないよう配慮するとともに、施設の使用については甲の指示に従うものとする。

（費用負担）

第 5 条 プラザの有料施設の使用料は原則として無料とする。ただし、使用が長期にわたる場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（使用終了時の連絡）

第 6 条 乙は、プラザの使用を終了した時は、甲に使用終了の連絡をするものとする。

（協議事項）

第 7 条 甲乙は、この覚書に定めのない事項または、この覚書に疑義を生じた事項については、相互に協議のうえ決定するものとする。

以上、覚書の証として、覚書 2 通を作成し、甲乙おのこの記名押印して各自その 1 通を保有する。

平成 18 年 12 月 22 日

秋田市東通仲町 4 番 1 号
甲 秋田市民交流プラザ管理室
室 長 多 田 正 明

秋田市中通 7 丁目 1 番 2 号
乙 東日本旅客鉄道株式会社
秋 田 駅 長 佐 藤 竹 彦

資料 9－4 秋田駅での輸送混乱時のプラザ使用に関する実施要領

秋田駅での輸送混乱時のプラザ使用に関する実施要領

平成 18 年 12 月 22 日

市民交流プラザ管理室長決裁

秋田市民交流プラザ管理室と JR 秋田駅との間で取り交わした「秋田駅での輸送混乱時における秋田市民交流プラザ使用に関する覚書」の実施に関し、必要な事項を以下のとおり定める。

1. 開放場所

- ・原則として「きらめき広場」
- ・必要に応じ「多目的ホール」「和室」「洋室」「音楽交流室 D」

※「必要に応じ」とは

- ・「きらめき広場」が使用（仕込を含む）されている場合
- ・「きらめき広場」に収容しきれない場合
- ・体調不良等配慮が必要な方がいる場合（和室が適当）

2. 要請から実施までの流れ

①プラザ開館時

●要請（JR）→受付・状況把握・判断（プラザ管理室）→実施（新都心ビル・防災センター・スタッフ）

②プラザ閉館時

●要請（JR）→受付・状況把握・判断（防災センター）→実施（防災センター）→報告（プラザ管理室・新都心ビル）

※要請は電話等による

3. 実施業務

- ①「きらめき広場」の開放
- ②椅子、テーブル等の提供（必要に応じ）
- ③「多目的ホール」「和室」等の開放（必要に応じ）
- ④エレベーター、エスカレーターの運転
- ⑤冷暖房設備運転

4. 緊急連絡網

別紙 1

5. JR 輸送混乱時市民交流プラザ使用報告書

別紙 2

資料 9－5 災害時の協力に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社秋田営業所（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）により大規模な停電等が発生した場合における、甲と乙との被害の迅速かつ円滑な復旧のための活動に係る協力について必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の提供）

第 2 条 甲および乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合は、その影響を受けた地域、戸数、停電等の原因および発生時間、復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部への人員派遣）

第 3 条 乙は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合は、甲と連携の上、必要に応じて、当該災害対策本部に乙の社員（以下「災害対策連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 災害対策連絡員は、甲の災害対策本部において乙の窓口となり、災害情報の収集、伝達等を行うとともに、必要に応じて各種調整を図るものとする。

（電力設備の優先的復旧）

第 4 条 乙は、災害により大規模な停電等が発生した場合は、乙の供給管轄内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら公共機関等の災害対策上重要な施設、避難所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧に当たり、高圧、低圧応急用電源車等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第 5 条 甲は、災害により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障を来した場合は、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第 6 条 甲は、乙の電力復旧作業に必要な資材置場、作業車両等の駐車場、幕営地、ヘリポート等の確保に当たっては、乙の要請に応じて、確保に協力するものとする。

(準用)

第7条 乙は、災害時に電力設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため防災訓練を行う場合は、必要に応じてこの協定を準用することができるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長、乙にあっては総務課長とする。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第9条 この協定の履行に当たり疑義を生じた事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決に当たるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成21年11月18日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月18日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市中通二丁目1番11号

乙 東北電力株式会社秋田営業所

所 長 平 澤 宏 治

資料 9－6 災害時の協力に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社秋田支店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）により乙が管理運営している通信の大規模な途絶等が発生した場合における、甲と乙との被害の迅速かつ円滑な復旧のための活動に係る協力について必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の提供）

第 2 条 甲および乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、通信の大規模な途絶等が発生した場合は、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因および発生時間、復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部への人員派遣）

第 3 条 乙は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合は、甲と連携の上、必要に応じて、当該災害対策本部に乙の社員（以下「災害対策連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 災害対策連絡員は、甲の災害対策本部において乙の窓口となり、災害情報の収集、伝達等を行うとともに、必要に応じて各種調整を図るものとする。

（通信設備の優先的復旧）

第 4 条 乙は、災害により通信の大規模な途絶等が発生した場合は、乙のサービスエリア内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら公共機関等の災害対策上重要な施設に対する緊急通信の確保、避難所等への特設公衆電話の設置等を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の通信設備の復旧に当たり、移動電源車、ポータブル衛星等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第 5 条 甲は、災害により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障を来した場合は、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第 6 条 甲は、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、作業車両等の駐車場、幕営地、ヘリポート等の確保に当たっては、乙の要請に応じて、確保に協力するものとする。

(準用)

第7条 乙は、災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため防災訓練を行う場合は、必要に応じてこの協定を準用することができるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長、乙にあっては設備部設備運営担当課長とする。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第9条 この協定の履行に当たり疑義を生じた事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決に当たるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成21年11月18日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月18日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市中通四丁目4番4号

乙 東日本電信電話株式会社秋田支店

支店長 小野寺 仁

資料 9－7 非常災害時における協力に関する協定

(趣 旨)

第 1 条 雄和町（以下「甲」という。）と、秋田椿台エフエム放送局株式会社（以下「乙」という。）は、雄和町及びその周辺で非常災害が発生し、又は災害発生のおそれのある場合、被災情報等を正確迅速に収集、及び伝達するため、この協力協定を締結する。

(協力要請)

第 2 条 「甲」は非常災害時等、電話などによる通信連額が困難な場合、「乙」に協力を要請することができるものとする。

(協力体制)

第 3 条 「乙」は、電波法第 52 条第 4 号による「非常通信業務の範囲」において協力するものとする。

(守秘義務)

第 4 条 「乙」は、情報収集時において知り得た個人のプライバシー及び「甲」の業務上の事項については、「甲」の指示を受けるなど守秘義務を負い、遵守するものとする。

(経費負担)

第 5 条 この協定による通信業務に係る協力は、経費を伴わない範囲で実施されるものとする。

(協定解除)

第 6 条 この協定を終了しようとするときは、その意志を通告することができ、その場合には通告のあった当該年度で協定は解除するものとする。

(その他)

この協定に定めのない事項については、必要に応じて協議するものとする。

平成 14 年 7 月 1 日

甲 雄和町妙法字上大部 4 8－1

雄 和 町 長 伊 藤 憲 一

乙 雄和町椿川字奥椿岱 1 9 3－1 0

秋田椿台エフエム放送株式会社

代表取締役 五十嵐 喜 一

資料 9－8 災害時における緊急輸送等に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と社団法人秋田県トラック協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、市内において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との緊急輸送等（以下「緊急輸送等」という。）に係る協力体制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力を要請できる事項）

第 2 条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙に加盟する会員が保有する車両（霊柩車を含む。）を供給して甲の指定する場所に緊急救援物資等を輸送すること。
- (2) 乙に加盟する会員が緊急輸送等の活動中において当該災害に関し知り得た情報を提供すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、緊急輸送等の活動として必要と認めること。

2 甲および乙は、前項各号に定めのない事項については協議し、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第 3 条 甲は、緊急輸送等を実施する上で乙の応援が必要と認めるときは、緊急輸送等要請書（別記第 1 号様式）により要請するものとする

2 前項の規定にかかわらず、甲による協力の要請は、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。この場合において、協力の要請をしたときは、甲は、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第 4 条 乙は、甲からの要請に応じて緊急輸送等を行ったときは、速やかに緊急輸送等実施報告書（別記第 2 号様式）を提出するものとする。この場合において、緊急を要するときは、乙は、電話等により報告し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（緊急通行車両の届出）

第 5 条 乙は、緊急輸送等を行う車両が決定したときは、甲に対し、当該車両の自動車検査証の写しを提出するものとする。

- 2 甲は、乙から前項の自動車検査証の写しの提出があったときは、緊急通行車両の申請を秋田県公安委員会に行うとともに、緊急通行車両証が発行された場合は、速やかに乙に引き渡すものとする。

(災害時相互応援協定都市等への輸送)

第6条 甲が締結した災害時相互応援協定都市等（東北6県庁所在市、県内13市、中核市、常陸太田市、秋田・岩手横軸連携市をいう。）の地域に災害が発生し、救援物資および資機材等の緊急輸送が必要となり、甲が要請を行った場合は、乙は、当該緊急輸送等に当たるものとする。

(経費の負担)

第7条 第2条の規定による協力の要請に応じて実施した緊急輸送等の費用については、甲が負担する。

- 2 前項の費用については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲および乙が協議して決定するものとする。

(輸送の継続)

第8条 乙に加盟する会員の車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに車両を交換して緊急輸送を継続しなければならない。

- 2 乙は、供給した車両の運行に際し、事故等が発生した場合には、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(負傷等の補償)

第9条 第2条の規定による要請に応じて緊急輸送等に従事した者が、当該緊急輸送活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がい者となった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。この場合において、同法の適用がないときは、甲および乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

- 2 この協定に定める連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長、乙にあっては社団法人秋田県トラック協会事務局長とする。
- 3 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成23年2月7日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継

続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日の翌日からから1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、同様とする。

(協議)

第12条 この協定の履行に当たり疑義が生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議し、円満にその解決に当たるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年2月7日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市寺内蛭根一丁目15番20号

乙 社団法人秋田県トラック協会

会 長 嶋 田 康 子

(別記 第1号様式)

第 号
年 月 日

社団法人秋田県トラック協会

会 長 様

秋田市長

緊 急 輸 送 等 要 請 書

「災害時における緊急輸送等に関する協定書」第2条の規定に基づき、次のとおり緊急輸送を要請します。

緊 急 輸 送 等 の 要 請 内 容	
要 請 理 由	
要請年月日（期間）	
輸 送 場 所	
輸 送 品 目	
数 量	
車 種（形 状）	
要 請 台 数	
積 込 場 所	
備 考	

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部 防災対策班

総務部防災安全対策課長

電 話 018-866-2021

F A X 018-823-5099

(別記 第2号様式)

年 月 日

秋田市長

様

社団法人秋田県トラック協会

会 長

緊急輸送等実施報告書

平成 年 月 日付け 第 号により協力要請のあった「災害時における緊急輸送等に関する協定書」第2条の規定に基づく緊急輸送が完了したので報告します。

緊急輸送等の要請内容	
要 請 理 由	
要請年月日（期間）	
輸 送 場 所	
輸 送 品 目	
数 量	
車種（形状）	
要 請 台 数	
積 込 場 所	
備 考	

【連絡責任者】

社団法人秋田県トラック協会

事務局長

電 話 018-863-5331

F A X 018-863-7354

資料 9－9 災害時における放送に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）、秋田県警察本部（以下「乙」という。）および株式会社エフエム秋田（以下「丙」という。）は、災害時の災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送について次の条項により協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市およびその周辺地域で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、収集した災害情報を放送することにより市民の安全・安心な生活を確保することを目的とする。

（放送の要請）

第 2 条 甲は、秋田市地域防災計画に基づき秋田市災害対策本部を配置した場合は、甲および乙が収集した災害情報について、丙に放送を要請することができるものとする。

（災害情報の放送）

第 3 条 丙は、前条の規定による放送の要請があった場合は、通常放送している番組に優先して、災害情報を放送するものとする。

（費用の負担）

第 4 条 前条の規定により甲の要請する放送を実施した場合において、丙が要した費用の負担については、甲丙協議の上、決定するものとする。

（疑義の決定）

第 5 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（効力の発生）

第 6 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その 1 通を保有する。

平成 23 年 4 月 27 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市山王四丁目 1 番 5 号

乙 秋田県警察本部

本部長 石 田 高 久

秋田市八橋本町三丁目 7 番 10 号

丙 株式会社エフエム秋田

代表取締役社長 高 田 二 郎

資料 9－10 災害時における放送に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）、秋田県警察本部（以下「乙」という。）および株式会社秋田放送（以下「丙」という。）は、災害時の災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送について次の条項により協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市およびその周辺地域で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、収集した災害情報を放送することにより市民の安全・安心な生活を確保することを目的とする。

（放送の要請）

第 2 条 甲は、秋田市地域防災計画に基づき秋田市災害対策本部を配置した場合は、甲および乙が収集した災害情報について、丙に放送を要請することができるものとする。

（災害情報の放送）

第 3 条 丙は、前条の規定による放送の要請があった場合は、通常放送しているラジオ番組に優先して、災害情報を放送するものとする。

（費用の負担）

第 4 条 前条の規定により甲の要請する放送を実施した場合において、丙が要した費用の負担については、甲丙協議の上、決定するものとする。

（疑義の決定）

第 5 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（効力の発生）

第 6 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その 1 通を保有する。

平成 23 年 4 月 27 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市山王四丁目 1 番 5 号

乙 秋田県警察本部

本部長 石 田 高 久

秋田市山王七丁目 9 番 42 号

丙 株式会社秋田放送

代表取締役社長 立 田 聡

資料 9－11 地域防災パートナーシップ協定書

秋田市（以下、「甲」という。）と株式会社秋田放送（以下、「乙」という。）は、秋田市や周辺地域において災害が発生した場合、または発生が予想される場合における各種情報（以下、「災害情報」という。）の迅速な放送、及び平時の協力に関する地域防災パートナーシップ協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は災害情報の放送を円滑に行うことで、住民の生命や財産を守り被害の軽減や不安の解消、生活の安全確保に寄与するとともに、平時から相互の協力により、地域の防災力を強化することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「災害」とは、地震、津波、豪雨、洪水、暴風、豪雪、土砂災害、その他の異常な自然現象、または大規模な火災、事故など、住民の生命や財産、日常の生活に大きな影響を与える事態とする。

（放送の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、災害情報に関する放送（以下、「放送」という。）を行う必要があると認められるときは、放送の実施を要請することができる。

2 前項の放送の要請の対象となる災害情報は、次に掲げる事項とする。

- (1) 避難情報に関する事項
- (2) 被害及び復旧状況に関する事項
- (3) 避難所、救護所等の開設状況に関する事項
- (4) 学校、幼稚園及び保育所の児童等の保護状況に関する事項
- (5) 帰宅困難者への対応に関する事項
- (6) 水、物資等の支給に関する事項
- (7) 公共インフラ及び公共交通機関の情報に関する事項
- (8) 広く住民に提供することが必要な被災者支援情報や生活関連情報に関する事項
- (9) その他甲が特に必要と認める事項

（要請の手続き）

第4条 甲は、乙に放送を要請する場合、別に定める災害情報放送要請書をファクシミリで送信する。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から第3条に基づいた放送要請を受けたときは、直ちに放送の形式等を決定し放送するよう努める。

- 2 乙は、災害放送を行うときは情報発信源が甲である旨を明確にしたうえで伝達された災害情報を放送する。
- 3 乙は、甲からの要請内容や災害の規模、またはその地域以外からの放送要請も含め、優先すべき情報を判断して放送することができる。

(運用の確認)

第6条 甲、乙は、要請手続きの円滑化、及び正確かつ迅速な放送のため、次の事項を記載した別に定める運用確認書（以下、「確認書」という。）を作成する。

- (1) 連絡責任者
 - (2) 連絡先
 - (3) 通信方法
 - (4) その他甲、乙が必要と認める事項
- 2 確認書の記載内容に変更が生じた場合は速やかに相手方に通知するとともに、必要に応じて協議し確認書を更新する。

(通信途絶等における措置)

第7条 乙は、確認書で定めた通信方法による甲との通信が途絶し、または著しく困難となったときは、甲との連絡手段の確保、及び災害情報の収集に努める。

- 2 前項の場合において、乙は第5条の規定による放送を行うため甲に対し災害情報の提供を求めることができるものとし、甲は可能な限り協力する。

(放送に係る費用の負担)

第8条 乙は、第3条の規定による放送を無償で行い、費用を甲に請求しない。

(平時の協力)

第9条 甲、乙は、平時から住民の防災意識を高めるための活動や情報交換に関して、相互に協力し災害に備える。

- (1) 過去の災害映像を使用した番組等の上映、展示に関する事項
- (2) 防災の講演会、教室等の開催に関する事項
- (3) その他、甲、乙が必要と認める事項

(守秘義務)

第10条 甲、乙は、本協定書に規定する業務の遂行に当たり、知り得た相手方の事業上、技術上の事項について相手方の同意を得ず第三者に開示してはならない。ただし、甲、乙が第三者に開示することに事前に合意した事項についてはこの限りではない。

(有効期間)

第11条 本協定は締結の日から効力を生ずる。甲または乙が相手方に対し文書により本協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第 12 条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙署名の上、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 1 1 月 2 2 日

甲 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市
秋田市長

乙 秋田県秋田市中通 7 丁目 1 番 1 - 2 号
株式会社秋田放送
代表取締役社長

資料 9－12 災害に係る情報発信等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社秋田ケーブルテレビ（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内で住民の生活に甚大な影響を及ぼす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が住民に対して必要な情報を迅速に提供するため、甲と乙の行う必要な事項について定めることを目的とする。

（情報提供）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（災害が隣接する他市町村において発生した場合で甲の住民に甚大な被害を及ぼすおそれがある場合を含む。）、甲が定める地域防災計画に基づき、乙へ避難情報および被害情報等を提供するものとする。

（情報発信）

第3条 乙は、甲から提供された情報について、乙が運用するCNAコミュニティチャンネル（地上デジタル放送）、ホームページ、モバイルサイト、アプリケーション、CNA情報ダイヤル（自動音声ガイド）などで、できるだけ速やかに放送・配信・掲載・告知により情報発信するものとする。

（連絡体制）

第4条 甲および乙は、前第2条の規定が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条および第3条の規定により甲乙それぞれが実施する事項については、原則として無償で行われるものとし、その取組に係る一切の経費は、各自が負担するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。（協議）第7条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 7 月 10 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市川元開和町 4 番 1 7 号
乙 株式会社秋田ケーブルテレビ
代表取締役社長 末 廣 健 二

資料 9－13 秋田市における災害協力に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社秋田銀行（以下「乙」という。）とは、災害時および平常時における防災活動に関する相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、秋田市の市域に地震その他の災害が発生した場合において、甲および乙が必要と認めたときは、相互に協力し、災害への対応を円滑に遂行するとともに、平常時における防災意識の向上のための活動について連携・協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）災害時の住民の安全・安心の確保ならびに復旧支援のための乙の店舗網等インフラおよび人的資源等の活用
- （2）災害時に甲および乙が収集した被災市民の避難先および被災状況の情報の相互提供
- （3）災害時、乙が所有し、又は管理する施設および用地の物資集積場所としての提供
- （4）災害対策資金の融資の対応および災害発生後の復旧融資制度の検討
- （5）甲が行う防災に関する啓発活動
- （6）地域の安全・安心に関する各種情報の相互提供
- （7）前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項

（災害情報等の連絡体制の整備）

第3条 災害協力に関する連絡体制は、次のとおりとする。

- （1）本協定に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

甲	秋田市総務部防災安全対策課長	TEL：018-866-2021
乙	秋田銀行秋田市役所支店長	TEL：018-862-3623

- （2）本協定を円滑に遂行するため、毎年4月および連絡責任者交替時に緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲および乙は、本協定により提供された情報については、第1条の目的のためだけに使用することとし、他の目的には使用しない。

2 前項に定める情報には、次に掲げる情報は含まないものとする。

- （1）情報を提供し、又は開示する者（以下「開示者」という。）が当該提供又は開示をする以前に、情報を受領する者（以下「受領者」という。）が所有し、又は保持していた情報
- （2）開示者が提供し、又は開示した時点で既に公知であった情報およびその後において受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

(3) 開示者が提供し、又は開示した後において受領者が守秘義務を負担することなく
第三者から合法的に取得した情報

(4) 法令による開示を求められた情報

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、
甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間延長とし、その後においても
同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合
は、甲および乙が協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その
1通を保有するものとする。

平成25年5月7日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市山王三丁目2番1号

乙 株式会社 秋田銀行

取締役頭取 藤 原 清 悦

資料 9－14 秋田市における災害協力に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社北都銀行（以下「乙」という。）とは、災害時および平常時における防災活動に関する相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、秋田市の市域に地震その他の災害が発生した場合において、甲および乙が必要と認めたときは、相互に協力し、災害への対応を円滑に遂行するとともに、平常時における防災意識の向上のための活動について連携・協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）災害時の住民の安全・安心の確保ならびに復旧支援のための乙の店舗網等インフラおよび人的資源等の活用
- （2）災害時に甲および乙が収集した被災市民の避難先および被災状況の情報の相互提供
- （3）災害時、乙が所有し、又は管理する施設および用地の物資集積場所としての提供
- （4）災害対策資金の融資の対応および災害発生後の復旧融資制度の検討
- （5）甲が行う防災に関する啓発活動
- （6）地域の安全・安心に関する各種情報の相互提供
- （7）前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項

（災害情報等の連絡体制の整備）

第3条 災害協力に関する連絡体制は、次のとおりとする。

- （1）本協定に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

甲	秋田市総務部防災安全対策課長	TEL：018-866-2021
乙	北都銀行本店営業部長	TEL：018-833-4211

- （2）本協定を円滑に遂行するため、毎年4月および連絡責任者交替時に緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲および乙は、本協定により提供された情報については、第1条の目的のためだけに使用することとし、他の目的には使用しない。

2 前項に定める情報には、次に掲げる情報は含まないものとする。

- （1）情報を提供し、又は開示する者（以下「開示者」という。）が当該提供又は開示をする以前に、情報を受領する者（以下「受領者」という。）が所有し、又は保持していた情報
- （2）開示者が提供し、又は開示した時点で既に公知であった情報およびその後において受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

(3) 開示者が提供し、又は開示した後において受領者が守秘義務を負担することなく
第三者から合法的に取得した情報

(4) 法令による開示を求められた情報

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、
甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間延長とし、その後においても
同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合
は、甲および乙が協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その
1通を保有するものとする。

平成25年5月7日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市中通三丁目1番41号

乙 株式会社 北都銀行

取締役頭取 斉 藤 永 吉

資料 9－15 災害時における石油製品等の供給に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と秋田県石油商業組合秋田支部（以下「乙」という。）とは、市内において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における灯油、軽油、ガソリン、油脂類等の石油製品および災害応急活動上必要と認める資機材等（以下「石油製品等」という。）の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、当該要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

- (1) 乙の組合員が保有する石油製品等を供給すること。
- (2) 乙の組合員が所有する車両等を使用し、甲の指定する場所に石油製品等を搬入し、および給油すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、石油製品等の供給のため必要と認める事項

2 甲および乙は、前項各号に定めのない事項については別に協議し、必要があるときは相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、石油製品等の供給が必要と認めるときは、石油製品等供給要請書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、事態が急迫し、文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、前項ただし書の規定により、協力の要請をしたときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第3条 乙は、甲からの要請に応じて石油製品等の供給を行ったときは、速やかに石油製品等供給報告書（第2号様式）を提出するものとする。この場合において、緊急を要するときは、乙は、電話等により報告し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（市域外における給油）

第4条 乙は、甲が締結した災害時相互応援協定都市の地域において災害が発生し、甲が職員の派遣のため使用する車両（消防用の車両を含む。）に対し、甲が発行する給油伝票を使用し、市域外において給油ができるよう手配するものとする。ただし、高速道路における給油は除くものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、受入可能な給油所を手配し、乙に対し報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 第1条および前条の規定による協力の要請に応じて実施した供給活動に係る費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害の発生直前における適正な価格を基準とし、甲および乙が協議して決定するものとする。

(負傷等の補償)

第6条 第1条の規定による協力の要請に応じ供給活動に従事した者が、当該供給活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がい者となった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定を適用するものとする。この場合において、同法の適用がないときは、甲および乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては総務部防災安全対策課長、乙にあつては秋田県石油商業組合秋田支部長とする。

3 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成23年6月24日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、同様とする。

(協議)

第9条 この協定の履行に当たり疑義を生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議し、円満にその解決に当たるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年6月24日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市山王三丁目 7 番 21 号
乙 秋田県石油商業組合秋田支部
支 部 長 佐 藤 浩

第 号
年 月 日

秋田県石油商業組合
秋田支部長 様

秋田市長

石油製品等供給要請書

災害時における石油製品等の供給に関する協定書第 1 条の規定に基づき、次のとおり石油製品等の供給を要請します。

記

1 供給場所

2 供給日時 年 月 日 午前・午後 時

3 供給品目 下記のとおり

No.	供給品目名称	規 格	数 量	単 位	供給場所（搬送先）	備 考

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災安全対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

秋田市長 様

秋田県石油商業組合
秋田支部長

石 油 製 品 等 供 給 報 告 書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった災害時における石油製品等の供給に関する協定書第 1 条の規定に基づく石油製品等供給活動が完了したので報告します。

記

No.	供給品目名称	規 格	数 量	単 位	供給場所（搬送先）	備 考

連絡責任者 秋田県石油商業組合秋田支部
支部長
電 話 018-862-6981
F A X 018-862-2591

資料 9－16 災害時における液化石油ガスおよび応急対策用資機材の調達に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県ＬＰガス協会（以下「乙」という。）は、災害時における液化石油ガスおよび応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、秋田市内において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガスおよび応急対策用資機材（以下「液化石油ガス等」という。）の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条 甲は、液化石油ガス等の調達の必要があると認めるときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

２ 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

（手続）

第３条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

（１）要請の理由

（２）液化石油ガス等の品名ならびにその数量

（３）調達を必要とする日時および場所

（４）その他必要な事項

２ 乙又は乙に加盟する会員（以下「乙等」という。）は、甲からの要請を受け、液化石油ガス等を調達した場合は、液化石油ガス等の保安に関し最大限留意する。

３ 乙は、乙の会員から事前に液化石油ガス等の輸送に係る緊急通行車両を把握し、当該届出書を秋田県公安委員会に提出し、緊急通行車両等事前届出済証を取得しておくものとする。

（費用負担）

第４条 乙等が液化石油ガス等の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料および駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

２ 前項に規定する費用は、平常時における適正な価格（運賃含む。）とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（調達状況報告）

第５条 乙等は、第２条の規定により液化石油ガス等の調達を実施した場合は、乙が取りまとめの上速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

（１）調達を実施した液化石油ガス等の品名ならびにその数量

(2) 調達を実施した日時および場所

(3) その他必要な事項

(事故報告)

第6条 乙等は、液化石油ガス等の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

(情報収集等)

第7条 甲は、災害に関する被害状況等を収集し、液化石油ガス等の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供するものとする。

2 乙は甲が必要と認める情報収集および周知に可能な限り協力するものとする。

3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認める時は、乙に対して、乙等が保有する液化石油ガス等の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡責任者)

第8条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては秋田市総務部防災安全対策課長、乙にあっては、一般社団法人秋田県LPガス協会専務理事とする。

3 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年2月8日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市三丁目1番7号

乙 一般社団法人秋田県LPガス協会

会 長 木 村 繁

資料 9－17 災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社秋田主管支店（以下「乙」という。）とは、災害時における救援物資の避難所等への配送（以下「緊急物資輸送」という。）ならびに救援物資の受入れ、仕分、保管、管理および出庫（以下「緊急物資拠点の運営等」という。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内において地震その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲と乙との緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等の協力に関し、その手続き等について定めることにより、災害応急対策および災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が管理する備蓄拠点から避難所への防災用備蓄品の配送
- (2) 甲が管理する集積・配送拠点から避難所への救援物資の配送
- (3) 甲が管理する集積・配送拠点の運営等
- (4) 第1号または第2号に定める配送において、乙の管理する集積・配送拠点における救援物資の一時保管
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項

2 乙は、前項の規定による協力の要請があった場合において、乙が可能と認める範囲内で対応するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「要請」という。）は、必要事項を明示して、緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を交付するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。

3 甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第1項の要請書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、要請に応じて緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等を行ったときは、速やかに緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等実施報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

- 2 乙は、緊急を要すると認める場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。
- 3 乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第1項の報告書を提出するものとする。

(連絡責任)

第5条 甲および乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

- 2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、甲の負担とし、災害の発生または災害の発生する恐れのある直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により発生した費用を算出し、甲に請求するものとする。
- 3 甲は、乙からの請求があったときは、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(負傷等の補償)

第7条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、または障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換)

第8条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成25年7月18日から平成26年3月31日までとする。

- 2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲または乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 25 年 7 月 18 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市御所野湯本二丁目 1 番 1 号
乙 ヤマト運輸株式会社秋田主管支店
支店長 末 次 龍 一

(別記 第1号様式)

第 号
年 月 日

ヤマト運輸株式会社 秋田主管支店長 様

秋田市長

緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等要請書

災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定書に基づき、次のとおり緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等の協力を要請します。

1 支援内容

- ☐ 市が管理する防災用備蓄品の避難所への配送
- ☐ 市が管理する支援物資拠点から避難所への配送
- ☐ 市が管理する支援物資拠点の運営等
- ☐ 事業者が管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- ☐ その他 ()

2 要請内容

滑動場所	活動内容

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災安全対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

(別記 第2号様式)

第 号
年 月 日

(宛先) 秋田市長

ヤマト運輸株式会社 秋田主管支店長

緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等実施報告書

災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定書に基づき、次のとおり実施したことを報告します。

1 市からの要請があった支援内容

- ☐ 市が管理する防災用備蓄品の避難所への配送
- ☐ 市が管理する支援物資拠点から避難所への配送
- ☐ 市が管理する支援物資拠点の運営等
- ☐ 事業者が管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- ☐ その他 ()

2 実施内容

滑動場所	活動内容

【連絡責任者】

ヤマト運輸株式会社
秋田主管支店 社会貢献課長
電 話 018-839-4045
F A X 018-839-0730

資料 9－18 災害時における支援活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と赤十字飛行隊秋田支隊（以下「乙」という。）とは、災害時における支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が必要とする被害状況の把握に関し、乙が実施する支援活動について必要な事項を定めることを目的とする。

（支援活動の内容）

第2条 乙が実施する支援活動の内容は、秋田市内における被災地域の被害状況に係る写真および動画の撮影並びに撮影記録データの甲への提供とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請をするものとし、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

2 甲の前項の協力要請は、支援活動要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合であって、当該要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するとともに、変更後の支援活動要請書を提出し、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（活動報告）

第4条 乙は、支援活動の実施を完了したときは、支援活動報告書（第2号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（提供データの取扱い等）

第5条 甲は、支援活動により乙から提供されたデータを適切に管理するとともに、当該データの使用に当たっては、当該データが乙により撮影、提供されたものであることを明示するものとする。

（費用負担）

第6条 支援活動の実施に要した費用のうち、記録媒体については甲が負担するものとし、その他費用については、乙が負担するものとする。

（損害補償）

第7条 支援活動を実施する秋田支隊の隊員が、支援活動に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、もしくは死亡した場合または支援活動により第三者に損害を与えた場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

（訓練への参加）

第8条 乙は、この協定による支援活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加

に努めるものとする。

(日本赤十字社秋田県支部との情報共有)

第9条 この協定に基づく支援活動および訓練の実施に当たっては、乙は、県内における赤十字事業の実施主体である日本赤十字社秋田県支部(以下「日赤県支部」という。)に事前に連絡するものとする。

2 乙が撮影した写真および動画のデータは、日赤県支部の行う災害救護および広報等の事業活動に使用することができるものとする。

(情報交換)

第10条 甲および乙は、平常時から相互の連絡体制等必要な情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年6月6日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市東通八丁目2番1号

乙 株式会社クラフトマン(内)

赤十字飛行隊秋田支隊

支隊長 星 野 宗 一

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

赤十字飛行隊秋田支隊
支隊長

様

秋田市長

支援活動要請書

災害時における支援活動に関する協定書第 3 条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 日時 年 月 日（ ）から

2 場所

3 業務内容

4 その他

第 2 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）秋田市長

赤十字飛行隊秋田支隊
支隊長

支援活動報告書

年 月 日付け第 号により協力要請のあった支援活動が下記の通り終了したので、災害時の支援活動に関する協定書第 4 条の規定により報告します。

記

1 活動期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

2 場所

3 活動内容

4 人員

5 その他

第 10 公共機関その他事業者間との協定に関する資料

資料 10－1 公共機関その他事業者間との協定に関する資料

名 称	締結年月日	締 結 先
日本水道協会東北地方支部 災害時相互応援に関する協 定	平成 18 年 3 月 23 日	仙台市（東北地方支部長） 青森市（青森県支部長） 盛岡市（岩手県支部長） 山形市（山形県支部長） 石巻地方広域水道企業団（宮城県支部長） 郡山市（福島県支部長）

資料 10－2 日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定

日本水道協会東北地方支部内において、大規模な災害が発生した際、災害時の相互応援に関し、東北地方支部長、青森県支部長、秋田県支部長、岩手県支部長、山形県支部長、宮城県支部長及び福島県支部長は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、異常渇水等による水害災害において、日本水道協会東北地方支部（以下「地方支部」という。）内の被災事業体が速やかに給水能力を回復できるよう地方支部会員（以下「会員」という。）相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

（相互応援体制）

第2条 地方支部内の日本水道協会に属する県支部（以下「県支部」という。）内で対応不可能な災害が発生した場合は、地方支部長の要請により、各県支部は被災事業体の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力するものとする。

（連絡担当部課）

第3条 地方支部長都市及び県支部長都市は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援要請の方法）

第4条 県支部長は、県内の被災事業体から応援の要請があり、県内での対応が困難と認めたとき又は県支部長都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたときは、地方支部長に対して他の県支部の会員からの応援の要請を行うものとする。

2 前項により応援の要請を受けた地方支部長は、必要に応じ、直ちに他の県支部長に対して応援の要請を行うものとする。

3 前項により地方支部長から応援の要請を受けた県支部長は、県支部内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに地方支部長に報告するものとする。

4 地方支部長は、各県支部長からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

5 地方支部長は、地方支部内での応援が困難と認めたときは、日本水道協会本部に対して応援の要請を行うものとする。

（応援要請の連絡内容）

第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略するこ

とができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(情報連絡担当事業体)

第6条 地方支部長都市及び県支部長都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業体（以下「情報連絡担当事業体」という。）を置く。

- 2 情報連絡担当事業体は、隣接する県支部長都市があたるものとし、対象となる県支部長都市ごとに別に定める。
- 3 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した県支部長都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行うものとする。

(地方支部現地救援本部の設置)

第7条 地方支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業体間の連絡調整を行う必要があると認めたときは、東北地方支部現地救援本部（以下「地方支部現地救援本部」という。）を設置することができる。

- 2 地方支部現地救援本部は、地方支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた県支部長都市及び応援事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成する。
- 3 災害の規模が特に大きく、厚生労働省、日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、地方支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援活動)

第8条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水
- (2) 応急復旧
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏水調査
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第9条 第4条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

- 2 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料そ

の他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。

3 派遣応援隊員は、被災事業体の指示に従って作業に従事する。

4 派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

（応援要員の受入）

第 10 条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業体は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

（費用負担）

第 11 条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

（情報の交換）

第 12 条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため協議会を設け、毎年定期的に情報の交換を行うものとする。

2 協議会は、地方支部長都市及び各県支部長都市の連絡担当責任者を含む必要な者で構成する。

（会員以外への協力）

第 13 条 会員は、会員以外の水道事業体が地震、異常渇水等により被災したときは、前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

（指針）

第 14 条 この協定の実施に関して必要な指針については、地方支部長が別に定める。

（協議）

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

（その他）

第 16 条 この協定の成立を証するため、本協定書 7 通を作成し、地方支部長及び県支部長がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

附 則

（適用）

1 この協定は、平成 9 年 5 月 1 日から適用する。

（日本水道協会東北地方支部水道施設の震害に伴う相互応援計画の廃止）

2 日本水道協会東北地方支部水道施設の震害に伴う相互応援計画(平成3年9月1日改正計画)は、廃止する。

附 則 (平成18年3月23日改定)

(適 用)

この協定は、平成18年3月23日から適用する。

平成18年3月23日

日本水道協会東北地方支部長

仙台市長 梅 原 克 彦

日本水道協会青森県支部長

青森市長 佐々木 誠 造

日本水道協会秋田県支部長

秋田市長 佐 竹 敬 久

日本水道協会岩手県支部長

盛岡市長 谷 藤 裕 明

日本水道協会山形県支部長

山形市長 市 川 昭 男

日本水道協会宮城県支部長

石巻地方広域水道企業団企業長 土 井 喜美夫

日本水道協会福島県支部長

郡山市長 原 正 夫

第 1 1 医療機関との協定に関する資料

資料 1 1 - 1 医療機関との協定に関する資料

名 称	締結年月日	締 結 先
災害時における応急医療救護活動に関する協定	平成 22 年 7 月 8 日	一般社団法人秋田市医師会
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	平成 27 年 3 月 27 日	一般社団法人秋田市歯科医師会

資料 1 1 - 2 災害時における応急医療救護活動に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と社団法人秋田市医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨等）

第 1 条 この協定は、秋田市内で地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との応急医療救護活動に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

2 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）その他の関係法令又は平成 8 年 5 月 31 日付けで秋田県と社団法人秋田県医師会との間で締結した災害医療救護活動に関する協定書が適用される災害については、当該関係法令等の定めるところによるものとする。

（協力を要請できる措置）

第 2 条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる措置について協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の会員および乙の会員が帯同する看護師等（以下「医療従事者等」という。）が、甲が設置する救護所又は避難所その他応急医療救護が必要とされる場所（以下「救護所等」という。）において、傷病者のトリアージ、応急処置の実施等の必要な医療の提供その他応急医療救護活動（以下「応急医療救護活動」という。）に従事すること。

(2) 乙の会員の所有する応急医療救護活動に必要な医薬品等医療資器材を提供すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、応急医療救護活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第 1 項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第 3 条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急医療救護活動要請書（別記第 1 号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して当該要請書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、事態が急迫して前項の協力要請をする時間的余裕がないと判断する場合は、乙の会員に対して口頭、電話等により直接協力要請をすることができるものとする。

3 甲は、第 1 項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し応急医療救護活動要請書を提出するものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の協力要請を受ける前に第 2 条第 1 項に規定する措置を講じた場合は、速やかに甲に報告する。この場合において、その取扱い

については、甲乙協議の上、判断するものとし、甲の承認を得た乙の措置は、甲の要請に基づくものとみなす。

（応急医療救護活動の実施）

第4条 医療従事者等は、自らの健康および安全が確認できる範囲において、応急医療救護活動を実施するものとする。

2 医療従事者等は、現地における甲の職員と連絡を密にし、応急医療救護活動を実施するものとする。

3 乙の会員は、応急医療救護活動を実施する上で必要な医薬品、食料品等の準備および救護所等への移動については、可能な範囲において自らこれを行うものとし、甲は必要な支援に努めるよう配慮するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条の規定による協力要請に応じ応急医療救護活動を実施するときは、速やかに応急医療救護活動出動報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとし、当該応急医療救護活動が終了したときは、応急医療救護活動終了報告書（別記第3号様式）により甲に報告しなければならない。

（医療費等）

第6条 応急医療救護活動に係る医療費等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における患者（被災者）の医療費および助産費は、原則として無料とする。
- (2) 医療機関に転送収容された場合の医療費および助産費は、医療保険を適用することとする。

（費用弁償等）

第7条 応急医療救護活動に係る次の費用については、災害救助法および災害救助法施行細則（昭和39年秋田県規則第38号）の規定を準用する。

- (1) 医療従事者等の日当
- (2) 医療従事者等が使用した薬剤、治療材料および破損した医療器具の修繕等に係る費用
- (3) 前2号のほか、この協定の実施のために要した費用

（負傷等の補償）

第8条 医療従事者等が、応急医療救護活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害救助法および同法施行細則の規定を準用し、甲が補償する。

（紛争の処理）

第9条 この協定に基づき実施した応急医療救護活動に関し、第三者との間で紛争が生

じた場合は、甲乙協力して処理および解決に当たるものとする。

- 2 前項の場合において、医療従事者等が第三者から損害賠償の訴えを提起されたときは、甲は乙と協議しその解決に向けて協力するものとする。この場合において、甲が裁判の判決等に基づき当該訴えに係る損害の賠償をしたときは、甲は、医療従事者等に故意又は重大な過失がない限り、乙又は当該医療従事者等に対して求償しないものとする。

(情報の交換等)

第 10 条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに 1 年間、引き続きその効力を有するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 22 年 7 月 8 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市八橋南一丁目 8 番 5 号

乙 社団法人秋田市医師会

会 長 福 島 幸 隆

別記第 1 号様式

第 号
平成 年 月 日

社団法人 秋田市医師会長 様

秋田市長 印

応急医療救護活動要請書

災害時の応急医療救護活動に関する協定書第 3 条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 災害発生の日時 平成 年 月 日 時 分

2 災害発生場所

3 災害の原因および被害の概況

4 出動を要する場所、人員（班）および器材

(1) 場所

(2) 人員（班）

(3) 器材

5 出動の期間

6 その他必要な事項

別記第2号様式

平成 年 月 日

(あて先) 秋田市長

社団法人 秋田市医師会
会長

印

応急医療救護活動出動報告書

平成 年 月 日付け 第 号により協力要請のあった応急医療救護活動を実施するため下記のとおり出動したので、災害時における応急医療救護活動に関する協定書第5条に基づき報告します。

記

1 出動時刻 平成 年 月 日 時 分

2 出動場所

3 出動人員および器材

4 その他

別記第3号様式

平成 年 月 日

(あて先) 秋田市長

社団法人 秋田市医師会
会長

印

応急医療救護活動終了報告書

平成 年 月 日付け 第 号により協力要請のあった応急医療救護活動が終了したので、災害時における応急医療救護活動に関する協定書第5条に基づき報告します。

記

1 出動期間 平成 年 月 日 時 分から
平成 年 月 日 時 分まで

2 出動場所

3 出動人員および器材

4 業務内容

5 その他

資料 1 1 - 3 災害時における歯科医療救護活動に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨等）

第 1 条 この協定は、秋田市の区域内で地震、津波等の自然災害又は大規模火災、爆発等の事故災害（以下「災害」という。）が発生し、秋田市地域防災計画に基づく応急医療救護が必要な場合における甲と乙との歯科医療救護活動に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

2 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）その他の関係法令が適用される災害については、当該関係法令等の定めるところによるものとする。

（協力を要請できる措置）

第 2 条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる措置について協力を要請することができるものとする。

（1）乙の会員および乙の会員が帯同する歯科衛生士等（以下「医療従事者等」という。）

が、秋田市地域災害医療コーディネーターおよび秋田市地域災害医療連絡調整員と連携のもと、甲が設置する救護所、避難所その他歯科医療救護が必要とされる場所（以下「救護所等」という。）において、次の歯科医療救護活動に従事すること。

ア 歯科傷病者の医療優先度の選別

イ 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置および医療

ウ 歯科傷病者の後方医療施設への転送の要否および転送順位の決定

エ 避難者に対する歯科保健指導

オ 救護活動の記録

カ その他必要な歯科医療および保健指導に関すること。

（2）乙の会員の所有する歯科医療救護活動に必要な医薬品等を提供すること。

（3）前各号に掲げるもののほか、歯科医療救護活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第 1 項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第 3 条 前条第 1 項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、歯科医療救護活動要請書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して当該要請書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、事態が急迫して前項の協力要請をする時間的余裕がないと判断する場合は、乙の会員に対して口頭、電話等により直接協力要請をすることができるものとする。

3 甲は、第 1 項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し歯科医療救護活動要請書を提出するものとする。

4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の協力要請を受ける前に第2条第1項に規定する措置を講じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。この場合において、その取扱いについては甲乙協議の上判断するものとし、甲の承認を得た乙の措置は甲の要請に基づくものとみなす。

(歯科医療救護活動の実施)

第4条 医療従事者等は、自らの健康および安全が確認できる範囲において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 医療従事者等は、現地における甲の職員と連絡を密にし、歯科医療救護活動を実施するものとする。

3 乙の会員は、歯科医療救護活動を実施する上で必要な医薬品等、食料品等の準備および救護所等への移動について、可能な範囲において自らこれを行うものとし、甲は必要な支援に努めるよう配慮するものとする。

(報告)

第5条 乙は、協力要請に応じ歯科医療救護活動を実施するときは、速やかに歯科医療救護活動出動報告書(様式第2号)により甲に報告するものとし、当該歯科医療救護活動が終了したときは、歯科医療救護活動終了報告書(様式第3号)により甲に報告しなければならない。

(医療費等)

第6条 歯科医療救護活動に係る医療費等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 救護所等における歯科傷病者の医療費は、原則として無料とする。

(2) 医療機関に転送収容された場合の医療費は、医療保険を適用する。

(費用弁償等)

第7条 歯科医療救護活動に係る次の費用については、災害救助法、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)、災害救助法施行規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号)および災害救助法施行細則(昭和39年秋田県規則第38号)の規定を準用する。

(1) 医療従事者等の日当

(2) 医療従事者等が使用した医薬品等および破損した医療機器の修繕に係る費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、この協定による措置を実施するために要した費用

(負傷等の補償)

第8条 医療従事者等が、歯科医療救護活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、災害救助法、災害救助法施行令、災害救助法施行規則および災害救助法施行細則の規定を準用し、甲が補償する。

(連絡責任者)

第9条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するための責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては保健所保健総務課長とし、乙にあつては担当理事とする。ただし、甲が災害の発生状況により当該応急活動に係る業務を所管する部局等から直接乙に対して協力要請をすることが必要であると認めるときは、当該業務を所管する部局等の課長が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

3 甲および乙は、連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項についてあらかじめ協議し、これを定めておくものとする。

(紛争の処理)

第10条 この協定に基づき実施した歯科医療救護活動に関し、第三者との間で紛争が生じた場合は、甲乙協力して処理および解決に当たるものとする。

2 前項の場合において、医療従事者等が第三者から損害賠償の訴えを提起されたときは、甲は乙と協議しその解決に向けて協力するものとする。この場合において、甲が裁判の判決等に基づき当該訴えに係る損害の賠償をしたときは、甲は、医療従事者等に故意又は重大な過失がない限り、乙又は当該医療従事者等に対して求償しないものとする。

(情報の交換等)

第11条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年間、引き続きその効力を有するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月27日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市川尻町字大川反170番地102

乙 一般社団法人秋田市歯科医師会

会 長 石 田 達 郎

様式第 1 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

一般社団法人 秋田市歯科医師会長 様

秋田市長 印

歯科医療救護活動要請書

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書第 3 条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

- 1 災害発生の日時 年 月 日 時 分
- 2 災害発生場所
- 3 災害の原因および被害の概況
- 4 出動を要する場所、人員（班）および医薬品等
 - (1) 場所
 - (2) 人員（班）
 - (3) 医薬品等
- 5 出動の期間
- 6 その他必要な事項

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）秋田市長

一般社団法人 秋田市歯科医師会
会長 印

歯科医療救護活動出動報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった歯科医療救護活動を実施するため
下記のとおり出動したので、災害時における歯科医療救護活動に関する協定書第 5 条に
基づき報告します。

記

1 出動時刻 年 月 日 時 分

2 出動場所

3 出動人員、医薬品等

4 そ の 他

年 月 日

（宛先）秋田市長

一般社団法人 秋田市歯科医師会
会長 印

歯科医療救護活動終了報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった歯科医療救護活動が終了したので、災害時における歯科医療救護活動に関する協定書第5条に基づき報告します。

記

1 出動期間 年 月 日 時 分から
 年 月 日 時 分まで

2 出動場所

3 出動人員、医薬品等

4 業務内容

5 その他

第 1 2 通信に関する資料

資料 1 2 - 1 防災行政無線の概要

名 称	秋田市防災行政用無線局
目 的	公 共 業 務 用
呼 出 名 称	ぼ う さ い あ き た し
使用周波数	260MHz 帯
配備無線一覧	半固定局：20 車載局：20 携帯局：80 サイレン局：10
概 要	1. 市役所、戸島、セリオンに基地局を設置 2. 下浜、新波、岩見に簡易中継局を設置 3. 個別通信およびグループ通信が可能 4. 災害時において、統制台から通信の統制および一斉呼出が可能

※設置箇所は秋田市防災行政用無線局管理運用要綱による。

資料 1 2 - 2 災害時発信用優先電話設置場所一覧表

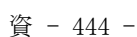
※これらの電話は発信用であるので、番号は表示しません。

令和 7 年 2 月末現在

設置場所	
総務課（電話）	建設総務課（電話）
秘書課（電話）	上下水道局総務課（電話）
文書法制課（F A X）	上下水道局お客様センター（電話）
防災安全対策課（電話）	上下水道局水道維持課（電話）
財産管理活用課（電話）	上下水道局水道建設課（電話）
企画調整課（電話）	上下水道局浄水課（電話）
秋田市民交流プラザ（管理室）（電話）	上下水道局豊岩浄水場（電話）
屋内多目的運動場（光沼アリーナ）（電話）	上下水道局八橋汚水中継ポンプ場（F A X）
さきがけ八橋球場（八橋運動公園硬式野球場）（F A X）	上下水道局仁別浄水場（電話）
CNA アリーナ★あきた（市立体育館）（F A X）	上下水道局手形山配水場（電話）
秋田スポーツ PLUS・ASP スタジアム（球技場）（電話）	上下水道局御所野配水場（電話）
ソユースタジアム（八橋陸上競技場）（F A X）	上下水道局金照寺山ポンプ場（電話）
河辺体育館（電話）	上下水道局添川ポンプ場（電話）
茨島体育館（F A X）	上下水道局手形山団地ポンプ場（電話）
雄和体育館（電話）	上下水道局小山田ポンプ場（電話）
雄和南体育館（F A X）	上下水道局下浜ポンプ場（電話）
西部市民サービスセンター（電話・F A X）	上下水道局仁別浄化センター（電話）
豊岩地区コミュニティセンター（電話）	上下水道局川口汚水中継ポンプ場（電話）
北部市民サービスセンター（F A X）	教育委員会総務課（F A X）
飯島地区コミュニティセンター（電話）	保戸野小学校（F A X）
寺内地区コミュニティセンター（電話）	明德小学校（F A X）
将軍野地区コミュニティセンター（電話）	築山小学校（F A X）
河辺市民サービスセンター（電話）	旭北小学校（F A X）
河辺岩見三内地区コミュニティセンター（電話）	中通小学校（F A X）
雄和市民サービスセンター（電話・F A X）	旭南小学校（F A X）
雄和基幹集落センター（大正寺連絡所）（電話）	牛島小学校（F A X）
南部市民サービスセンター（電話）	川尻小学校（F A X）
南部市民サービスセンター別館（電話）	旭川小学校（F A X）
東部市民サービスセンター（電話）	土崎小学校（F A X）
太平地区コミュニティセンター（電話）	港北小学校（F A X）
秋田市民交流プラザ（駅東サービスセンター）（電話）	土崎南小学校（F A X）
秋田市保健所（電話）	高清水小学校（F A X）
河辺保育所（電話）	広面小学校（F A X）
秋田市民交流プラザ（子育て交流室）（電話）	日新小学校（F A X）
総合環境センター（電話）	勝平小学校（F A X）
公設地方卸売市場市場管理室（電話）	太平小学校（F A X）

設置場所	
外旭川小学校（F A X）	城南中学校（F A X）
飯島小学校（F A X）	城東中学校（F A X）
下新城小学校（F A X）	泉中学校（F A X）
浜田小学校（F A X）	御野場中学校（F A X）
豊岩小学校（F A X）	勝平中学校（F A X）
四ツ小屋小学校（F A X）	飯島中学校（F A X）
上北手小学校（F A X）	桜中学校（F A X）
下北手小学校（F A X）	御所野学院中学校（F A X）
下浜小学校（F A X）	岩見三内中学校（F A X）
金足西小学校（F A X）	河辺中学校（F A X）
八橋小学校（F A X）	雄和中学校（F A X）
東小学校（F A X）	秋田商業高等学校（F A X）
泉小学校（F A X）	御所野学院高等学校（F A X）
大住小学校（F A X）	秋田市民交流プラザ（自然科学学習館）（電話）
桜小学校（F A X）	消防本部総務課（電話・F A X）
飯島南小学校（F A X）	消防本部秋田消防署（電話）
寺内小学校（F A X）	消防本部秋田消防署勝平出張所（電話）
御所野小学校（F A X）	消防本部秋田消防署牛島出張所（電話）
河辺小学校（F A X）	消防本部秋田消防署新屋分署（電話）
戸島小学校（電話）	消防本部土崎消防署（電話）
旧川添小学校（電話）	消防本部土崎消防署飯島出張所（電話）
秋田東中学校（F A X）	消防本部土崎消防署外旭川出張所（電話）
秋田南中学校（F A X）	消防本部城東消防署（電話）
山王中学校（F A X）	消防本部城東消防署広面出張所（電話）
土崎中学校（F A X）	消防本部秋田南消防署（電話）
秋田西中学校（F A X）	消防本部秋田南消防署河辺分署（電話）
外旭川中学校（F A X）	消防本部秋田南消防署雄和分署（電話）
秋田北中学校（F A X）	

資料 13-1 秋田管内河川図



資料 13-2 重要水防区域一覧表（国土交通省，秋田県重要水防区域箇所）

（1）国土交通省重要水防箇所別調査

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	関 連 計 画 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
雄 物 川 下 流	3.4k+100 4.2k	豊巻 左岸	水衝洗掘 1		730 730				730 730			木流し工 シート張り工			椿 川	秋 田 市	茨 島 出 張 所
	5.9k 6.4k+70	豊巻 左岸	水衝洗掘 2		500 500				500 500			木流し工 シート張り工					
	6.6k+10 7.0k+80	小山 左岸	水衝洗掘 3		500 500				500 500			木流し工 シート張り工					
	10.5k+208 11.6k	小山 左岸	越水(溢水) 4	830 830				830 830			避難連絡						
	11.6k 12.1k	小山 左岸	越水(溢水) 5		467 467				467 467			避難連絡					
	12.1k 13.8k+424	黒瀬 左岸	越水(溢水) 6		2,305 2,305				2,305 2,305			避難連絡					
	15.8k+130 16.2k	黒瀬 左岸	越水(溢水) 7	176 176				176 176			避難連絡						
	16.6k+279 16.8k+193	黒瀬 左岸	越水(溢水) 8	264 264				264 264			避難連絡						
	16.8k+264 19.6k	黒瀬 左岸	越水(溢水) 9	2,898 2,898				2,898 2,898			避難連絡						
	19.6k 20.4k	黒瀬 左岸	越水(溢水) 10	575 575				575 575			避難連絡						
	20.4k 20.8k	黒瀬 左岸	越水(溢水) 11	352 352				352 352			避難連絡						
	20.8k 21.2k+275	黒瀬・女米木 左岸	越水(溢水) 12		536 536				536 536			避難連絡					
	23.2k+255 25.6k	女米木 左岸	越水(溢水) 13	2,236 2,236				2,236 2,236			避難連絡						
	25.6k 26.0k	女米木 左岸	越水(溢水) 14	290 290				290 290			避難連絡						
	26.0k 26.4k	女米木 左岸	越水(溢水) 15	287 287				287 287			避難連絡						
	26.4k 27.2k	女米木 左岸	越水(溢水) 16	817 817				817 817			避難連絡						
	27.2k 27.6k	新波 左岸	越水(溢水) 17	314 314				314 314			避難連絡						
	27.6k 30.4k	新波 左岸	越水(溢水) 18	3,439 3,439				3,439 3,439			避難連絡	暫々堤整備中					
小 計				12,478 12,478	5,038 5,038	0 0	0 0	12,478 12,478	5,038 5,038	0 0	0 0						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変更理由等	関 連 計 画 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
雄 物 川 下 流	30.4k	新波	越水(溢水)	424				424				避難連絡	暫々堤整備中		椿 川	秋 田 市	茨 島 出 張 所
	30.8(1)k	左岸	19	424				424									
	30.8(1)k	新波	越水(溢水)	134				134				避難連絡	暫々堤整備中				
	31.0k	左岸	20	134				134									
	31.0k	新波	越水(溢水)	154				154				避難連絡	暫々堤整備中				
	32.0k	左岸	21	154				154									
	32.0k	新波	越水(溢水)	357				357				避難連絡	暫々堤整備中				
	32.2k	左岸	22	357				357									
32.2k	新波	越水(溢水)		230				230			避難連絡	暫々堤整備中					
32.2k+230	左岸	23		230				230									
34.0k+130	新波	越水(溢水)		160				160			避難連絡						
34.0k+290	左岸	24		160				160									
小 計				1,069	390	0	0	1,069	390	0	0						
				1,069	390	0	0	1,069	390	0	0						
左岸合計				13,547	5,428	0	0	13,547	5,428	0	0						
				13,547	5,428	0	0	13,547	5,428	0	0						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	関 連 計 画 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
雄 物 川 下 流	16.8k+317 17.0k	椿川 右岸	越水(溢水) 25	31 31				31 31				避難連絡			椿 川	秋 田 市	茨 島 出 張 所
	17.0k 17.2k	椿川 右岸	越水(溢水) 26		231 231				231 231			避難連絡					
	17.2k 17.2k+406	椿川 右岸	越水(溢水) 27		406 406				406 406			避難連絡					
	20.0k+90 20.4k+130	種沢 右岸	水衝洗掘 28		540 47				540 47			木流し工 シート張り工					
	20.0k+136 20.4k+176	種沢 右岸	越水(溢水) 29	540 540				540 540				避難連絡					
	20.8k+315 24.0k+476	種沢 右岸	越水(溢水) 30	3,301 3,301				3,301 3,301				避難連絡					
	26.0k+231 27.6k	種沢 右岸	越水(溢水) 31	1,051 1,051				1,051 1,051				避難連絡	暫々堤整備中				
	27.6k 28.4k	左手子 右岸	越水(溢水) 32		718 718				718 718			避難連絡	暫々堤整備中				
	28.4k 28.8k	左手子 右岸	越水(溢水) 33		599 599				599 599			避難連絡					
	28.8k 30.8k(3)+340	左手子 右岸	越水(溢水) 34	2,185 2,185				2,185 2,185				避難連絡	暫々堤整備中				
右岸合計				7,108 7,108	2,494 2,001	0 0	0 0	7,108 7,108	2,494 2,001	0 0	0 0						
雄物川下流合計				20,655 20,655	7,922 7,429	0 0	0 0	20,655 20,655	7,922 7,429	0 0	0 0						

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定				令和5年度評定				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	関 連 計 画 等	水防警報 対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B	A	B	A	B						
雄物川下流	16.2k+90	黒瀬・椿川	水沢橋 35				1				1		桁下余裕高不足 (上流へ架替済)		椿 川	秋 田 市	茨 島 出 張 所
	23.4k+160	女米木・種沢	中川橋 36				1				1		桁下余裕高不足				
小 計					0 0	2 0			0 0	2 0							

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

(2) 国土交通省重要水防要注意区間調書

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和6年度評定			令和5年度評定			対策水防 工 法 名	変更理由等	関連計画等	水防警報 対象 観測所	出張所
				工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡 (m)	陸閘 (箇所)	工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡 (m)	陸閘 (箇所)					
雄物川下流	2.0k+80 2.2k+110	割山 右岸	旧川跡 37		260 260			260 260					椿川	茨島出張所
	2.2k+140 2.4k+90	割山 右岸	旧川跡 38		170 170			170 170					椿川	
	6.4k+30 6.6k+170	仁井田 右岸	旧川跡 39		330 330			330 330					椿川	
	8.8k+90 9.6k+90	芝野 右岸	旧川跡 40		750 750			750 750					椿川	
	17.2k 17.4k+50	銅屋 左岸	新堤防 41		1,180 1,180						R5.3 築堤		椿川	
	23.7k+58	戸賀沢 左岸	陸閘 42			1					R5.3 築堤		椿川	
	23.8k 24.0k+50	戸賀沢 左岸	新堤防 43		530 530						R5.3 築堤		椿川	
合計					3,220 3,220			1,510 1,510						

重複の優先順位は 工事施工→新堤防・旧川跡

(3) 秋田県重要水防区域一覧表 (秋田市管内)

番号	水系名	河川 海岸名	水防分団名	重要水防区域						特に警戒を要する延長			関連計画 等	摘要	
				位置			左右岸 の別	評定基準 種別	堤防(m)		延長 (m)	予想される 危険概要			対策水防 工法
				市町村	大字	字			A	B					
1	馬場目川	馬踏川	金足	秋田市	金足	岩瀬	左岸 右岸	水衝部	5,600 5,400		600 600	堤防法尻決壊	木流し工	広域河川 改修	
2	雄物川	旭川	旭川・保戸野・ 秋田旭・秋田中央	秋田市	旭川		左岸 右岸	越水 (溢水)		7,000 7,000		冠水	土のう積		
3	雄物川	岩見川	河辺第2	秋田市	河辺 戸島	豊成	左岸 右岸	越水 (溢水)		1,400		堤防法尻決壊	土のう積		
4	雄物川	岩見川	河辺第3	秋田市	河辺 岩見	東	左岸 右岸	越水 (溢水)		2,000 2,000	700	堤防法尻決壊	土のう積		
5	雄物川	新波川	雄和第1	秋田市	雄和 大正寺	萱ヶ沢	左岸 右岸	越水 (溢水)		2,300 2,300	600	河川断面狭小 のため冠水	土のう積		
6	雄物川	新波川	雄和第1	秋田市	雄和 大正寺	梵天野	左岸 右岸	越水 (溢水)		3,000 2,500	700	河川断面狭小 のため冠水	土のう積		
7	雄物川	草生津川	外旭川	秋田市	外旭川	外旭川	左岸 右岸	越水 (溢水)		2,500 3,800	1,100	河川断面狭小 のため冠水	土のう積	広域河川 改修	
8	下浜鮎川	下浜鮎川	下浜	秋田市	下浜	田中	左岸 右岸	越水 (溢水)		4,500 5,000	1,000	河川断面狭小 のため冠水	土のう積		
9	下浜鮎川	下浜鮎川	下浜	秋田市	下浜	羽川	左岸 右岸	越水 (溢水)		800 800		河川断面狭小 のため冠水	土のう積		
10	雄物川	太平川	下北手・秋田東・秋田 中央・牛島・城東	秋田市	太平		左岸 右岸	越水 (溢水)		8,000 8,000	1,000	河川断面狭小 のため冠水	土のう積		
11	雄物川	猿田川	仁井田	秋田市	仁井田	福島	左岸 右岸	越水 (溢水)		5,000 5,000	900	河川断面狭小 のため冠水	土のう積		
12	雄物川	八田川	太平	秋田市	太平	八田	左岸 右岸	越水 (溢水)		2,200 2,800	700	河川断面狭小 のため冠水	土のう積	広域河川 改修	
13	雄物川	梵字川	河辺第2	秋田市	河辺 和田	黒沼	左岸 右岸	越水 (溢水)		2,150 2,150	1,000	河川断面狭小 のため冠水	土のう積	広域河川 改修	

番号	水系名	河川 海岸名	水防分団名	重要水防区域							特に警戒を要する延長			関連計画 等	摘要
				位置			左右岸 の別	評定基準 種別	堤防(m)		延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防 工法		
				市町村	大字	字			A	B					
14	雄物川	神内川	河辺第 1	秋田市	河辺 奥出	奥出	左岸 右岸	越水 (溢水)		2,700 2,700	1,000	河川断面狭小 のため冠水	土のう積		
15	雄物川	三内川	河辺第 3	秋田市	河辺 三内	砂子渕	左岸 右岸	越水 (溢水)		700 700		河川断面狭小 のため冠水	土のう積		
16	雄物川	平尾鳥川	雄和第 3	秋田市	雄和 平尾鳥	竹ノ花	左岸 右岸	越水 (溢水)		2,200 2,200	500	河川断面狭小 のため冠水	土のう積		
17	雄物川	新城川	下新城	秋田市	下新城		左岸 右岸	越水 (溢水)		5,000 5,000	2,000 2,000	河川断面狭小 のため冠水	土のう積	広域河川 改修	

資料 13-3 洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位等

(1) 国土交通大臣が定める避難判断水位等

(令和7年2月末現在)

水系名	河川名	観測所名	地先名	管理区分	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
雄物川	雄物川	椿川	秋田市雄和椿川字方福	国土交通省	5.60m	6.60m	①8.00m ②9.70m	①8.10m ②9.80m

※①は無堤部区間の水位、②は有堤部区間の水位。

(2) 知事が定める避難判断水位等

(令和7年2月末現在)

水系名	河川名	観測所名	地先名	管理区分	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
雄物川	太平川	牛島	秋田市牛島	秋田県	2.00m	3.00m	3.30m	3.70m
雄物川	旭川	中島	秋田市保戸野中町	秋田県	2.20m	2.73m	3.42m	3.60m
雄物川	草生津川	寺内	秋田市寺内	秋田県	1.80m	2.80m	3.00m	3.60m
雄物川	猿田川	仁井田	秋田市仁井田	秋田県	1.40m	2.30m	2.55m	2.70m
雄物川	新城川	笠岡	秋田市下新城笠岡	秋田県	1.30m	1.50m	1.70m	2.30m
雄物川	岩見川	坂本	秋田市河辺坂本	秋田県	1.20m	2.30m	3.50m	4.10m
雄物川	新波川	新波	秋田市雄和新波	秋田県	1.30m	1.80m	2.20m	2.80m
馬場目川	馬踏川	金足堀内	秋田市金足堀内字堀内	秋田県	0.80m	1.00m	1.40m	1.60m

第 1 4 災害危険箇所に関する資料

資料 1 4 - 1 地すべり危険地区

(令和 7 年 2 月末現在)

番号	位置		面積 (h a)	地区内保全対策		
	大字	字		人家等	公共施設	道 路
1	上新城	小又	50			林道
2	太平八田	二手の又	88		1	市道
3	河辺三内	丸舞川	101			林道
4	河辺三内	砂子渕	14			林道
5	河辺岩見	小出沢	79			林道
6	河辺岩見	小出沢	18	15		林道
7	河辺岩見	八慶	41			市道
8	雄和下黒瀬	黒瀬沢	8			市道
9	雄和女米木	白川	54	5		市道
10	雄和萱ヶ沢	萱ヶ沢	35			市道
合計：10 箇所 (488 h a)						

資料 1 4 - 2 地すべり防止区域

(令和 7 年 2 月末現在)

番号	箇所名	位置	水系名	幹川名	溪流名	指定 年月日	告示 番号	指定面積 (h a)
1	砂子渕	河辺三内	雄物川	岩見川	三内川	H12. 6. 9	1509	31. 68
2	北の丸	千秋北の丸	雄物川	旭川	旭川	S37. 12. 10	3007	11. 50
3	桜	桜	雄物川	太平川	太平川	H1. 3. 31	850	3. 88
4	横森	横森	雄物川	旭川	太平川	H9. 10. 28	1851	7. 56
5	豊岩居使	豊岩豊巻	雄物川	雄物川	雄物川	S42. 4. 20	1467	5. 02
合計：5 箇所 (59. 64 h a)								

資料 1 4 - 3 急傾斜地崩壊危険区域

1 県指定危険箇所

(令和 7 年 2 月末現在)

番号	区 域 名	大字	小字	面積
1	下中城	千秋明徳		0.57
2	手形	手形	中台	0.30
3	下和田	北野田高屋	黒沼-下堤下	1.04
4	宮崎	和田	宮崎	2.01
5	八慶	岩見	八慶	1.22
6	和田	和田	和田	1.37
7	野崎	岩見三内	野崎	0.35
8	川崎	女米木	川崎	2.06
9	金照寺	檜山	兎口	0.95
10	砂子刈	三内	砂子刈	0.42
11	寺内	寺内	神屋敷	1.80
12	千秋中島	千秋	中島	8.40
13	大沢	手形	大沢	5.50
14	矢留町	千秋	矢留町	3.70
15	檜山明田	檜山	明田	2.90
16	檜山城南	檜山	兎口-藤沢	2.10
17	豊岩居使	豊岩豊巻	上野	0.62
18	太平八田	太平八田	八田	3.00
19	上新城保多野	上新城保多野	家合-山鼻	1.70
20	上新城湯の里	上新城湯の里	雷電-家の前	0.94
21	豊岩前郷	豊岩豊巻	大日沢	0.63
22	中和田	和田	和田	1.20
23	檜山太田沢	檜山	太田沢	1.65
24	三嶽根五庵山	泉	三嶽根-五庵山	3.40
25	金足岩瀬	金足岩瀬	前山-佐戸の沢	3.40
26	広面推子蛇野	広面	推子蛇野	1.48
27	千秋久保田	千秋	久保田町	0.21
28	五十丁	上新城五十丁	小林-松木台	4.30
29	水口	外旭川	山崎-水口	1.90
30	白山	上新城白山	白山-竹山	2.30
31	千秋公園	千秋公園		0.30
32	槻の木	下新城岩城	右馬之丞	2.10
33	目長崎	太平	目長崎	3.50
34	大沢 1 号	手形	大沢	1.20
35	神屋敷	寺内	神屋敷	0.60
36	神屋敷 1 号	寺内	神屋敷	0.70
37	大杉沢	上北手大杉沢	藤根-家の前	2.50
38	比内町	新屋	比内町	0.40
39	八橋	八橋-寺内	下八橋-蛭根	0.40
40	猿田堤沢	上北手	猿田堤沢	1.10
41	下刈	金足下刈	前田-館越	0.60
42	荒巻	上北手	荒巻前田	1.40
43	下浜八田	下浜八田	水無	0.90
44	寺内蛭根	寺内	蛭根	0.38
45	千秋北の丸	千秋	北の丸	0.45
46	城南 1 号	檜山	城南町	1.53
47	百崎	上北手	百崎	0.23
48	家の下	上新城道川	脇の沢-家の下	2.16
49	下浜深山	下浜名ヶ浜	大田代	0.55
50	千秋城下町	千秋	城下町	0.75
51	道川宮ノ下	上新城道川	宮ノ下	3.46
52	豊岩杉ノ下	豊岩豊巻	内縄尻-杉ノ下	0.77
53	金足堀内	金足堀内	堀内	0.37
54	目長崎 1 号	太平	大根沢-神田	2.10
55	萱ヶ沢	萱ヶ沢	萱ヶ沢	2.25

番号	区 域 名	大字	小字	面積
56	大小路 2 号	寺内	大小路	2.71
57	百崎 1 号	上北手	百崎	0.83
58	萱ヶ沢 1 号	萱ヶ沢	萱ヶ沢	1.68
59	道川雷	上新城	道川雷	0.52
60	大沢 2 号	手形	大沢	0.94
61	児桜 1 号	寺内	児桜	3.10
62	大沢 3 号	手形	大沢	1.33
63	賀川	下北手	柳館-杉ノ沢	2.72
64	畑	北野田高屋	畑ノ沢	1.66
65	笹岡	外旭川	家ノ前-南沢	1.08
66	堀尾田	濁川	堀尾田	2.28
67	深川	上新城道川	深川	1.62
68	金照寺 1 号	檜山	金照寺	0.62
69	下北手桜	横森	二丁目	0.32
70	仁別	仁別	大台	2.59
71	鶯ノ木	寺内	鶯ノ木	0.31
72	将軍野南一丁目	将軍野南一丁目		0.23
73	船場町	新屋	船場町	0.59
74	神屋敷 3 号	寺内	神屋敷	0.76
75	新藤田	新藤田	高梨台	1.36
76	木曾石 1 号	太平八田	木曾石	1.68
77	大小路 1 号	寺内後城		0.31
78	狐森	豊岩小山	狐森	0.16
79	落合 1 号	上新城	小又	0.63
80	片野 1 号	上新城中	片野	0.34
81	戸島上野	河辺戸島	大堤山-上野	0.43
合 計 : 81 箇所 (122.92 h a)				

2 局所がけ崩れ対策事業対象箇所

(令和 7 年 2 月末現在)

番号	箇 所 名	位 置		被害防止 対象施設	路線・河川名
		大 字	小 字		
1	山手台地区	山手台	二丁目	道路	市道山手台 1 2 号線 市道上北手百崎 2 号線

資料 1 4 - 4 土砂災害警戒区域指定箇所表

(令和 7 年 2 月末現在)

(1) 急傾斜地

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
1	1009	I-410	中台団地	手形字才ノ浜及び中台並びに同市新藤田字次郎沢	H23. 11. 22
2	1010	I-411	手形	手形字才ノ浜及び中台	H23. 11. 22
3	1011	I-445	百崎 1 号	上北手百崎字二タ子沢	H23. 11. 22
4	1012	I-1194	落合 1 号	上新城小又字落合及び高野屋	R4. 12. 6
5	1013	I-1195	片野 1 号	上新城中字片野	R4. 12. 6
6	1014	I-1200	堀川	飯島字堀川	H23. 11. 22
7	1015	I-1204	神田	外旭川字神田及び大堤	H23. 11. 22
8	1016	I-1216	鳥越	柳田字鳥越	H23. 11. 22
9	1017	I-1237	苗代沢 1 号	上北手猿田字苗代沢	H23. 11. 22
10	1018	II-519	石川	上北手百崎字石川及び同市上北手荒巻字荒巻	H23. 11. 22
11	1019	III-0083	落合 3 号	上新城小又字落合	H23. 11. 22
12	1703	I-414	千秋中島	千秋北の丸、同市千秋中島町及び同市千秋矢留町	H27. 5. 29
13	1704	I-415	千秋北の丸	千秋北の丸及び同市千秋公園	H27. 5. 29
14	1705	I-416	矢留町	千秋矢留町及び千秋公園	H27. 5. 29
15	1706	I-418	千秋公園	千秋公園及び同市千秋城下町	H27. 5. 29
16	1707	I-419	千秋久保田	千秋久保田町	H27. 5. 29
17	1708	I-420	下中城	千秋公園及び同市千秋明德町	H27. 5. 29
18	1709	I-1213	千秋公園 1 号	千秋公園及び同市千秋矢留町	H27. 5. 29
19	1714	I-435	下北手桜	横森一丁目、同市横森二丁目及び同市檜山太田町	H27. 5. 29
20	1715	I-436	松原	檜山太田町及び同市檜山字太田沢	H27. 5. 29
21	1716	I-437	檜山太田沢	檜山太田町及び同市檜山字太田沢	H27. 5. 29
22	1717	I-438	金照寺 1 号	檜山金照町	H27. 5. 29
23	1718	I-439	金照寺	檜山金照町及び同市檜山城南町	H27. 5. 29
24	1719	I-441	城南 1 号	檜山城南町	H27. 5. 29
25	1720	I-1231	檜山太田町	檜山太田町及び同市檜山字太田沢	H27. 5. 29
26	1721	I-1232	檜山金照町	檜山金照町	H27. 5. 29
27	1722	I-1233	檜山城南 1 号	檜山城南町	H27. 5. 29
28	1724	I-652	下和田	河辺北野田高屋字黒沼下堤下並びに同市河辺和田字和田、北城ヶ崎及び上中野	H27. 5. 29
29	1725	I-653	中和田	河辺和田字和田	H27. 5. 29
30	1726	I-654	和田	河辺和田字和田	H27. 5. 29
31	1727	I-1324	雷谷地	河辺北野田高屋字雷谷地	H27. 5. 29
32	1728	I-1325	岡村	河辺和田字岡村	H27. 5. 29
33	1729	II-795	高橋	河辺北野田高屋字雷谷地及び高橋	H27. 5. 29
34	1730	II-796	小高 1 号	河辺北野田高屋字小高	H27. 5. 29
35	1731	II-797	小高 2 号	河辺北野田高屋字務沢	H27. 5. 29
36	1732	II-798	小高 3 号	河辺北野田高屋字務沢	H27. 5. 29
37	1733	II-799	前田	河辺北野田高屋字前田及び榊表	H27. 5. 29
38	1752	I-371	白山	上新城白山字白山及び竹山	H27. 7. 14
39	1753	I-374	五十丁	上新城五十丁字小林及び同市上新城中字松木台	H27. 7. 14
40	1754	I-408	新藤田東町	新藤田字高梨台、同市旭川清澄町及び同市旭川新藤田東町	H27. 7. 14
41	1755	I-426	手形山東町	手形山東町、同市手形山北町及び同市広面字近藤沢	H27. 7. 14
42	1756	I-431	上館	太平中関字上館及び平形	H27. 7. 14
43	1757	I-443	百崎	上北手百崎字石川	H27. 7. 14
44	1758	I-444	荒巻	上北手荒巻字前田	H27. 7. 14
45	1759	I-1193	大槻前	上新城小又字山野根及び脇野田	H27. 7. 14

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
46	1760	I-1211	高梨台	新藤田字高梨台、同市添川字地ノ内及び同市旭川清澄町	H27.7.14
47	1761	I-1212	中山台	新藤田字治郎沢	H27.7.14
48	1762	I-1214	手形山北町	手形山北町及び同市広面字近藤沢	H27.7.14
49	1763	I-1215	手形山東町1号	柳田字鳥越及び古道並びに同市手形山東町並びに同市広面字近藤沢	H27.7.14
50	1764	I-1217	手形山中町	手形山中町	H27.7.14
51	1765	I-1218	蟹沢1号	広面字蟹沢及び同市手形山中町	H27.7.14
52	1766	I-1219	蟹沢2号	広面字蟹沢及び赤沼	H27.7.14
53	1767	I-1220	堤敷	広面字堤敷並びに同市柳田字糠塚及び推子	H27.7.14
54	1768	I-1234	前田2号	上北手荒巻字前田	H27.7.14
55	1769	I-1235	荒巻1号	上北手荒巻字荒巻	H27.7.14
56	1770	I-1236	諏訪ノ沢2号	上北手百崎字諏訪ノ沢及び同市山手台	H27.7.14
57	1771	I-1238	四ツ小屋	上北手猿田字四ツ小屋	H27.7.14
58	1772	I-1239	館ノ下1号	上北手猿田字館ノ下	H27.7.14
59	1773	II-459	脇野田	上新城小又字脇野田及び落合	H27.7.14
60	1774	II-460	落合2号	上新城小又字落合	H27.7.14
61	1775	II-466	大沢	上新城中字大沢及び松木台	H27.7.14
62	1776	II-518	諏訪ノ沢1号	上北手百崎字諏訪ノ沢	H27.7.14
63	1777	II-520	前田1号	上北手荒巻字前田	H27.7.14
64	1778	II-521	苗代沢2号	上北手猿田字苗代沢	H27.7.14
65	1779	II-522	四ツ小屋1号	上北手猿田字四ツ小屋	H27.7.14
66	1780	II-523	四ツ小屋2号	上北手猿田字四ツ小屋	H27.7.14
67	1781	II-524	底沢	上北手猿田字底沢	H27.7.14
68	1782	III-90	鳥越1号	柳田字鳥越	H27.7.14
69	1783	III-91	鳥越2号	柳田字鳥越	H27.7.14
70	1784	I-451	内縄尻	豊岩豊巻字内縄尻及び諏訪	H27.7.14
71	1785	I-452	豊岩杉ノ下	豊岩豊巻字内縄尻及び杉ノ下	H27.7.14
72	1786	I-453	中沢	豊岩豊巻字杉ノ下及び中沢	H27.7.14
73	1787	I-454	豊岩前郷	豊岩豊巻字大日沢及び中沢	H27.7.14
74	1788	I-639	大橋	雄和神ヶ村字大橋及び舟卸	H27.7.14
75	1789	I-1245	山口	豊岩豊巻字大日沢及び山口	H27.7.14
76	1790	I-1312	樋口1号	雄和新波字寺沢及び同市雄和碓田字梵天野	H27.7.14
77	1791	I-1313	樋口2号	雄和碓田字梵天野	H27.7.14
78	1792	I-1327	戸島字上野	河辺戸島字上野及び大提山	H27.7.14
79	1793	II-544	内縄尻1号	豊岩豊巻字内縄尻	H27.7.14
80	1794	II-708	舟卸	雄和神ヶ村字舟卸	H27.7.14
81	1795	II-709	杉腰	雄和神ヶ村字杉腰	H27.7.14
82	1796	II-710	妙角	雄和神ヶ村字脇坂及び妙角	H27.7.14
83	1797	II-711	家ノ沢	雄和神ヶ村字中村	H27.7.14
84	1798	II-712	窪1号	雄和神ヶ村字窪	H27.7.14
85	1799	II-713	窪2号	雄和神ヶ村字窪	H27.7.14
86	1961	I-367	稲荷林	金足高岡字稲荷林	H27.9.15
87	1962	I-369	深田	金足吉田字深田	H27.9.15
88	1963	I-1191	山崎	金足片田字山崎及び野尻	H27.9.15
89	1964	I-1201	長田	添川字長田	H27.9.15
90	1965	I-1221	堂ノ前1号	太平八田字堂ノ前	H27.9.15
91	1966	II-478	堂ノ前2号	太平八田字堂ノ前	H27.9.15
92	1967	I-1222	木曾石1号	太平八田字木曾石	H27.9.15
93	1968	I-1223	木曾石2号	太平八田字木曾石	H27.9.15
94	1969	II-475	田中1号	山内字田中	H27.9.15
95	1970	III-92	上八田	太平八田字上八田及び平ノ脇	H27.9.15
96	2006	I-391	高野1号	寺内高野及び同市寺内兎桜三丁目	H27.10.2
97	2007	I-393	将軍野南1丁目	将軍野南一丁目及び同市寺内大畑	H27.10.2
98	2008	I-394	大小路1号	寺内字後城及び大小路並びに同市寺内後城	H27.10.2

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
99	2009	I-395	大小路2号	寺内字大小路及び後城並びに同市 寺内大小路及び寺内後城	H27.10.2
100	2010	II-479	大小路3号	寺内字大小路, 同市寺内後城及び 同市寺内神屋敷	H27.10.2
101	2011	I-396	焼山	寺内焼山	H27.10.2
102	2012	I-397	児桜1号	寺内児桜一丁目, 二丁目及び三丁 目	H27.10.2
103	2013	I-1205	児桜2号	寺内児桜三丁目	H27.10.2
104	2014	I-398	児桜	寺内児桜一丁目及び二丁目	H27.10.2
105	2015	I-399	寺内	寺内神屋敷	H27.10.2
106	2016	I-401	神屋敷	寺内神屋敷及び同市寺内蛭根三丁 目	H27.10.2
107	2017	I-402	神屋敷1号	寺内蛭根三丁目	H27.10.2
108	2018	I-人8	神屋敷2号	寺内字蛭根及び同市寺内蛭根三丁 目	H27.10.2
109	2020	I-1206	神屋敷4号	寺内神屋敷及び同市寺内堂ノ沢二 丁目	H27.10.2
110	2021	III-89	神屋敷5号	寺内字大小路, 同市寺内後城及び 同市寺内神屋敷	H27.10.2
111	2022	I-404	寺内蛭根	寺内蛭根一丁目及び二丁目	H27.10.2
112	2023	I-405	八橋	八橋大道東, 同市八橋本町六丁目 及び同市寺内蛭根一丁目	H27.10.2
113	2024	I-407	堀尾田	濁川字堀尾田	H27.10.2
114	2025	I-412	大沢	手形字大沢及び大松沢	H27.10.2
115	2026	I-422	大沢1号	手形字大沢及び蛇野	H27.10.2
116	2027	I-413	大沢3号	手形字大沢及び大松沢	H27.10.2
117	2028	I-424	広面推子蛇野	広面字推子及び同市蛇野	H27.10.2
118	2029	I-425	赤沼	広面字赤沼	R4.12.6
119	2030	I-427	太平八田	太平八田字八田及び藤ノ崎	H27.10.2
120	2031	I-1018	鶯ノ木	寺内鶯ノ木及び同市寺内児桜二丁目	H27.10.2
121	2032	I-1208	井戸尻	濁川字井戸尻	H27.10.2
122	2033	I-1209	後田	濁川字後田及び堀尾田	H27.10.2
123	2034	I-1210	堀尾田1号	濁川字後田及び堀尾田	H27.10.2
124	2035	II-481	五庵山1号	泉字五庵山	H27.10.2
125	2036	II-482	五庵山2号	泉字五庵山	H27.10.2
126	2037	II-483	推子	広面字推子及び赤沼	H27.10.2
127	2068	I-370	中坪	下新城小友字中坪	H27.10.23
128	2069	I-630	寺沢	雄和芝野新田字寺沢及び同市雄和 田草川字山崎山	H27.10.23
129	2070	I-631	館ノ下	雄和椿川字館ノ下	H27.10.23
130	2071	I-632	関田	雄和椿川字関田	H27.10.23
131	2072	I-633	堤根	雄和椿川字堤根及び平脇	H27.10.23
132	2073	I-1192	沖ノ窪1号	下新城小友字沖ノ窪及び中坪	H27.10.23
133	2074	II-452	沖ノ窪2号	下新城小友字沖ノ窪	H27.10.23
134	2075	I-1307	山崎山1号	雄和田草川字山崎山	H27.10.23
135	2076	II-668	山崎山2号	雄和田草川字山崎山及び大又	H27.10.23
136	2077	II-453	家ノ前	下新城小友字中坪及び家ノ前	H27.10.23
137	2078	II-454	中坪1号	下新城小友字中坪	H27.10.23
138	2079	II-455	猿田沢	下新城小友字猿田沢	H27.10.23
139	2080	II-669	館ノ下1号	雄和椿川字館ノ下	H27.10.23
140	2081	II-670	地張山	雄和椿川字地張山	H27.10.23
141	2082	II-671	椿川字中村	雄和椿川字中村	H27.10.23
142	2083	II-672	関田1号	雄和椿川字地張山及び関田	H27.10.23
143	2084	III-126	関田2号	雄和椿川字地張山	H27.10.23
144	2085	II-673	安養寺	雄和椿川字中村	H27.10.23
145	2086	II-674	平脇1号	雄和椿川字関田	H27.10.23
146	2087	II-675	平脇2号	雄和椿川字平脇、関田及び安養寺	H27.10.23
147	2088	III-127	平脇3号	雄和椿川字平脇及び安養寺	H27.10.23
148	2089	II-678	槐下1号	雄和妙法字槐下	H27.10.23
149	2090	II-679	槐下2号	雄和妙法字槐下	H27.10.23

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
150	2091	Ⅲ-128	槐下 3 号	雄和妙法字槐下	H27. 10. 23
151	2167	I -1240	館ノ下 2 号	上北手猿田字館ノ下	H27. 11. 10
152	1747	I -417	千秋城下町	千秋北の丸及び同市千秋城下町	H27. 5. 29
153	1748	I -人 9	千秋北の丸 1 号	千秋北の丸	H27. 5. 29
154	1749	I -440	檜山城南	檜山城南町、同市檜山金照町及び同市牛島東 4 丁目	H27. 5. 29
155	2049	I -421	大沢 2 号	手形字大沢	H27. 10. 2
156	3411	I -432	賀川	下北手柳館字賀川	H28. 9. 16
157	3412	I -433	大杉沢	上北手大杉沢字藤根	H28. 9. 16
158	3413	I -1227	宮ヶ沢 2 号	桜三丁目	H28. 9. 16
159	3414	I -1228	細谷沢	下北手柳館字細谷沢	H28. 9. 16
160	3415	I -1229	梨平 1 号	下北手梨平字梨平	H28. 9. 16
161	3416	I -1230	梨平 2 号	下北手梨平字梨平	H28. 9. 16
162	3417	I -1241	砂子沢 1 号	上北手猿田字砂子沢	H28. 9. 16
163	3418	Ⅱ-496	潤ヶ崎 1 号	下北手宝川字潤ヶ崎	H28. 9. 16
164	3419	Ⅱ-497	潤ヶ崎 2 号	下北手宝川字潤ヶ崎	H28. 9. 16
165	3420	Ⅱ-498	中前田	下北手通沢字中前田及び前田	H28. 9. 16
166	3421	Ⅱ-499	賀川潟下	下北手柳館字賀川潟下及び賀川	H28. 9. 16
167	3422	Ⅱ-500	下前田	下北手通沢字下前田	H28. 9. 16
168	3423	Ⅱ-501	赤平	下北手柳館字赤平	H28. 9. 16
169	3424	Ⅱ-502	細谷沢 1 号	下北手柳館字細谷沢	H28. 9. 16
170	3425	Ⅱ-503	細谷沢 2 号	下北手柳館字細谷沢	H28. 9. 16
171	3426	Ⅱ-504	細谷沢 3 号	下北手柳館字細谷沢	H28. 9. 16
172	3427	Ⅱ-505	向田	下北手梨平字向田	H28. 9. 16
173	3428	Ⅱ-506	梨平 3 号	下北手梨平字梨平	H28. 9. 16
174	3429	Ⅱ-507	梨平 4 号	下北手梨平字梨平	H28. 9. 16
175	3430	Ⅱ-508	梨平 5 号	下北手梨平字梨平	H28. 9. 16
176	3431	Ⅱ-509	黒川 1 号	下北手黒川字黒川	H28. 9. 16
177	3432	Ⅱ-510	黒川 2 号	下北手黒川字黒川	H28. 9. 16
178	3433	Ⅱ-511	黒川 3 号	下北手黒川字黒川	H28. 9. 16
179	3434	Ⅱ-512	駒込	上北手小山田字駒込	H28. 9. 16
180	3435	Ⅱ-513	桜田 1 号	上北手小山田字桜田	H28. 9. 16
181	3436	Ⅱ-514	桜田 2 号	上北手小山田字桜田	H28. 9. 16
182	3437	Ⅱ-515	桜田 3 号	上北手小山田字桜田	H28. 9. 16
183	3438	Ⅱ-525	砂子沢 2 号	上北手猿田字砂子沢	H28. 9. 16
184	3439	Ⅱ-526	砂子沢 3 号	上北手猿田字砂子沢	H28. 9. 16
185	3440	Ⅱ-527	弥生館 1 号	上北手猿田字弥生館	H28. 9. 16
186	3441	Ⅱ-528	弥生館 2 号	上北手猿田字弥生館	H28. 9. 16
187	3442	Ⅱ-529	弥生館 3 号	上北手猿田字弥生館	H28. 9. 16
188	3443	Ⅱ-530	猿田沢	上北手猿田字猿田沢	H28. 9. 16
189	3444	Ⅱ-533	二ツ寺 2 号	上北手猿田字二ツ寺	H28. 9. 16
190	3445	Ⅱ-534	寺村	上北手猿田字寺村	H28. 9. 16
191	3446	Ⅱ-535	豊口	上北手大山田字豊口	H28. 9. 16
192	3447	Ⅱ-536	縄手ノ上 1 号	上北手大山田字縄手ノ上	H28. 9. 16
193	3448	Ⅱ-537	縄手ノ上 2 号	上北手大山田字縄手ノ上	H28. 9. 16
194	3449	Ⅱ-538	大平沢 1 号	上北手大山田字大平沢及び豊口	H28. 9. 16
195	3450	Ⅱ-539	大平沢 2 号	上北手大山田字大平沢及び縄手ノ上	H28. 9. 16
196	3508	I -634	野中	雄和種沢字大沢及び種沢	H28. 9. 20
197	3509	I -649	畑	河辺北野田高屋字畑ノ沢及び竹ノ子沢	H28. 9. 20
198	3510	I -650	黒沼	河辺北野田高屋字神田	H28. 9. 20
199	3511	I -656	神内	河辺神内字神内及び太田面	H28. 9. 20
200	3512	I -657	白熊	河辺戸島字白熊沢及び七曲石坂台	H28. 9. 20
201	3513	I -1308	館ヶ沢	雄和種沢字館ヶ沢及び中村	H28. 9. 20
202	3514	I -1323	上堂ヶ沢	河辺北野田高屋字竹ノ子沢及び畑ノ沢	H28. 9. 20
203	3515	I -1326	白熊沢	河辺戸島字白熊沢	H28. 9. 20
204	3516	I -1666	細田 1 号	雄和平尾鳥字田向及び平尾鳥	H28. 9. 20
205	3517	Ⅱ-680	大巻	雄和平尾鳥字大巻	H28. 9. 20

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
206	3518	Ⅱ-681	平尾鳥字竹ノ花	雄和平尾鳥字竹ノ花	H28. 9. 20
207	3519	Ⅱ-682	平尾鳥字中田	雄和平尾鳥字中田	H28. 9. 20
208	3520	Ⅱ-683	石名沢 1 号	雄和平尾鳥字西野	H28. 9. 20
209	3521	Ⅱ-684	石名沢 2 号	雄和平尾鳥字西野	H28. 9. 20
210	3522	Ⅱ-685	石名沢 3 号	雄和平尾鳥字石名沢	H28. 9. 20
211	3523	Ⅱ-686	平尾鳥字中村	雄和平尾鳥字白ヶ沢	H28. 9. 20
212	3524	Ⅱ-687	金井田	雄和平尾鳥字田向	H28. 9. 20
213	3525	Ⅱ-689	細田 2 号	雄和平尾鳥字細田	H28. 9. 20
214	3526	Ⅱ-690	中山	雄和平尾鳥字中山	H28. 9. 20
215	3527	Ⅱ-691	築場 1 号	雄和平尾鳥字築場	H28. 9. 20
216	3528	Ⅱ-692	築場 2 号	雄和平尾鳥字築場、森ノ前及び中山	H28. 9. 20
217	3529	Ⅱ-693	善知鳥 1 号	雄和平尾鳥字善知鳥	H28. 9. 20
218	3530	Ⅱ-694	藤森 1 号	雄和平尾鳥字藤森	H28. 9. 20
219	3531	Ⅱ-695	藤森 2 号	雄和平尾鳥字藤森	H28. 9. 20
220	3532	Ⅱ-696	藤森 3 号	雄和平尾鳥字藤森	H28. 9. 20
221	3533	Ⅱ-697	種沢字宮ノ前	雄和種沢字館ヶ沢	H28. 9. 20
222	3534	Ⅱ-698	種沢字中村	雄和種沢字中村	H28. 9. 20
223	3535	Ⅱ-699	太子前	雄和種沢字岩瀬	H28. 9. 20
224	3536	Ⅱ-714	西又	雄和神ヶ村字西又、稗鳥及び大金	H28. 9. 20
225	3537	Ⅱ-715	大金 1 号	雄和神ヶ村字大金	H28. 9. 20
226	3538	Ⅱ-716	大金 2 号	雄和神ヶ村字大金	H28. 9. 20
227	3539	Ⅱ-717	大金 3 号	雄和神ヶ村字大金	H28. 9. 20
228	3540	Ⅱ-718	大柳	雄和神ヶ村字大柳	H28. 9. 20
229	3541	Ⅱ-719	東又	雄和神ヶ村字東又及び中崎	H28. 9. 20
230	3542	Ⅱ-720	西脇 1 号	雄和神ヶ村字西脇及び中崎	H28. 9. 20
231	3543	Ⅱ-721	西脇 2 号	雄和神ヶ村字西脇	H28. 9. 20
232	3544	Ⅱ-724	段ノ前 1 号	雄和碓田字段ノ前	H28. 9. 20
233	3545	Ⅱ-725	段ノ前 2 号	雄和碓田字段ノ前	H28. 9. 20
234	3546	Ⅱ-726	段ノ前 3 号	雄和碓田字段ノ前	H28. 9. 20
235	3547	Ⅱ-727	段ノ前 4 号	雄和碓田字祭田	H28. 9. 20
236	3548	Ⅱ-728	シコウ沢	雄和碓田字シコウ沢及び祭田	H28. 9. 20
237	3549	Ⅱ-729	祭田	雄和碓田字祭田	H28. 9. 20
238	3550	Ⅱ-790	桃ノ木沢	河辺北野田高屋字桃ノ木沢	H28. 9. 20
239	3551	Ⅱ-791	竹ノ子沢	河辺北野田高屋字竹ノ子沢	H28. 9. 20
240	3552	Ⅱ-792	畑ノ沢	河辺北野田高屋字畑ノ沢	H28. 9. 20
241	3553	Ⅱ-793	神田	河辺北野田高屋字神田	H28. 9. 20
242	3554	Ⅱ-794	上盤昌 1 号	河辺北野田高屋字上盤昌	H28. 9. 20
243	3555	Ⅱ-801	式田 1 号	河辺和田字式田	H28. 9. 20
244	3556	Ⅱ-802	式田 2 号	河辺和田字式田、式田下袋及び上野	H28. 9. 20
245	3557	Ⅱ-803	式田 3 号	河辺和田字式田	H28. 9. 20
246	3558	Ⅱ-804	式田 4 号	河辺和田字式田及び松沢	H28. 9. 20
247	3559	Ⅱ-805	太田面	河辺神内字神内	H28. 9. 20
248	3560	Ⅲ-129	戸草沢	雄和種沢字大沢及び戸草沢	H28. 9. 20
249	3561	Ⅲ-130	築場 3 号	雄和平尾鳥字森ノ前	H28. 9. 20
250	3562	Ⅲ-131	善知鳥 2 号	雄和平尾鳥字善知鳥及び森ノ前	H28. 9. 20
251	3563	Ⅲ-132	善知鳥 3 号	雄和平尾鳥字善知鳥及び藤森	H28. 9. 20
252	3564	Ⅲ-133	善知鳥 4 号	雄和平尾鳥字善知鳥及び藤森	H28. 9. 20
253	3565	Ⅲ-134	藤森 4 号	雄和平尾鳥字藤森	H28. 9. 20
254	3566	Ⅲ-135	藤森 5 号	雄和平尾鳥字藤森	H28. 9. 20
255	3567	Ⅲ-136	藤森 6 号	雄和平尾鳥字藤森	H28. 9. 20
256	3568	Ⅲ-137	藤森 7 号	雄和平尾鳥字藤森	H28. 9. 20
257	3569	Ⅲ-138	藤森 8 号	雄和平尾鳥字藤森	H28. 9. 20
258	3570	Ⅲ-139	上盤昌 2 号	河辺北野田高屋字神田	H28. 9. 20
259	3571	Ⅲ-142	丸山	河辺畑谷字丸山及び同市河辺戸島	H28. 9. 20
260	3572	Ⅲ-143	北ノ沢駒坂台	河辺戸島字北ノ沢駒坂台及び井戸尻下	H28. 9. 20
261	3711	Ⅱ-487-1・2	平沢	太平黒沢字平沢	H28. 10. 18

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
262	3712	Ⅱ-488-1・2 ・3	砂子沢	太平黒沢字砂子沢	H28. 10. 18
263	3713	Ⅲ-96-1・2	皿見内沢	太平山谷字皿見内沢	H28. 10. 18
264	3714	Ⅲ-97	地主	太平山谷字地主	H28. 10. 18
265	4552	I -363	金足岩瀬	金足岩瀬字前山、佐戸沢及び小鹿 瀬	H29. 3. 24
266	4553	I -364	金足堀内	金足堀内字堀内及び神田	H29. 3. 24
267	4554	I -365	下刈	金足下刈字館越及び前谷地	H29. 3. 24
268	4555	I -366	前田	金足下刈字前田及び深田	H29. 3. 24
269	4556	I -372	上新城湯ノ里	上新城湯ノ里字雷電及び家ノ前	H29. 3. 24
270	4557	I -373	上新城保多野	上新城保多野字家合、仲山及び山 鼻	H29. 3. 24
271	4558	Ⅱ-461	水上沢	上新城小又字水上沢及び陸市	H29. 3. 24
272	4559	Ⅱ-462	行人沢	上新城小又字行人沢及び水上沢並 びに同市上新城保多野字大保	H29. 3. 24
273	4560	Ⅱ-463	上新城石名坂	上新城石名坂字堂ノ前、比内沢及 び泉沢	H29. 3. 24
274	4561	Ⅱ-464	家ノ前	上新城湯ノ里字家ノ前、同市上新 城保多野字仲山及び 同市上新城 小又字蛇野	H29. 3. 24
275	4562	Ⅱ-465	館越	上新城五十丁字館越、森越及び大木前	H29. 3. 24
276	4563	Ⅲ-84	仲山	上新城保多野字恐淵、仲山及び家 合	H29. 3. 24
277	4779	I -368	黒川	金足黒川字黒川、上ノ山及び後田	H29. 5. 19
278	4780	I -376	道川宮ノ下	上新城道川字宮ノ下及び入ヶ沢	H29. 5. 19
279	4781	I -378	雷	上新城道川字雷及び宮ノ下	H29. 5. 19
280	4782	I -379	家ノ下	上新城道川字家ノ下、脇ノ沢及び 山ノ下	H29. 5. 19
281	4783	I -380	深川	上新城道川字深川、堂田及び五六 沢	H29. 5. 19
282	4784	I -381	大平	上新城五十丁字大平及び男鹿田並 びに同市上新城中字袖ヶ沢	H29. 5. 19
283	4785	I -382	堂ノ前	上新城中字堂ノ前	H29. 5. 19
284	4786	I -383	槻ノ木	下新城岩城字上川原及び右馬之丞	H29. 5. 19
285	4787	I -448	脇ノ田	上北手古野字脇ノ田	H29. 5. 19
286	4788	I -1196	右馬之丞	下新城岩城字右馬之丞及び上向	H29. 5. 19
287	4789	I -1199	笠岡 1 号	下新城笠岡字笠岡	H29. 5. 19
288	4790	Ⅱ-451	内畑	金足黒川字内畑、深田、後田及び 田代沢	H29. 5. 19
289	4791	Ⅱ-457	熊野田 2 号	下新城長岡字長岡及び熊野田	H29. 5. 19
290	4792	Ⅱ-458	堰根	下新城笠岡字堰根及び同市下新城 岩城字下向	H29. 5. 19
291	4793	Ⅱ-467	大平 1 号	上新城五十丁字大平及び男鹿田	H29. 5. 19
292	4794	Ⅱ-468	堂ノ前 1 号	上新城中字堂ノ前	H29. 5. 19
293	4795	Ⅱ-469	道川	上新城道川字長田及び愛染	H29. 5. 19
294	4796	Ⅱ-470	長田	上新城道川字長田及び入ヶ沢	H29. 5. 19
295	4797	Ⅱ-472	深田山根	上新城道川字深田山根及び駒引沢	H29. 5. 19
296	4798	Ⅱ-473	深川 1 号	上新城道川字深川	H29. 5. 19
297	4799	Ⅱ-474	深川 2 号	上新城道川字深川	H29. 5. 19
298	4800	Ⅲ-81	内畑 1 号	金足黒川字内畑	H29. 5. 19
299	4801	Ⅲ-82	阿彦沢	金足黒川字小草生津	H29. 5. 19
300	6336	I -384	下谷地	下新城岩城字金光畑、源内沢及び大沢	H30. 7. 13
301	6337	I -385	蒲沼	外旭川字蒲沼、土手下及び家ノ前	H30. 7. 13
302	6338	I -386	家ノ前	外旭川字家ノ前	H30. 7. 13
303	6339	I -387	笹岡	外旭川字家ノ前及び南沢	H30. 7. 13
304	6340	I -388	南沢	外旭川字南沢	H30. 7. 13
305	6341	I -389	添川	添川字添川	H30. 7. 13
306	6342	I -390	濁川	濁川字蟹子沢	H30. 7. 13
307	6343	I -406	水口	泉三嶽根 15、同市泉字三嶽根及び 同市外旭川字山崎	H30. 7. 13

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
308	6344	I-409	三嶽根五庵山	泉三嶽根 1、2、4 及び 5、同市泉字五庵山並びに同市泉東町 11	H30. 7. 13
309	6345	I-1019	仁別	仁別字家ハツレ、大台、吉ヶ沢及び中島	H30. 7. 13
310	6349	I-1197	下向 1 号	下新城岩城字下向	H30. 7. 13
311	6350	I-1198	下向 2 号	下新城岩城字下向	H30. 7. 13
312	6351	I-1202	湯沢 2 号	添川字湯沢	H30. 7. 13
313	6352	I-1203	湯沢 1 号	添川字湯沢	H30. 7. 13
314	6353	I-1207	山崎	外旭川字山崎	H30. 7. 13
315	6354	II-456	蚕沢	下新城小友字蚕沢及び箱館	H30. 7. 13
316	6355	II-471	入ヶ沢	上新城道川字入ヶ沢	H30. 7. 13
317	6356	II-476	蓬田 1 号	添川字蓬田	H30. 7. 13
318	6357	II-477	矢坂	添川字矢坂	H30. 7. 13
319	6358	II-480	泉三嶽根	泉三嶽根 10 及び 14 並びに同市泉字五庵山	H30. 7. 13
320	6359	II-484	谷地	太平目長崎字谷地	H30. 7. 13
321	6360	II-485	目長崎 2 号	太平目長崎字目長崎及び谷地	H30. 7. 13
322	6361	III-85	一本木	外旭川字一本木	H30. 7. 13
323	6362	III-86	鳥屋坂	外旭川字鳥屋坂及び一本木	H30. 7. 13
324	6363	III-87	三ノ堰	外旭川字三ノ堰及び一ノ堰	H30. 7. 13
325	6364	III-88	鎌ノ沢	濁川字鎌ノ沢	H30. 7. 13
326	6365	III-93	谷地 1 号	太平目長崎字谷地並びに同市太平八田字関口及び谷地	H30. 7. 13
327	6366	I-429	目長崎	太平目長崎字本町、上目長崎及び舞鶴館	H30. 7. 13
328	6367	I-430	目長崎 1 号	太平目長崎字長橋、大根沢及び神田	H30. 7. 13
329	6368	I-434	檜山明田	東通明田及び同市東通館ノ越	H30. 7. 13
330	6369	I-447	猿田堤沢	上北手猿田字堤ノ沢、同市仁井田字横山及び同市四ツ小屋小阿地字大杉沢	H30. 7. 13
331	6370	I-1020	船場町	新屋船場町	H30. 7. 13
332	6371	I-1224	神田	太平目長崎字本町及び神田	H30. 7. 13
333	6372	I-1225	五関 3 号	下北手寒川字五関	H30. 7. 13
334	6373	I-1242	貝ノ沢	太平山谷字貝ノ沢	H30. 7. 13
335	6374	I-1243	日吉町	新屋日吉町	H30. 7. 13
336	6375	II-486	目長崎 3 号	太平目長崎字目長崎及び大根沢	H30. 7. 13
337	6376	II-489	屋敷前 1 号	太平中関字屋敷前	H30. 7. 13
338	6377	II-490	屋敷前 2 号	太平中関字屋敷前及び雛沢	H30. 7. 13
339	6378	II-491	雛沢	太平中関字雛沢	H30. 7. 13
340	6379	II-492	五関 4 号	下北手寒川字五関及び寒川	H30. 7. 13
341	6380	II-493	五関 2 号	下北手寒川字五関	H30. 7. 13
342	6381	II-494	五関 1 号	下北手寒川字五関及び寒川	H30. 7. 13
343	6382	II-495	寒川	下北手寒川字平垣、寒川及び宮沢	H30. 7. 13
344	6383	II-516	境田 1 号	上北手百崎字境田及び同市上北手大杉沢字千刈田	H30. 7. 13
345	6384	II-517	境田 2 号	上北手百崎字境田	H30. 7. 13
346	6385	II-540	大杉沢	四ツ小屋小阿地字大杉沢及び同市御所野下堤 3 丁目	H30. 7. 13
347	6386	II-541	宮田沢	浜田字宮田沢	H30. 7. 13
348	6387	III-94	宮沢	下北手寒川字平垣、寒川及び宮沢	H30. 7. 13
349	6388	III-95	平垣	下北手寒川字平垣及び寒川	H30. 7. 13
350	6389	III-98	新屋比内町	新屋比内町	H30. 7. 13
351	6390	I-450	豊岩居使	豊岩豊巻字上野	H30. 7. 13
352	6391	I-455	狐森	豊岩小山字狐森及び袖ノ沢	H30. 7. 13
353	6392	I-456	下浜八田	下浜八田字水無、北ノ沢、鳥屋沢及び館腰	H30. 7. 13
354	6393	I-457	下浜深山	下浜名ヶ沢字入道沢、浦田及び大田代	H30. 7. 13
355	6394	I-1244	上野	豊岩豊巻字上野及び居使	H30. 7. 13

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
356	6395	I-1246	境川	下浜桂根字境川及び小沢並びに同市浜田字境田	H30.7.13
357	6396	II-542	鳥屋ヶ沢	豊岩石田坂字鳥屋ヶ沢、高森及び碓	H30.7.13
358	6397	II-543	居使	豊岩豊巻字居使及び小友沢	H30.7.13
359	6398	II-545	下川原	下浜羽川字下川原	H30.7.13
360	6399	II-546	小金山	下浜羽川字小金山	H30.7.13
361	6400	II-547	大田	下浜羽川字小金山及び大田	H30.7.13
362	6501	I-449	比内町	新屋比内町	H30.7.13
363	6346	II-04006	仁別1号	仁別字粟畑台	H30.7.13
364	6347	II-04007	仁別2号	仁別字堂ノ下	H30.7.13
365	6348	II-04008	仁別3号	仁別字粟畑台	H30.7.13
366	1710	II-04001	千秋北の丸2号	千秋北の丸及び同市千秋城下町	H27.5.29
367	1711	II-04002	千秋公園2号	千秋公園	H27.5.29
368	1712	II-04003	千秋公園3号	千秋公園	H27.5.29
369	1713	I-04001	谷崎	下北手松崎字谷崎	H27.5.29
370	1723	II-04004	檜山太田沢2号	檜山太田町及び同市檜山字太田沢	H27.5.29
371	1734	II-04005	前田2号	河辺北野田高屋字前田	H27.5.29
372	6937	I-643	砂子渚	河辺三内字砂子渚	R1.7.23
373	6938	I-644	杉沢	河辺岩見字杉沢台、杉沢台下及び杉沢	R1.7.23
374	6939	I-645	野崎	河辺三内字野崎及び同市河辺岩見字野崎	R1.7.23
375	6940	I-647	八慶	河辺岩見字八慶並びに同市河辺三内字外川原及び道山	R1.7.23
376	6941	I-651	豊成	河辺豊成字虚空蔵大台滝	R1.7.23
377	6942	I-655	宮崎	河辺和田字宮崎	R1.7.23
378	6943	I-1318	三内段1号	河辺三内字三内段	R1.7.23
379	6944	I-1319	東	河辺岩見字東	R1.7.23
380	6945	I-1320	繋沢前田面	河辺三内字繋沢前田面	R1.7.23
381	6946	I-1321	繋沢1号	河辺三内字繋沢、繋沢下段及び繋沢前田面	R1.7.23
382	6947	I-1322	山根	河辺高岡字山根、大柳、川原田及び岩ノ沢	R1.7.23
383	6948	II-772	砂子渚1号	河辺三内字砂子渚	R1.7.23
384	6949	II-773	岩谷袋1号	河辺三内字岩谷袋	R1.7.23
385	6950	II-774	岩谷袋2号	河辺三内字下モ田及び砂子渚	R1.7.23
386	6951	II-775	丸舞口	河辺三内字丸舞口及び土渚	R1.7.23
387	6952	II-776	三内段2号	河辺三内字三内段	R1.7.23
388	6953	II-777	杉沢台	河辺岩見字杉沢台及び萱森上野	R1.7.23
389	6954	II-778	小平岱1号	河辺岩見字小平岱	R1.7.23
390	6955	II-779	小平岱2号	河辺岩見字小平岱	R1.7.23
391	6956	II-780	鍛冶屋敷	河辺岩見字鍛冶屋敷及び筒出	R1.7.23
392	6957	II-781	鍛冶屋敷1号	河辺岩見字鍛冶屋敷及び岩見	R1.7.23
393	6958	II-782	繋沢2号	河辺三内字繋沢	R1.7.23
394	6959	II-783	田尻上野田	河辺三内字田尻下野田、田尻上野田及び田尻面	R1.7.23
395	6960	II-784	田尻下野田	河辺三内字田尻下野田	R1.7.23
396	6961	II-785	三内字上野	河辺三内字上屋敷	R1.7.23
397	6962	II-786	曾場台1号	河辺三内字曾場台及び曾場面	R1.7.23
398	6963	II-787	曾場	河辺三内字曾場台並びに同市河辺赤平字下田表	R1.7.23
399	6964	II-788	曾場台2号	河辺三内字曾場台	R1.7.23
400	6965	II-800	薬師沢	河辺北野田高屋字薬師沢	R1.7.23
401	6966	II-806	大仁加羅沢	河辺神内字大仁加羅沢	R1.7.23
402	6967	II-807	妙見1号	河辺神内字妙見	R1.7.23
403	6968	II-808	妙見2号	河辺神内字妙見	R1.7.23
404	6969	II-809	萬事神1号	河辺神内字万事神	R1.7.23
405	6970	II-810	萬事神2号	河辺神内字万事神	R1.7.23
406	6971	III-140	虚空蔵大台滝1号	河辺豊成字虚空蔵大台滝、宮下及び祖神台	R1.7.23

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
407	6972	Ⅲ-141	虚空蔵大台滝 2号	河辺豊成字虚空蔵大台滝	R1.7.23
408	6973	I-635	川崎	雄和女米木字川崎	R1.7.23
409	6974	I-636	白川	雄和女米木字白川	R1.7.23
410	6975	I-637	上田面	雄和繫字上田面	R1.7.23
411	6976	I-638	クネソエ	雄和碓田字クネソエ	R1.7.23
412	6977	I-1309	上繫	雄和繫字上繫、二ノ沢及び脇ノ沢	R1.7.23
413	6978	I-1310	陳笠	雄和神ヶ村字上開	R1.7.23
414	6979	I-1311	新波字竹ノ花	雄和神ヶ村字陳笠及び上開並びに 同市雄和新波字樋口	R1.7.23
415	6980	I-1314	碓田字宮ノ前	雄和碓田字宮ノ前	R1.7.23
416	6981	Ⅱ-676	水沢1号	雄和平沢字水沢	R1.7.23
417	6982	Ⅱ-677	水沢2号	雄和平沢字水沢	R1.7.23
418	6983	Ⅱ-700	御江田	雄和戸賀沢字御江田	R1.7.23
419	6984	Ⅱ-701	片田	雄和戸賀沢字御江田及び片田	R1.7.23
420	6985	Ⅱ-702	高麓沢	雄和女米木字高麓沢及び川崎	R1.7.23
421	6986	Ⅱ-703	宿	雄和繫字宿	R1.7.23
422	6987	Ⅱ-704	脇ノ沢	雄和繫字曾根、宿及び脇ノ沢	R1.7.23
423	6988	Ⅱ-705	曾根	雄和繫字曾根及び北ノ俣	R1.7.23
424	6989	Ⅱ-706	山崎	雄和新波字山崎	R1.7.23
425	6990	Ⅱ-707	上開	雄和神ヶ村字上開及び助沢	R1.7.23
426	6991	Ⅱ-722	梵天野1号	雄和碓田字梵天野	R1.7.23
427	6992	Ⅱ-723	梵天野2号	雄和碓田字梵天野	R1.7.23
428	6993	Ⅱ-730	碓田字中村1号	雄和碓田字中村	R1.7.23
429	6994	Ⅱ-731	碓田字中村2号	雄和碓田字中村	R1.7.23
430	6995	Ⅱ-732	碓田字宮ノ前	雄和碓田字宮ノ前及び中村	R1.7.23
431	6996	Ⅱ-733	トンテン1号	雄和萱ヶ沢字トンテン	R1.7.23
432	6997	Ⅱ-734	トンテン2号	雄和萱ヶ沢字トンテン	R1.7.23
433	6998	Ⅱ-735	館ノ腰1号	雄和萱ヶ沢字館ノ腰	R1.7.23
434	6999	Ⅱ-736	館ノ腰2号	雄和萱ヶ沢字館ノ腰	R1.7.23
435	7000	Ⅱ-737	館ノ腰3号	雄和萱ヶ沢字館ノ腰	R1.7.23
436	7001	Ⅱ-739	二古沢	雄和萱ヶ沢字二古沢	R1.7.23
437	7002	Ⅱ-04009	清水木	雄和新波字山崎及び清水木	R1.7.23
438	7003	I-641	萱ヶ沢	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢	R1.7.23
439	7004	I-642	萱ヶ沢1号	雄和萱ヶ沢字船引沢及び萱ヶ沢	R1.7.23
440	7005	I-1315	萱ヶ沢2号	雄和萱ヶ沢字船引沢、萱ヶ沢、杉 菜沢及び船ヶ沢	R1.7.23
441	7006	I-1316	船ヶ沢	雄和萱ヶ沢字船ヶ沢及び萱ヶ沢	R1.7.23
442	7007	I-1317	又三郎沢	雄和萱ヶ沢字又三郎沢及び土橋	R1.7.23
443	7008	Ⅱ-738	萱ヶ沢3号	雄和萱ヶ沢字船引沢	R1.7.23
444	7009	Ⅱ-740	堤ヶ沢1号	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢及び堤ヶ沢	R1.7.23
445	7010	Ⅱ-741	堤ヶ沢2号	雄和萱ヶ沢字堤ヶ沢及び中田	R1.7.23
446	7011	Ⅱ-742	堤ヶ沢3号	雄和萱ヶ沢字堤ヶ沢	R1.7.23
447	7012	Ⅱ-743	萱ヶ沢字中田	雄和萱ヶ沢字中田	R1.7.23
448	7013	Ⅱ-744	杉菜沢1号	雄和萱ヶ沢字杉菜沢及び船ヶ沢	R1.7.23
449	7014	Ⅱ-745	杉菜沢2号	雄和萱ヶ沢字杉菜沢	R1.7.23
450	7015	Ⅱ-746	杉菜沢3号	雄和萱ヶ沢字杉菜沢	R1.7.23
451	7016	Ⅱ-747	船ヶ沢2号	雄和萱ヶ沢字船ヶ沢	R1.7.23
452	7017	Ⅱ-748	柳沢1号	雄和萱ヶ沢字柳沢	R1.7.23
453	7018	Ⅱ-749	柳沢2号	雄和萱ヶ沢字柳沢	R1.7.23
454	7019	Ⅱ-750	柳沢3号	雄和萱ヶ沢字柳沢	R1.7.23
455	7020	Ⅱ-751	土場1号	雄和萱ヶ沢字土場及び柳沢	R1.7.23
456	7021	Ⅱ-752	土場2号	雄和萱ヶ沢字土場	R1.7.23
457	7022	Ⅱ-753	二タノ沢1号	雄和萱ヶ沢字二タノ沢	R1.7.23
458	7023	Ⅱ-754	二タノ沢2号	雄和萱ヶ沢字柳沢及び二タノ沢	R1.7.23
459	7024	Ⅱ-755	二タノ沢3号	雄和萱ヶ沢字柳沢及び二タノ沢	R1.7.23
460	7025	Ⅱ-756	二タノ沢4号	雄和萱ヶ沢字柳沢及び二タノ沢	R1.7.23
461	7026	Ⅱ-757	又三郎沢1号	雄和萱ヶ沢字又三郎沢	R1.7.23
462	7027	Ⅱ-758	比丘尼屋敷1号	雄和萱ヶ沢字比丘尼屋敷及び又三 郎沢	R1.7.23

番号	整理番号	箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日
463	7028	Ⅱ-759	比丘尼屋敷2号	雄和萱ヶ沢字比丘尼屋敷	R1.7.23
464	7029	Ⅱ-760	滝ノ沢1号	雄和萱ヶ沢字滝ノ沢	R1.7.23
465	7030	Ⅱ-761	滝ノ沢2号	雄和萱ヶ沢字三福及び滝ノ沢	R1.7.23
466	7031	Ⅱ-762	道ノ下	雄和萱ヶ沢字道ノ下	R1.7.23
467	7032	Ⅱ-763	中ノ沢	雄和萱ヶ沢字中ノ沢	R1.7.23
468	7033	Ⅱ-764	西風沢1号	雄和萱ヶ沢字西風沢	R1.7.23
469	7034	Ⅱ-765	西風沢2号	雄和萱ヶ沢字西風沢	R1.7.23
470	7035	Ⅱ-766	西風沢3号	雄和萱ヶ沢字西風沢	R1.7.23
471	7036	Ⅱ-767	和合1号	雄和萱ヶ沢字和合及び道ノ下	R1.7.23
472	7037	Ⅱ-768	和合2号	雄和萱ヶ沢字和合及び道ノ下	R1.7.23
473	7038	Ⅱ-769	和合3号	雄和萱ヶ沢字和合	R1.7.23
474	7039	Ⅱ-770	真木屋	雄和萱ヶ沢字西風沢及び真木屋	R1.7.23
475	7040	Ⅱ-771	大平沢	雄和萱ヶ沢字道ノ下及び大平沢	R1.7.23
476	2019	I-400	神屋敷3号	寺内神屋敷5番、6番、7番、8番、12番及び13番(修正)	R2.2.4
合計：476箇所					

(2) 土石流

番号	整理番号	箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日
1	1020	201-I-020	鳥越沢	柳田字鳥越	H23.11.22
2	1021	201-I-047	苗代坂沢2	上北手猿田字苗代沢	H23.11.22
3	1022	201-II-055	荒巻沢1	上北手荒巻字荒巻及び同市上北手百崎字石川	H23.11.22
4	1735	I-1123	太田沢	檜山太田町及び同市檜山字太田沢	H27.5.29
5	1736	I-1124	横森沢	檜山太田町及び同市檜山字太田沢	H27.5.29
6	1737	I-1131	太田町沢	檜山太田町並びに同市檜山石塚町並びに同市檜山字太田沢及び石塚谷地	H27.5.29
7	1738	II-1261	金照町沢	檜山金照町	H27.5.29
8	1739	I-1344	岡村沢	河辺和田字岡村及び同市河辺諸井字野田	H27.5.29
9	1740	I-1352	黒沼沢	河辺北野田高屋字雷谷地	H27.5.29
10	1741	I-1353	前田沢1	河辺北野田高屋字前田	H27.5.29
11	1742	II-1403	小高沢	河辺北野田高屋字務沢及び字小高	H27.5.29
12	1743	II-1404	前田沢2	河辺北野田高屋字前田	H27.5.29
13	1744	II-1405	前田沢3	河辺北野田高屋字前田	H27.5.29
14	1745	III-0378-1・2・3	北野田高屋沢1	河辺北野田高屋字前田	H27.5.29
23	1800	201-I-013	平形沢1	太平中関字平形及び槻ノ浜	H27.7.14
24	1801	201-I-021	鳥越沢2	柳田字鳥越及び古道	H27.7.14
25	1802	201-I-022	手形山北町沢	広面字近藤沢	H27.7.14
26	1803	201-I-044	苗代沢	上北手猿田字四ツ小屋	H27.7.14
27	1804	201-I-063	地ノ内沢	添川字地ノ内	H27.7.14
28	1805	201-I-074	落合沢	上新城小又字落合	H27.7.14
29	1806	201-I-079	五十丁沢1	上新城五十丁字小林	H27.7.14
30	1807	201-I-080	小林沢	上新城五十丁字小林	H27.7.14
31	1808	201-II-030	二タ子沢沢1	上北手百崎字二タ子沢	H27.7.14
32	1809	201-II-052	諏訪ノ沢沢	上北手百崎字諏訪ノ沢	H27.7.14
33	1810	201-II-053	一つ森公園沢1	上北手百崎字石川	H27.7.14
34	1811	201-II-054	一つ森公園沢2	上北手百崎字石川	H27.7.14
35	1812	201-II-089	大槻前沢	上新城小又字大槻前及び平ヶ沢	H27.7.14

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
36	1813	201-Ⅱ-090	上小又沢	上新城小又字脇野田	H27.7.14
37	1814	201-Ⅱ-092	松木台沢 1	上新城中字松木台	H27.7.14
40	1815	201-Ⅱ-093	松木台沢 2	上新城中字松木台	H27.7.14
41	1816	201-Ⅲ-039	上北手荒巻沢	上北手荒巻字前田	H27.7.14
42	1817	201-Ⅲ-074	柳田沢 6	柳田字鳥越及び古道	H27.7.14
43	1818	I-1091-1・2	杉ノ下沢 1	豊岩豊巻字杉ノ下	H27.7.14
48	1819	I-1092	杉ノ下沢 2	豊岩豊巻字内縄尻	H27.7.14
49	1820	I-1093	縄尻沢	豊岩豊巻字内縄尻	H27.7.14
50	1821	I-1357	大橋沢 1	雄和神ヶ村字大橋及び舟卸	H27.7.14
51	1822	I-1358	大橋沢 2	雄和神ヶ村字大橋	H27.7.14
52	1823	I-1359	大橋沢 3	雄和神ヶ村字大橋	H27.7.14
53	1824	I-1374-1・2	上大部沢	雄和石田字蟹沢及び平治ヶ沢	H27.7.14
58	1825	Ⅱ-1416	窪沢	雄和神ヶ村字窪	H27.7.14
59	1826	Ⅱ-1417	杉腰沢	雄和神ヶ村字杉腰	H27.7.14
60	1827	Ⅱ-1418	舟卸沢	雄和神ヶ村字舟卸	H27.7.14
61	1828	Ⅱ-1419	大橋沢 4	雄和神ヶ村字大橋	H27.7.14
62	1829	Ⅲ-0208	豊岩豊巻沢 2	豊岩豊巻字中山	H27.7.14
63	1830	Ⅲ-0209-1・2	豊岩豊巻沢 1	豊岩豊巻字中山及び小山境	H27.7.14
66	1971	I-1170	コフラゲ沢	金足片田字コフラゲ及び駒込	H27.9.15
67	1972	I-1171	深田沢	金足吉田字深田	H27.9.15
68	1973	Ⅱ-1284	山崎沢	金足片田字野尻及び山崎	H27.9.15
69	1974	Ⅲ-0296	金足片田沢 2	金足片田字コフラゲ及び駒込	H27.9.15
70	1975	Ⅲ-0298-1・2	金足吉田沢	金足吉田字イカリ	H27.9.15
73	1976	I-1102	木曾石沢	太平八田字木曾石	H27.9.15
74	1977	I-1103	上八田沢 1	太平八田字上八田	H27.9.15
75	1978	I-1104	上八田沢 2	太平八田字上八田及び館ヶ沢	H27.9.15
76	1979	I-1140	藤倉沢	山内字小田及び藤倉	H27.9.15
77	1980	I-1141	ヤリ沢	山内字藤倉	H27.9.15
78	1981	Ⅱ-1233	平沢	山内字田中	H27.9.15
79	1982	Ⅲ-0266	太平八田沢 1	太平八田字上八田及び平ノ脇	H27.9.15
80	1983	Ⅲ-0264	太平八田沢 3	太平八田字平ノ脇	H27.9.15
81	1984	Ⅲ-0265	太平八田沢 4	太平八田字平ノ脇	H27.9.15
82	1985	Ⅲ-0274	山内沢 1	山内字丸木橋	H27.9.15
83	1986	Ⅲ-0275	山内沢 2	山内字増沢	H27.9.15
84	1987	Ⅲ-0277	山内沢 3	山内字増沢	H27.9.15
85	1988	Ⅲ-0279	山内沢 4	山内字女夫石	H27.9.15
86	1989	Ⅲ-0278-1・2	山内沢 5	山内字増沢	H27.9.15
89	1990	Ⅲ-0280	山内沢 6	山内字田中	H27.9.15
90	1991	Ⅲ-0276	山内沢 7	山内字増沢	H27.9.15
91	2038	I-1112	大沢田沢 2	下北手松崎字大沢田	H27.10.2
92	2039	I-1113	大沢田沢 3	下北手松崎字大沢田	H27.10.2
93	2040	I-1114	大沢田沢 4	下北手松崎字大沢田	H27.10.2
94	2041	I-1115	大沢田沢 5	下北手松崎字大沢田	H27.10.2
95	2042	I-1116	大沢田沢 6	下北手松崎字大沢田	H27.10.2
96	2043	I-1117	大沢田沢	下北手松崎字大沢田	H27.10.2
97	2044	I-1148	堀尾田沢 1	濁川字堀尾田及び草刈場	H27.10.2
98	2045	I-1149	堀尾田沢 2	濁川字堀尾田及び草刈場	H27.10.2
99	2046	I-1147	堀尾田沢 3	濁川字堀尾田及び草刈場	H27.10.2
100	2047	Ⅱ-1239	堀尾田沢 4	濁川字堀尾田及び草刈場	H27.10.2
101	2048	Ⅱ-1238	後田沢 2	濁川字後田及び堀尾田	H27.10.2
102	2092	I-1372	糠塚沢	雄和妙法字糠塚	H27.10.23
103	2093	I-1375	本田沢	雄和田草川字山崎山及び山崎並びに 同市雄和芝野新田字寺沢	H27.10.23
104	2094	I-1379	館ノ下沢 1	雄和椿川字館ノ下	H27.10.23
105	2095	Ⅱ-1463	館ノ下沢 2	雄和椿川字館ノ下及び岡崎	H27.10.23
106	2096	I-1380	長者屋敷沢	雄和椿川字長者屋敷	H27.10.23
107	2097	Ⅱ-1452	槐下沢 2	雄和妙法字槐下及び火石下	H27.10.23
108	2098	Ⅱ-1456	堤根の沢	雄和椿川字堤根及び安養寺	H27.10.23
109	2099	Ⅱ-1457	安養寺沢 1	雄和椿川字平脇、安養寺及び堤根	H27.10.23

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
110	2100	Ⅱ-1458	安養寺沢 2	雄和椿川字安養寺	H27. 10. 23
111	2101	Ⅱ-1459	上の沢	雄和椿川字中村	H27. 10. 23
112	2102	Ⅱ-1460	関田沢	雄和椿川字関田	H27. 10. 23
113	2103	Ⅱ-1461	安養寺沢	雄和椿川字中村	H27. 10. 23
114	2104	Ⅱ-1462	館ノ下沢	雄和椿川字館ノ下	H27. 10. 23
115	1044	201-Ⅱ-056	荒巻沢 2	上北手荒巻字荒巻及び同市上北手百崎字石川	H23. 11. 22
116	1750	Ⅱ-1191	谷崎沢	下北手松崎字谷崎	H27. 5. 29
117	1751	Ⅲ-0249	下北手松崎沢	下北手松崎字谷崎	H27. 5. 29
118	1850	201-Ⅰ-023	近藤沢	手形山東町、同市広面字近藤沢及び同市柳田字鳥越	H27. 7. 14
119	1851	201-Ⅰ-073	白山沢	上新城白山字白山	H27. 7. 14
120	1852	201-Ⅱ-031	二タ子沢沢 2	上北手百崎字二タ子沢	H27. 7. 14
121	1853	201-Ⅲ-073	柳田沢 5	柳田字鳥越及び古道	H27. 7. 14
122	1854	Ⅰ-1089	中山沢 1	豊岩豊巻字中山及び同市豊岩小山字中山	H27. 7. 14
123	1855	Ⅰ-1090	中山沢 2	豊岩豊巻字中山	H27. 7. 14
126	2003	Ⅲ-0295	金足片田沢 1	金足片田字竹原	H27. 9. 15
131	2004	Ⅲ-0297	金足片田沢 3	金足片田字待入	H27. 9. 15
132	2114	Ⅰ-1378	平脇沢	雄和椿川字平脇、関田及び安養寺	H27. 10. 23
133	2115	Ⅱ-1451	槐下沢 1	雄和妙法字槐下	H27. 10. 23
134	2116	Ⅱ-1455	寺沢沢	雄和田草川字山崎山及び大沢口並びに同市雄和芝野新田字寺沢、寺沢家下及び上堰下	H27. 10. 23
135	2117	Ⅱ-1470	大又沢	雄和田草川字山崎山	H27. 10. 23
136	3451	Ⅰ-1120	細谷沢 1	下北手柳館字細谷沢	H28. 9. 16
137	3452	Ⅰ-1127	梨平沢 2	下北手梨平字袖ヶ沢	H28. 9. 16
138	3453	Ⅰ-1190	大杉沢 1	上北手大杉沢字家ノ前及び湯田	H28. 9. 16
139	3454	Ⅱ-1177-1・2	潤ヶ崎沢	下北手宝川字潤ヶ崎	H28. 9. 16
144	3455	Ⅱ-1180-1・2・3	元屋敷沢 2	下北手通沢字元屋敷	H28. 9. 16
149	3456	Ⅱ-1181	賀川沢 1	下北手柳館字賀川	H28. 9. 16
150	3457	Ⅱ-1196	大平沢沢 2	上北手大山田字大平沢及び縄手ノ上	H28. 9. 16
153	3458	Ⅱ-1198	大平沢沢 3	上北手大山田字大平沢及び豊口	H28. 9. 16
156	3459	Ⅱ-1199	猿田沢	上北手猿田字猿田沢	H28. 9. 16
163	3460	Ⅱ-1200	砂子沢沢 1	上北手猿田字砂子沢	H28. 9. 16
166	3461	Ⅱ-1202	砂子沢沢 3	上北手猿田字砂子沢	H28. 9. 16
167	3462	Ⅱ-1203	砂子沢沢 4	上北手猿田字砂子沢	H28. 9. 16
168	3463	Ⅱ-1207	黒川沢	下北手黒川字黒川	H28. 9. 16
173	3464	Ⅱ-1208	黒川沢 1	下北手黒川字黒川	H28. 9. 16
176	3465	Ⅱ-1209	黒川沢 2	下北手黒川字黒川	H28. 9. 16
177	3466	Ⅱ-1210-1・2	梨平沢 1	下北手梨平字梨平及び向田	H28. 9. 16
180	3467	Ⅱ-1212	駒込沢 2	上北手小山田字駒込	H28. 9. 16
181	3468	Ⅱ-1215	桜田沢 2	上北手小山田字桜田	H28. 9. 16
182	3469	Ⅱ-1217	桜田沢 3	上北手小山田字桜田及び駒込	H28. 9. 16
183	3470	Ⅱ-1220	藤根沢 2	上北手大杉沢字藤根及び湯田	H28. 9. 16
184	3471	Ⅲ-0217	上北手猿田沢 7	上北手猿田字猿田沢	H28. 9. 16
185	3472	Ⅲ-0219	上北手猿田沢 9	上北手猿田字底沢及び砂子沢	H28. 9. 16
186	3473	Ⅲ-0220-1・2	上北手猿田沢 8	上北手猿田字砂子沢及び底沢	H28. 9. 16
189	3474	Ⅲ-0222-1・2	上北手小山田沢 1	上北手小山田字駒込	H28. 9. 16
190	3475	Ⅲ-0223-1・2・3・4	上北手小山田沢 2	上北手小山田字小山田及び駒込	H28. 9. 16
191	3476	Ⅲ-0224-1・2	上北手小山田沢 3	上北手小山田字駒込	H28. 9. 16
192	3477	Ⅲ-0226	上北手小山田沢 5	上北手小山田字駒込	H28. 9. 16

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
199	3478	Ⅲ-0229	下北手黒川沢 3	下北手黒川字黒川	H28.9.16
202	3479	Ⅲ-0231-1・2・ 3	下北手梨平沢 1	下北手梨平字袖ヶ沢	H28.9.16
203	3480	Ⅲ-0233-1・2	下北手梨平沢 2	下北手梨平字袖ヶ沢	H28.9.16
204	3481	Ⅲ-0244	下北手通沢	下北手通沢字滝ノ沢	H28.9.16
209	3482	I-1118	堂ヶ下沢	下北手宝川字堂ヶ下	H28.9.16
212	3483	I-1119	細谷沢沢1	下北手柳館字細谷沢	H28.9.16
213	3484	I-1125	猪ノ沢	上北手大杉沢字藤根及び湯田	H28.9.16
214	3485	I-1126	大杉沢2	上北手大杉沢字藤根及び湯田	H28.9.16
215	3486	Ⅱ-1178	杉崎沢	下北手通沢字杉崎	H28.9.16
216	3487	Ⅱ-1179	元屋敷沢1	下北手通沢字元屋敷及び杉崎	H28.9.16
217	3488	Ⅱ-1182	賀川沢2	下北手柳館字賀川及び同市下北 手通沢字上前田	H28.9.16
218	3489	Ⅱ-1183	賀川沢3	下北手柳館字賀川	H28.9.16
219	3490	Ⅱ-1190	和田沢	下北手柳館字和田	H28.9.16
220	3491	Ⅱ-1192	細谷沢沢3	下北手柳館字細谷沢	H28.9.16
221	3492	Ⅱ-1193	細谷沢2	下北手柳館字細谷沢	H28.9.16
222	3493	Ⅱ-1194	細谷沢沢2	下北手柳館字細谷沢	H28.9.16
223	3494	Ⅱ-1197	大平沢沢1	上北手大山田字大平沢、縄手ノ上 及び豊口	H28.9.16
224	3495	Ⅱ-1201	砂子沢沢2	上北手猿田字砂子沢	H28.9.16
225	3496	Ⅱ-1204	中谷地沢	上北手猿田字中谷地	H28.9.16
226	3497	Ⅱ-1211	梨平沢	下北手梨平字梨平及び向田	H28.9.16
227	3498	Ⅱ-1213	桜田沢1	上北手小山田字桜田	H28.9.16
228	3499	Ⅱ-1214	駒込沢1	上北手小山田字駒込及び桜田	H28.9.16
229	3500	Ⅱ-1216	駒込沢3	上北手小山田字駒込	H28.9.16
230	3501	Ⅱ-1218	桜田沢4	上北手小山田字桜田	H28.9.16
231	3502	Ⅱ-1219	桜田沢5	上北手小山田字桜田	H28.9.16
232	3503	Ⅲ-0213	上北手猿田沢 2	上北手大山田字大平沢	H28.9.16
233	3504	Ⅲ-0218	上北手猿田沢 10	上北手猿田字砂子沢及び底沢	H28.9.16
234	3505	Ⅲ-0232	下北手梨平沢 5	下北手梨平字袖ヶ沢	H28.9.16
235	3506	Ⅲ-0243	下北手宝川沢 5	下北手宝川字潤ヶ崎	H28.9.16
238	3507	Ⅲ-0315	藤根沢3	上北手大杉沢字藤根及び湯田	H28.9.16
239	3573	I-1345	式田沢1	河辺和田字式田及び上野	H28.9.20
240	3574	I-1349	へダ沢	河辺北野田高屋字畑ノ沢及び上 堂ヶ沢	H28.9.20
241	3575	I-1350	神田沢1	河辺北野田高屋字神田	H28.9.20
242	3576	I-1371	大巻沢	雄和平尾鳥字大巻及び小平	H28.9.20
243	3577	I-1377	ヒヨバ沢	雄和種沢字中村及び館ヶ沢	H28.9.20
244	3578	Ⅱ-1382	神内沢	河辺神内字神内、船沢境及び一本 柳	H28.9.20
245	3579	Ⅱ-1392	式田沢3	河辺和田字式田及び松沢	H28.9.20
246	3580	Ⅱ-1393	ひだの沢	河辺戸島字白熊沢	H28.9.20
247	3581	Ⅱ-1402	神田沢3	河辺北野田高屋字神田	H28.9.20
248	3582	Ⅱ-1408	大柳沢	雄和神ヶ村字大柳	H28.9.20
249	3583	Ⅱ-1411	大金沢3	雄和神ヶ村字大金	H28.9.20
250	3584	Ⅱ-1414	西脇沢3	雄和神ヶ村字中崎	H28.9.20
251	3585	Ⅱ-1438	祭田沢	雄和碓田字祭田	H28.9.20
252	3586	Ⅱ-1440	山田沢	雄和碓田字段ノ前	H28.9.20
253	3587	Ⅱ-1448	佐渡の沢	雄和種沢字太子前及び岩瀬	H28.9.20
254	3588	Ⅱ-1450	野中沢	雄和種沢字大沢、野中及び種沢	H28.9.20
255	3589	Ⅱ-1454	湯野目沢	雄和下黒瀬字湯野沢及び岩野沢	H28.9.20
256	3590	Ⅱ-1465	藤森沢3	雄和平尾鳥字藤森	H28.9.20
257	3591	Ⅱ-1466	善知鳥沢	雄和平尾鳥字善知鳥	H28.9.20

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
258	3592	Ⅱ-1467	中山沢	雄和平尾鳥字中山及び野田	H28. 9. 20
259	3593	Ⅱ-1468	中村沢	雄和平尾鳥字中村	H28. 9. 20
260	3594	Ⅲ-0380	平尾鳥沢 3	雄和平尾鳥字藤森	H28. 9. 20
261	3595	Ⅲ-0381	平尾鳥沢 4	雄和平尾鳥字藤森	H28. 9. 20
262	3596	Ⅲ-0382	平尾鳥沢 7	雄和平尾鳥字藤森	H28. 9. 20
263	3597	Ⅲ-0383	平尾鳥沢 5	雄和平尾鳥字藤森及び善知鳥	H28. 9. 20
264	3598	Ⅲ-0384	平尾鳥沢 6	雄和平尾鳥字藤森及び善知鳥	H28. 9. 20
265	3599	Ⅲ-0385	種沢 2	雄和種沢字宮ノ前	H28. 9. 20
266	3600	Ⅲ-0386	種沢 3	雄和種沢字宮ノ前	H28. 9. 20
267	3601	Ⅲ-0389	平尾鳥沢 8	雄和平尾鳥字金井田	H28. 9. 20
268	3602	Ⅲ-0390	平尾鳥沢 9	雄和平尾鳥字細田、中山及び築場	H28. 9. 20
269	3603	Ⅲ-0393	平尾鳥沢 18	雄和平尾鳥字中山	H28. 9. 20
270	3604	Ⅲ-0394	平尾鳥沢 17	雄和平尾鳥字中山	H28. 9. 20
271	3605	Ⅲ-0395-1・2	平尾鳥沢 11	雄和平尾鳥字中山及び野田	H28. 9. 20
280	3606	Ⅲ-0396	平尾鳥沢 12	雄和平尾鳥字野田	H28. 9. 20
281	3607	Ⅲ-0398	種沢 6	雄和種沢字大沢及び戸草沢	H28. 9. 20
284	3608	Ⅲ-0400	平尾鳥沢 15	雄和平尾鳥字中村	H28. 9. 20
285	3609	Ⅲ-0401	平尾鳥沢 16	雄和平尾鳥字大巻	H28. 9. 20
286	3610	Ⅲ-0402	平尾鳥沢 20	雄和平尾鳥字小平	H28. 9. 20
287	3612	Ⅰ-1351	神田沢 2	河辺北野田高屋字神田	H28. 9. 20
288	3613	Ⅰ-1376	腰ヶ沢	雄和種沢字宮ノ前	H28. 9. 20
289	3614	Ⅱ-1381	六枚田沢	河辺神内字六枚田	H28. 9. 20
290	3615	Ⅱ-1401	畑沢	河辺北野田高屋字畑ノ沢	H28. 9. 20
291	3616	Ⅱ-1409	大金沢 1	雄和神ヶ村字大金	H28. 9. 20
292	3617	Ⅱ-1410	大金沢 2	雄和神ヶ村字大金及び大柳	H28. 9. 20
293	3618	Ⅱ-1412	西脇沢 1	雄和神ヶ村字西脇	H28. 9. 20
296	3619	Ⅱ-1413	西脇沢 2	雄和神ヶ村字中崎	H28. 9. 20
299	3620	Ⅱ-1415	東又沢	雄和神ヶ村字東又及び中崎	H28. 9. 20
300	3621	Ⅱ-1439	シコウ沢沢	雄和碓田字段ノ前	H28. 9. 20
301	3622	Ⅱ-1464	藤森沢 2	雄和平尾鳥字藤森	H28. 9. 20
302	3623	Ⅱ-1469	石名沢沢	雄和平尾鳥字西野	H28. 9. 20
303	3624	Ⅲ-0379	平尾鳥沢 2	雄和平尾鳥字藤森	H28. 9. 20
304	3625	Ⅲ-0388	種沢 5	雄和種沢字中村	H28. 9. 20
305	3626	Ⅲ-0392	平尾鳥沢 14	雄和平尾鳥字細田	H28. 9. 20
306	3627	Ⅲ-0397	平尾鳥沢 13	雄和平尾鳥字田向及び野田	H28. 9. 20
307	3628	Ⅲ-0399	平尾鳥沢 19	雄和平尾鳥字西野	H28. 9. 20
308	3611	381-Ⅰ-04002	畑ノ沢沢	河辺北野田高屋字畑ノ沢及び堂ノ前	H28. 9. 20
309	3715	Ⅰ-1097	稲荷沢	太平黒沢字稲荷	H28. 10. 18
310	3716	Ⅰ-1098	宮沢	太平中関字宮沢	H28. 10. 18
311	3717	Ⅱ-1251	砂子沢沢	太平黒沢字砂子沢	H28. 10. 18
312	3718	Ⅱ-1252	館越沢 2	太平黒沢字館越	H28. 10. 18
313	3719	Ⅱ-1253	館越沢 1	太平黒沢字館越	H28. 10. 18
314	3720	Ⅱ-1254	館越沢 3	太平黒沢字館越	H28. 10. 18
315	3721	Ⅱ-1255	館越沢 4	太平黒沢字館越	H28. 10. 18
316	3722	Ⅲ-0250	太平山谷沢 1	太平山谷字一ノ関	H28. 10. 18
317	3723	Ⅲ-0251	太平山谷沢 2	太平黒沢字弘川	H28. 10. 18
318	3724	Ⅲ-0252	太平黒沢	太平黒沢字砂子沢	H28. 10. 18
319	3725	Ⅲ-0253-1～5	太平寺庭沢 2	太平寺庭字魚ノ森	H28. 10. 18
320	3726	Ⅲ-0254-1・2・3	太平寺庭沢 4	太平寺庭字小黒沢口	H28. 10. 18
321	3727	Ⅲ-0255	太平寺庭沢 1	太平寺庭字魚ノ森	H28. 10. 18
334	3728	Ⅲ-0256-1・2	太平寺庭沢 3	太平寺庭字寺庭	H28. 10. 18
339	4564	Ⅰ-1158	行人沢	上新城小又字行人沢、水上沢、寄合田及び啞市	H29. 3. 24
340	4565	Ⅰ-1159	泉沢	上新城石名坂字堂ノ前、泉沢、桂沢及び比内沢並びに同市上新城保多野字大保	H29. 3. 24
343	4566	Ⅰ-1160	濁田の沢	上新城湯ノ里字家ノ前及び雷電	H29. 3. 24
344	4567	Ⅰ-1161	家ノ前沢	上新城湯ノ里字家ノ前及び雷電	H29. 3. 24

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
345	4568	I-1172-1・2	岩瀬沢	金足岩瀬字前山、北田及び大沢	H29. 3. 24
346	4569	I-1173-1・2	佐渡の沢	金足岩瀬字前山、佐戸沢、木ノ前 及び小鹿瀬	H29. 3. 24
347	4570	II-1264	大保沢	上新城保多野字大保	H29. 3. 24
350	4802	I-1164	愛染沢 1	上新城道川 字愛染、イブリ沢及 び湯ノ沢	H29. 5. 19
353	4803	I-1165	深田山根沢	上新城道川字深田山根及び駒引 沢	H29. 5. 19
354	4804	I-1166	宮ノ下沢 1	上新城道川字宮ノ下	H29. 5. 19
355	4805	I-1167	家ノ下沢	上新城道川字家ノ下	H29. 5. 19
356	4806	I-1168	深川沢	上新城道川字深川	H29. 5. 19
357	4807	II-1195	脇ノ田沢	上北手古野字脇ノ田及び蛭田	H29. 5. 19
358	4808	II-1267	愛染沢 2	上新城道川字愛染、長田、湯ノ沢 及び深田山根	H29. 5. 19
359	4809	II-1269	長田沢	上新城道川字宮ノ下	H29. 5. 19
360	4810	II-1270	宮ノ下沢 2	上新城道川字宮ノ下	H29. 5. 19
361	4811	II-1271	大平沢	上新城五十丁字大平及び男鹿田	H29. 5. 19
362	4812	III-0286	上新城道川沢 1	上新城道川字深田山根及び長田	H29. 5. 19
363	4813	III-0287	上新城道川沢 2	上新城道川字深川及び夏張	H29. 5. 19
364	4814	III-0288	上新城道川沢 3	上新城道川字大豆田	H29. 5. 19
365	4815	III-0289	下新城岩城沢 1	下新城岩城字右馬之丞及び鳥越	H29. 5. 19
366	4816	III-0291	金足黒川沢 1	金足黒川字フシキ沢	H29. 5. 19
367	4817	III-0292	金足黒川沢 2	金足黒川字小草生津及び阿彦沢	H29. 5. 19
368	4818	III-0293	金足黒川沢 3	金足黒川字小草生津	H29. 5. 19
369	4882	I-1169	小草生津沢	金足黒川 字小草生津	H29. 5. 19
370	4883	II-1268	エリゲ沢	上新城道川字入ヶ沢及び長田	H29. 5. 19
371	4884	III-0290	下新城岩城沢 2	下新城岩城字右馬之丞	H29. 5. 19
372	4885	III-0294	金足黒川沢 4	金足黒川字内畑	H29. 5. 19
373	6401	I-1105	藤ノ沢	太平八田字藤ノ崎	H30. 7. 13
374	6402	I-1106	藤ノ崎沢	太平八田字藤ノ崎	H30. 7. 13
375	6403	I-1107	釜沢	太平八田字八田及び藤ノ崎	H30. 7. 13
376	6404	I-1133	吉ヶ沢	仁別字吉ヶ沢及び大台	H30. 7. 13
377	6405	I-1134	大台沢	仁別字吉ヶ沢及び大台	H30. 7. 13
378	6406	I-1136_1,_2,_3	蛇馬目沢 1	仁別字蛇馬目沢及び小水沢	H30. 7. 13
379	6407	I-1137	水沢 1	仁別字水沢及び蛇馬目沢	H30. 7. 13
380	6408	I-1138	水沢 2	仁別字水沢	H30. 7. 13
385	6409	I-1145	後田沢	濁川字後田、三升作、堀尾田及び 菅場	H30. 7. 13
386	6410	I-1152_1,_2	南沢	外旭川字南沢	H30. 7. 13
387	6411	I-1154	山崎沢 2	外旭川字山崎	H30. 7. 13
388	6412	I-1191	蛇馬目沢 2	仁別字小水沢、マンタラメ及び水 沢	H30. 7. 13
391	6413	II-1230	堂ノ下沢	仁別字マンタラメ	H30. 7. 13
392	6414	II-1232	粟畑谷沢 2	仁別字粟畑台及び堂ノ下	H30. 7. 13
393	6415	II-1234	湯沢	添川字湯沢	H30. 7. 13
394	6416	II-1235	添川沢	添川字太田及び古城廻	H30. 7. 13
395	6417	II-1236	井戸尻沢 1	濁川字井戸尻、家ノ前及び後田	H30. 7. 13
396	6418	II-1240	堀尾田沢 3	濁川字堀尾田及び同市泉字五庵山	H30. 7. 13
397	6419	II-1241	五庵山沢	泉字五庵山及び同市濁川字堀尾田	H30. 7. 13
398	6420	III-0281	外旭川沢 1	外旭川字大堤及び一ノ堰	H30. 7. 13
399	6421	III-0285	外旭川沢 5	外旭川字山崎	H30. 7. 13
400	6422	I-1094	貝ノ沢沢	太平山谷字貝ノ沢	H30. 7. 13
401	6423	I-1095	貝ノ沢	太平山谷字貝ノ沢及び長坂	H30. 7. 13
402	6424	I-1096	長坂沢	太平山谷字長坂	H30. 7. 13
403	6425	I-1099	井関沢沢 1	太平中関字家ノ沢及び屋敷前	H30. 7. 13

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
404	6426	I-1100	井関沢 2	太平中関字家ノ沢及び屋敷前	H30.7.13
405	6427	I-1121	蛇野沢	広面字推子、赤沼及び柳沢並びに 同市蛇野	H30.7.13
406	6428	I-1122	大沢	手形字大沢及び蛇野並びに同市 手形学園町	H30.7.13
407	6429	I-1132	井戸の沢	四ツ小屋小阿地字坂ノ上及び坂 ノ下	H30.7.13
408	6430	I-1178	大森山公園沢	浜田字出小屋、西出小屋、自在山 及び石山下	H30.7.13
409	6431	I-1179	中村沢 1	浜田字西出小屋及び自在山	H30.7.13
410	6432	I-1181	中村沢 2	浜田字自在山及び滝ノ元	H30.7.13
411	6433	II-1186	宮沢沢	下北手寒川字宮沢及び寒川	H30.7.13
412	6434	II-1187	五関沢 2	下北手寒川字五関及び寒川	H30.7.13
413	6435	II-1188	五関沢 3	下北手寒川字五関及び寒川	H30.7.13
414	6436	II-1221	境田沢	上北手百崎字境田	H30.7.13
415	6437	II-1222	境田沢 1	上北手百崎字境田	H30.7.13
416	6438	II-1224	境田沢 3	上北手百崎字境田	H30.7.13
417	6439	II-1250	横道沢	太平山谷字横道	H30.7.13
418	6440	II-1257	井関沢 2	太平目長崎字井関	H30.7.13
419	6441	II-1258	大根沢 1	太平目長崎字大根沢	H30.7.13
420	6442	II-1259	大根沢 2	太平目長崎字大根沢	H30.7.13
421	6443	II-1260_1,_2	目長崎沢	太平目長崎字目長崎	H30.7.13
422	6444	II-1287	宮田沢 2	浜田字宮田沢及び館ノ丸	H30.7.13
423	6445	III-0237	上北手百崎沢 1	上北手百崎字境田	H30.7.13
426	6446	III-0258	太平中関沢 1	太平中関字屋敷前及び八幡台	H30.7.13
427	6447	III-0259	太平中関沢 2	太平中関字家ノ沢、屋敷前及び八 幡台	H30.7.13
428	6448	III-0260	太平中関沢 3	太平中関字家ノ沢	H30.7.13
429	6449	III-0261	太平中関沢 4	太平中関字井関沢、信田及び陳ノ 川	H30.7.13
430	6450	III-0262	太平目長崎沢 1	太平目長崎字菅ノ沢、下川原及び 小山崎	H30.7.13
431	6451	III-0263	太平目長崎沢 2	太平目長崎字大根沢、長橋及び目 長崎	H30.7.13
432	6452	III-0271	柳田沢 4	柳田字古道	H30.7.13
433	6453	I-1174	じゅうじ沢	下浜名ケ沢字浦田及びヨモキ田	H30.7.13
434	6454	I-1175	名ケ沢 3	下浜名ケ沢字浦田、坂本及びヨモ キ田	H30.7.13
435	6455	I-1176	下川原沢 1	下浜羽川字岩城	H30.7.13
436	6456	I-1177	下川原沢 2	下浜羽川字下川原、舟ケ沢、雨乞 森及び岩城	H30.7.13
437	6457	I-1182	コガ沢	浜田字大森山、滝ノ元及び滝ノ宮	H30.7.13
438	6458	I-1183	浜田沢	下浜桂根字上ノ山、浜添及び浜田	H30.7.13
439	6459	I-1184	長浜沢	下浜長浜字芹沢道脇及び柳沢道脇	H30.7.13
440	6460	I-1185	長坂沢 2	下浜長浜字柳沢道脇及び観音道脇	H30.7.13
441	6461	I-1186	長坂沢 3	下浜長浜字長坂	H30.7.13
442	6462	I-1188	下浜沢 1	下浜長浜字長坂並びに同市下浜 羽川字下野及び横長根	H30.7.13
443	6463	II-1243	館腰沢 2	下浜八田字館腰	H30.7.13
444	6464	II-1244	館腰沢 3	下浜八田字館腰及び山ノ沢	H30.7.13
445	6465	II-1246	鳥屋沢	下浜八田字鳥屋沢及び館腰	H30.7.13
446	6466	II-1248	鳥屋沢 3	下浜八田字鳥屋沢、北ノ沢及び館 腰	H30.7.13
447	6467	II-1249	赤坂沢	下浜八田字赤坂及び上台	H30.7.13
448	6468	II-1272	入道沢 沢	下浜名ケ沢字入道沢	H30.7.13
449	6469	II-1273	兵屋敷沢	下浜名ケ沢字ヨモキ田及び兵屋敷	H30.7.13
450	6470	II-1274	ヨモキ田沢	下浜名ケ沢字ヨモキ田	H30.7.13
451	6471	II-1275	馬場沢	下浜名ケ沢字浦田及びヨモキ田	H30.7.13
452	6472	II-1276	浦田沢	下浜名ケ沢字浦田	H30.7.13

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
453	6473	Ⅱ-1278	坂本沢 2	下浜名ケ沢字浦田及び坂本	H30. 7. 13
454	6474	Ⅱ-1279	曲田沢	下浜名ケ沢字曲田並びに同市下 浜羽川字岩瀬及び大田	H30. 7. 13
455	6475	Ⅱ-1280	岩瀬沢	下浜名ケ沢字曲田	H30. 7. 13
456	6476	Ⅱ-1281	六郎沢沢	下浜羽川字六郎沢及び岩瀬	H30. 7. 13
457	6477	Ⅱ-1282	岩城沢	下浜羽川字下川原、舟ケ沢及び岩 城	H30. 7. 13
458	6478	Ⅱ-1285	鳥屋ケ沢沢	豊岩石田坂字鳥屋ケ沢	H30. 7. 13
459	6479	Ⅲ-0200	豊岩小山沢 1	豊岩小山字大沢	H30. 7. 13
460	6480	Ⅲ-0201	豊岩小山沢 2	豊岩小山字大沢	H30. 7. 13
461	6481	Ⅲ-0202	豊岩小山沢 3	豊岩小山字大沢	H30. 7. 13
462	6482	Ⅲ-0204	豊岩小山沢 5	豊岩小山字苗代沢及び小山沢	H30. 7. 13
463	6483	Ⅲ-0205	豊岩小山沢 6	豊岩小山字苗代沢	H30. 7. 13
464	6484	Ⅲ-0207	豊岩小山沢 8	豊岩小山字小山沢	H30. 7. 13
465	6485	Ⅲ-0299	下浜羽川沢 1	下浜羽川字神田、堂ノ前及び雪車 田	H30. 7. 13
468	6486	Ⅲ-0300	下浜羽川沢 2	下浜羽川字神田及び堂ノ前	H30. 7. 13
469	6487	Ⅲ-0301	下浜羽川沢 3	下浜羽川字中里、八幡前及び妙見 前	H30. 7. 13
470	6488	Ⅲ-0302	下浜羽川沢 4	下浜羽川字家ノ腰、鶴形、八幡前 及び苗代沢	H30. 7. 13
471	6489	Ⅲ-0303	下浜長浜沢 1	下浜長浜字保多田及び家ノ腰	H30. 7. 13
472	6490	Ⅲ-0304	下浜長浜沢 2	下浜長浜字柳沢	H30. 7. 13
473	6491	Ⅲ-0305	下浜長浜沢 3	下浜長浜字柳沢	H30. 7. 13
474	6492	Ⅲ-0306	下浜長浜沢 4	下浜長浜字ニウカ沢	H30. 7. 13
475	6493	Ⅲ-0307	下浜長浜沢 5	下浜長浜字深山沢及びニウカ沢	H30. 7. 13
476	6494	Ⅲ-0308	下浜長浜沢 6	下浜長浜字深山沢及びニウカ沢	H30. 7. 13
477	6495	Ⅲ-0309	下浜羽川沢 5	下浜羽川字上野及び下川原	H30. 7. 13
478	6496	Ⅲ-0310	下浜長浜沢 7	下浜長浜字兜森	H30. 7. 13
481	6497	Ⅲ-0311	浜田沢 1	浜田字滝ノ宮、長坂及び稗田沢	H30. 7. 13
482	6498	Ⅲ-0312	浜田沢 2	浜田字長坂及び稗田沢	H30. 7. 13
483	6499	Ⅲ-0313	浜田沢 3	浜田字長坂及び池ノ沢	H30. 7. 13
484	6500	Ⅲ-0314	浜田沢 4	浜田字境田及び同市下浜桂根字 境川	H30. 7. 13
485	6502	Ⅰ-1135	イノ沢	仁別字大台及び家ハツレ	H30. 7. 13
486	6503	Ⅰ-1139	水沢 3	仁別字水沢	H30. 7. 13
487	6504	Ⅰ-1142	メゴダ沢	添川字添川	H30. 7. 13
488	6505	Ⅰ-1143	乗福寺沢	添川字添川及び太田	H30. 7. 13
489	6506	Ⅰ-1144	井戸尻沢	濁川字井戸尻及び後田	H30. 7. 13
490	6507	Ⅰ-1150	笹岡沢 1	外旭川字家ノ前	H30. 7. 13
491	6508	Ⅰ-1151	笹岡沢 2	外旭川字家ノ前	H30. 7. 13
492	6509	Ⅰ-1153	山崎沢 1	外旭川字山崎	H30. 7. 13
493	6510	Ⅰ-1155	水口沢	外旭川字山崎	H30. 7. 13
494	6511	Ⅱ-1231	栗畑台沢	仁別字栗畑台及び家ハツレ	H30. 7. 13
495	6512	Ⅱ-1237	後田沢 1	濁川字後田、三升作、堀尾田及び 菅場	H30. 7. 13
496	6513	Ⅱ-1283	片野沢	上新城中字片野及び鼻コシリ	H30. 7. 13
497	6514	Ⅲ-0268	柳田沢 1	柳田字小友沢	H30. 7. 13
498	6515	Ⅲ-0269	柳田沢 2	柳田字小友沢	H30. 7. 13
499	6516	Ⅲ-0270	柳田沢 3	柳田字古道及び扇ノ沢	H30. 7. 13
500	6517	Ⅲ-0282	外旭川沢 2	外旭川字大堤	H30. 7. 13
501	6518	Ⅲ-0283	外旭川沢 3	外旭川字大堤	H30. 7. 13
502	6519	Ⅲ-0284	外旭川沢 4	外旭川字大堤	H30. 7. 13
503	6520	Ⅰ-1180	サンタロ沢	浜田字自在山及び滝ノ元	H30. 7. 13
504	6521	Ⅱ-1184	寒川沢	下北手寒川字寒川	H30. 7. 13
505	6522	Ⅱ-1185	五関沢 1	下北手寒川字五関及び寒川	H30. 7. 13
506	6523	Ⅱ-1189	五関沢 4	下北手寒川字五関及び寒川	H30. 7. 13
507	6524	Ⅱ-1223	境田沢 2	上北手百崎字境田	H30. 7. 13
508	6525	Ⅱ-1256	井関沢 1	太平目長崎字井関、上井関及び鍛 冶屋敷	H30. 7. 13

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
509	6526	Ⅱ-1286	宮田沢 1	浜田字神坂及び宮田沢	H30.7.13
510	6527	Ⅲ-0245	下北手寒川沢	下北手寒川字鷗谷地	H30.7.13
511	6528	Ⅲ-0267	太平八田沢 2	太平八田字香炉沢	H30.7.13
512	6529	I-1187	長坂沢 4	下浜長浜字長坂並びに同市下浜羽川字下野及び横長根	H30.7.13
513	6530	I-1189	下浜沢 2	下浜長浜字長坂並びに同市下浜羽川字下野、下浜及び横長根	H30.7.13
514	6531	Ⅱ-1242	館腰沢 1	下浜八田字館腰	H30.7.13
515	6532	Ⅱ-1245	鳥屋沢 1	下浜八田字鳥屋沢、館腰及び山ノ沢	H30.7.13
516	6533	Ⅱ-1247	鳥屋沢 2	下浜八田字鳥屋沢、北ノ沢及び館腰	H30.7.13
517	6534	Ⅱ-1277	坂本沢 1	下浜名ヶ沢字浦田及び坂本	H30.7.13
518	6535	Ⅲ-0203	豊岩小山沢 4	豊岩小山字大沢及び稲荷田	H30.7.13
519	6536	Ⅲ-0206	豊岩小山沢 7	豊岩小山字小山沢	H30.7.13
520	1746	381-I-04001	雷谷地沢	河辺北野田高屋字雷谷地	H27.5.29
521	7041	I-1338-1, -2	杉沢	河辺岩見字杉沢台、杉沢及び茂	R1.7.23
522	7042	I-1340	台沢	河辺岩見字鍛冶屋敷、曲田及び打越	R1.7.23
523	7043	I-1341	鳥海沢	河辺三内字鳥海	R1.7.23
526	7044	I-1342	大沢川	河辺大沢字堂ノ下	R1.7.23
527	7045	I-1343	仏沢	河辺高岡字大柳、川原田、佛沢及び岩ノ沢	R1.7.23
528	7046	I-1346	奥出沢 2	河辺神内字万事神及び妙見	R1.7.23
531	7047	I-1348	四国沢	河辺神内字四国及び大仁加羅沢	R1.7.23
532	7048	I-1354	尼沢沢	河辺三内字尼沢	R1.7.23
533	7049	Ⅱ-1380	大仁加羅沢	河辺神内字大仁加羅沢	R1.7.23
534	7050	Ⅱ-1383	宮崎沢	河辺和田字宮崎及び高屋敷	R1.7.23
535	7051	Ⅱ-1385	松沢 1	河辺岩見字松沢	R1.7.23
536	7052	Ⅱ-1387-1, -2	穴渕沢	河辺岩見字穴渕	R1.7.23
537	7053	Ⅱ-1388	小平岱沢	河辺岩見字小平岱	R1.7.23
540	7054	Ⅱ-1389	山根沢 1	河辺大張野字山根、堤下及び道ノ下	R1.7.23
543	7055	Ⅱ-1390	大沢	河辺大沢字中田及び堂ノ下	R1.7.23
544	7056	Ⅱ-1394	虚空蔵沢	河辺豊成字虚空蔵大台滝及び宮下	R1.7.23
545	7057	Ⅱ-1395	岩谷袋沢	河辺三内字下モ田及び砂子渕	R1.7.23
546	7058	Ⅱ-1396	丸舞口沢	河辺三内字丸舞口	R1.7.23
547	7059	Ⅱ-1397	三内段沢	河辺岩見字萱森中谷地、萱森及び杉沢台	R1.7.23
548	7060	Ⅱ-1398	繁沢	河辺三内字繁沢	R1.7.23
549	7061	Ⅱ-1399	前田面沢	河辺三内字繁沢	R1.7.23
550	7062	Ⅱ-1407	山根沢 2	河辺高岡字蟹沢及び川原田、並びに同市河辺諸井字山根及び後野中島	R1.7.23
551	7063	Ⅲ-0374	岩見沢	河辺岩見字筒出	R1.7.23
552	7064	Ⅲ-0376	高岡沢	河辺高岡字萱沢	R1.7.23
553	7065	Ⅲ-0377	高岡沢 1	河辺高岡字川原田及び源田沢	R1.7.23
554	7066	I-1355	家の沢	雄和萱ヶ沢字二古沢及び萱ヶ沢	R1.7.23
555	7067	I-1360	陳笠沢 1	雄和神ヶ村字陳笠及び上開	R1.7.23
556	7068	I-1361	陳笠沢	雄和新波字樋口並びに同市雄和神ヶ村字陳笠	R1.7.23
557	7069	I-1363	川崎沢 3	雄和女米木字川崎及び宝生口	R1.7.23
558	7070	I-1364	宝生沢	雄和女米木字宝生口、女米木及び猫沢	R1.7.23
559	7071	I-1366	猫沢 1	雄和女米木字猫沢及び女米木	R1.7.23
560	7072	I-1367	猫沢 2	雄和女米木字猫沢及び女米木	R1.7.23
561	7073	I-1368	猫沢 3	雄和女米木字猫沢及び女米木	R1.7.23
562	7074	I-1369	石川の沢	雄和女米木字長面、石川、猫沢及び女米木	R1.7.23

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
563	7075	I-1370	長面沢	雄和戸賀沢字片田及び御江田並 びに同市雄和女米木字長面	R1.7.23
564	7076	II-1426	萱ヶ沢沢 2	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢及び船引沢	R1.7.23
565	7077	II-1427	萱ヶ沢沢 3	雄和萱ヶ沢字トンテン、船引沢及 び萱ヶ沢	R1.7.23
566	7078	II-1428	萱ヶ沢沢 4	雄和萱ヶ沢字トンテン及び船引 沢	R1.7.23
567	7079	II-1429	萱ヶ沢沢 5	雄和萱ヶ沢字船引沢	R1.7.23
568	7080	II-1430	館ノ腰沢 1	雄和萱ヶ沢字館ノ腰	R1.7.23
569	7081	II-1432	萱ヶ沢沢 6	雄和萱ヶ沢字館ノ腰	R1.7.23
570	7082	II-1434	宮ノ前沢	雄和碓田字宮ノ前	R1.7.23
571	7083	II-1435	中村沢 1	雄和碓田字中村及び宮ノ前	R1.7.23
572	7084	II-1436	中村沢 2	雄和碓田字中村	R1.7.23
573	7085	II-1437	梵天野沢 1	雄和碓田字クネソエ	R1.7.23
574	7086	II-1441	梵天野沢 2	雄和碓田字梵天野	R1.7.23
575	7087	II-1442	古井内沢 1	雄和繫字脇ノ沢及び曾根	R1.7.23
576	7088	II-1443	古井内沢 2	雄和繫字脇ノ沢及び曾根	R1.7.23
577	7089	II-1444	白川沢	雄和女米木字高麓沢及び白川	R1.7.23
578	7090	II-1446	川崎沢 2	雄和女米木字川崎	R1.7.23
579	7091	II-1449	御江田沢	雄和戸賀沢字御江田	R1.7.23
580	7092	II-1453	水沢沢	雄和平沢字水沢	R1.7.23
581	7093	II-1496	宮前沢	雄和碓田字梵天野	R1.7.23
582	7094	II-1497	宝生口沢	雄和女米木字宝生口及び女米木	R1.7.23
583	7095	III-0391	平尾鳥沢 10	雄和平尾鳥字細田	R1.7.23
584	7096	I-1356	寺の沢	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢	R1.7.23
585	7097	II-1421	中田沢 1	雄和萱ヶ沢字中田	R1.7.23
586	7098	II-1422	中田沢 2	雄和萱ヶ沢字中田	R1.7.23
587	7099	II-1423	堤ヶ沢沢	雄和萱ヶ沢字堤ヶ沢	R1.7.23
588	7100	II-1424-1, -2	船ヶ沢沢	雄和萱ヶ沢字船ヶ沢	R1.7.23
589	7101	II-1425	萱ヶ沢沢 1	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢及び船ヶ沢	R1.7.23
590	7102	II-1471	真木屋沢	雄和萱ヶ沢字真木屋及び西風沢	R1.7.23
593	7103	II-1472	和合沢 1	雄和萱ヶ沢字和合及び道ノ下	R1.7.23
594	7104	II-1473	和合沢 2	雄和萱ヶ沢字和合及び道ノ下	R1.7.23
595	7105	II-1474	和合沢 3	雄和萱ヶ沢字和合及び道ノ下	R1.7.23
596	7106	II-1475	西風沢沢 1	雄和萱ヶ沢字西風沢	R1.7.23
597	7107	II-1476-1, -2	西風沢沢 2	雄和萱ヶ沢字西風沢	R1.7.23
598	7108	II-1477	西風沢沢 3	雄和萱ヶ沢字西風沢	R1.7.23
599	7109	II-1478	中ノ沢沢	雄和萱ヶ沢字中ノ沢	R1.7.23
602	7110	II-1479	土橋沢 1	雄和萱ヶ沢字土橋及び西風沢	R1.7.23
603	7111	II-1480	土橋沢 2	雄和萱ヶ沢字土橋	R1.7.23
604	7112	II-1482	ニタノ沢 2	雄和萱ヶ沢字ニタノ沢及び柳沢	R1.7.23
605	7113	II-1483	ニタノ沢 3	雄和萱ヶ沢字ニタノ沢	R1.7.23
606	7114	II-1484	ニタノ沢 4	雄和萱ヶ沢字ニタノ沢	R1.7.23
607	7115	II-1485	比丘尼屋敷沢 1	雄和萱ヶ沢字比丘尼屋敷	R1.7.23
608	7116	II-1486	比丘尼屋敷沢 2	雄和萱ヶ沢字比丘尼屋敷	R1.7.23
609	7117	II-1487	大平沢沢 1	雄和萱ヶ沢字大平沢及び道ノ下	R1.7.23
610	7118	II-1488	大平沢沢 2	雄和萱ヶ沢字大平沢及び道ノ下	R1.7.23
611	7119	II-1489	三福沢 1	雄和萱ヶ沢字三福及び滝ノ沢	R1.7.23
612	7120	II-1490	三福沢 2	雄和萱ヶ沢字三福及び土場	R1.7.23
613	7121	II-1491	柳沢沢 1	雄和萱ヶ沢字柳沢	R1.7.23
614	7122	II-1492	柳沢沢 2	雄和萱ヶ沢字柳沢	R1.7.23
615	7123	II-1493	柳沢沢 3	雄和萱ヶ沢字柳沢	R1.7.23
616	7124	II-1495	土場沢 2	雄和萱ヶ沢字土場	R1.7.23
617	7127	I-1339	岨谷尻沢	河辺岩見字岨谷尻	R1.7.23
618	7128	I-1347	奥出沢 1	河辺神内字万事神	R1.7.23
619	7129	II-1384	鵜養沢	河辺岩見字桂淵、中島及び鵜養	R1.7.23
620	7130	II-1400	繫沢	河辺三内字繫沢、繫沢前田面及び 繫沢下段	R1.7.23

番号	整理 番号	箇所 番号	箇所名	所在地	告示 年月日
621	7131	Ⅲ-0375	三内沢	河辺三内字上野、上屋敷及び田尻 下野田	R1.7.23
622	7132	I-1362	高麓沢沢	雄和女米木字高麓沢、宝生口及び 白川	R1.7.23
623	7133	I-1365	寺の沢	雄和女米木字宝生口、女米木及び 猫沢	R1.7.23
624	7134	I-1373	入水沢	雄和平沢字水沢	R1.7.23
625	7135	Ⅱ-1420	テンザ沢	雄和神ヶ村字陳笠及び上開	R1.7.23
626	7136	Ⅱ-1431	館ノ腰沢 2	雄和萱ヶ沢字館ノ腰	R1.7.23
627	7137	Ⅱ-1433	館ノ腰沢 3	雄和萱ヶ沢字トンテン及び館ノ 腰	R1.7.23
628	7138	Ⅱ-1445	川崎沢川	雄和女米木字川崎	R1.7.23
629	7139	Ⅱ-1447	猫沢沢 4	雄和女米木字猫沢及び女米木	R1.7.23
630	7140	Ⅱ-1481	ニタノ沢 1	雄和萱ヶ沢字ニタノ沢及び柳沢	R1.7.23
631	7141	Ⅱ-1494	土場沢 1	雄和萱ヶ沢字土場及び柳沢	R1.7.23
合計：631 箇所					

(3) 地すべり

番号	整理 番号	箇所番号	箇所名	所在地	告示 年月日
1	7142	76-2	砂子淵 2	河辺三内字下モ田、砂子淵、岩谷袋及 び高畑	R1.7.23
2	7143	77-2	岨谷峽 2	河辺岩見字善知鳥坂及び新川上田面	R1.7.23
3	7144	78-1	水沢 1	雄和平沢字水沢	R1.7.23
4	7145	78-2	水沢 2	雄和平沢字水沢	R1.7.23
5	7146	98	宮ノ下	上新城道川字宮ノ下、駒引沢、深田山 根及び入ヶ沢	R1.7.23
6	7147	102-2	横森 2	横森 2 丁目及び同市下北手桜字蛭沢	R1.7.23
7	7148	102-3	横森 3	横森 2 丁目及び同市下北手桜字蛭沢	R1.7.23
8	7149	102-4	横森 4	横森 2 丁目及び同市下北手桜字蛭沢	R1.7.23
9	7150	102-5	横森 5	横森 2 丁目及び同市下北手桜字蛭沢	R1.7.23
10	7151	102-7	横森 7	横森 2 丁目及び同市下北手桜字蛭沢	R1.7.23
11	7152	103-1	豊岩居使 1	豊岩豊巻字居使及び小友沢	R1.7.23
12	7153	103-2	豊岩居使 2	豊岩豊巻字居使	R1.7.23
13	7154	103-3	豊岩居使 3	豊岩豊巻字居使及び上野	R1.7.23
14	7155	103-4	豊岩居使 4	豊岩豊巻字居使、上野及び下川原	R1.7.23
15	7156	201-G02-1	二手の又 1	仁別字小水沢及び水沢	R1.7.23
16	7751	76-1	砂子淵 1	河辺三内字丸舞、丸舞口、下モ田及び高畑	R2.3.24
17	7752	76-3	砂子淵 3	河辺三内字丸舞、丸舞口、下モ田及び高畑	R2.3.24
18	7753	76-4	砂子淵 4	河辺三内字下モ田及び高畑	R2.3.24
19	7754	77-1	岨谷峽 1	河辺岩見字善知鳥坂、岨谷尻及び新川	R2.3.24
20	7755	97-1	仁別 1	仁別字中島、家ハツレ、堂ノ下、栗畑 台及びマンタラメ	R2.3.24
21	7756	97-2	仁別 2	仁別字中島、大台、堂ノ下及びマンタラメ	R2.3.24
22	7757	97-3	仁別 3	仁別字マンタラメ	R2.3.24
23	7758	97-4	仁別 4	仁別字マンタラメ	R2.3.24
24	7759	99-1	手形山 1	手形山北町及び同市手形山中町、同市 手形山東町並びに同市広面字二階堤及 び堤敷	R2.3.24
25	7760	99-2	手形山 2	手形山北町及び同市手形山東町並びに 同市広面字近藤沢、二階堤及び堤敷	R2.3.24
26	7761	99-3	手形山 3	手形山北町及び同市手形山中町、同市 手形山東町並びに同市広面字近藤沢	R2.3.24

番号	整理 番号	箇所番号	箇所名	所在地	告示 年月日
27	7762	99-4	手形山 4	手形山北町及び同市手形山中町、同市手形山西町、同市手形山東町並びに同市広面字近藤堰越	R2.3.24
28	7763	99-5	手形山 5	手形山北町及び同市手形山東町並びに同市広面字近藤沢	R2.3.24
29	7764	101-1	桜 1	桜 1 丁目及び同市桜 3 丁目	R2.3.24
30	7765	101-2	桜 2	桜 1 丁目及び同市桜 3 丁目	R2.3.24
31	7766	102-1	横森 1	横森 2 丁目及び同市下北手桜字蛭沢	R2.3.24
32	7767	102-6	横森 6	檜山字太田沢	R2.3.24
33	7768	102-8	横森 8	檜山太田町及び同市檜山字太田沢	R2.3.24
34	7769	102-9	横森 9	檜山太田町及び同市檜山字太田沢	R2.3.24
35	7770	102-10	横森 10	横森 2 丁目及び同市下北手桜字蛭沢	R2.3.24
36	7771	201-G02-2	二手の又 2	仁別字小水沢	R2.3.24
37	7772	201-G02-3	二手の又 3	仁別字小水沢	R2.3.24
38	7773	201-G02-4	二手の又 4	仁別字小水沢及び蛇馬目沢	R2.3.24
合計：38 箇所					

資料 1 4 - 5 砂防指定地

(令和 7 年 2 月末現在)

整理 番号	告 示		溪 流 名	所 在 地 大 字	指定面積 (ha)
	年月日	番号			
78	S29. 4. 12	386	三内川	河辺三内	7. 54
98	S29. 11. 8	1506	丸舞川	河辺三内	2. 02
109	S30. 11. 7	1260	旭川	仁別	0. 91
132	S32. 11. 25	1476	小黒沢川	太平寺庭	3. 74
144	S33. 7. 31	1292	杉沢川	河辺岩見	2. 32
163	S34. 10. 6	1946	小又川	上新城小又	1. 82
164	S34. 10. 6	1946	仁別川	山内仁別	1. 01
172	S36. 3. 7	317	碓沢川	仁別	2. 52
201	S37. 12. 10	3005	矢櫃沢川	八田	0. 77
348	S39. 9. 16	2685	寺内沢川	寺内	1. 78
352	S39. 9. 16	2685	小又川	上新城	14. 19
376	S40. 1. 12	14	旭川	藤倉	22. 73
377	S40. 1. 12	14	白山川	上新城	4. 30
378	S40. 1. 12	14	太平川	太平山谷	9. 20
478	S40. 11. 12	3214	平尾鳥川	雄和平尾鳥	14. 50
479	S40. 11. 12	3214	大沢川及び支川	雄和相川	11. 00
480	S40. 11. 12	3214	中津川	雄和相川	2. 50
481	S40. 11. 12	3214	中の沢川	雄和萱ヶ沢	3. 60
585	S41. 4. 22	1306	小出沢川	河辺岩見	5. 17
586	S41. 4. 22	1306	朝日又川	河辺岩見	3. 50
587	S41. 4. 22	1306	丸舞川	河辺三内	39. 83
588	S41. 4. 22	1306	小又川	河辺岩見	30. 35
589	S41. 4. 22	1306	杉沢川	河辺岩見	29. 67
681	S42. 11. 25	3926	萱ヶ沢川	雄和萱ヶ沢	0. 40
682	S42. 11. 25	3926	西又川	雄和神ヶ沢	0. 70
683	S42. 11. 25	3926	折戸川	雄和神ヶ沢	4. 20
684	S42. 11. 25	3926	上繫川	雄和繫	0. 76
780	S43. 2. 19	200	鮎川	下浜名ヶ沢	12. 64
781	S43. 2. 19	200	道川	上新城道川	7. 96
792	S43. 4. 22	1213	大沢川	河辺大沢	0. 54
948	S50. 4. 30	803	西ノ沢川	雄和平尾鳥	1. 62
987	S52. 1. 25	58	大又沢川（烏帽子沢・駒坂沢）	雄和椿川	74. 20
1025	S54. 5. 19	998	小友沢川	雄和安養寺	3. 32
1071	S56. 6. 20	1182	内沢川	雄和相川	1. 76
1072	S56. 6. 20	1182	小友沢川	雄和椿川	0. 89
1073	S56. 6. 20	1182	小出沢川	河辺岩見	1. 74
1109	S59. 3. 24	707	川崎沢川	雄和女米木	0. 98

整理 番号	告 示		溪 流 名	所 在 地 大 字	指定面積 (ha)
	年月日	番号			
1135	S60. 3. 25	653	白山川	上新城	6. 09
1203	S62. 3. 16	647	寺の沢川	雄和女米木	0. 99
1228	S63. 3. 8	627	奥出沢川	河辺神内	1. 12
1231	S63. 3. 8	627	中津川	雄和相川	1. 30
1295	H1. 10. 6	1692	平脇沢川及び同左右支川	雄和女米木	1. 35
1319	H2. 1. 29	101	小又川及び同右支川	上新城小又	5. 14
1384	H4. 2. 6	240	平脇沢川	雄和椿川	0. 17
1414	H5. 3. 2	493	下小又沢川	上新城小又	5. 40
1503	H8. 8. 13	1678	イノ沢	仁別	0. 63
1518	H9. 6. 3	1267	近藤沢	広面	49. 18
1551	H11. 3. 17	655	イノ沢	仁別	0. 08
1619	H15. 11. 13	1444	メゴタ沢	添川	1. 93
1636	H16. 8. 12	934	入水沢	雄和平沢	0. 64
1637	H16. 8. 12	934	平沢	山内	1. 69
1641	H16. 12. 2	1489	入水沢	雄和平沢	0. 13
1732	H30. 8. 24	1057	白山川	上新城白山	1. 08
1752	R6. 4. 5	327	上大部沢	雄和石田	0. 45
合 計：54 箇所（404. 05 h a）					

資料 1 4－6 崩壊土砂流出危険箇所表

(1) 崩壊土石流危険地区 (東北森林管理局)

(令和 7 年 2 月末現在)

番号	位置		面積 (ha)	地区内保全対象	
	大字	地区名等		公共施設	道路
1	仁別	務沢国有林(1)	0.15	0	県道
2	仁別	務沢国有林(2)	3.78	1	林道
3	仁別	務沢国有林(3)	3.60	1	林道
4	仁別	務沢国有林(4)	3.00	1	林道
5	仁別	務沢国有林(5)	0.30	1	林道
6	仁別	務沢国有林(6)	0.09	0	林道
7	仁別	務沢国有林(7)	0.45	0	林道
8	仁別	務沢国有林(8)	0.18	0	林道
9	仁別	務沢国有林(9)	0.15	0	林道
10	仁別	務沢国有林(10)	0.09	0	林道
11	仁別	務沢国有林(11)	2.88	0	林道
12	仁別	仁別沢国有林(1)	0.15	0	林道
13	仁別	仁別沢国有林(2)	2.16	0	林道
14	仁別	仁別沢国有林(3)	1.47	0	県道
15	仁別	仁別沢国有林(4)	3.60	0	林道
16	河辺岩見	岩見山外 3 国有林(1)	0.15	0	林道
17	河辺岩見	岩見山外 3 国有林(2)	15.00	0	林道
18	河辺岩見	岩見山外 3 国有林(3)	4.95	0	県道
19	河辺岩見	岩見山外 3 国有林(4)	1.80	0	県道
20	河辺岩見	岩見山外 3 国有林(5)	0.96	0	県道
21	河辺岩見	岩見山外 3 国有林(6)	0.45	0	県道
22	河辺岩見	岩見山外 3 国有林(7)	1.68	0	県道
23	河辺岩見	岩見山外 3 国有林(8)	0.96	0	県道
24	河辺岩見	岩見山外 3 国有林(9)	0.45	0	県道
25	雄和折戸	滝ノ沢国有林	1.44	0	市道
26	上新城小又	小又沢国有林	3.60	0	林道
計	26 箇所		53.49	4	

(2) 県 森林環境保全課

(令和7年2月末現在)

番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		
	大字	字		人家	公共施設	道路
1	岩瀬	佐戸沢	0.12	10		市道
2	岩瀬	北田	0.06	2		市道
3	黒川	苗代沢	1.17	15		県道
4	黒川	女夫沢	6.00	46		県道
5	黒川	小敷沢	1.17			県道
6	吉田	イカリ	0.54	20		県道
7	小友	箒田	1.26	11		市道
8	小友	猿田沢	0.81	5		市道
9	石名坂	比内沢	1.35	15		市道
10	小又	水上沢	0.18	2		市道
11	小又	下啞市	0.54	6	1	市道
12	白山	竹山	0.12	5		市道
13	小又	沢尻ヶ沢	0.81			市道
14	小又	山時沢	1.17	13		市道
15	小又	羽黒沢	1.35	13		市道
16	小又	落合	0.06	2		市道
17	湯ノ里	雷電	0.81	12		市道
18	湯ノ里	愛子山	9.72	12		市道
19	湯ノ里	滝ノ下	0.21			農道
20	五十丁	潤金	1.92	50	1	県道
21	道川	柳沢	2.28	35		県道
22	道川	入ヶ沢	1.26	18		県道
23	道川	愛染	0.12	3		市道
24	道川	愛染	6.45	47	1	県道
25	濁川	東沢	1.26	80		市道
26	添川	東台沢	0.99	20		県道
27	添川	湯沢	0.24	25	2	県道
28	山内	田中	0.99	20		県道
29	山内	田中	0.54	32		県道
30	山内	田中	1.08	4		県道
31	山内	市王寺	0.63	4		県道
32	山内	藤倉	2.04	6		県道
33	山内	小田	0.63	1		県道
34	仁別	栗畑台	0.18	17		県道
35	仁別	吉ヶ沢	0.24	24		県道
36	仁別	吉ヶ沢	0.63	24		県道
37	仁別	マンタラメ	0.24		1	市道
38	仁別	小水沢	0.72			市道
39	仁別	蛇馬目沢	0.81		1	市道
40	山内	大畑	0.18	1		
41	八田	滝ノ沢	1.35	4	1	県道
42	八田	館ヶ沢	0.63	7		県道
43	八田	一ノ沢	0.99	10		県道
44	八田	上町内	3.24			県道
45	八田	梅木台	0.81	14		県道

番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		
	大字	字		人家	公共施設	道路
46	八田	二手ノ又	3.00			県道
47	八田	金山	1.17	1		県道
48	八田	矢櫃	2.04	1		県道
49	八田	月見沢	0.99	11		県道
50	目長崎	班目沢	0.90	22		
51	中関	宮沢	0.90	8		県道
52	寺庭	柿木坂	9.54			林道
53	黒沢	稲荷	0.12	20		市道
54	黒沢	矢櫃	4.95	24		県道
55	黒沢	牛舞沢	3.12	13		県道
56	山谷	皿見内沢	9.36	10		県道
57	山谷	湯ノ沢	3.24	11		県道
58	山谷	夏虫	0.54	1		市道
59	山谷	谷山	10.08	1		市道
60	山谷	貝ノ沢	1.26	11		市道
61	中関	家ノ沢	0.12	4		市道
62	中関	鶉ノ巣沢	1.92	10		市道
63	中関	屋敷前	0.90	5		市道
64	宝川	繁昌田	0.18	15		県道
65	宝川	姥ヶ沢	1.26	15		県道
66	宝川	愛ノ沢	0.72	15		県道
67	通沢	内山（乙）	0.30	14		市道
68	黒川	新田	4.80	20		市道
69	小山田	小山田	0.99			市道
70	大山田	鼻古久利	0.99	11		市道
71	古野	早坂	0.90	7		国道
72	河辺 戸島	戸島館	0.24		200	
73	河辺 北野田高屋	務沢	1.35	10		国道
74	河辺 北野田高屋	大稗田沢	2.16	40		県道
75	河辺 北野田高屋	獅子岱	0.63	11		県道
76	河辺 北野田高屋	小高	0.06	6		市道
77	河辺 北野田高屋	小高	0.06	4		市道
78	河辺 北野田高屋	竹の子沢	0.90	19		県道
79	河辺 北野田高屋	竹の子沢	0.18	10		市道
80	河辺 北野田高屋	桃の木沢	1.17	18		県道
81	河辺 北野田高屋	畑務沢	3.00	18		県道
82	河辺 北野田高屋	下山井沢	1.17	75		県道
83	河辺 高岡	萱ヶ沢	0.30	1		市道
84	河辺 大沢	堂の下	0.12	20		市道
85	河辺 三内	飛沢下段	0.12	11	2	
86	河辺 三内	繫沢	0.12	12		県道
87	河辺 三内	繫沢	0.81	13		県道
88	河辺 三内	丸舞	0.54	5		県道
89	河辺 三内	丸舞	1.08			林道
90	河辺 三内	丸舞	0.81			林道
91	河辺 三内	岩谷袋	0.24	10		県道
92	河辺 三内	砂子淵	2.76	23		県道
93	河辺 三内	大石台	0.72			県道

番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		
	大字	字		人家	公共施設	道路
94	河辺 三内	砂子渚	0.18	12		県道
95	河辺 三内	高畑	0.30	11		県道
96	河辺 三内	高畑	0.30	3		県道
97	河辺 三内	尼沢	1.17	4		県道
98	河辺 岩見	中畑野	0.24	1		市道
99	河辺 岩見	深沢	0.30			市道
100	河辺 岩見	財の神	0.30			林道
101	河辺 岩見	由小屋	0.18			林道
102	河辺 岩見	由小屋	0.30			林道
103	河辺 岩見	由小屋	1.35			林道
104	河辺 岩見	後藤沢	0.54	8		市道
105	河辺 岩見	滝の下	0.12	1		市道
106	河辺 岩見	貝住沢	0.72	1		市道
107	河辺 岩見	木滝沢	0.63			林道
108	河辺 岩見	木滝沢	1.08			林道
109	河辺 岩見	鳥谷沢	0.54			林道
110	河辺 岩見	茗茄沢	0.63			県道
111	河辺 岩見	松沢	0.24	3		市道
112	河辺 岩見	松沢	0.99	5		市道
113	河辺 岩見	上田面	0.30			林道
114	河辺 岩見	上田面	0.54			林道
115	河辺 岩見	新川上田面	0.30			林道
116	河辺 岩見	俄沢	0.12			県道
117	河辺 岩見	会沢	2.16	25		県道
118	河辺 新波	寺沢	0.24	11		市道
119	河辺 神内	馬坂	0.63			市道
120	河辺 神内	小滝	2.64			林道
121	河辺 神内	新山沢	1.08	5		市道
122	河辺 神内	奥出沢	0.06		1	
123	河辺 神内	奥出沢	0.12		1	林道
124	河辺 神内	奥出沢	0.12		1	
125	河辺 神内	奥出沢	0.06		1	林道
126	河辺 神内	奥出沢	0.18		1	
127	河辺 神内	奥出沢	0.12		1	
128	河辺 神内	大提	0.63		1	
129	河辺 神内	滝の沢	0.24		1	
130	河辺 神内	滝の沢	0.30		1	
131	河辺 神内	大提	1.26		1	
132	河辺 神内	大仁加羅沢	0.30		1	市道
133	河辺 神内	樋沢	0.72		1	市道
134	河辺 和田	堀切沢	1.26		1	市道
135	河辺 和田	鵜沢	0.54	30		市道
136	河辺 和田	松沢	1.08	30		市道
137	雄和 椿川	関田	0.12	1		市道
138	雄和 椿川	平脇	0.06	5		市道
139	雄和 椿川	平脇	0.12	4		市道
140	雄和 椿川	小友沢	1.17	3		県道
141	雄和 椿川	安養寺	0.06	2		

番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		
	大字	字		人家	公共施設	道路
142	雄和 椿川	安養寺	0.12	4		市道
143	雄和 椿川	中村	0.18	5		市道
144	雄和 平沢	三替沢	0.63	25		県道
145	雄和 石田	山田	0.30	3		市道
146	雄和 妙法	杉田沢	0.30	8		県道
147	雄和 平尾鳥	小平	0.12			県道
148	雄和 平尾鳥	大巻	0.06	1		県道
149	雄和 平尾鳥	竹の花	0.30	2		市道
150	雄和 平尾鳥	中田	0.18	11		市道
151	雄和 平尾鳥	中村	0.30	5		県道
152	雄和 平尾鳥	臼ヶ沢	0.24	4		市道
153	雄和 平尾鳥	金井田	0.18	3		市道
154	雄和 平尾鳥	広面	0.54	6		林道
155	雄和 平尾鳥	広面	0.54	6		林道
156	雄和 平尾鳥	中谷地	6.00	6		市道
157	雄和 平尾鳥	藤森	0.63	2		市道
158	雄和 平尾鳥	修羅沢	2.52	2		県道
159	雄和 平尾鳥	古道沢	0.81			県道
160	雄和 種沢	戸草沢	0.54		1	県道
161	雄和 種沢	野中	0.24	3		県道
162	雄和 種沢	岩瀬	0.18	18		県道
163	雄和 種沢	宮前	0.54	2		市道
164	雄和 種沢	釜ヶ沢	1.17	5		
165	雄和 種沢	柳林	0.54	4		市道
166	雄和 種沢	山口	0.81	2		市道
167	雄和 萱ヶ沢	館の腰	0.06	5		県道
168	雄和 萱ヶ沢	萱ヶ沢	0.12	6		県道
169	雄和 萱ヶ沢	東ヶ沢	2.28	21		県道
170	雄和 萱ヶ沢	中田	0.12	2		県道
171	雄和 萱ヶ沢	萱ヶ沢	0.12	5		県道
172	雄和 萱ヶ沢	舟ヶ沢	0.18			市道
173	雄和 萱ヶ沢	中山沢	0.12	7		市道
174	雄和 萱ヶ沢	柳尺	0.90	4		市道
175	雄和 萱ヶ沢	杉菜沢	0.99	24		市道
176	雄和 萱ヶ沢	八木山沢	0.30	6		市道
177	雄和 碓田	鍋カラシ	0.90	13		県道
178	雄和 碓田	シコウ沢	0.12	7		市道
179	雄和 碓田	柴坂	0.81	7		市道
180	雄和 碓田	段の前	0.06	4		市道
181	雄和 神ヶ村	中崎	0.06	2		市道
182	雄和 神ヶ村	大弓	0.54	15		県道
183	雄和 神ヶ村	中崎	0.06	3		市道
184	雄和 神ヶ村	大金	0.24	4		県道
185	雄和 神ヶ村	小山	0.30	5		県道
186	雄和 神ヶ村	大柳	0.06	1		市道
187	雄和 神ヶ村	杉腰	0.06	1		市道
188	雄和 神ヶ村	妙角	0.12	2		市道
189	雄和 神ヶ村	才東	0.54	5		市道

番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		
	大字	字		人家	公共施設	道路
190	雄和	神ヶ村	壺景	1.08	7	市道
191	雄和	神ヶ村	西の沢	0.90	7	市道
192	雄和	神ヶ村	家の沢	1.08	4	市道
193	雄和	繫	土沢	2.64	15	市道
194	雄和	繫	笠台	1.26	10	市道
195	雄和	繫	大平	2.28	6	国道
196	雄和	女米木	高麓沢	0.90	5	1 国道
197	雄和	女米木	川崎	1.08	5	国道
198	雄和	女米木	川崎	0.12	5	国道
199	雄和	女米木	宝生口	0.12	3	市道
200	雄和	女米木	宝生口	0.54	13	市道
201	雄和	女米木	宝生口	0.18	14	市道
202	雄和	女米木	猫沢	0.18	10	市道
203	雄和	女米木	猫沢	0.30	13	市道
204	雄和	女米木	猫沢	0.18	5	市道
205	雄和	女米木	長面	0.99	16	市道
206	雄和	戸賀沢	長面	0.54	6	市道
207	雄和	戸賀沢	宮田沢	0.63	12	市道
208	雄和	相川	滝沢	2.76	5	市道
209	雄和	相川	会沢	3.24	12	市道
210	雄和	相川	薊ヶ沢	0.99	13	県道
211	雄和	相川	向田表	0.24	3	県道
212	雄和	平沢	野沢	0.24	1	県道
213	雄和	平沢	水沢	0.81	10	市道
214	雄和	下黒瀬	湯ノ沢	0.72	8	市道
215	雄和	下黒瀬	岩の沢	0.63	8	市道
216	八田		館腰	0.06	1	県道
217	八田		鳥屋沢	0.06	10	市道
218	小山		大沢	0.81		農道
219	小山		苗代沢	1.17	23	県道
220	豊巻		小堤沢	0.54	15	市道
221	桂根		平ノ脇	2.40	17	市道
222	長浜		平ノ台	2.04	18	県道
223	羽川		権現沢	0.90		県道
224	名ヶ沢		大繫	1.35	7	県道
225	名ヶ沢		脇田	0.12		市道
226	名ヶ沢		フクベラ沢	4.65	30	県道
227	名ヶ沢		中ノ沢	2.16	20	市道
228	名ヶ沢		牛ヶ沢	0.63	1	市道
229	名ヶ沢		タツラ沢	0.72	8	市道
230	名ヶ沢		草井沢	0.54	8	市道
231	羽川		下ヶ沢	0.63	7	県道
232	羽川		大西沢	0.72	2	市道
233	羽川		串気沢	0.30	8	市道
234	羽川		岩城	0.06	6	市道
235	羽川		土橋	1.35	3	市道
236	雄和	萱ヶ沢	七曲	0.99	2	市道
237	雄和	萱ヶ沢	大刈沢	1.35	8	市道

番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		
	大字	字		人家	公共施設	道路
238	雄和 萱ヶ沢	滝の沢	0.18	2		市道
239	雄和 萱ヶ沢	比丘尼屋敷	0.18	2		市道
240	雄和 萱ヶ沢	又三郎沢	0.54	6		市道
241	雄和 萱ヶ沢	二の沢	1.35	3		市道
242	雄和 萱ヶ沢	土橋	0.06	1		市道
243	雄和 萱ヶ沢	中の沢頭	0.54	2		市道
244	雄和 萱ヶ沢	西風沢頭	1.17	10		市道
245	雄和 萱ヶ沢	戸川沢	0.12	4		市道
246	雄和 萱ヶ沢	真木屋	0.12	2		市道
247	雄和 萱ヶ沢	大平沢	0.12	1		市道
248	雄和 萱ヶ沢	大平沢頭	0.63	2		市道
249	雄和 萱ヶ沢	大平沢	0.18	1		市道
250	雄和 萱ヶ沢	三福	0.06	1		市道
251	雄和 萱ヶ沢	餅搗沢	0.72	1		
252	山内	増沢	0.27			県道
計	252 箇所		248.82	2080	225	

資料 1 4－7 山腹崩壊危険箇所表

(1) 山腹崩壊危険地区 (東北森林管理局)

(令和 7 年 2 月末現在)

番号	位置		面積 (ha)	地区内保全対象	
	大字	字		公共施設	道路
1		仁別務沢国有林	2	0	林道
2		財ノ上国有林	1	0	林道
計	2 箇所		3	0	

(2) 県 森林環境保全課

(令和7年2月末現在)

番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		
	大字	字		人家	公共施設	道路
1		前田	1	15		市道
2	金足 岩瀬	佐戸沢	1	10		市道
3	金足 片田	待入	1	1		
4	金足 黒川	小敷沢	1	1		県道
5	金足 片田	コフラゲ	1	6		市道
6	金足 吉田	野尻	1	4		市道
7	下新城 小友	沖ノ窪	1	11		市道
8	下新城 小友	猿田沢	1	11		市道
9	上新城 小友	水上沢	1	7	1	市道
10	上新城 白山	白山	1	10		市道
11	上新城 小又	平ヶ沢	1	2		市道
12	上新城 小又	山野根	1	8		市道
13	上新城 保多野	仲山	1	27		市道
14	上新城 小又	家ノ前	3	10		市道
15	上新城 湯ノ里	滝ノ下	5	5		市道
16	上新城 五十丁	館越	1	1		市道
17	上新城 道川	家ノ下	1	22		市道
18	上新城 道川	入ヶ沢	1	54	1	県道
19	上新城 道川	駒引沢	1	3		市道
20	上新城 道川	深川	1	12		市道
21	上新城 中	堂ノ前	2	13		県道
22	下新城 岩城	右馬之丞	1	13		
23	下新城	岩城下向	1	22		市道
24	下新城 笠岡	堰根	1	4		市道
25	下新城 岩城	源内沢	1	7		市道
26	外旭川 笹岡	蒲沼	1	9		市道
27	外旭川 笹岡	家ノ前	1	36		市道
28	外旭川 水口	山崎	4	10	1	市道
29	外旭川 水口	山崎	3	26		市道
30	濁川	堀尾田	5	21		市道
31	濁川	鎌ノ沢	1	4		市道
32	添川	添川	1	8		市道
33	添川	湯沢	2	13		市道
34	山内	松原	4	6		県道
35	山内	市王寺	1	2		市道
36	山内	上台	6	1	1	県道
37	仁別	栗畑台	5	20		県道
38	山内	増沢	1			県道
39	太平 八田	藤ノ崎	1	21		市道
40	太平 八田	堂ノ前	1	8		県道
41	太平 八田	木曽石	3	14		県道
42	太平 目長崎	谷地	3	6		県道
43	太平 目長崎	神田	1	13		県道
44	太平 中関	平形	2	17	1	市道
45	太平 寺庭	寺庭	1	13		

番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		
	大字	字		人家	公共施設	道路
46	太平 黒沢	館越	1	5		市道
47	太平 山谷	貝ノ沢	1	10		市道
48	太平 中関	家ノ沢	1	6		市道
49	太平 中関	屋敷前	1	4		市道
50	下北手	寒川寒川	1	18		市道
51	下北手	通沢下前田	1	6	1	
52	下北手 通沢	中前田	1	6		
53	下北手 宝川	種ヶ崎	1	10		県道
54	下北手 宝川	大西ヶ沢	1	7		市道
55	下北手 宝川	潤ヶ崎	1	4		県道
56	下北手 宝川	潤ヶ崎	1	5		県道
57	下北手 通沢	杉崎	1	2		市道
58	下北手 柳館	賀川	1	10		市道
59	下北手 柳館	赤平	1	2		市道
60	上北手 荒巻	荒巻	3	60		市道
61	上北手 大戸	関上	1	5		市道
62	下北手 梨平	袖ヶ沢	2	13		
63	下北手 梨平	向田 (乙)	1	2		
64	上北手 大杉沢	藤根	1	12		市道
65	上北手 小山田	桜田	1	7		市道
66	上北手 小山田	桜田	1	3		市道
67	上北手 小山田	桜田	1	1		市道
68	上北手 小山田	小山田	1	8		市道
69	上北手 小山田	駒込	1	2		市道
70	上北手 百崎	境田	3	5	1	市道
71	上北手 猿田	館ヶ下	1	8	1	
72	上北手 猿田	底沢	1	2		
73	上北手 猿田	砂子沢	1	19		市道
74	上北手 大山田	大平沢	1	8		市道
75	上北手 大山田	豊口	1	8		市道
76	上北手 古野	脇ノ田	1	20		市道
77	上北手 猿田	寺ノ沢	1	10		
78	上北手 猿田	二ッ寺	2	5		市道
79	上北手 猿田	弥生館	1	7		
80	河辺 戸島	戸島館	3		1	
81	河辺 北野田高屋	薬師沢	1	4		
82	河辺 北野田高屋	務沢	3	22		国道
83	河辺 北野田高屋	小高	1	4		市道
84	河辺 北野田高屋	雷谷地	1		1	
85	河辺 北野田高屋	上盤昌	1	13		
86	河辺 北野田高屋	神田	1	25		県道
87	河辺 北野田高屋	小高	1	9		市道
88	河辺 北野田高屋	畑務沢	1	3		市道
89	河辺 和田	和田	1	8	1	市道
90	河辺 諸井	山根	1	5		市道
91	河辺 高岡	萱ヶ沢	4	1		市道
92	河辺 三内	鳥海	2	6		市道
93	河辺 三内	繫沢	1	13		県道

番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		
	大字	字		人家	公共施設	道路
94	河辺	三内	内沢	11	3	
95	河辺	岩見	杉沢台	1	9	市道
96	河辺	岩見	貝住沢	1	1	市道
97	河辺	岩見	鳥谷沢	5	4	県道
98	河辺	岩見	穴渕	1	1	
99	河辺	岩見	岩見俄沢	6		県道
100	河辺	岩見	筒出	1	6	
101	河辺	三内	田尻下野田	1	5	市道
102	河辺	神内	奥出沢	3	4	1 市道
103	河辺	神内	奥出沢	1		1
104	河辺	神内	奥出沢	1		1
105	河辺	神内	滝の沢	4		1
106	河辺	神内	滝の沢	1		1
107	河辺	神内	大提	1		1
108	河辺	神内	奥出沢	3		1
109	河辺	神内	大仁加羅沢	1	2	1 市道
110	河辺	神内	神内	1	14	市道
111	河辺	戸島	七曲石坂台	1	8	市道
112	雄和	椿川	館の下	1	10	市道
113	雄和	椿川	関田	1	25	市道
114	雄和	椿川	安養寺	2	10	市道
115	雄和	妙法	槐下	7	19	県道
116	雄和	平尾鳥	小平	1		県道
117	雄和	平尾鳥	金井田	1	4	
118	雄和	平尾鳥	細田	1	11	市道
119	雄和	平尾鳥	野田	1	10	市道
120	雄和	平尾鳥	築場	1		県道
121	雄和	平尾鳥	藤森	1	4	市道
122	雄和	平尾鳥	藤森	1	3	市道
123	雄和	平尾鳥	善知鳥	2	6	
124	雄和	平尾鳥	西ノ沢	1		県道
125	雄和	平尾鳥	森の前	2		県道
126	雄和	平尾鳥	西野	1	6	県道
127	雄和	種沢	大沢	1	8	県道
128	雄和	種沢	岩瀬	1	2	市道
129	雄和	種沢	宮前	1	14	市道
130	雄和	左手子	岩城沢	2		県道
131	雄和	萱ヶ沢	館坂	1	2	市道
132	雄和	碓田	クネソエ	1	7	県道
133	雄和	萱ヶ沢	萱ヶ沢	1	25	県道
134	雄和	萱ヶ沢	提ヶ沢	1	5	県道
135	雄和	萱ヶ沢	萱ヶ沢	1	1	
136	雄和	萱ヶ沢	館の腰	1	2	県道
137	雄和	萱ヶ沢	トンテン	1	6	県道
138	雄和	碓田	宮の前	3	6	
139	雄和	碓田	段の前	1	2	市道
140	雄和	碓田	祭田	1	2	市道
141	雄和	碓田	梵尺野	1	5	

番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		
	大字	字		人家	公共施設	道路
142	雄和 神ヶ村	窪	1	2		県道
143	雄和 神ヶ村	西脇	3	1		市道
144	雄和 神ヶ村	西脇	1	3		
145	雄和 神ヶ村	東又	1	3		
146	雄和 神ヶ村	大金	1	2		県道
147	雄和 神ヶ村	大柳	1	1		市道
148	雄和 神ヶ村	菅福	1	6		県道
149	雄和 神ヶ村	窪	2	3		
150	雄和 神ヶ村	大黒沢	1	3		市道
151	雄和 神ヶ村	大黒沢	1	2		
152	雄和 神ヶ村	大橋	1	7		県道
153	雄和 神ヶ村	助沢	1	3		県道
154	雄和 神ヶ村	上開	1	2		県道
155	雄和 神ヶ村	上開	1	17		県道
156	雄和 繫	北ノ俣	1	2		
157	雄和 繫	二の沢	1	4		市道
158	雄和 繫	上田面	1	15		市道
159	雄和 女米木	高麓沢	1	5		市道
160	雄和 女米木	川崎	2	12		国道
161	雄和 女米木	宝生口	1	14		市道
162	雄和 岩城	明通	3	4		市道
163	雄和 岩城	明通	1	7		国道
164	雄和 戸賀沢	御江田	1		1	市道
165	雄和 平沢	水沢	1	7		市道
166	雄和 平沢	白根館	9			市道
167	雄和 下黒瀬	湯ノ沢	1	2		
168	八田	餅田	1	2		県道
169	八田	山ノ沢	2	1		
170	八田	館腰	1	22		市道
171	八田	赤坂	1	4		市道
172	豊巻	山口	1	7		
173	豊巻	羽根山	1	6		
174	豊巻	内縄尻	1	26	1	市道
175	浜田	大森山	1		1	国道
176	浜田	長坂	1		1	
177	浜田	榎木	1	3		市道
178	羽川	横長根	1	6		市道
179	名ヶ沢	内横長根	1	8		県道
180	名ヶ沢	ヨモギ田	1	13		市道
181	名ヶ沢	村杉	1	1		市道
182	名ヶ沢	入道沢	1	3		市道
183	名ヶ沢	石田沢	1	1		
184	名ヶ沢	角地田	1	11		市道
185	羽川	大西沢	1	4		市道
186	羽川	寺ノ下	1	1		
187	雄和 萱ヶ沢	大台	1	1		市道
188	雄和 萱ヶ沢	三枚田	2			林道
189	雄和 萱ヶ沢	土場	1	2		市道

番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		
	大字	字		人家	公共施設	道路
190	雄和 萱ヶ沢	滝の沢	1	2		市道
191	雄和 萱ヶ沢	又三郎沢	1	5		市道
192	雄和 萱ヶ沢	二の沢	1	1		市道
193	雄和 萱ヶ沢	土橋	1	1		市道
194	雄和 萱ヶ沢	中の沢	1	2		市道
195	雄和 萱ヶ沢	西風沢	2	1		市道
196	雄和 萱ヶ沢	和合	1	2		市道
197	雄和 萱ヶ沢	和合	3	1		市道
198	雄和 萱ヶ沢	土橋	1	1		市道
199	雄和 萱ヶ沢	大平沢	1	2		市道
200	雄和 萱ヶ沢	三福	1	1		
201		黒川	1	5		市道
202	雄和新波	山崎	1	3		市道
203	添川	長田	1	5		県道
計	203 箇所		308	1473	23	

資料 1 4－8 なだれ危険箇所等

(1) なだれ危険箇所（東北森林管理局）

(令和 7 年 2 月末現在)

番号	危険箇所名	所在地
1	砥沢 30 林班	仁別
2	務沢 26 林班(1)	仁別
3	務沢 26 林班(2)	仁別
4	務沢 25、26 林班	仁別
5	務沢 25 林班(1)	仁別
6	務沢 25 林班(2)	仁別
7	務沢 25 林班(3)	仁別
8	務沢 24、25 林班	仁別
9	務沢 24 林班	仁別
10	務沢 24 林班	仁別
計	10 箇所	

(2) なだれ危険箇所 (県 河川砂防課)

(令和7年2月末現在)

番号	危険箇所名	位置
1	堂の前	上新城中・堂ノ前
2	保多野	上新城保多野・家合
3	白山	上新城白山・白山
4	大槻前	上新城小又・脇野田
5	湯の里	上新城湯ノ里・雷電
6	栗畑台	仁別・家ハツレ
7	道川	上新城道川・長田
8	宮ノ下	上新城道川・宮ノ下
9	家の下	上新城道川・家ノ下
10	深川	上新城道川・深川
11	蒲沼	外旭川・蒲沼
12	水口	外旭川・家ノ前
13	家の前	外旭川・家ノ前
14	南沢	外旭川・南沢
15	長田	添川・長田
16	大沢	手形・大沢
17	神田	太平目長崎・神田
18	五関	下北手寒川・五関
19	下前田	下北手通沢・下前田
20	大杉沢	上北手大杉沢・藤根
21	太田沢	檜山太田町
22	城南	檜山城南町
23	石川	上北手百崎・石川
24	百崎	上北手荒巻・前田
25	下浜八田	下浜八田・水無
26	中坪1号	下新城小友・中坪
27	下向	下新城岩城・下向
28	右馬之丞1号	下新城岩城・右馬之丞
29	右馬之丞2号	下新城岩城・右馬之丞
30	太平2号	上新城五十丁・太平
31	上台	山内・上台
32	愛染	上新城道川・愛染
33	蓬田	添川・蓬田
34	添川	添川・添川
35	高野	寺内・高野
36	児桜1号	寺内・児桜
37	児桜2号	寺内・児桜

番号	危険箇所名	位置
38	外旭川山崎 1 号	外旭川・山崎
39	井戸尻	濁川・井戸尻
40	後田	濁川・後田
41	堀尾田	濁川・堀尾田
42	泉三嶽根	泉三嶽根
43	千秋公園 1 号	千秋公園
44	千秋公園 2 号	千秋公園
45	千秋北の丸 1 号	千秋北の丸
46	千秋北の丸 2 号	千秋北の丸
47	高梨台 1 号	新藤田・高梨台
48	高梨台 2 号	新藤田・高梨台
49	中台	手形・中台
50	大沢 2 号	手形・大沢
51	蛇野 1 号	手形・蛇野
52	推子	広面・推子
53	赤沼 2 号	広面・赤沼
54	広面字蟹沢	広面・蟹沢
55	手形山中町	手形山中町
56	近藤沢	広面・近藤沢
57	柳田字鳥越 1 号	柳田・鳥越
58	太平八田字八田	太平八田・八田
59	木曽石	太平八田・木曽石
60	目長崎	太平目長崎・目長崎
61	舞鶴館	太平目長崎・舞鶴館
62	上館	太平中関・上館
63	谷崎	下北手松崎・谷崎
64	桜 3 丁目	桜 3 丁目
65	黒川 1 号	下北手黒川・黒川
66	檜山太田町	檜山太田町
67	檜山金照町	檜山金照町
68	檜山城南町 1 号	檜山城南町
69	荒巻	上北手荒巻・荒巻
70	ニタ子沢	上北手百崎・ニタ子沢
71	四ツ小屋 1 号	上北手猿田・四ツ小屋
72	砂子沢 1 号	上北手猿田・砂子沢
73	寺ノ沢	上北手猿田・寺ノ沢
74	脇ノ田 1 号	上北手古野・脇ノ田
75	杉ノ下 2 号	豊岩豊巻・杉ノ下
76	大日沢	豊岩豊巻・大日沢

番号	危険箇所名	位置
77	ヨモキ田	下浜名ヶ沢・ヨモキ田
78	神屋敷 2 号	寺内・神屋敷
79	桜谷地 1 号	下北手桜・桜谷地
80	桜谷地 2 号	下北手桜・桜谷地
81	駒込 1 号	上北手小山田・駒込
82	檜山城南町 2 号	檜山城南町
83	関田	雄和椿川・関田
84	堤根	雄和椿川・堤根
85	妙法	雄和妙法・槐下
86	野中	雄和種沢・野中
87	宝生口	雄和女米木・宝生口
88	川崎	雄和女米木・川崎
89	白川	雄和女米木・白川
90	上田面	雄和繫・上田面
91	野開	雄和神ヶ村・上開
92	陳笠	雄和神ヶ村・陣笠
93	クネソエ	雄和碓田・クネソエ
94	碓田字中村 3 号	雄和碓田・宮ノ前
95	萱ヶ沢 1 号	雄和萱ヶ沢・萱ヶ沢
96	堤ヶ沢	雄和萱ヶ沢・堤ヶ沢
97	大又	雄和田草川・大又
98	山崎山	雄和田草川・山崎山
99	大沢口	雄和田草川・大沢口
100	館ノ下 2 号	雄和椿川・館ノ下
101	椿川字中村 1 号	雄和椿川・中村
102	平脇 2 号	雄和椿川・平脇
103	平沢字水沢 1 号	雄和平沢・水沢
104	善知鳥 4 号	雄和平尾鳥・善知鳥
105	藤森 3 号	雄和平尾鳥・藤森
106	館ヶ沢	雄和種沢・館ヶ沢
107	猫沢	雄和女米木・猫沢
108	上繫	雄和繫・上繫
109	樋口	雄和新波・樋口
110	大橋 2 号	雄和神ヶ村・大橋
111	西脇 1 号	雄和碓田・西脇
112	碓田字中村 2 号	雄和碓田・中村
113	萱ヶ沢 4 号	雄和萱ヶ沢・萱ヶ沢
114	萱ヶ沢 5 号	雄和萱ヶ沢・萱ヶ沢
115	船ヶ沢	雄和萱ヶ沢・船ヶ沢

番号	危険箇所名	位置
116	又三郎沢 2 号	雄和萱ヶ沢・又三郎沢
117	砂子淵	河辺三内・砂子淵
118	繫沢	河辺三内・繫沢下段
119	畑	河辺北野田高屋・畑ノ沢
120	太田面	河辺神内・太田面
121	小平岱	河辺岩見・小平岱
122	繫沢前田表	河辺三内・繫沢前田表
123	竹ノ子沢	河辺北野田高屋・竹ノ子沢
124	北野田高屋字神田 1 号	河辺北野田高屋・神田
125	北野田高屋字神田 2 号	河辺北野田高屋・神田
126	高橋	河辺北野田高屋・高橋
127	雷谷地	河辺北野田高屋・雷谷地
128	白熊沢 1 号	河辺戸島・白熊沢
129	白熊沢 2 号	河辺戸島・白熊沢
130	虚空蔵大台滝 1 号	河辺豊成・虚空蔵大台滝
131	和田字和田 1 号	河辺和田・和田
132	和田字和田 2 号	河辺和田・和田
133	和田字和田 3 号	河辺和田・和田
134	式田 1 号	河辺和田・式田
135	高屋敷	河辺大張野・高屋敷
136	東	河辺岩見・東

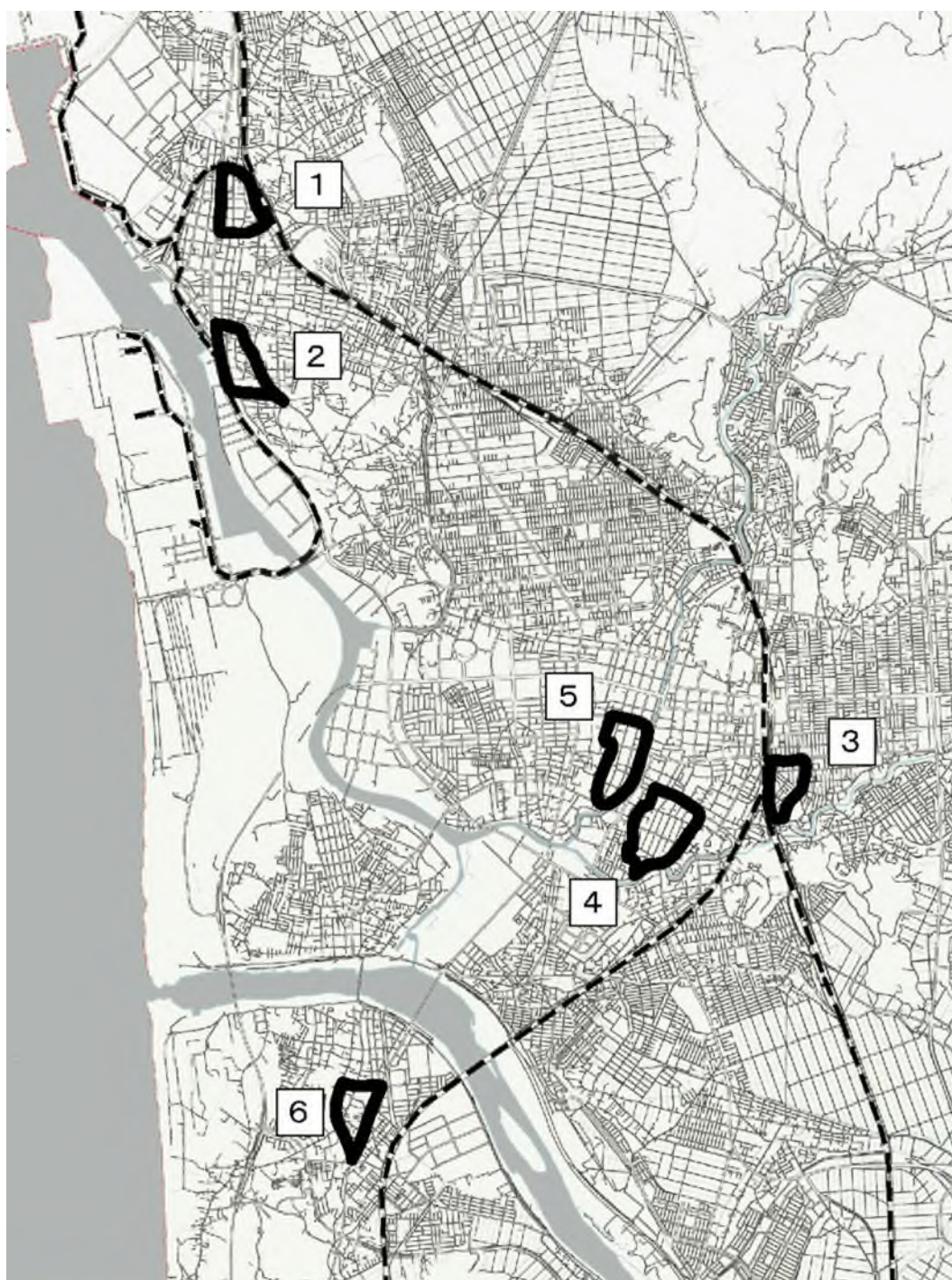
(3) なだれ危険地区 (県 森林環境保全課)

(令和 7 年 2 月末現在)

番号	地区名	所在地
1	神内	河辺大張野
2	台	河辺三内
3	砂子淵	河辺三内

資料 1 4－9 火災危険区域表、火災危険区域図

番号	危険区域名	面積(m ²)	危険理由
1	土崎港中央五丁目、七丁目	136,000	袋小路多し、道路狭し
2	土崎港南一丁目	145,000	道路事情一方性、道路狭し
3	東通観音前、東通館ノ越	121,000	道路事情一方性
4	檜山南中町、檜山本町、檜山共和町	268,000	住宅密集地
5	大町五丁目、六丁目、旭南二丁目	207,000	街区密集地
6	新屋表町	81,000	地形（傾斜地）



資料 1 4 - 1 0 防災重点ため池箇所表

(令和 7 年 2 月末現在)

番号	防重 NO	名称	所在地	総貯水量 (千 m ³)	かんがい 受益面積 (h a)
1	1	中谷地 2 号溜池	上北手猿田字中谷地	15	0
2	2	地藏田溜池	四ツ小屋末戸松本字坂ノ上	11	0
3	4	底沢 1 号溜池	上北手猿田字底沢	1	1.4
4	5	底沢 2 号溜池	上北手猿田字底沢	0.3	1.4
5	6	二ッ寺 1 号溜池	上北手猿田字二ッ寺	1.1	1.3
6	7	二ッ寺 2 号溜池	上北手猿田字二ッ寺	0.6	1.3
7	8	二ッ寺 3 号溜池	上北手猿田字二ッ寺	1.2	1.3
8	9	向老方 2 号溜池	上北手古野字向老方	1.2	1.6
9	10	山崎溜池	外旭川字山崎	1	1.2
10	11	神田溜池	太平目長崎字神田	1.2	1
11	12	槻の浜溜池	太平中関字槻の浜	2	0.5
12	13	地主溜池	太平山谷字新川	1	1.2
13	14	石川前溜池	上北手百崎字石川	0.8	1.3
14	15	元子沢溜池	上北手小山田字駒込	1	1.2
15	16	堂合 1 号溜池	新屋比内町	1	0.8
16	17	堂合 2 号溜池	新屋比内町	1.2	0.8
17	18	曾場第 1 溜池	河辺三内字曾場台	0.1	0.8
18	19	竹生 1 号溜池	柳田字竹生	1.5	0
19	20	油田 1 号溜池	寺内蛭根三丁目	4.6	0
20	21	油田 2 号溜池	寺内油田三丁目	3	0
21	22	赤沼 2 号溜池	広面字推子	1	0
22	23	館ヶ沢 2 号溜池	太平八田字館ヶ沢	1	0.2
23	24	弘川溜池	太平黒沢字野崎	3	1.5
24	25	小栗堤	金足堀内字小栗	100	10
25	26	乃木堤	金足下刈字林中	29	43
26	27	待入堤	金足高岡字院内沢	160	40
27	28	男潟	金足小泉	375	200
28	29	吉田溜池	金足吉田字碓	957	402
29	30	片田堤 (下)	金足片田字待入	3	5
30	31	片田堤 (上)	金足片田字待入	10	5
31	32	片田駒込	金足片田字杉沢	9	40
32	33	箒田溜池	下新城上小友字箒田	341	317
33	34	堀田溜池	下新城小友字堀田沢	672	315
34	35	猿田沢溜池	下新城小友字猿田沢	946	317
35	36	右馬之丞溜池	下新城岩城字上川原	8	6
36	37	大滝沢溜池	上新城道川字大滝	1695	450
37	38	比内沢溜池	上新城石名坂字比内沢	291	116
38	39	光沼	土崎港相染町字沼端	30	3
39	40	東台沢溜池	添川字東台沢	230	124
40	41	推子沢溜池	広面字推子沢	128	2
41	42	堂合溜池	新屋字比内町	3	1.5
42	43	松崎大堤	下北手松崎字堤沢	160	47
43	44	真実ヶ沢溜池	桜字真実ヶ沢	23	1.5
44	45	赤平堤	下北手柳館字賀川潟下	25	23
45	46	通沢溜池	下北手通沢字杉崎	11	11
46	47	黒川溜池	下北手黒川字務沢	150	57
47	48	大杉沢溜池	上北手大杉沢字大杉沢	120	60
48	49	宝竜崎 1 号ため池	上北手猿田字宝竜崎	110	50
49	50	宝竜崎 2 号ため池	上北手猿田字宝竜崎	35	50
50	51	中谷地 1 号ため池	上北手猿田字中谷地	15	37

番号	防重 NO	名称	所在地	総貯水量 (千 m ³)	かんがい 受益面積 (h a)
51	52	小堤溜池	上北手猿田字宝竜崎	5	5
52	53	小山田溜池	上北手小山田字小山田	25	41
53	54	蛭田溜池	上北手古野字蛭田	5	5
54	55	脇の田 1 号ため池	上北手古野字脇ノ田	5	4
55	56	滝の沢溜池	太平八田字滝の沢	188	102
56	57	塩曳潟	浜田字潟端	76	7
57	58	雲崎溜池	浜田字館ノ丸	6	3
58	59	第 1 稲荷溜池	浜田字宮田沢	5	7
59	60	第 2 稲荷溜池	浜田字宮田沢	5	7
60	61	石田坂堤	豊岩石田坂字山田沢	980	72
61	62	菅沢溜池	豊岩豊巻字菅沢	583	53
62	63	中沢大堤	豊岩豊巻字中沢	197.4	50
63	64	小中沢溜池	豊岩豊巻字小中沢	39	8
64	65	笹山	豊岩豊巻字笹山	291	76
65	66	苗代沢溜池	豊岩小山字苗代沢	210	50
66	67	小山沢溜池	豊岩小山字小山沢	110	44
67	68	家の腰溜池	下浜羽川字家ノ腰	12	2
68	69	大西沢溜池	下浜羽川字大西沢	7	40
69	70	大西沢上溜池	下浜羽川字大西沢	7	8
70	71	下が沢下溜池	下浜羽川字下が沢	4	8
71	72	下が沢上溜池	下浜羽川字下が沢	8	8
72	73	山の沢溜池	下浜八田字山の沢	7	5
73	74	細谷	下北手柳館字細谷	5	5
74	75	杉沢	下浜八田字杉沢	157	32
75	76	小繫沢	下浜名ヶ沢字小繫沢	15.306	6
76	77	柳沢溜池	下浜八田	7.1	6
77	78	脇堤	金足浦山字金ヶ崎	3.6	3
78	79	笹島 1 号溜池	下新城長岡字外脇	16	9.4
79	80	笹島 2 号溜池	下新城長岡字外脇	2.8	4.5
80	81	鶴木台 1 号溜池	添川字鶴木台	3.2	2
81	82	谷崎溜池	下北手松崎字谷崎	1.3	2
82	83	大戸溜池	上北手大戸字大戸	1.3	2
83	84	石川後溜池	上北手百崎字石川	2.6	0.1
84	85	東沢溜池	下浜羽川字大西沢	2	2
85	86	山草溜池	下浜名ヶ沢字蒲田	6	2.5
86	87	神田ため池	金足堀内字神田	7.2	4.5
87	88	五郎谷地第 1	河辺三内五郎谷地字溜池下	20	21
88	89	五郎谷地第 2	河辺三内五郎谷地字溜池下	12	21
89	90	境田	河辺赤平字境田	12	14
90	91	小高	河辺北野田高屋字務沢	6	6.5
91	92	清十郎	河辺三内字田尻下野田	2	2
92	93	中野	河辺三内字寺田	5	3
93	94	二木	河辺三内字小貝沢	3	2
94	95	湯野沢	雄和下黒瀬字湯野沢	30	12
95	96	黒瀬沢第 1	雄和下黒瀬字黒瀬沢	187.9	30
96	97	黒瀬沢第 2	雄和下黒瀬字黒瀬沢	14	30
97	98	内沼	雄和相川字大林	200	130
98	99	上沼	雄和相川字大林	30	130
99	100	戸賀沢第 1	雄和戸賀沢字宮田沢	41.2	24
100	101	猫沢	雄和女米木字猫沢	12	5
101	102	茗ヶ沢	雄和女米木字宝生口	12	20
102	103	折渡	雄和女米木字高麓沢	8	20
103	104	西ノ沢第 1	雄和繫字西ノ沢	20	25

番号	防重 NO	名称	所在地	総貯水量 (千 m ³)	かんがい 受益面積 (h a)
104	105	西ノ沢第2	雄和繫字西ノ沢	20	25
105	106	土沢	雄和繫字土沢	4	8
106	107	寺沢第2ため池	雄和新波字清水木	15	40
107	108	クネソエ	雄和碓田字クネソエ	6	4
108	109	宮ノ前	雄和碓田字宮ノ前	6	2
109	110	元開第1	雄和石田字山田	9	10
110	111	元開第2	雄和石田字山田	35	10
111	112	前田大堤	雄和石田字苗代沢	6	2
112	113	平治ヶ沢	雄和石田字苗代沢	12	5
113	114	野中堤	雄和種沢字野中	6	5
114	115	釜ヶ沢	雄和種沢字釜ヶ沢	96	11.3
115	116	柳林	雄和種沢字柳林	160	130
116	117	上野第1	雄和左手子字上野	120	60
117	118	上野第2	雄和左手子字上野	90	60
118	119	地蔵様	雄和向野字牛ノ首	1.2	3
119	120	大詰沢	雄和下黒瀬字大詰沢	13.554	7
120	121	檜山沢	雄和繫字小檜山沢	18.11	12
121	122	二ノ沢	雄和繫字上繫	1.5	4
122	123	壺影第1	雄和神ヶ村壺影	3.458	44
123	124	壺影第2	雄和神ヶ村壺影	10.315	44
124	125	東ヶ沢	雄和萱ヶ沢字東ヶ沢	332.5	13
125	126	中里	雄和椿川字中里	26	40
126	127	三替沢	雄和平沢字三替沢	6.321	2
127	128	平沢大堤	雄和平沢字湯壺	149.506	25
128	129	堤ヶ沢	雄和種沢字堤ヶ沢	6.516	2
129	130	金ヶ崎	雄和種沢字金ヶ崎	4.754	6
130	131	平台	雄和種沢字平台	11.188	2
131	132	中ノ沢	雄和神ヶ村字中沢	13.725	13.8
132	133	関田沢	雄和平沢関田沢	12	4
133	134	武士沢第1	雄和平沢字桜屋	2	2
134	135	武士沢第2	雄和平沢字桜屋	0.675	2
135	136	臼ヶ沢	雄和平尾鳥字臼ヶ沢	8	7
136	137	西ノ沢	雄和平尾鳥字西ノ沢	3.266	2
137	138	苗代沢	雄和碓田字宮ノ前	3	2
138	139	湯野沢第2堤	雄和下黒瀬字湯野沢	1.6	12
139	140	湯野沢第3堤	雄和下黒瀬字湯野沢	3.8	3
140	141	御前堤	雄和石田字前田	3.8	2
141	142	西ノ沢第3堤	雄和繫字西ノ沢	3	25
142	143	寺沢第1	雄和新波字山崎	145	50
143	144	石堤	雄和石田字山田	4	10
144	145	西ノ沢(追加)	雄和萱ヶ沢字西ノ沢	20	25
145	146	元開第3	雄和石田字山田	0	0
146	147	赤沼3号溜池	広面字推子	1	0
147	148	雲崎2号溜池	浜田字館ノ丸	0.5	0
148	149	雲崎3号溜池	浜田字館ノ丸	1.35	0
149	150	雲崎4号ため池	浜田字神坂	0.8	0
150	151	堂合3号ため池	新屋比内町	5.1	0
151	152	橋堤	浜田字館ノ丸	2	0.8
152	153	松崎ため池	下北手松崎字大沢田	1	0
計	152箇所			11,717	4,670

第 15 災害危険地域の災害予防に関する資料

資料 15-1 秋田市災害危険区域に関する条例

平成 16 年 11 月 15 日条例第 110 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項の規定による災害危険区域の指定および同条第 2 項の規定による建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めることとする。

(災害危険区域)

第 2 条 法第 39 条第 1 項の規定により災害危険区域として指定する区域は、出水、土石流その他の災害による危険が特に著しい区域として、別表に掲げる区域内で市長が指定する区域とする。

2 市長は、前項の規定により災害危険区域を指定したときは、その区域を告示するものとする。その指定した区域を変更し、又はその指定を解除したときも、同様とする。

(建築の制限)

第 3 条 前条の規定により指定された災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）においては、住居の用に供する建築物（以下「住居用建築物」という。）は、建築してはならない。ただし、別表第 2 号に掲げる区域に係る災害危険区域において、住居用建築物のうち次の各号のいずれかに該当するものとして市長が認定したものについては、この限りでない。

(1) 当該住居用建築物の地盤面の高さが、災害危険基準高（別表に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表に定める高さの基準をいう。以下同じ。）以上である住居用建築物

(2) 法第 2 条第 5 号に規定する主要構造部（屋根および階段を除く。）が鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の住居用建築物であって、災害危険基準高以下の部分に居室を有しないもの

(認定の申請)

第 4 条 前条ただし書の規定による認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 1 月 11 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日条例第 29 号）

1 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

2 改正後の秋田市災害危険区域に関する条例（以下「新条例」という。）第 2 条の規定による災害危険区域の指定の際当該災害危険区域に現に存する住居の用に供する建築物又は現に建築の工事中の住居の用に供する建築物（以下「既存住居用建築物等」

という。)については、新条例第3条および第4条の規定は、適用しない。ただし、新条例第2条の規定による災害危険区域の指定後に増築、改築又は移転の工事に着手した既存住居用建築物等(当該増築、改築又は移転に係る部分に限る。)については、この限りでない。

附 則 (令和4年6月27日条例第23号)

- 1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。
- 2 改正後の秋田市災害危険区域に関する条例(以下「新条例」という。)第2条の規定による災害危険区域の指定の際当該災害危険区域に現に存する住居の用に供する建築物又は現に建築の工事中の住居の用に供する建築物(以下「既存住居用建築物等」という。)については、新条例第3条および第4条の規定は、適用しない。ただし、新条例第2条の規定による災害危険区域の指定後に増築、改築又は移転の工事に着手した既存住居用建築物等(当該増築、改築又は移転に係る部分に限る。)については、この限りでない。

別表(第2条、第3条関係)

	区 域		高さの基準
(1)	河辺地区	秋田市河辺神内字振作	
(2)	雄和地区	秋田市雄和向野字前開、字源藤太郎、字築土手、字下夕野、字大川端、字鯨沢、字中野、字上野および字向野	河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2条第7号に規定する計画高水位に0.6メートルを加えた高さ
		秋田市雄和左手子字白川袋、字岩城沢、字板沢、字碓および字左手子	
		秋田市雄和女米木字山崎、字六百刈、字水里および字女米木	
		秋田市雄和戸賀沢字御江田、字金山沢、字五石前、字九巻および字戸賀沢	
		秋田市雄和相川字高清水、字下野、字銅屋、字新聞、字松山下、字源八沢、字大管場、字新開、字高野、字井戸ノ下および字相川	標高13.2メートル
		秋田市雄和種沢字小向野、字沼田、字岩瀬、字山王堂、字中村、字太子前、字稲荷前および字金崎	

第 16 雪害予防に関する資料

資料 16－1 雪害対策要領

1 目 的

この要領は、積雪および融雪期における消防業務の障害を克服するため、情報の収集および広報活動の徹底を図り、適切な事前対策の樹立と災害発生に際し、迅速、適確な部隊の運用を行い、安全な市民生活の確保と被害の極限防止に当たることを目的とする。

2 組 織

別紙 1

3 予防対策

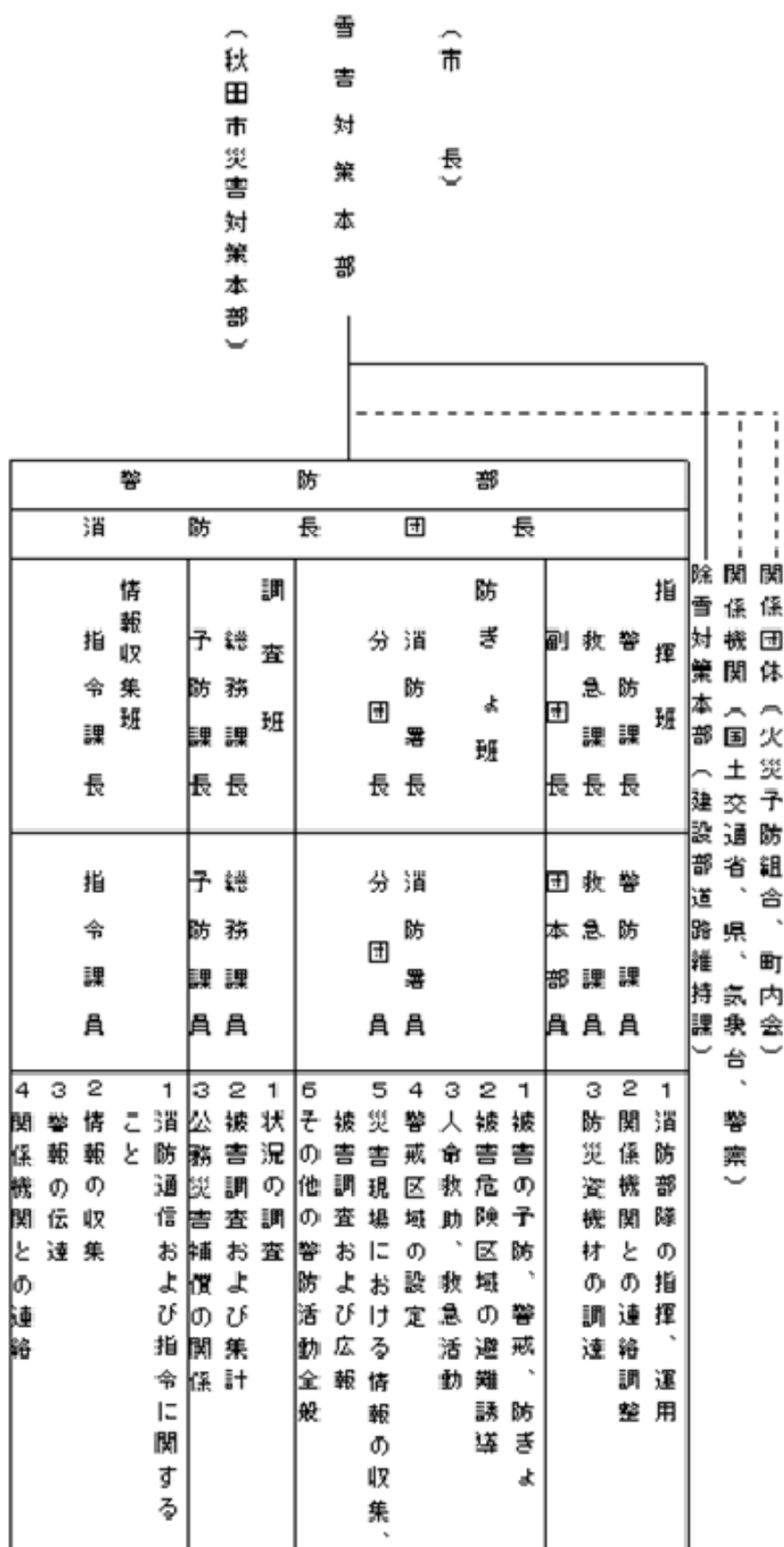
- (1) 消防署および各分団は、管轄区域内の積雪（融雪）状況を随時パトロールを行って把握し、消防車両の進入不能個所が生じた場合は、速やかに消防本部（以下「本部」という。）に報告するとともに署員、団員に徹底を図り、警防ならびに救急活動上の対策を樹立すること。

本部においては、災害対策本部または除雪対策本部や関係機関と密接な連絡をとり、障害の排除に当たるものとする。

- (2) 消防車両等の進入不能な地域については、小型動力ポンプおよび諸資器材の積載用そり、救急搬送用スノーボート等を活用し対処すること。
- (3) 随時管轄区域内を巡回し、消防水利施設の確保と車庫、器具置場の除排雪に当たること。
- (4) 立入検査を強化し、火災発生危険の排除に努めるとともに、関係団体に広く協力を呼びかけ、地域ぐるみの火災予防の徹底を図ること。
- (5) 広報、宣伝活動を活発に行い、火災ならびに雪害の未然防止の浸透を図ること。
- (6) 積雪深 70 センチメートル以上となったとき、または融雪等のため、なだれ、がけ崩れ、家屋浸水等の被害が予想される場合は、パトロール隊を編成して巡回を行う。危険建物の除排雪や避難対策の徹底に努めるとともに、なだれ、がけ崩れ、地すべり等危険地域（第 12 災害危険箇所に関する資料を参照）に浸水のおそれがある地域の重点的監視と被害の防除に当たること。

4 災害防ぎょ対策

- (1) 災害発生時は、「秋田市消防警防規程」第 8 条に基づき出動するものとする。
- (2) 雪害、あるいは、水害発生を受信した場合は、速やかに担当の署所から 1 隊を出動させ、災害状況を逐次本部へ報告するとともに状況により所要の部隊および地域分団が出動し活動に当たるものとする。
- (3) 本部においては、現場からの情報を的確に掌握し、対策本部および関係機関と連絡調整を行ない、災害に対処するものとする。



第 17 危険物関係等に関する資料

資料 17-1 石油類

危険物の貯蔵・取扱量

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

事業所名		危険物					
		石 油			石油以外の第4類危険物		
		貯蔵量 (KL)	取扱量 (KL)	計 (KL)	貯蔵量 (KL)	取扱量 (KL)	計 (KL)
(株) 昭友秋田共同油槽所	第1種	20,490	1,800	22,290			
出光興産(株)秋田油槽所	第1種	19,990	5,800	25,790			
東北電力(株)秋田火力発電所	第1種	101,570	54,062	155,632			
ENEOS(株)秋田油槽所	第1種	70,552	4,270	74,822			
東西オイルターミナル(株)秋田油槽所	第1種	8,835	9,340	18,175			
秋田製錬(株)飯島製錬所	第2種	300	76	376		57	57
秋田ジンクリサイクリング株式会社	その他		365	365			
船川臨港運送(株)秋田支社	その他	30		30			
合計	第1種	221,437	75,272	296,709			
	第2種	300	76	376		57	57
	その他	30	365	395			

資料 17-2 高圧ガス

(1) 一般高圧ガス第一種製造事業所

(令和5年12月末現在)

番号	事業所名	電話番号	所在地	ガス種	貯蔵最大数量	貯蔵目的
1	(株) 東北フジクラ	018-825-1123	御所野湯本5-1-2	フルオロ カーボン	0.6t	電子部品製造
2	(株) フジクラプリント サーキット	018-826-1111	御所野湯本5-1-2	窒素	14.6t	電子部品製 造
3	コスモ工機 (株) 秋田工場	018-879-3111	下浜羽川字五郎池 126-2	炭酸ガス 酸素	4.7t 2.9t	溶接、溶断
4	(株) ヨウコー御所野事業 所	018-839-7667	御所野湯本2-1-11	酸素 窒素	ローリー1台 ローリー1台	チャージ
5	(株) 相場商店ガスセン ター	018-845-1919	飯島字砂田26-7	窒素	12.2t, 14.6t	炉の雰囲気 ガス
6	(株) 東北機械製作所マ テックス事業部	018-862-5271	川尻若葉町6-1	酸素 炭酸ガス	20.5t 4.7t	酸素吹精、 溶断、溶接
7	(株) 東北機械製作所茨島 工場	018-862-5541	茨島1-2-3	酸素 炭酸ガス	2.9t 4.6t	酸素吹精、 溶断、溶接
8	幸栄運輸 (株) 秋田営業 所	018-845-6854	飯島字砂田26-7	酸素 窒素	ローリー3台 ローリー7台	チャージ
9	航空自衛隊秋田分屯地秋田 救難隊	018-886-3320	雄和町椿川字山籠 23-26	空気 窒素 ヘリウム	—	移動式圧縮機 (ボンベ充填)
10	秋田大学医学部附属病院	018-834-1111	広面字蓮沼44-2	酸素	10t	医療用
11	秋酸工業 (株) 秋田工場	018-846-5360	飯島字砂田26-7	酸素 窒素 アルゴン 炭酸ガス	19.9t 14.5t 12.2t 13.9t	充填販売
12	秋田液酸工業 (株)	018-846-5027	飯島字古道下川端 217-9 (秋田製錬(株)飯島製錬 構内)	酸素 窒素 アルゴン 水素	217.3t 407t 21t 5m ²	充填販売
13	秋田製錬 (株) 飯島製錬 所	018-846-1121	飯島字古道下川端 217-9	亜硫ガス アンモニア 窒素	239t 22t 12.1t	鉱石製錬残 渣処理
14	千代田興業 (株) 第二工 場	018-864-6200	川尻町大川反170-49	酸素 炭酸ガス	2.6t 9.3t	溶接、溶断
15	東横化学 (株) 秋田ガスセ ンター	018-839-7900	御所野下堤3-1-1	窒素 酸素 アルゴン	118t 5t 6t	液晶基盤製造
16	日本新金属(株)秋田工場	018-865-7204	茨島3-1-18	炭酸ガス	9t	酸化防止
17	日本精機 (株)	018-863-1631	川尻町大川反170-28	空気	—	移動式圧縮機
18	日本製紙 (株) 秋田工場	018-896-7700	向浜2-1-1	酸素	41t	リニング除去
19	片倉コープアグリ (株) 東北支店秋田工場	018-864-6001	茨島3-1-6	アンモニア	30t×2	化学肥料の製 造
20	陸上自衛隊秋田駐屯地第 21普通科連隊	018-845-0125	寺内将軍野1	空気	—	移動式圧縮機 (ボンベ充填)

(2) 高圧ガス第一種貯蔵所

(令和5年12月末現在)

番号	事業所名	所在地	貯蔵ガス種	貯蔵区分	貯蔵量
1	東横化学(株) 秋田ガスセンターNo. 1	御所野下堤3-1-1	窒素・アルゴン ヘリウム・炭酸ガス 酸素・水素・アンモニア メタン・塩化水素 ネオン・アセチレン その他混合ガス	容器	2,492m ³
2	東北電力(株) 秋田火力発電所	飯島字古道下川端 217-6	アンモニア	貯槽	16.6t
3	医療法人明和会中通総合病院	南通みその町3-15	液化酸素 笑気ガス 酸素ガス 窒素ガス	貯槽、容器	20.5t 0.06t 167m ³ 57.5m ³
4	アルフレッサファインケミカル(株)秋田工場還元棟	向浜1-10-1	水素 窒素	ローダー カードル 容器	4,801.3m ³
5	コスモ工機(株)秋田工場	下浜羽川字五郎池 126-2	LPG	貯槽	15t
6	(株)北都銀行北都銀行事務センター	旭北錦町2-1	液化炭酸ガス	容器	4,800m ³
7	太平熔材(株) 秋田営業所 ガスセンター容器置場	土崎港 相染町字浜ナシ山 6-25	LPG・水素・窒素 アルゴン・ヘリウム フロン・アセチレン 亜酸化窒素・アンモニア 酸化エチレン 亜硫酸ガス	カードル 容器	2,650m ³
8	太平熔材(株) 秋田営業所容器置場	土崎港 相染町字浜ナシ山 6-25	LPG・アセチレンガス 水素・メタン・空気 酸素・窒素・二酸化炭素 アルゴン・ヘリウム フロン・アンモニア 一酸化炭素 その他混合ガス	容器	2,494m ³
9	秋田赤十字病院	上北手猿田字苗代沢 222-1	液化酸素・酸素ガス 窒素ガス・液化炭素ガス 液化亜酸化窒素	貯槽、容器	1,540.8m ³
10	JA秋田厚生連秋田厚生医療センター	飯島字西袋1-1-1	液化酸素・酸素ガス 窒素ガス 液化亜酸化窒素	貯槽、容器	1,228m ³
11	(株)相場商店 ガスセンター第1貯蔵所	飯島字砂田26-7	LPG・ヘリウム・窒素 アルゴン・フロン アセチレン・酸素窒素カ ードル 水素・亜酸化窒素 塩素・アンモニア等	容器	15,287m ³
12	医療法人惇慧会外旭川病院	外旭川字三後田142	液化酸素・酸素ガス 液化亜酸化窒素	貯槽、容器	10t 56m ³

番号	事業所名	所在地	貯蔵ガス種	貯蔵区分	貯蔵量
13	(株) エネックス東北支店秋田営業所	寺内字大小路207-6	液化天然ガス	コンテナ	23.2t
14	秋田市立総合病院	川元松丘町4-30	液化酸素 酸素ガス 窒素ガス	貯槽、容器	996m ³ 196m ³ 63m ³
15	(株) ヨウコー御所野事業所	御所野湯本2-1-11	LPG	ローリー	24.6t

資料 17-3 都市ガス

(令和5年3月末現在)

番号	事業所名	所在地	電話番号	供給区域	供給戸数(戸)	普及率(%)
1	東部瓦斯(株) 秋田支社	檜山川口境1-1	018-832-6595	秋田市	82,988	66.9

資料 17-4 LPGガス

(1) 一般高圧ガス・LPG兼用第一種製造所

(令和5年12月末現在)

番号	製造所名	電話番号	所在地	ガス種	貯蔵能力(t)	製造目的
1	太平熔材(株)秋田営業所	018-845-9731	土崎港相染町字浜ノ山6-25	酸素 窒素 アルゴン 炭酸ガス LPG	10.1 10.0 12.5 14.0 30.0	充填販売

(2) LPG第一種製造所、オートスタンド専用

(令和5年12月末現在)

番号	製造所名	電話番号	所在地	貯蔵能力(t)	製造目的
1	秋田ハイタク事業協同組合 MGセンター	018-862-7426	寺内蛭根一丁目15-34	20×1	オート

(3) LPG第一種製造所、消費プラント

(令和5年12月末現在)

番号	製造所名	電話番号	所在地	貯蔵能力(t)	製造目的
1	(株) たけや製パン	018-864-3117	川尻町字大川反233-60	10×1	消費

(4) L P G第一種製造所、充填所・輸送事業所

(令和5年12月末現在)

番号	製造所名	電話番号	所在地	貯蔵能力(t)	製造目的
1	タプロス(株) 秋田充てん所	018-845-6174	寺内字神屋敷295-48	20×2	充填
2	マルハ産業(株) 秋田営業所	018-845-2135	寺内字大小路207-6	30×1	充填
3	(株) ホームエネルギー東北 秋田センター	018-847-0345	寺内字後城322-2	20×2 3.5×1台	充填 移動式
4	東部液化石油(株) 秋田工場	018-882-3556	河辺戸島字七曲台120-4	20×2	充填
5	NXエネルギー東北(株) 秋田支店秋田ガスターミナル	018-828-4220	新屋沖田町1-1	15×2 0.6×2	充填

(5) L P G第一種製造事業所、移動式製造施設

(令和5年12月末現在)

番号	製造所名	電話番号	所在地	貯蔵能力(t)	製造目的
1	カメイ物流サービス(株) 秋田営業所	018-847-0472	寺内字神屋敷295-55	3.4×1台	移動式
2	(株) エルピージーアキタ	018-845-1141	寺内字後城322-3	2.6×1台 2.4×1台	移動式
3	太平熔材(株) 秋田営業所 バルクローリー	018-845-2101	土崎港相染町字浜ナシ山 6-25	3.7×1台 2.6×1台	移動式
4	東液サービス(株) 秋田支店	018-882-3555	河辺七曲台120-4	2.5×2台 2.4×1台 2.3×1台	移動式

(6) 特定供給設備

(令和5年12月末現在)

番号	名称	設備の所在地	ガス供給 販売事業者	販売事業者の住所	貯蔵能力
1	ふるさと村	横手市赤坂字富ヶ沢 62-46	タプロス(株)	秋田市寺内字後城322-3	17.8t×2
2	スーパーセンタートラスト	横手市雄物川町字社の 前67-1	(株) 山二	秋田市中通二丁目2-32	985kg×2
3	地域密着型介護老人 福祉施設 ClubCity	大館市釈迦内字 獅子ヶ森 1-32	(株) 相場商店 (大館営業所)	秋田市檜山登町1-20	973kg×2
4	東部瓦斯(株) 秋田支社仁別 プロパン供給所	秋田市仁別字 マンタラメ162-10	東部瓦斯(株)	東京都中央区日本橋箱崎町 7-1	20t×1
5	特別養護老人ホーム 一つ森	秋田市上北手荒巻字 鳥越	太平熔材(株)	秋田市土崎港相染町 浜ナシ山6-25	2.8t×1

資料 17-5 毒物・劇物

(1) 製造業

(令和5年12月現在)

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	秋田製錬(株) 飯島製錬所	秋田市飯島字古道下川端217-9	018-846-8202
2	三菱マテリアル電子化成(株)	秋田市茨島3-1-6	018-864-6011
3	片倉コープアグリ(株)	秋田市茨島3-1-6	018-864-6004
4	秋田十條化成(株)	秋田市新屋島木町1-1	018-828-3318
5	秋田住友ベーク(株)	秋田市土崎港相染町字中島下27-4	018-845-1181
6	第一物産(株) 秋田支店	秋田市新屋島木町1-117	018-828-0071

(2) 業務上取扱者

(令和5年12月現在)

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	太平化成工業(株)	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山6-1	018-845-0442
2	太平化成工業(株) 飯島工場	秋田市土崎港相染町字沖谷地173-1	018-845-9707

※ 運送業者を除く

資料 17-6 火薬類

(1) 製造所

(令和5年12月末現在)

番号	事業所名 事業所所在地	火 薬 庫				工 場	
		所 在 地	棟数	種 類	取扱量	所 在 地	備 考
1	(株)須藤火工 土崎港中央5-2-16	飯島字砂田33-2	3	煙火等	4,000kg	同左	危険工室 5 日乾場 1

(2) 1級、3級火薬庫

(令和5年12月末現在)

番号	火薬庫所有者	事務所所在地	区分	火薬庫		火薬庫所在地
				種別	棟数	
1	秋田県警察本部	山王4-1-5	その他	3級	1	新屋勝平台9-2

(3) 火薬類販売店所有・占有火薬庫

(令和5年12月末現在)

番号	火薬庫所有者	事務所所在地	区分	火薬庫		火薬庫所在地
				種別	棟数	
1	(株)三田商店秋田支店	大町3-3-11	販売	地上1級	2	山内字増沢12-3
2	秋田銃砲火薬(有)	八橋新川向7-29	販売	実包	1	由利本荘市岩城道川字中沢61-7

第 18 文化財に関する資料

資料 18-1 国、県、市指定文化財一覧表

国指定文化財一覧

No.	種 別	指定年月日	名 称	員 数	所 在 地	所有者又は管理者
1	建造物	昭40. 5. 29	旧奈良家住宅	1 棟	金足小泉字上前8	秋田県
2	"	" 48. 2. 23	嵯峨家住宅	2 "	太平	個人
3	"	平元. 5. 19	旧黒澤家住宅	5 "	櫛山字石塚谷地297-99	秋田市
4	"	" 2. 3. 19	天徳寺	4 "	泉三嶽根10-1	天徳寺
5	"	" 2. 3. 19	佐竹家霊屋	1 "	泉	個人
6	"	" 5. 8. 17	藤倉水源地水道施設	1 構	山内字上台、大畑	秋田市
7	"	" 6. 12. 27	旧秋田銀行本店本館	1 棟	大町三丁目3-21	秋田市
8	"	" 18. 12. 19	三浦家住宅 主屋	8 "	金足黒川字黒川178	秋田レガシー株式会社
1	彫刻	昭48. 6. 6	銅造 阿弥陀如来坐像	1 軀	八橋本町六丁目5-30	全良寺
1	書跡	昭34. 6. 27	紙本墨書 因幡権守重隆家歌合(巻頭)	1 幅	中通	個人
1	考古資料	昭53. 6. 15	人面付環状注口土器	1 口	金足嶋崎字後山52秋田県立博物館	秋田県
2	"	" 63. 6. 6	磨製石斧	4 箇	"	"
1	歴史資料	平 3. 6. 21	菅江真澄遊覧記	77冊12帖	金足嶋崎字後山52秋田県立博物館(寄託)	個人
1	有形民俗	昭39. 5. 29	大沼の箱形くりぶね(きつつ)	1 隻	下北手桜字守沢46-1雪国民俗資料館	ノースアジア大学
2	"	" 41. 6. 11	作業用覆面コレクション	59点	"	"
1	無形民俗	昭55. 1. 28	秋田の竿燈			秋田市竿燈会
2	"	平 9. 12. 15	土崎神明社祭の曳山行事			土崎神明社奉賛会
3	"	" 21. 3. 11	秋田のイタヤ箕製作技術		太平黒沢	イタヤ箕製作技術保存会
1	史跡	昭 9. 5. 1	平田篤胤墓		手形字大沢21-1	秋田市
2	"	" 14. 9. 7	秋田城跡		寺内地内ほか	"
3	"	平 8. 11. 6	地藏田遺跡		御所野地藏田三丁目1-18ほか	"
1	名勝	平19. 2. 6	旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園		旭川南町86-1ほか	秋田市、個人
1	天然記念物	昭13. 4. 9	筑紫森岩脈		河辺三内字柳台	秋田市

県指定文化財一覧

No.	種 別	指定年月日	名 称	員 数	所 在 地	所有者又は管理者
1	建造物	昭28. 10. 5	彌高神社	2 棟	千秋公園1-16	彌高神社
2	"	" 61. 3. 25	日吉八幡神社	4 棟12基	八橋本町一丁目4-1	日吉八幡神社
3	"	平29. 3. 24	旧松倉家住宅	3 棟	旭南二丁目7番29号	秋田市

No.	種 別	指定年月日	名 称	員 数	所 在 地	所有者又は管理者
1	絵画	昭28. 3. 10	十六羅漢像	16幅	泉三嶽根10-1	天徳寺
2	"	" 29. 3. 7	紙本着色 秋田風俗絵巻	1巻	金足嶋崎後山52 秋田県立博物館	秋田県
3	"	" 46. 4. 20	紙本墨画 寒山拾得	対幅	旭北寺町4-50	大悲寺
4	"	" 46. 12. 18	絹本着色 十六善神	1幅	"	"
5	"	平14. 3. 19	釈迦三尊像図	1 "	旭北栄町7-42	當福寺
6	"	" 25. 3. 22	佐竹曙山 写生帖	3冊	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市
7	"	" 27. 3. 20	佐竹曙山筆湖山風景図	1 "	"	"
8	"	"	佐竹曙山筆竹に文鳥図	1 "	"	"
9	"	"	佐竹曙山筆燕子花にナイフ図	1 "	"	"
10	"	"	佐竹曙山筆紅蓮図	1 "	"	"
11	"	"	小田野直武筆笛に白兔図	1 "	"	"
12	"	"	小田野直武筆児童愛犬図	1 "	"	"
1	彫刻	昭27. 11. 1	木造 聖徳太子立像	1 軀	豊岩豊巻字内縄尻124	豊平神社
2	"	"	木造 大日如来坐像	1 "	泉三嶽根1-48	泉福院
3	"	"	木造 愛染明王坐像	1 "	上新城道川字愛染55-2	道川神社
4	"	"	木造 金剛夜叉明王坐像	1 "	"	"
5	"	"	木造 不動明王立像	1 "	"	"
6	"	"	木造 毘沙門天立像	1 "	"	"
7	"	" 30. 1. 24	木造 聖観音	1 "	旭北寺町4-39	歓喜寺
8	"	" 32. 2. 14	銅造 阿彌陀如来立像	1 "	保戸野鉄砲町3-50	来迎寺
9	"	" 34. 1. 7	銅造 十一面観音立像	1 "	旭北寺町4-50	大悲寺
10	"	" 46. 1. 9	木造 十一面観音菩薩立像	1 "	"	"
1	工芸品	昭27. 11. 1	涅槃図	1幅	寺内神屋敷11-6	西来院
2	"	"	梵鐘	1口	旭北栄町7-34	西善寺
3	"	" 30. 1. 24	上絵牡丹文秋田万古急須	1	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市
4	"	" 31. 5. 21	道三作 上絵五彩水注	1	旭北	個人
5	"	"	長康亭道三作 染付壺	1	檜山	"
6	"	"	緑園作 秋田万古蓮急須	1	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市
7	"	"	緑園作 秋田万古緑釉蓮湯ざまし	1	"	"
8	"	" 38. 2. 5	鐺 壇溪図	1 枚	金足嶋崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県
9	"	"	刀 銘天野河内助藤原高真花押	1口	牛島東	個人
10	"	"	刀 銘出羽秋田住正忠造	1口	泉	"
11	"	"	刀 銘出羽住忠秀刻印	1口	金足嶋崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県
12	"	" 39. 4. 16	赤銅金象眼鐺 蔵透之図 銘出羽秋田住正阿弥重恒	1 枚	千秋公園1-4 佐竹史料館	秋田市
13	"	" 41. 3. 22	刀 無銘 伝長光	1口	牛島東	個人
14	"	"	刀 無銘 伝志津	1 "	土崎港南	"
15	"	" 43. 3. 19	鐺銘出羽秋田住正阿弥伝兵衛	1 枚	南通	"
16	"	" 44. 8. 9	太刀 銘備州長船兼光	1口	將軍野南	"
17	"	"	短刀 銘天野藤原高真作 元治元年吉日	1 "	金足嶋崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県
18	"	" 46. 1. 9	初期伊万里 草花文花瓶	1	旭北寺町4-50	大悲寺
19	"	" 48. 6. 16	刀銘天野河内助藤原高真 慶応二丙寅八月吉日応三森光茂番作之	1口	金足嶋崎52 秋田県立博物館	秋田県
20	"	" 50. 4. 10	馬具	一括	河辺松洲	個人
21	"	" 53. 2. 14	魚藻文沈金手箱	1 合	金足嶋崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県
22	"	平 3. 3. 19	鐺 あやめ園透彫銘出羽秋田住正阿弥二代作享保十八年三月日	1 枚	"	"
23	"	" 4. 4. 10	刀銘羽州住兼廣作 安政四年三月吉日	1口	"	"
24	"	" 11. 3. 12	秋田家資料 (刀剣類ほか)	一括	"	"
25	"	" 30. 3. 16	白韋威十二間阿古陀形筋兜	一頭	千秋公園1-4 佐竹史料館	秋田市
1	書跡	昭39. 11. 17	平田篤胤竹画賛	1幅	金足嶋崎52 秋田県立博物館	秋田県
2	"	"	平田篤胤書簡	1巻	"	"
3	"	"	平田篤胤和魂漢才	1幅	"	"
4	"	" 46. 7. 17	即非の書	1幅	旭北寺町4-50	大悲寺
5	"	"	亀年禅師書字号	1 "	"	"
6	"	" 60. 3. 15	季吟・桂葉両吟百韻	1巻	金足嶋崎52 秋田県立博物館	秋田県
7	"	平 7. 3. 17	国典類抄	471冊	山王新町14-31 秋田県公文書館	"
8	"	" 15. 3. 25	羽陽秋北水土録	11 "	"	"
9	"	" 23. 3. 22	御曹子島渡り	1巻	山王新町14-31 秋田県立図書館	"
10	"	" 26. 3. 25	根本通明文庫	冊子本 2,530冊 折本15帖	山王新町14-31 秋田県立図書館	"

No.	種 別	指定年月日	名 称	員 数	所 在 地	所有者又は管理者
11	書跡	平30. 3. 16	手柄岡持(朋誠堂喜三二) 自筆作品 並びに関係資料	22点	秋田県立公文書館(3点) 秋田県立図書館(15点) 秋田県立博物館(1点) 大館市立栗盛記念図書館(3点)	秋田市、大館市
12		令 3. 3. 12	五明文庫(吉川五明稿本類並びに関係資料、吉川家伝来)	232点 附44点	千秋明徳町4-4 中央図書館明徳館 (寄託)	個人
13		" 4. 3. 29	吉川五明稿本類並びに関係資料(秋田県所蔵)	22点 附3点	秋田県立図書館、(21点附3点) 秋田県公文書館(1点)	秋田県
1	古文書	昭27. 11. 1	出羽一國御絵図	1 幅	山王新町14-31 秋田県公文書館	秋田県
2	"	" 41. 3. 22	政景日記	24冊	"	"
3	"	" 42. 9. 26	佐竹北家日記	765冊	"	"
4	"	平19. 3. 20	日本六十余州国々切絵図	69枚	"	"
5	"	" 25. 3. 22	秋田藩家蔵文書	61冊	"	"
6	"	令 2. 3. 13	岡本元朝日記	64冊	"	"
7	"	" 6. 3. 22	土崎神明社棟札類	31点	土崎港中央三丁目9-37	"
1	考古資料	昭27. 11. 1	須恵式陶壺	1 個	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市
2	"	" 57. 1. 12	勾玉及び玉類(枯草坂古墳出土)	52点	金足嶋崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県
3	"	"	鉢形土器(沢田遺跡出土)	1 "	"	"
4	"	" 58. 2. 12	穀丁遺跡出土品(青磁碗他)	一括	"	"
5	"	" 60. 3. 15	古鏡(武藤一郎コレクション)	33面	豊岩豊巻字杉ノ下	個人
6	"	" 63. 3. 15	秋田城跡SE406井戸跡出土品	一括	寺内焼山9-6 秋田城跡調査事務所	秋田市
7	"	平16. 3. 19	地藏田遺跡出土品	"	雄和妙法字上大部48-1 埋蔵文化財収蔵施設	"
8	"	" 17. 3. 22	戸平川遺跡出土品	21点	金足嶋崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県
9	"	" 18. 3. 20	洲崎遺跡出土土人魚木簡	1 "	"	"
10	"	" 22. 3. 12	秋田城跡出土と同開珎銀銭	1 枚	寺内焼山9-6 秋田城跡調査事務所	秋田市
11	"	"	大湯環状列石出土品	7 点	金足嶋崎字後山52 秋田県立博物館	鹿角市
12	"	" 23. 3. 22	中杉沢A遺跡出土土偶	1 "	"	秋田県
13	"	"	坂ノ上F遺跡出土土偶	1 "	雄和妙法字上大部48-1 埋蔵文化財収蔵施設	秋田市
14	"	"	虫内I遺跡出土土偶	2 "	金足嶋崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県
15	"	"	鎧田遺跡出土土偶	2 "	"	湯沢市
16	"	" 24. 3. 23	戸平川遺跡出土土面	3 "	"	秋田県
17	"	"	地方遺跡出土土面	1 "	雄和妙法字上大部48-1 埋蔵文化財収蔵施設	秋田市
18	"	" 25. 3. 22	伊勢堂岱遺跡出土品	39 "	金足嶋崎字後山52 秋田県立博物館	北秋田市
19	"	" 28. 3. 30	湯ノ沢F遺跡出土品	117 "	雄和妙法字上大部48-1 埋蔵文化財収蔵施設	秋田市
20	"	令 3. 3. 12	秋田城跡出土土鉄製小札甲	一括	寺内焼山9-6 秋田城跡歴史資料館	秋田市
1	歴史資料	昭28. 3. 10	佐竹侯累代の肖像	12幅	泉三嶽根10-1	天徳寺
2	"	" 61. 3. 25	秋田街道絵巻	3 巻	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市
3	"	" 63. 3. 15	秋田領給人町絵図	7 鋪	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田県
4	"	平元. 3. 17	久保田城下絵図	1鋪2幅	山王新町14-31 秋田県公文書館 金足嶋崎字後山52 秋田県立博物館	"
5	"	" 3. 3. 19	紙本金地着色男鹿図屏風	6曲1双	山王新町14-31 秋田県公文書館	"
6	"	"	久保田城下絵図	1鋪2幅	金足嶋崎字後山52 秋田県立博物館	"
7	"	" 16. 3. 19	検地区絵及び下絵	2 巻	山王新町14-31 秋田県公文書館	玄福寺
8	"	" 22. 3. 12	秋田県行政文書	20,748点	金足嶋崎字後山52 秋田県立博物館(寄託)	秋田県
9	"	" 24. 3. 23	藤倉神社石製狛犬	1 対	山王新町14-31 秋田県公文書館	藤倉神社
10	"	"	金刀比羅神社石製狛犬	1 "	山内字藤倉8	金刀比羅神社
11	"	" 31. 3. 15	外町屋敷間数絵図	1 幅	土崎港中央六丁目1-2	秋田県
1	無形	令 5. 3. 24	奎目金			
1	有形民俗	昭29. 3. 7	検地竿	1 口	金足嶋崎字後山52 秋田県立博物館(寄託)	個人
2	"	平 4. 4. 10	県内木造船資料	13点	金足嶋崎字後山52 秋田県立博物館	秋田県
3	"	" 5. 4. 9	秋田柚子造材之画	1 "	"	"
4	"	" 29. 3. 24	山谷番楽面	15面	太平	個人
1	無形民俗	昭49. 10. 12	秋田万歳			個人
2	"	平20. 3. 21	太平と角館のイタヤ細工製作技術		太平黒沢地区	太平箕工藝組合

No.	種 別	指定年月日	名 称	員 数	所 在 地	所有者又は管理者
1	史跡	昭27. 11. 1	如斯亭		旭川南町86-11ほか	秋田市、個人
2	"	" 28. 10. 5	上代竊跡		上新城地内 下新城地内	個人
3	"	" 30. 1. 24	万固山天徳寺		泉三嶽根10-1	天徳寺
4	"	平11. 3. 12	豊島館跡		河辺戸島字戸島館 北野田高屋字薬師沢 寺内	秋田市 融和会
5	"	" 26. 3. 25	菅江真澄墓		大小路137	秋田市
1	天然記念物	昭62. 3. 17	女湯湿原植物群落		金足小泉字女湯1	秋田県

市指定文化財一覧

No.	種 別	指定年月日	名 称	員 数	所 在 地	所有者又は管理者
1	建造物	昭37. 4. 9	石造り五重塔	1 基	八橋本町六丁目299	寶塔寺
2	"	" 63. 9. 6	新波神社本殿の腰組み細工基礎建築	1 式	雄和新波字樋口16	新波神社
3	"	平 2. 4. 10	御物頭御番所	1 棟	千秋公園1-7	秋田市
4	"	"	秋田聖救主教会聖堂	1 "	保戸野中町6-36	秋田聖救主教会
5	"	" 6. 3. 4	補陀寺山門	1 "	山内字田中26	補陀寺
6	"	" 9. 10. 22	旧金子家住宅	住宅1棟 土蔵1棟	大町一丁目3-31	秋田市
7	"	" 13. 3. 2	補陀寺本堂	1 棟	山内字田中26	補陀寺
8	"	" 23. 3. 3	藤倉神社宮殿	1 "	山内字藤倉8	藤倉神社
1	絵画	昭38. 2. 26	阿弥陀二十五菩薩来迎図	1 幅	保戸野鉄砲町3-50	来迎寺
2	"	" 39. 4. 3	十三仏絵	1 "	泉三嶽根10-1	天徳寺
3	"	" 40. 4. 12	来迎阿弥陀如来図	1 "	旭南一丁目5-28	誓願寺
4	"	" 43. 3. 26	聖観世音菩薩像 佐竹義和筆	1 "	泉三嶽根10-1	天徳寺
5	"	" 45. 3. 31	絹本着色 涅槃図 狩野定信筆	1 "	檜山金照町1-31	萬雄寺
6	"	"	絹本着色 涅槃図 狩野定信筆	1 "	旭南一丁目6-17	應供寺
7	"	"	紙本淡彩 寒山拾得	対幅	泉三嶽根10-1	天徳寺
8	"	" 46. 4. 4	佐竹義和筆「水墨山水」	1 幅	千秋公園1-4 佐竹史料館	秋田市
9	"	" 47. 1. 5	紙本水墨 達磨像 佐竹義敦筆	1 "	泉三嶽根10-1	天徳寺
10	"	" 47. 4. 26	佐竹義文筆「双鹿」と「鷹と鷲」	2 "	雄和相川	個人
11	"	" 48. 3. 14	武蔵野屏風	6曲1双	泉三嶽根10-1	天徳寺
12	"	"	古代物語屏風	6曲1双	"	"
13	"	" 15. 3. 18	絹本着色 花鳥図 佐々木原善筆	1 幅	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市
14	"	" 20. 3. 25	親鸞聖人絵伝	4 "	大町五丁目7-2	敬相寺
15	"	" 21. 2. 21	絹本着色 狎犬 平福百穂筆	1 "	中通二丁目3-8 千秋美術館	秋田市
16	"	" 24. 3. 1	絹本着色 岩に秋海棠と蛙図 小田野直武筆	1 "	"	"
1	彫刻	昭37. 4. 9	銅造 阿弥陀如来立像	1 軀	新屋栗田町27-8	忠専寺
2	"	"	能・狂言面	13面	太平	個人
3	"	" 38. 2. 26	木造 文殊菩薩坐像	1 軀	大町	"
4	"	" 42. 3. 30	銅造 十一面観音立像	1 "	手形字蛇野89	闍信寺
5	"	" 45. 3. 31	木造 釈迦如来座像	1 "	旭南一丁目6-17	應供寺
6	"	"	木造 阿難尊者立像	1 "	"	"
7	"	"	木造 迦葉尊者立像	1 "	"	"
8	"	" 46. 3. 17	木造 虚空蔵菩薩座像	1 "	下新城岩城字下向190	福城寺
9	"	"	木造 不動明王座像	1 "	大町四丁目5-37	普傳寺
10	"	"	木造 弘法大師座像	1 "	"	"
11	"	"	木造 弘法大師座像	1 "	川元松丘町5-16	一乗院
12	"	" 46. 4. 4	北辰妙見像	1 体	雄和新波字樋口16	新波神社
13	"	"	僧形八幡	1 "	雄和平沢字水沢99	八幡神社
14	"	" 47. 1. 5	木造 観音菩薩座像	1 軀	檜山	個人
15	"	" 50. 9. 25	新波神社の力士	8 体	雄和新波字樋口16	新波神社
16	"	"	新波神社の竜	2 "	"	"
17	"	平10. 3. 20	天徳寺仁王像	1対(2軀)	泉三嶽根10-1	天徳寺
18	"	" 16. 3. 26	不動明王三尊立像	1対(3軀)	泉三嶽根1-48	泉福信仰教会
19	"	" 31. 3. 27	木造阿弥陀如来立像	1 軀	雄和下黒瀬字野中8	正覺寺
1	工芸品	昭37. 4. 9	欽燈籠	1 個	檜山	個人
2	"	" 38. 2. 26	甲冑	1 領	千秋公園1-4 佐竹史料館	秋田市
3	"	" 39. 4. 3	駕籠乗物	各1丁	泉三嶽根10-1	天徳寺
4	"	"	調度文房具	1 式	"	"
5	"	" 42. 3. 30	平造短刀 銘佐竹源義富作	1 口	土崎港東	個人
6	"	" 45. 3. 31	経机	1 脚	旭南一丁目6-17	應供寺
7	"	"	黒塗紺糸絨具足	1 領	千秋公園1-4 佐竹史料館	秋田市
8	"	"	人色皮包仏胴黒糸絨具足	1 "	"	"
9	"	"	金象嵌歌入之御筒	1 挺	"	"
10	"	" 46. 3. 17	木地鳳之鞍 銀象眼花菱内鉄菊水之鍔	1 通	"	"
11	"	"	青貝猿猴等絵鞍・鍔	1 "	"	"

No.	種 別	指定年月日	名 称	員 数	所 在 地	所有者又は管理者
12	工 芸	昭46. 3. 17	黒塗草花金物付鞍 黒塗無地片笑鏡	1通	千秋公園1-4 佐竹史料館	秋田市
13	"	"	黒塗放駒蒔絵鞍	1背	"	"
14	"	" 47. 1. 5	染付土風炉 道三作	1基	檜山	個人
15	"	平 3. 7. 18	紫糸素懸緋黒羅紗包二枚胴具足	1領	千秋公園1-4 佐竹史料館(寄託)	"
16	"	"	本小札紺糸緋二枚胴具足	1 "	千秋公園1-4 佐竹史料館	秋田市
17	"	" 6. 3. 4	紫糸素懸緋五枚胴具足	1 "	千秋公園1-8	八幡秋田神社
18	"	" 7. 2. 27	伊予札黒韋素懸緋二枚胴具足	1 "	"	"
19	"	" 15. 3. 8	石造宮殿	1基	土崎港中央六丁目1-38	實城院
20	"	" 23. 3. 3	黒漆塗本小札萌黄糸威肩白胴丸具足	1領	泉三嶽根	個人
21	"	" 31. 3. 27	桶側丸龍紋蒔絵紺糸威二枚胴具足	1 "	千秋公園1-4 佐竹史料館	秋田市
1	書 跡	昭39. 4. 3	黄檗宗隠元木庵即非三禪師法語	1幅	泉三嶽根10-1	天徳寺
2	"	"	佐竹義処写経 妙法蓮華経	8巻	"	"
3	"	" 41. 3. 30	新居の垂語	1幅	大町	個人
4	"	" 46. 4. 4	石井露月筆桐渙の俳句	4枚8句	雄和椿川	"
5	"	" 48. 3. 14	写経 紺紙金泥妙法蓮華経	8巻	泉三嶽根10-1	天徳寺
6	"	" 58. 2. 23	紙本墨書 千載集切(俊成書)	1巻	河辺岩見	個人
7	"	平 3. 7. 9	石井露月直筆草稿	7冊	雄和女米木	"
8	"	" 16. 9. 21	石井露月交友書簡	2,381点	"	"
1	古文書	昭40. 4. 12	久保田町記録	1冊	大町	個人
2	"	" 41. 3. 30	米沢町記録	123点	山王新町14-31 秋田県公文書館	秋田県
3	"	"	牛島村肝煎日記	2冊	山王一丁目1番1号	秋田市
4	"	"	湊町古絵図	1枚	"	"
5	"	"	大町三丁目丁代日記	1冊	仁井田	個人
6	"	"	鍛冶町文書	8 "	千秋明徳町4-4 中央図書館明徳館	秋田市
7	"	" 54. 10. 9	新屋肝煎文書	18 "	"	"
8	"	" 63. 9. 6	菅野家文書	2点	雄和神ヶ村	個人
9	"	" 63. 12. 1	黒印御定書	1巻	河辺三内字尻沢9-5 農林漁業資料館 山	秋田市
10	"	平元. 4. 10	川口町丁代文書	3冊	山王新町14-31 秋田県公文書館 千秋	秋田県
11	"	平21. 2. 26	黒澤家日記	148 "	公園1-4 佐竹史料館	秋田市
12	"	" 24. 3. 1	洪江和光日記	98 "	山王新町14-31 秋田県公文書館	秋田県
13	"	" 26. 3. 27	旧下淀川村武藤助左衛門家伝来文書	168点	千秋公園1-4 佐竹史料館(寄託)	個人
14	"	" 28. 3. 30	上北手嶋峨家文書	552 "	上北手	個人
15	"	" 29. 3. 27	上肴町記録	38冊	手形山	個人
16	"	令 5. 3. 28	長瀬家文書	(34点) 1,320組 (1,493点)	千秋明徳町4-4 中央図書館明徳館	秋田市
1	考古資料	昭39. 4. 3	須恵器つぼ	1個	檜山	個人
2	"	" 43. 3. 26	上新城地区出土品	46点	雄和妙法字上大部 埋蔵文化財収蔵施設	秋田市
3	"	" 44. 12. 9	須恵器(湯野目出土)	1 "	雄和下黒瀬	個人
4	"	"	須恵器(山崎山出土)	1 "	雄和新波字寺沢32-8 旧雄和ふるさとセンター	秋田市
5	"	"	風字二面硯	1 "	雄和新波字寺沢32-8 旧雄和ふるさとセンター(寄託)	個人
6	"	" 47. 4. 26	須恵器(長者屋敷出土)	1 "	雄和新波字寺沢32-8 旧雄和ふるさとセンター	秋田市
7	"	" 60. 3. 1	瓊宮功德水の石造八角井戸側	1組	寺内字麓山9-6 秋田城跡歴史資料館	"
8	"	" 63. 12. 1	須恵器系甕	1個	河辺三内	個人
9	"	平 8. 3. 1	水車発電機	1台	河辺三内字尻沢9-5 河辺農林漁業資料館	秋田市
10	"	" 25. 3. 27	秋田城跡出土土匱衣壺	一括	寺内字麓山9-6 秋田城跡歴史資料館	"
11	"	" 27. 3. 25	秋田城跡SG463沼地跡出土祭祀遺物	一括	寺内字麓山9-6 秋田城跡歴史資料館	"
12	"	" 29. 3. 27	秋田城跡出土戸籍関係漆紙文書 (SK1555土坑出土)	(116点) 3点	寺内字麓山9-6 秋田城跡歴史資料館	"
13	"	令 2. 3. 26	地方遺跡出土品	89 "	雄和妙法字上大部 埋蔵文化財収蔵施設	"

No.	種 別	指定年月日	名 称	員 数	所 在 地	所有者又は管理者
1	歴史資料	昭39. 4. 3	佐竹藩主夫人像	3幅	泉三嶽根10-1	天徳寺
2	"	" 42. 3. 30	佐竹義篤、佐竹義昭の書状	1 "	"	"
3	"	" 45. 3. 31	絹本着色 八幡太郎義家肖像	1 "	"	"
4	"	"	絹本着色 新羅三郎義光肖像	1 "	"	"
5	"	"	森川文庫 附余楽庵	一括	山王一丁目1番1号、新屋日吉町	秋田市
6	"	" 46. 3. 17	福城寺古過去帳	2冊	下新城岩城字下向190	福城寺
7	"	" 46. 4. 4	制札	3枚	雄和平沢	個人
8	"	" 47. 1. 5	佐竹義和の書跡	一括	泉三嶽根10-1	天徳寺
9	"	" 54. 10. 9	五明文庫	"	千秋明徳町4-4 秋田市立中央図書館(寄附)	個人
10	"	" 63. 12. 1	札山制札	1枚	河辺大沢	"
11	"	"	札山制札	1 "	河辺和田	"
12	"	平 5. 4. 15	御城下絵図	1幅	千秋公園1-4 佐竹史料館	秋田市
13	"	"	御城中略図	1 "	"	"
14	"	" 8. 3. 11	御城下絵図	1 "	"	"
15	"	" 11. 3. 12	破魔矢棟札	1対	河辺北野田高屋	個人
16	"	"	破魔矢	1本	河辺岩見	"
17	"	" 17. 3. 29	伝久保田城杉戸	4枚	泉三嶽根10-1	天徳寺
18	"	" 25. 3. 27	聲体寺亀跡碑	1基	保戸野鉄砲町3-44	聲体寺
19	"	" 30. 3. 20	土崎神社棟札	31点	土崎港中央三丁目9-37	宗教法人神明社
20	"	令 4. 3. 29	勝平神社の石造狛犬	1対	保戸野鉄砲町4-28	宗教法人勝平神社
21	"	" 6. 3. 25	勝平得之版画版木	20組	大町三丁目 赤れんが郷土館	秋田市
1	無形	平 8. 3. 11	秋田銀線細工		秋田市	秋田銀線細工技術伝承保存会
2	"	" 12. 3. 2	オエダラ箕		太平黒沢地区	太平箕工芸組合
1	有形民俗	昭47. 1. 5	紙本着色 空素沼請雨法壇莊嚴図	1幅	泉三嶽根10-1	天徳寺
2	"	" 48. 3. 14	倉稻魂神碑	1基	川尻上野町4 珍宝神社	毘沙門町町内会
3	"	平 8. 4. 24	蝦夷錦赤地牡丹紋様七条袈裟	1領	雄和下黒瀬字野中8	正覺寺
4	"	" 10. 3. 20	倉稻魂神碑	1基	檜山登町10-1	鹿嶋神社
5	"	" 11. 2. 26	筆塚	7 "	八橋本町四丁目4-3	菅原神社
6	"	" 20. 3. 25	熊野観心十界曼陀羅図	1幅	寺内神屋敷11-6	西来院
7	"	" 22. 3. 2	熊野観心十界曼陀羅図	1 "	大町五丁目7-57	寶性寺
1	無形民俗	昭42. 3. 30	黒川番楽		金足黒川	黒川番楽保存会
2	"	"	山谷番楽		太平山谷	山谷番楽保存会
3	"	" 53. 2. 17	女米木ばやし	1件	雄和女米木	女米木文芸協会
4	"	"	萱ヶ沢番楽	"	雄和萱ヶ沢	萱ヶ沢番楽保存会
5	"	" 54. 10. 9	羽川剣ばやし		下浜羽川	羽川剣ばやし保存会
6	"	平10. 6. 26	寺沢の悪魔はらい	1件	雄和芝野新田字寺沢	寺沢ヤマハグ保存会
7	"	" 14. 3. 27	川尻の鹿嶋祭		川尻地区	川尻の鹿嶋祭保存会
8	"	"	檜山の鹿嶋祭		檜山地区	鹿嶋神社総代会
9	"	" 17. 3. 29	日吉神社山王祭		新屋地区	日吉神社
10	"	" 28. 3. 30	新屋の鹿島祭		新屋地内	新屋鹿島祭保存会
11	"	令 3. 3. 26	三皇熊野神社の獅子舞行事		牛島地区	三皇熊野神社獅子舞保存会
1	史跡	昭41. 3. 30	全良寺官修墓地		八橋本町六丁目5-30	全良寺
2	"	" 43. 3. 26	栗田神社		新屋栗田町1-28	栗田神社
3	"	"	黒川ロータリー式5号井	1基	金足黒川字小草生津	中央鉱業株式会社
4	"	" 44. 10. 14	街道の松	3本	雄和相川字銅屋地内	秋田市
5	"	" 46. 4. 4	総墓	1基	雄和平沢	個人
6	"	" 54. 5. 10	大張野行在所跡		河辺大張野字道ノ下341-1	秋田市
7	"	平16. 9. 21	露月山廬書斎	一式	雄和女米木	個人
8	"	" 18. 3. 28	柳沢遺跡		手形山南町29-82、広面字柳沢29-2	秋田市
1	名勝	昭51. 12. 24	新波神社の境内	一式	雄和新波字樋口16	新波神社
2	"	平20. 3. 25	千秋公園 (久保田城跡)		千秋公園4-19ほか	秋田市、八幡神社、財務省

No.	種 別	指定年月日	名 称	員 数	所 在 地	所有者又は管理者
1	天然記念物	昭44. 10. 14	高尾神社里宮の大杉	1 本	雄和女米木字猫沢77-1	高尾神社
2	"	" 48. 3. 14	旭さし木（けやき）	1 "	寺内	個人
3	"	"	柳田のけやき	1 "	柳田字佐渡端65 火結神社境内	柳田町内会
4	"	"	川口のいちょう	1 "	川元小川町1-30	秋田市
5	"	"	八田の親杉	1 "	下浜八田字上台133	八田部落会
6	"	" 52. 12. 12	りゅうきゅうつつじ	1 "	河辺岩見	個人
7	"	"	いちい	3 "	河辺岩見	"
8	"	" 56. 2. 5	もみの木	1 "	河辺岩見	"
9	"	平 4. 4. 23	竹の花の一本杉	1 "	雄和新波字寺沢32-8	秋田市
10	"	" 14. 3. 27	白幡の森		下浜名ヶ沢字曲田地内	名ヶ沢部落会
11	"	" 27. 3. 25	待入堤の水草群落	51,735㎡	金足高岡字井内沢57	秋田市

登録有形文化財

No.	種 別	指定年月日	名 称	員 数	所 在 地	所有者又は管理者
1	建造物	平12. 9. 26	秋田公立美術工芸短期大学 実習棟一号棟	1 棟	新屋大川町12-3	公立大学法人 秋田公立美術大学
2	"	"	秋田公立美術工芸短期大学 実習棟二号棟	1 "	"	"
3	"	"	秋田公立美術工芸短期大学 実習棟三号棟	1 "	"	"
4	"	"	秋田公立美術工芸短期大学 大学開放センター工芸体験棟	1 "	"	"
5	"	"	秋田公立美術工芸短期大学 大学開放センターギャラリー棟	1 "	"	"
6	"	"	秋田公立美術工芸短期大学 大学開放センター地域交流棟	1 "	"	"
7	"	"	秋田公立美術工芸短期大学 創作工房棟	1 "	"	"
8	"	"	秋田市立新屋図書館 倉庫棟	1 "	新屋大川町12-26	秋田市
9	"	"	高砂堂店舗	1 "	保戸野	個人
10	"	"	旧大島商会店舗	1 "	大町一丁目8-2	秋田市
11	"	平15. 7. 1	秋田県ゆとり生活創造センター昭和館 (旧佐藤家住宅) 主屋	1 "	上北手荒巻字堺切24-2	秋田県
12	"	"	秋田県ゆとり生活創造センター昭和館 (旧佐藤家住宅) 土蔵	1 "	上北手荒巻字堺切24-3	"
13	"	" 16. 3. 29	里の家 (旧大宮家住宅) 主屋	1 "	雄和妙法字糠塚21	秋田市
14	"	" 16. 11. 8	新波神社拝殿	1 "	雄和新波字樋口16	新波神社
15	"	" 17. 11. 10	國萬歳酒造主屋	1 "	新屋元町23-9	秋田酒造株式会社
16	"	"	國萬歳酒造※場 (※酒へんこ元で「もと」)	1 "	"	"
17	"	"	國萬歳酒造室	1 "	"	"
18	"	"	國萬歳酒造南仕込蔵	1 "	"	"
19	"	"	國萬歳酒造北仕込蔵	1 "	"	"
20	"	"	國萬歳酒造作業場	1 "	"	"
21	"	"	國萬歳酒造洋館	1 "	"	"
22	"	" 18. 3. 2	奈良家住宅味噌蔵	1 "	金足小泉字上前8	秋田県
23	"	"	奈良家住宅文庫蔵	1 "	"	"
24	"	"	奈良家住宅座敷蔵	1 "	"	"
25	"	"	奈良家住宅新住居	1 "	"	"
26	"	"	奈良家住宅南米蔵	1 "	"	"
27	"	"	奈良家住宅北米蔵	1 "	"	"
28	"	"	奈良家住宅北野小休所	1 "	"	"
29	"	" 18. 8. 3	森九商店主屋	1 "	新屋	個人
30	"	"	森九商店仕込蔵	1 "	"	"
31	"	"	森九商店工場	1 "	"	"
32	"	" 22. 4. 28	ひろ建築工房事務所兼主屋及び土蔵 (旧高彦製麺所店舗兼主屋及び土蔵)	1 "	"	"
33	"	" 26. 4. 25	那波紙店店舗兼主屋	1 "	大町	"
34	"	"	那波紙店文庫蔵	1 "	"	"
35	"	"	那波紙店商品蔵	1 "	"	"
36	"	"	那波紙店向かい蔵	1 "	"	"
37	"	"	那波紙店五号倉庫	1 "	"	"
38	"	"	新政酒造吟醸蔵	1 "	"	"
39	"	"	新政酒造明醸蔵	1 "	"	"
40	"	"	新政酒造受醸蔵	1 "	"	"
41	"	"	新政酒造旧感恩講東初蔵及び米蔵	1 "	大町六丁目71	新政酒造株式会社
42	"	"	新政酒造旧感恩講西初蔵	1 "	"	"

登録記念物

No.	種 別	指定年月日	名 称	員 数	所 在 地	所有者又は管理者
1	動物記念物	平成20. 7. 28	田沢湖のクニマス（標本）	1 件	秋田県立博物館	秋田県

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

資料 18-2 被災した貴重な資料に関する保全（注意事項）

- 1 土砂をかぶった古文書・本・写真・アルバム・掛軸・絵図等は、土砂等を払いのければ復元可能な場合が多いので、安易に廃棄しないこと。
- 2 湿気を防げる場所か容器に保管すること。
- 3 雨や水に濡れたものは、そのまま陰干しすること。吸湿性の高い紙（キッチンペーパーなど）を挟むとよい。
本の場合は体積の5分の1以下の紙を挟み、湿ったら取り替えるとよい。
48時間以内に乾燥できない場合は、ラップでくるむか、頑丈な容器に入れ冷凍の上、凍結真空乾燥により水分を取り除く方法が有効である。ただし、古文書・絵図等については修復の専門家に相談する必要がある。
(1) 無理な水洗いをしないこと。
(2) 濡れたままでビニール袋や箱などに長時間入れないこと。
- 4 被災に乗じて訪問する古物商等には、安易に売ったり、引き取ってもらわないように注意すること。

第 19 派遣、応援に関する資料

資料 19-1 秋田県緊急消防援助隊受援計画

第 1 章 総則

(目的)

第 1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年 3 月 31 日付け消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 40 条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 代表消防機関は、秋田市消防本部とする。

2 代表消防機関代行は、次のとおりとする。

適用順序	消防機関名
1	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部
2	能代山本広域市町村圏組合消防本部

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第 1 のとおりとする。

(連絡体制)

第 3 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第 2 のとおりとする。

2 連絡方法は、原則として有線電話又は秋田県（以下「県」という。）防災情報ネットワークシステム（ファクシミリ）によるものとする。ただし、有線断絶時には消防無線（主運用波）、地域衛星ネットワーク等を活用するものとする。

第 2 章 応援等の要請

(応援等要請の手続き)

第 4 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続きは、別図第 2 のとおり行うものとする。

(知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第 5 秋田県知事（以下「知事」という。）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び秋田県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、秋田県総合防災情報システム（ファクシミリ）により速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式 1-1）

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

2 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 知事は、被災地の市町村長から応援等要請の連絡がなくとも、秋田県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して

応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。

- 4 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
- 5 知事は、被災地の市町村長から、定期的に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
- 6 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（応援等の要請のための市町村長等の連絡）

第6 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合、別図第1を参考に被災地を所管するブロック幹事消防機関及び代表消防機関と協議のうえ、緊急消防援助隊の応援等要請の判断を行うものとする。

- 2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、緊急消防援助隊の応援が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で秋田県総合防災情報システム（ファクシミリ）により速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式1－2）
- 3 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
- 4 被災地の市町村長は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式1－2）
- 5 被災地の市町村長は、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知）

第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3－2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村を指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町村を調整するものとする。

- 2 秋田県は、消防庁から要請要綱別記様式3－3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村に対して通知するものとする。

（迅速出動等適用時の対応）

第8 被災地の市町村長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が秋田県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

- (1) 最大震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- (2) 大津波警報が発令された場合
- (3) 噴火警報（居住区域）が発表された場合

- 2 知事は、要請要綱第 5 条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第 30 条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が秋田県内で発生した場合は、早期に秋田県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。
- 3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第 3 章 受援体制

（消防応援活動調整本部の設置）

- 第 9 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法 44 条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT 等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。
- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、県庁第 2 庁舎 4 階の災害対策本部室に設置するものとする。
- 3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又はその委任を受けた者）をもって充てるものとする。
- 4 調整本部の副本部長は、秋田県総務部総合防災課長及び秋田県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。
- 5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。
なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。
 - (1) 秋田県総務部総合防災課の職員
 - (2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
 - (3) 被災地を管轄する消防本部の職員
 - (4) 秋田県消防防災航空隊の職員
- 6 調整本部は、「秋田県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。
- 8 調整本部は、秋田県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被災状況、秋田県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、秋田県内応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等の関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 秋田県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 災対本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - (7) 災対本部に設置された災害医療対策本部との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 9 秋田県は、調整本部の設置に必要な資機材等を整備しておくものとする。
- 10 調整本部は、様式 1、様式 2、様式 3 及び様式 4 を活用し、運用するものとする。
- 11 調整本部長は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部長は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対し

て連絡するものとする。

- 1 3 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 1 4 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、秋田県内応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 1 5 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。

(指揮本部の設置)

- 第 1 0 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害状況(ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。)の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、秋田県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、秋田県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

(進出拠点)

- 第 1 1 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。
 - (1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第 4-1 のとおりとする。
 - (2) 水上小隊の進出拠点は、別表第 4-2 のとおりとする。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- 4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC 災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊(以下、「応援都道府県大隊等」という。)の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町村、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

(活動拠点ヘリベース)

- 第 1 2 航空隊の進出拠点ヘリベースは、別表第 5 のとおりとする。

(宿営場所)

- 第 1 3 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第 9 のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、

状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。

- 2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第14 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、秋田県内で活動する指揮支援部隊を統括し、災対本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ）に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮下で被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 6 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 N B C 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C 災害即応部隊の指揮を行うものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 11 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。
- 12 秋田県内応援隊の指揮系統は秋田県広域消防相互応援協定書に基づくこととする。

(通信運用体制)

第15 秋田県内の無線通信運用体制は、別表第3-1及び3-2のとおりとする。

- 2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第3-3のとおりである。

第5章 消防応援活動の調整等

(任務付与)

第16 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第17 知事は、災害対策本部において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配布)

第18 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸出すものとする。

2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第6のとおりとする。

3 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配布するものとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第19 ヘリコプター離着陸場は、別表第7のとおりとする。

(ドクターヘリランデブーポイント)

第20 ドクターヘリランデブーポイントは、別表第8のとおりとする。

(燃料補給場所)

第21 調整本部は、燃料の補給場所について、統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。

2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。

3 航空小隊の燃料補給場所は、秋田県緊急消防援助隊航空小隊受援計画に定める。

4 航空機燃料取扱業者は、別表第11のとおりとする。

5 水上小隊の燃料補給場所は、別表第4-2のとおりとするほか、状況に応じて調整本部が別途調整する。

(燃料調達要請)

第22 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。

(重機派遣要請)

第23 調整本部長は、建設重機等が必要と判断した場合は、災対本部に対して、災害時における応急対策業務に関する基本協定等に基づく要請を行うよう協議するものとする。

(物資等調達要請)

第24 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定締結団体に要請を行うよう協議するものとする。

(増隊要請)

第25 知事は緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

(部隊移動)

第26 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別図第3又は別図第4のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第27 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地

の市町村長に対して意見を求めるものとする。

- 2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。
- 3 知事は、被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。
- 4 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-4 により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。
- 5 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-5 により秋田県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

- 第 28 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、秋田県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
 - 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式 6-6 により指示を行うものとする。
 - 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村長に対して要請要綱別記様式 6-7 により通知するものとする。
 - 5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式 6-8 により通知するものとする。
 - 6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

- 第 29 調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第 6 章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

- 第 30 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- 2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式 4-1）。
 - 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第 7 章 その他

(情報共有)

- 第 31 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等の情報共有に努めるものとする。
- 特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(災害時の体制整備)

第32 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(都道府県の受援計画の策定)

第33 知事は、県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。
- 3 知事は、受援計画の策定又は変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、秋田県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに秋田県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

第34 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、秋田県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

(航空隊の受援計画)

第35 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項のほか、秋田県緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

(地理情報)

第36 各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

- (1) 広域地図
- (2) 住宅地図
- (3) ヘリコプター離着陸場一覧表及び位置図
- (4) 燃料補給場所一覧表及び位置図
- (5) 消防水利位置図
- (6) 物資等調達可能場所位置図
- (7) 救急搬送医療機関位置図

(訓練)

第37 秋田県は、必要に応じて、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

- 2 秋田県は、受援体制及び応援体制の強化を図るため、年に1回以上県内の消防本部と緊急消防援助隊の運用に関する会議を開催する。

附則

- 1 この計画は、平成２５年１２月２４日から施行する。
- 2 従前の秋田県緊急消防援助隊受援計画（平成１９年３月３１日制定）は廃止する。
- 3 この計画は、平成２９年４月１日から施行する。
- 4 この計画は、令和５年４月１日から施行する。

資料 19－2 職員派遣要請手続き等（職員の派遣要請事項）

1 派遣の要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

市長は、その権限に属する事務の管理および執行のため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長および知事に対し、当該市町村および県の職員の派遣を求めることができる。

2 派遣要請手続

派遣要請は文書をもって行う。

3 派遣要請の内容

- （１）派遣要請の理由
- （２）派遣要請する職員の職種別人員数
- （３）派遣を必要とする時間
- （４）派遣される職員の給与その他の勤務条件
- （５）その他職員の派遣について必要な事項

4 身分取扱い等

- （１）派遣先に分属され、派遣先の身分と併任される。
- （２）派遣される職員の分限、懲戒処分等は派遣元で行う。
- （３）給料・諸手当等は派遣元が負担し、派遣先の職務に従事したことに対する対価としての性格の強いものは派遣先で負担する。

資料 19－3 自衛隊の災害派遣要請に関する様式

		文書番号	
		年 月 日	
秋田県知事 様	秋田市	印	
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）			
このことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、次のとおり依頼します。			
1. 災害の状況および派遣要請の理由			
(1) 災害の種類			
(2) 災害発生時日時			
年 月 日 時 分			
(3) 災害発生場所			
(4) 派遣要請の事由			
2. 要請の日時			
年 月 日 時 分			
3. 派遣を希望とする期間			
年 月 日 時 分から、救出活動に必要とする時間			
4. 派遣を希望する区域および活動内容			
(1) 派遣希望区域			
(2) 派遣内容			
5. その他参考事項（判明している事項でよい）			
(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況			
(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況			
(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法			
・連絡責任者 機関名 職・氏名 電話／FAX番号			
・現地対策本部 機関名 職・氏名 電話／FAX番号			
(4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数（明らかにできる場合に記載）			
(注) 要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること。			

資料 19－4 自衛隊の撤収要請に関する様式

		文書番号
		年 月 日
秋田県知事 様	秋田市長	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）		
秋田県秋田市の捜索・救助活動に当たっていた災害派遣部隊は、		
時 分	年 月 日	
をもって撤収するようお願いします。		

第20 秋田県消防防災ヘリコプターの要請に関する資料

資料20-1 秋田県消防防災航空隊出動要請書

様式第1号（第5関係）

秋田県消防防災航空隊出動要請書

緊急直通電話

航空隊受信時間	時 分現在	F A X
1 要 請 機 関 名	☎ 発信者	
2 災 害 種 別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他	
3 要 請 内 容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者搬送 他()	
4 発 生 場 所 (発生時間) (事故概要) (目 標) (離着陸場所)	市・町・村 番地 年 月 日 午前・午後 時 分頃	
5 気 象 条 件 (現 場)	視程 m 天候 雲量 (高 m)風向 風速 m/s 気温 ℃ (警報・注意報)	
6 現 場 指 揮 者	所属・職名・氏名	
7 通 信 手 段 (現 場)	無線種別 (主運用波・統制波1・2・3) 現場指揮本部 (車)呼出名 (コールサイン)	
8 傷 病 者 等	氏 名	年 齢 歳 性 別 男・女
9 傷病名・症状		
10 傷 病 者 搬 送 (着陸場所等)	出動先 所在地 及 び 目 標 (病院名)	搬送先 所在地 及 び 目 標 (病院名)
11 要 請 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分	
12 他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無) 機 関 名 機数 機	

※ 以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン
2 到着予定時間	年 月 日 (曜日) 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 必 要 資 機 材	
※ その他の特記事項	
航空隊担当者	

資料 20-2 緊急活動速報

様式第 2 号（第 8 関係）

緊急活動速報

年 月 日現在

要請活動種別	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)偵察 (5)その他		
要 請 者			
発 生 場 所			
発 生 日 時 (要請日時)	年 月 日 () : 天候 () (年 月 日 () : 天候 ())		
事 故 概 要			
死 傷 者 等	死者（性別・年齢）	負傷者等 名	
	計 名	うち重症 名	
	行方不明 名	中等症 名	
		軽 症 名	
要 救 護 者 数 (見 込 み)	名	救助人員 名	
活 動 の 状 況			
その他参考事項			
報 告 者 氏 名		活 動 従 事 者 名	

資料 20-3 災害状況報告書

様式第3号（第8関係）

災 害 状 況 報 告 書

年 月 日

災 害 種 別		(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)偵察 (5)その他			
要 請 者					
発 生 場 所					
日 時 等	発 生 (要 請)	月 日 :	発 生 時 気 象	天 候	℃ m/s
	(月 日 :)			気 温	
	収 束	月 日 :		風 速	
				そ の 他	
				()	
災 害 の 概 要		(到着時の状況)			
		(収束時の状況・・・死傷者数、焼損程度等)			
活 動 の 概 要 (数日に亘る場合 日 毎 の 内 容)					
その他特異事項等					
報 告 者 氏 名			連 絡 先		

第 2 1 情報の伝達に関する資料

資料 2 1 - 1 サイレン信号等

災害に関する信号は次による。

区分	方法	種 別	サイレン	警 鐘	摘 要
消 防 法	火 災 信 号	近火信号	3秒 3秒 3秒 2秒 2秒	連 点	消防屯所から800m 以内のとき
		出場信号	5秒 5秒 5秒 6秒 6秒	3点	署所団出場区域内のとき
		応援信号		2点	署所団特命応援出場のとき
		報知信号		1点	出場区域外の火災を認知したとき
		鎮火信号		1点と2点との斑打	
	山 林 火 災 信 号	出場信号	10秒 10秒 2秒	3点と2点との斑打	署所団出場区域内のとき
		応援信号	同 上	同 上	署所団特命応援出場のとき
	火 災 警 報 信 号	火災警報 発令信号	30秒 30秒 6秒	1点と4点との斑打	
		火災警報 解除信号	10秒 10秒 3秒	1点 1点 2点	
		演 習 召集信号	15秒 15秒 6秒	1点と3点との斑打	消防職員、 団員の演習召集
水 防 法	水 防 信 号	避難信号	3秒 3秒 3秒 2秒 2秒	連 点	住民の避難
		出場信号	5秒 5秒 5秒 6秒 6秒	3点	本部員、消防職員、 団員、その他の従事者の 避難召集
		警戒信号	30秒 30秒 6秒	1点と4点との斑打	災害警戒

第 2 2 情報の収集および報告に関する資料

資料 2 2 - 1 被害の認定基準

分類	用語		被害程度の判定基準
人的被害	死	者	当該被害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
		災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明者		当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのもの
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊		居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
	中規模半壊		居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
	半壊		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	準半壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

分類	用語		被害程度の判定基準
住家被害	一 部 破 損		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床 上 浸 水		全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水		全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非 住 家		住家以外の建物で、災害報告取扱要領による報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物		例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他被害	田	流 失 ・ 埋 没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠 水	植付先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流 失 ・ 埋 没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠 水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学 校		学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り よ う		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾		港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防		砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	急 傾 斜 地		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する施設とする。
	地 す べ り		地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設とする。
	清 掃 施 設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通		汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被 害 船 舶		櫓、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話		通信施設の被害により、電話が不通になった回線数とする。

分類	用語	被害程度の判定基準
その他被害	水道	上水道及び簡易水道施設の被害により断水した戸数とする。
	電気	電力施設の被害により、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
	ガス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	報告上の注意	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。
被害金額	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 22 年法律第 247 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第 1 条に規定する施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。 例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	中間報告・年報等	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば海苔、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
被害世帯数	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員をいう。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ記入する。

資料 2 2 - 2 被害状況報告の様式

第 1 号様式

(災害概況即報)

受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概要	発生場所							発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟		
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟		
		不明	人	軽傷	人		一部損壊	棟	未分類	棟		
		119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況											
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(避難指示等の発令状況)

市町村名 ()

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

— 543 — 登

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

第3号様式 災害確定報告

市 町 村				区 分		被 害		
災 害 名 ・ 確定年月日	月 日 時確定			そ の 他	田	流出・埋没	ha	
						冠 水	ha	
					畑	流出・埋没	ha	
						冠 水	ha	
学 校	箇所							
	病 院	箇所						
道 路	箇所							
橋 り ょ う	箇所							
河 川	箇所							
港 湾	箇所							
砂 防	箇所							
清 掃 施 設	箇所							
鉄 道 不 通	箇所							
被 害 船 舶	隻							
水 道	戸							
電 話	回線							
電 気	戸							
ガ ス	戸							
ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所							
住 家 被 害	全 壊	棟		火 災 発 生	建 物	件		
		世帯				危 険 物	件	
		人					そ の 他	件
	半 壊	棟			り 災 世 帯 数			世帯
		世帯				り 災 者 数		人
		人					火 災 発 生	件
	一 部 破 損	棟			建 物			件
		世帯				危 険 物		件
		人					そ の 他	件
	床 上 浸 水	棟			り 災 世 帯 数			世帯
		世帯				り 災 者 数		人
		人					火 災 発 生	件
床 下 浸 水	棟		建 物	件				
	世帯			危 険 物	件			
	人				そ の 他	件		
非 住 家	公 共 建 物	棟				火 災 発 生	建 物	件
	そ の 他	棟		危 険 物				件

第 2 3 救急医療に関する資料

資料 2 3 - 1 救急告示医療機関一覧表

(令和 5 年12月 末日現在)

NO.	施 設 名	所在地 (住所)	電話番号	一般病床	救急病床
1	秋田大学医学部附属病院	広面字蓮沼44番2	018-834-1111	577	4
2	秋田県立循環器・脳脊髄センター	千秋久保田町6番10号	018-833-0115	184	20
3	市立秋田総合病院	川元松丘町4番30号	018-823-4171	333	16
4	秋田赤十字病院	上北手猿田字苗代沢 222番地1	018-829-5000	480	50
5	秋田厚生医療センター	飯島字西袋一丁目1番 1号	018-880-3000	429	30
6	中通総合病院	南通みその町 3番15号	018-833-1122	450	8

資料 2 3 - 2 病院一覧表

(令和 5 年12月末日現在)

NO.	病 院 名	所在地	電話番号	一般病床	備考
1	秋田大学医学部附属病院	広面字蓮沼44番2	018-834-1111	615	・災害拠点病院 ・DMAT指定病院
2	秋田県立循環器・脳脊髄センター	千秋久保田町 6番10号	018-833-0115	184	・災害拠点病院 ・DMAT指定病院
3	秋田県立医療療育センター	南ヶ丘 1 丁目1-2	018-826-2401	100	
4	市立秋田総合病院	川元松丘町4番30号	018-823-4171	396	・災害拠点病院 ・DMAT指定病院
5	秋田厚生医療センター	飯島西袋1丁目 1番1号	018-880-3000	431	・災害拠点病院 ・DMAT指定病院
6	秋田赤十字病院	上北手猿田字苗代 沢222番地1	018-829-5000	480	・災害拠点病院 ・DMAT指定病院
7	中通総合病院	南通みその町 3番15号	018-833-1122	450	・DMAT指定病院
8	中通リハビリテーション病院	中通6丁目1番58号	018-833-1131	220	
9	土崎病院	土崎港中央 4丁目4番26号	018-845-4121	110	
10	秋田回生会病院	牛島西 1丁目7番5号	018-832-3203	397	※精神病床のみ
11	五十嵐記念病院	土崎港中央 1丁目17番23号	018-845-0251	60	
12	秋田緑ヶ丘病院	飯島字堀川84番地	018-845-2161	372	※精神病床のみ
13	笠松病院	浜田字藍の原 52番地	018-828-2258	187	※精神病床のみ
14	外旭川病院	外旭川字三後田142	018-868-5511	241	
15	御野場病院	御野場 2丁目14番1号	018-839-6141	151	
16	細谷病院	南通宮田3番10号	018-833-3455	107	
17	今村病院	下新城野中野字琵琶沼 124番地1	018-873-3011	223	※精神病床のみ

NO.	病 院 名	所在地	電話番号	一般病床	備考
18	秋田東病院	山内字丸木橋 167番地3	018-827-2331	140	※精神病 床のみ
19	清和病院	柳田字石神59番地	018-832-7667	133	※精神病 床のみ
20	小泉病院	中通4丁目1番28号	018-833-6371	70	
21	加藤病院	河辺戸島字上野4 番地3	018-882-3701	160	※精神病 床のみ

資料 2 3 - 3 医薬衛生材料調達先一覧表

(令和 5 年12月 現在)

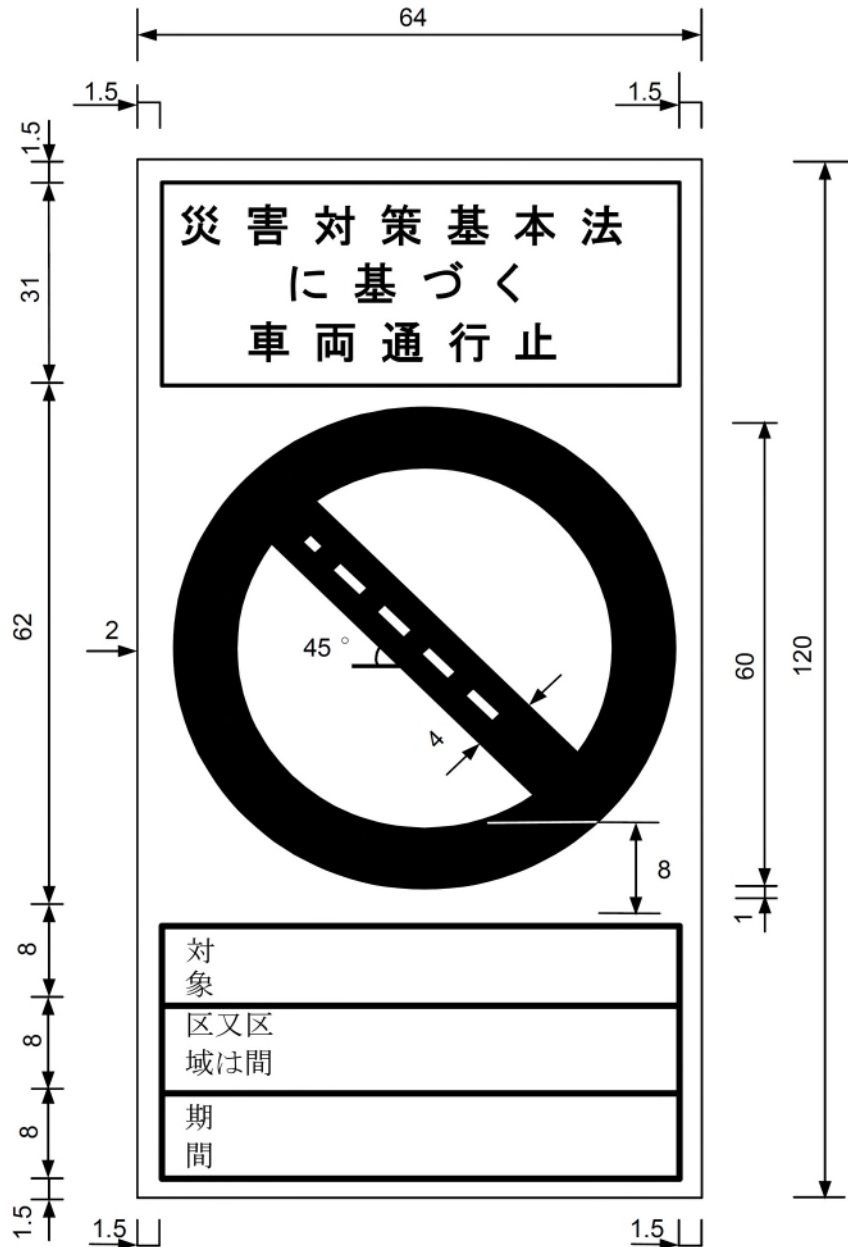
名 称	所 在 地	電話番号
株式会社メディセオ秋田支店	卸町4-9-5	018-865-0111
株式会社バイタルネット秋田支店	泉字登木221-1	018-824-3473
東北アルフレッサ株式会社秋田支店	卸町3-4-3	018-862-6666
株式会社マルタケ秋田支店	卸町1-9-18	018-866-6310
東邦薬品株式会社秋田営業所	川尻町字大川反233-130	018-823-2366
株式会社スズケン秋田支店	山王沼田町6-5	018-867-8817

第 2 4 交通輸送に関する資料

資料 2 4 - 1 通行の禁止又は制限についての標示

災害対策基本法施行規則

別記様式第 2 (第 5 条関係)



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の 2 倍まで拡大し、又は図示の寸法の 2 分の 1 まで縮小することができる。

資料 2 4 - 2 緊急輸送車両に関する様式

災害対策基本法施行規則

別記様式第 3 (第 6 条関係)

秋田県公安委員会 殿		年 月 日
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊 急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

登録(車両)番号

緊急

有効期限 年月日

15

21

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期間」、「年」、「月」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

災害対策基本法施行規則 別記様式第 5 （第 6 条の 2 関係）

第 号		年 月 日
緊急通行車両等確認証明書		
秋 田 県 公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 5 番とする。

別記様式第3

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		第 号		
規制除外車両事前届出書		規制除外車両事前届出済証		
年 月 日		左記のとおり事前届出を受けたことを証する		
秋田県公安委員 殿		年 月 日		
届出者住所 (電話) 氏名		秋 田 県 公 安 委 員 会 印		
番号標に表示 されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、警察署を経由して公安委員会に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
車両の 使用者	住 所			() 局 番
	氏名又は 名称			
活動地域				
(注)				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 4

規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）

受付(交付) 番 号	番号標に標示 されている番号	車両の使用者 氏名又は名称	交付年月日	備 考
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	

別記様式第 5

秋田県公安委員会 殿		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 申 出 書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	
	氏名又は名称	() 局 番
緊 急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

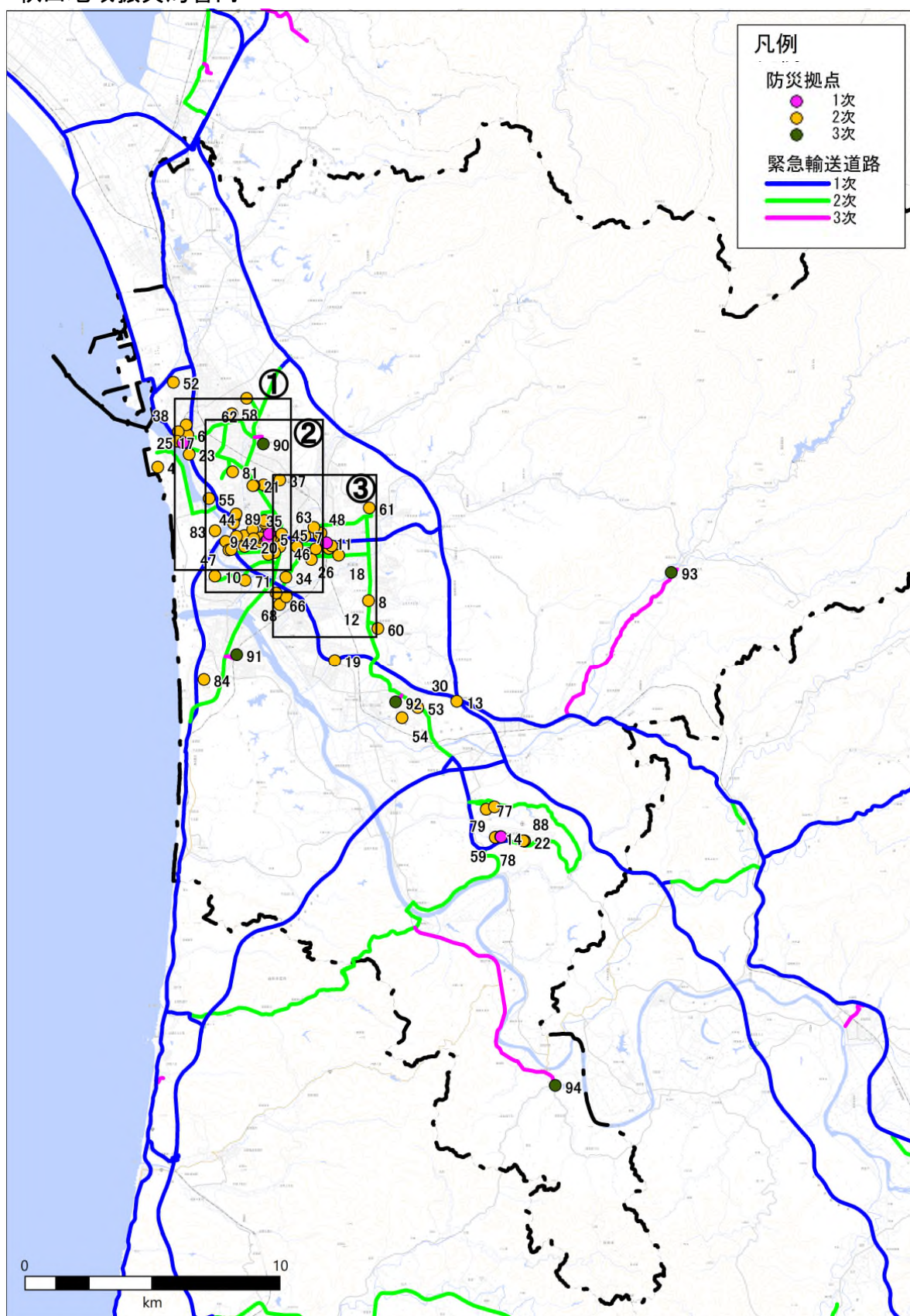
別記様式第 6

第 号		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書		
秋 田 県 公 安 委 員 会 印		
番 号 標 に 表 示 されている番号		
車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名)		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
有 効 期 限		
備 考		

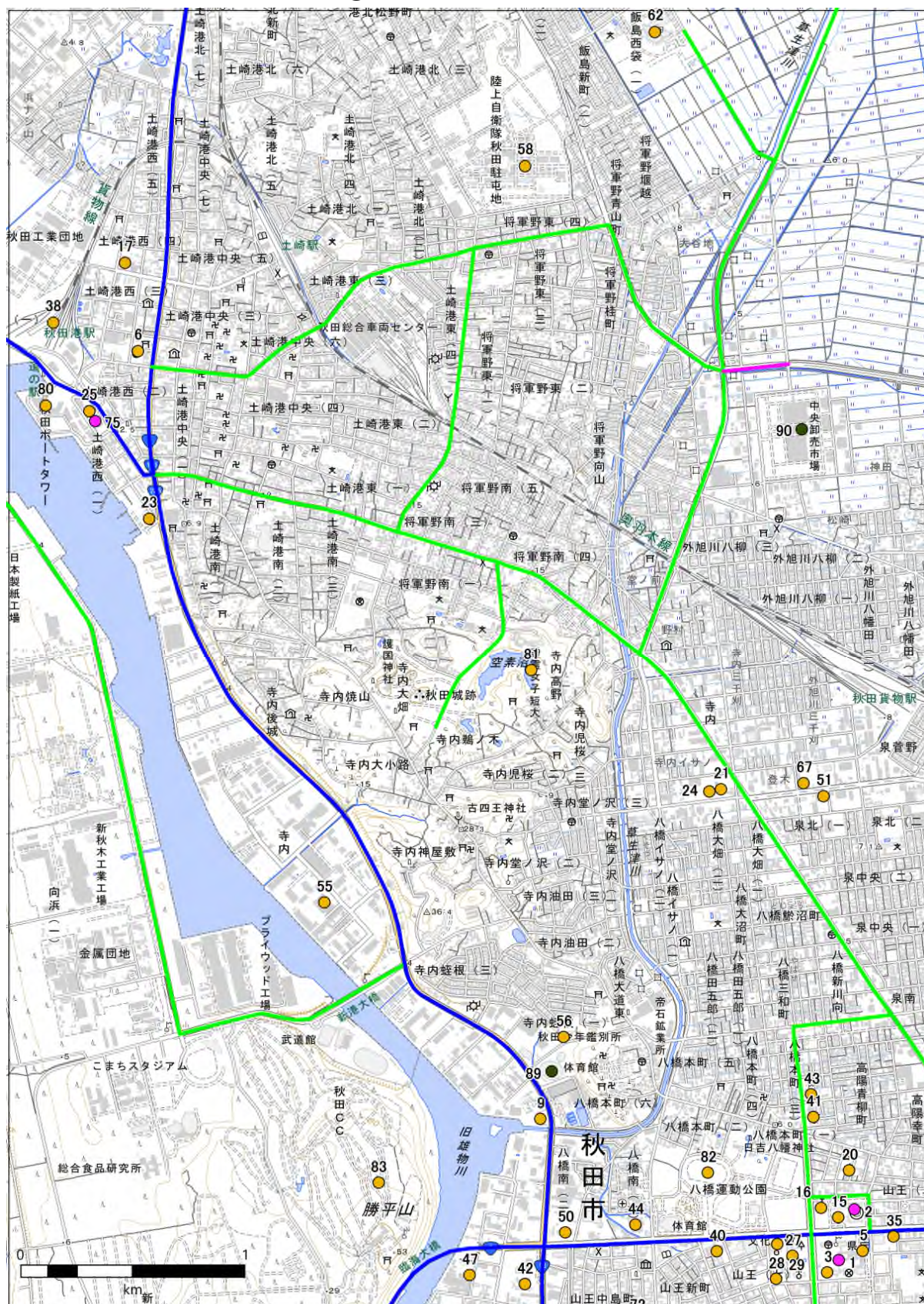
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

資料 2 4 - 3 緊急輸送道路ネットワーク図

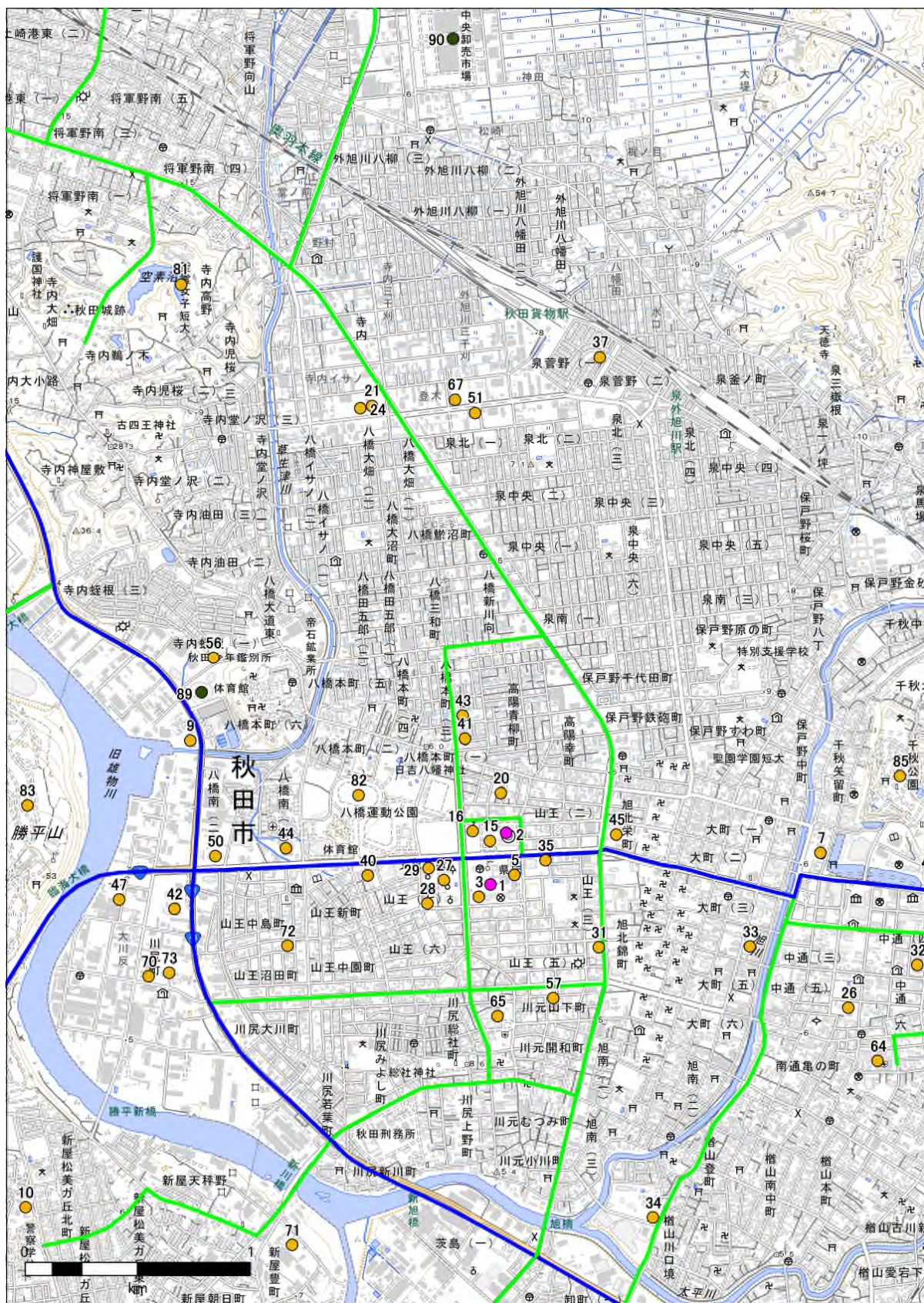
・ 秋田地域振興局管内



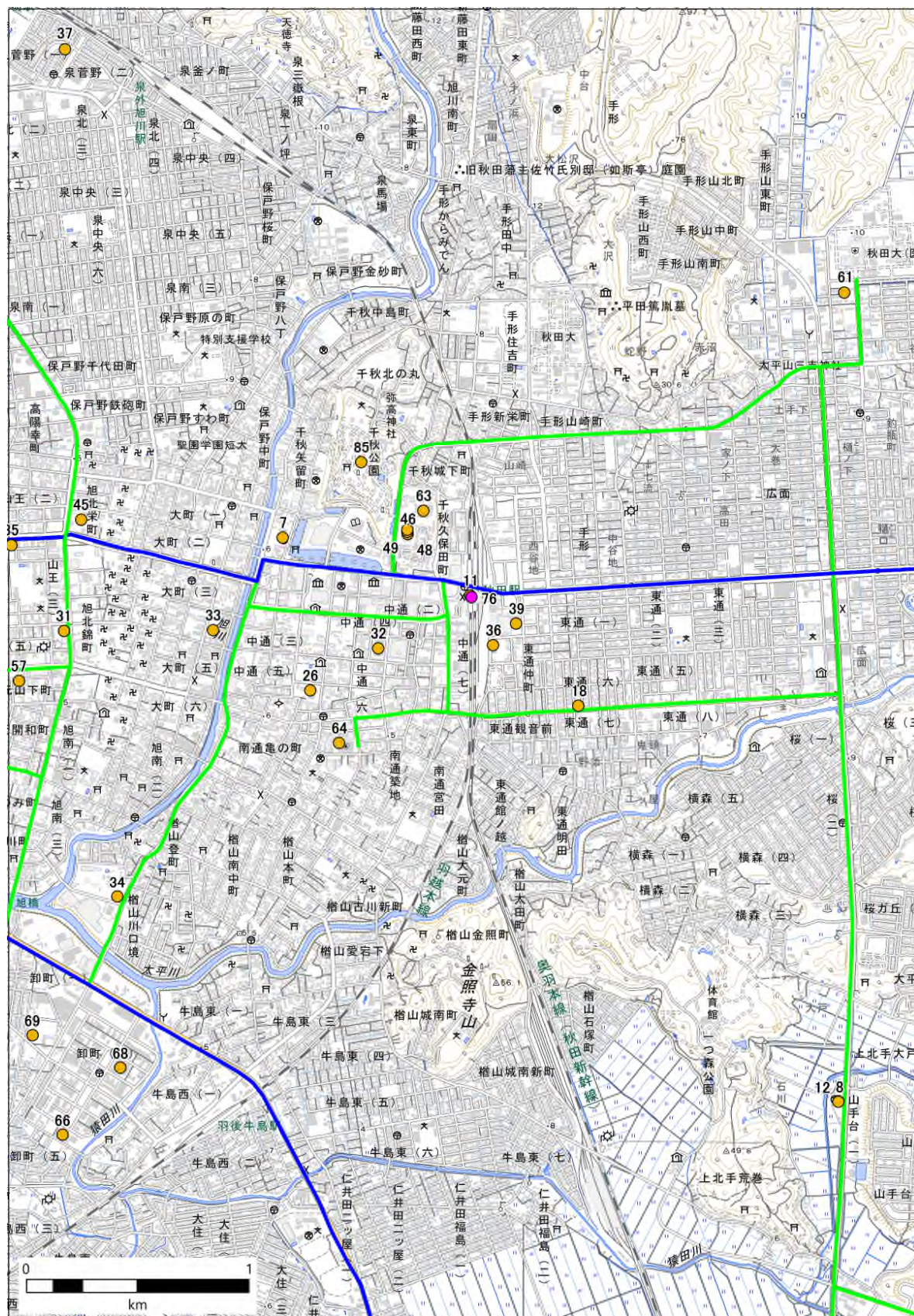
・秋田地域振興局管内（エリア①）



・秋田地域振興局管内（エリア②）



・秋田地域振興局管内（エリア③）



・秋田地域振興局管内 防災拠点一覧表

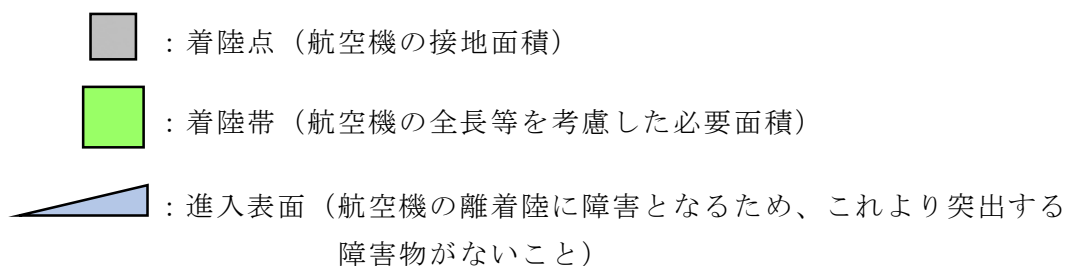
No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点		
				1次	2次	3次
1	県庁	秋田県庁（議会棟含）	秋田市山王 4-1-1	●		
2	市役所	秋田市役所	秋田市山王 1丁目 1	●		
3	地域振興局	秋田地域振興局	秋田市山王 4丁目 1-2		●	
4	下水処理センター	秋田臨海処理センター	秋田市向浜 2丁目 3-1		●	
5	警察本部	秋田県警察本部	秋田市山王 4丁目 1-5		●	
6	警察署	秋田臨港警察署	秋田市土崎港西 3丁目 1-8		●	
7	警察署	秋田中央警察署	秋田市千秋明德町 1-9		●	
8	警察署	秋田東警察署	秋田市上北手百崎内山 60-2		●	
9	各隊	交通機動隊	秋田市八橋下八橋 191		●	
10	各隊	機動隊	秋田市新屋勝平台 9		●	
11	各隊	鉄道警察隊	秋田市中通 7丁目 1-2		●	
12	各隊	機動捜査隊	秋田市上北手百崎内山 60-2		●	
13	各隊	高速道路交通警察隊	秋田市上北手古野大繁沢 30-2		●	
14	各隊	航空隊	秋田市雄和椿川山籠 40-1		●	
15	消防本部	秋田市消防本部	秋田市山王 1丁目 1-1		●	
16	消防署	秋田消防署	秋田市山王 1丁目 1-1		●	
17	消防署	土崎消防署	秋田市土崎港西 4丁目 2-10		●	
18	消防署	城東消防署	秋田市東通 6丁目 16-16		●	
19	消防署	秋田南消防署	秋田市御野場 2丁目 15-5		●	
20	国土交通省	秋田河川国道事務所	秋田市山王 1丁目 10-29		●	
21	国土交通省	秋田国道維持出張所	秋田市泉字登木 73-3		●	
22	国土交通省	秋田空港・航空路監視レーダー事務所	秋田市雄和椿川山籠 49		●	
23	国土交通省	東北地方整備局秋田港湾事務所	秋田市土崎港西 1丁目 1-49		●	
24	国土交通省	秋田運輸支局	秋田市泉登木 74-3		●	
25	国土交通省	秋田海上保安部	秋田市土崎港西 1丁目 7-35		●	
26	農林水産省	東北森林管理局	秋田市中通 5丁目 9-16		●	
27	農林水産省	東北農政局秋田県拠点	秋田市山王 7-1-5		●	
28	財務省	秋田財務事務所	秋田市山王 7丁目 1-4		●	
29	厚生労働省	秋田労働局	秋田市山王 7丁目 1-3		●	
30	NEXCO 東日本	NEXCO 東日本 秋田管理事務所	秋田市上北手古野字大繁沢 30-2		●	
31	東北電力	東北電力（株）秋田支店	秋田市山王 5丁目 15-6		●	
32	NTT 東日本	東日本電信電話（株）秋田支店	秋田市中通 4丁目 4-4		●	
33	NTT ドコモ	（株）NTT ドコモ東北支社秋田支店	秋田市大町 4丁目 2-39		●	
34	ガス	東部瓦斯（株）秋田支社	秋田市檜山川口境 1-1		●	
35	ガス	（一社）秋田県 LP ガス協会	秋田市山王 3丁目 1-7 東カンビルディング 7F		●	
36	鉄道会社	東日本旅客鉄道（株）秋田支社	秋田市中通 7丁目 1-1		●	

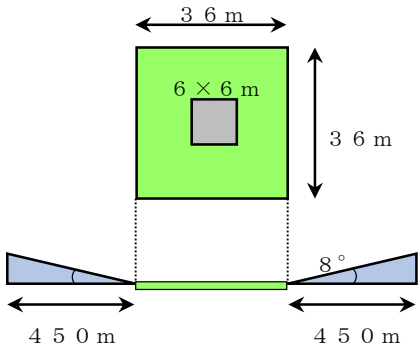
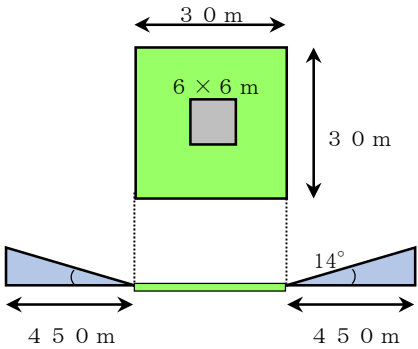
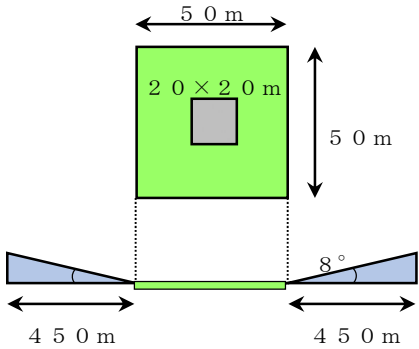
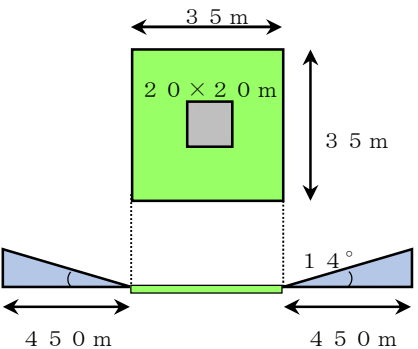
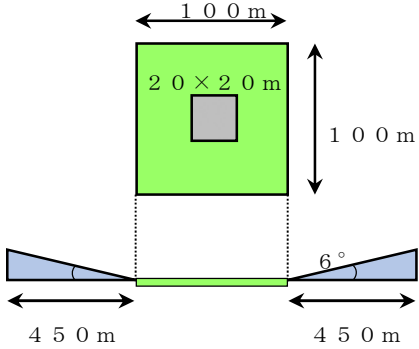
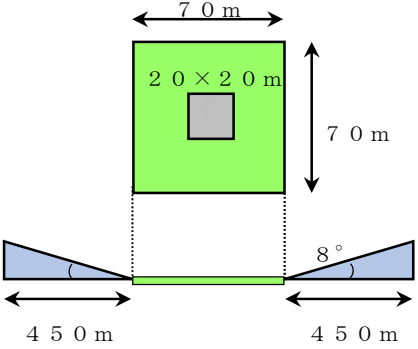
No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点		
				1次	2次	3次
37	鉄道会社	日本貨物鉄道株式会社（東北支社秋田総合鉄道部）	秋田市泉菅野1丁目19-1		●	
38	鉄道会社	秋田臨海鉄道株式会社	秋田市土崎港西一丁目12番6号		●	
39	放送機関	日本放送協会秋田放送局	秋田市東通仲町4-2		●	
40	放送機関	（株）秋田放送	秋田市山王7丁目9-42		●	
41	放送機関	秋田テレビ（株）	秋田市八橋本町3丁目2-14		●	
42	放送機関	秋田朝日放送（株）	秋田市川尻町大川反233-209		●	
43	放送機関	（株）エフエム秋田	秋田市八橋本町3丁目7-10		●	
44	放送機関	株式会社秋田ケーブルテレビ	秋田市八橋南一丁目1-3		●	
45	日本赤十字支部	日本赤十字社秋田県支部	秋田市旭北栄町1-5		●	
46	秋田県医師会等	（一社）秋田県医師会	秋田市千秋久保田町6-6		●	
47	秋田県医師会等	（一社）秋田県歯科医師会	秋田市川尻町大川反170-102		●	
48	秋田県医師会等	（一社）秋田県薬剤師会	秋田市千秋久保田町6-6		●	
49	秋田県医師会等	（公社）秋田県看護協会	秋田市千秋久保田町6-6		●	
50	秋田県医師会等	秋田県厚生農業協同組合連合会	秋田市八橋南2丁目10-16		●	
51	運送業	日本通運（株）秋田支店	秋田市泉北1丁目7-21		●	
52	運送業	佐川急便株式会社（北東北支店秋田営業所）	秋田市飯島穀丁大谷地250		●	
53	運送業	ヤマト運輸株式会社（秋田主管支店）	秋田市御所野湯本2丁目1-1		●	
54	運送業	福山通運株式会社（秋田支店）	秋田市御所野湯本6丁目1-1		●	
55	運送業	西濃運輸株式会社（秋田支店）	秋田市寺内神屋敷295-71		●	
56	運送業	（公社）秋田県トラック協会	秋田市寺内蛭根1丁目15-20		●	
57	バス	秋田中央交通（株）	秋田市川元山下町6-12		●	
58	自衛隊	陸上自衛隊第21普通科連隊秋田駐屯地	秋田市寺内将軍野1		●	
59	自衛隊	航空自衛隊秋田救難隊	秋田市雄和椿川山籠23-26		●	
60	医療施設	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1		●	
61	医療施設	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面蓮沼44-2		●	
62	医療施設	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋1丁目1-1		●	
63	医療施設	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6-10		●	
64	医療施設	中通総合病院	秋田市南通みその町3-15		●	
65	医療施設	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4-30		●	
66	支援医薬品集積センター	株式会社メディセオ秋田	秋田市卸町4-9-5		●	
67	支援医薬品集積センター	株式会社バイタルネット秋田支店	秋田市泉登木221-1		●	
68	支援医薬品集積センター	株式会社小田島秋田支店	秋田市卸町3丁目4-3		●	
69	支援医薬品集積センター	株式会社マルタケ秋田支店	秋田市卸町1丁目9-18		●	

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点		
				1 次	2 次	3 次
70	支援医薬品集積センター	東邦薬品株式会社秋田営業所	秋田市川尻町大川反 233-130		●	
71	支援医薬品集積センター	株式会社恒和薬品秋田営業所	秋田市新屋豊町 3-21		●	
72	支援医薬品集積センター	株式会社スズケン秋田支店	秋田市山王沼田町 6-5		●	
73	赤十字血液センター	赤十字血液センター	秋田市川尻町大川反 233-186		●	
74	空港	秋田空港管理事務所	秋田市雄和椿川字山籠 49	●		
75	重要港	秋田県秋田港湾事務所	秋田市土崎港西 1 丁目 7	●		
76	秋田駅	秋田駅	秋田市中通 7 丁目 1-2	●		
77	広域防災拠点（一次物資集積拠点）	県立中央公園スカイドーム	秋田市雄和椿川駒坂台 4-1		●	
78	広域防災拠点（航空搬送拠点臨時医療施設）	秋田空港	秋田市雄和椿川字山籠 49		●	
79	広域防災拠点（集結場所・ベースキャンプ）	県立中央公園運動広場	秋田市雄和椿川駒坂台 4-1		●	
80	道の駅	道の駅 あきた港	秋田市土崎港西 1 丁目 9-1		●	
81	広域避難地	高清水公園	秋田市寺内字高野		●	
82	広域避難地	八橋運動公園	秋田市		●	
83	広域避難地	秋田カントリークラブ	秋田市新屋町砂奴寄 5-1		●	
84	広域避難地	大森山公園	秋田市浜田		●	
85	広域避難地	千秋公園	秋田市千秋公園		●	
86	備蓄倉庫	中央地区防災備蓄倉庫	秋田市雄和椿川山籠 40-1		●	
87	ヘリコプター常駐場	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢 222-1		●	
88	ヘリコプター常駐場	秋田空港	秋田市雄和椿川字山籠 49		●	
89		秋田市立体育館	秋田市八橋本町六丁目 12 番 20 号			●
90		秋田市中央卸売市場	秋田市外旭川字待合 28 番地			●
91		西部体育館	秋田市新屋島木町 2 番 55 号			●
92		秋田テルサ	秋田市御所野地藏田三丁目 1 番 1 号			●
93		秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原 34-1			●
94		秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口 62-2			●

資料 2 4 - 4 臨時ヘリポート設定基準

(1) ヘリポート設定基準



機 種 等		標 準	応 急
中型ヘリ	BK-117 UH-1J		
	UH-60J		
大型ヘリ	CH-47J		

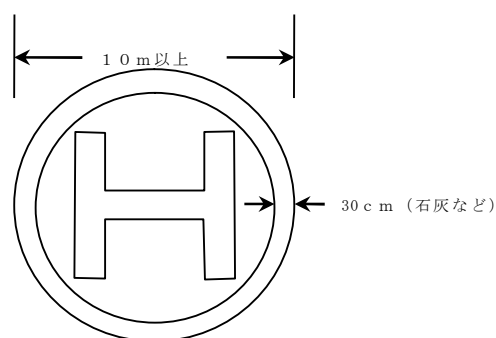
※ 明度、周囲の障害物の状況等によりさらに広い地積が必要となる場合がある。

＜地表面＞

- (ア) 舗装された場所が最も望ましい。
- (イ) グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること。
(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。)
- (ウ) 草地の場合は硬質低草地であること。

イ．着陸点

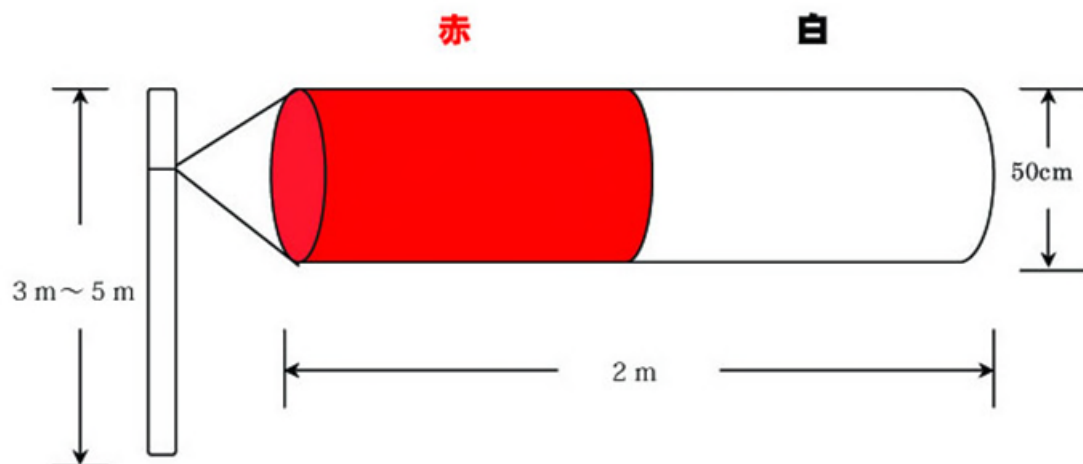
着陸点（直径 30 m）のほぼ中央に石灰等で直径 10 m 以上の正円を描き、中央に H 記号を風と平行方向に向けて標示する。



ウ．着陸帯付近

着陸点中央から約 40 ～ 50 m 離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所に吹き流し、又は旗を立てる。

- (ア) 布製
- (イ) 風速 25 m / 秒程度に耐えられる強度
- (ウ) 吹き流しが無い場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚
- (エ) 救急車など、車両の出入りの便がよい場所であること。
- (オ) 電話など、通信手段の利用が可能であること。



資料 2 4 - 5 臨時ヘリポート設定場所

(令和 7 年 2 月末現在)

番号	臨時離発着場名称	住所	緯度・経度 (世界測地系)
1	秋田赤十字病院ヘリポート	上北手猿田苗代沢 222-1	N39 度 41 分 14 秒 E140 度 09 分 04 秒
2	旧秋田空港	新屋町割山 281	N39 度 42 分 18 秒 E140 度 03 分 47 秒
3	秋田大学病院屋上ヘリポート	本道一丁目 1-1	N39 度 43 分 48 秒 E140 度 09 分 04 秒
4	さきがけ八橋野球場	八橋運動公園 1-10	N39 度 43 分 12 秒 E140 度 05 分 49 秒
5	秋田厚生医療センターヘリポート	飯島西袋 1-1-1	N39 度 46 分 00 秒 E140 度 05 分 34 秒
6	秋田大学野球場	手形学園町地内	N39 度 43 分 48 秒 E140 度 07 分 59 秒
7	太平山スキー場オーパス駐車場	仁別字蛇馬目沢地内	N39 度 47 分 15 秒 E140 度 13 分 10 秒
8	県立大学秋田キャンパス陸上競技場、野球場	下新城中野字街道端西 2 41-438	N39 度 47 分 55 秒 E140 度 02 分 51 秒
9	岩見三内中グラウンド	三内字外川原 39	N39 度 42 分 30 秒 E140 度 17 分 15 秒
10	河辺小グラウンド	和田字岡村 164	N39 度 39 分 31 秒 E140 度 14 分 00 秒
11	戸島小グラウンド	戸島字本町 123	N39 度 38 分 30 秒 E140 度 11 分 52 秒
12	秋田県健康増進交流センター緑地広場	三内字丸舞 1-1	N39 度 44 分 19 秒 E140 度 19 分 04 秒
13	旧大正寺小グラウンド	新波字赤沢 32-8	N39 度 31 分 35 秒 E140 度 14 分 06 秒
14	雄和中グラウンド	石田字蟹沢 40	N39 度 35 分 34 秒 E140 度 10 分 18 秒
15	秋田防災ステーション	新屋天秤野 148-7	N39 度 42 分 34 秒 E140 度 04 分 28 秒

資料 2 4 - 6 広域避難場所

No.	名称	住所
1	高清水公園	秋田市寺内鵜ノ木地内
2	八橋運動公園	秋田市八橋運動公園 1-10
3	秋田カントリークラブ	秋田市新屋町砂奴寄 5-1
4	大森山公園	秋田市浜田字大森山 29-1
5	千秋公園	秋田市千秋公園 1-1

第 2 5 避難に関する資料

資料 2 5 - 1 指定緊急避難場所一覧表

令和 7 年 2 月末現在

No.	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		
1	グリーンステージ飯島（1号棟から2号棟まで〔2階から4階までの廊下と階段および踊り場〕）	飯島緑丘町 11-1					○					540 人
2	ビレッジハウス土崎（1号棟から3号棟まで〔3階から5階までの階段と踊り場〕）	土崎港西 2-12-48					○					90 人
3	社会福祉法人はまなす会ケアハウス土崎（3階から8階までのホール、屋外階段と踊り場）	土崎港中央 3-4-40					○					500 人
4	医療法人正和会五十嵐記念病院在宅総合ケアセンター（病院屋上、ケアセンター屋上）	土崎港中央 1-17-23					○					500 人
5	土崎聖書キリスト教会グローリアチャペル（3階ホールと和室）	土崎港中央 6-16-34					○					150 人
6	土崎マンション（3階から4階までの通路）	土崎港中央 6-16-17					○					130 人
7	医療法人運忠会土崎病院介護老人保健施設なぎさ（病院外来棟屋上、介護老人保健施設屋上・6階ベランダ）	土崎港中央 4-4-26					○					580 人
8	秋田県 J A ビル（3階から10階までの廊下、3階から9階までのエレベーターホールおよび屋上）	八橋南 2-10-16					○					1,500 人
9	秋田県赤十字血液センター（3階会議室）	川尻町字大川反 233-186					○					120 人
10	株式会社ユアテック秋田支社（3階から5階までの通路と屋内階段および踊り場）	川尻町字大川反 233-9					○					260 人

No.	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
11	株式会社さわやか倶楽部 介護付有料老人ホームさわやか桜式番館（3階から4階までの通路と食堂）	卸町 1-10-3					○				600 人
12	天然温泉グランスパホテルこまち立体駐車場（3階、屋上）	卸町 1-2-3					○				1,150 人
13	ドジャース食品館屋上駐車場（屋上駐車場）	川尻大川町 8-25					○				1,100 人
14	フォレストヒルズ山王（3階から4階までの共用通路）	山王沼田町 10-33					○				140 人
15	株式会社ジーンズエムシーディ物流棟・工場棟（屋上）	土崎港相染町字浜ナシ山 17-3					○				1,000 人
16	秋田県児童会館（2階から3階までのホールと各室）	山王中島町 1-2					○			○	681 人
17	秋田県職員港北新町公舎（2階から3階までの階段と踊り場）	港北新町 10-1					○				100 人
18	山王プレスビル（2階から屋上までの屋外施設および踊り場）	山王 6-1-13					○				248 人
19	秋田県営土崎港住宅（3階から4階までの階段と踊り場）	土崎港相染町字中谷地 47-2 ほか					○				199 人
20	ホテルルートイン秋田土崎（4階から8階までの通路）	土崎港西 2-12-30					○				850 人
21	医療法人久盛会秋田緑ヶ丘病院第二、第三駐車場	飯島字堀川 84					○				2,000 人
22	宗教法人雲祥院霊園および山林	飯島穀丁地内					○				1,700 人
23	イオン東北株式会社イオン土崎港店敷地	土崎港南 2-3-48					○				10,480 人
24	秋田県青少年交流センター駐車場	寺内神屋敷 3-1					○				3,120 人
25	秋田カントリークラブコース内、クラブ前駐車場	新屋町字砂奴寄 5-1					○				110,350 人
26	向浜運動広場内旧運転練習場	新屋字砂奴寄地内ほか					○				10,000 人
27	国土交通省秋田防災ステーション敷地	新屋町字天秤野 148-7					○				9,400 人
28	秋田県立栗田支援学校グラウンド	新屋栗田町 10-10					○				1,540 人

No.	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
29	もしもしピット秋田市はまなす広場	浜田字滝ノ元地内					○				1,800 人
30	医療法人緑陽会笠松病院敷地	浜田字藍ノ原 52					○				3,200 人
31	長浜地区運動公園	下浜長浜字藤木台					○				3,500 人
32	下浜旧ゲートボール場	下浜羽川字横長根 32-25					○				3,830 人
33	羽川岩城地区周辺山林	下浜羽川字岩城地内					○				1,000 人
34	秋田県立新屋高等学校グラウンド（野球場・陸上競技場）	豊岩石田坂字鎌塚 77-3	○	○		○	○				津波 21,538 人 津波以外 10,769 人
35	桂根グラウンドゴルフ場	下浜桂根字大台 56-33					○				14,000 人
36	珠林寺墓地駐車場	下浜羽川字寺ノ下 22					○				750 人
37	八幡神社境内	下浜羽川字家ノ腰 209					○				900 人
38	秋田工業高等専門学校グラウンド	飯島文京町地内	○	○		○	○				津波 30,400 人 津波以外 15,200 人
39	コスモ工機株式会社秋田工場敷地	下浜羽川字五郎池 126 番地 2					○				3,332 人
40	旧チャレンジオフィスあきた（3 階〔大小多目的室、通路〕、屋上）	土崎港西 3-9-15					○				970 人
41	ユナイテッド計画株式会社（2 階屋上）	寺内蛭根 3-24-3					○				580 人
42	川尻市営住宅（1 号棟から 7 号棟まで〔2 階から 5 階までの階段および踊り場〕）	川尻上野町 1					○				480 人
43	牛島清水町市営住宅（1 号棟から 3 号棟まで〔3 階から 4 階までの廊下と階段および踊り場〕）	牛島西 4-29					○				240 人
44	大森山公園	浜田字大森山 29-1					○				100,300 人
45	高清水公園	寺内鶴ノ木地内					○				105,000 人
46	飯島老人いこいの家敷地	飯島字堀川 84-191					○				970 人
47	港北小学校（校舎 3 階教室と廊下）	土崎港北 4-6-1					○				2,160 人
48	土崎中学校（校舎 2 階から 3 階までの教室と廊下）	土崎港北 1-3-1					○				1,140 人

No.	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
49	土崎小学校（校舎3階教室と廊下および屋上）	土崎港中央 3-1-78					○				2,680 人
50	川尻小学校（校舎3階教室と廊下）	川尻みよし町 8-31					○				920 人
51	大住小学校（校舎3階教室と廊下）	仁井田字西潟敷 33					○				1,820 人
52	秋田西中学校（校舎3階教室と廊下、塔屋1階部分）	新屋大川町 19-75					○				1,810 人
53	八橋小学校（校舎2階〔普通教室、学習室、多目的ホールおよび廊下〕、3階〔普通教室および廊下〕）	八橋大沼町 7-1					○				2,558 人
54	飯島小学校校庭・グラウンド	飯島鼠田 2-2-1					○				19,970 人
55	土崎南小学校グラウンド	土崎港東 1-6-39	○	○		○	○				津波 5,470 人 津波以外 2,735 人
56	将軍野中学校グラウンド	将軍野南 1-12-1	○	○		○	○				津波 12,920 人 津波以外 6,460 人
57	高清水小学校グラウンド	将軍野南 1-2-16	○	○		○	○				津波 13,700 人 津波以外 6,850 人
58	寺内小学校グラウンド	寺内堂ノ沢 2-14-1	○	○		○	○				津波 8,490 人 津波以外 4,245 人
59	秋田商業高等学校グラウンド（サッカー場、硬式野球場、陸上競技場）	新屋勝平台 1-1	○	○		○	○				津波 37,060 人 津波以外 18,530 人
60	勝平小学校グラウンド	新屋松美ガ丘北町 14-1	○	○		○	○				津波 9,970 人 津波以外 4,985 人
61	勝平中学校グラウンド	新屋北浜町 13-1	○	○		○	○				津波 10,810 人 津波以外 5,405 人

No.	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
62	日新小学校グラウンド	新屋栗田町 24-1	○	○		○	○				津波 6,710 人 津波以外 3,355 人
63	浜田小学校グラウンド	浜田字自在山 47-2	○			○	○				津波 8,500 人 津波以外 4,252 人
64	下浜小学校グラウンド	下浜羽川字水垂 92	○	○		○	○				津波 5,180 人 津波以外 2,590 人
65	保戸野小学校（体育館）	保戸野すわ町 9-60	○	○		○				○	419 人
66	明德小学校（体育館）	千秋公園 1-13	○			○				○	341 人
67	築山小学校（2 階体育館）	檜山古川新町 55-1	○	○		○				○	346 人
68	旭北小学校（体育館）（洪水時は校舎 2 階以上を含む）	山王 3-1-35	○	○		○				○	364 人
69	中通小学校（体育館）（洪水時は校舎 2 階以上を含む）	中通 5-8-22	○	○		○				○	300 人
70	旭南小学校（体育館）（洪水時は校舎 2 階以上を含む）	旭南 1-15-1	○	○		○				○	409 人
71	牛島小学校（体育館）（洪水時は校舎 2 階以上を含む）	牛島東 6-6-1	○	○		○				○	417 人
72	川尻小学校（体育館）	川尻みよし町 8-31	○	○		○				○	337 人
73	旭川小学校（体育館）	手形字才ノ浜 63	○	○		○				○	338 人
74	土崎小学校（体育館）	土崎港中央 3-1-78	○	○		○				○	319 人
75	港北小学校（体育館）	土崎港北 4-6-1	○	○		○				○	412 人
76	土崎南小学校（体育館）	土崎港東 1-6-39	○	○		○				○	326 人
77	高清水小学校（体育館）	将軍野南 1-2-16	○	○		○				○	416 人
78	広面小学校（体育館）（洪水時は校舎 2 階以上を含む）	広面字蟹沢 29	○	○		○				○	347 人
79	日新小学校（体育館）	新屋栗田町 24-1	○	○		○				○	289 人
80	勝平小学校（体育館）	新屋松美ガ丘北町 14-1	○	○		○				○	514 人
81	太平小学校（体育館）	太平目長崎字上目長崎 144		○		○				○	172 人
82	外旭川小学校（体育館）	外旭川字梶ノ目 262-2	○	○		○				○	357 人
83	飯島小学校（体育館）	飯島鼠田 2-2-1	○	○		○				○	359 人

No.	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
84	下新城小学校（体育館）	下新城笠岡字佐戸反 10	○	○		○				○	304 人
85	旧上新城小学校（体育館）	上新城五十丁字大村屋敷 22		○		○				○	225 人
86	仁井田小学校（体育館）（洪水時は校舎 2 階以上を含む）	仁井田本町 4-7-1	○	○		○				○	337 人
87	四ツ小屋小学校（体育館）（洪水時は校舎 2 階以上を含む）	四ツ小屋字街道東 256-1	○	○		○				○	326 人
88	上北手小学校（体育館）	上北手猿田字館ノ下 38				○				○	274 人
89	下北手小学校（体育館）	下北手松崎字谷崎 202-1	○			○				○	260 人
90	下浜小学校（体育館）	下浜羽川字水垂 92	○	○		○				○	252 人
91	金足西小学校（体育館）	金足大清水字大清水台 1	○	○		○				○	264 人
92	八橋小学校（体育館）	八橋大沼町 7-1	○	○		○				○	309 人
93	東小学校（2 階体育館）	東通 2-11-1	○	○		○				○	329 人
94	泉小学校（体育館）	泉中央 6-2-1	○	○		○				○	333 人
95	大住小学校（2 階体育館）	仁井田字西潟敷 33	○	○		○				○	329 人
96	桜小学校（体育館）	桜 4-12-1	○	○		○				○	320 人
97	飯島南小学校（体育館）	飯島西袋 1-1-2	○	○		○				○	328 人
98	寺内小学校（体育館）	寺内堂ノ沢 2-14-1	○	○		○				○	364 人
99	御所野小学校（体育館）	御所野元町 5-1-1	○	○		○				○	419 人
100	旧川添小学校（体育館）	雄和椿川字長者屋敷 36-1	○	○		○				○	237 人
101	旧大正寺小学校（体育館）	雄和新波字寺沢 32-8	○			○				○	288 人
102	戸島小学校（体育館）（洪水時は校舎 2 階を含む）	河辺戸島字本町 123	○	○		○				○	292 人
103	河辺小学校（体育館）	河辺和田字岡村 164-1	○			○				○	341 人
104	岩見三内小学校（体育館）	河辺三内字外川原 39		○		○				○	110 人
105	秋田東中学校（2 階体育館）	手形休下町 10-51	○	○		○				○	591 人
106	秋田南中学校（2 階体育館）	南通宮田 15-1	○	○		○				○	654 人
107	山王中学校（体育館）（洪水時は校舎 2 階以上を含む）	山王 3-1-24	○	○		○				○	653 人
108	土崎中学校（体育館）	土崎港北 1-3-1	○	○		○				○	611 人
109	秋田西中学校（体育館）	新屋大川町 19-75	○	○		○				○	603 人

No.	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
110	外旭川中学校（体育館）	外旭川字梶ノ目 50	○	○		○				○	336 人
111	秋田北中学校（体育館）	下新城巾着字街道端西 241-90	○	○		○				○	553 人
112	旧豊岩中学校（体育館）	豊岩豊巻字内縄尻 90-2				○				○	218 人
113	城南中学校（体育館）	檜山城南町 4-1	○	○		○				○	611 人
114	旧下北手中学校（体育館）	下北手松崎字走り崎 14	○	○		○				○	282 人
115	旧下浜中学校（体育館）	下浜羽川字水垂 92	○	○		○				○	235 人
116	城東中学校（2 階体育館）	広面字鍋沼 17	○	○		○				○	677 人
117	泉中学校（体育館）	泉北 2-6-1	○	○		○				○	591 人
118	将軍野中学校（体育館）	将軍野南 1-12-1	○	○		○				○	601 人
119	御野場中学校（体育館）	仁井田字中新田 223	○	○		○				○	597 人
120	勝平中学校（体育館）	新屋北浜町 13-1	○	○		○				○	561 人
121	飯島中学校（体育館）	飯島字田尻堰越 48	○	○		○				○	611 人
122	桜中学校（体育館）	桜台 1-1-1	○	○		○				○	560 人
123	御所野学院中学校（体育館）	御所野地藏田 4-1-1	○	○		○				○	477 人
124	雄和中学校（体育館）	雄和石田字蟹沢 40	○	○		○				○	470 人
125	河辺中学校（体育館）	河辺北野田高屋字雷谷地 84	○			○				○	562 人
126	岩見三内中学校（体育館）	河辺三内字外川原 39		○		○				○	348 人
127	秋田商業高等学校	新屋勝平台 1-1	○	○		○				○	1,250 人
128	御所野学院高等学校（体育館）	御所野地藏田 4-1-1	○	○		○				○	396 人
129	秋田公立美術大学附属高等学院（体育館）	新屋大川町 12-3	○	○		○				○	284 人
130	旧金足東小学校（体育館）	金足片田字待入 109	○			○				○	239 人
131	旧山谷小学校（体育館）	太平山谷字中山谷 143	○	○		○				○	186 人
132	旧赤平小学校（体育館）	河辺赤平字小曾根 80	○	○		○				○	197 人
133	金足西小学校グラウンド	金足大清水字大清水台 1	○	○		○					6,925 人
134	下新城小学校グラウンド	下新城笠岡字佐戸反 10	○	○		○					12,110 人
135	旧上新城小学校グラウンド	上新城五十丁字大村屋敷 22		○		○					4,555 人
136	飯島小学校グラウンド	飯島鼠田 2-2-1	○	○		○					8,669 人
137	港北小学校グラウンド	土崎港北 4-6-1	○	○		○					7,913 人
138	土崎小学校グラウンド	土崎港中央 3-1-78	○	○		○					2,104 人
139	外旭川小学校グラウンド	外旭川字梶ノ目 262-2	○	○		○					5,350 人

No.	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
140	泉小学校グラウンド	泉中央 6-2-1		○		○					4,555 人
141	旭川小学校グラウンド	手形字オノ浜 63	○	○		○					2,715 人
142	広面小学校グラウンド	広面字蟹沢 29				○					5,715 人
143	保戸野小学校グラウンド	保戸野すわ町 9-60		○		○					3,670 人
144	八橋小学校グラウンド	八橋大沼町 7-1		○		○					5,215 人
145	旭北小学校グラウンド	山王 3-1-35		○		○					3,200 人
146	川尻小学校グラウンド	川尻みよし町 8-31	○	○		○					3,665 人
147	旭南小学校グラウンド	旭南 1-15-1		○		○					4,590 人
148	中通小学校グラウンド	中通 5-8-22		○		○					2,720 人
149	築山小学校グラウンド	檜山古川新町 55-1		○		○					3,085 人
150	東小学校グラウンド	東通 2-11-1		○		○					4,590 人
151	下北手小学校グラウンド	下北手松崎字谷崎 202-1	○			○					5,550 人
152	太平小学校グラウンド	太平目長崎字上目長崎 144		○		○					3,245 人
153	牛島小学校グラウンド	牛島東 6-6-1		○		○					4,975 人
154	大住小学校グラウンド	仁井田字西潟敷 33		○		○					5,510 人
155	仁井田小学校グラウンド	仁井田本町 4-7-1		○		○					6,520 人
156	四ツ小屋小学校グラウンド	四ツ小屋字街道東 256-1		○		○					6,435 人
157	上北手小学校グラウンド	上北手猿田字館ノ下 38				○					3,105 人
158	豊岩小学校グラウンド	豊岩豊巻字内縄尻 90				○					2,125 人
159	桜小学校グラウンド	桜 4-12-1	○	○		○					3,560 人
160	飯島南小学校グラウンド	飯島西袋 1-1-2	○	○		○					4,780 人
161	御所野小学校グラウンド	御所野元町 5-1-1	○	○		○					5,595 人
162	明德小学校グラウンド	千秋公園 1-13	○			○					5,890 人
163	旧川添小学校グラウンド	雄和椿川字長者屋敷 36-1	○	○		○					9,055 人
164	旧戸米川小学校グラウンド	雄和戸賀沢字金山沢 20	○	○		○					9,745 人
165	旧大正寺小学校グラウンド	雄和新波字寺沢 32-8	○			○					10,200 人
166	戸島小学校グラウンド	河辺戸島字本町 123		○		○					7,085 人
167	河辺小学校グラウンド	河辺和田字岡村 164-1	○			○					8,330 人
168	秋田北中学校グラウンド	下新城野字街道端西 241-90	○	○		○					4,855 人
169	土崎中学校グラウンド	土崎港北 1-3-1	○	○		○					5,365 人
170	泉中学校グラウンド	泉北 2-6-1	○	○		○					5,055 人
171	秋田東中学校グラウンド	手形休下町 10-51		○		○					4,120 人
172	山王中学校グラウンド	山王 3-1-24		○		○					4,545 人
173	秋田南中学校グラウンド	南通宮田 15-1		○		○					5,355 人

No.	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
174	城東中学校グラウンド	広面字鍋沼 17		○		○					6,195 人
175	城南中学校グラウンド	檜山城南町 4-1	○	○		○					4,280 人
176	秋田西中学校グラウンド	新屋大川町 19-75		○		○					10,260 人
177	御野場中学校グラウンド	仁井田字中新田 223		○		○					6,275 人
178	飯島中学校グラウンド	飯島字田尻堰越 48	○	○		○					4,890 人
179	外旭川中学校グラウンド	外旭川字梶ノ目 50	○	○		○					11,475 人
180	旧下北手中学校グラウンド	下北手松崎字走り崎 14	○	○		○					5,500 人
181	桜中学校グラウンド	桜台 1-1-1	○	○		○					6,395 人
182	河辺中学校グラウンド	河辺北野田高屋字雷谷地 84	○			○					24,080 人
183	岩見三内中学校グラウンド	河辺三内字外川原 39		○		○					6,260 人
184	御所野学院中学校・高等学校グラウンド	御所野地藏田 4-31	○	○		○					12,315 人
185	旧金足東小学校グラウンド	金足片田字待入 109	○			○					3,175 人
186	旧山谷小学校グラウンド	太平山谷字中山谷 143	○	○		○					2,805 人
187	旧赤平小学校グラウンド	河辺赤平字小曾根 80	○	○		○					6,115 人
188	旧岩見三内小学校グラウンド	河辺岩見字鍛冶屋敷 14		○		○					7,270 人
189	秋田市立体育館（メインアリーナ固定観覧席および 2 階上部ジョギングコースほか、サブアリーナ固定観覧席）	八橋本町 6-12-20					○				5,000 人
190	茨島体育館	茨島 1-4-71	○	○		○				○	425 人
191	雄和体育館	雄和妙法字上大部 95-1		○		○				○	364 人
192	雄和南体育館	雄和神ヶ村字陳笠 259		○		○				○	263 人
193	河辺体育館	河辺和田字上中野 186	○	○		○				○	336 人
194	市立体育館第 2 駐車場	八橋本町六丁目地内		○		○					575 人
195	外旭川地域運動広場（旧外旭川中学校グラウンド）	外旭川八幡田 1-18	○	○		○					5,085 人
196	八橋運動公園	八橋運動公園地内	○	○		○	○	○			津波 117,000 人 津波以外 58,500 人
197	八橋陸上競技場	八橋運動公園 1-10		○		○					14,725 人

No.	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
198	八橋球技場	八橋運動公園地内		○		○					8,130 人
199	八橋硬式野球場	八橋運動公園 1-7		○		○					8,815 人
200	八橋第 2 球技場・健康広場	八橋運動公園地内		○		○					4,970 人
201	下浜八田地域運動広場（旧八田小学校グラウンド）	下浜八田字餅田 42	○	○		○					2,030 人
202	横森地域運動広場	横森 3-3	○	○		○					4,170 人
203	勝平市民グラウンド	新屋豊町 153-1		○		○					11,770 人
204	茨島多目的運動広場	茨島 1-12-12		○		○					2,000 人
205	雄和花の森野球場	雄和石田字蟹沢 39	○			○					6,920 人
206	雄和新波野球場	雄和新波字寺沢 31-1	○	○		○					5,755 人
207	河辺体育館駐車場	河辺和田字上中野 186	○	○		○					2,620 人
208	飯島西部街区公園	飯島川端 3-3-21	○	○		○	○				津波 2,500 人 津波以外 1,250 人
209	飯島穀丁第四児童遊園地（松風団地）	飯島穀丁地内	○	○		○	○				津波 250 人 津波以外 125 人
210	飯島神社街区公園	飯島松根西町 8-40	○	○		○	○				津波 4,600 人 津波以外 2,300 人
211	琴平第二街区公園	土崎港中央 4-10-25	○	○		○	○				津波 1,800 人 津波以外 900 人
212	総社神社街区公園	川尻総社町 14-6	○	○		○	○				津波 8,200 人 津波以外 4,100 人
213	松美ヶ丘第三街区公園	新屋松美ガ丘南町 16-30	○	○		○	○				津波 3,000 人 津波以外 1,500 人
214	新屋松美町緑道（勝平日吉神社隣接広場）	新屋松美町地内	○	○		○	○				津波 6,300 人 津波以外 3,150 人
215	下浜工業団地緑地	下浜羽川字下山 70	○	○		○	○				津波 830 人 津波以外 415 人

No.	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		
216	飯島道東一丁目第一児童遊園地	飯島道東 1 地内	○	○		○	○					津波 500 人 津波以外 250 人
217	一つ森公園コミュニティ体育館	下北手桜字蛭沢 141-7	○	○		○					○	456 人
218	八橋墓地公園	八橋本町 6 地内		○		○						300 人
219	前谷地近隣公園	外旭川字前谷地 3		○		○						10,000 人
220	山王第一街区公園	山王 3-1-60		○		○						3,500 人
221	檜山緑地（檜山公園）	檜山南中町 1-9		○		○						3,000 人
222	拠点第一街区公園	東通仲町 16-1		○		○						3,750 人
223	桜台中央公園	桜台 2-5	○	○		○						3,000 人
224	牛島運動公園	牛島東 1-5 番		○		○						2,780 人
225	光沼近隣公園	土崎港相染町字沼端 77	○	○		○						14,450 人
226	土崎駅東第三街区公園	土崎港北 2-18-18	○	○		○						1,750 人
227	桜ガ丘第二街区公園	桜ガ丘 3-4	○	○		○						2,195 人
228	大平台もみの木公園	大平台 1-14-6	○	○		○						3,220 人
229	竹の花公園	雄和新波字清水木 233	○	○		○						2,500 人
230	古川町街区公園（土崎市民グラウンド）	土崎港西 4-3-1	○	○		○						4,700 人
231	千秋公園	千秋公園 1-1	○			○		○				51,000 人
232	八橋地区コミュニティセンター（2 階和室、会議室および談話コーナー）	八橋本町 5-2-27	○				○					160 人
233	八橋地区コミュニティセンター（多目的ホール）	八橋本町 5-2-27	○	○		○					○	122 人
234	檜山地区コミュニティセンター	檜山南中町 1-9		○		○					○	209 人
235	泉地区コミュニティセンター	泉北 1-20-27	○	○		○					○	120 人
236	旭北地区コミュニティセンター	大町 4-4-15	○	○		○					○	111 人
237	保戸野地区コミュニティセンター	保戸野中町 6-12	○	○		○					○	111 人
238	川尻地区コミュニティセンター	川尻みよし町 8-16	○	○		○					○	120 人
239	旭南地区コミュニティセンター	旭南 1-15-5	○	○		○					○	59 人
240	茨島地区コミュニティセンター	茨島 1-4-71	○	○		○					○	87 人
241	平和公園	泉字五庵山 135	○			○						30,000 人

No.	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
242	西部市民サービスセンター（3階各室と廊下およびホール）	新屋扇町 13-34					○				590 人
243	西部市民サービスセンター（多目的ホール）	新屋扇町 13-34	○	○		○				○	183 人
244	勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町 10-10	○	○		○				○	124 人
245	豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻 224-1		○		○				○	48 人
246	下浜地区コミュニティセンター	下浜羽川字下野 1-76	○	○		○				○	66 人
247	北部市民サービスセンター（3階フロア、バルコニーおよび屋上）	土崎港西 5-3-1					○				3,654 人
248	北部市民サービスセンター（体育館）	土崎港西 5-3-1	○	○		○				○	405 人
249	飯島地区コミュニティセンター敷地	飯島松根東町 5-22	○	○		○	○				津波 1,300 人 津波以外 650 人
250	寺内地区コミュニティセンター敷地	寺内神屋敷 13-23	○	○		○	○				津波 1,700 人 津波以外 850 人
251	上新城地区コミュニティセンター	上新城五十丁字小林 88-5				○				○	48 人
252	金足地区コミュニティセンター	金足小泉字上前 55	○	○		○				○	92 人
253	飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町 5-22	○	○		○				○	128 人
254	寺内地区コミュニティセンター	寺内神屋敷 13-23	○	○		○				○	80 人
255	外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈 76	○	○		○				○	122 人
256	将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南 4-8-8	○	○		○				○	80 人
257	下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場 193-4	○	○		○				○	48 人
258	港北地区コミュニティセンター	土崎港北 3-7-9	○	○		○				○	111 人
259	南部市民サービスセンター	御野場 1-5-1	○	○		○				○	127 人
260	上北手地区コミュニティセンター	上北手猿田字苗代沢 37-1		○		○				○	85 人

No.	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
261	大住地区コミュニティセンター	大住南 2-7-24	○	○		○				○	115 人
262	長者やま荘（雄和地区北部コミュニティ施設）	雄和椿川字長者屋敷 38-1	○	○		○				○	59 人
263	雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部 48-1	○	○		○				○	280 人
264	雄和基幹集落センター（大正寺連絡所）	雄和新波字樋口 62-2		○		○				○	63 人
265	河辺市民サービスセンター	河辺和田字北条ヶ崎 38-2	○	○		○				○	186 人
266	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原 34-1		○		○				○	94 人
267	和田駅前駐車場	河辺和田字上中野 129	○	○		○					2,140 人
268	下北手地区コミュニティセンター	下北手柳館字前田面 133-1	○	○		○				○	81 人
269	太平地区コミュニティセンター	太平目長崎字沼田 42				○				○	93 人
270	旭川地区コミュニティセンター	手形字オノ浜 51-2	○			○				○	122 人
271	東地区コミュニティセンター	広面字鬼頭 38	○	○		○				○	122 人
272	明德地区コミュニティセンター	手形住吉町 2-27	○	○		○				○	102 人
273	東部市民サービスセンター	広面字釣瓶町 13-3	○	○		○				○	150 人
274	秋田市民交流プラザ	東通仲町 4-1	○	○		○				○	612 人
275	雄和サイクリングターミナル	雄和椿川字奥椿岱 145-2	○	○		○				○	55 人
276	秋田公立美術大学（講義棟 2 階の各室と通路）	新屋大川町 12-3					○				850 人
277	秋田公立美術大学（体育館）	新屋大川町 12-3	○	○		○				○	399 人
278	秋田公立美術大学グラウンド	新屋大川町 12-3	○	○		○					3,450 人
279	大森山老人と子どもの家	浜田字出小屋 333-1	○							○	250 人
280	秋田市河辺高齢者健康づくりセンター（ユフォーレ体育館）	河辺三内字丸舞 1-1	○	○		○				○	178 人
281	雄和ふれあいプラザ敷地（一部）	雄和妙法字上大部 46、47-2		○		○					1,269 人
282	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表 66-1	○	○		○				○	703 人
283	河辺総合福祉交流センター駐車場	河辺北野田高屋字上前田表 66-1	○	○		○					7,350 人

No.	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
284	下新城交流センター	下新城中野字前谷地 263	○	○						○	229 人
285	中央市民サービスセンター	山王 1-1-1	○	○		○				○	125 人
286	桜地区コミュニティセンター（多目的ホール）	桜台 1-1-4	○	○		○				○	117 人
287	雄和小学校（体育館）	雄和石田字蟹沢 40	○	○		○				○	128 人
288	秋操近隣公園	泉中央 6-3-1	○	○		○					9,500 人
289	秋田県立秋田高等学校陸上競技場	手形字中台 1	○			○					7,500 人
290	秋田県立金足農業高等学校野球場・ラグビー場	金足追分字海老穴 102-4	○	○		○					6,840 人
291	秋田県立秋田南高等学校陸上競技場	仁井田緑町 4-1		○		○	○				津波 10,200 人 津波以外 5,100 人
292	秋田県立秋田北高等学校グラウンド	千秋中島町 8-1		○		○					4,000 人
293	秋田県立秋田中央高等学校野球場・ラグビー場	土崎港南 3-2-78	○	○		○	○				津波 15,540 人 津波以外 7,770 人
294	秋田県立秋田工業高等学校多目的グラウンド	保戸野金砂町 3-1		○		○					5,475 人
295	学校法人日本赤十字学園 日本赤十字秋田看護大学 ・日本赤十字秋田短期大学 グラウンド	上北手猿田字苗代沢 17-3		○		○					4,700 人
296	秋田県中央地区老人福祉総合エリア駐車場	御所野下堤 5-1-1	○	○		○					12,160 人
297	秋田県健康増進交流センター駐車場	河辺三内字丸舞 1-1	○	○		○					375 人
298	秋田県農業試験場駐車場第 1 駐車場	雄和相川字源八沢 34-1	○	○		○					1,120 人
299	秋田県立秋田きらり支援学校グラウンド	南ヶ丘 1-1-1	○	○		○					4,565 人
300	国立大学法人秋田大学陸上競技場	手形住吉町 6		○		○					14,150 人
301	国立大学法人秋田大学野球場	手形学園町 1		○		○					10,185 人
302	国立大学法人秋田大学附属中学校屋外運動場	保戸野原の町 7-75		○		○					4,275 人
303	飯島南地区コミュニティセンター（多目的ホール）	飯島字南場掛 318-2	○	○		○				○	100 人

No.	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
304	南部市民サービスセンター別館	牛島東 6-4-5	○	○		○				○	121 人
305	秋田県立中央公園	雄和椿川字駒坂台 4-1	○	○		○					38,500 人
306	聖霊学園高等学校グラウンド	南通みその町 4-82		○		○					2,500 人
307	秋田モータースクール自動車教習場	茨島 4-3-36		○		○					9,419 人
308	社会福祉法人感恩講児童保育園グラウンド	寺内神屋敷 2-1	○			○	○				津波 5,000 人 津波以外 2,500 人
309	秋田なまはげ農業協同組合雄和支店駐車場	雄和石田字中大部 3		○		○					2,890 人
310	秋田なまはげ農業協同組合大正寺資材倉庫駐車場	雄和新波字本屋敷 1-1		○		○					1,000 人
311	秋田県立大学陸上競技場	下新城中野字街道端西 241-7	○	○		○					11,173 人
312	下浜羽川遊園地	下浜羽川字二十町 41-2	○	○		○					480 人
313	ノースアジア大学明桜高等学校グラウンド	下北手桜字守沢 8-1	○	○		○					16,000 人
314	ノースアジア大学グラウンド	下北手桜字守沢 46-1	○	○		○					8,000 人
315	下浜長浜公民館敷地	下浜長浜字荒郷屋 70				○	○				津波 1,181 人 津波以外 590 人
316	仁井田地区コミュニティセンター	仁井田本町 4-5-20		○		○				○	99 人
317	河辺戸島野球場	河辺戸島字上野 50 番 1	○	○		○					4,847 人

資料 25-2 指定避難所一覧表

令和 7 年 2 月末現在

No.	名称 (施設名)	所在地 (住所)	指定緊急避難場所 との重複	想定収容 人数
1	保戸野小学校体育館	保戸野すわ町 9-60	○	419
2	明德小学校体育館	千秋公園 1-13	○	341
3	築山小学校体育館	檜山古川新町 55-1	○	346
4	旭北小学校体育館	山王 3-1-35	○	364
5	中通小学校体育館	中通 5-8-22	○	300
6	旭南小学校体育館	旭南 1-15-1	○	409
7	牛島小学校体育館	牛島東 6-6-1	○	417
8	川尻小学校体育館	川尻みよし町 8-31	○	337
9	旭川小学校体育館	手形字才ノ浜 63	○	338
10	土崎小学校体育館	土崎港中央 3-1-78	○	319
11	港北小学校体育館	土崎港北 4-6-1	○	412
12	土崎南小学校体育館	土崎港東 1-6-39	○	326
13	高清水小学校体育館	将軍野南 1-2-16	○	416
14	広面小学校体育館	広面字蟹沢 29	○	347
15	日新小学校体育館	新屋栗田町 24-1	○	289
16	勝平小学校体育館	新屋松美ガ丘北町 14-1	○	514
17	太平小学校体育館	太平目長崎字上目長崎 144	○	172
18	外旭川小学校体育館	外旭川字梶ノ目 262-2	○	357
19	飯島小学校体育館	飯島鼠田 2-2-1	○	359
20	下新城小学校体育館	下新城笠岡字佐戸反 10	○	304
21	旧上新城小学校体育館	上新城五十丁字大村屋敷 22	○	225
22	仁井田小学校体育館	仁井田本町 4-7-1	○	337
23	四ツ小屋小学校体育館	四ツ小屋字街道東 256-1	○	326
24	上北手小学校体育館	上北手猿田字館ノ下 38	○	274
25	下北手小学校体育館	下北手松崎字谷崎 202-1	○	260
26	下浜小学校体育館	下浜羽川字水垂 92	○	252
27	金足西小学校体育館	金足大清水字大清水台 1	○	264
28	八橋小学校体育館	八橋大沼町 7-1	○	309
29	東小学校体育館	東通 2-11-1	○	329
30	泉小学校体育館	泉中央 6-2-1	○	333
31	大住小学校体育館	仁井田字西潟敷 33	○	329
32	桜小学校体育館	桜 4-12-1	○	320
33	飯島南小学校体育館	飯島西袋 1-1-2	○	328
34	秋田大学附属小学校	保戸野原の町 13-1		479
35	寺内小学校体育館	寺内堂ノ沢 2-14-1	○	364
36	御所野小学校体育館	御所野元町 5-1-1	○	419
37	旧川添小学校体育館	雄和椿川字長者屋敷 36-1	○	237
38	旧大正寺小学校体育館	雄和新波字寺沢 32-8	○	288
39	戸島小学校体育館	河辺戸島字本町 123	○	292
40	河辺小学校体育館	河辺和田字岡村 164	○	341
41	岩見三内小学校体育館	河辺三内字外川原 39	○	110
42	秋田東中学校体育館	手形休下町 10-51	○	591
43	秋田南中学校体育館	南通宮田 15-1	○	654
44	山王中学校体育館	山王 3-1-24	○	653
45	土崎中学校体育館	土崎港北 1-3-1	○	611
46	秋田西中学校体育館	新屋大川町 19-75	○	603
47	外旭川中学校体育館	外旭川字梶ノ目 50	○	336
48	秋田北中学校体育館	下新城中野字街道端西 241-90	○	553
49	旧豊岩中学校体育館	豊岩豊巻字内縄尻 90-2	○	218
50	城南中学校体育館	檜山城南町 4-1	○	611
51	旧下北手中中学校体育館	下北手松崎字走り崎 14	○	282

No.	名称 (施設名)	所在地 (住所)	指定緊急避難場所 との重複	想定収容 人数
52	旧下浜中学校体育館	下浜羽川字水垂 92	○	235
53	城東中学校体育館	広面字鍋沼 17	○	677
54	泉中学校体育館	泉北 2-6-1	○	591
55	将軍野中学校体育館	将軍野南 1-12-1	○	601
56	御野場中学校体育館	仁井田字中新田 223	○	597
57	勝平中学校体育館	新屋北浜町 13-1	○	561
58	飯島中学校体育館	飯島字田尻堰越 48	○	611
59	秋田大学附属中学校第 1 ・ 2 体育館	保戸野原の町 7-75		595
60	桜中学校体育館	桜台 1-1-1	○	560
61	御所野学院中学校体育館	御所野地蔵田 4-1-1	○	477
62	雄和中学校体育館	雄和石田字蟹沢 40	○	470
63	河辺中学校体育館	河辺北野田高屋字雷谷地 84	○	562
64	岩見三内中学校体育館	河辺三内字外川原 39	○	348
65	秋田北高等学校第一体育館	千秋中島町 8-1		597
66	秋田工業高等学校体育館	保戸野金砂町 3-1		575
67	秋田高等学校大体育館	手形字中台 1		624
68	秋田中央高等学校体育館棟	土崎港南 3-2-78		1, 331
69	秋田南高等学校第 1・2 体 育館	仁井田緑町 4-1		1, 106
70	秋田商業高等学校	新屋勝平台 1-1	○	1, 250
71	金足農業高等学校第一体 育館	金足追分字海老穴 102-4		533
72	明桜高等学校体育館	下北手桜字守沢 8-1		1, 616
73	秋田令和高等学校体育館	千秋矢留町 4-17		428
74	新屋高等学校体育館	豊岩石田坂字鎌塚 77-3		632
75	御所野学院高等学校体育館	御所野地蔵田 4-1-1	○	396
76	秋田工業高等専門学校第 1・2 体育館	飯島文京町 1-1		560
77	秋田大学体育館	手形住吉町 6		863
78	聖園学園短期大学	保戸野すわ町 1-58		350
79	聖霊女子短期大学	寺内高野 10-33		166
80	秋田公立美術大学附属高 等学院体育館	新屋大川町 12-3	○	284
81	栗田支援学校体育館	新屋栗田町 10-10		250
82	秋田公立美術大学（体育 館）	新屋大川町 12-3	○	399
83	日赤秋田看護・短期大学大 体育館	上北手猿田字苗代沢 17-3		427
84	秋田きらり支援学校体育館	南ヶ丘 1-1-1		208
85	旧金足東小学校体育館	金足片田字待入 109	○	239
86	旧山谷小学校体育館	太平山谷字中山谷 143	○	186
87	旧赤平小学校体育館	河辺赤平字小曾根 80	○	197
88	北部市民サービスセンター体 育館	土崎港西 5-3-1	○	405
89	西部市民サービスセンタ ー多目的ホール	新屋扇町 13-34	○	183
90	南部市民サービスセンタ ー	御野場 1-5-1	○	127
91	下新城交流センター	下新城中野字前谷地 263	○	229
92	太平地区コミュニティセ ンター	太平目長崎字沼田 42	○	93
93	上新城地区コミュニティ センター	上新城五十丁字小林 88-5	○	48

No.	名称 (施設名)	所在地 (住所)	指定緊急避難場所 との重複	想定収容 人数
94	上北手地区コミュニティセンター	上北手猿田字苗代沢 37-1	○	85
95	下北手地区コミュニティセンター	下北手柳館字前田面 133-1	○	81
96	金足地区コミュニティセンター	金足小泉字上前 55	○	92
97	旭川地区コミュニティセンター	手形字オノ浜 51-2	○	122
98	東地区コミュニティセンター	広面字鬼頭 38	○	122
99	勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町 10-10	○	124
100	飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町 5-22	○	128
101	寺内地区コミュニティセンター	寺内神屋敷 13-23	○	80
102	外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈 76	○	122
103	檜山地区コミュニティセンター	檜山南中町 1-9	○	209
104	将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南 4-8-8	○	80
105	泉地区コミュニティセンター	泉北 1-20-27	○	120
106	明德地区コミュニティセンター	手形住吉町 2-27	○	102
107	大住地区コミュニティセンター	秋田市大住南 2-7-24	○	115
108	八橋地区コミュニティセンター	八橋本町 5-2-27	○	122
109	旭北地区コミュニティセンター	大町 4-4-15	○	111
110	保戸野地区コミュニティセンター	保戸野中町 6-12	○	111
111	下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場 193-4	○	48
112	豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻 224-1	○	48
113	下浜地区コミュニティセンター	下浜羽川字下野 1-76	○	66
114	川尻地区コミュニティセンター	川尻みよし町 8-16	○	120
115	港北地区コミュニティセンター	土崎港北 3-7-9	○	111
116	旭南地区コミュニティセンター	旭南 1-15-5	○	59
117	秋田市民交流プラザ	東通仲町 4-1	○	612
118	県立体育館	八橋運動公園 1-12		750
119	茨島体育館	茨島 1-4-71	○	425
120	一つ森公園コミュニティ体育館	下北手桜字蛭沢 141-7	○	896
121	大森山老人と子どもの家	浜田字出小屋 333-1	○	250
122	秋田県スポーツ科学センター	八橋運動公園 1-5		389
123	秋田県児童会館	山王中島町 1-2	○	744

No.	名称 (施設名)	所在地 (住所)	指定緊急避難場所 との重複	想定収容 人数
124	秋田県青少年交流センター	寺内神屋敷 3-1		163
125	秋田県ゆとり生活創造センター（遊学舎）	上北手荒巻字堺切 24-2		90
126	秋田県中央地区老人福祉総合エリア屋内運動広場ほか 17 部屋	御所野下堤 5-1-1		611
127	長者やま荘（雄和地区北部コミュニティ施設）	雄和椿川字長者屋敷 38-1	○	59
128	雄和サイクリングターミナル	雄和椿川字奥椿岱 145-2	○	55
129	雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部 48-1	○	280
130	雄和体育館	雄和妙法字上大部 95-1	○	364
131	秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）	河辺三内字丸舞 1-1		334
132	雄和基幹集落センター（大正寺連絡所）	雄和新波字樋口 62-2	○	154
133	雄和南体育館	雄和神ヶ村字陳笠 259	○	263
134	河辺体育館	河辺和田字上中野 186	○	336
135	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表 66-1	○	703
136	河辺市民サービスセンター	河辺和田字北条ヶ崎 38-2	○	186
137	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原 34-1	○	94
138	秋田市河辺高齢者健康づくりセンター（ユフォーレ体育館）	河辺三内字丸舞 1-1	○	178
139	上三内農村集落センター	河辺三内字三内段 192		62
140	砂子渚公民館	河辺三内字高畑内 63		68
141	東生活改善センター	河辺岩見字東 49-50		65
142	茨島地区コミュニティセンター	茨島 1-4-71	○	87
143	東部市民サービスセンター	広面字釣瓶町 13-3	○	150
144	中央市民サービスセンター	山王 1-1-1	○	125
145	桜地区コミュニティセンター（多目的ホール）	桜台 1-1-4	○	117
146	雄和小学校体育館	雄和石田字蟹沢 40	○	128
147	秋田県農業試験場講堂・職員会館	雄和相川字源八沢 34-1		248
148	飯島南地区コミュニティセンター（多目的ホール）	飯島字南場掛 318-2	○	100
149	南部市民サービスセンター別館	牛島東 6-4-5	○	121
150	秋田市にぎわい交流館AU（1 階オープンスペース及び交流スペース）	中通 1-4-1		66
151	仁井田地区コミュニティセンター	仁井田本町 4-5-20	○	99

第 2 6 衛生および清掃に関する資料

資料 2 6 - 1 ごみ処理施設一覧表

令和 7 年 2 月末現在

施 設 名	所 在 地	電話番号	処理能力
総合環境センター	秋田市河辺豊成字虚空蔵大 台滝 1 番地 1	839-4816	
溶融施設			460t/日
リサイクルプラザ			びん：36t/5h 缶・乾電池： 28t/5h ペットボトル： 10t/5h
第 2 リサイクルプラザ			32t/5h
最終処分場			排水処理施設： 2,000 m ³ /日

資料 2 6 - 2 し尿処理施設一覧表

令和 7 年 2 月末現在

施 設 名	所 在 地	電話番号	処理能力
汚泥再生処理センター	秋田市向浜一丁目 13 番 1 号	839-4816	175 kl/日

※連絡先（電話番号）は総合環境センター

資料 2 6 - 3 ごみ収集車（環境部）保有状況一覧表

令和 7 年 2 月末現在

特 殊 車	台 数	総 積 載 量 (t)
中 型	1	2.50
小 型	1	2.00
計	2	4.50

資料 26-4 ごみ収集車（委託）保有状況一覧表

令和 7 年 2 月末現在

業者名	所在地	電話番号	台数	総積載量（t）
秋田協同清掃（株）	新屋豊町 4-30	864-7300	11	28.45
大洋ビル管理（株）	旭北錦町 1-14	865-0601	9	20.90
（有）協伸産業	新屋島木町 3-1	828-6629	9	24.05
秋田清掃事業協同組合	雄和田草川字沖村 155-1	886-8210	10	26.10
協業組合秋田クリーン	寺内字イサノ 76-1	865-5385	9	19.75
（株）河辺清掃社	河辺岩見字萱森留見瀬 48-1	883-2227	3	8.55
		計	51	127.80

資料 26-5 し尿収集運搬許可業者名および保有状況一覧表

令和 7 年 2 月末現在

業者名	所在地	電話番号	台数	総積載量（kl）
五大産業（株）	茨島一丁目 2-6	862-4309	6	19.95
（株）秋田北部清掃興業	土崎港西二丁目 10-20	845-4405	11	51.35
秋田環境システム（株）	御所野湯本二丁目 1-5	826-1525	5	20.80
（有）秋田衛生社	檜山川口境 18-11	833-3125	5	17.40
（有）千秋産業	牛島東二丁目 1-10	833-4207	2	5.40
（株）河辺清掃社	河辺岩見字萱森留見瀬 48-1	883-2227	3	10.45
		計	32	125.35

資料 26-6 ごみ収集運搬許可業者名および保有状況一覧表

令和 7 年 2 月末現在

業者名	所在地	電話番号	特殊車 台数	ダンプ 台数	総積載量 (t)
秋田協同清掃 (株)	新屋豊町 4-30	864-7300	22	5	67.05
(有) 丸ノ内サービス	寺内字大小路 207-44	845-7099	6	4	22.75
オークス (株)	土崎港相染町字浜ナシ 山 17-13	857-2323	8	2	24.70
大洋ビル管理 (株)	旭北錦町 1-14	865-0601	6	1	20.00
(有) 田口清掃	新屋高美町 8-25	828-1677	5	1	12.60
(有) 太平	濁川字後田 36-3	868-6838	4	1	11.80
(有) 佐藤清掃社	飯島飯田一丁目 1-5	857-0544	3	1	8.50
(有) 秋田衛生社	檜山川口境 18-11	833-3125	1	1	3.90
(株) エイビック	東通観音前 7-3	833-3957	3	1	8.25
(有) 武藤清掃サービス	上北手百崎字境田 143	839-0523	3	1	7.90
(福) 秋田県母子寡婦福 祉連合会	山王四丁目 1-2 (秋田地方総合庁舎内)	860-3551	1	2	7.45
(有) 秋田第一清掃	外旭川字神田 280-18	868-0015	3		6.50
(有) エスエス環境	仁井田新田二丁目 8-23	839-6605	1		2.00
(株) 東北ビルカンリ・ システムズ	大町三丁目 3-36	862-3251	2		4.90
長谷部清掃	横森三丁目 4-25	835-3785	2		4.35
工藤清掃	下新城中野字琵琶沼 2 18-2	878-4924		2	0.70
安田興業 (有)	豊岩石田坂字坂ノ下 64	828-1133	1	1	5.85
(株) 秋田北部清掃興業	土崎港西二丁目 10-20	845-4405	1		2.00
(株) 河辺清掃社	河辺岩見字萱森留見瀬 48-1	883-2227	2	2	8.50
		計	74	25	229.70

第 2 7 福祉施設に関する資料

資料 2 7 - 1 福祉施設一覧

令和 6 年 4 月 1 日現在

■認可保育所

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	寺内保育所	秋田市	S50. 5. 1	寺内油田二丁目 5-1	863-6253	863-6309	120
2	岩見三内保育所	秋田市	S52. 4. 1	河辺三内字外川原 115	883-2555	827-7822	39
3	新波保育所 ※	秋田市	S47. 4. 1	雄和神ヶ村字陳笠 262			
4	川添保育所	秋田市	S55. 4. 1	雄和椿川字長者屋敷 33	886-2139	886-2518	89
5	雄和中央保育所	秋田市	S62. 4. 1	雄和種沢字戸草沢 105	886-2595	886-2668	33
6	河辺保育所	秋田市	H22. 4. 1	河辺北野田高屋字上前 田表 68-1	882-3056	853-0866	150
7	第一ルンビニ園	(福)秋田聖徳会	S23. 5. 1	旭南一丁目 5-10	862-3857	862-1900	140
8	第二ルンビニ園	(福)秋田聖徳会	S23. 5. 1	川元小川町 1-53	862-3858	862-3859	150
9	城南園	(福)秋田婦人ホーム	S23. 5. 1	檜山古川新町 41-2	832-3512	832-3610	60
10	日新保育園	(福)新屋厚生会	S25. 4. 1	新屋町字関町後 77-3	828-3211	828-4700	150
11	勝平保育園	(福)新屋厚生会	S25. 4. 1	新屋松美ガ丘南町 16-13	823-4520	823-3668	150
12	あきた保育園	(福)秋田県母子寡婦 福祉連合会	S39. 4. 1	南通築地 2-6	833-4614	889-3432	90
13	はねかわ保育所	(福)協和会	S45. 4. 1	下浜羽川字下山 48-105	879-2139	879-2162	30
14	白百合保育園	(福)白百合保育園	S46. 10. 1	八橋鯨沼町 5-6	823-5361	823-5364	210
15	こばと保育園	(福)こばと保育園	S52. 4. 1	広面字釣瓶町 71-4	834-3429	836-3424	110
16	みつば保育園	(福)こばと保育園	H27. 4. 1	保戸野八丁 2-20	874-9881	874-9882	40
17	大野保育園	(福)大野保育園	S52. 4. 1	仁井田字西潟敷 11	834-9200	833-9211	140
18	北保育園	(福)新光会	S54. 4. 1	下新城中野字街道端西 241-62	873-5248	873-6990	48
19	やまばと保育園	(福)友睦会	S54. 4. 1	新屋寿町 8-69	865-0633	824-8310	80
20	ひがし保育園	(福)秋田東福祉会	S55. 4. 1	手形字扇田 18-1	835-6730	835-6732	70
21	みどり保育園	(福)秋田南福祉会	S55. 4. 1	檜山南中町 1-32	835-9298	835-8119	70
22	さくら保育園	(福)太東会	H11. 1. 1	桜二丁目 13-27	884-7377	884-7378	90
23	グリーンローズ 保育園	(福)グリーンローズ	H11. 4. 1	新屋表町 8-19	828-3049	828-3061	50
24	こひつじ保育園	(福)こひつじ会	H12. 4. 1	広面字近藤堰添 46- 4	835-1227	835-1270	72
25	ごしょの保育園	(福)山王平成会	H13. 1. 1	御所野地蔵田二丁目 9-6	892-7555	892-7226	160
26	こどものくに保 育園	(福)こどものくに	H14. 4. 1	東通二丁目 10-22	834-9548	827-6777	60
27	あさひ保育園	(福)太東会	H16. 4. 1	手形字山崎 92-18	832-8833	836-1036	90
28	上北手保育園	(福)大空会	H18. 4. 1	上北手猿田字苗代沢 87-6	839-3595	853-5010	100
29	わかこま第一保 育園	(福)若駒会	H22. 4. 1	山王二丁目 1 -21	862-0266	874-8144	100
30	秋田駅東保育園	(福)さわらび会	H22. 12. 1	東通三丁目 6-8	837-4152	837-1154	69
31	南通りすこやか 保育園	(福)すこやか	H23. 1. 1	中通五丁目 10-14	874-8102	874-8103	60

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
32	こどものいえ保育園	(福)すこやか	H28. 4. 1	外旭川字三後田 172	893-4340	893-4341	28
33	こぐま保育園	(福)すこやか	H28. 4. 1	泉菅野二丁目 9-11	866-7767	893-4460	30
34	かわしり保育園	(福)山王平成会	H23. 4. 1	山王臨海町 4-15	823-3254	874-9751	60
35	ほどの保育園	(福)太東会	H26. 4. 1	保戸野鉄砲町 5-60	823-6928	874-9569	72
36	グリーンローズてがた保育園	(福)グリーンローズ	H26. 4. 1	手形休下町 1-33	834-0766	838-0246	70
37	牛島ルンビニ園	(福)秋田聖徳会	H26. 4. 1	牛島東四丁目 7-48	832-3045	874-9729	70
38	かわぐち保育園	(福)秋田県母子寡婦福祉連合会	H28. 4. 1	檜山登町 10-50	832-4582	874-9761	60
39	キッズステーションしょうぐんの	(学)加賀谷学園	H28. 4. 1	将軍野青山町 9-17	816-0760	816-0761	36
40	くれよんハウス	(有)くれよんハウスコーポレーション	H28. 4. 1	保戸野千代田町 10-41	865-5029	865-9048	60
41	めぐみ保育園	(株)LBK	H29. 4. 1	東通七丁目 4-11	834-8122	827-3307	60
42	ニチイキッズ秋田ひろおもて保育園	(株)ニチイ学館	H29. 7. 1	広面字堤敷 73-1	825-9533	825-9534	40
43	やどめ保育園	一般社団法人千秋矢留会	H29. 10. 1	千秋矢留町 2-8	884-7474	884-7440	70
44	わかこま第二保育園	(福)若駒会	H30. 4. 1	山王六丁目 7-26	865-1033	853-7110	90
45	ばんだ保育園	(株)ばんだ保育園	H31. 4. 1	泉中央四丁目 1-1	893-5858	893-5859	30
46	さくらんぼ保育園	(同)さくらんぼ保育園	R2. 4. 1	外旭川字前谷地 53-1	827-3916	827-3934	36
47	ナーサリー小鳥の木	(福)翼友会	R3. 4. 1	八橋イサノ二丁目 4-29	883-1341	827-6363	90

※新波保育所は、令和6年4月1日以降休所

■認定こども園

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	のびのびこども園	(学)ノースアジア大学	H27. 4. 1	茨島四丁目 1-20	823-4540	863-4918	135
2	幼保連携型にいだこども園	(学)仁井田幼稚園	H27. 4. 1	仁井田本町三丁目 5-48	839-2048	839-2171	231
3	こまどり幼稚園・保育園	(学)見真学園	H27. 4. 1	横森五丁目 1-29	834-0968	兼用	170
4	認定こども園四ツ小屋	(学)四ツ小屋幼稚園	H27. 4. 1	四ツ小屋字城下当场 2-4	839-2734	兼用	95
5	外旭川わんわんこども園	(学)外旭川学園	H27. 4. 1	外旭川字梶ノ目 534	868-3400	868-6110	150
6	聖園幼稚園・保育園	(学)聖園学園	H27. 4. 1	保戸野すわ町 1-58	823-2695	823-2697	160
7	認定こども園聖霊幼稚園・保育園	(学)聖霊学園	H27. 4. 1	南通みその町 5-3	835-5692	838-1331	76
8	認定こども園土崎幼稚園	(学)加藤学園	H27. 4. 1	土崎港中央四丁目 5-42	845-1297	兼用	30

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
9	土崎カトリック こども園	(学)秋田カトリック 学園	H27. 4. 1	土崎港南三丁目 13-35	845-1786	845-2080	120
10	山王幼稚園・保育 園	(学)山王学園	H27. 4. 1	山王中園町 4-15	862-2223	862-2244	207
11	秋田太陽幼稚園 ベビー園	(学)峰本学園	H27. 4. 1	大住三丁目 3-41	839-0311	839-0313	120
12	けやき平こども 園	(学)伊東学園	H27. 4. 1	飯島字前田表 248	845-7985	兼用	40
13	勝平幼稚園ひよ こ保育園	(学)和洋学園	H27. 4. 1	新屋松美ガ丘東町 9-23	863-6227	863-6886	123
14	あさひかわこど も園	(学)秋田市旭川幼稚 園	H27. 4. 1	泉東町 8-56	868-3700	868-3718	100
15	あおぞら幼保連 携型認定こども 園	(福)雄仁会	H27. 4. 1	仁井田字仲谷地 284	839-5375	839-5323	120
16	ひかり幼稚園	(学)パプテスト学園	H28. 4. 1	泉中央三丁目 2-1	863-4228	862-5456	71
17	ルーテル愛児幼 稚園	(学)児童福音学園	H28. 4. 1	新屋表町 8-19	828-3038	828-8185	69
18	ウェルビューい ずみこども園	(福)いずみ会	H29. 4. 1	泉菅野二丁目 17-27	896-6277	896-6482	90
19	御所野幼稚園	(学)山王学園	H29. 4. 1	御所野元町五丁目 1-2	826-1005	826-1023	100
20	あきた中央こど も園	(福)秋田中央福祉会	H30. 4. 1	保戸野千代田町 1-10	896-0121	896-0119	110
21	秋田太陽幼稚園 ベビー園	(学)峰本学園	H27. 4. 1	大住三丁目 3-41	839-0311	839-0313	120
22	けやき平こども 園	(学)伊東学園	H27. 4. 1	飯島字前田表 248	845-7985	兼用	40
23	勝平幼稚園ひよ こ保育園	(学)和洋学園	H27. 4. 1	新屋松美ガ丘東町 9-23	863-6227	863-6886	123
24	あさひかわこど も園	(学)秋田市旭川幼稚 園	H27. 4. 1	泉東町 8-56	868-3700	868-3718	100
25	こども園あきた 風の遊育舎	(福)風の遊育舎	H30. 4. 1	土崎港西三丁目 8-28	846-6731	846-6751	186
26	こども園こうほ く風の遊育舎	(福)風の遊育舎	H30. 4. 1	土崎港北六丁目 1-33	845-7166	845-7176	128
27	サンパティオこ ども園	(福)山栄会	H30. 4. 1	大町一丁目 2-7	827-3864	874-7424	90
28	ならやま認定こ ども園	(福)檜山保育園	H31. 4. 1	南通宮田 16-30	832-5008	832-5007	90
29	秋田認定こども 園	(財)鉄道弘済会	H31. 4. 1	手形休下町 3-4	832-6812	884-7538	70
30	あおぞらなない ろ園	(福)雄仁会	H31. 4. 1	四ツ小屋字中野 258	839-7979	829-1574	99
31	あきたこどもの 森	(特非)Akita コドモ の森	R1. 10. 1	濁川字家ノ前 113	827-6465	868-6755	7
32	こども園いずみ 風の遊育舎	(福)風の遊育舎	R2. 4. 1	寺内字三千刈 223-1	838-1350	838-1399	90

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
33	白百合いずみこども園	(福)白百合保育園	R3.4.1	泉中央五丁目 6-1	823-1626	874-9644	144
34	認定こども園新屋幼稚園・ほいくえん	(学)横山学園	R3.4.1	新屋扇町 4-27	828-2119	兼用	90
35	幼保連携型認定こども園ふじ	(福)翼友会	R4.4.1	飯島飯田一丁目 12-40	816-0550	816-0551	120
36	幼保連携型認定こども園ナーサリーふじ	(福)翼友会	R4.4.1	飯島西袋一丁目 1-3	893-5880	893-5881	129
37	認定こども園秋田幼稚園	(学)秋田キリスト教学園	R4.4.1	高陽青柳町 13-31	862-3542	862-1992	20
38	かんば認定こども園	(福)湊標会	R5.4.1	牛島西一丁目 7-42	832-9645	833-0168	130
39	幼保連携型認定こども園ナーサリー土崎	(福)翼友会	R6.4.1	土崎港中央六丁目 10-6	845-1571	874-9626	129

■小規模保育事業

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	大町子供の家	有限会社	H27.4.1	大町五丁目 7-38	823-4859	823-7554	12
2	エンジェルハウスかつひら	個人	H27.4.1	新屋松美ガ丘北町 16-28	867-0556	兼用	12
3	秋田みなと園	個人	H27.4.1	土崎港西三丁目 8-14	846-0415	兼用	19
4	Kid'sPatio!あきたルーム	株式会社	H27.4.1	御所野地藏田一丁目 1-1	874-8789	兼用	16
5	豆の木保育園	個人	H28.4.1	外旭川字三後田 111-2	868-5257	868-3525	19
6	きらきら保育園秋田駅前	株式会社	H28.4.1	中通四丁目 17-15	827-5157	827-5154	12
7	わかばベビー保育園	学校法人	H29.4.1	山王三丁目 1-24	863-8632	863-3949	17
8	シエルアンジュ園	株式会社	H30.4.1	土崎港中央五丁目 4-8	853-1725	853-1726	18
9	広面みなと園	個人	H30.4.1	広面字土手下 2-4	848-2110	848-2120	12
10	もりのらくえん	個人	H30.4.1	桜三丁目 9-3	807-2118	811-0531	19
11	チェリッシュ保育園	合同会社	H31.4.1	茨島四丁目 3-36	802-0487	802-0487	19
12	シエル2号館	株式会社	H31.4.1	東通仲町 21-14	853-1670	853-1670	18
13	ごしょのベビー園	(学)山王学園	R2.1.1	御所野堤台一丁目 5-4	838-1151	838-1154	18
14	こまちベビー園	(学)山王学園	R2.4.1	中通七丁目 1-2-3	838-4414	838-4415	12
15	こまどりリトル園	(学)見真学園	R2.4.1	横森五丁目 18-9	838-1440	838-1446	18

■事業所内保育事業

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	オレンジリー秋田第1保育園	(株)プレステージ・インターナショナル	H27.4.1	新屋島木町 1-172	888-9310	0570-051-999	12
2	し〜な保育園	(株)TEAM CAN LIFE	H28.4.1	八橋南一丁目 1-3	803-0170	803-0180	9
3	きらら保育園かんと通り	(株)きららホールディングス	H28.4.1	大町二丁目 5-1	895-7267	895-7268	15

※定員は地域枠

■幼稚園

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	金足西幼稚園	秋田市	S49. 4. 1	金足大清水字大清水台 1-4	873-2152	兼用	29

■認可外保育施設

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	保育園すいとまむ	個人	H18. 6. 1	飯島道東二丁目 1-10	846-6423	兼用	60
2	ちびっこランドにいだ園	個人	H20. 11. 28	仁井田二ツ屋一丁目 3-47	835-7885	兼用	24
3	大町子供の家	有限会社	S49. 10. 1	大町五丁目 7-38	823-4859	823-7554	18
4	どんぐりホーム	個人	H5. 8. 20	山王二丁目 11-15	863-3606	兼用	20
5	ドリームプラスハート	NP0	H28. 4. 1	雄和田草川字太田 38-1	070-5324 -7553	—	4
6	WILL UP DATE	個人	R4. 1. 20	河辺戸島字白熊沢 82	080-7383 -0808	—	3
7	キッズライン	個人	R5. 12. 6	将軍野南三丁目 2-7	090-7660 -7839	—	2

■事業所内保育施設

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	千秋保育園	(大)秋田大学 医学部附属病院	S39. 5. 1	広面字蓮沼 44-2	834-5050	834-5050	50
2	今村病院院内保育所わんぱく保育室	(医)久幸会	H1. 5. 1	下新城中野字琵琶沼 124-1	873-3011	873-3609	20
3	明和会院内こども園	(医)明和会	H19. 10. 25	南通みその町 3-15	836-7417	835-7863	24
4	市立秋田総合病院院内 保育園こどもの国	(地独)市立秋 田総合病院	H26. 4. 1	川元山下町 7-10	883-0807	883-0808	20
5	秋田ヤクルト泉センタ ー託児所	秋田ヤクルト 販売(株)	H13. 4. 1	土崎港北 3-7-29	864-8960	865-0922	5
6	秋田ヤクルト東通セン ター託児所	秋田ヤクルト 販売(株)	H15. 4. 1	東通観音前 13-39	864-8960	864-0922	5
7	御所野ひかりクリニッ ク法人内託児室	(医)杏仁会	H27. 12. 1	仁井田字横山 260-1	829-8880	829-8808	4

■企業主導型保育事業

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	ニチイキッズ秋田はす ぬま保育園	株式会社	H29. 4. 1	広面蓮沼 104-1 クリーンセ ラミックマンション1階	825-8128	825-8127	18
2	ぼっぼランドこまち	株式会社	H29. 12. 1	中通七丁目 2-5	832-6727	—	10
3	あさひかわベビー園	学校法人	H29. 12. 1	泉馬場 13-31	838-6313	兼用	12
4	さんのうベビー園	学校法人	H30. 4. 1	川元開和町 13-34	838-6722	838-6723	12
5	ゆめの樹保育園	株式会社	H30. 4. 2	山王四丁目 4-14	827-6810	827-6811	18
6	秋田赤十字病院院内保 育所ちえの和	秋田赤十字病院	H30. 4. 1	上北手猿田字苗代沢 222-1	838-0125	829-2510	30

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
7	オレンジリー秋田第2保育園	株式会社	H30. 8. 1	新屋島木町 1-173	872-7171	—	42
8	ビーンズ保育園	株式会社	R1. 8. 5	保戸野八丁 2-9	853-7166	853-7188	19

■児童館・児童センター・児童室

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話
1	中通児童館	秋田市	H24. 4. 1	南通亀の町 12-17	834-9834
2	保戸野児童館	秋田市	H23. 4. 1	保戸野すわ町 9-76	865-6404
3	旭南児童館	秋田市	H21. 6. 1	旭南一丁目 15-5	865-6403
4	八橋児童館	秋田市	H29. 4. 1	八橋大沼町 7-2	865-6402
5	旭北児童館	秋田市	S52. 9. 17	山王三丁目 1-35	865-6401
6	仁井田児童館	秋田市	S54. 10. 18	仁井田本町四丁目 7-2	839-0648
7	広面児童館	秋田市	R3. 5. 14	広面字近藤堰越 13-1	832-9667
8	土崎児童館	秋田市	S55. 11. 4	土崎港中央三丁目 7-11	845-9023
9	大住児童館	秋田市	S57. 11. 1	仁井田字西潟敷 33	839-3090
10	日新児童館	秋田市	S60. 1. 12	新屋栗田町 28-34	828-2767
11	旭川児童館	秋田市	S61. 2. 6	手形字オノ浜 63	832-9567
12	浜田児童館	秋田市	S46. 2. 16	浜田字自在山 47-3	828-0320
13	金足西児童館	秋田市	H16. 4. 1	金足大清水字大清水台 1	873-6583
14	上北手児童館	秋田市	H26. 4. 1	上北手猿田字苗代沢 139-12	839-7681
15	築山児童センター	秋田市	H14. 4. 1	檜山南新町上丁 3	835-1576
16	川尻児童センター	秋田市	H19. 4. 1	川尻みよし町 8-16	862-9870
17	勝平児童センター	秋田市	H24. 10. 29	新屋松美ガ丘東町 10-10	865-6405
18	牛島児童センター	秋田市	H25. 4. 1	牛島東四丁目 7-47	832-9612
19	泉児童センター	秋田市	S63. 1. 20	泉中央六丁目 2-2	823-6430
20	土崎南児童センター	秋田市	H1. 12. 1	土崎港東一丁目 6-39	846-5233
21	港北児童センター	秋田市	H3. 3. 20	土崎港北四丁目 6-1	845-3205
22	四ツ小屋児童センター	秋田市	H4. 2. 1	四ツ小屋字街道西 15-1	839-8488
23	飯島南児童センター	秋田市	H5. 1. 4	飯島西袋二丁目 22-1	846-3299
24	明德児童センター	秋田市	H6. 1. 4	千秋北の丸 5-70	832-0568
25	寺内児童センター	秋田市	H7. 1. 4	寺内堂ノ沢二丁目 10-17	846-1205
26	東児童センター	秋田市	H8. 4. 1	東通二丁目 11-2	831-2725
27	飯島児童センター	秋田市	H9. 1. 6	飯島鼠田二丁目 2-2	857-0470
28	外旭川児童センター	秋田市	H10. 4. 1	外旭川字梶ノ目 304	868-4151
29	高清水児童センター	秋田市	H11. 4. 1	将軍野南一丁目 2-21	857-1035
30	下北手児童センター	秋田市	H12. 4. 1	下北手松崎字谷崎 219	837-8200
31	桜児童センター	秋田市	H15. 4. 1	桜台一丁目 1-3	834-5037
32	御所野児童センター	秋田市	H27. 5. 1	御所野地藏田三丁目 1-3	839-9190
33	下新城児童室	秋田市	H14. 4. 24	下新城笠岡字佐戸反 10(下新城小学校内)	873-6797
34	河辺児童室	秋田市	H17. 1. 11	河辺和田字岡村 164-1(河辺小学校内)	882-3636
35	戸島児童室	秋田市	H20. 5. 20	河辺戸島字本町 123(戸島小学校内)	882-4701
36	岩見三内児童室	秋田市	H23. 3. 17	河辺三内字外川原 39(岩見三内小学校内)	883-2181
37	太平児童室	秋田市	H24. 4. 25	太平目長崎字目長崎 144(太平小学校内)	838-2270
38	豊岩児童室	秋田市	H24. 5. 11	豊岩豊巻字内縄尻 90(豊岩小学校内)	828-0053
39	下浜児童室	秋田市	H26. 5. 1	下浜羽川字水垂 92(下浜小学校内)	879-2002
40	雄和児童センター	秋田市	H28. 4. 1	雄和妙法字上大部 48-1	886-4401

■放課後児童クラブ

NO	名称	経営主体	所在地	電話	定員
1	さくら学童保育クラブ	父母の会	桜台一丁目 1-3	853-6201	41
2	こばと学童保育クラブ	父母の会	広面字樋ノ下 13-4	832-1124	29
3	たんぼぼ学童保育クラブ	父母の会	新藤田字中山台 54-29	832-9713	52
4	勝平学童保育所	父母の会	新屋松美ガ丘北町 12-1	863-3360	40
5	つくしんぼ学童保育クラブ	父母の会	新屋栗田町 15-19	828-2855	69
6	白百合学童保育クラブ	個人	八橋鯨沼町 5-5	865-3316	79
7	かんば学童教室	社会福祉法人	牛島西三丁目 10-29	827-7622	25
8	学童保育ばーす千秋	合同会社	千秋北の丸 5-64	080-6924-1200	75
9	ひばりクラブ	社会福祉法人	檜山南新町上丁 3	080-1801-5759	40
10	あおぞら児童クラブ	社会福祉法人	仁井田字仲谷地 285	839-2900	45
11	東児童クラブ	父母の会	東通二丁目 11-2	070-2037-3917	21
12	飯島児童クラブ	父母の会	飯島鼠田二丁目 2-2	080-1808-4971	23
13	外旭川児童クラブ	父母の会	外旭川字梶ノ目 304	090-2992-4356	24
14	下北手児童クラブ	父母の会	下北手松崎字谷崎 219	090-7799-4261	30
15	こどものくに学童クラブ	父母の会	広面字鍋沼 80-3	090-9635-7017	30
16	若駒学童クラブ	個人	山王六丁目 8-2	862-0377	70
17	エンジェルハウスかつひら	個人	新屋松美ガ丘北町 7-23	867-0556	42
18	大町学童クラブ	有限会社	大町五丁目 7-38	823-4859	21
19	学童保育クラブさくらシャインキッズ	父母の会	桜台二丁目 13-2	837-2100	34
20	やどめ学童クラブ	株式会社	保戸野八丁 5-19	864-5889	145
21	くれよんハウス学童クラブぐう・ちょき・ばあ	有限会社	保戸野千代田町 10-41	865-5029	45
22	つばさ学童クラブ	個人	八橋大畑一丁目 8-22	862-9283	40
23	放課後児童クラブ・るーてる	学校法人	新屋表町 8-19	828-3038	72
24	さくら冒険王学童保育クラブ	父母の会	桜二丁目 15-26	836-5680	45
25	ならやま放課後児童クラブ	社会福祉法人	南通宮田 16-10	090-2565-5008	50
26	あおぞら児童クラブ牛島教室	社会福祉法人	牛島東五丁目 9-6	831-0189	45
27	泉学童クラブ(わんぱくクラブ)	その他の法人	泉中央六丁目 9-5	893-5725	34
28	泉学童クラブ(ひまわりクラブ)	その他の法人	泉中央四丁目 3-15	893-4786	33
29	きらら学童クラブかんとー通り	株式会社	大町二丁目 5-1	895-7233	90
30	広面子育ステーション	企業組合	広面字二階堤 20-1	070-5476-4453	45
31	学童保育あきた風の遊育舎	社会福祉法人	土崎港西三丁目 7-18	893-5611	50
32	学童保育あらやチャレンジクラブ	学校法人	新屋扇町 6-38	811-0780	46
33	さんさん倶楽部	学校法人	山王中園町 4-15	862-2223	80
34	アフタースクール fuji	社会福祉法人	飯島新町二丁目 9-5	816-0550	45
35	あすか学童クラブあきた中央	社会福祉法人	保戸野千代田町 1-10	853-9208	40
36	金足ふきのとう学童クラブ	企業組合	金足小泉字潟向 86-1	827-5619	19
37	大野学童クラブ	個人	仁井田字西潟敷 11	834-9200	45
38	あきた学童さくら教室	NP0 法人	桜台二丁目 13-12	853-8865	96
39	あさひかわ学童保育クラブ	学校法人	泉馬場 13-31	070-3243-7626	45
40	にじっこ学童クラブ	個人	広面字碓 1-7	811-2521	45
41	キッズクラブ フレンドリー	個人	広面字谷内佐渡 270	831-0933	16
42	学童スクールキャンパス 2 1	有限会社	泉南一丁目 2-2	827-6867	35
43	土崎カトリック学童クラブ	学校法人	土崎港南三丁目 13-35	080-1822-7904	90
44	あおぞら児童クラブ四ツ小屋・御所野教室	社会福祉法人	四ツ小屋字中野 258-1	838-4477	45

NO	名称	経営主体	所在地	電話	定員
45	あきた学童ごしよの教室	NPO 法人	御所野元町一丁目 1-9	838-5882	89
46	えんじえるみゅーじっくくらぶ	個人	新屋松美ガ丘北町 4-20	867-0556	25
47	土崎学童クラブ(第 1 みなとっ子クラブ)	合同会社	土崎港北四丁目 10-46	838-4833	34
48	キッズオアシス	有限会社	新屋栗田町 28-25	080-3538-7577	36
49	にいだ学童クラブ	個人	仁井田新田三丁目 11-13	811-4720	40
50	第二にじっこ学童クラブ	個人	広面字碓 79-3	811-2774	35
51	土崎学童クラブ(第 2 みなとっ子クラブ)	合同会社	將軍野東 1 丁目 7-30	827-6141	35
52	学童クラブ スマイルキャンプ	株式会社	牛島東 4 丁目 7-24	800-3832	45
53	ハラッパ AFTER SCHOOL	個人	千秋矢留町 3-37	838-0664	35
54	学童保育チェリッシュスクール	合同会社	茨島 4 丁目 3-36	070-6493-1983	36
55	学童クラブじん	個人	飯島鼠田二丁目 4-8	090-8004-4413	40
56	にじっこ学童クラブさくら	個人	桜三丁目 9 番 3 号	080-3327-8421	30

■母子生活支援施設

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田婦人ホーム	(福)秋田婦人ホーム	S8. 11. 25	檜山古川新町 41-2	831-1467	831-1482	20
2	秋田わかばハイム	(福)秋田県母子寡婦福祉連合会	S16. 4. 1	南通築地 2-6	832-3624	832-5777	20
3	秋田聖徳会若草ハイム	(福)秋田聖徳会	S11. 10. 1	川元小川町 1-4	823-1208	823-1215	20

■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	高清水寿光園	(福)秋田県厚生協会	S45. 4. 1	寺内後城 6-41	880-1050	846-7801	110
2	海松園	(福)えびす会	S49. 6. 20	下新城中野字街道端西 233-47	873-3505	873-5079	54
3	河辺荘	(福)河辺ふくし会	S52. 4. 1	河辺大張野字水口沢 216	882-3516	882-4544	50
4	大平荘	(福)晃和会	S53. 4. 1	太平八田字藤ノ崎 231-3	838-2338	838-2360	80
5	松涛園	(福)松寿会	S54. 2. 1	浜田字陳ケ原 35-31	828-7856	828-7863	80
6	光峰苑	(福)ともしび会	S54. 4. 1	添川字矢坂 16-1	868-1188	868-1189	90
7	幸楽園	(福)幸楽会	S57. 4. 1	上新城中字片野 4	870-2224	870-2225	60
8	金寿園	(福)秋田中央福祉会	H1. 4. 1	下新城笠岡字川向 28	857-3811	857-3810	50
9	南寿園	(福)秋田県厚生協会	H6. 4. 1	上北手猿田字後谷地 108-3	829-0700	829-0666	50
10	やすらぎホームけやき	(福)秋田けやき会	H9. 4. 1	御所野下堤五丁目 1-5	826-0651	826-0652	106
11	新成園	(福)新成会	H10. 11. 1	浜田字元中村 280-9	828-0022	828-0029	70
12	花の家	(福)雄和福祉会	H11. 4. 1	雄和石田字苗代沢 18	886-2626	886-3669	58
13	魁聖園	(福)旭川やすらぎ会	H11. 10. 25	新藤田字治郎沢 52-6	884-1071	836-1661	50
14	リンデンバウムいずみ	(福)いずみ会	H12. 11. 1	泉菅野二丁目 17-11	896-5880	896-5852	65

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
15	一つ森	(福)愛染会	H19. 9. 1	上北手荒巻字鳥越 229-1	892-7776	839-8338	50
16	八橋	(福)桜丘会	H21. 9. 1	八橋イサノ一丁目 2-4	896-0377	863-0229	60
17	ひなた	(福)新秋会	H23. 9. 1	土崎港西三丁目 11-5	816-0377	816-0823	60
18	中通	(福)北杜	H26. 4. 1	中通四丁目 3-23	874-8277	884-0505	70
19	ほどの	(福)ともしび会	H26. 4. 1	保戸野すわ町 8-24	893-6341	893-6342	45
20	ぬくもり山王	(福)はまなす会	H26. 4. 15	川尻町字大川反 233-59	824-7000	862-1713	50
21	飯島	(福)友遊会	H27. 4. 1	飯島道東一丁目 5-1	853-8930	845-6778	80
22	共生の里	(福)秋田福祉協会	R2. 9. 1	新屋町字関町後 187-4	828-1125	828-1126	80

■地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	うぐいす城東	(福)賛成福祉会	H26. 6. 1	広面字宮田 32-1	831-1010	831-1011	29
2	中通アネックス	(福)北杜	H26. 6. 15	中通五丁目 8-15	853-1090	853-1098	29
3	ケアコンプレックス寺内	(福)正和会	H29. 5. 1	寺内字三千刈 47-2	827-6100	867-0202	29
4	ラソ茨島	(福)はまなす会	H30. 5. 15	茨島六丁目 17-11	853-0266	853-0267	29
5	ふらっとけやき	(福)秋田けやき 会	R3. 4. 1	御所野下堤五丁目 1-8	838-1820	826-1833	29

■介護老人保健施設

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	友愛の郷	(福)新成会	H 1. 4. 1	浜田字元中村 280-29	828-1100	828-1103	90
2	ニコニコ苑	(医)久幸会	H 1. 5. 2	下新城中野字琵琶沼 138-1	873-2525	873-5825	100
3	桜の園	(福)桜丘会	H 1. 8. 31	下北手梨平字登館 8	839-5977	839-5971	100
4	悠久荘	(医)三愛会	H 2. 3. 1	御所野堤台三丁目 3-1	892-7800	892-7801	100
5	三楽園	(医)久盛会	H 3. 6. 1	飯島字堀川 84-20	857-3101	857-3131	150
6	千秋苑	(福)憲寿会	H 6. 3. 23	外旭川字神田 592	868-1355	868-5333	100
7	あいぜん苑	(福)愛染会	H 7. 6. 17	上新城道川字愛染 58	870-2001	870-2333	100
8	遊心苑	(福)遊心苑	H 8. 8. 1	添川字境内川原 196-1	831-3666	831-3560	100
9	シルバークエ ンター清遊園	(医)祐愛会	H 8. 9. 1	河辺戸島字上野 4-3	882-3730	882-3729	98
10	なぎさ	(医)運忠会	H 8. 9. 16	土崎港中央四丁目 4-23	845-3526	845-3560	80
11	山盛苑	(福)賛成福祉会	H10. 7. 1	太平山谷字中山谷 227-2	838-3700	838-3330	100
12	ふれ愛の里	(福)豊生会	H10. 9. 1	豊岩小山字中山 216-27	888-8201	888-8205	100
13	かみの里	(福)成光会	H11. 7. 2	上北手百崎字二タ子沢 1-6	889-6294	829-3767	100

■短期入所生活介護(ショートステイ)

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)							
1	河辺荘	(福)河辺ふくし会	S52. 4. 1	河辺大張野字水口沢 216	882-3516	882-4544	10
2	松涛園	(福)松寿会	S60. 10. 1	浜田字陳ケ原 35-31	828-7856	828-7863	7
3	金寿園	(福)秋田中央福祉 会	H1. 4. 1	下新城笠岡字川向 28	857-4342	兼用	22
4	高清水寿光園	(福)秋田県厚生協 会	H2. 4. 1	寺内後城 6-41	880-1050	846-7801	10

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
5	大平荘	(福)晃和会	H3. 4. 1	太平八田字藤ノ崎 231-3	838-2335	838-2400	20
6	南寿園	(福)秋田県厚生協会	H6. 4. 1	上北手猿田字後谷地 108-3	829-0700	829-0666	20
7	やすらぎホームけやき	(福)秋田けやき会	H9. 4. 1	御所野下堤五丁目 1-5	826-0651	826-0652	14
8	花の家	(福)雄和福祉会	H11. 4. 1	雄和石田字苗代沢 18	886-2626	886-3669	7
9	魁聖園	(福)旭川やすらぎ会	H11. 10. 25	新藤田字治郎沢 52-6	884-1071	836-1661	20
10	光峰苑	(福)ともしび会	H12. 4. 1	添川字鶴木台 65-3	868-3211	868-2168	36
11	リンデンパウムいずみ	(福)いずみ会	H12. 11. 1	泉菅野二丁目 17-11	896-5880	896-5852	7
12	幸楽園	(福)幸楽会	H12. 4. 1	上新城中字片野 4	870-2227	870-2225	20
13	一つ森	(福)愛染会	H19. 9. 1	上北手荒巻字鳥越 229-1	892-7776	839-8338	10
14	リフレッシュコア 中通	(福)北杜	H21. 3. 1	中通四丁目 3-23	874-8277	884-0505	22
15	ケアホテルほどの	(福)ともしび会	H23. 9. 1	保戸野すわ町 8-24	893-6341	893-6342	5
16	ぬくもり山王	(福)はまなす会	H18. 11. 1	川尻町字大川反 233-59	824-7000	862-1713	8
介護老人保健施設							
1	なぎさ	(医)運忠会	H15. 4. 1	土崎港中央四丁目 4-23	845-3526	845-3560	18
障害者支援施設併設							
1	障がい者支援施設 ほくと	(福)北杜	H31. 3. 1	下新城中野字街道端西 11-1	873-7801	873-7805	3
単独施設							
1	ショートステイひ なた	(福)新秋会	H16. 8. 1	土崎港中央三丁目 4-39	880-5670	880-5680	20
2	ケアセンターきら ら	(株)きららホール ディングス	H17. 2. 1	太平山谷字中山谷 317-1	889-7272	889-7273	51
3	ショートステイこ ころ	(有)ケアマネジメ ント	H17. 5. 1	添川字地ノ内 5-3	869-9081	869-9083	30
4	ショートステイ色 えんぴつ	(有)夢紡	H17. 8. 1	茨島四丁目 5-10	863-2766	896-0037	28
5	ショートステイ陽 福苑	(有)有明商店	H17. 9. 7	下北手松崎字上崎 47-1	833-4029	833-4033	29
6	やすらぎの郷	(株)虹の街	H18. 6. 1	泉中央五丁目 1-16	838-4500	883-0370	26
7	シルバーステイ福 寿	(有)福寿の会	H18. 8. 16	飯島飯田二丁目 9-28	880-5557	880-5558	34
8	ケアホテルのぞみ 翔裕館	(株)サンガジャバ ン	H18. 10. 15	上北手荒巻字堺切 48	839-8503	839-9901	22
9	ショートステイあ い	(有)アイ・サポート	H18. 10. 15	仁井田字中新田 68	826-1611	826-1622	30
10	ショートステイ「美 しき郷」	来楽(株)	H19. 1. 1	金足小泉字潟向 39-1	873-7213	873-7278	30
11	社会医療法人正和 会五十嵐記念病院 短期入所生活介護 施設在宅総合ケア センター	(医)正和会	H21. 12. 1	土崎港中央一丁目 17-23	845-8105	845-8103	60

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
12	ショートステイな なかまどの街	(有)エリアサポー ト秋田	H19. 2. 1	御所野下堤二丁目 1-7-1	892-7880	892-7881	40
13	ショートステイも みの樹	(株)アーバンライ フサポート	H19. 4. 1	茨島二丁目 15-70	866-1061	866-1064	20
14	ショートステイゆ うわの里	(有)ゆうわ	H19. 4. 1	雄和芝野新田字寺沢 2-1	881-3711	881-3712	24
15	仁井田福祉センタ ー	エーピー福祉(株)	H19. 4. 15	仁井田字切上 240-1	829-5892	829-3117	20
16	ハートフルケア秋 田ショートステイ	(有)クリーンマジ ック	H19. 5. 1	牛島東五丁目 2-52	884-7857	884-0870	20
17	ショートステイあ ゆみの里	(有)ライフイン国 見ノ里	H19. 8. 1	豊岩小山字前田表 150	888-8858	888-8874	20
18	ショートステイあ らや	(株)ももさだ	H20. 3. 15	新屋沖田町 7-2	828-0008	828-0006	39
19	ショートステイで あい	(有)生保内福祉会	H21. 5. 1	中通六丁目 4-12	884-0272	884-0273	20
20	ショートステイあ い・ひかり	(有)アイ・サポート	H21. 10. 15	仁井田新田二丁目 4-6	829-6130	829-6133	30
21	ショートステイ和 楽	(株)サウスビーチ	H22. 1. 15	飯島川端一丁目 3-6	874-8611	874-8612	20
22	ショートステイゆ ず	(株)プリング	H22. 6. 1	外旭川八柳三丁目 6-41	874-8007	874-8008	20
23	ショートステイさ るびあ(家族愛)	(株)ファミリーウ ェルフェア	H22. 11. 15	御所野元町一丁目 1-16	892-7702	892-7715	32
24	きらら短期入所生 活介護事業所竿燈 通り	(株)きららホール ディングス	H22. 12. 1	大町二丁目 5-1 きらら アーバンパレス 4～7F	895-7274	895-7273	78
25	ショートステイ花 さくら	(株)うめの木園	H22. 12. 1	添川字添川 170-7	893-4102	893-4103	30
26	短期入所生活介護 御所野の森	(株)和敬園	H22. 12. 1	四ツ小屋末戸松本字地藏 田 266	892-6717	892-6716	32
27	ショートステイ自 由が丘	(有)せきれい	H23. 1. 15	下新城中野字街道端西 321	893-4401	872-4530	33
28	ショートステイお ぐら	(株)和倉	H23. 1. 15	河辺和田字坂本北 470-3	893-4546	893-4547	45
29	ショートステイ東 通	(株)ケアハウス Shin	H23. 2. 15	東通観音前 1-2	874-9080	884-3055	21
30	ショートステイい ちご	(株)A・S・F	H23. 2. 15	牛島東七丁目 8-37	893-3003	893-3004	21
31	ショートステイひ ろおもて	(有)すずめだて	H23. 6. 1	広面字樋ノ下 1	874-7733	874-7773	20
32	大学病院前ショ ートステイ(ユニッ ト型)	(企)秋田福祉サー ビス	H23. 6. 1	広面字二階堤 20-1	893-5422	893-5410	32
33	ショートステイあ いの森	(有)アイ・サポート	H23. 6. 15	御所野元町一丁目 1-8	829-1188	829-1190	48
34	ショートステイラ ・ボア・ラクテ	(福)横手福寿会	H23. 6. 15	手形字西谷地 1-2	893-3221	893-5778	63

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
35	ショートステイ牛島	(株)りんどうの里	H23. 8. 15	牛島東六丁目 5-17	893-5360	893-5361	44
36	アースワン御所野ショートステイ	(株)アースワン	H23. 10. 15	御所野堤台二丁目 2-19	829-0123	829-3700	40
37	本道の街ショートステイセンター	(福)晃和会	H23. 11. 1	柳田字川崎 138	884-7725	834-2670	30
38	ショートステイほほえみ館	(株)ほほえみ館	H23. 11. 1	土崎港相染町字大谷地 35-1	893-6825	893-6826	30
39	ショートステイ杏	(医)杏仁会	H24. 3. 15	桜二丁目 17-23	874-8880	874-8886	39
40	ショートステイ千乃恵	(有)コリウス	H24. 4. 15	四ツ小屋字城下当场 253-4	853-1556	853-1558	30
41	ショートステイヴィレージュ	(株)ヴィレージュ	H24. 7. 15	牛島西一丁目 6-28	884-7750	836-7717	3
42	ショートステイよこもりの丘	(株)りんどうの里	H26. 3. 15	横森三丁目 11-59	838-0588	834-4666	36
43	ショートステイ笑	(株)プリング	H26. 5. 1	広面字鬼頭 105	838-0657	838-0658	31
44	ショートステイ夢見草	(株)たいよう	H26. 8. 15	旭南三丁目 10-10	827-3027	827-3028	21
45	ショートステイやまゆり	(福)幸泉会	H27. 3. 1	飯島川端一丁目 2-5	893-3715	893-3145	40
46	ショートステイあきた中央	(福)秋田中央福祉会	H27. 4. 1	外旭川字三千刈 114-1	803-9011	883-0078	60
47	ショートステイみさご	(福)翼友会	H28. 5. 1	飯島美砂町 5-71	857-5335	857-5336	30
48	ショートステイとまと	(株)トワ・プール	H28. 10. 1	八橋イサノ一丁目 13-17	866-4445	866-4446	20
49	ショートステイミニとまと	(株)トワ・プール	H28. 10. 1	寺内字イサノ 121	893-6260	893-6261	27
50	ショートステイむすびの郷	(株)あきた福祉会	H30. 4. 1	雄和田草川字本田 241-57	886-3000	886-3008	40
51	ショートステイだんだん	(株)だんだん	H30. 11. 1	土崎港西五丁目 12-17	893-6377	893-6378	60

■特定施設入居者生活介護

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	介護付有料老人ホームソフィー	(株)フォーエバー	H15. 8. 1	将軍野向山 13-42	845-8411	845-8422	50
2	秋田聖徳会一般型特定施設	(福)秋田聖徳会	H18. 10. 1	旭南一丁目 5-6	862-3267	862-4998	50
3	養護老人ホーム松寿園	(福)松寿会	H18. 10. 1	浜田字陳ケ原 15-5	828-3618	828-3616	30
4	(盲)養護老人ホーム松峰園	(福)松寿会	H18. 10. 1	浜田字陳ケ原 15-8	828-6600	828-6640	25
5	アルテンハウゼ手形住吉町	(医)三愛会	H21. 10. 1	手形住吉町 1-3	874-7553	884-0525	60
6	介護付高齢者優良賃貸住宅ほのか	(株)フォーエバー	H22. 4. 1	広面字糠塚 102-1	884-7736	884-7737	50

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
7	ラ・ナシカあきた	(株)シダー	H22.5.1	東通四丁目 4-13	887-6700	887-6702	60
8	介護付有料老人ホームグリーン	(株)フォーエバー	H22.5.1	外旭川字三後田 184	869-7050	868-3810	50
9	介護付有料老人ホーム遙か	(福)はまなす会	H22.8.1	土崎港中央三丁目 4-42	845-4577	857-1177	40
10	ニチイケアセンターひろおもて秋田	(株)ニチイ学館	H22.11.1	広面字近藤堰越 17-1	884-3680	884-3681	60
11	きらら特定施設入居者生活介護事業所竿燈通り	(株)きららホールディングス	H22.12.1	大町二丁目 5-1 きららアーバンパレス 8F、9F	895-7265	895-7266	30
12	サービス付き高齢者向け住宅優希	(医)祥仁会	H23.3.1	南ヶ丘一丁目 3-2	892-7108	892-7109	24
13	有料老人ホームヴィレージュ	(株)ヴィレージュ	H23.8.1	牛島西一丁目 6-28	884-7750	836-7717	27
14	さわやか桜式番館	(株)さわやか倶楽部	H23.11.1	卸町一丁目 10-3	896-7123	896-7122	92
15	有料老人ホーム拓稜ハウス割山	(株)シンワ	H24.1.15	新屋朝日町 13-25	893-5895	893-4138	20
16	仁井田福祉センター	エービー福祉(株)	H24.11.15	仁井田字切上 240-1	829-5893	829-3117	34
17	ケアハウスマートライフ中通	(福)中央会	H25.4.1	中通一丁目 4-4-401	835-1165	835-1160	80
18	ひとむすび泉	(株)いわま薬局	H25.6.1	泉北一丁目 13-5	827-3911	827-3912	20
19	みんなのまち	セントシェアハウス(株)	H27.12.1	新屋比内町 22-22	828-2721	828-2730	30
20	サービス付き高齢者向け住宅拓稜ハウス土崎南	(株)シンワ	H28.1.1	土崎港南二丁目 4-40	838-0636	857-0330	37
21	サ高住らいらっく外旭川	来楽(株)	H28.1.1	外旭川字神田 112	868-1133	868-6644	35
22	サービス付き高齢者向け住宅しおさい	(医)運忠会	H28.2.1	土崎港中央四丁目 6-33	853-1037	853-1038	39
23	ひとむすび八橋	(株)いわま薬局	H28.8.1	寺内字イサノ 24-1	893-5400	893-5800	25
24	スマートホーム	(株)仁成堂総合ケアセンター	H29.3.1	手形新栄町 4-1	874-8843	874-8534	50
25	さらさ秋田駅前	(株)JAWA 秋田	H30.4.2	中通四丁目 17-15	827-5153	827-5154	50
26	さわやか桜参番館	(株)さわやか倶楽部	H30.6.1	御所野堤台 1-6-88	892-7301	892-7302	29
27	サービス付き高齢者向け住宅ゆきわり草	(株)KKR コーポレーション	H31.4.15	川元むつみ町 3-32	823-5320	824-2751	40
28	さわやかさくらのもり	(株)さわやか倶楽部	R2.5.1	横森一丁目 5-40	889-2007	889-2008	50

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
29	特定施設入居者生活介護事業所 きららいずみ	(株)きららホールディングス	R5.6.1	泉馬場 13-20	838-5068	838-5069	26
30	さらさ秋田土崎	(株)JAWA 秋田	R5.11.15	土崎港南三丁目 2-46	853-7866	853-7867	49

■通所介護(デイサービス)

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	八橋デイサービスセンター	(福)秋田市社会福祉協議会	H3.4.10	八橋南一丁目 8-2	866-1343	866-1368	32
2	河辺荘通所介護事業所	(福)河辺ふくし会	H3.12.18	河辺大張野字水口沢 216	882-3584	881-1218	30
3	松寿会指定通所介護事業所	(福)松寿会	H5.2.1	浜田字陳ケ原 35-13	828-6678	828-7284	25
4	南寿園デイサービスセンター	(福)秋田県厚生協会	H6.4.1	上北手猿田字後谷地 108-3	829-0700	829-0666	33
5	デイサービスセンター 緑水苑	(福)雄和福祉会	H8.2.1	雄和石田字苗代沢 25-1	886-5110	886-5557	30
6	秋田けやき会デイサービスセンター	(福)秋田けやき会	H9.4.1	御所野下堤五丁目 1-5	838-6372	826-0652	40
7	通所介護施設新成園	(福)新成会	H10.11.1	浜田字元中村 280-9	828-0022	828-0029	25
8	みそのホームデイサービスセンター	(福)みその	H11.4.1	寺内蛭根二丁目 6-34	824-3341	823-5757	20
9	旭川デイサービスセンター	(有)ケアマネジメント	H12.6.2	添川字地ノ内 143-5	884-1897	884-1886	30
10	リンデンバウムいずみ デイサービスセンター	(福)いずみ会	H12.11.1	泉菅野二丁目 17-11	896-5887	896-5852	30
11	ファミリー園デイサービスセンター	(福)蹊仁会	H12.11.20	桜一丁目 4-21	887-3066	887-3065	25
12	ニチイケアセンター秋田	(株)ニチイ学館	H13.5.1	卸町五丁目 1-33	895-7521	895-7524	19
13	外旭川デイサービスセンター幸	(福)幸楽会	H14.4.1	外旭川字鳥谷場 136	868-5415	868-5416	37
14	デイサービスひなたぼっこの家	(有)夢紡	H15.12.15	茨島四丁目 5-10	896-0071	896-0037	45
15	まごころデイサービスセンター	(株)虹の街	H16.2.1	牛島西一丁目 10-16	884-1151	836-1055	33
16	ひだまりデイサービスセンター	(福)晃和会	H16.7.1	東通仲町 4-1 秋田拠点 センターアルヴェ 5F	884-1400	884-3456	30
17	さとみ温泉りらくす 倶楽部	(株)秋田温泉さとみ	H16.10.1	添川字境内川原 142-1	893-5547	834-8225	50
18	ツクイ秋田川尻	(株)ツクイ	H16.12.1	川尻御休町 5-12	896-5442	896-5443	30
19	ケアセンターきらら	(株)きららホールディングス	H17.2.1	太平山谷字中山谷 317-1	889-7272	889-7273	35
20	ツクイ秋田茨島	(株)ツクイ	H17.3.15	茨島二丁目 11-65	867-8801	867-8802	34
21	秋田ひまわりの家 デイサービス	(株)秋田介護支援センター	H17.4.1	下北手桜字新桜谷地 85	887-5221	887-5225	30
22	デイサービスコリウス	(有)コリウス	H17.7.15	仁井田字大野 174-3	839-4600	839-4639	30

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
23	スマイル輝	(株)スマイルフ ァーマシー HANDA	H17. 9. 1	将軍野東一丁目 4-38	846-6868	846-6869	35
24	ニチイケアセンター御 所野	(株)ニチイ学館	H17. 9. 15	御所野元町三丁目 3-3	889-8411	889-8415	20
25	デイサービスセンター あいらんど	(福)愛染会	H17. 10. 1	飯島新町一丁目 3-15	880-6688	846-6122	25
26	ツクイ秋田土崎	(株)ツクイ	H17. 10. 1	土崎港相染町字中谷地 182-1	816-0161	816-0162	40
27	御野場病院デイサービ スセンター	(医)正観会	H17. 11. 1	御野場四丁目 3-4	829-3410	829-3534	60
28	秋田市北部デイサービ スセンターゆりかご	(有)ゆりかご	H18. 3. 1	飯島字寄進田 94-1	816-0065	816-0075	19
29	やすらぎの郷	(株)虹の街	H18. 6. 1	泉中央五丁目 1-16	838-4500	883-0370	25
30	仁井田デイサービスセ ンターふきむすめ	(有)アンフィニ	H18. 10. 1	仁井田字仲谷地 282	892-6333	892-6335	20
31	さとみ温泉ゆったり倶 楽部	(株)秋田温泉さ とみ	H19. 1. 4	添川字境内川原 142-1	884-0602	884-0603	35
32	みらいデイサービスセ ンター	(株)みらい	H19. 10. 1	川尻上野町 1-19	896-0707	896-6420	20
33	デイサービス赤とんぼ	(株)グリーンリ ーフ	H20. 3. 15	雄和女米木字高麓沢 45	886-4126	886-5005	30
34	デイサービスおぐら	(株)和倉	H23. 1. 15	河辺和田字坂本北 470-4	893-4546	893-4547	20
35	ジョイリハ秋田寺内	(株)ヤマサ興産	H24. 4. 1	寺内字イサノ 60-2	896-4154	896-4155	30
36	ジョイリハ秋田仁井田	(株)ヤマサ興産	H25. 4. 1	仁井田二ツ屋一丁目 3-49	893-3011	893-3012	30
37	デイサービスきたえる ーむ秋田泉	(株)プライムケ アマネジメント	H26. 6. 1	泉中央四丁目 18-15	893-6313	893-6314	25
38	きらら通所介護事業所 竿燈通り	(株)きららホー ルディングス	H28. 3. 1	大町二丁目 5-1 きらら アーバンパレス 3F	895-7272	895-7273	35
39	デイサービスきたえる ーむ秋田広面	(株)プライムケ アマネジメント	H29. 7. 1	広面字家ノ下 91-3	838-7460	838-7465	25
40	つどい処グッと楽デイ サービスセンター悠々 くらぶ	(株)グットラッ クプロデュース	H30. 9. 1	土崎港東四丁目 2-43	816-0520	816-0521	30
41	デイサービスきたえる ーむ秋田土崎	(株)プライムケ アマネジメント	H30. 11. 1	土崎港相染町字大谷地 36-118	853-7191	853-7192	25
42	コンパスウォーク山王	(株)太陽産業	R3. 4. 1	山王沼田町 11-6	853-7460	853-7466	25

■ 認知症対応型通所介護

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	ケアセンター港北	(株)総合医療福祉 サービス	H18. 4. 1	土崎港北七丁目 1-17	816-0557	816-0558	12
2	大学病院前認知症 デイサービス	(企)秋田福祉サー ビス	H24. 12. 1	広面字二階堤 20-1	893-5422	893-5410	10
3	認知症対応型デイ サービスひなた	(福)新秋会	H29. 5. 1	土崎港中央四丁目 4-16	816-0577	816-0578	3

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
4	デイサービスひばりさん	(同)びりーぶ	H30.9.1	卸町 5-14-10	893-3669	839-3318	12
5	認知症対応型通所介護あさの杜	(福)北杜	R1.9.1	中通五丁目 8-15	853-1090	853-1098	3

■地域密着型通所介護

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	魁聖園デイサービスセンター	(福)旭川やすらぎ会	H11.11.1	新藤田字治郎沢 52-6	884-1071	836-1661	10
2	デイサービスはくと	(福)北杜	H13.9.1	下新城中野字街道端西 11-1	873-7803	873-7805	18
3	だまこ亭	(株)夢介護	H14.1.8	土崎港南一丁目 9-28	880-2236	880-2191	10
4	デイサービスゆうわの里	(有)ゆうわ	H15.7.1	雄和芝野新田字寺沢 2-1	881-0880	881-0881	10
5	手形デイサービスセンターふるさと	(有)介護センターふるさと	H16.4.1	手形字オノ浜 27-6	884-0350	884-0351	18
6	特定非営利活動法人希望の家	(特非)希望の家	H16.6.15	土崎港相染町字浜ナシ山 2-282	816-0380	816-0387	8
7	ア・ラ・ヤでデイ	(有)tobe	H16.8.15	新屋比内町 13-1	828-8170	888-8166	18
8	リフレッシュコア茨島	(福)北杜	H17.4.1	茨島四丁目 12-43	867-7211	867-7233	18
9	デイサービスセンターのぞみ翔裕館	(株)サンガジャパン	H18.10.15	上北手荒巻字堺切 48	839-8503	839-9901	18
10	デイサービスさくら家	(企)さくら家	H19.1.15	仁井田福島一丁目 18-29	839-3031	853-7928	15
11	デイサービスもみの樹	(株)アーバンライフサポート	H19.4.2	茨島二丁目 15-70	866-1061	866-1064	18
12	仁井田福祉センター	エービー福祉(株)	H19.4.15	仁井田字切上 240-1	829-5891	829-3117	18
13	ハートフルケア秋田デイサービスセンター	(有)クリーンマジック	H19.5.1	牛島東五丁目 2-52	884-7857	884-0870	15
14	デイサービスセンターふきのとう	(企)秋田福祉サービス	H19.11.1	金足小泉字潟向 86-1	827-5619	827-5618	9
15	バイタルケア秋田南	(株)バイタルケア	H20.5.1	新屋松美ガ丘東町 2-20	853-4576	883-3500	18
16	あおぞらデイサービス新屋	(株)あおぞら	H21.6.15	新屋南浜町 2-5	874-8569	874-8379	10
17	あおぞらデイサービス御野場	(株)あおぞら	H21.12.15	御野場新町一丁目 18-1	874-9049	874-9059	10
18	大学病院前デイサービス(地域密着型)	(企)秋田福祉サービス	H23.6.1	広面字二階堤 20-1	893-5422	893-5410	10
19	さくらデイサービス	(有)秋田在宅介護サービスセンター	H24.5.1	横森四丁目 9-36	893-6085	838-6063	13
20	にこにこリハビリデイサービス茨島の〜む	(有)729	H25.8.1	茨島七丁目 4-26	874-7113	兼用	10
21	デイサービスり・あく	(株)りは・ぽっと	H25.8.15	手形字西谷地 188-1 西村ビル東棟	874-8297	874-8298	10
22	デイ・リハスポット西部ワンズライフ	(株)One'sLife	H25.9.1	新屋大川町 19-85	827-3557	827-3558	18
23	デイサービスあじさい	(株)発見社	H26.4.1	保戸野すわ町 10-42	893-4492	893-4493	9

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
24	あおぞらデイサービス 南通り	(株)あおぞら	H26. 7. 1	南通亀の町 4-7	893-3639	893-3649	10
25	楽土デイサービス広面	(株)ヤマタクリエ イト秋田	H27. 2. 1	広面字小沼古川端 97-2	838-0221	838-0210	15
26	デイサービスさるびあ	(株)ファミリーウ ェルフェアー	H27. 2. 15	御所野元町一丁目 1-16	892-7702	892-7715	9
27	デイサロンリ・ライフ	カインドスタイル (株)	H27. 3. 1	将軍野南一丁目 14-32	827-5014	827-5019	10
28	GENKINEXT 秋田駅東口	(株)アジマックス ネクスト	H27. 4. 1	手形字西谷地 416-1	827-5622	827-5623	15
29	リハブライド中通	(株)イヤタカ	H27. 8. 1	中通六丁目 1 番 65 号 PP ビル 1 階	874-8186	874-8187	18
30	東通デイサービス	(株)MDFC	H27. 10. 1	東通八丁目 1-41	853-6218	853-6219	10
31	デイサービスセンター ひなた	(福)新秋会	H28. 10. 1	土崎港中央三丁目 4-39	880-5670	880-5680	18
32	あおぞらデイサービス 大住	(株)あおぞら	H28. 4. 1	大住南三丁目 16-9	874-7901	874-7902	10
33	デイサービスつなぎの 湯	(株)トワ・プール	H28. 10. 1	寺内字イサノ 119-2	893-3305	893-4664	10
34	機能維持特化型デイサ ービスケアライフゆり	(同)ケアライフゆ り	H29. 2. 15	牛島東五丁目 1-13	827-5090	827-5091	18
35	デイサービスぬくもり 山王	(福)はまなす会	H29. 4. 1	川尻町字大川反 233-59	824-7000	862-1713	18
36	リハブライド土崎	(株)HaReMark	H30. 6. 1	土崎港中央三丁目 5-36	853-9420	853-9422	15
37	あおぞらデイサービス 桜	(株)あおぞら	H30. 7. 1	桜二丁目 6-2	853-5517	853-5519	10
38	デイ・リハスポットワ ンズライフ中央	(株)One ' sLife	H30. 9. 1	千秋矢留町 10-12	838-5350	838-5360	15
39	デイサロンえにしあ	(株)エニシア秋田	R2. 8. 15	広面字蓮沼 21-1	802-8866	802-8448	15
40	デイ・リハホームワン ズライフ牛島	(株)One ' sLife	R2. 10. 1	牛島西一丁目 4-43	838-5317	838-5318	10
41	デイズアクティブ	(株)ミライクス	R3. 2. 1	広面字樋ノ下 6-2	838-1530	838-1535	10
42	デイサービスえん	(株)スターズ	R3. 4. 1	泉中央二丁目 14-6-105 号	838-7066	874-9970	10
43	デイサービスわかば	若葉情報管理シス テムズ(株)	R4. 8. 1	中通三丁目 2-38 スカ イパーク 102 1F	838-4587	838-4588	18
44	レッツ倶楽部秋田八橋	(株)エージーグル ープ	R4. 8. 1	八橋本町六丁目 9-10	883-0507	883-0508	18
45	デイサービス福多朗	(同)りらいふ	R4. 8. 1	土崎港北一丁目 13-37	880-6510	880-6511	10
46	あおぞらデイサービス 千秋	(株)あおぞら	R5. 2. 1	千秋矢留町 11-17	838-0768	838-7069	10
47	元氣ジム秋田山王	(株)サンウェイ	R5. 4. 1	旭北栄町 3-11	827-5386	827-5359	18
48	エールデイサービス秋 田店	(合)セレクトエー ル	R5. 6. 1	下北手松崎字家ノ前 4-4	893-6881	893-6884	10
49	本道の街デイサービス センター	(福)晃和会	R6. 4. 1	柳田字川崎 138	884-7726	834-2670	15

■ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	みそのホームグループホーム	(福)みその	H11. 4. 1	寺内蛭根二丁目 6-34	824-3341	823-5757	9
2	りんどうの家	(医)久幸会	H12. 8. 29	手形字山崎 164-2	893-6312	884-0160	9
3	グループホーム・サラ	(医)惇慧会	H13. 11. 19	新屋北浜町 21-47	823-6711	兼用	18
4	認知症高齢者グループホーム「ひふみ」	(福)成光会	H14. 11. 6	上北手百崎字二タ子沢 1-6	892-6363	892-6635	9
5	グループホームさくら	(福)桜丘会	H15. 3. 25	下北手梨平字登館 8	892-7227	839-5331	18
6	グループホームひなた	(福)新秋会	H15. 4. 16	土崎港中央四丁目 4-16	816-0577	816-0578	9
7	グループホーム国見ノ里	(有)ライフイン国見ノ里	H15. 6. 1	豊岩小山字前田表 158-3	828-9811	828-9800	9
8	グループホームかぞく	(有)フラット	H16. 4. 1	新屋比内町 26-1	888-9321	888-9322	9
9	グループホーム・つばき苑	(有)グループホーム・つばき苑	H16. 4. 1	雄和椿川字小鹿野戸 39-2	886-5505	886-5506	18
10	グループホームソフトハンド	(有)ルーク	H17. 2. 1	新屋勝平町 10-30	863-7322	863-7329	9
11	秋田ひまわりの家グループホーム	(株)秋田介護支援センター	H17. 4. 1	下北手桜字新桜谷地 85	887-5221	887-5225	9
12	グループホームうらかか	(有)ケアランドあきた	H17. 4. 15	御所野元町四丁目 2-3	889-8211	889-8212	9
13	グループホームソフトハンド茨島	(有)ルーク	H21. 11. 1	茨島四丁目 1-6	867-8871	867-1671	9
14	正和会グループホームゆかり	(医)正和会	H21. 12. 1	将軍野東三丁目 3-27	816-0832	816-0833	9
15	グループホーム幸樹	(有)クラウド	H22. 7. 1	泉南一丁目 4-20	883-0303	862-0131	18
16	グループホーム音符	(有)ライフ・ワーク	H22. 7. 1	土崎港北一丁目 13-43	893-3212	893-3213	9
17	グループホームかんと	(有)ケアサービスおちあい	H24. 4. 1	檜山川口境 11-17	874-8850	874-8450	18
18	グループホーム保戸野	(医)久幸会	H24. 11. 1	保戸野中町 6-15	893-5443	893-5553	18
19	グループホームソフトハンド浜田	(有)ルーク	H25. 8. 1	浜田字自在山 47-9	874-8282	828-8585	9
20	グループホーム野崎	(株)清流会	H26. 3. 29	河辺三内字野崎 35-4	881-2131	881-2134	27
21	グループホームやばせ翔裕館	(株)サンガジャパン	H26. 12. 1	八橋本町三丁目 14-18	883-1320	883-1321	18
22	グループホーム赤とんぼ	(株)グリーンリーフ	H26. 12. 1	雄和新波字竹ノ花 12	887-2220	887-2288	9
23	グループホームゆず	(株)プリング	H27. 4. 1	仁井田本町三丁目 10-18	874-8905	874-8906	18
24	グループホームふれ愛の里牛島	(福)豊生会	H29. 3. 1	牛島東五丁目 4-23	874-8079	874-8089	18
25	グループホーム・つばき大住	(有)グループホーム・つばき苑	H29. 4. 1	仁井田湯中町 2-35	853-0415	853-0416	9
26	SOMPO ケア そんぼの家 GH 秋田旭川	SOMPO ケア (株)	H30. 7. 1	旭川清澄町 16-17	884-3286	836-5655	18

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
27	ケアコンプレックス高 清水認知症対応型グル ープホーム	(福)正和会	R2.11.1	土崎港南三丁目 13-44	853-5162	827-5313	18
28	けあビジョンホーム秋 田	(株)ビジュアル ビジョン	R3.9.1	太平山谷字中山谷 149-7	889-7707	838-3301	18
29	愛の家グループホーム 秋田桜	メディカル・ケ ア・サービス東 北(株)	R4.3.1	桜一丁目 13-36	889-2030	889-2031	18
30	グループホーム Plus	(株)KSF カンパ ニー	R4.3.15	飯島字長山下 15	838-7701	838-7706	18
31	グループホームソフト ハンド四ツ小屋	(有)ルーク	R4.9.1	四ツ小屋字街道東 367	893-3108	893-3109	9
32	愛の家グループホーム 秋田外旭川	メディカル・ケ ア・サービス東 北(株)	R5.10.1	外旭川字堂ノ前 174-1	893-4771	893-4772	18
33	けあビジョンホーム秋 田新屋扇町	(株)ビジュアル ビジョン	R5.12.1	新屋扇町 11-30	888-9911	888-9912	18

■小規模多機能型居宅介護

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	幸の家	(福)桜丘会	H18.8.1	南通亀の町 12-22	832-3008	838-0885	29
2	ゆりかもめ	(株)サウスビーチ	H18.11.1	新屋南浜町 3-16	866-2660	866-2761	25
3	ひかり苑	(株)ウェルフェア	H18.11.1	新屋大川町 11-18	828-8006	888-9511	29
4	なごみ	(有)湯の里	H19.3.1	仁井田字西潟敷 127-2	892-7275	892-7276	29
5	ときわ野	(有)一輝	H19.3.1	港北松野町 11-28	838-0038	838-0037	25
6	さるびあ	(株)ファミリーウ ェルフェア	H19.3.1	仁井田字中新田 88	892-6682	892-6683	29
7	まめでらハウス	(有)tobe	H19.3.1	新屋扇町 7-30	828-8189	874-8866	28
8	愛好苑	(株)愛好苑	H19.7.1	柳田字境田 140	834-2288	834-5011	29
9	マリアの家	(福)みその	H19.11.1	寺内蛭根二丁目 6-34	824-3341	823-5757	29
10	和ごや家	(有)在宅ケアセン ター	H19.11.1	下北手松崎字前谷地 141-1	853-9701	884-0112	29
11	花みずき	(株)うめの木園	H20.3.1	添川字添川 170-21	869-7776	869-7779	29
12	ひかりの樹	(有)クラウド	H20.3.1	保戸野八丁 1-14	896-6133	865-5222	29
13	太陽	(株)プロジェクト ・バランス	H20.3.1	高陽青柳町 9-20	867-0106	896-4471	29
14	ありがとう	(株)ウェルフェア	H22.11.1	浜田字後谷地 9-2	888-8288	888-8289	25
15	ヴェル	(株)ヴェル	H23.4.1	新屋松美町 13-12	863-6560	863-6572	25
16	檜山	(株)ユタカ	H23.7.1	檜山佐竹町 1-19	884-7880	884-7881	25
17	えがお	(株)スミール	H23.11.1	雄和田草川字山崎 103-2	893-6704	881-3288	25
18	いいじま	(株)ケアマネジメ ント三四郎	H24.3.1	飯島字飯島水尻 436	880-6301	880-6302	29
19	はる風	(有)在宅ケアセン ター	H26.5.1	河辺和田字和田 251-9	874-8088	874-8033	25
20	ふれ愛の里	(福)豊生会	H29.11.1	牛島東五丁目 4-22	838-6220	838-6222	29
21	りぼん	(株)りぼん	R1.9.1	横森一丁目 13-7	853-8774	853-8775	29

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
22	小規模多機能型居宅介護事業所りぼん広面	(株)りぼん	R5.7.1	広面字大袋 50-3	838-0238	838-0239	29
23	愛の家小規模多機能型居宅介護秋田外旭川	メディカル・ケア・サービス東北(株)	R5.10.1	外旭川字堂ノ前 174-1	869-7720	869-7730	25

■看護小規模多機能型居宅介護

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	看護小規模多機能型居宅介護ケアコンプレックス将軍野	(福)正和会	R 1.10. 1	土崎港東二丁目 14-7	838-7530	838-7535	29
2	虹の街看護小規模多機能いづみ	(株)虹の街	R 1.12. 1	泉中央五丁目 31-8	838-6527	838-6528	29
3	ケアコンプレックス高清水看護小規模多機能型居宅介護	(福)正和会	R2.11. 1	土崎港南三丁目 13-44	853-5161	827-5311	29
4	看護小規模多機能型居宅介護リンデンバウム	(福)いづみ会	R4.11. 1	泉菅野二丁目 17-11	896-5885	862-3170	29

■養護老人ホーム

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田聖徳会	(福)秋田聖徳会	S7.11.22	旭南一丁目 5-6	862-3267	862-4998	100
2	松寿園	(福)松寿会	S38.1.8	浜田字陳ケ原 15-5	828-3618	828-3616	50
3	松峰園	(福)松寿会	S49.1.16	浜田字陳ケ原 15-8	828-6600	828-6640	55

■軽費老人ホーム

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
A 型							
1	だいせん	(福)松寿会	S56.2.1	新屋大川町 17-3	828-1851	828-1854	50
ケアハウス							
1	ケアハウス弥生が丘	(福)秋田県厚生協会	H6.4.1	上北手猿田字後谷地 108-3	829-0700	829-0666	15
2	ウエルハウス御所野	(福)秋田けやき会	H9.4.1	御所野下堤五丁目 1-7	826-0681	826-0682	100
3	ケアハウス大地	(福)新成会	H10.11.1	浜田字元中村 280-9	828-0022	828-0029	15
4	ケアハウス花の家	(福)雄和福祉会	H11.4.1	雄和石田字苗代沢 18	886-2626	886-3669	15
5	魁聖園ケアハウス	(福)旭川やすらぎ会	H11.10.20	新藤田字治郎沢 52-6	884-1071	836-1661	15
6	ケアハウススプリングヒル	(福)いづみ会	H12.11.1	泉菅野二丁目 17-11	896-5880	896-5852	40
7	ケアハウスファミリー園	(福)蹊仁会	H12.11.21	桜一丁目 4-21	887-3066	887-3065	40
8	ケアハウス土崎	(福)はまなす会	H16.1.5	土崎港中央三丁目 4-40	845-4575	857-3371	50
9	ケアハウススマートライフ中通	(福)中央会	H25.4.1	中通一丁目 4-4-401	835-1165	835-1160	80

■地域包括支援センター

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	八橋地域包括支援センター社協	(福)秋田市社会福祉協議会	H19. 4. 1	八橋南一丁目 8-2	883-1465	827-5737	
2	川元地域包括支援センター社協	(福)秋田市社会福祉協議会	H25. 4. 1	旭南一丁目 8-12	853-5968	853-5969	
3	泉地域包括支援センターリンデンバウム	(福)いずみ会	H19. 4. 1	泉菅野二丁目 17-11	896-5960	864-3006	
4	中通地域包括支援センター幸ザ・サロン	(福)桜丘会	H25. 4. 1	中通六丁目 4-27	827-3323	827-3324	
5	東通地域包括支援センター ひだまり	(福)晃和会	H19. 4. 1	東通仲町 4-1 秋田拠点センターアルヴェ 5階	884-1405	884-3456	
6	旭川地域包括支援センター 友遊	(福)友遊会	H26. 4. 1	旭川南町 8-28	838-1011	884-0128	
7	広面地域包括支援センター 桜の園	(福)桜丘会	H19. 4. 1	広面字樋ノ沖 72-1 アーバンティくらべ 1-A	853-7240	884-7322	
8	河辺地域包括支援センター 社協	(福)秋田市社会福祉協議会	H19. 4. 1	河辺北野田高屋字上前田表 66-1	882-5565	893-6855	
9	勝平地域包括支援センター シンシア	(医)惇慧会	H26. 4. 1	新屋朝日町 12-1	883-3055	883-3056	
10	新屋地域包括支援センター エンデバー	(医)惇慧会	H19. 4. 1	新屋大川町 18-7	888-8761	888-8762	
11	牛島地域包括支援センター 南寿園	(福)秋田県厚生協会	H26. 4. 1	牛島東三丁目 9-1	838-0304	838-0920	
12	御所野地域包括支援センター けやき	(福)秋田けやき会	H19. 4. 1	御所野下堤五丁目 1-5	838-6382	826-0652	
13	雄和地域包括支援センター 緑水苑	(福)雄和福祉会	H19. 4. 1	雄和石田字苗代沢 25-1	881-3511	886-8810	
14	寺内地域包括支援センター 寿光園	(福)秋田県厚生協会	H19. 4. 1	寺内後城 6-41	853-6300	846-7666	
15	外旭川地域包括支援センター コネクト	(医)惇慧会	H25. 4. 1	外旭川字梶ノ目 814-5	869-7755	868-5570	
16	土崎地域包括支援センター 永覚町	(医)正和会	H25. 4. 1	土崎港中央一丁目 17-32	846-6471	846-6475	
17	飯島地域包括支援センター 金寿園	(福)秋田中央福祉会	H25. 4. 1	土崎港北七丁目 5-66	853-5820	853-5821	
18	下新城地域包括支援センター ニコニコ	(医)久幸会	H19. 4. 1	飯島川端三丁目 1-48	800-7075	872-1305	

■在宅介護支援センター

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	光峰苑	(福)ともしび会	H6. 1. 20	添川字矢坂 16-1	868-1444	868-2168	
2	南寿園	(福)秋田県厚生協会	H6. 4. 1	上北手猿田字後谷地 108-3	829-0991	829-2223	
3	千秋苑	(福)憲寿会	H6. 4. 1	外旭川字神田 592	869-7800	869-7801	
4	松寿会	(福)松寿会	H7. 4. 1	浜田字陳ケ原 35-31	828-7630	828-7863	
5	三楽園	(医)久盛会	H7. 5. 1	飯島字堀川 84-20	857-3101	857-3131	
6	土崎	(医)運忠会	H8. 4. 16	土崎港中央四丁目 4-26	845-4123	857-0586	
7	幸楽園	(福)幸楽会	H9. 3. 4	上新城中字片野 4	870-2226	870-2228	
8	新成園	(福)新成会	H10. 11. 1	浜田字元中村 280-9	828-0022	828-0029	
9	南通	(医)明和会	H10. 12. 2	中通六丁目 14-18	837-2502	837-4118	
10	桜の園	(福)桜丘会	H14. 4. 1	下北手梨平字登館 8	839-5977	839-5971	
11	ふれ愛の里	(福)豊生会	H15. 4. 1	豊岩小山字中山 216-27	888-8202	888-8205	

■老人福祉センター

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田市老人福祉センター	秋田市	H3. 4. 10	八橋南一丁目 8-2	862-7445	863-6068	

■老人いこいの家

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	八橋老人いこいの家	秋田市	S47. 9. 15	八橋本町一丁目 4-3	862-6025	兼用	
2	飯島老人いこいの家	秋田市	S50. 5. 6	飯島字堀川 84-191	845-3692	兼用	
3	大森山老人と子どもの家	秋田市	S55. 4. 1	浜田字出小屋 333-1	828-1651	兼用	

■放課後等デイサービス

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	インクル	(福)グリーンローズ	H22. 4. 1	新屋表町 8-19	828-0140	828-8185	10
2	児童デイサービス 若竹	(福)秋田県厚生協会	H23. 4. 1	御所野地藏田二丁目 15-1	838-0427	839-5211	10
3	あきた児童デイサービスセンター	(株)こうせい	H23. 11. 1	檜山川口境 13-8	893-6795	893-6793	11
4	児童デイサービス たけのこ	(福)秋田県厚生協会	H24. 9. 1	新屋比内町 7-4	853-8848	853-8858	10
5	児童デイサービス ばんぼう	(福)秋田県厚生協会	H25. 7. 1	土崎港南二丁目 2-51	827-3351	827-3352	10
6	あきた児童デイサービス 2 号店	(株)こうせい	H25. 10. 1	外旭川字水口 120-2	893-5679	893-5689	10
7	児童デイサービス ルピナス	(株)ライブ	H26. 5. 1	御野場新町四丁目 10-8	827-6742	826-6743	10
8	憩音(いこいね)	(同)憩音	H26. 5. 1	将軍野桂町 2-9	847-5740	827-4137	10
9	竹生寮放課後等デイサービス事業所	(福)秋田育明会	H27. 4. 1	柳田字竹生 168	834-2577	834-2219	10
10	あきた児童デイサービス 3 号店	(株)こうせい	H27. 4. 1	手形字西谷地 134-1	893-6809	893-6839	10

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
11	サポートスペース そう	ホブシー(有)	H27. 11. 1	外旭川字三千刈 157-5	838-7484	-	10
12	あおぞらキッズ	(株)あおぞら	H27. 11. 1	広面字板橋添 26-6	874-7251	893-6109	10
13	インクル 2	(福)グリーンロー ズ	H28. 4. 1	新屋扇町 7-34	827-7411	828-8185	10
14	児童デイサービス ルピナス浜田	(株)ライブ	H28. 4. 1	浜田字元中村 4-5	838-4905	838-4906	10
15	ハピネス	(株)ないがい	H28. 4. 1	八橋イサノ 2 丁目 8-25HM101	827-3897	827-3898	10
16	発達支援 BOX らじ あぼ	(株)りは・ぽっと	H28. 7. 1	手形字西谷地 188-1 西 村ビル	838-7403	838-7407	10
17	児童デイサービス 七彩(なないろ)	(同)ハーモニー	H29. 3. 1	土崎港相染町字大谷地 6-7	893-6877	893-6878	10
18	放課後デイサービ ス太陽	(株)プロフェクト ・バランス	H29. 6. 1	高陽青柳町 8-24	893-6900	896-4471	10
19	児童発達支援・放課 後等デイサービス ラーそ	(医)ソレイユ	H30. 5. 1	外旭川八柳二丁目 5-40	838-5817	838-5827	10
20	さわやか愛の家 さくら館	(株)さわやか倶楽 部	H30. 6. 1	御所野堤台一丁目 6-88	892-6636	892-6636	10
21	多機能型ケアベ ースにのに	(特非)にこっと秋 田	H30. 10. 1	牛島西二丁目 3-18	838-6125	838-6126	5
22	こどもサポート教 室「クラ・ゼミ」秋 田駅東校	(株)クラ・ゼミ	H31. 3. 1	手形西谷地 704-1 セン ティースマンション 104 号	838-7758	838-7758	10
23	児童デイサービス 七彩 ぷらす	(同)ハーモニー	H31. 4. 1	金足追分字海老穴 271-10	853-1870	853-7871	10
24	秋田聖徳会多機能 型支援センター第 二聖和	(福)秋田聖徳会	H31. 4. 1	外旭川字野村 20-1	874-9617	874-9618	5
25	こどもサポート教 室「クラ・ゼミ」秋 田大町校	(株)クラ・ゼミ	R2. 3. 1	大町一丁目 4-4	827-6760	827-6760	10
26	ネクストハピネス	(株)ないがい	R2. 4. 1	八橋田五郎二丁目 2-24	838-1571	838-1572	10
27	らじびあ	(株)りは・ぽっと	R2. 8. 1	仁井田本町三丁目 6-32	811-4316	811-4561	10
28	じゃんぷ	つなぐ和(株)	R2. 8. 1	広面字釣瓶町 35-2	838-5220	838-5655	10
29	すまいるみつけ	(株)ナナ S	R2. 10. 1	広面字蓮沼 21-5	827-7709	827-7879	10
30	あおぞらキッズ八 橋	(株)あおぞら	R3. 1. 1	八橋新川向 9-24	853-0296	853-0297	10
31	ふれんず山王教室	清三屋商事(株)	R3. 4. 1	山王五丁目 14-2	838-1204	838-1304	10
32	放課後等デイサー ビス わんだふる	ワンダふる(同)	R4. 2. 1	外旭川字水口 47-4	050-1254 -9679	-	10
33	nico すてっぷ	(株)オクシュープ ラス	R4. 4. 1	土崎港南二丁目 1-19	826-9050	838-4646	10
34	放課後デイ Granny 秋田	(株)オーリエンス	R4. 7. 1	泉釜ノ町 17-18	827-3822	827-3824	5
35	ふれんず秋田南教 室	清三屋商事(株)	R4. 8. 1	卸町五丁目 1-6	853-0133	838-1304	10

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
36	放課後デイ Granny 秋田 2 号店	(株)オーリエンス	R4. 11. 1	仁井田緑町 5-8	827-4076	827-4078	5
37	TOYO キッズデイサ ービス	リッチロールレボ リューション(株)	R4. 12. 1	大住二丁目 3-9	827-3995	831-1452	10
38	放課後等デイサー ビス Second Raum	(特非)秋田たすけ あいネットあゆむ	R4. 12. 1	手形字中台 72-3	827-3906	-	10
39	あおぞらキッズ放 課後等デイサービ ス手形	(株)あおぞら	R5. 1. 1	手形字西谷地 174-1	853-5955	853-5960	10
40	セカンドハウス そう	ホブシー(有)	R5. 4. 1	土崎港北一丁目 12-24	080-8223 -1987	811-3739	10
41	放課後等デイサー ビスぱすてる	(株)グラデーショ ン	R5. 9. 1	将軍野南一丁目 10-77	827-6182	827-6182	10

■児童発達支援

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	あきた児童デイス ービスセンター	(株)こうせい	H24. 4. 1	檜山川口境 13-8	893-6795	893-6793	9
2	秋田県立医療療育 センター	(地独)秋田県立療 育機構	H24. 4. 1	南ヶ丘一丁目 1-2	826-2401	826-2407	70
3	子ども発達支援セ ンターオリブ園	(福)グリーンロー ズ	H24. 4. 1	新屋表町 8-5	828-7750	828-8185	20
4	発達支援 BOX らじ あば	(株)りは・ぽっと	H28. 7. 1	手形字西谷地 188-1 西 村ビル東棟	838-7403	838-7407	10
5	アイル	(特非)アイル	H28. 10. 1	保戸野桜町 15-39	866-1121	807-7400	10
6	児童発達支援・放課 後等デイサービス らーそ	(医)ソレイユ	H30. 5. 1	外旭川八柳二丁目 5-40	838-5817	838-5827	10
7	こどもサポート教 室「クラ・ゼミ」秋 田駅東校	(株)クラ・ゼミ	H31. 3. 1	手形字西谷地 704-1 セ ンティースマンション 104	838-7758	838-7758	10
8	こどもサポート教 室「クラ・ゼミ」秋 田大町校	(株)クラ・ゼミ	R2. 3. 1	大町 1 丁目 4-4	827-6760	827-6760	10
9	じゃんぷ	つなぐ和(株)	R2. 8. 1	広面字釣瓶町 35-2	838-5220	838-5655	10
10	すまいるみつけ	(株)ナナ S	R2. 10. 1	広面字蓮沼 21-5	827-7709	827-7879	10
11	ふれんず山王教室	清三屋商事(株)	R3. 4. 1	山王 5 丁目 14-2	838-1204	838-1304	10
12	ふれんず秋田南教 室	清三屋商事(株)	R4. 8. 1	卸町五丁目 1-6	853-0133	838-1304	10
13	児童発達支援らじ わん	(株)りは・ぽっと	R5. 1. 1	泉南 3 丁目 27-20	807-5090	811-2913	10
14	多機能型ケアベー スにのに	(特非)にこっと秋 田	R5. 4. 1	牛島西 2 丁目 3-18	838-6125	838-6126	5
15	アートキッズ療育 あきた	(株)サンエスコミ ュニティ	R5. 5. 1	東通仲町 4-1 秋田拠点 センターアルヴェ 3F	838-4600	838-4600	10

■居宅訪問型児童発達支援

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	憩音(いこいね)	(同)憩音	H31.4.1	将軍野桂町 2-9	847-5740	827-4137	

■保育所等訪問支援

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	オリブ園	(福)グリーンローズ	H24.4.1	新屋表町 8-5	828-7750	828-8185	
2	秋田県立医療療育センター	(地独)秋田県立療育機構	H24.4.1	南ヶ丘一丁目 1-2	826-2401	826-2407	
3	児童発達支援・放課後等デイサービスらそ	(医)ソレイユ	R4.5.1	外旭川八柳二丁目 5-40	838-5817	838-5827	

■居宅介護

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	虹の街ヘルパーステーション秋田	(株)虹の街	H18.10.1	牛島西一丁目 3-8	831-5652	836-1055	
2	キングタクシー訪問介護事業所	キングタクシー(株)	H18.10.1	山王三丁目 1-17	864-7712	863-1131	
3	松寿会指定訪問介護事業所	(福)松寿会	H18.10.1	浜田字陳ヶ原 35-31	828-7856	828-7863	
4	割山ホームヘルパーステーション	(医)明和会	H18.10.1	新屋勝平町 3-21	883-1272	823-9531	
5	南通ホームヘルパーステーション	(医)明和会	H18.10.1	中通六丁目 14-18	884-1350	884-1352	
6	港北ホームヘルパーステーション	(医)明和会	H18.10.1	土崎港北六丁目 1-5	816-0789	857-4999	
7	仁井田ホームヘルパーステーション	(医)明和会	H18.10.1	仁井田新田三丁目 1-15	889-9025	829-1941	
8	本道の街ホームヘルパーステーション	(福)晃和会	H18.10.1	柳田字川崎 138	884-7744	834-2670	
9	秋田市社協ホームヘルパー事業所	(福)秋田市社会福祉協議会	H18.10.1	八橋南一丁目 8-2	862-7929	862-7939	
10	アースサポート秋田	アースサポート(株)	H18.10.1	桜一丁目 13-7	836-6811	836-6800	
11	(有)ボブラ・ケアサービス	(有)ボブラ・ケアサービス	H18.10.1	保戸野桜町 15-10	896-5092	896-5093	
12	リンデンバウムいずみホームヘルパーステーション	(福)いずみ会	H18.10.1	泉菅野二丁目 17-11	896-5880	896-5852	
13	ニコニコヘルパーセンター	(医)久幸会	H18.10.1	下新城中野字琵琶沼 124-1	873-7158	873-4786	
14	三楽園ヘルパーステーション	(医)久盛会	H18.10.1	飯島字堀川 84-20	857-3101	857-3131	

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
15	ホームヘルパー ステーションほ くと	(福)北杜	H18.10.1	下新城中野字街道端西 11-1	872-1050	873-7805	
16	悠悠ケアサービ ス	(有)MUTSU 企画	H19.5.15	寺内油田三丁目 12-6	880-5503	880-5504	
17	ニチイケアセン ター秋田	(株)ニチイ学館	H19.8.1	卸町五丁目 1-33	895-7521	895-7524	
18	ニチイケアセン ター御所野	(株)ニチイ学館	H19.8.1	御所野元町三丁目 3-3	889-8411	889-8415	
19	ニチイケアセン ターこうや	(株)ニチイ学館	H19.8.1	寺内字三千刈 70-1	883-1030	867-1366	
20	千秋苑ホームヘル パーステーシ ョン	(福)憲寿会	H19.11.1	外旭川字神田 592	869-7800	869-7801	
21	SOMPO ケア秋田旭 川	SOMPO(株)	H20.7.1	旭川清澄町 16-17	884-3282	836-5645	
22	SOMPO ケア秋田仁 井田	SOMPO(株)	H20.7.1	仁井田新田一丁目 5-14	892-7875	829-4510	
23	ケアセンター亀 はうす	(福)友遊会	H21.1.1	下北手松崎字岩瀬 163-1	837-2335	884-5026	
24	在宅介護サービ スステーション たんぼぼ	(株)レヴァレン ス	H21.7.1	寺内字イサノ 101	866-0888	865-7378	
25	合同会社グレイ ス	(同)グレイス	H21.9.1	河辺諸井字下諸井 32-2	881-1355	881-1366	
26	在宅介護支援お おがた	(一社)HK	H26.12.1	飯島川端一丁目 6-30	050-5897 -1963	050-3412 -1517	
27	秋田在宅ケアセ ンター	(有)在宅ケアセ ンター	H22.5.1	下北手松崎字前谷地 142-1	834-8766	887-3842	
28	サポート彩り合 同会社	サポート彩り (同)	H23.8.1	御野場新町二丁目 2-11	829-4018	829-4151	
29	ヘルパーステー ションあかり	(株)あかり	H23.12.1	八橋本町三丁目 21-24	893-5011	865-2522	
30	ケアセンターひ ばり	(同)びりーぶ	H24.3.1	卸町五丁目 14-10	893-3317	893-3318	
31	きらら訪問介護 事業所竿燈通り	(株)きららホー ルディングス	H24.8.13	大町一丁目 5-9 朝日ブ ラザ秋田中央 102 号室	895-7276	895-7273	
32	やすらぎの郷ヘル パースステーシ ョン	(株)虹の街	H25.6.1	泉中央四丁目 2-8 T・K ビル 1F	883-0050	896-0085	
33	ツクイ秋田川尻	(株)ツクイ	H25.11.1	川尻御休町 5-12	896-5442	896-5443	
34	やさしい手秋田	(有)やさしい手	H27.5.1	川元むつみ町 7-13	864-1114	864-1119	
35	やさしい手秋田 ポートセンター	(有)やさしい手	H27.5.1	将軍野東一丁目 7-30	853-4041	880-5820	
36	在宅介護サービ スステーション たんぼぼ飯島	(株)レヴァレン ス	H28.4.1	飯島緑丘町 18-19	847-0855	847-0845	
37	ケアセンターり ん訪問介護事業 所	(株)凜	H29.4.1	茨島二丁目 15-35	853-5793	853-5794	
38	在宅介護サービ スステーション たんぼぼ広面	(株)レヴァレン ス	H30.4.1	広面字蓮沼 20-1 パー ル広面ハイツ 1F	884-1888	831-4888	
39	ケア工房	(株)生活工房あ きた	H30.8.1	仁井田新田一丁目 11-63	829-1307	853-7217	
40	ケアセンターり ん北部	(株)凜	H30.10.1	将軍野堰越 4-20	853-0027	853-0028	

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
41	ホームホスピス 秋田訪問介護事業所	(特非)ホームホ スピス秋田	H31. 1. 1	広面字近藤堰越 50-1 あきた東内科クリニック 2 階	853-6835	802-0323	
42	訪問介護ステーション 合同会社 いこい	(同)いこい	H31. 3. 1	広面字糠塚 67-5 セン チュリー松本Ⅲ	838-5602	838-1745	
43	ケアセンターし き彩	(株)しき彩	H31. 4. 1	外旭川字三後田 140	853-6336	853-6522	
44	ニチイケアセン ターひろおもて 秋田	(株)ニチイ学館	R1. 9. 15	広面字近藤堰越 17-1	825-9030	884-3681	
45	ファミリー園訪 問介護事業所	(福)蹊仁会	R2. 2. 1	桜一丁目 4-21	884-3325	825-0025	
46	ケアポート秋田 訪問介護事業所	(有)ケアポート 秋田	R2. 3. 1	山王沼田町 2-41	883-1578	883-1573	
47	黒子ケアラボ	ライフデザイン ラボ(株)	R2. 6. 1	御野場三丁目 1-10	050-5364 -3570	803-6630	
48	アースサポート 外旭川	アースサポート (株)	R2. 11. 1	外旭川八柳三丁目 14-41	869-7022	869-7023	
49	ホームケア土屋 秋田	(株)土屋	R3. 1. 1	桜二丁目 17-5	050-3138 -5843	050-3457 -9107	
50	医心館訪問介護 ステーション秋 田	(株)アンビス	R3. 3. 1	広面字大巻 59	853-7127	853-7128	
51	訪問介護事業所 あらや	エターナルジャ パン(株)	R3. 5. 1	新屋沖田町 9-21-101 号	853-1916	853-1917	
52	訪問介護ステー ション城南	(株)ヤマタクリ エイト秋田	R3. 9. 1	檜山城南新町 21-12	838-1231	838-1960	
53	訪問介護事業所 エール秋田	(同)セレクトエ ール	R5. 7. 1	高陽青柳町 3-40-201 号	893-4708	893-4709	
54	ケアサロンつむ ぎ(同)	ケアサロンつむ ぎ(同)	R5. 8. 1	泉南二丁目 1-10-309 号	853-1626	853-1657	
55	訪問介護クオー レ	(株)LIFXIS	R5. 10. 1	寺内後城 17-1-F101	893-5575	893-5576	
56	ポライトケア訪 問介護ステーシ ョン	POLITEWORK(同)	R5. 11. 1	寺内字イサノ 56-2-102	050-8887 -3965	050-8887 -3964	
57	秋田在宅介護 (株)	秋田在宅介護 (株)	R6. 4. 1	横森一丁目 20-30	833-7073	833-7075	

■ 同行援護

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田市社協ホームヘルパー事業所	(福)秋田市社会福祉協議会	H23. 10. 1	八橋南一丁目 8-2	862-7929	862-7939	
2	三楽園ヘルパーステーション	(医)久盛会	H23. 11. 1	飯島字堀川 84-20	857-3101	857-3131	
3	ニチイケアセンター こうや	(株)ニチイ学館	H23. 11. 1	寺内字三千刈 70-1	883-1030	867-1366	
4	ホームヘルパーステーションほくと	(福)北杜	H30. 8. 1	下新城中野字街道端 西 11-1	872-1050	873-7805	
5	ケア工房	(株)生活工房あきた	R1. 10. 1	仁井田新田一丁目 11-63	829-1307	853-7217	
6	ケアセンターひばり	(同)びりーぶ	R6. 4. 1	卸町五丁目 14-10	893-3317	893-3318	

■短期入所

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	竹生寮	(福)秋田育明会	H18.10.1	柳田字竹生 168	834-2577	834-2219	8
2	柳田新生寮	(福)秋田育明会	H18.10.1	柳田字竹生 197	835-3371	835-3219	2
3	障がい者支援施設 ほくと	(福)北杜	H23.4.1	下新城中野字街道端西 11-1	873-7801	873-7805	6
4	雄高園	(福)秋田県厚生協 会	H18.10.1	雄和戸賀沢字金山沢 89-29	886-3256	886-3327	6
5	高清水園	(福)県社会福祉事 業団	H18.10.1	上北手猿田字苗代沢 14-1	829-3577	829-3578	4
6	小又の里	(福)秋田福祉協会	H18.10.1	上新城小又字落合 85	870-2361	870-2372	4
7	杉の木園	(福)一羊会	H18.10.1	山内字上台 15-2	827-2310	827-2311	3
8	若竹学園短期入所 事業所	(福)秋田県厚生協 会	H20.8.1	御所野地蔵田二丁目 15-1	838-0607	831-5363	32
9	医療法人回生会短 期入所 事業所紫陽花	(医)回生会	H18.10.1	牛島西一丁目 6-7	825-5252	825-5250	1
10	すずらん短期入所 事業所	(医)久盛会	H18.10.1	飯島字堀川 84-29	846-6125	846-6842	17
11	げんきハウス金足	(医)久幸会	H20.4.1	金足追分字海老穴 222	872-1116	872-1117	4
12	秋田県立医療療育 センター	(地独)秋田県立療 育機構	H22.4.19	南ヶ丘一丁目 1-2	826-2401	826-2407	7
13	たかしみず園	(福)県社会福祉事 業団	H29.4.1	上北手猿田字苗代沢 14-1	829-3577	829-3578	4
14	コミュニティライ フサポート 谷内佐渡ホーム	(福)秋田県身体障 害者福祉協会	H30.8.1	広面字谷内佐渡 100-1	827-7630	827-7631	3
15	みなと	(福)愛心会	H30.6.1	土崎港北一丁目 7-21	845-1770	845-1770	2
16	リフレッシュコア 中通	(福)北杜	H30.10.1	中通四丁目 3-23	874-8277	884-0505	30
17	障害者支援センタ ー御所野	(福)県社会福祉事 業団	H19.4.1	御所野下堤五丁目 1-4	838-5607	838-5608	2
18	指定障害福祉サー ビス事業所中野つ くし苑短期入所	(福)南秋福祉会	R2.5.1	下新城中野字街道端西 40	853-7792	853-7793	1
19	ショートステイ夢 見草	(株)たいよう	R3.12.1	旭南三丁目 10-10	827-3027	827-3028	21
20	ショートステイゆ うわの里	(有)ゆうわ	R5.3.1	雄和芝野新田字寺沢 2-1	881-3711	881-3712	24
21	多機能型ケアベー スにのに	(特非)にこっと秋 田	R5.4.1	牛島西二丁目 3-18	838-6125	838-6126	3

■生活介護

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	高清水園	(福)県社会福祉事業団	H9. 4. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	58
2	秋田ワークセンター	(福)秋田県身体障害者福祉協会	H3. 4. 10	下北手柳館字前田面134	831-8010	831-8009	40
3	障がい福祉サービス事業所ほっとばんぶー	(福)秋田育明会	H8. 4. 1	柳田字竹生 168-1	837-1320	837-5730	30
4	ウェルビューいずみ	(福)いずみ会	H14. 11. 1	泉菅野二丁目 17-27	896-6277	896-6482	20
5	らいふサポートほくと	(福)北杜	H19. 4. 1	下新城巾野字街道端西11-1	873-7803	873-7805	11
6	ひだまり	(福)晃和会	H16. 7. 1	東通仲町 4-1	884-1400	884-3456	14
7	つどいの家	(福)ゆたか会	H13. 10. 1	浜田字境川 52	828-4472	兼用	20
8	杉の木園	(福)一羊会	H7. 11. 1	山内字上台 15-2	827-2310	827-2311	20
9	ユートピアやまばと	(福)友睦会	H11. 4. 1	新屋下川原町 2-10	883-0711	883-0712	10
10	とうふ屋丸木橋六兵衛	(福)一羊会	H23. 1. 1	山内字丸木橋 174-1	827-2271	838-0045	7
11	愛心苑	(福)愛心会	H16. 4. 1	金足浦山字岩崎 174	873-7922	873-6533	40
12	竹生寮	(福)秋田育明会	S46. 4. 1	柳田字竹生 168	834-2577	834-2219	80
13	柳田新生寮	(福)秋田育明会	S57. 4. 1	柳田字竹生 197	835-3371	835-3219	50
14	小又の里	(福)秋田福祉協会	H11. 10. 1	上新城小又字落合 85	870-2361	870-2372	42
15	秋田聖徳会障がい福祉サポートセンター聖和	(福)秋田聖徳会	H23. 4. 1	川元小川町 1-8	874-8415	874-8416	30
16	雄高園	(福)秋田県厚生協会	S52. 12. 1	雄和戸賀沢字金山沢89-29	886-3256	886-3327	80
17	障害者支援センター御所野	(福)県社会福祉事業団	H24. 4. 1	御所野下堤五丁目 1-4	838-5607	838-5608	40
18	秋田県立医療療育センター	(地独)秋田県立療育機構	H22. 4. 19	南ヶ丘一丁目 1-2	826-2401	826-2407	20
19	障がい者支援施設ほくと	(福)北杜	H23. 4. 1	下新城巾野字街道端西11-1	873-7801	873-7805	55
20	山手台いなほ	(福)秋田いなほ福祉会	H26. 4. 1	山手台二丁目 17	829-4422	829-4422	30
21	たかしみず園	(福)県社会福祉事業団	H29. 4. 1	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	829-3578	34
22	One memory	(福)一羊会	H29. 4. 1	新屋船場町 3-10	827-5064	827-5069	10
23	長岡ハウス	(福)友遊会	H29. 11. 1	下新城長岡字毛無谷地255	827-7317	827-7318	30
24	多機能型ケアベースにのに	(特非)にこっと秋田	H30. 10. 1	牛島西二丁目 3-18	838-6125	838-6126	10
25	自閉症スペクトラム特化型生活介護事業所 Kai	(株)OHANA	H30. 10. 1	仁井田本町一丁目19-27	838-6090	838-6091	20

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
26	指定障害福祉サービス事業所中野つくし苑	(福)南秋福祉会	H30.12.1	下新城中野字街道端西40	853-7792	853-7793	27
27	リフレッシュコア茨島	(福)北杜	H31.3.1	茨島四丁目 12-43	867-7211	867-7233	18
28	夢・究塾明日葉	(福)一羊会	H31.4.1	山王五丁目 13-33	853-9851	853-9852	8
29	生活支援作業所きらっと	(福)秋田育明会	H31.4.1	柳田字竹生 173-1	837-1320	837-5730	30
30	秋田聖徳会多機能型支援センター第二聖和	(福)秋田聖徳会	H31.4.1	外旭川字野村 20-1	874-9616	874-9618	30
31	生活介護事業所たけのこ	(福)秋田県厚生協会	R3.4.1	新屋比内町 7-4	853-9176	853-9177	10
32	デイサービスひなたぼっこの家	(有)夢紡	R3.11.1	茨島四丁目 5-10	896-0071	896-0037	45
33	ナチュラル・ハウス	(株)醍醐	R4.12.1	外旭川字梶ノ目 23-6	853-0402	853-0402	20

■機能訓練

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	らいふサポートほくと	(福)北杜	H19.4.1	下新城中野字街道端西11-1	873-7803	873-7805	4
2	ひだまり	(福)晃和会	H19.4.1	東通仲町 4-1	884-1400	884-3456	6

■生活訓練

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	手形ハウス	(医)久幸会	H23.8.1	手形字山崎 164-2	893-6311	884-0123	6(6)
2	医療法人回生会 生活訓練事業所 紫陽花	(医)回生会	H24.4.1	牛島西一丁目 6-7	825-5252	825-5250	20(19)
3	土崎ハウス	(医)久幸会	H27.4.1	土崎港中央七丁目 2-15-2	853-6230	853-6231	20(16)
4	SOCIALSQUARE 秋田山王	(特非)ソーシャルデザインワークス	R5.4.1	山王六丁目 2-16 アバンテ山王 1F	090-8509-3151	-	12

※()内の数字は、宿泊型自立訓練(生活訓練)の定員です。

■就労移行支援

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	保戸野ハウス	(医)久幸会	H27.6.1	保戸野中町 6-15	893-5500	873-6381	6
2	就労移行ジョブサポ いずみ	(福)いずみ会	R4.5.1	泉菅野二丁目 17-27	896-6277	896-6482	20
3	ディーキャリア 秋田オフィス	(株)ケイライン	R4.8.1	中通一丁目 3-5	838-7010	838-7564	20
4	SOCIALSQUARE 秋田山王	(特非)ソーシャルデザインワークス	R5.4.1	山王六丁目 2-16 アバンテ山王 1F	090-8509-3151	-	8

■就労継続支援 A 型

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	アクル	(特非)障がい者雇用促進ネットワーク	H23. 6. 1	川尻町字大川反 170-26	896-0200	896-0010	20
2	家々	(株)サポートワーク	H23. 6. 1	雄和平沢字大面 2-1	874-8931	874-8935	10
3	広面ハウス	(福)友遊会	H24. 4. 1	広面字樋ノ沖 69-1	853-1661	834-7765	10
4	ちゃれんじ工房(株)	ちゃれんじ工房(株)	H25. 10. 1	新屋島木町 1-73	838-6888	828-5903	20
5	こまどり	(有)つばさ	H27. 4. 1	八橋字イサノ 10	866-1866	827-5166	20
6	(株)HSS 秋田事業所	(株)HSS	H27. 11. 1	中通三丁目 2-171F	853-6264	853-6264	20
7	One Team Akita	ONE TEAM 株式会社	R2. 8. 1	東通仲町 9-11	838-6031	838-6032	10
8	エバーグリーン	(株)エバーグリーン	R2. 9. 1	仁井田湯中町 12-5	827-3443	827-3444	20
9	スプラウト	(株)Sprout	R2. 12. 1	中通五丁目 11-8 秋田サンフレンドビル 1 階	853-8106	853-8206	20
10	Barrier Free	(株)Barrier Free	R5. 1. 1	旭北栄町 1-49 GOWIN ビル 2 F	070-4195 -0480	-	20
11	Barrier Free 大町	(株)パリアリムーブ	R6. 4. 1	大町三丁目 5-8 ウィング・グラン 2A	090-1497 -4828	-	20

■就労継続支援 B 型

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田ワークセンター	(福)秋田県身体障害者福祉協会	H19. 4. 1	下北手柳館字前田面 134	831-8010	831-8009	40
2	山手台いなほ	(福)秋田いなほ福祉会	H19. 4. 1	山手台二丁目 17	829-4422	兼用	10
3	ドリームカンパニーあゆみ	(福)ゆたか会	H19. 4. 1	仁井田本町五丁目 12-45	829-2994	兼用	20
4	希望園	(福)秋田希望ふくし会	H20. 4. 1	泉中央二丁目 6-26	862-6072	827-4011	20
5	ウェルビューいずみ	(福)いずみ会	H20. 10. 1	泉菅野二丁目 17-27	896-6277	896-6482	40
6	明成園	(福)秋田旭川福祉会	H21. 4. 1	添川字地ノ内 10-1	868-4868	868-4856	50
7	緑光苑	(福)緑光福祉会	H20. 10. 1	下北手宝川字種ヶ崎 81-17	889-7001	889-7002	40
8	スクラム	(福)友愛の園	H22. 4. 1	飯島字穀丁大谷地 1-33	893-3760	893-3761	40
9	ユートピアやまばと	(福)友睦会	H22. 11. 1	新屋下川原町 2-10	883-0711	883-0712	10
10	とうふ屋丸木橋六兵衛	(福)一羊会	H23. 1. 1	山内字丸木橋 174-1	827-2271	838-0045	13
11	夢・究塾 明日葉	(福)一羊会	H23. 1. 1	山王五丁目 13-33	853-9851	853-9852	12
12	サンハウス	(福)サンふくし会	H23. 4. 1	上北手荒巻字荒巻 312	892-6650	892-6651	30
13	小又の里	(福)秋田福祉協会	H23. 4. 1	上新城小又字落合 85	870-2361	870-2372	18
14	げんきハウス下新城	(医)久幸会	H19. 4. 1	金足追分字海老穴 222	872-1116	872-1117	60
15	クローバー	(医)久盛会	H21. 1. 1	飯島道東二丁目 13-20	846-9608	846-5358	40
16	家々	(株)サポートワーク	H23. 6. 1	雄和平沢字大面 2-1	874-8931	874-8935	20
17	手形ハウス	(医)久幸会	H23. 8. 1	手形山崎町 164-2	893-6311	884-0123	20
18	白樺	(福)五輪坂秋峰会	H23. 10. 1	中通一丁目 3-37	884-0051	884-0052	40

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
19	ごろりんはうす	(特非)あきた福祉共生会	H23. 11. 1	川元山下町 2-3	893-6991	893-6992	20
20	広面ハウス	(福)友遊会	H24. 4. 1	広面字樋ノ沖 69-1	853-1661	834-7765	20
21	自立支援センター ほのぼの	(特非)ほのぼの	H24. 4. 1	大町二丁目 5-1	866-8880	866-8887	40
22	秋田のうさん	(特非)ホープ・フル	H24. 8. 1	川尻町字大川反 170-69	862-2522	兼用	20
23	スクールファーム 河辺	(株)スクールファーム 河辺	H25. 1. 1	河辺赤平字小曾根 80	882-5128	882-5127	20
24	保戸野ハウス	(医)久幸会	H25. 8. 1	保戸野中町 6-15	893-5500	893-5501	14
25	アキタネット	(株)アキタネット	H26. 4. 1	東通仲町 2-12	893-5288	893-5287	20
26	ダイバーシティあ きた	(同)ダイバーシティあ きた	H26. 9. 1	山王六丁目 16-11 マツ オカビル 22F	838-0295	838-0296	20
27	協働ワークアップ	協働大町ビル(株)	H27. 4. 1	大町三丁目 2-44	863-2111	863-2119	20
28	ごろりんはうす Story	(特非)あきた福祉共生 会	H27. 6. 1	山王一丁目 4-10	893-6991	893-6992	20
29	自立支援センター ふ〜ら	センターフィールド (株)	H28. 5. 1	山王五丁目 7-22	853-6028	兼用	20
30	One memory	(福)一羊会	H29. 4. 1	新屋船場町 3-10	827-5064	827-5069	10
31	Story cat	(特非)あきた結いネッ ト	H29. 7. 1	南通亀の町 1-4	838-5450	838-5455	20
32	サポートスペース そう	ホプシー(有)	H29. 7. 1	泉字登木 209-1 サンス テージ登木 108 号室	090-5833 -4271	838-7483	20
33	はッピーわーきん	(株)はッピーわーきん	H29. 9. 1	中通二丁目 2-7 トラン スワンビル 214-D	838-0348	-	20
34	やわらぎ	(医)仁政会	H29. 12. 1	土崎港中央一丁目 21-36	853-5701	853-5703	20
35	アトリエ・ローブ	(一社)秋田スプリング	H30. 2. 1	手形字西谷地 188-1 西 村ビル西棟	838-7810	838-7840	20
36	インクル・ジョブ	(同)Ac-net	H30. 7. 1	山王沼田町 11-11 山王沼田町オフィスビ ル 1-B	802-0193	893-3837	20
37	サークル就労継続 支援 B 型事業所	(株)サークル	H30. 10. 1	河辺豊成字祖神台 10-1	802-0155	兼用	20
38	テラシア就労継続 支援 B 型事業所	(同)テラシア	H31. 3. 1	東通仲町 20-16	893-3958	893-3959	20
39	アポロン就労継続 支援 B 型事業所	(同)アポロン	R1. 11. 1	大町四丁目 5-19	090-8615 -8520	-	20
40	ごろりんはうす Being	(特非)あきた福祉共生 会	R3. 4. 1	山王沼田町 3-35	893-6991	893-6992	20
41	ビーハッピー	(株)ビーハッピー	R3. 8. 1	中通六丁目 6-20AMC ビ ル 4 階	827-6537	-	20
42	One Team Akita	ONETEAM(株)	R4. 4. 1	東通仲町 9-11	838-6031	838-6032	10
43	スノードロップ	(医)秋田ヒール	R4. 4. 1	東通一丁目 23-1	884-1500	884-1501	20
44	Oraie	(株)OraiedaMamazame	R4. 11. 1	泉北四丁目 17-26	874-7232	874-7032	20

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
45	にじいろのカルテ	(合)にじいろのカルテ	R4.12.1	土崎港相染町字沖谷地153	838-7093	838-7094	20
46	Next WORK	(株)スクールファーム 河辺	R5.1.1	東通仲町 2-8 駅東 SONIA ビル 1F	853-6463	853-6465	20
47	就労継続支援 B 型事業所あゆむ	(特非)秋田たすけあい ネットあゆむ	R5.3.1	山王臨海町 4-6 アナザ ーワンビル 214 号, 313 号	827-6535	-	20
48	ジョブタス秋田八 橋事業所	(株)HSS	R5.4.1	八橋本町五丁目 8-312F	838-7145	838-7144	20
49	リ：ミックス	(福)北杜	R5.4.1	中通四丁目 3-23	874-8864	884-0505	20
50	めだか plus	(福)翼友会	R5.6.1	山王三丁目 4-1	853-0622	853-0620	20
51	ハッピーシャムロ ック	(株)あきた自立推進機 構 ハッピーシャムロック	R5.10.1	保戸野八丁 4-5	853-7507	853-7508	20
52	ONEGAME 秋田大町	(株)アンビシャス	R5.11.1	大町三丁目 2-47	080-3642 -8195	-	20

■施設入所支援

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	高清水園	(福)県社会福祉事業 団	H19.4.1	上北手猿田字苗代沢 14-1	829-3577	829-3578	54
2	秋田ワークセンタ ー	(福)秋田県身体障害 者福祉協会	H19.4.1	下北手柳館字前田面 134	831-8010	831-8009	48
3	障害者支援センタ ー御所野	(福)県社会福祉事業 団	H19.4.1	御所野下堤五丁目 1-4	838-5607	838-5608	40
4	障がい者支援施設 ほくと	(福)北杜	H23.4.1	下新城中野字街道端西 11-1	873-7801	873-7805	55
5	竹生寮	(福)秋田育明会	H23.4.1	柳田字竹生 168	834-2577	834-2219	75
6	柳田新生寮	(福)秋田育明会	H23.4.1	柳田字竹生 197	835-3371	835-3219	50
7	小又の里	(福)秋田福祉協会	H23.4.1	上新城小又字落合 85	870-2361	870-2372	50
8	雄高園	(福)秋田県厚生協会	H23.10.1	雄和戸賀沢字金山沢 89-29	886-3256	886-3327	80
9	たかしみず園	(福)秋田県社会福祉 事業団	H29.4.1	上北手猿田字苗代沢 14-1	829-3577	829-3578	34

■経過的療養介護

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田県立医療療 育センター	(地独)秋田県 立療育機構	H24.4.1	南ヶ丘一丁目 1-2	826-2401	826-2407	40

■グループホーム

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	結	(福)県社会福 祉事業団	H14.10.1	広面字樋ノ上 34-1	832-4211	-	5
2	みのり	(福)県社会福 祉事業団	H16.11.1	広面字樋ノ上 34-1	832-2125	-	5
3	さくら	(福)県社会福 祉事業団	H18.5.1	広面字樋ノ上 34-1	837-3012	-	5

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
4	ささこやま	(福)秋田育明会	H13. 10. 1	広面字大巻 36-2	835-3371	835-3219	5
5	なのはな	(福)秋田育明会	H16. 10. 1	広面字谷内佐渡 136-1	834-7854	-	5
6	花つぼみ	(福)友愛の園	H22. 5. 1	土崎港相染町字 大谷地 33-10	847-0011	兼用	6
7	絆(きずな)	(福)友愛の園	H23. 4. 1	土崎港相染町字 沖谷地 151-2	846-7502	兼用	10
8	あおぞら	(福)県社会福祉事業団	H20. 4. 1	広面字樋ノ上 34-1	839-6652	-	5
9	こまち	(福)県社会福祉事業団	H25. 10. 1	広面字樋ノ上 34-1	839-3515	-	4
10	ずっと	(福)一羊会	H20. 10. 1	山内字上台 15-1	827-2310	827-2311	16
11	竹飛歩	(福)一羊会	H12. 10. 1	桜二丁目 24-17	837-4819	兼用	7
12	にぎやか倶楽部	(福)一羊会	H15. 10. 1	横森二丁目 2-22	836-6019	兼用	6
13	風和里	(福)一羊会	H26. 9. 1	山内字田中 311-2	827-2060	兼用	5
14	ぐっど	(福)一羊会	R3. 12. 1	手形田中 9-16-11	853-1240	兼用	5
15	あいしんホーム	(福)愛心会	H17. 6. 1	飯島松根東町 4-44	846-7682	-	6
16	あいしんホームみなと	(福)愛心会	H19. 4. 1	土崎港北一丁目 7-21	846-7682	兼用	5
17	あいしんホームあおやま	(福)愛心会	H22. 4. 1	将軍野東二丁目 16-13	857-0121	兼用	5
18	福寿草(男性のみ)	(医)久盛会	H6. 4. 1	飯島字堀川 84-21	845-4700	-	6
19	かすみ草(女性のみ)	(医)久盛会	H8. 4. 1	飯島字堀川 84-21	845-2079	-	6
20	すずらん	(医)久盛会	H8. 1. 1	飯島字堀川 84-29	846-6125	-	17
21	トマト荘	(医)久幸会	H10. 4. 1	土崎港中央七丁目 2-15	893-6565	-	20
22	にんじん(男性のみ)	(医)久幸会	H19. 6. 1	下新城中野字琵琶沼 156-15	873-3011	-	7
23	じゃがいも(女性のみ)	(医)久幸会	H19. 6. 1	下新城中野字琵琶沼 156-15	873-3011	-	7
24	杉翠荘	(医)仁政会	H15. 12. 1	土崎港中央六丁目 3-3	847-7550	-	12
25	第二杉翠荘	(医)仁政会	H24. 9. 1	土崎港東二丁目 7-32	847-0076	-	6
26	あやめ	(医)回生会	H18. 10. 1	牛島西一丁目 6-24	832-3203	831-8780	5
27	げんきハウス金足	(医)久幸会	H15. 2. 1	金足追分字海老穴 222	872-1116	-	18
28	雪やなぎ	(福)秋田育明会	H23. 10. 1	柳田字佐渡端 34-2	893-6711	-	5
29	白樺	(福)五輪坂秋峰会	H23. 5. 1	中通一丁目 3-37	884-0051	-	7
30	Tune(ツネ)	(特非)秋田マック	H23. 11. 1	桜三丁目 14-10	874-7021	-	7
31	あざみ	(医)久盛会	H24. 4. 1	飯島鼠田一丁目 10-6	893-4735	-	18
32	まちなか	(福)グリーンローズ	H24. 9. 1	山王四丁目 6-26 山王 9K ビル	828-7750	-	8
33	まちなか2	(福)グリーンローズ	H27. 3. 16	土崎港東一丁目 3-26 緑ヶ丘ボーディングハウス	828-7750	-	5

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
34	医療法人わらべ会障害者グループホームみやた	(医)わらべ会	H27. 4. 1	南通宮田 15-44	853-6029	-	20
35	ほっと	(福)秋田福祉協会	H25. 4. 1	上新城小又字睦市 50	870-2361	870-2372	5
36	青い鳥	(有)夢紡	H29. 1. 1	茨島四丁目 5-10	807-4560	896-0037	6
37	コミュニティライフサポート谷内佐渡ホーム	(福)秋田県身体障害者福祉協会	H30. 4. 1	広面字谷内佐渡 100-1	827-7630	827-7631	8
38	グループホーム太郎	(福)緑光福祉会	H30. 10. 1	旭川清澄町 15-16 1 階	889-7001	889-7002	10
39	グループホーム花子	(福)緑光福祉会	H30. 10. 1	旭川清澄町 15-16 2 階	889-7001	889-7002	10
40	あいあいホーム	(福)秋田育明会	H31. 4. 1	東通三丁目 11-25	853-6701	-	6
41	わおん秋田市さくら	(株)SB2 企画	H31. 4. 16	桜三丁目 1-16	853-0715	-	6
42	花だより	(福)友愛の園	R1. 5. 1	寺内児桜三丁目 2-35	847-0035	-	3
43	結い花	(特非)あきた結いネット	R1. 7. 1	将軍野青山町 15-1	807-5668	-	6
44	グループホームすみれ	(医)久盛会	R1. 8. 1	飯島鼠田一丁目 10-5	846-5885	-	7
45	希	(福)友愛の園	R1. 11. 1	土崎港相染町字沖谷地 151-2	853-5630	-	7
46	グループホームにこにこ	(医)久幸会	R2. 3. 1	下新城中野字琵琶沼 123	873-5759	873-6381	8
47	にゃおん秋田市さくら	(株)SB2 企画	R3. 4. 1	桜三丁目 4-8	838-0310	-	5
48	オリーブⅠ	(医)回生会	R4. 6. 1	牛島西一丁目 6-16 1 階	832-3203	831-8780	6
49	オリーブⅡ	(医)回生会	R4. 6. 1	牛島西一丁目 6-16 2 階	832-3203	831-8780	7
50	Mario	(特非)秋田マック	R4. 6. 1	桜三丁目 13-15	-	-	3
51	あすか	(福)県社会福祉事業団	R4. 10. 1	南通宮田 20-4 エクセレント八番館	829-3577	829-3578	4
52	グループホームあかつき KIBOU	(株)SB2 企画	R4. 12. 1	桜三丁目 6-3	893-6302	893-6303	10
53	グループホームあかつき HIKARI	(株)SB2 企画	R4. 12. 1	桜三丁目 6-2	893-6302	893-6303	10
54	グループホームロワゾー・ヴェール	(株)イル・ヴェルト	R5. 1. 1	横森二丁目 20-28	874-8580	874-8663	5
55	グループホームロワゾー・ブルー	(株)イル・ヴェルト	R5. 1. 1	将軍野青山町 10-25	874-9201	874-9207	5
56	雀(浮き雲)	(医)久幸会	R5. 6. 1	下新城中野字琵琶沼 156-19	-	-	7
57	雀(青空)	(医)久幸会	R5. 6. 1	下新城中野字琵琶沼 156-19	-	-	7

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
58	グループホームロワゾー・オランジュ	(株)イル・ヴェルト	R5.10.1	桜三丁目 2-21	838-5804	838-5805	7
59	グループホームきぐみの家	(株)木組	R5.10.1	広面字樋口 111-1	090-2991-3804		5
60	グループホームはればれ	(同)さわやかサポート	R6.2.1	檜山川口境 21-24	853-2015	853-2016	10
61	Story cat+	(特非)あきた結いネット	R6.2.1	桜二丁目 24-2	-	-	6

■地域活動支援センター

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	やすらぎの家	やすらぎの家	H7.4.1	土崎港中央五丁目 9-3	845-3158	兼用	10
2	アートリンクうちのあかり	(特非)アートリンクうちのあかり	H30.4.1	新屋比内町 11-16	838-4711	兼用	15
3	クローバー	(医)久盛会	H12.2.1	飯島道東二丁目 13-20	846-5328	846-5358	20
4	秋田市のぞみ地域活動支援センター	秋田市	H15.4.1	八橋南一丁目 8-2	863-4481	兼用	20
5	秋田市南浜地域活動支援センター	秋田市	H15.4.1	新屋南浜町 7-10	867-1650	兼用	20

■児童養護施設

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	感恩講児童保育園	(福)感恩講	M38.12.18	寺内神屋敷 2-1	845-0483	845-0483	60
2	聖園天使園	(福)みその	S23.5.1	保戸野すわ町 1-58	838-1043	823-2699	63

■乳児院

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田赤十字乳児院	日本赤十字社 秋田県支部	S24.8.1	広面字釣瓶町 100-3	884-1760	884-1762	30

■児童自立支援施設

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	千秋学園	秋田県	M37.4.1	新屋下川原町 1-2	862-2614	863-2416	36

■婦人保護施設

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	秋田陽光園	県母子寡婦福祉連合会	S33.6.1	手形住吉町 4-26	834-0906	833-4246	16

■救護施設

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	玉葉荘	(福)秋田県厚生協会	S37.9.1	雄和向野字吹欠下 36-2	887-2235	887-2310	150

■その他施設

NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	御所野交流センター	秋田市	H9. 4. 1	御所野下堤 5-1-6	826-0671	826-0672	
2	河辺総合福祉交流センター	秋田市	H11. 8. 1	河辺北野田高屋字上前田表 66-1	881-1201	882-3467	
3	河辺高齢者健康づくりセンター	秋田市	H16. 3. 1	河辺三内字丸舞 1-1	884-2111	-	
4	雄和ふれあいプラザ	秋田市	H12. 1. 20	雄和妙法字上大部 77-1	886-5071	886-5077	

■福祉複合施設(再掲)

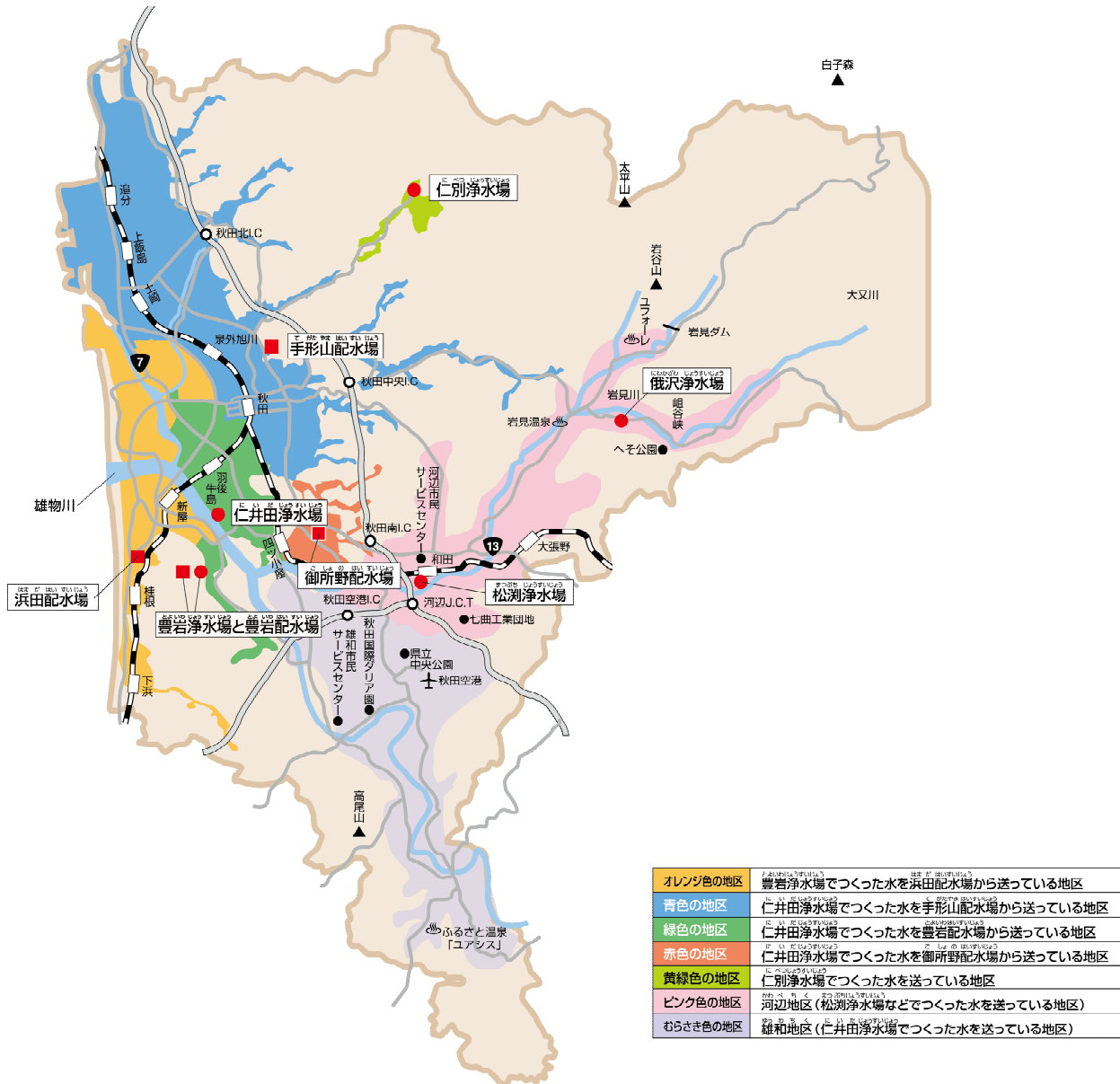
NO	名称	経営主体	開設年月日	所在地	電話	F A X	定員
1	ウェルビューいずみ	(福)いずみ会	H14. 11. 1	泉菅野二丁目 17-27	896-6277	896-6482	

※一つの建物に、保育所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービスセンターが入居する複合施設であり、1階には地域交流スペースも設置されている。

第 2 8 給水に関する資料

資料 2 8 - 1 給水区域および主要施設配置図

令和 7 年 2 月末現在



資料 28－2 浄水場・主要配水場一覧表

令和 7 年 2 月末現在

地域	浄水場（給水能力）	配水場（容量）	備 考
秋田	仁井田浄水場 (154,600m ³ /日)	手形山配水場 (40,800m ³)	
		豊岩配水場 (22,000m ³)	
		御所野配水場 (3,350m ³)	
	豊岩浄水場 (35,800m ³ /日)	浜田配水場 (12,000m ³)	
	仁別浄水場 (960m ³ /日)	仁別配水場 (264m ³)	
河辺	松沢浄水場 (3,803m ³ /日)	七曲配水場 (938m ³)	
		和田配水場 (883m ³)	
	俄沢浄水場 (1,974m ³ /日)	上野配水場 (828m ³)	
		俄沢配水場 (303m ³)	
雄和	仁井田浄水場	平尾鳥配水場 (726m ³)	
		高区配水場 (140m ³)	
		兼用受水槽 (164m ³)	
		椿川配水場 (950m ³)	
		竹ノ花配水場 (510m ³)	

資料 28－3 小規模水道一覧表

令和 6 年 10 月 2 日現在

地 区 名	戸数(戸)	給水人口(人)
雄和藤森	8	14
雄和中の沢	13	15

資料 28-4 応急給水施設一覧表

1 応急給水弁

令和 7 年 2 月末現在

番号	応急給水弁設置箇所	配水管(口径mm)および推定取水量
1	添川字境内川原 9 9 地内	φ 800 L=1,540m (推定 774m ³) 道路上
2	飯島飯田一丁目 1 3 地内	φ 600 L=1,900m (推定 537m ³) 道路上
3	卸町四丁目 9 地内	φ 800 L=1,697m (推定 853m ³) 道路上
4	新屋松美ヶ丘北町 2 地内	φ 800 L=2,477m (推定 1,245m ³) 道路上
5	千秋明德町 2 地内	φ 350 L=1,260m (推定 121m ³) 道路上
6	川尻御休町 4 地内	φ 400 L=2,070m (推定 260m ³) 道路上
7	泉中央六丁目 3 地内	φ 300 L=2,100m (推定 148m ³) 公園内
8	手形字西谷地 7 3 0 地内	φ 600 L=1,970m (推定 557m ³) 道路上
9	八橋本町三丁目 1 9 地内	φ 600 L=2,320m (推定 656m ³) 歩道内
10	手形字大松沢地内	手形山配水場 (40,800m ³)
11	手形字中台 1 地内	φ 1000 L= 430m (推定 338m ³) 学校内
12	雄和平尾鳥字小平 4 地内	φ 250 (送水管)
13	雄和平尾鳥字小平 4 地内	φ 250 (配水管)
14	豊岩豊巻字上野 1 6 4 地内	豊岩配水場 (22,000m ³)
15	御所野下堤二丁目 1 地内	御所野配水場 (3,350m ³)

※給水車への受水および消火用水の確保が主な目的。

2 耐震性緊急貯水槽

令和 7 年 2 月末現在

番号	貯水槽設置箇所	設置施設名称および貯水容量
1	八橋運動公園 1 地内	八橋運動公園相撲場 消火用水兼用水槽 100m ³
2	飯島鼠田二丁目 2 - 1 地内	飯島小学校 飲料水専用水槽 40m ³
3	土崎港東一丁目 6 - 3 9 地内	土崎南小学校 飲料水専用水槽 40m ³
4	新屋松美ガ丘北町 1 9 - 1 地内	松美ガ丘第一街区公園 飲料水専用水槽 40m ³

※大規模断水時の飲料水および消火用水の確保が主な目的。

3 応急給水栓

令和 7 年 2 月末現在

番号	応急給水栓設置箇所	設置施設名称
1	下新城笠岡字佐戸反 1 0 地内	下新城小学校
2	飯島鼠田二丁目 2 - 1 地内	飯島小学校
3	飯島字田尻堰越 4 8 地内	飯島中学校

番号	応急給水栓設置箇所	設置施設名称
4	飯島西袋一丁目 1 - 2 地内	飯島南小学校
5	土崎港西五丁目 3 - 1 地内	北部市民サービスセンター
6	土崎港東一丁目 6 - 3 9 地内	土崎南小学校
7	外旭川字梶ノ目 2 6 2 - 2 地内	外旭川小学校
8	外旭川字梶ノ目 5 0 地内	外旭川中学校
9	将軍野南一丁目 2 - 1 6 地内	高清水小学校
10	手形字才ノ浜 6 3 地内	旭川小学校
11	寺内堂ノ沢二丁目 1 4 - 1 地内	寺内小学校
12	泉北二丁目 6 - 1 地内	泉中学校
13	千秋公園 1 - 1 3 地内	明德小学校
14	広面字釣瓶町 1 3 - 3 地内	東部市民サービスセンター
15	下北手松崎字走り崎 1 4 地内	旧下北手中学校
16	下北手松崎字谷崎 2 0 2 - 1 地内	下北手小学校
17	東通二丁目 1 1 - 1 地内	東小学校
18	広面字鍋沼 1 7 地内	城東中学校
19	中通五丁目 8 - 2 2 地内	中通小学校
20	桜四丁目 1 2 - 1 地内	桜小学校
21	新屋松美ガ丘北町 1 4 - 1 地内	勝平小学校
22	新屋北浜町 1 3 - 1 地内	勝平中学校
23	上北手猿田字苗代沢 1 7 - 3 地内	日本赤十字秋田看護大学
24	新屋扇町 1 3 - 3 4 地内	西部市民サービスセンター
25	仁井田字中新田 2 2 3 地内	御野場中学校
26	御野場一丁目 5 - 1 地内	南部市民サービスセンター
27	仁井田字西潟敷 3 3 地内	大住小学校
28	四ツ小屋街道東 2 5 6 - 1 地内	四ツ小屋小学校
29	仁井田本町四丁目 7 - 1 地内	仁井田小学校
30	檜山古川新町 5 5 - 1 地内	築山小学校
31	新屋栗田町 2 4 - 1 地内	日新小学校
32	土崎港北四丁目 6 - 1 地内	港北小学校
33	保戸野すわ町 9 - 6 0 地内	保戸野小学校
34	川尻みよし町 8 - 3 1 地内	川尻小学校

番号	応急給水栓設置箇所	設置施設名称
35	旭南一丁目 1 5 - 1 地内	旭南小学校
36	御所野元町五丁目 1 - 1 地内	御所野小学校
37	牛島東六丁目 6 - 1 地内	牛島小学校

※市民が直接給水を受けられる装置。

資料 28-5 給水資機（器）材一覧表

令和 6 年 3 月末現在

資機材名	単位	数量	備考
給水タンク車	台	1	2,000ℓ
給水タンク車	台	1	1,800ℓ
給水タンク	基	5	2,000ℓ 2 基 1,000ℓ 3 基
取水用エンジンポンプ	台	6	可搬式
給水バッグ	個	74	1,000ℓ / 個
ポリパック	枚	13,900	10ℓ / 枚
ポリパック	枚	26,830	6ℓ / 枚
ポリタンク	個	165	20ℓ / 個
給水バッグ設置台	基	24	
仮設給水栓	台	75	4 栓付 73 台ほか

第 2 9 備蓄に関する資料

資料 2 9 - 1 県と市町村の共同備蓄品目と数量

(1) 県と市町村の共同備蓄品目

品 目		単位	規 格
食料品等	主食	食	保存期間 5 年程度 アルファ化米やパンの缶詰など、調理を要しないもの
	主食(お粥等)	食	保存期間 5 年程度 アルファ化米のお粥など、高齢者等に配慮した調理を要しないもの
	飲料水	ℓ	保存期間 5 年程度 調乳にも適したもの
	粉ミルク	g	フォローアップミルクを含む
	ほ乳瓶	本	容量 200ml 程度
防寒用品	毛布	枚	真空パック品
	石油ストーブ	台	対流式で出力 5KW 程度のもので電源を要しないもの (反射式の場合は反射式 2 台で対流式 1 台に換算)
衛生用品	トイレ	回分	
	トイレット ペーパー	巻	
	紙おむつ (大人用)	枚	サイズバランスを考慮
	紙おむつ (子供用)	枚	サイズバランスを考慮
	生理用品	枚	
発電・照明機材	自家発電機	台	投光器等の消費電力を考慮の上、投光器 2 台分のほか、テレビや PC 等も使用可能な出力のもの
	投光器	台	小規模な体育館に 2 台設置した場合に、歩行可能な照度を確保できるもの
	コードリール	台	
	燃料タンク	個	石油ストーブ及び自家発電機のタンク容量を考慮
その他	タオル	枚	35cm×85cm 程度
	給水タンク (給水袋)	個	各家庭に配付できる容量 10ℓ 程度のもの (5～20ℓ 程度の場合は 10ℓ の個数に換算)
	医薬品セット	個	消毒剤、包帯、絆創膏、三角巾、ガーゼなど 10 人分程度 (5 人～20 人程度のものは 10 人分の個数に換算)

(2) 県と市町村が最低限備蓄すべき数量 (合計)

品 目			数 量	左 の 内 訳
食料品等	主食		289,500 食	139,193 人×99%（乳幼児(1.5 歳未満)以外）×3 食×3 日×7/10×1/3
	内 訳	主食(アルファ化米・パン等)	242,700 食	139,193 人×83%（高齢者(75 歳以上)・乳幼児(1.5 歳未満)以外）×3 食×3 日×7/10×1/3
		主食(お粥等)	46,800 食	139,193 人×16%（高齢者(75 歳以上)）×3 食×3 日×7/10×1/3
	飲料水		292,400 ℓ	139,193 人×3ℓ ×3 日×7/10×1/3
	粉ミルク		82,400 g	139,193 人×1%（乳幼児(1.5 歳未満)）×65%（人工・混合授乳者）×130 g×3 日×7/10×1/3
	ほ乳瓶		220 本	139,193 人×1%（乳幼児(1.5 歳未満)）×65%（人工・混合授乳者）×1 本×7/10×1/3
防寒用品	毛布		65,000 枚	139,193 人×2 枚×7/10×1/3
	石油ストーブ		660 台	139,193 人÷100 人×2 台×7/10×1/3（100 人の避難所に 2 台・投光器の数量との調整有り） ※反射式の場合は 1 台につき 0.5 台に換算
衛生用品	トイレ		467,700 回分	139,193 人×96%（紙おむつ使用者(要介護度 4・5 及び 3 歳未満)以外）×5 回×3 日×7/10×1/3
	トイレトーパー		14,700 巻	139,193 人×0.15 巻×3 日×7/10×1/3
	紙おむつ（大人用）		13,700 枚	139,193 人×2%（要介護度 4・5）×7 枚×3 日×7/10×1/3
	紙おむつ（子供用）		9,800 枚	139,193 人×2%（3 歳未満）×5 枚×3 日×7/10×1/3
	生理用品		24,400 枚	139,193 人×5%（12～50 歳女性の 25%）×5 枚×3 日×7/10×1/3
照明機材・発電	自家発電機		330 台	139,193 人÷100 人×1 台×7/10×1/3（100 人の避難所に 1 台）
	投光器		660 台	139,193 人÷100 人×2 台×7/10×1/3（発電機 1 台につき 2 台）
	コードリール		660 台	139,193 人÷100 人×2 台×7/10×1/3（発電機 1 台につき 2 台）
	燃料タンク		990 台	139,193 人÷100 人×3 台×7/10×1/3（石油ストーブ及び発電機 1 台につき各 1 台）
その他	タオル		65,000 台	139,193 人×2 枚×7/10×1/3
	給水タンク		6,500 個	139,193 人×2ℓ（1 人分 2ℓ）÷10ℓ（10ℓ 用の個数に換算）×7/10×1/3 ※10ℓ 程度以外の場合は 10ℓ に換算
	医薬品セット		330 個	139,193 人×10%（医療機関を受診しない軽傷者）÷10 人（10 人分の個数に換算）×7/10×1/3 ※10 人分程度以外の場合は 10 人分に換算

(3) 県と市町村の共同備蓄数量の内訳

区 分	品 目	県と市町村が 備蓄すべき量	内 県 分	内秋田市分
食料品等	主食(アルファ化米・パン等)	242,700食	121,350食	36,163食
	主食(お粥等)	46,800食	23,400食	6,974食
	飲料水	292,400ℓ	146,200ℓ	43,568ℓ
	粉ミルク	82,400g	41,200g	12,278g
	ほ乳瓶	220本	110本	33本
防寒用品	毛布	65,000枚	32,500枚	9,685枚
	石油ストーブ	660台	330台	99台
衛生用品	トイレ	467,700回	233,850回	69,688回
	トイレトペーパー	14,700巻	7,350巻	2,191巻
	紙おむつ(大人用)	13,700枚	6,850枚	2,042枚
	紙おむつ(子供用)	9,800枚	4,900枚	1,461枚
	生理用品	24,400枚	12,200枚	3,636枚
発電・ 照明機材	自家発電機	330台	165台	50台
	投光器	660台	330台	99台
	コードリール	660台	330台	99台
	燃料タンク	990台	495台	148台
その他	タオル	65,000枚	32,500枚	9,685枚
	給水袋	6,500袋	3,250袋	969袋
	医薬品セット	330個	165個	50個

資料 2 9 - 2 秋田市備蓄一覧表（共同備蓄品含む）

（令和 7 年 2 月現在）

種別	区別																						広域(集中)備蓄倉庫				その他 (コミセン、 学校等)	合 計
	地 区				中央						東部・河辺				西部		南部・雄和				北部		(非食糧品)					
	人口比				22.8%						22.8%				11.3%		18.0%				25.1%							
	備蓄倉庫				本庁舎	八橋 小学校	中通 小学校	にぎわい交 流館AU	保戸野 コミセン	茨島 分室	城東 中学校	東部市民 SC	アルヴェ (プラザ管理室)	河辺市民 SC	西部市民 SC	御野場 中学校	南部市民 SC	雄和市民 SC	大正寺 連絡所	南部市民 SC別館	北部市民 SC	港北 小学校	旧八田 小学校	総合環境 センター				
	品 目	単位	規格等	年度																								
	床面積	m ²			45.0	60.0	74.0	71.6	61.4		86.4	29.0	3.4	48.0	74.0	37.0	31.2	10.0	4.8	30.9	63.5	68.0	25.7	138.5	962.4			
県との共同 備蓄品目 																												

種別	区別				中央																		東部・河辺										西部		南部・雄和						北部		(非食糧品)		その他 (コミセン、 学校等)	合 計
	地 区				22.8%																		22.8%										11.3%		18.0%						25.1%					
	人口比																																													
	備蓄倉庫				本庁舎	八橋 小学校	中通 小学校	にぎわい交 流館AU	保戸野 コミセン	茨島 分室	城東 中学校	東部市民 SC	アルヴェ (フナサ管理室)	河辺市民 SC	西部市民 SC	御野場 中学校	南部市民 SC	雄和市民 SC	大正寺 連絡所	南部市民 SC別館	北部市民 SC	港北 小学校	旧八田 小学校	総合環境 センター																						
	品 目	単位	規格等	年度																																										
		床面積	m ²		45.0	60.0	74.0	71.6	61.4			86.4	29.0	3.4	48.0	74.0	37.0	31.2	10.0	4.8	30.9	63.5	68.0	25.7	138.5							962.4														
飲料水	L		R6																													1,080	1,080													
			R5	1,008									420	120						300			240	720	720							840	4,368													
			R4					1,224			60			384	120			1,560			348													3,696												
			R3	12			1,200				192			1,560												1,368								4,332												
			R2		1,056						36		900						84	1,056			323		720									4,175												
			R1	36												640																	24	700												
			計	1,056	1,056	1,200	1,224	192	96	2,460	804	240	640	1,644	1,056	348	300	323	240	1,440	2,088		0	0	1,944	18,351																				
			地区計	5,610										4,972					1,760		2,387						3,881																			
			目標量	4,967										4,967					2,462		3,921						5,467				—															
	粉ミルク	g	250g/100g フレルボー	R6	5,200								1,300				1,300			1,300				1,300									10,400													
				R6	2,400																													2,400												
	哺乳ビン	本		H23	12								12				12			12				12									60													
	使い捨てほ乳瓶	本		H26	140					0	0		140				140			135				135									690													
				R3	96																												96													
	防寒用品	毛布	枚			268	300	591	300	550	115	1,458	237	120	67	171	484	500	589	105	277		414	1,040	750	553	927	9,816																		
		石油ストーブ	台				16	9		11	16	11	2	8	6	2	7	8	1				12	12			184	305																		
		石油ストーブ(反射式)	台								7																					7														
	衛生用品	大型簡易トイレ (ドーナツコイ)	台	和式 洋式			2	3		0		4			1	0	2	0	0				0	5	3	0	20																			
							0	1		0	1	1		0	0	1	0	0			2	2		2	0	10																				
		小型簡易トイレ(ベンリー)	台	洋式		5					18		4		1	1		1	1			1	1			3	36																			
		小型簡易トイレ(テント)	台			6					21		4		1	1		1	1			1	1								37															
		マンホールトイレ	基				0	0		2		0	4		0	4	0	4	0			4	12	0			22	52																		
		非便処理袋(ベンリー袋)	枚		H24	1,750					2,400					995					400												5,545													
					R5																400											3,600	4,000													
R6							2,000	2,000	2,000	800	10,400	2,000	3,200	1,200		3,200	800	2,400	1,200			3,200	2,400	1,200								38,000														
計					1,750	2,000	2,000	2,000	800	12,800	2,000	3,200	1,200	995	3,200	800	2,400	1,200	800	3,200	2,400	1,200		0	0	3,600	47,545																			
トイレットペーパー		巻			432					2,500	1,080	432	432		960	432		432	216			432	432							0	7,780															
紙おむつ(大人用)		枚	R3	S																																										
				M						240	160			80			80							80									800													
				L						216	216			72			72							72									792													
				LL												64			64														192													
				計	304	0	0	0	456	376	0	152	0	0	304	0	304	0	0	0	0	0	152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,048												
紙おむつ(子ども用)	枚	R3	新生児						90			90			90			90				90											540													
			S						84			84			84			84				84											504													
			M						128			64			64			64				64											512													
			L						108					54			54			54			54										432													
			B男						152																								152													
			B女						152																								152													
			R3 計	410	0	0	0	714	0	0	292	0	0	292	0	292	0	292	0	0	0	292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,292													
生理用品	枚	R3	210								576				576			576														2,304														
			290						360													720										1,440														
			計	936	0	0	0	360	0	0	576	0	0	576	0	576	0	576	0	0	0	720	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,744														

県との共同備蓄品目

種別		区別				中央																		東部・河辺						西部		南部・雄和						北部		広域(集中)備蓄倉庫 (非食糧品)		その他 (コミセン、 学校等)	合 計
		地 区				22.8%																		22.8%						11.3%		18.0%						25.1%					
		人口比																																									
		備蓄倉庫																																									
		品 目	単位	規格等	年度	本庁舎	八橋 小学校	中通 小学校	にぎわい交 流館AU	保戸野 コミセン	茨島 分室	城東 中学校	東部市民 SC	アルツェ (ブラジ管 施設)	河辺市民 SC	西部市民 SC	御野場 中学校	南部市民 SC	雄和市民 SC	大正寺 連絡所	南部市民 SC別館	北部市民 SC	港北 小学校	旧八田 小学校	総合環境 センター																		
床面積	m ²			45.0	60.0	74.0	71.6	61.4		86.4	29.0	3.4	48.0	74.0	37.0	31.2	10.0	4.8	30.9	63.5	68.0	25.7	138.5																				
具との共同備蓄品目	発電・ 照明機材	自家発電機	台		8					8				1				3	1		2				94	117																	
		投光器	台						0	3										0					100	103																	
		コードリール	台						1	4															100	105																	
		燃料タンク	個							48	4														100	152																	
	その他	タオル	枚		800	1,900	2,450		400	1,000	4,200	280	100	1,200	2,150	2,830	2,360	500	200	195	1,200	1,800		5,100	600	29,265																	
		給水タンク(10L分)	袋				0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0		0	27,971	27,971																	
		医薬品セット(20人用)		H24	2	3	0		0	0	0	3		1	3	2	1	1	0	1	4	0	0	0	0	21																	
				H25	1	0	0		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4																	
				計	3	3	0	0	3	0	0	0	3	0	1	3	2	1	1	0	1	4	0	0	0	0	25																
		秋田市独自の備蓄品目	乳児	液体ミルク	ml		R6	9,600																				9,600															
副食	野菜スープ																										112																
				R3	112																						128																
				R2	112														16																								
				リボピタンゼリー	袋																										240												
衛生用品	石鹸		個				600	360		240		720	324		240	480	360	480	83			120	0			0	4,007																
	サージカルマスク		枚			3,150	28,950	0	0	300	3,500	0	1,000	500	0	2,150	0	1,000	0	0	2,080	900	0	0	0	4,650	48,180																
	バスタオル		枚																		15					210	225																
	タオルケット		枚																							400	526																
	真空下着3点セット(大人)		セット		R6	50							50					50									150																
	真空下着3点セット(子ども)		セット		R6	50							50					50									150																
	男性パンツ(大人)		枚			48																					48																
	女性パンツ(大人)		枚			205																					205																
	体拭き用ウェットタオル		枚		R4																						12,480	12,480															
	ペーパー歯みがき		枚		R3	720				720																		1,440															
避難所生活 活用	避難所簡易式間仕切り		組			19				3	104		22	5	11	5		22	5		27	20			138	39	420																
	避難所校乳用簡易ルーム		組			4				3	8		1			11		5			15	5			94	25	171																
	段ボールベッド		台			4					0		5		0	5		5	5	9	5	5			5		48																
	エアベッド		台			7				40	0		48		0		20	0			6						121																
	電動エアベッド		台			29					0		8			8		18	3			8					74																
	折りたたみベッド		台		R6	11				43			10				10				10						84																
	エアマット		枚			101					280		46		30	22		25	40	6	40	40					630																
	アルミマット(断熱)		枚		R6	1					199																200																
	クッションマット		枚		R6	10					140																150																
	アルミシート		枚		R6	160					1,760		160		160		160	160			160	160					2,880																
	寝袋(アルミ製)		枚		R6	120					840																960																
	ゴミ袋		枚		R5	100					960		200		200		200	200			200	200					2,260																
	ゴミステーション		台		R4	1					3																4																
その他	防水シート	枚			40	12	90		62	42	102	2		30	57	46	94	43	3		30	250			5	908																	
	懐中電灯	本			60	44	120		34	240		90		44	150	72	240	60				330			0	1,484																	
	モバイル充電器	個			6																					6																	
	カセットコンロ	台							293	15				296							400					1,004																	
	カセットボンベ	本							1,023	48				1,056							816					2,943																	
	木炭	箱				2	2		2		3			3	2	2	2	2			2	2				24																	

種別	区別																			広域(集中)備蓄倉庫				その他 (コミセン、 学校等)	合 計				
	地 区				中央						東部・河辺				西部	南部・雄和				北部		(非食糧品)							
	人口比				22.8%						22.8%				11.3%	18.0%				25.1%									
	備蓄倉庫				本庁舎	八橋 小学校	中通 小学校	にぎわい交 流館AU	保戸野 コミセン	茨島 分室	城東 中学校	東部市民 SC	アルヴェ (プラザ管理部)	河辺市民 SC	西部市民 SC	御野場 中学校	南部市民 SC	雄和市民 SC	大正寺 連絡所	南部市民 SC別館	北部市民 SC	港北 小学校	旧八田 小学校	総合環境 センター					
	品 目	単位	規格等	年度																									
	床面積	m ²			45.0	60.0	74.0	71.6	61.4		86.4	29.0	3.4	48.0	74.0	37.0	31.2	10.0	4.8	30.9	63.5	68.0	25.7	138.5		962.4			
計画外	移動炊飯器	台			2							1		1	1			1			1					7			
	給水タンク	個																150								150			
	日赤 安眠セット	個		H27	6																			114					
	ワンタッチトイレ	個												4							9					13			
	簡易式トイレ(和式には めで洋式トイレにするも の)	台		H29	2				2				2					2								8			
	哺乳瓶用乳首	個			20							10			10		10				10					180	240		
	オストメイト用トイレ	基																					2		2				
	空気清浄機	台			2					1		1		1	1		1	1		1	1				29	39			
	ランタン	個																							130	130			
樹脂製バレット	枚				5	2			2	9	4	4		8	4			2			4		28	32		104			
					(全量貯本シート)																								

第 3 0 災害救助に関する資料

資料 3 0 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(秋田県災害救助法施行細則 昭和 39 年 10 月 1 日 秋田県規則第 38 号)

(附則 令和 6 年規則第 40 号)

救助の 種類	対 象	費用の限度額	期 間	備考
避難所の 設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する	1. 基本額 1 人 1 日当たり 350 円 2. 加算額 「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる	災害発生の日から 7 日以内	避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施して、これを供与することができる
応急仮設住宅の供与(建設型応急住宅)	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1. 規 模 1 戸当たり地域の実情、世帯構成等に応じる 2. 限度額 1 戸当たり 6,883,000 円以内 3. 同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、50 戸未満の場合であっても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる	災害発生の日から 20 日以内着工	1. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる 2. 供与期間最高 2 年以内 3. 賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする
炊き出しその他による食品の供与	1. 避難所に避難している者 2. 住家に被害を受けて炊事の出来ない者 3. 災害により炊事ができない者	1. 1 人 1 日当たり 1,330 円以内 2. 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする	災害発生の日から 7 日以内	
飲料水の供給	災害のため現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費(水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費)	災害発生の日から 7 日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間		備考		
被服、寝具 その他生活必需品 の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季…4月から9月まで 冬季…10月から3月までの季別は、災害発生の日をもって決定する			災害発生の日から10日以内		1. 被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料を給与又は貸与		
		2. 下記金額の範囲内							
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の加算額	
		全壊・全焼又は流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
		冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000	
	半壊・半焼又は床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800	
		冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800	
医療	災害のため医療の途を失った者（応急的処置）	1. 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2. 病院又は診療所による場合は、国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者による場合は、協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費（舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費）			災害発生の日から3日以内		1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2. 輸送費、人件費は別途計上		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備考
被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	災害のため住家が半壊し、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。 費用は、一世帯当たり五万五千五百円以内とする。	災害発生の日から十日以内	
被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1. 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う 1. 2. に掲げる世帯以外の世帯 717,000 円以内 2. 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された場合は、6月以内)	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊し、全焼し、又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する 1. 生業費 1 件当たり 30,000 円 2. 就職支度金 1 件当たり 15,000 円 3. 貸与期間 2 年以内 4. 利子 無利子	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(これに準ずる者を含む。)、中学校生徒(これに準ずる者を含む。)&及び高等学校等生徒(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)	1. 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2. 文房具及び通学用品は次の金額以内 ・ 小学校児童 1 人当たり 5,200 円 ・ 中学校生徒 1 人当たり 5,500 円 ・ 高等学校生徒	災害発生の日から 1. 教科書 1 ヵ月以内 2. 文房具及び通学用品 15 日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合個々の実情に応じて支給する

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		1 人当たり 6,000 円		
埋葬	1. 災害の際死亡した者について、死体の応急的处理程度のもの 2. なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり ・ 大人 226,100 円以内 ・ 小人 180,800 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費 (舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費)	災害発生の日から 10 日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）を行う	1. 洗浄・縫合・消毒等 1 体当たり 3,600 円以内 2. 一時保存 ・ 既存建物 借上費は通常の実費 ・ 既存建物以外 1 体当たり 5,700 円以内 3. 検案 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から 10 日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常実費を加算できる
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	1 世帯当たりの平均 140,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費および賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費 弁償費	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	1	医師、歯科医師		22,900 円以内
	2	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士		15,900 円以内
	3	保健師、助産師、看護師、准看護師		15,600 円以内
	4	救急救命士		16,500 円以内
	5	土木技術者及び建築技術者		17,200 円以内
	6	大工		33,000 円以内
	7	左官		30,800 円以内
	8	とび職		28,900 円以内

第 3 1 公用負担に関する資料

資料 3 1 - 1 市長等の応急公用負担一覧表

処分権者	条件	範囲	補償等	根拠条項
市長 (警察署長) (管区海上保安部の事務所の長)	災害が発生するおそれがあるとき	災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。		災害対策基本法 第 59 条
市長 (警察官) (自衛官) (海上保安官)	市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	市域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。	当該処分により通常生ずべき損失を補償する。	災害対策基本法 第 64 条第 1 項 第 82 条
市長 (警察官) (自衛官) (海上保安官)	市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（「工作物等」）の除去その他必要な措置をとることができる。		災害対策基本法 第 64 条第 2 項
消防吏員 消防団員	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるとき	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。		消防法 第 29 条第 1 項
消防長 消防署長 (消防団長)	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。		消防法 第 29 条第 2 項
	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるとき	消防法第 29 条第 1 項及び第 2 項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。	損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。	消防法 第 29 条第 3 項
水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防のため緊急の必要があるとき	水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。	時価によりその損失を補償しなければならない。	水防法 第 28 条

第 3 2 災害援護に関する資料

資料 3 2 - 1 災害援護資金等の貸付け

1. 災害弔慰金の支給等に関する法律

昭和 48 年法律第 82 号

(最終改正) 令和 3 年 5 月 20 日法律第 30 号

ア. 法の対象となる災害

- 災害弔慰金
- a 当該市町村の区域内において住居の滅失(100%)した世帯の数が 5 以上ある災害
 - b 当該都道府県の区域内において住居の滅失(100%)した世帯の数が 5 以上の市町村が 3 以上存在する災害
 - c 当該都道府県の区域内において災害救助法が適用された災害
 - d 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある災害

○災害援護資金 当該都道府県地域内で災害救助法が適用された災害

イ. 所得制限

災害援護資金 市町村民税における前年の総所得金額
同一世帯に属する者が

1 人のときは 220 万円

2 人のときは 430 万円

3 人のときは 620 万円

4 人のときは 730 万円

5 人以上は 1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
ただし、住居が滅失した場合は 1,270 万円とする。

ウ. 弔慰金および貸付金の額等

○災害弔慰金(国 2/4、県 1/4、市町村 1/4)

生計維持者が死亡した場合 500 万円

その他の者が死亡した場合 250 万円

○災害援護資金(国 2/3、県 1/3)

区 分	負傷のみの場合	家財が 1/3 以上の損害	住居の半壊	〃 全壊	〃 滅失・流失	条 件
世帯主に 1 か月以上の負傷がある場合	万円 150	万円 250	万円 270 (350)	万円 350	万円 —	○10 年償還 (うち 3 年据置)
世帯主に 1 か月以上の負傷がない場合	万円 —	万円 150	万円 170 (250)	万円 250 (350)	万円 350	○年利 1.5% () は特例

償還方法
 10年 → 11年 → 12年
 個人 → 市町村 → 県 → 国
 1.5% 無利子 無利子

2. 生活福祉資金貸付制度要綱（国 2/3、県 1/3）

資金種類	貸付限度	据置期間	償還期間	貸付利子
災 害 援 護 資 金	1,500,000 円以内	貸付の日から 6 月以内	7 年以内	年 1.5%
低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費				

注 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として災害援護資金および住宅資金の貸付対象としないものとする。

3. 母子父子寡婦福祉資金貸付（国 2/3、市 1/3、激甚災害の場合 国 3/4、市 1/4）

○母子・父子福祉資金

- ・母子・父子家庭の母・父（配偶者のない女子・男子で現に児童を扶養している者）
- ・母子・父子福祉団体（法人）
- ・父母のいない児童（20 歳未満）

○寡婦福祉資金

- ・寡婦（かつて母子家庭の母であった者）
- ・40 歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母および寡婦以外の者

資料 3 2 - 2 経営資金

(1) (株)日本政策金融公庫資金

被災農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を(株)日本政策金融公庫が融通する。

ア 農業関係

- ①農業基盤整備基金
- ②農業経営基盤強化資金
- ③経営体育成強化資金
- ④農林漁業セーフティネット資金
- ⑤農林漁業施設資金（災害復旧）
- ⑥農林漁業経営資本強化資金

イ 林業関係

- ①林業基盤整備資金
- ②農林漁業セーフティネット資金
- ③農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）
- ④農林漁業経営資本強化資金

ウ 漁業関係

- ①漁業基盤整備資金
- ②農林漁業セーフティネット資金
- ③農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）
- ④農林漁業経営資本強化資金

(2) 天災融資法による災害経営資金

天災融資法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

また、災害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の日災資金より貸付条件が緩和される。

なお、貸付け限度、償還期限等については、天災の日災政令で指定する。

資料 3 2 - 3 税の減免

(1) 国税

所得税法の雑損控除による方法	災害、盗難又は横領により生活に通常必要な資産に損害を受けた場合 次のうちいずれか多い方の金額を雑損控除額として所得金額から控除する。 1 (損害金額－保険金等で補填される金額)－総所得金額等の合計額×10% 2 損失の金額のうち災害関連支出の金額－5 万円	所得税法 第 72 条 1 項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による方法	1 所得税の減免 災害により住宅又は家財について、その時価の 2 分の 1 以上の損害（保険金等で補填される金額を除く。）を受けた者で、その年の合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに対し、次により減免を行う。 合計所得金額が ・ 500 万円以下の場合 所得税額の全額 ・ 500 万円超 750 万円以下の場合 所得税額の 2 分の 1 ・ 750 万円超 1,000 万円以下の場合 所得税額の 4 分の 1	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 2 条
	2 相続税、贈与税の免除 相続、遺贈又は贈与により取得した財産について申告書の提出期限後に甚大な被害を受けた者に対し、被害があった日以後に納付すべき相続税又は贈与税のうち被害を受けた部分に対する税額を免除する。	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 4 条

(2) 地方税

県税	個人の県民税 (地方税法第 45 条)	市町村による個人の市町村民税の減免の割合と同じ割合で減免する。
	個人の事業税 (県税条例第 62 条)	当該年度の前年度の事業税の最終の納期限の翌日から当該年度の事業税の最終の納期限の日までの間に災害により損害を受けた者に対し、次により減免を行う。 1 災害による事業用資産の損害額が、資産価格総額の 10 分の 3 以上であり、かつ、事業の所得金額が 1,000 万円以下の者 事業の所得金額が ・ 500 万円以下の場合 事業税額の全額 ・ 500 万円超 750 万円以下の場合 事業税額の 2 分の 1 ・ 750 万円超 1,000 万円以下の場合 事業税額の 4 分の 1 2 自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有する住宅又は家財の損害額が、資産価格総額の 10 分の 3 以上であり、かつ、合計所得金額が 1,000 万円以下の者 合計所得金額が ・ 400 万円以下の場合 事業税額の 2 分の 1 ・ 400 万円超 1,000 万円以下の場合 事業税額の 4 分の 1 ※ 1・2 とも、損害額は保険金・損害賠償金等で補填される金額を差し引いた後の金額

	不動産取得税 (県税条例第 79 条)	1 災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を取得する場合、滅失又は損壊した不動産の価格に税率を乗じて得た額を限度に、滅失又は損壊の日から 3 年以内に取得したものに限り減免する。 2 取得した不動産が、その取得の日から 1 年以内に災害により滅失又は損壊した場合、その不動産の取得に対し減免する。
	自動車税環境性能割 (軽自動車税環境性能割) (県税条例第 124 条の 13)	1 災害により滅失又は損壊した自動車又は軽自動車（以下「自動車等」という。）（2 の適用を受けた自動車等を除く。）に代わる自動車等を取得する場合、滅失又は損壊した自動車等の価額に当該自動車等に係る税率を乗じて得た額を限度に、滅失又は損壊の日から 3 月以内に取得したものに限り減免する。 2 取得した自動車等が、その取得の日から 1 月以内に災害により滅失又は損壊した場合、その自動車等の取得に対し減免する。
	軽油引取税 (地方税法第 144 条の 30)	軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した軽油引取税額を失ったことについて天災等の理由がある場合、相当する額を免除等する。 ※特別徴収義務者が対象
	自動車税種別割 (県税条例第 135 条)	当該課税年度の納期限が未到来の場合で、災害により自動車に損害を受け、その修繕に要した費用の額が自動車税種別割の年額を超える場合、次により減免する。 ・修繕費が自動車税種別割の年額の 2 倍を超える場合自動車税種別割額の 2 分の 1 ・修繕費が自動車税種別割の年額を超え 2 倍以下の場合自動車税種別割額の 4 分の 1 なお、修繕に要した費用の額は、保険金・損害賠償金等で補填される金額を差し引いた後の金額である。
	産業廃棄物税 (産業廃棄物税条例第 12 条)	産業廃棄物の埋立処分料の料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災等の理由がある場合、相当する額を免除等する。 ※特別徴収義務者が対象
市町村税		地方税法に基づき市町村条例の規定により減免する。 1 個人の市町村民税（地方税法第 323 条） 2 固定資産税（地方税法第 367 条） 3 軽自動車税種別割（地方税法第 463 条の 23） 4 特別土地保有税（地方税法第 605 条の 2） 5 法定外普通税（地方税法第 684 条） 6 事業所税（地方税法第 701 条の 57） 7 都市計画税（地方税法第 702 条の 8） 8 国民健康保険税等（地方税法第 717 条） 9 法定外目的税（地方税法第 733 条の 13）

資料 3 2 - 4 災害り災者に対する見舞金給付要綱（秋田県）

（目 的）

第 1 条 この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という）により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

（対 象）

第 2 条 この要綱による見舞金の給付対象は、次のとおりとする。

- 一 災害により死者又は行方不明者を出した世帯。
- 二 災害により精神または身体に著しい障害を受けた者。
- 三 災害により住宅を全壊、流失または半壊した世帯。
- 四 床上浸水により住家に被害を受けた世帯。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの。

（見舞金の額）

第 3 条 見舞金の給付は、次の範囲内で行うものとする。

- 一 前条第 1 項第 1 号及び 2 号 60 万円
- 二 前条第 1 項第 3 号及び 4 号
 - （一）自己所有家屋で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主

全壊、流失	60 万円
半壊、床上浸水	20 万円
 - （二）借家で現に居住している家屋の被災世帯主

全壊、流失	20 万円
半壊、床上浸水	6 万円

（市町村長の報告）

第 4 条 市町村長は、災害により見舞金の給付対象となりうるり災世帯が発生した場合は、災害見舞金給付適用報告書（様式第 1 号）を県地域振興局総務企画部長に提出するものとする。ただし、大規模な災害により該当する世帯が多い場合は、報告書を省略することができるものとする。

（給付の方法）

- 第 5 条 知事は、見舞金の給付を決定したときは、当該市町村長に通知するとともに、り災者に交付するものとする。
- 2 前項の見舞金の給付の決定の通知及び見舞金の給付は、地域振興局総務企画部長が行うものとする。
 - 3 地域振興局総務企画部長は、り災者に見舞金を交付完了したときは、見舞金交付調書（様式第 2 号）に様式第 1 号の写しを添えて速やかに総合防災課長に提出するもの

とする。

附 則

1. この要綱は、昭和 47 年 9 月 1 日から施行する。
2. 小災害り災者に対する見舞措置要綱（昭和 39 年 6 月 15 日施行）は廃止する。
3. この要綱は、昭和 50 年 7 月 11 日発生の災害から施行する。
4. この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
5. この要綱は、昭和 59 年 8 月 1 日から施行する。
6. この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
7. この要綱は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。
8. この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
9. この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
10. この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
11. この要綱は、平成 19 年 9 月 17 日から施行する。

資料 3 2 - 5 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和 49 年 12 月 26 日条例第 32 号)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、秋田市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対してなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

（支給の手続）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人あたりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯あたりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類および程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）および住居の損害がない場合	150万円
イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
ウ 住居が半壊した場合	270万円
エ 住居が全壊した場合	350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
イ 住居が半壊した場合	170万円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く）	250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合

350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイもしくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項 括弧書の場合は 5 年）とする。

（保証人および利率）

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合にあっては無利子とし、保証人を立てない場合にあっては据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項および第 16 条ならびに令第 8 条、第 9 条および第 12 条の規定によるものとする。

第 5 章 秋田市災害弔慰金等支給審査委員会

第 16 条 市長の諮問に応じ災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、秋田市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

3 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

（規則への委任）

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平 16 条例 50・旧附則・一部改正)

(河辺町および雄和町の編入に伴う経過措置)

2 河辺町および雄和町の編入の日前に生じた災害による旧河辺町および旧雄和町の区域内に当該災害が生じた時に住所を有した者に係る災害弔慰金および災害障害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付けについては、それぞれ災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年河辺町条例第 10 号)および災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 50 年雄和町条例第 19 号)の例による。

(平 16 条例 50・追加)

附 則 (昭和 50. 6. 26 条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 52. 3. 30 条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 53. 9. 27 条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 56. 9. 22 条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和 57. 12. 23 条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和 62. 6. 27 条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 3. 12. 18 条例第 56 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 16. 11. 15 条例第 50 号）

この条例は、平成 17 年 1 月 11 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日条例第 40 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条および第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 26 日条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 14 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3 2 - 6 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 50 年 1 月 4 日規則第 25 条

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 32 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、秋田市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類および程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、秋田市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった市民

対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明を提出させるものとする。

- 2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の方法及び期間
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合にあっては、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調 査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額償還方法及び償還期間を記載した貸付決定通知書を、借入申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、借用書（保証人を立てる場合

にあつては、保証人が連署した借用書)に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書(保証人を立てる場合にあっては、借受人および保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第 10 条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認書通知書を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払を免除した期間及び金額を記載した違約金支払免除承認書を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神もしくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を市長に氏名等変更届を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 秋田市災害弔慰金等支給審査委員会

(委員長および副委員長)

第 18 条 条例第16条第1項に規定する委員会(以下「委員会」という。)に委員長および副委員長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 19 条 委員会は、委員長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員長を選挙する委員会は、市長がこれを招集する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、委員会の決議があったときは、当該事案に係る調査審議に参加することができない。

(調査審議手続の非公開)

第 20 条 委員会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(意見の聴取等)

第 21 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 22 条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室において処理する。

(委員長への委任)

第 23 条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第 6 章 雑則

(委任)

第 24 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(令 5 規則 34・旧附則・一部改正)

(借入れの申込みの特例)

2 令和 5 年 7 月の大雨により被害を受けた借入申込者に対する第 6 条第 3 項の規定の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日」とあるのは、「令和 7 年 7 月 31 日」とする。

(令 5 規則 34・追加)

附 則 (昭和 57、12、23 規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (平成 31 年 3 月 19 日規則第 10 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年 9 月 26 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 11 月 28 日規則第 34 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6 年 2 月 14 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

資料 3 2 - 7 秋田市災害見舞金給付要綱

平成 8 年 12 月 24 日
市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常と認められる自然現象および火災（以下「災害」という。）により被害を受けた秋田市の区域内に住所を有するり災者およびその家族に対し、災害見舞金を給付することを目的とする。

(対象)

第 2 条 この要綱による災害見舞金の給付対象は、り災者の属する次の世帯とする。

- (1) 災害により死者、行方不明者又は重傷者を出した世帯
- (2) 火災により住家を全焼し、又は半焼した世帯
- (3) 火災以外の災害により住家を全壊し、流失し、又は半壊した世帯
- (4) 床上浸水により住家に被害を受けた世帯
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯

(災害見舞金の額)

第 3 条 災害見舞金の給付は、次の範囲内で行うものとする。

(1) 死者又は行方不明者（1 人につき）	15 万円
(2) 重傷者（1 人につき）	5 万円
(3) 全焼、全壊又は流失	10 万円
(4) 半焼又は半壊	5 万円
(5) 床上浸水	5 万円
(6) 前条第 5 号の場合	市長が別に定める額

(調査等)

第 4 条 市長は、災害見舞金を給付するときは、調査、照会等により、災害の種類および程度等を把握するものとする。

2 市長は、前項の把握を行うため、り災者およびその家族等に対し、必要に応じて次に掲げる書類の提出を求めるものとする。ただし、秋田市の区域外における災害である等の理由により書類の提出を求めることが困難である場合は、この限りでない。

- (1) り災証明書
- (2) 死亡記載事項のある戸籍の謄本もしくは全部事項証明書又は抄本もしくは個人事項証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(支給の制限)

第5条 災害見舞金は、次の各号に掲げる場合には給付しない。

- (1) 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年秋田市条例第32号）の規定に基づく災害弔慰金の支給対象者となった場合
- (2) 当該災害が、り災者の故意又は重大な過失により発生した場合
- (3) 特別な事情があるため、市長が給付を不適當と認める場合

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成8年12月24日から実施し、平成8年12月13日以後にその種類および程度等が把握された災害から適用する。

(災害に対する法外援護に関する内規の廃止)

- 2 災害に対する法外援護に関する内規（昭和59年4月1日）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月27日から施行し、平成19年9月17日以後にその種類および程度等が把握された災害から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月18日から施行し、改正後の秋田市災害見舞金給付要綱の規定は、令和5年7月14日以後にその種類および程度等が把握された災害から適用する。

資料 3 2 - 8 秋田市災害見舞金給付要領

平成 18 年 10 月 30 日
市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要領は、秋田市災害見舞金給付要綱（以下「要綱」という。）第 6 条の規定に基づき、災害見舞金の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(豪雪の定義)

第 2 条 要綱第 1 条に規定する「豪雪」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の規定に基づき災害対策本部が設置されたものその他これに準ずる程度のものをいう。

(豪雪による人的被害)

第 3 条 要綱第 2 条第 1 号に該当する豪雪による人的被害は、「雪による人的被害について」（昭和 59 年消防庁防災課事務連絡）によるものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 10 月 30 日から施行する。

資料 3 2 - 9 罹災証明書の書式

(1) 火災以外の場合

様式第 1 号 (罹災証明書等交付事務取扱要綱第 4 条関係)

整理番号

罹災証明書 (住家)

年 月 日

世帯主住所							
世帯主氏名							
追加記載事項①	被災者区分 :						
	世帯構成員 :						
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢	
罹災原因							
被災住家※の所在地							
住家※の被害の程度							
追加記載事項②		被災物件種別 : 浸水区分 :					
追加記載事項③							

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

秋田市長

印

整理番号

年 月 日

被災者住所		
被災者氏名		
追加記載事項 ①	被災者区分 :	

被災原因	

被災建物の所在地	
建物の被害の程度	
追加記載事項②	被災物件種別：

追加記載事項③	

年 月 日

印

様式第 2 号（罹災証明書等交付事務取扱要綱第 4 条関係）

被 害 証 明 書

家屋等の所有者等 ※災害で被害を受 けられた方	住所	
	氏名(代表者)	
	所有者との関係 ☐ 本人 ☐ 家族 ☐ （ ）	
	生年月日	性別
被害日時および 被害原因	年 月 日（ ） 時 分頃 原因	
被 害 家 屋 等	☐ 住家 ☐ （ ）	
被害家屋等の所在地	秋田市	
被 害 内 容		

以上のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

秋田市長

様式第3号（罹災証明書等交付事務取扱要綱第4条関係）

被害届出証明書

家屋等の所有者等 ※災害で被害を受 けられた方	住所	
	氏名(代表者)	
	所有者との関係 ☐ 本人 ☐ 家族 ☐ ()	
	生年月日	性別
届 出 年 月 日	年 月 日	
被害日時および 被害原因	年 月 日 () 時 分頃 原因	
被 害 家 屋 等	☐ 住家 ☐ ()	
被害家屋等の所在地	秋田市	
被 害 内 容		

以上のとおり、被害届出があったことを証明します。

年 月 日

秋田市長

様式第 4 号（罹災証明書等交付事務取扱要綱第 6 条関係）

罹 災 証 明 書 交 付 申 請 書					
年 月 日					
（宛先）秋田市長					
申請者（代理人） ※窓口に来られた方	住所				
	氏名(代表者)				
	生年月日 ・ ・				
	電話番号				
家屋の所有者等 ※災害で被害を受け られた方	住所				
	氏名(代表者)				
	所有者との関係 ☐ 本人 ☐ 家族 ☐ ()				
	生年月日 ・ ・		性別 男 ・ 女		
	電話番号				
罹災日時および 罹災原因	年 月 日 () 時 分頃 原因				
罹 災 家 屋	☐ 住家 ☐ ()				
罹災家屋の所在地	秋田市				
罹 災 内 容	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 ☐ ()				
証明書必要数お よび必要理由等	通	☐ 被災者支援制度 ☐ () 提出先			
世 帯 構 成	氏 名		生年月日	性別	受付印
				男・女	
				男・女	
				男・女	
				男・女	
				男・女	

被 害 証 明 書 交 付 申 請 書 年 月 日 （宛先）秋田市長		
申請者（代理人） ※窓口に来られた方	住所	
	氏名(代表者)	
	生年月日 ・ ・	
	電話番号	
家屋等の所有者等 ※災害で被害を受け られた方	住所	
	氏名(代表者)	
	所有者との関係 ☐ 本人 ☐ 家族 ☐ ()	
	生年月日 ・ ・	性別 男 ・ 女
	電話番号	
被害日時および 被害原因	年 月 日 () 時 分頃 原因	
被 害 家 屋 等	☐ 住家 ☐ ()	
被害家屋等の所在地	秋田市	
被 害 内 容		
証明書必要数お よび必要理由等	通	☐ 損害保険 ☐ () 提出先

受付印

被 害 届 出 証 明 書 交 付 申 請 書		
年 月 日		
（宛先）秋田市長		
申請者（代理人） ※窓口に来られた方	住所	
	氏名（代表者）	
	生年月日 ・ ・	
	電話番号	
家屋等の所有者等 ※災害で被害を受け られた方	住所	
	氏名（代表者）	
	所有者との関係 ☐ 本人 ☐ 家族 ☐ （ ）	
	生年月日 ・ ・	性別 男 ・ 女
	電話番号	
被害日時および 被害原因	年 月 日 （ ） 時 分頃 原因	
被 害 家 屋 等	☐ 住家 ☐ （ ）	
被害家屋等の所在地	秋田市	
被 害 内 容		
証明書必要数お よび必要理由等	通	☐ 損害保険 ☐ （ ） 提出先

受付印

委 任 状

（宛先）秋田市長

年 月 日

委任者 (頼んだ人)	住所
	氏名（代表者）
	電話番号

私は次の者を代理人（受任者）と認め、下記事項について委任します。

代理人 (受任者)	住所
	氏名（代表者）
	電話番号

記

委任事項	☐ 罹災証明書	通
	☐ 被害証明書	通
	☐ 被害届出証明書	通
	の交付申請・取得に関すること。	

※委任状は、委任者本人が全て記入してください。

※代理人（受任者）は、運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。

提出期限を経過した理由書

（宛先）秋田市長

年 月 日

申請者 住所

氏名（代表者）

電話番号

提出期限を経過した理由は、次のとおりです。

(2) 火災の場合

様式第 24 号 (秋田市火災調査規定第 60 条関係)

年 月 日			
(宛先)			
消 防 署 長			
申 請 者			
住 所			
(電話番号)			
氏 名			
り 災 証 明 申 請 書			
1	り 災 年 月 日 お よ び 時 刻	年 月 日 時 分 ころ	
2	り 災 物 件 の 所 在 地	秋田市	
3	申 請 者 と り 災 対 象 物 と の 関 係	所有者・管理者・占有者・担保権者・その他 ()	
4	証 明 内 容		
5	提 出 先 (使用目的)	6 必要枚数	枚
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

申請上の注意事項

- (1) 代理人が申請する場合は、委任状を添えて提出してください。
- (2) 3 の欄は、該当するものを○で囲んでください。その他に○をした場合は、その内容を () の中に記入してください。
- (3) 1、2、3、4 の欄は、消防職員の説明を受けて記入してください。
- (4) ※印の欄は、記入しないでください。

様式第 25 号（秋田市火災調査規定第 60 条関係）

申 請 者 住 所 _____ 氏 名 _____	
り 災 証 明 書	
り 災 年 月 日 お よ び 時 刻	年 月 日 時 分 ころ
り 災 物 件 の 所 在 地	秋田市
申 請 者 と り 災 対 象 物 と の 関 係	所有者・管理者・占有者・担保権者・その他（ ）
証 明 内 容	
提 出 先 （ 使 用 目 的 ）	
消 第 号 年 月 日 申 請 の あ っ た こ と に つ い て 、 上 記 の と お り 相 違 い こ と を 証 明 し ま す 。 年 月 日 消 防 署 長 印	

第 3 3 孤立集落に関する資料

資料 3 3 - 1 孤立想定集落一覧表

番号	地区	農業集落	世帯数	集落の位置
1	秋田太平洋地区	貝ノ沢	12	太平山谷字貝ノ沢
2	〃	井関沢	13	太平中関字家ノ沢周辺
3	秋田上新城地区	湯ノ里	10	上新城湯ノ里字雷電
4	河辺岩見三内地区	砂子淵	41	河辺三内字砂子沢周辺
5	雄和大正寺地区	中ノ沢	36	雄和萱ヶ沢字比丘尼屋敷周辺
6	〃	神ヶ村東又	10	雄和神ヶ村字中崎周辺
7	〃	神ヶ村折戸	14	雄和神ヶ村字中村周辺
8	〃	碓田山田	12	雄和碓田字段ノ前周辺
9	〃	萱ヶ沢大台	2	雄和萱ヶ沢字大台
1 0	〃	萱ヶ沢二古沢	2	雄和萱ヶ沢字二古沢

交通途絶となる要因

地震、風水害に伴う土砂災害による道路構造物の損傷、道路構造物への土砂堆積など

第 3 4 農用地等湛水危険箇所に関する資料

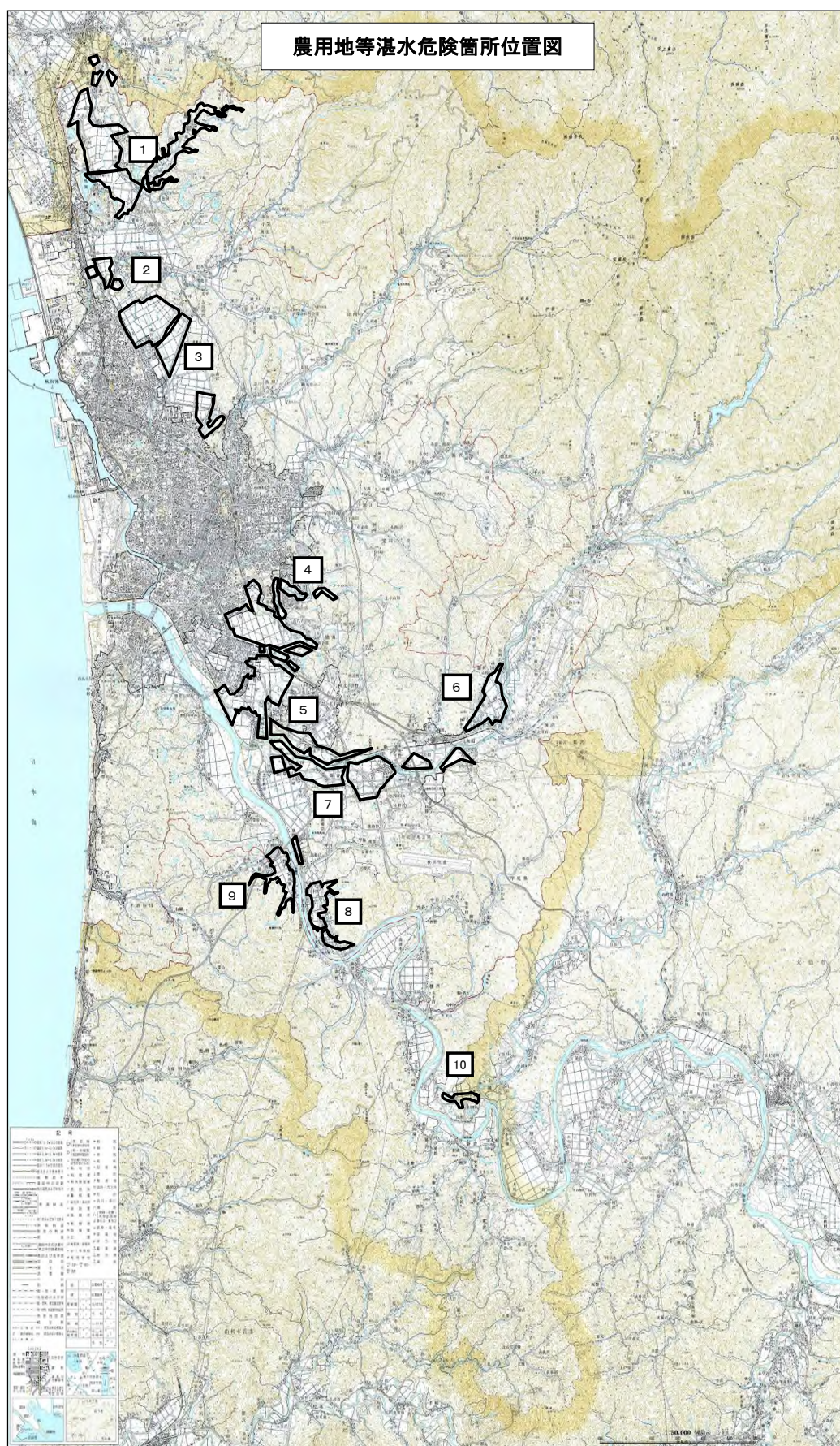
資料 3 4 - 1 農用地等湛水危険箇所表

(1) 農用地等湛水危険箇所表

令和 7 年 2 月末現在

番号	位 置 (大字)	農用地の湛水状況		保全対象	
		農用地面積 (ha)	排水方法	人家 (戸)	公共施設
1	金足鳩崎、金足高岡、金足下刈、金足小泉、金足浦山、金足堀内、金足岩瀬、金足片田、金足吉田、金足大清水、金足黒川	550	自然排水	460	重要文化財 1、集会所 10
2	下新城笠岡、下新城中野、下新城長岡	197	自然排水	572	集会所 1
3	下新城岩城、飯島、外旭川	246	自然排水	243	中学校 2
4	上北手大戸、上北手荒巻、上北手百崎、上北手大杉沢、上北手猿田	124	自然排水	440	集会所 1
5	仁井田、上北手荒巻、檜山、四ツ小屋、四ツ小屋小阿地、四ツ小屋末戸松本	543	自然排水	562	病院 1、小学校 1、集会所 2
6	河辺諸井、河辺高岡、河辺和田	155	自然排水	162	集落排水処理施設 1、集会所 2
7	河辺畑谷、河辺戸島、雄和田草川、雄和椿川、雄和芝野新田	358	自然排水	649	小学校 1、集会所 5
8	雄和平沢、雄和石田、雄和妙法	105	自然排水	185	市庁舎 1、集会所 2
9	雄和下黒瀬、下浜檜田、下浜八田	118	自然排水	136	集会所 1
10	雄和左手子、雄和向野	25	自然排水	42	集会所 1、福祉施設 1

(2) 農用地等湛水危険箇所位置図



第 3 5 要配慮者利用施設に関する資料

資料 3 5 - 1 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

令和 7 年 1 月末現在

番号	施設名称	施設用途	所在地
1	保戸野小学校	小学校	保戸野すわ町 9-60
2	築山小学校	小学校	檜山古川新町 55-1
3	旭北小学校	小学校	山王三丁目 1-35
4	中通小学校	小学校	中通五丁目 8-22
5	旭南小学校	小学校	旭南一丁目 15-1
6	牛島小学校	小学校	牛島東六丁目 6-1
7	広面小学校	小学校	広面字蟹沢 29
8	太平小学校	小学校	太平目長崎字上目長崎 144
9	下新城小学校	小学校	下新城笠岡字佐戸反 10
10	豊岩小学校	小学校	豊岩豊巻字内縄尻 90
11	仁井田小学校	小学校	仁井田本町四丁目 7-1
12	四ツ小屋小学校	小学校	四ツ小屋字街道東 256-1
13	上北手小学校	小学校	上北手猿田字館ノ下 38
14	八橋小学校	小学校	八橋大沼町 7-1
15	東小学校	小学校	東通二丁目 11-1
16	泉小学校	小学校	泉中央六丁目 2-1
17	大住小学校	小学校	仁井田字西潟敷 33
18	岩見三内小学校	小学校	河辺三内字外川原 39
19	戸島小学校	小学校	河辺戸島字本町 123
20	秋田大学 教育文化学部附属小学校	小学校	保戸野原の町 13-1
21	秋田東中学校	中学校	手形休下町 10-51
22	秋田南中学校	中学校	南通宮田 15-1
23	山王中学校	中学校	山王三丁目 1-24
24	秋田西中学校	中学校	新屋大川町 19-75
25	城東中学校	中学校	広面字鍋沼 17
26	御野場中学校	中学校	仁井田字中新田 223
27	岩見三内中学校	中学校	河辺三内字外川原 39
28	秋田南高等学校中等部	中学校	仁井田緑町 4-1
29	秋田大学 教育文化学部附属中学校	中学校	保戸野原の町 7-75
30	秋田大学 教育文化学部附属特別支援学校	特別支援学校	保戸野原の町 7-75
31	秋大教育文化学部附属幼稚園	幼稚園（従来型）	保戸野原の町 14-32
32	秋田東幼稚園	幼稚園（従来型）	東通三丁目 5-1
33	将軍野幼稚園	幼稚園（新制度）	将軍野青山町 11-18
34	わかば幼稚園	幼稚園（新制度）	山王三丁目 1-24
35	聖使幼稚園	幼稚園（新制度）	保戸野中町 6-36
36	キッズステーション しょうぐんの	認可保育所	将軍野青山町 9-17
37	さくらんぼ保育園	認可保育所	外旭川字前谷地 53-1
38	こどものいえ保育園	認可保育所	外旭川字三後田 172

番号	施設名称	施設用途	所在地
39	ひがし保育園	認可保育所	手形字扇田 18-1
40	ナーサリー小鳥の木	認可保育所	八橋イサノ二丁目 4-29
41	ばんだ保育園	認可保育所	泉中央四丁目 1-1
42	寺内保育所	認可保育所	寺内油田二丁目 5-1
43	白百合保育園	認可保育所	八橋鯨沼町 5-6
44	ニチイキッズ 秋田ひろおもて保育園	認可保育所	広面字堤敷 73-1
45	みつば保育園	認可保育所	保戸野八丁 2-20
46	こひつじ保育園	認可保育所	広面字近藤堰添 46-4
47	くれよんハウス	認可保育所	保戸野千代田町 10-41
48	グリーンローズてがた保育園	認可保育所	手形休下町 1-33
49	こぼと保育園	認可保育所	広面字釣瓶町 71-4
50	ほどの保育園	認可保育所	保戸野鉄砲町 5-60
51	やどめ保育園	認可保育所	千秋矢留町 2-8
52	わかこま第一保育園	認可保育所	山王二丁目 1-21
53	あさひ保育園	認可保育所	手形字山崎 92-18
54	秋田駅東保育園	認可保育所	東通三丁目 6-8
55	こどものくに保育園	認可保育所	東通二丁目 10-22
56	わかこま第二保育園	認可保育所	山王六丁目 7-26
57	かわしり保育園	認可保育所	山王臨海町 4-15
58	第一ルンビニ園	認可保育所	旭南一丁目 5-10
59	南通りすこやか保育園	認可保育所	中通五丁目 10-14
60	めぐみ保育園	認可保育所	東通七丁目 4-11
61	あきた保育園	認可保育所	南通築地 2-6
62	さくら保育園	認可保育所	桜二丁目 13-27
63	岩見三内保育所	認可保育所	河辺三内字外川原 115
64	みどり保育園	認可保育所	檜山南中町 1-32
65	第二ルンビニ園	認可保育所	川元小川町 1-53
66	かわぐち保育園	認可保育所	檜山登町 10-50
67	城南園	認可保育所	檜山古川新町 41-2
68	牛島ルンビニ園	認可保育所	牛島東四丁目 7-48
69	大野保育園	認可保育所	仁井田字西潟敷 11
70	グリーンローズ保育園	認可保育所	新屋表町 8-19
71	雄和中央保育所	認可保育所	雄和種沢字戸草沢 105
72	新波保育所	認可保育所	雄和神ヶ村字陳笠 262
73	秋田幼稚園	認定こども園	高陽青柳町 13-31
74	かんば認定こども園	認定こども園	牛島西一丁目 7-42
75	あきたこどもの森	認定こども園	濁川字家ノ前 113
76	こども園いずみ風の遊育舎	認定こども園	寺内三千刈 223-1
77	ウェルビューいずみこども園	認定こども園	泉菅野二丁目 17-27
78	あさひかわこども園	認定こども園	泉東町 8-56
79	認定こども園ひかり幼稚園	認定こども園	泉中央三丁目 2-1
80	白百合いずみこども園	認定こども園	泉中央五丁目 6-1
81	秋田認定こども園	認定こども園	手形休下町 3-4
82	あきた中央こども園	認定こども園	保戸野千代田町 1-10
83	聖園幼稚園・保育園	認定こども園	保戸野すわ町 1-58
84	認定こども園 山王幼稚園・保育園	認定こども園	山王中園町 4-15

番号	施設名称	施設用途	所在地
85	認定こども園 聖霊幼稚園・保育園	認定こども園	南通みその町 5-3
86	こまどり幼稚園・保育園	認定こども園	横森五丁目 1-29
87	ならやま認定こども園	認定こども園	南通宮田 16-30
88	勝平幼稚園 ひよこ保育園	認定こども園	新屋松美ガ丘東町 9-23
89	のびのびこども園	認定こども園	茨島四丁目 1-20
90	秋田太陽幼稚園・ベビー園	認定こども園	大住三丁目 3-41
91	あおぞら幼保連携型認定こども園	認定こども園	仁井田字仲谷地 284
92	認定こども園 新屋幼稚園・ほいくえん	認定こども園	新屋扇町 4-27
93	ルーテル愛児幼稚園	認定こども園	新屋表町 8-19
94	幼保連携型 にいだこども園	認定こども園	仁井田本町三丁目 5-48
95	幼保連携型認定こども園 あおぞらなないろ園	認定こども園	四ツ小屋字中野 258
96	認定こども園 四ツ小屋	認定こども園	四ツ小屋字城下当场 2-4
97	院内保育園こどもの国	事業所内保育施設	川元山下町 7-10
98	明和会院内こども園	事業所内保育施設	南通みその町 3-15
99	千秋保育園	事業所内保育施設	広面字蓮沼 44-2
100	し〜な保育園	事業所内保育事業	八橋南一丁目 1-3
101	オレンジリー秋田第1保育園	事業所内保育事業	新屋島木町 1-172
102	オレンジリー秋田第2保育園	企業主導型保育事業	新屋島木町 1-172
103	さんのうベビー園	企業主導型保育事業	川元開和町 13-34
104	あさひかわベビー園	企業主導型保育事業	泉馬場 13-31
105	ニチイキッズ 秋田はすぬま保育園	企業主導型保育事業	広面蓮沼 104-1
106	ビーンズ保育園	企業主導型保育事業	保戸野八丁 2-9
107	ゆめの樹保育園	企業主導型保育事業	山王四丁目 4-14
108	ぼっぼランドこまち (JR 東日本)	企業主導型保育事業	中通七丁目 2-5
109	豆の木保育園	小規模保育事業	外旭川字三後田 111-2
110	広面みなと園	小規模保育事業	広面字土手下 2-4
111	わかばベビー保育園	小規模保育事業	山王三丁目 1-24
112	きらきら保育園秋田駅前	小規模保育事業	中通四丁目 17-15
113	大町子供の家	小規模保育事業 認可外保育施設	大町五丁目 7-38
114	もりのらくえん	小規模保育事業	桜三丁目 9-2
115	シエル2号館	小規模保育事業	東通仲町 21-14
116	こまどりリトル園	小規模保育事業	横森五丁目 18-9
117	どんぐりホーム	認可外保育施設	山王二丁目 11-15
118	愛護保育センター	認可外保育施設	広面字樋ノ沖 44-2
119	ちびっこランドにいだ園	認可外保育施設	仁井田二ツ屋一丁目 3-47
120	今村病院院内保育所 わんぱく保育室	(院内保育)事業所内 保育施設 (認可外)	下新城中野字琵琶沼 124-1
121	秋田県児童会館	児童会館	山王中島町 1-2
122	広面児童館	児童館	広面字近藤堰越 13-1
123	中通児童館	児童館	南通亀の町 12-17
124	大住児童館	児童館	仁井田字西潟敷 33

番号	施設名称	施設用途	所在地
125	仁井田児童館	児童館	仁井田本町四丁目 7-2
126	旭北児童館	児童館	山王三丁目 1-35
127	八橋児童館	児童センター	八橋大沼町 7-2
128	泉児童センター	児童センター	泉中央六丁目 2-2
129	保戸野児童館	児童センター	保戸野すわ町 9-76
130	東児童センター	児童センター	東通二丁目 11-2
131	旭南児童館	児童センター	旭南一丁目 15-5
132	築山児童センター	児童センター	檜山南新町上丁 3
133	牛島児童センター	児童センター	牛島東四丁目 7-47
134	四ツ小屋児童センター	児童センター	四ツ小屋字街道西 15-1
135	雄和児童センター	児童センター	雄和妙法字上大部 48-1
136	下新城児童室	児童室	下新城笠岡字佐戸反 10
137	太平児童室	児童室	太平目長崎字上目長崎 144
138	岩見三内児童室	児童室	河辺三内字外川原 39
139	戸島児童室	児童室	河辺戸島字本町 123
140	つばさ学童クラブ	放課後児童クラブ	八橋大畑一丁目 8-22
141	泉学童クラブ（ひまわりクラブ）	放課後児童クラブ	泉中央四丁目 3-15
142	あさひかわ学童保育クラブ	放課後児童クラブ	泉馬場 13-31
143	広面子育ステーション	放課後児童クラブ	広面字二階堤 20-1
144	白百合学童保育クラブ	放課後児童クラブ	八橋鯨沼町 5-5
145	泉学童クラブ（わんぱくクラブ）	放課後児童クラブ	泉中央六丁目 9-5
146	キッズクラブ・フレンドリー	放課後児童クラブ	広面字谷内佐渡 270
147	学童スクールキャンパス 2 1	放課後児童クラブ	泉南一丁目 2-2
148	やどめ学童クラブ	放課後児童クラブ	保戸野八丁 5-19
149	くれよんハウス学童クラブ ぐう・ちょき・ぱあ	放課後児童クラブ	保戸野千代田町 10-41
150	あすか児童クラブあきた中央	放課後児童クラブ	保戸野千代田町 1-10
151	こばと学童保育クラブ	放課後児童クラブ	広面字樋ノ下 13-4
152	にじっこ学童クラブ	放課後児童クラブ	広面字碓 1-7
153	第二にじっこ学童クラブ	放課後児童クラブ	広面字碓 79-3
154	若駒学童クラブ	放課後児童クラブ	山王六丁目 8-2
155	こどものくに学童クラブ	放課後児童クラブ	広面字鍋沼 80-3
156	東児童クラブ	放課後児童クラブ	東通二丁目 11-2
157	さんさん倶楽部	放課後児童クラブ	山王中園町 4-15
158	大町学童クラブ	放課後児童クラブ	大町五丁目 7-38
159	ひばりクラブ	放課後児童クラブ	檜山南新町上丁 3
160	ならやま放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	南通宮田 16-10
161	あおぞら児童クラブ牛島教室	放課後児童クラブ	牛島東五丁目 9-6
162	かんば学童教室	放課後児童クラブ	牛島西一丁目 10-29
163	大野学童クラブ	放課後児童クラブ	仁井田字西潟敷 11
164	あおぞら児童クラブ	放課後児童クラブ	仁井田字仲谷地 285
165	学童保育あらや チャレンジクラブ	放課後児童クラブ	新屋扇町 6-38
166	放課後児童クラブ・るーてる	放課後児童クラブ	新屋表町 8-19
167	にいだ学童クラブ	放課後児童クラブ	仁井田新田三丁目 11-13
168	あおぞら児童クラブ四ツ小屋・御 所野教室	放課後児童クラブ	四ツ小屋字中野 258-1
169	学童クラブ スマイルキャンプ	放課後児童クラブ	牛島東四丁目 7-24

番号	施設名称	施設用途	所在地
170	ハラッパ AFTER SCHOOL	放課後児童クラブ	千秋矢留町 3-37
171	にじっこ学童クラブさくら	放課後児童クラブ	桜三丁目 9-3
172	秋田赤十字乳児院	乳児院	広面字釣瓶町 100-3
173	聖園天使園	児童養護施設	保戸野すわ町 1-58
174	秋田県子ども・女性・障害者相談 センター	児童婦人保護施設	手形住吉町 3-6
175	秋田わかばハイム	母子生活支援施設	南通築地 2-6
176	秋田聖徳会若草ハイム	母子生活支援施設	川元小川町 1-4
177	秋田婦人ホーム	母子生活支援施設	檜山古川新町 41-2
178	デイサービスセンター あいらんど	通所介護	飯島新町一丁目 3-15
179	外旭川デイサービスセンター幸	通所介護	外旭川字鳥谷場 136
180	旭川デイサービスセンター	通所介護	添川地ノ内 143-5
181	さとみ温泉りらくす倶楽部	通所介護	添川字境内川原 142-1
182	さとみ温泉ゆったり倶楽部	通所介護	添川字境内川原 142-1
183	ジョイリハ秋田寺内	通所介護	寺内字イサノ 60-2
184	デイサービス きたえる一む秋田泉	通所介護	泉中央四丁目 18-15
185	デイサービス きたえる一む秋田広面	通所介護	広面字家ノ下 91-3
186	八橋デイサービスセンター	通所介護	八橋南一丁目 8-2
187	ひだまりデイサービスセンター	通所介護	東通仲町 4-1 秋田拠点セン ターアルヴェ 5 階
188	コンパスウォーク山王	通所介護	山王沼田町 11-6
189	ツクイ秋田川尻	通所介護	川尻御休町 5-12
190	社会福祉法人蹊仁会ファミリ ー園デイサービスセンター	通所介護	桜一丁目 4-21
191	ツクイ秋田茨島	通所介護	茨島二丁目 11-65
192	デイサービスひなたぼっこの家	通所介護	茨島四丁目 5-10
193	ニチイケアセンター秋田	通所介護	御町五丁目 1-33
194	まごころデイサービスセンター	通所介護	牛島西一丁目 10-16
195	ジョイリハ秋田仁井田	通所介護	仁井田二ツ屋一丁目 3-49
196	デイサービスコリウス	通所介護	仁井田字大野 174-3
197	御野場病院 デイサービスセンター	通所介護	御野場四丁目 3-4
198	デイサービスおぐら	通所介護	河辺和田字坂本北 470-4
199	秋田市北部 デイサービスセンターゆりかご	通所介護	飯島字寄進田 94-1
200	介護老人保健施設ニコニコ苑	介護老人保健施設	下新城中野字琵琶沼 138-1
201	介護老人保健施設遊心苑	介護老人保健施設	添川字境内川原 196-1
202	特別養護老人ホーム八橋	介護老人福祉施設	八橋イサノ一丁目 2-4
203	特別養護老人ホームほどの	介護老人福祉施設	保戸野すわ町 8-24
204	特別養護老人ホーム中通	介護老人福祉施設	中通四丁目 3-23
205	特別養護老人ホーム ぬくもり山王	介護老人福祉施設	川尻町字大川反 233-59
206	特別養護老人ホーム光峰苑	介護老人福祉施設	添川字矢坂 16-1

番号	施設名称	施設用途	所在地
207	特別養護老人ホーム一つ森	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	上北手荒巻字鳥越 229-1
208	リフレッシュコア中通	短期入所生活介護	中通四丁目 3-23
209	ショートステイ花さくら	短期入所生活介護	添川字添川 170-7
210	ショートステイこころ	短期入所生活介護	添川字地ノ内 5-3
211	ショートステイあきた中央	短期入所生活介護	外旭川字三千刈 114-1
212	ショートステイミニとまと	短期入所生活介護	寺内字イサノ 121
213	大学病院前ショートステイ（ユニット型）	短期入所生活介護	広面字二階堤 20-1
214	ショートステイとまと	短期入所生活介護	八橋イサノ一丁目 13-17
215	本道の街 ショートステイセンター	短期入所生活介護	柳田字川崎 138
216	ショートステイ陽福苑	短期入所生活介護	下北手松崎字上崎 47-1
217	やすらぎの郷	短期入所生活介護 通所介護	泉中央五丁目 1-16
218	ショートステイケアホテル ほどの	短期入所生活介護	保戸野すわ町 8-24
219	ショートステイひろおもて	短期入所生活介護	広面字樋ノ下 1
220	ショートステイラ・ボア・ラクテ	短期入所生活介護	手形字西谷地 1-2
221	ショートステイぬくもり山王	短期入所生活介護	川尻町字大川反 233-59
222	ショートステイであい	短期入所生活介護	中通六丁目 4-12
223	ショートステイ東通	短期入所生活介護	東通観音前 1-2
224	ショートステイ笑	短期入所生活介護	広面字鬼頭 105
225	ショートステイ夢見草	短期入所生活介護	旭南三丁目 10-10
226	ショートステイもみの樹	短期入所生活介護	茨島二丁目 15-70
227	ハートフルケア秋田 ショートステイ	短期入所生活介護	牛島東五丁目 2-52
228	ショートステイいちご	短期入所生活介護	牛島東七丁目 8-37
229	ショートステイ色えんぴつ	短期入所生活介護	茨島四丁目 5-10
230	ショートステイ牛島	短期入所生活介護	牛島東六丁目 5-17
231	ショートステイヴィレージュ	短期入所生活介護	牛島西一丁目 6-28
232	ケアホテルのぞみ翔裕館	短期入所生活介護	上北手荒巻字堺切 48
233	仁井田福祉センター	短期入所生活介護 地域密着型通所介護 特定施設入居者生活 介護	仁井田字切上 240-1
234	ショートステイあい・ひかり	短期入所生活介護	仁井田新田二丁目 4-6
235	ショートステイあい	短期入所生活介護	仁井田字中新田 68
236	ショートステイあらや	短期入所生活介護	新屋沖田町 7-2
237	ショートステイ千乃恵	短期入所生活介護	四ツ小屋字城下當場 253-4
238	ショートステイおぐら	短期入所生活介護	河辺和田字坂本北 470-3
239	ショートステイむすびの郷	短期入所生活介護	雄和田草川字本田 241-57
240	ショートステイあゆみの里	短期入所生活介護	豊岩小山字前田表 150
241	仁井田デイサービスセンター ふきむすめ	地域密着型通所介護	仁井田字仲谷地 282
242	リフレッシュコア茨島	地域密着型通所介護	茨島四丁目 12-43
243	デイサービスほくと	地域密着型通所介護	下新城野字街道端西 11-1

番号	施設名称	施設用途	所在地
244	デイサービスつなぎの湯	地域密着型通所介護	寺内字イサノ 119-2
245	大学病院前デイサービス (地域密着型)	地域密着型通所介護	広面字二階堤 20-1
246	デイサロンえにしあ	地域密着型通所介護	広面字蓮沼 21-1
247	デイ・リハスポット ワンズライフ中央	地域密着型通所介護	千秋矢留町 10-12
248	エールデイサービス秋田店	地域密着型通所介護	下北手松崎字家ノ前 4-4
249	デイズアクティブ	地域密着型通所介護	広面字樋ノ下 6-2
250	デイサービス り・あくと	地域密着型通所介護	手形字西谷地 188-1 西村ビル東棟
251	GENKINEXT 秋田駅東口	地域密着型通所介護	手形字西谷地 416-1
252	楽土デイサービス広面	地域密着型通所介護	広面字小沼古川端 97-2
253	リハプライド中通	地域密着型通所介護	中通六丁目 1-65PP ビル 1 階
254	デイサービスぬくもり山王	地域密着型通所介護	川尻町字大川反 233-59
255	あおぞらデイサービス南通り	地域密着型通所介護	南通亀の町 4-7
256	デイサービスえん	地域密着型通所介護	泉中央二丁目 14-6
257	あおぞらデイサービス桜	地域密着型通所介護	桜二丁目 6-2
258	さくらデイサービス	地域密着型通所介護	横森四丁目 9-36
259	バイタルケア秋田南	地域密着型通所介護	新屋松美ガ丘東町 2-20
260	デイサービスもみの樹	地域密着型通所介護	茨島二丁目 15-70
261	デイ・リハホームワンズライフ牛 島	地域密着型通所介護	牛島西一丁目 4-43
262	ハートフルケア秋田 デイサービスセンター	地域密着型通所介護	牛島東五丁目 2-52
263	機能維持特化型 デイサービスケアライフゆり	地域密着型通所介護	牛島東五丁目 1-13
264	デイサービスさくら家	地域密着型通所介護	仁井田福島一丁目 18-29
265	にこにこリハビリデイサービス 茨島る〜む	地域密着型通所介護	茨島七丁目 4-26
266	デイサービスセンター のぞみ翔裕館	地域密着型通所介護	上北手荒巻字堺切 48
267	デイ・リハスポット 西部ワンズライフ	地域密着型通所介護	新屋大川町 19-85
268	あおぞらデイサービス大住	地域密着型通所介護	大住南三丁目 16-9
269	ア・ラ・ヤでデイ	地域密着型通所介護	新屋比内町 13-1
270	あおぞらデイサービス御野場	地域密着型通所介護	御野場新町一丁目 18-1
271	あおぞらデイサービス千秋	地域密着型通所介護	千秋矢留町 11-17
272	本道の街デイサービスセンター	地域密着型通所介護	柳田字川崎 138
273	レッツ倶楽部秋田八橋	地域密着型通所介護	八橋本町六丁目 9-10
274	元氣ジム秋田山王	地域密着型通所介護	旭北栄町 3-11
275	デイサービスわかば	地域密着型通所介護	中通三丁目 2-38 スカイパーク 102 1 階
276	地域密着型介護老人福祉施設 ケアコンプレックス寺内	地域密着型 介護老人福祉施設	寺内字三千刈 47-2
277	特別養護老人ホーム 中通アネックス	地域密着型 介護老人福祉施設	中通五丁目 8-15

番号	施設名称	施設用途	所在地
278	地域密着型特別養護老人ホーム うぐいす城東	地域密着型介護老人 福祉施設	広面字宮田 32-1
279	特別養護老人ホームラソ茨島	地域密着型介護老人 福祉施設	茨島六丁目 17-11
280	大学病院前認知症デイサービス	認知症対応型通所介 護	広面字二階堤 20-1
281	認知症対応型通所介護あさの杜	認知症対応型通所介 護	中通五丁目 8-15
282	デイサービスひばりさん	認知症対応型通所介 護	卸町五丁目 14-10
283	愛の家グループホーム 秋田外旭川	認知症対応型共同生 活介護	外旭川字堂ノ前 174-1
284	SOMPO ケア そんぽの家 GH 秋田旭川	認知症対応型共同生 活介護	旭川清澄町 16-17
285	グループホーム幸樹	認知症対応型共同生 活介護	泉南一丁目 4-20
286	グループホームやばせ翔裕館	認知症対応型共同生 活介護	八橋本町三丁目 14-18
287	グループホーム保戸野	認知症対応型共同生 活介護	保戸野中町 6-15
288	りんどうの家	認知症対応型共同生 活介護	手形字山崎 164-2
289	グループホームかんとう	認知症対応型共同生 活介護	檜山川口境 11-17
290	グループホーム ソフトハンド茨島	認知症対応型共同生 活介護	茨島四丁目 1-6
291	グループホームふれ愛の里牛島	認知症対応型共同生 活介護	牛島東五丁目 4-23
292	グループホーム・つばき大住	認知症対応型共同生 活介護	仁井田潟中町 2-35
293	グループホームゆず	認知症対応型共同生 活介護	仁井田本町三丁目 10-18
294	グループホーム国見ノ里	認知症対応型共同生 活介護	豊岩小山字前田表 158-3
295	グループホーム・つばき苑	認知症対応型共同生 活介護	雄和椿川字小鹿野戸 39-2
296	グループホーム赤とんぼ	認知症対応型共同生 活介護	雄和新波字竹ノ花 12
297	愛の家グループホーム秋田桜	認知症対応型共同生 活介護	桜一丁目 13-36
298	グループホーム ソフトハンド四ツ小屋	認知症対応型共同生 活介護	四ツ小屋字街道東 367
299	けあビジョンホーム 秋田新屋扇町	認知症対応型共同生 活介護	新屋扇町 11-30
300	愛の家グループホーム 秋田千秋中島町	認知症対応型共同生 活介護	千秋中島町 12-4
301	介護付有料老人ホームソフィー	特定施設入居者生活 介護	将軍野向山 13-42

番号	施設名称	施設用途	所在地
302	介護付有料老人ホームグリーン	特定施設入居者生活介護	外旭川字三後田 184
303	ひとむすび八橋	特定施設入居者生活介護	寺内字イサノ 24-1
304	ひとむすび泉	特定施設入居者生活介護	泉北一丁目 13-5
305	ニチイケアセンター ひろおもて秋田	特定施設入居者生活介護	広面字近藤堰越 17-1
306	介護付高齢者優良賃貸住宅 ほのか	特定施設入居者生活介護	広面糠塚 102-1
307	アルテンハウゼ手形住吉町	特定施設入居者生活介護	手形住吉町 1-3
308	特定施設入居者生活介護 スマートホーム	特定施設入居者生活介護	手形新栄町 4-1
309	さらさ秋田駅前	特定施設入居者生活介護	中通四丁目 17-15
310	ラ・ナシカあきた	特定施設入居者生活介護	東通四丁目 4-13
311	サービス付き高齢者向け住宅 ゆきわり草	特定施設入居者生活介護	川元むつみ町 3-32
312	さわやかさくらのもり	特定施設入居者生活介護	横森一丁目 5-40
313	有料老人ホーム拓稜ハウス割山	特定施設入居者生活介護	新屋朝日町 13-25
314	さわやか桜式番館	特定施設入居者生活介護	卸町一丁目 10-3
315	有料老人ホームヴィレージュ	特定施設入居者生活介護	牛島西一丁目 6-28
316	みんなのまち	特定施設入居者生活介護	新屋比内町 22-22
317	特定施設入居者生活介護事業所 きららいずみ	特定施設入居者生活介護	泉馬場 13-20
318	特定施設サービス付き 高齢者向け住宅ひかり	特定施設入居者生活介護	桜一丁目 9-13
319	秋田聖徳会一般型特定施設	特定施設入居者生活介護 養護老人ホーム	旭南一丁目 5-6
320	ケアハウススマートライフ中通	特定施設入居者生活介護 軽費老人ホーム	中通一丁目 4-4-401
321	小規模多機能型居宅介護事業所 花みずき	小規模多機能型居宅介護	添川字添川 170-21
322	愛の家小規模多機能型居宅介護 秋田外旭川	小規模多機能型居宅介護	外旭川字堂ノ前 174-1
323	小規模多機能型居宅介護事業所 愛好苑	小規模多機能型居宅介護	柳田字境田 140
324	小規模多機能型居宅介護事業所 ひかりの樹	小規模多機能型居宅介護	保戸野八丁 1-14

番号	施設名称	施設用途	所在地
325	小規模多機能型居宅介護事業所 太陽	小規模多機能型居宅 介護	高陽青柳町 9-20
326	小規模多機能型居宅介護 和ごや家	小規模多機能型居宅 介護	下北手松崎字前谷地 141-1
327	小規模多機能型居宅介護幸の家	小規模多機能型居宅 介護	南通亀の町 12-22
328	小規模多機能型居宅介護事業所 りぼん	小規模多機能型居宅 介護	横森一丁目 13-7
329	檜山小規模多機能型 居宅介護事業所	小規模多機能型居宅 介護	檜山佐竹町 1-19
330	小規模多機能ふれ愛の里	小規模多機能型居宅 介護	牛島東五丁目 4-22
331	小規模多機能型居宅介護事業所 なごみ	小規模多機能型居宅 介護	仁井田字西潟敷 127-2
332	まめでらハウス	小規模多機能型居宅 介護	新屋扇町 7-30
333	小規模多機能型居宅介護事業所 さるびあ	小規模多機能型居宅 介護	仁井田字中新田 88
334	小規模多機能型居宅介護事業所 はる風	小規模多機能型居宅 介護	河辺和田字和田 251-9
335	小規模多機能型居宅介護事業所 りぼん広面	小規模多機能型居宅 介護	広面字大袋 50-3
336	ケアハウスファミリー園	軽費老人ホーム	桜一丁目 4-21
337	矢留の里	住宅型有料老人ホーム	千秋矢留町 6-25
338	医心館秋田	住宅型有料老人ホーム	広面字大巻 59
339	有料老人ホームもみじ	住宅型有料老人ホーム	旭南二丁目 3-18
340	ナーシングホーム城南	住宅型有料老人ホーム	檜山城南新町 21-12
341	住宅型有料老人ホームなごみ	住宅型有料老人ホーム	仁井田字西潟敷 17-2
342	有料老人ホームきざし	住宅型有料老人ホーム	新屋大川町 11-6
343	有料老人ホームあらや	住宅型有料老人ホーム	新屋鳥木町 4-2
344	有料老人ホームさるびあ	住宅型有料老人ホーム	仁井田本町五丁目 13-16
345	有料老人ホームむすび	住宅型有料老人ホーム	河辺和田字下石川 255-1
346	有料老人ホームわかば	住宅型有料老人ホーム	中通三丁目 2-38 スカイ パーク 102 2階
347	有料老人ホームよつば	住宅型有料老人ホーム	旭南二丁目 3-17
348	住宅型有料老人ホームまつぎき	住宅型有料老人ホーム	下北手松崎字家ノ前 13-7

番号	施設名称	施設用途	所在地
349	有料老人ホームりんどう	住宅型有料老人ホーム	仁井田本町二丁目 12-14
350	虹の街看護小規模多機能いずみ	看護小規模多機能型 居宅介護	泉中央五丁目 31-8
351	秋田市老人福祉センター	老人福祉センター	八橋南一丁目 8-2
352	生活介護事業所 長岡ハウス	生活介護	下新城長岡字毛無谷地 255
353	らいふサポートほくと	生活介護 自立訓練（機能訓練）	下新城中野字街道端西 11-1
354	とうふ屋丸木橋六兵衛	生活介護 就労継続支援（B型）	山内字丸木橋 174-1
355	秋田聖徳会多機能型支援センター第二聖和	生活介護 放課後等デイサービス	外旭川字野村 20-1
356	ウェルビューいずみ障害福祉サービスセンター	生活介護 就労継続支援（B型） 就労移行支援	泉菅野二丁目 17-27
357	障がい福祉サービス事業所 ほっとばんぶー	生活介護	柳田字竹生 168-1
358	障害者支援施設ひだまり	生活介護 自立訓練（機能訓練）	東通仲町 4-1 秋田拠点センターアルヴェ 5 階
359	夢・究塾明日葉	生活介護 就労継続支援（B型）	山王五丁目 13-33
360	秋田聖徳会 障がい福祉サポートセンター 聖和	生活介護	川元小川町 1-8
361	自閉症スペクトラム特化型生活介護事業所 KAï	生活介護	仁井田本町一丁目 19-27
362	多機能ケアベース にのに	生活介護 短期入所 児童発達支援 放課後等デイサービス	牛島西二丁目 3-18
363	デイサービス ひなたぼっこの家	生活介護	茨島四丁目 5-10
364	手形ハウス	自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練 就労継続支援（B型）	手形字山崎 164-2
365	医療法人回生会 生活訓練事業所 紫陽花	自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練	牛島西一丁目 6-7
366	SOCIALSQUARE 秋田山王	自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労定着支援	山王六丁目 2-16 アバンテ山王 1F
367	保戸野ハウス	就労移行支援（一般型） 就労継続支援（B型）	保戸野中町 6-15
368	ディーキャリア 秋田オフィス	就労移行支援（一般型）	中通一丁目 3-5
369	こまどり	就労継続支援（A型）	八橋字イサノ 10
370	広面ハウス	就労継続支援（A型）	広面字樋ノ沖 69-1

番号	施設名称	施設用途	所在地
371	アクール	就労継続支援（A型）	川尻町字大川反 170-26
372	スプラウト	就労継続支援（A型）	中通五丁目 11-8 秋田サンフレンドビル 1 階
373	エバーグリーン	就労継続支援（A型）	仁井田潟中町 12-5
374	ちゃれんじ工房株式会社	就労継続支援（A型）	新屋島木町 1-73
375	One TeAm AkitA	就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型）	東通仲町 9-11
376	家々	就労継続支援（B型）	雄和平沢字大面 2-1
377	ビーハッピー	就労継続支援（B型）	中通六丁目 6-20 AMC ビル 4 階
378	ごろりんはうす Story	就労継続支援（B型）	山王一丁目 4-10
379	明成園	就労継続支援（B型）	添川字地ノ内 10-1
380	サポート スペース そう	就労継続支援（B型）	泉字登木 209-1 サンステージ登木 108 号室
381	自立支援センター 希望園	就労継続支援（B型）	泉中央二丁目 6-26
382	story cAt	就労継続支援（B型）	南通亀の町 1-4
383	アトリエ・ローブ	就労継続支援（B型）	手形字西谷地 188-1 西村ビル西棟
384	障がい福祉サービス事業所 白樺	就労継続支援（B型）	中通一丁目 3-37
385	ダイバーシティあきた	就労継続支援（B型）	山王六丁目 16-11ARCS ビル
386	NPO 法人 ホープ・フル 障害者就労支援事業 秋田のう さん	就労継続支援（B型）	川尻町大川反 170-69
387	アキタネット就労継続支援 B 型 事業所	就労継続支援（B型）	東通仲町 2-12
388	自立支援センター ふ〜ら	就労継続支援（B型）	山王五丁目 7-22
389	はっぴーわーきん	就労継続支援（B型）	中通二丁目 2-7 トラスト ワンビル 21 4F 4-D
390	ごろりんはうす	就労継続支援（B型）	川元山下町 2-3
391	ごろりんはうす Being	就労継続支援（B型）	山王沼田町 3-35
392	インクル・ジョブ	就労継続支援（B型）	山王沼田町 11-11 山王沼 田町オフィスビル 1-B
393	テラシア就労継続支援 B 型事業 所	就労継続支援（B型）	東通仲町 20-16
394	障害者支援施設 ドリームカンパニーあゆみ	就労継続支援（B型）	仁井田本町五丁目 12-45
395	地域支援センターきぐみの家	就労継続支援（B型）	広面字樋口 111-5
396	就労継続支援 B 型事業所あゆむ	就労継続支援（B型）	山王臨海町 4-6 アナザーワ ンビル 214 号 313 号
397	めだか plus	就労継続支援（B型）	山王三丁目 4-1
398	スノードロップ	就労継続支援（B型）	東通一丁目 23-1
399	Next WORK	就労継続支援（B型）	東通仲町 2-8 駅東 SONIA ビル 1F
400	ジョブタス秋田八橋事業所	就労継続支援（B型）	八橋本町五丁目 8-31 2F
401	リ：ミックス	就労継続支援（B型）	中通四丁目 3-23
402	ハッピーシャムロック	就労継続支援（B型）	保戸野八丁 4-5
403	グループホームきぐみの家	共同生活援助	広面字樋口 111-1 106

番号	施設名称	施設用途	所在地
404	グループホームはればれ	共同生活援助	檜山川口境 21-24
405	ケアホーム ほっと	共同生活援助	上新城小又字啞市 50
406	杉の木園グループホーム事業所	共同生活援助	山内字上台 15-1
407	グループホーム太郎・花子	共同生活援助	旭川清澄町 15-16
408	雪やなぎ	共同生活援助	柳田字佐渡端 34-2
409	ささこやま	共同生活援助	広面字大巻 36-3
410	グループホーム白樺	共同生活援助	中通一丁目 3-37
411	グループホーム まちなか	共同生活援助	山王四丁目 6-26 山王 9K ビル 401 号室 402 号室
412	あおぞら	共同生活援助	広面字樋ノ上 34-1
413	こまち	共同生活援助	広面字樋ノ上 34-1
414	結	共同生活援助	広面字樋ノ上 34-1
415	みのり	共同生活援助	広面字樋ノ上 34-1
416	さくら	共同生活援助	広面字樋ノ上 34-1
417	グループホーム Tune	共同生活援助	桜三丁目 14-10
418	医療法人わらべ会 障害者グループホームみやた	共同生活援助	南通宮田 15-44
419	グループホーム青い鳥	共同生活援助	茨島四丁目 5-10
420	あやめ	共同生活援助	牛島西一丁目 6-24
421	オリーブ	共同生活援助	牛島西一丁目 6-16
422	グループホーム ロワゾー・ヴェール	共同生活援助	横森二丁目 20-28
423	グループホーム ロワゾー・ブルー	共同生活援助	将軍野青山町 10-25
424	秋田市 のぞみ地域活動支援センター	地域活動支援センター	八橋南一丁目 8-2
425	障害者支援施設 小又の里	短期入所 生活介護 施設入所支援 就労継続支援（B 型）	上新城小又字落合 85
426	杉の木園	短期入所 生活介護	山内字上台 15-2
427	竹生寮	短期入所 生活介護 施設入所支援	柳田字竹生 168
428	医療法人回生会 短期入所事業所 紫陽花	短期入所	牛島西一丁目 6-7
429	コミュニティライフサポート谷内佐渡ホーム	短期入所 共同生活援助	広面字谷内佐渡 100-1
430	たかしみず園	短期入所 生活介護 施設入所支援	上北手猿田字苗代沢 14-1
431	高清水園	短期入所 生活介護 施設入所支援	上北手猿田字苗代沢 14-1
432	障がい者支援施設ほくと	短期入所 生活介護 施設入所支援	下新城野中野字街道端西 11-1

番号	施設名称	施設用途	所在地
433	ショートステイ夢見草	短期入所	旭南三丁目 10-10
434	アイル MC	児童発達支援	保戸野金砂町 2-32
435	子ども発達支援センター オリブ園	児童発達支援	新屋表町 8-5
436	にじいろキッズ	児童発達支援	東通仲町 4-1 秋田拠点セン ターアルヴェ 3FC-2
437	児童発達支援 らじわん	児童発達支援	泉南三丁目 27-20
438	児童発達支援・放課後等デイサー ビス じゃんぷ	児童発達支援 放課後等デイサービ ス	広面字釣瓶町 35-2
439	児童発達支援・放課後等デイサー ビス すまいるみっけ	児童発達支援 放課後等デイサービ ス	広面字蓮沼 21-5
440	発達支援 BOX らじあぼ	児童発達支援 放課後等デイサービ ス	手形字西谷地 188-1 西村ビル 東棟
441	こどもサポート教室 「クラ・ゼミ」秋田駅東校	児童発達支援 放課後等デイサービ ス	手形西谷地 704-1 センティ ースマンション 104 号
442	運動学習支援教室ふれんず 山王教室	児童発達支援 放課後等デイサービ ス	山王五丁目 14-2 山王土地ビル 1F
443	あきた児童デイサービスセンタ ー	児童発達支援 放課後等デイサービ ス	檜山川口境 13-8
444	運動学習支援教室ふれんず 秋田南教室	児童発達支援 放課後等デイサービ ス	卸町五丁目 1-6
445	自閉症スペクトラム特化多機能 型事業所 KokuA	児童発達支援 放課後等デイサービ ス	御野場新町三丁目 13-5
446	放課後デイサービス太陽	放課後等デイサービ ス	高陽青柳町 8-24
447	憩音	放課後等デイサービ ス	将軍野桂町 2-9
448	放課後等デイサービス ハピネス	放課後等デイサービ ス	八橋イサノ二丁目 8-25 HM 八橋 101
449	アーク	放課後等デイサービ ス	保戸野八丁 24-38
450	竹生寮 放課後等デイサービス事業所	放課後等デイサービ ス	柳田字竹生 168
451	あおぞらキッズ 放課後等デイサービス八橋	放課後等デイサービ ス	八橋新川向 9-24
452	放課後等デイサービス ネクストハピネス	放課後等デイサービ ス	八橋田五郎二丁目 2-24
453	あきた児童デイサービス 3 号店	放課後等デイサービ ス	手形西谷地 134-1

番号	施設名称	施設用途	所在地
454	あおぞらキッズ 放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	広面字板橋添 26-6
455	放課後等デイサービスインクル	放課後等デイサービス	新屋表町 8-19
456	放課後等デイサービス らじびあ	放課後等デイサービス	仁井田本町三丁目 6-32
457	児童デイサービス ルピナス	放課後等デイサービス	御野場新町四丁目 10-8
458	TOYO キッズデイサービス	放課後等デイサービス	大住二丁目 3-9
459	あおぞらキッズ 放課後等デイサービス手形	放課後等デイサービス	手形字西谷地 174-1
460	放課後デイ GrAnny 秋田 2 号店	放課後等デイサービス	仁井田緑町 5-8
461	今村病院	病院	下新城中野字琵琶沼 124-1
462	外旭川病院	病院	外旭川字三後田 142
463	清和病院	病院	柳田字石神 59
464	秋田大学医学部附属病院	病院	広面字蓮沼 44-2
465	小泉病院	病院	中通四丁目 1-28
466	中通リハビリテーション病院	病院	中通六丁目 1-58
467	細谷病院	病院	南通宮田 3-10
468	中通総合病院	病院	南通みその町 3-15
469	秋田回生会病院	病院	牛島西一丁目 7-5
470	御野場病院	病院	御野場二丁目 14-1
471	並木クリニック	有床診療所	寺内堂ノ沢一丁目 7-28
472	細部眼科医院	有床診療所	保戸野すわ町 15-2
473	高橋眼科医院	有床診療所	保戸野中町 1-53
474	山王胃腸科	有床診療所	山王二丁目 1-49
475	小川内科医院	有床診療所	中通三丁目 3-55
476	城東整形外科	有床診療所	東通六丁目 7-6
477	城東スポーツ整形クリニック	有床診療所	中通七丁目 1-3
478	おのば眼科	有床診療所	仁井田字中新田 81

資料 3 5 - 2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

令和 7 年 1 月末現在

番号	施設名称	施設用途	所在地
1	明德小学校	小学校	千秋公園 1-13
2	旭川小学校	小学校	手形字才ノ浜 63
3	浜田小学校	小学校	浜田字自在山 47-2
4	豊岩小学校	小学校	豊岩豊巻字内縄尻 90
5	上北手小学校	小学校	上北手猿田字館ノ下 38
6	下北手小学校	小学校	下北手松崎字谷崎 202-1
7	河辺小学校	小学校	河辺和田字岡村 164-1
8	河辺中学校	中学校	河辺北野田高屋字雷谷地 84
9	手形山幼稚園	幼稚園（新制度）	手形山東町 1-37
10	上北手保育園	認可保育所	上北手猿田字苗代沢 87-6
11	新波保育所	認可保育所	雄和神ヶ村字陳笠 262
12	ちえの和	事業所内保育施設	上北手猿田字苗代沢 222-1
13	旭川児童館	児童館	手形字才ノ浜 63
14	明德児童センター	児童センター	千秋北の丸 5-70
15	河辺児童室	児童室	河辺和田字岡村 164-1
16	豊岩児童室	児童室	豊岩豊巻字内縄尻 90
17	広面子育ステーション	放課後児童クラブ	広面字二階堤 20-1
18	感恩講児童保育園	児童養護施設	寺内神屋敷 2-1
19	介護老人保健施設三楽園	介護老人保健施設	飯島字堀川 84-20
20	介護老人保健施設あいぜん苑	介護老人保健施設	上新城道川字愛染 58
21	介護老人保健施設千秋苑	介護老人保健施設	外旭川字神田 592
22	介護老人保健施設ふれ愛の里	介護老人保健施設	豊岩小山字中山 216-27
23	介護老人保健施設 シルバーケアセンター清遊園	介護老人保健施設	河辺戸島字上野 4-3
24	特別養護老人ホーム幸楽園	介護老人福祉施設	上新城中字片野 4
25	特別養護老人ホーム一つ森	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	上北手荒巻字鳥越 229-1
26	特別養護老人ホーム花の家	介護老人福祉施設	雄和石田字苗代沢 18
27	ショートステイ幸楽園	短期入所生活介護	上新城中字片野 4
28	大学病院前ショートステイ （ユニット型）	短期入所生活介護	広面字二階堤 20-1
29	ショートステイゆうわの里	短期入所生活介護	雄和芝野新田字寺沢 2-1
30	花の家短期入所生活介護事業 所	短期入所生活介護	雄和石田字苗代沢 18
31	手形デイサービスセンター ふるさと	地域密着型通所介 護	手形字才ノ浜 27-6
32	大学病院前デイサービス（地域 密着型）	地域密着型通所介 護	広面字二階堤 20-1
33	デイサービスゆうわの里	地域密着型通所介 護	雄和芝野新田字寺沢 2-1
34	大学病院前認知症デイサービ ス	認知症対応型通所 介護	広面字二階堤 20-1
35	ケアハウス花の家	軽費老人ホーム	雄和石田字苗代沢 18
36	One memory	生活介護 就労継続支援（B 型）	新屋船場町 3-10
37	サンハウス	就労継続支援（B 型）	上北手荒巻字荒巻 312
38	グループホーム久盛会	共同生活援助	飯島字堀川 84-29
39	グループホームあかつき KIBOU HIKARI	共同生活援助	桜三丁目 6-3
40	グループホーム ロワゾー・ヴェール	共同生活援助	横森二丁目 20-28

番号	施設名称	施設用途	所在地
41	障害者支援施設 小又の里	短期入所 生活介護 施設入所支援 就労継続支援(B型)	上新城小又字落合 85
42	すずらん短期入所事業所	短期入所	飯島字堀川 84-29
43	ショートステイゆうわの里	短期入所	雄和芝野新田字寺沢 2-1
44	秋田緑ヶ丘病院	病院	飯島字堀川 84
45	秋田県立 循環器・脳脊髄センター	病院	千秋久保田町 6-10
46	秋田赤十字病院	病院	上北手猿田字苗代沢 222-1
47	医療法人祐愛会 加藤病院	病院	河辺戸島字上野 4-3

資料 3 5 - 3 津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設

令和 7 年 1 月末現在

番号	施設名称	施設用途	所在地
1	土崎小学校	小学校	土崎港中央三丁目 1-78
2	こども園こうほく風の遊育舎	認定こども園	土崎港北六丁目 1-33
3	シエルアンジュ園	小規模保育事業	土崎港中央五丁目 4-8
4	秋田みなと園	小規模保育事業	土崎港西三丁目 8-14
5	こども園あきた風の遊育舎	認定こども園	土崎港西三丁目 8-28
6	認定こども園 土崎幼稚園	認定こども園	土崎港中央四丁目 5-42
7	幼保連携型認定こども園 ナーサリー土崎	認定こども園	土崎港中央六丁目 10-6
8	ナーサリー小鳥の木	認可保育所	八橋イサノ二丁目 4-29
9	寺内保育所	認可保育所	寺内油田二丁目 5-1
10	し〜な保育園	事業所内保育事業	八橋南一丁目 1-3
11	認定こども園 山王幼稚園・保育園	認定こども園	山王中園町 4-15
12	かわしり保育園	認可保育所	山王臨海町 4-15
13	わかこま第二保育園	認可保育所	山王六丁目 7-26
14	大野保育園	認可保育所	仁井田字西潟敷 11
15	秋田県児童会館	児童会館	山王中島町 1-2
16	土崎児童館	児童館	土崎港中央三丁目 7-11
17	若駒学童クラブ	放課後児童クラブ	山王六丁目 8-2
18	学童保育あきた風の遊育舎	放課後児童クラブ	土崎港西三丁目 7-18
19	さんさん倶楽部	放課後児童クラブ	山王中園町 4-15
20	大野学童クラブ	放課後児童クラブ	仁井田字西潟敷 11
21	秋田市老人福祉センター	老人福祉センター	八橋南一丁目 8-2
22	特別養護老人ホーム ぬくもり山王	介護老人福祉施設	川尻町字大川反 233-59
23	特別養護老人ホームひなた	介護老人福祉施設	土崎港西三丁目 11-5
24	特別養護老人ホーム八橋	介護老人福祉施設	八橋イサノ一丁目 2-4
25	特別養護老人ホーム飯島	介護老人福祉施設	飯島道東一丁目 5-1
26	介護老人保健施設なぎさ	介護老人保健施設	土崎港中央四丁目 4-23
27	特別養護老人ホームラソ茨島	地域密着型介護老人福祉施設	茨島六丁目 17-11
28	ショートステイだんだん	短期入所生活介護	土崎港西五丁目 12-17
29	ショートステイとまと	短期入所生活介護	八橋イサノ一丁目 13-17
30	ショートステイなぎさ	短期入所生活介護	土崎港中央四丁目 4-23
31	ショートステイぬくもり山王	短期入所生活介護	川尻町字大川反 233-59
32	ショートステイひなた	短期入所生活介護	土崎港中央三丁目 4-39
33	ショートステイほほえみ館	短期入所生活介護	土崎港相染町字大谷地 35-1
34	ショートステイもみの樹	短期入所生活介護	茨島二丁目 15-70
35	ショートステイやまゆり	短期入所生活介護	飯島川端一丁目 2-5
36	ショートステイ和楽	短期入所生活介護	飯島川端一丁目 3-6
37	社会医療法人正和会五十嵐記念 病院短期入所生活介護施設在宅 総合ケアセンター	短期入所生活介護	土崎港中央一丁目 17-23
38	ショートステイ色えんぴつ	短期入所生活介護	茨島四丁目 5-10
39	コンパスウォーク山王	通所介護	山王沼田町 11-6
40	ツクイ秋田川尻	通所介護	川尻御休町 5-12
41	ツクイ秋田土崎	通所介護	土崎港相染町字中谷地 182-1
42	デイサービス きたえる一む秋田土崎	通所介護	土崎港相染町字大谷地 36-11 8
43	ニチイケアセンター秋田	通所介護	卸町五丁目 1-33
44	八橋デイサービスセンター	通所介護	八橋南一丁目 8-2
45	ケアセンター港北	認知症対応型通所 介護	土崎港北七丁目 1-17

番号	施設名称	施設用途	所在地
46	デイサービスひばりさん	認知症対応型通所介護	卸町五丁目 14-10
47	認知症対応型デイサービスひなた	認知症対応型通所介護	土崎港中央四丁目 4-16
48	あおぞらデイサービス大住	地域密着型通所介護	大住南三丁目 16-9
49	だまこ亭	地域密着型通所介護	土崎港南一丁目 9-28
50	デイサービスセンターひなた	地域密着型通所介護	土崎港中央三丁目 4-39
51	デイサービスぬくもり山王	地域密着型通所介護	川尻町字大川反 233-59
52	デイサービスもみの樹	地域密着型通所介護	茨島二丁目 15-70
53	にこにこリハビリデイサービス 茨島る〜む	地域密着型通所介護	茨島七丁目 4-26
54	バイタルケア秋田南	地域密着型通所介護	新屋松美ガ丘東町 2-20
55	リハプライド土崎	地域密着型通所介護	土崎港中央三丁目 5-36
56	レッツ倶楽部 秋田八橋	地域密着型通所介護	八橋本町六丁目 9-10
57	特定非営利活動法人希望の家	地域密着型通所介護	土崎港相染町字浜ナシ山 2-2 82
58	グループホームひなた	認知症対応型共同生活介護	土崎港中央四丁目 4-16
59	介護付有料老人ホーム遙か	特定施設入居者生活介護	土崎港中央三丁目 4-42
60	有料老人ホーム拓稜ハウス割山	特定施設入居者生活介護	新屋朝日町 13-25
61	さわやか桜式番館	特定施設入居者生活介護	卸町一丁目 10-3
62	みなとの里	住宅型有料老人ホーム	土崎港中央七丁目 2-15
63	ケアハウス土崎	軽費老人ホーム	土崎港中央三丁目 4-40
64	みなと	短期入所	土崎港北一丁目 7-21
65	リフレッシュコア茨島	生活介護 地域密着型通所介護	茨島四丁目 12-43
66	デイサービスひなたぼっこの家	生活介護 通所介護	茨島四丁目 5-10
67	まちなかサテライト 2	共同生活援助	川尻御休町 2-14
68	杉翠荘	共同生活援助	土崎港中央六丁目 3-3
69	グループホーム青い鳥	共同生活援助	茨島四丁目 5-10
70	花つぼみ	共同生活援助	土崎港相染町字大谷地 33-10
71	絆	共同生活援助	土崎港相染町字沖谷地 151-2
72	希	共同生活援助	土崎港相染町字沖谷地 151-2
73	あいしんホーム みなと	共同生活援助	土崎港北一丁目 7-21
74	土崎ハウス	自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練	土崎港中央七丁目 2-15-2
75	こまどり	就労継続支援（A 型）	八橋字イサノ 10
76	アクール	就労継続支援（A 型）	川尻町字大川反 170-26
77	ジョブタス秋田八橋事業所	就労継続支援（B 型）	八橋本町五丁目 8-31 2F
78	就労継続支援 B 型事業所 スクラム	就労継続支援（B 型）	飯島字穀丁大谷地 1-33

番号	施設名称	施設用途	所在地
79	インクル・ジョブ	就労継続支援(B型)	山王沼田町 11-11 山王沼田 オフィスビル 1-B
80	ダイバーシティあきた	就労継続支援(B型)	山王六丁目 16-11 ARCS ビ ル
81	就労継続支援事業所やわらぎ	就労継続支援(B型)	土崎港中央一丁目 21-36
82	ごろりんはうす Being	就労継続支援(B型)	山王沼田町 3-35
83	就労継続支援 B 型事業所あゆむ	就労継続支援(B型)	山王臨海町 4-6 アナザーワ ンビル 214 号 313 号
84	NP0 法人ホープ・フル 障害者 就労支援事業秋田のうさん	就労継続支援(B型)	川尻町大川反 170-69
85	にじいろのカルテ	就労継続支援(B型)	土崎港相染町字沖谷地 153
86	運動学習支援教室 ふれんず秋田南教室	児童発達支援 放課後等デイサー ビス	卸町五丁目 1-6
87	TOYO キッズデイサービス	放課後等デイサー ビス	大住二丁目 3-9
88	児童デイサービス七彩	放課後等デイサー ビス	土崎港相染町字大谷地 6-7
89	放課後等デイサービス ネクストハピネス	放課後等デイサー ビス	八橋田五郎二丁目 2-24
90	土崎病院	病院	土崎港中央四丁目 4-26
91	五十嵐記念病院	病院	土崎港中央一丁目 17-23
92	玉田眼科	有床診療所	土崎港中央五丁目 6-29
93	あきたレディースクリニック 安田	有床診療所	土崎港中央一丁目 17-11
94	向島医院	有床診療所	土崎港中央三丁目 5-10

第 3 6 地区防災計画

資料 3 6 - 1 地区防災計画の指定

連番	計 画 の 名 称	指 定 年 月
	提 案 者	
	対 象 地 域 (町内会名等)	
1	旭南地区防災計画	平成 3 1 年 3 月
	旭南地区自主防災組合連合会 会長 佐々木 久左エ門	
	・登町むつみ町・向馬口労町・鍛冶町下川反親交會・鍛冶町上川反共盛會・馬口労町 ・酒田町・下鍛冶町・上鍛冶町・四十間堀町・城町・新城町・室町・恵比寿町 ・門前町・寿むつみ町・上川口・中川口・川口上裏町・西馬口労町・川口新町北区 ・川口新町親和會・本渡町共和會・川口下裏町親睦會・平和町・旭橋通り・川尻本町 ・川元開和町第一・旭南団地第一・旭南団地第二・旭南団地第三・旭南みつば會 ・若草會・旭南一丁目 A・旭南一丁目 B・旭南一丁目北 (3 5 町内會)	